

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十五年二月二十日發行

同盟旬報

(No. 95) 行發日十二月二・號四第 卷四第

【號旬上月二年五十和昭】

主要記事

第七十五帝國議會再開……
淺間丸事件一應解決……
五原附近の傳作義軍掃蕩成る……
賓陽附近で敵大軍を殲滅……
愛蘭反英運動熾烈化の兆……
バルカン協商國會議終る……
トルコ海軍獨造船所を占領……
米國歐洲和平工作に乗出す……

行發社信通盟同人法團社

昭和十五年
三月 上旬
重要日誌

二月一日(木)

- △休會明け帝國議會再開
- △青少年雇入制限令公布
- △海運統制令公布
- △日滿ソ蒙國境確定委員會解散
- △伊六十三號潜水艦引揚げ成功(海軍省公表)
- △臺北、廣東間航空郵便開始
- △中共、重慶へ八大要求提出
- △海空軍演習線延長
- △労働黨の内閣改組要求を英首相一蹴
- △駐米ソ聯大使ハル長官訪問、米國の反ソ態度に抗議

同日(金)

- △皇軍賓陽に突入
- △米大使乗艦揚子江で砲撃さる
- △英外相伊大使會談
- △バルカン協商國會議ベルグラードで開催
- △協商國の共同措置を協議

同日(土)

- △齋藤隆夫代議士懲罰に附さる
- △中村正雄中將戦死陸軍省発表
- △西北作戦部隊五原占領

同日(日)

- △皇軍賓陽西北上林に進出
- △澤田大使、佛外相會談
- △獨政府駐白、獨ソ兩大使召還、中東歐情勢聴取
- △ソ聯最高會議、ソ勃通商條約批准
- △羅國報紙對英攻撃
- △日英莫大小協定一九四〇年末迄延長の旨英政府発表
- △バルカン協商國會議終る

同日(日)

- △西北作戦部隊臨河占領
- △濱越線爆撃で米、日佛に申入れ
- △同 五日(月)
- △マツチ製造配給令公布
- △第五次英佛戰時最高會議パリで開催
- △佛官憲パリ駐在ソ聯通商代表部事務所を搜索と共に通商代表を抑留、ソ聯直ちに抗議
- △和蘭國軍總司令更迭
- △バルカン諸國黑海條約締結説
- △ガンヂー翁リンスガウ印度總督と第五次會談、印度の對戰協力問題折衝決裂

同日(火)

- △政府淺間丸事件の公文發表、交戰國軍隊編入者乗船禁止を告示
- △西北作戦部隊善壩占領
- △滿洲國皇帝陛下御誕辰(萬壽節)
- △中立諸國和平提唱説
- △土外相ソフイア訪問勃國王及び首相と土勃兩國關係につき會談
- △ガンヂー翁對英強硬態度闡明
- △ジンナー回教徒聯盟總裁、印度總督と會談
- △國際労働局ソ聯を除名

同日(水)

- △陸軍休暇令改正
- △英紙類統制令發動
- △愛蘭全國に反英示威運動
- △對支援助の對外融資法案米上院外交委員會通過、反日意圖具體化
- △米對伊報復關稅輕減説、米伊關係漸次好转

同日(木)

- △軍事扶助費追加豫算成立
- △敵機國土空襲を企圖(西部防衛司令部並に朝鮮總督府発表)
- △皇軍武鳴縣城進入

同日(金)

- △重光大使英外務次官會談
- △伊最高國防委員會開催
- △勃、獨から飛行機購入方を交渉
- △土海軍ボスボラス海峡の獨造船所占領、近東情勢緊迫
- △近東に英佛軍五十萬集結
- △米對支借款運動の内幕暴露
- △米洲中立委員會交戰國潜水艦の中立水域航行制限

同日(金)

- △ノモンハン勇戦二部隊に感狀授與
- △英近海で英獨空中戦
- △愛蘭人反英不穩計露説
- △獨、波蘭に鐵鋼統制機關設立
- △米大統領ウエルズ國務次官を歐洲に派遣する旨発表、米國和平工作に乗出す
- △米ハル國務長官既に和平豫備折衝を開始した旨聲明

同日(土)

- △電力調整令實施
- △第十九回(陸軍十七回)論功行賞發表
- △米大統領米國青年大會でソ聯攻撃
- △和蘭政府、蘭印防備強化に巡洋戰艦三隻建造を發表

同盟旬報 第四卷・第四號 主要目次

●印は「表紙掲出」記

宮廷

宮中月次歌會御通題に「炭」〔二・五〕... 紀元節に御紋附木盃下賜〔二・一〇〕... 紀元節に社會事業團體に御下賜金... 李健公妃から慰問袋下賜...

支那事變

中村正雄中將戦死(發表)〔二・三〕... 戦死將校... 第十九回論功行賞〔三・一〇〕... 戦況... 通國戦況〔二・三六—二・三九〕... 【北支戦況】... 瀋陽西方で朱占魁匪を撃破〔二・七〕... 一月中山西掃蕩戦果... 【西北作戦】... 西北黨軍陣容... 烏沈占領〔二・一〕... 百川堡占領〔二・一〕... 五原占領〔二・三〕... 臨河占領〔二・四〕... 善端占領〔二・六〕... 寧夏省に進入〔二・六〕... 西北回教軍狼狽〔二・六〕... 西北作戦戦果... 【中支戦況】... 長江機雷處分状況〔二・二〕... 一月中蘇北討伐の綜合戦果... 一月中長江下流地區綜合戦果... 一月中南京周邊討伐戦果... 陸戦隊舟山島の殘敵掃蕩〔二・七〕...

武漢周邊掃蕩戦... 京山附近敵撃滅〔二・三〕... 京山、安陸公路の敵潰亂〔二・八〕... 黃陂東北の四千を撃破〔二・三〕... 舊口鎮東北の敵を包圍〔二・五〕... 隨縣南方の敵挾撃〔二・六〕... 江西省でも敵大量投降〔二・七〕... 【南支戦況】... 海南島西北部の共匪掃蕩終る〔二・一〇〕... 南寧北力殲滅戦... 南寧擊退に敵大軍集結... 白崇禧の兵力移動で敵大動搖... 南寧奪回に敵空前の總動員〔二・一〕... 敵左側背より賓陽突入... 皇軍賓陽に突入〔二・二〕... 陸軍賓陽攻略戦に協力〔二・二〕... 永淳よりの北進部隊も敵撃破〔二・二〕... 包圍態勢完成(大本營發表)〔二・二〕... 賓陽西南で包圍殲滅戦... 賓陽南方に殲滅戦展開〔二・三〕... 包圍圈内の敵を縱横に爆撃〔二・三〕... 敗敵一萬を撃滅〔二・三〕... 賓陽西方に敵五萬を殲滅〔二・三〕... 更に賓陽西北に進出... 賓陽西北上林縣に進出〔二・三〕... 敵屍四萬六千餘(發表)〔二・三〕... 賓陽西方で脱出の敵三ヶ師殲滅〔二・六〕... 敵師長以下將校戦死逃亡〔二・四〕... 一轉武鳴縣に入城... 武鳴、南寧公路完全に確保〔二・八〕... 武鳴平地掃蕩戦の戦果... 敵増援軍を撃滅〔二・七〕... 大本營陸軍報道部發表〔二・七〕... 滿目山野を蔽ふ敵遺棄死體〔二・一〇〕... 【空中戦・空爆】... 敵機我が國の空襲を企圖〔二・八〕... 蘭州爆撃の敵損害百萬元餘... 海空軍... 廣西省遷江爆撃〔二・二〕... 滇越線爆破〔二・一〕... 江西省の吉安、贛州爆撃〔二・六〕... 浙贛線爆撃〔二・一〕... 麗水の倉庫群爆撃〔二・九〕... 陸空軍... 五原北方の萬和長空襲〔二・一〕... 湖北省孝感東北の敵猛爆〔二・八〕... 蔣政府... 重慶國際放送開始〔二・一〕... 重慶に和平熱昂まる... 重慶に反戦大同盟蜂起〔二・七〕... 滇越線爆撃で各國の對日抗議要請〔二・五〕... 昨年中の戦傷兵六十七萬餘... 葉、鮑兩氏に逮捕令〔二・六〕... 二千萬弗借款に重慶まだ不滿... 猶太人の雲南收容を龍雲拒否〔二・一〇〕... 國共依然對峙... 國共内訌激化にソ聯警戒〔二・一〇〕... 國共、重慶へ八大要求提出〔二・三〕... 馮玉祥國共衝突調査... 【新支那建設】... 純正國民黨... 高、陶行方不明... 新中央政府の機構(中華日報)... 新政權下に新中央銀行券發行...

【北支情勢】... 天津英租界の食料搬入許可〔二・三〕... 強化された和平救國軍... 中國新青年黨政綱〔二・七〕... 天津テロ團一味日本側に引渡し〔二・六〕... 新民會と宣撫班統合... 【中支情勢】... 佛租界に爆彈事件〔二・九〕... △財政・經濟... 一月下半の華興券流通狀況... 昨年華興銀行業績良好... 上海物價更に騰貴... 南京維新政府... 農事實驗所開所... 【南支情勢】... 海南島上陸一周年所感〔二・一〇〕... 列國動向... 米大使乘艦砲撃さる〔二・一〕... ショーンソン米大使上海歸着〔二・四〕... 滇越鐵道爆撃で米、日佛に申入れ〔二・四〕... 第七十帝國議會... 第五回... 明年度豫算案提出〔二・一〕... 十四年度追加豫算案提出〔二・一〇〕... 政府提出法案... 檢察廳法案提出... 【貴族院】... 本會議... 國務大臣演説〔二・一〕... 陸相戦況説明内容... 海相戦況説明内容... 淺間丸事件外相報告... 外相演説海外反響...

武鳴平地掃蕩戦の戦果... 敵増援軍を撃滅〔二・七〕... 大本營陸軍報道部發表〔二・七〕... 滿目山野を蔽ふ敵遺棄死體〔二・一〇〕... 【空中戦・空爆】... 敵機我が國の空襲を企圖〔二・八〕... 蘭州爆撃の敵損害百萬元餘... 海空軍... 廣西省遷江爆撃〔二・二〕... 滇越線爆破〔二・一〕... 江西省の吉安、贛州爆撃〔二・六〕... 浙贛線爆撃〔二・一〕... 麗水の倉庫群爆撃〔二・九〕... 陸空軍... 五原北方の萬和長空襲〔二・一〕... 湖北省孝感東北の敵猛爆〔二・八〕... 蔣政府... 重慶國際放送開始〔二・一〕... 重慶に和平熱昂まる... 重慶に反戦大同盟蜂起〔二・七〕... 滇越線爆撃で各國の對日抗議要請〔二・五〕... 昨年中の戦傷兵六十七萬餘... 葉、鮑兩氏に逮捕令〔二・六〕... 二千萬弗借款に重慶まだ不滿... 猶太人の雲南收容を龍雲拒否〔二・一〇〕... 國共依然對峙... 國共内訌激化にソ聯警戒〔二・一〇〕... 國共、重慶へ八大要求提出〔二・三〕... 馮玉祥國共衝突調査... 【新支那建設】... 純正國民黨... 高、陶行方不明... 新中央政府の機構(中華日報)... 新政權下に新中央銀行券發行...

【北支情勢】... 天津英租界の食料搬入許可〔二・三〕... 強化された和平救國軍... 中國新青年黨政綱〔二・七〕... 天津テロ團一味日本側に引渡し〔二・六〕... 新民會と宣撫班統合... 【中支情勢】... 佛租界に爆彈事件〔二・九〕... △財政・經濟... 一月下半の華興券流通狀況... 昨年華興銀行業績良好... 上海物價更に騰貴... 南京維新政府... 農事實驗所開所... 【南支情勢】... 海南島上陸一周年所感〔二・一〇〕... 列國動向... 米大使乘艦砲撃さる〔二・一〕... ショーンソン米大使上海歸着〔二・四〕... 滇越鐵道爆撃で米、日佛に申入れ〔二・四〕... 第七十帝國議會... 第五回... 明年度豫算案提出〔二・一〕... 十四年度追加豫算案提出〔二・一〇〕... 政府提出法案... 檢察廳法案提出... 【貴族院】... 本會議... 國務大臣演説〔二・一〕... 陸相戦況説明内容... 海相戦況説明内容... 淺間丸事件外相報告... 外相演説海外反響...

▲軍事扶助費追加豫算成立 [二〇] 三六
 ▲豫算總會 [二〇] 三六
 ▲委員會 [二〇] 三六
 ▲衆議院 [二〇] 三六
 ▲各派交渉會 [二〇] 三六
 ▲發言順位を紛糾 [二〇] 三六
 ▲物動計畫再説明 [二〇] 三六
 ▲本會議 [二〇] 三六
 ▲國務大臣演説 [二〇] 三六
 ▲藏相演説要旨 [二〇] 三六
 ▲質問演説 [二〇] 三六
 ▲齋藤氏懲罰に附する [二〇] 三六
 ▲軍事扶助費追加豫算成立 [二〇] 三六
 ▲ガソリンカー願覆事件説明 [二〇] 三六
 ▲稅革關係法案其他上程 [二〇] 三六
 ▲藏相稅革法案説明要旨 [二〇] 三六

▲豫算總會 [二〇] 三六
 ▲臨時軍事費及追加豫算説明 [二〇] 三六
 ▲豫算審議日程 [二〇] 三六
 ▲豫算總會質疑 [二〇] 三六
 ▲委員會 [二〇] 三六
 ▲請願委員會 [二〇] 三六
 ▲懲罰委員會 [二〇] 三六
 ▲赤字公債委員會 [二〇] 三六
 ▲稅革委員會 [二〇] 三六
 ▲齋藤氏失言問題 [二〇] 三六
 ▲議長極限で速記録より削除 [二〇] 三六
 ▲齋藤氏離黨 [二〇] 三六
 ▲懲罰委員會 [二〇] 三六
 ▲各派動向 [二〇] 三六
 ▲各派 [二〇] 三六
 ▲政友兩派單一交渉團體結成協議 [二〇] 三六
 ▲北浦氏第一俱入會 [二〇] 三六
 ▲國內體制整備決議案提出 [二〇] 三六

▲拜謁奏上 [二〇] 三六
 ▲閉院參謀長宮殿下御參内 [二〇] 三六

政治・外交

【内閣】
 ▲閣議 [二〇] 三七
 ▲政黨 [二〇] 三七
 ▲民政黨 [二〇] 三七
 ▲政友中島派 [二〇] 三七
 ▲社大黨 [二〇] 三七
 ▲法令 [二〇] 三七
 ▲勅令公布 [二〇] 三七
 ▲海運統制令公布 [二〇] 三七
 ▲青少年雇入制限令三月一日實施 [二〇] 三七
 ▲貸金措置令の特令公布 [二〇] 三七
 ▲石炭徵用令要點 [二〇] 三七
 ▲地方稅法案及地方分與稅法案要綱 [二〇] 三七
 ▲陸軍航空工廠資金特別會計法案要綱 [二〇] 三七
 ▲議會提出法案 [二〇] 三七
 ▲米穀應急措置改正法案要綱 [二〇] 三七
 ▲裝飾師法案骨子 [二〇] 三七
 ▲特殊會社の國庫出資拂込一元化會計法案 [二〇] 三七
 ▲計法案 [二〇] 三七

▲外 地 [二〇] 三七
 ▲新海防領事票本氏歸京 [二〇] 三七
 ▲靜岡市に就學獎勵費等增加交付 [二〇] 三七
 ▲靜岡復興局長に阿部喜之丞氏 [二〇] 三七
 ▲東京市のバタバア出張所長決る [二〇] 三七
 ▲新内閣に帝都交通統制陳情 [二〇] 三七
 ▲兵庫縣州本及飾磨に市制施行 [二〇] 三七
 ▲東京府下三ヶ村に町制施行 [二〇] 三七
 ▲勞務・厚生 [二〇] 三七
 ▲技術者檢定制度調査會官制 [二〇] 三七
 ▲人口問題研究所參與決定 [二〇] 三七
 ▲國 防 [二〇] 三七
 ▲陸 軍 [二〇] 三七
 ▲陸軍休暇令改正 [二〇] 三七
 ▲山本朝鮮軍醫部長東上 [二〇] 三七
 ▲朝鮮特別志願兵第一乙種も採用 [二〇] 三七
 ▲外 交 [二〇] 三七
 ▲日滿ノ蒙國境確定委員會解散 [二〇] 三七

▲駐白佛大使演說線爆撃を抗議 [二〇] 三七
 ▲日米無條約後第一船無事案港入港 [二〇] 三七
 ▲米の對日策論評 [二〇] 三七
 ▲各紙論評 [二〇] 三七
 ▲アンデンバーグ・リップマン對新教系有力者の對日禁輸即行の檄 [二〇] 三七
 ▲日米共同委員會設置を提唱 [二〇] 三七
 ▲淺間丸事件一應解決 [二〇] 三七
 ▲淺間丸事件の公文發表 [二〇] 三七
 ▲交戰國軍隊編入者乗船禁止告示 [二〇] 三七
 ▲英政府も交換公文發表 [二〇] 三七
 ▲英首、外相も議會に報告 [二〇] 三七
 ▲英紙外交的勝利なりと歡迎 [二〇] 三七

財政・經濟

▲船泊海運 [二〇] 三八
 ▲海運統制委員會委員總會 [二〇] 三八
 ▲東亞運輸組合創立總會 [二〇] 三八
 ▲主要港緊船狀況 [二〇] 三八
 ▲經濟團體 [二〇] 三八
 ▲産組保險界へ進出 [二〇] 三八
 ▲産組の保險經營問題化 [二〇] 三八
 ▲その他 [二〇] 三八
 ▲スペインから經濟使節 [二〇] 三八
 ▲財界人事 [二〇] 三八
 ▲豫 算 [二〇] 三八
 ▲陸海新軍備計畫十五年度以降繼續費 [二〇] 三八
 ▲地方分與稅特別會計明細 [二〇] 三八
 ▲軍事扶助費追加額内譯 [二〇] 三八
 ▲軍事豫算の物件費内容檢討 [二〇] 三八
 ▲豫算總額百三億四千萬圓 [二〇] 三八

▲米の對日策論評 [二〇] 三七
 ▲各紙論評 [二〇] 三七
 ▲アンデンバーグ・リップマン對新教系有力者の對日禁輸即行の檄 [二〇] 三七
 ▲日米共同委員會設置を提唱 [二〇] 三七
 ▲淺間丸事件一應解決 [二〇] 三七
 ▲淺間丸事件の公文發表 [二〇] 三七
 ▲交戰國軍隊編入者乗船禁止告示 [二〇] 三七
 ▲英政府も交換公文發表 [二〇] 三七
 ▲英首、外相も議會に報告 [二〇] 三七
 ▲英紙外交的勝利なりと歡迎 [二〇] 三七

▲駐白佛大使演說線爆撃を抗議 [二〇] 三七
 ▲日米無條約後第一船無事案港入港 [二〇] 三七
 ▲米の對日策論評 [二〇] 三七
 ▲各紙論評 [二〇] 三七
 ▲アンデンバーグ・リップマン對新教系有力者の對日禁輸即行の檄 [二〇] 三七
 ▲日米共同委員會設置を提唱 [二〇] 三七
 ▲淺間丸事件一應解決 [二〇] 三七
 ▲淺間丸事件の公文發表 [二〇] 三七
 ▲交戰國軍隊編入者乗船禁止告示 [二〇] 三七
 ▲英政府も交換公文發表 [二〇] 三七
 ▲英首、外相も議會に報告 [二〇] 三七
 ▲英紙外交的勝利なりと歡迎 [二〇] 三七

▲船泊海運 [二〇] 三八
 ▲海運統制委員會委員總會 [二〇] 三八
 ▲東亞運輸組合創立總會 [二〇] 三八
 ▲主要港緊船狀況 [二〇] 三八
 ▲經濟團體 [二〇] 三八
 ▲産組保險界へ進出 [二〇] 三八
 ▲産組の保險經營問題化 [二〇] 三八
 ▲その他 [二〇] 三八
 ▲スペインから經濟使節 [二〇] 三八
 ▲財界人事 [二〇] 三八
 ▲豫 算 [二〇] 三八
 ▲陸海新軍備計畫十五年度以降繼續費 [二〇] 三八
 ▲地方分與稅特別會計明細 [二〇] 三八
 ▲軍事扶助費追加額内譯 [二〇] 三八
 ▲軍事豫算の物件費内容檢討 [二〇] 三八
 ▲豫算總額百三億四千萬圓 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

▲早害對策等追加豫算提出 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算經費別内譯 [二〇] 三八
 ▲事變發生以來の臨時軍事費豫算人件費内譯 [二〇] 三八
 ▲十五年度豫算既定費削減及要求減額内譯 [二〇] 三八
 ▲政府支拂額急増 [二〇] 三八
 ▲租 稅 [二〇] 三八
 ▲改正後の地方稅收入見込額 [二〇] 三八
 ▲金 融 [二〇] 三八
 ▲郵貯五十八億突破 [二〇] 三八
 ▲一月中銀行異動調 [二〇] 三八
 ▲一月中拂込概算調 [二〇] 三八
 ▲一月中の計畫資本著増 [二〇] 三八
 ▲貯蓄組合現況 [二〇] 三八
 ▲圓系通貨飛躍的膨脹 [二〇] 三八
 ▲金増産割増金制度簡易化 [二〇] 三八
 ▲東京社員銀行勘定(十一月) [二〇] 三八
 ▲預金部狀況(十一月末) [二〇] 三八
 ▲一月中東京手形交換高 [二〇] 三八

阪神社債發行に新機軸

生 産 九五

【産 業】

▲マツチ 九五

▲マツチ生産補助金交付 九五

▲マツチ製造配給令公布【二・五】 九五

▲農 業 六六

▲本年麥作付段階発表 六六

▲その他 九七

▲電力發揮委員會の内容 九七

▲軍需品下請打合せ會開催 九七

【會 社】 九七

▲資金認許可一二九件 九七

▲十五年度政府持株會社政府拂込金 九七

▲東北興業積極的に販路擴大 九七

▲東電秋元發電所八日より通電 九七

▲日本高周波五倍増資臨時總會【二・〇】 九七

▲日本鐵發會社創立總會【二・八】 九七

電力問題 九六

【電力制限】 九六

▲業者の電源開發を促進 九六

▲制電による損失に對策を考究 九六

▲關 東 九六

▲電力消費規正實施方針決定【二・七】 九六

▲中 部 九六

▲休日、減電兩者を併用【二・〇】 九六

▲名通管内も電制率緩和【二・五】 九六

▲中部電力調整委員會【二・七】 九六

▲關 西 九六

▲近知事關係各相歴訪 九六

▲近畿電力調整委員會開催【二・〇】 九六

▲九州地方は自主的に節電 九六

▲調整令 九六

▲電力制限告示發表【二・〇】 九六

▲電燈用電制告示發表【二・〇】 九六

▲配電業者準備に着手【二・〇】 九六

▲電力使用超過對策【二・五】 一〇〇

▲料金種類 一〇〇

▲電力料金調整方法決定【二・九】 一〇〇

▲料金制改正の當局の方針 一〇〇

▲特殊電力 一〇〇

▲輸出向織維工場は制限緩和【二・五】 一〇〇

▲交通通信等は法的規正より除外【二・五】 一〇〇

▲肥料工業に電力優先配給【二・六】 一〇〇

【石炭對策】 一〇〇

▲應急對策 一〇〇

▲明年度日發所要石炭決定【二・〇】 一〇〇

▲石炭輸送の具體案成る【二・〇】 一〇〇

▲北海道炭開發の會社を創立 一〇〇

▲九州炭輸送協議會【二・〇】 一〇〇

▲政府對策 一〇〇

▲臨時石炭對策委員會設置【二・〇】 一〇〇

▲石炭増産計畫原案成る【二・〇】 一〇〇

▲外炭七萬五千噸輸入【二・〇】 一〇〇

▲特定契約炭の値上容認論起る【二・八】 一〇〇

配 給 一〇〇

【物資帶給】 一〇〇

▲農産品 一〇〇

▲朝鮮へは外米を振向く 一〇〇

▲米穀配給機構の一元化断行は困難 一〇〇

▲明年度米持越米農相説明【二・九】 一〇〇

▲米糠配給統制規則を制定【二・〇】 一〇〇

▲織維品 一〇〇

▲二月分綿糸制當票使用期間延長 一〇〇

▲織維品配給統制規則制定【二・〇】 一〇〇

▲石 炭 一〇〇

▲日滿支石炭聯盟、協議會と懇談【二・〇】 一〇〇

▲滿炭の本年度内地向送炭倍増 一〇〇

▲その他 一〇〇

▲マツチ切符配給制實施【二・二】 一〇〇

▲日本肥料會社法案近く議會提出 一〇〇

【物 價】 一〇〇

▲物價指數 一〇〇

▲十三都市小賣物價(一月) 一〇五

▲東京卸賣物價續騰(一月) 一〇五

▲織維品 一〇五

▲マフ糸格付改正【二・〇】 一〇五

▲棉花、綿糸最高標準價格 一〇五

▲公定價格 一〇五

▲軍手公定價格實施【二・七】 一〇五

▲苛性曹達公定價格實施【二・九】 一〇五

【市 場】 一〇五

▲有價證券 一〇五

▲一月中主要株式利廻微落 一〇五

▲一月中主要債券利廻低落 一〇五

▲東株株價指數(一月) 一〇五

▲株券に團體運送保險 一〇五

▲食料品 一〇五

▲砂糖元賣商の卸賣兼營廢止【二・五】 一〇五

▲食料品配給統制法に市場側意見書 一〇五

▲提出 一〇五

▲全國鷄卵商組合大會 一〇五

▲その他 一〇五

▲魚油、粕も公定價格利採用 一〇五

▲濱糸證據金引下【二・〇】 一〇五

▲日本金屬、銀建値發表【二・〇】 一〇五

貿易 一〇五

▲一 般 一〇五

▲通商擁護法施行期間延長【二・〇】 一〇五

▲大阪市の補償手形買取額激増 一〇五

▲輸出振興會社に原材料輸入許可 一〇五

▲昨年中の人間關係外貨獲得 一〇五

▲昨年中マフ輸出高 一〇五

▲昭和十二、三、四年度本邦重要輸出入品數量單價調 一〇五

▲中南米貿易再促進に外務省乗出す 一〇五

▲日西貿易協定近く成立 一〇五

▲第三國貿易 一〇五

▲パタヤに東京出張所開設【二・〇】 一〇五

▲日印交渉當分中止か 一〇五

▲昨年第三國貿易入超尾微増 一〇六

社會・文化・教育

▲學術・文化 一〇六

▲神武天皇御聖蹟四件決定【二・七】 一〇六

▲南紀美術館設立寄附 一〇六

▲日本音樂文化研究所設立 一〇六

▲第十回芥川賞授賞者決定【二・七】 一〇六

▲文部省推薦圖書(一月分) 一〇六

▲朝鮮藝術賞初の授賞者決定 一〇六

▲第一回推薦映畫五十本決定 一〇六

▲教 育 一〇六

▲師範生用新國史教科書成る【二・三】 一〇六

▲官立高校志願者數 一〇六

▲都下中等校内申書締切【二・〇】 一〇六

▲教員の不足深刻化 一〇六

▲檢察裁判 一〇六

▲反日外人記者を檢舉 一〇六

▲黑色ギャング事件判決【二・〇】 一〇六

▲人の道不敬事件判決【二・〇】 一〇六

▲事故・遭難 一〇六

▲阿蘇號魚釣島に不時着大破【二・五】 一〇六

▲氣動車顛覆事故原因發表【二・二】 一〇六

▲雪崩頻々 一〇六

▲各地の火事 一〇六

▲雜 一〇六

▲伊六三號潜水艦引揚に成功(公表) 一〇六

▲臺北廣東間航空便開始【二・一】 一〇六

▲節電豆撒き【二・〇】 一〇六

▲湯錢十日から値上 一〇六

▲樞原道場奉獻式【二・〇】 一〇六

▲慶福會、社會事業團に助成金【二・〇】 一〇六

▲優良海員に國家的表彰【二・一】 一〇六

▲優良精勵實踐組織と功勞者表彰【二・一】 一〇六

▲ 一〇六

滿洲國

朝鮮に天然痘蔓延……………二四
 訃……………二四
 【スポーツ】……………二四
 皇帝萬壽節〔二・六〕……………二六
 滿蒙國境委員會終了……………二六
 滿蒙國境二部隊に感狀授與……………二六
 ▲財政・經濟……………二六
 中銀券發行高膨脹〔二・四〕……………二六
 特産專管施行規則改正〔二・五〕……………二六
 熱河に大油田〔二・八〕……………二六
 東滿、北滿の水力電源調査……………二六
 匪賊地帯に道路建設〔二・七〕……………二六

世界情勢

戰況
 【蘇芬戰線】……………二七
 ソ聯軍必死の挽回策……………二七
 芬軍各地にソ軍を撃退……………二七
 ソ聯機瑞典汽船を爆撃……………二七
 ソ聯軍數陣地奪取……………二七
 對芬援助……………二七
 【西部戰線】……………二八
 獨軍戰況公表……………二八
 第五次英佛最高會議……………二八
 ▲空軍……………二八
 獨空軍英艦送船團を攻撃……………二八
 英近海で空中戰……………二八
 ▲海上……………二八
 英掃海艇大破……………二八
 英艦獨潛水艦を攻撃……………二八
 北海の海難頻々……………二九
 獨海軍船舶擊沈數……………二九
 英佛中立國船舶沈沒數……………二九
 商船の犠牲二九三隻……………二九
 シンペー號母船歸國……………二九
 獨船ブラジルを出帆……………二九

英艦南米に現る……………二九
 獨潛艦一隻の擊沈戰果……………二九
 ▲和平提唱說……………二九
 中立國和平提唱說……………二九
 和平交渉は最早不可能(獨官邊)……………二九
 イギリス……………三〇
 内閣改組要求を首相一號……………三〇
 英外相伊大使會談……………三〇
 重光大使英外務次官と會談……………三〇
 淺間丸事件解決を賞讃(上院)……………三〇
 英首相戰況報告……………三〇
 英佛產業協力を協議……………三〇
 肉類制限近く實施……………三〇
 紙類統制令發動……………三〇
 ビゴツト少將の榮譽……………三〇
 ●愛蘭反英運動熾烈化……………三〇
 ▲經濟……………三〇

フランス……………三一
 フランソス……………三一
 澤田大使佛外相會談……………三一
 ソ聯通商代表を佛官憲抑留……………三一
 獨探に死刑……………三一
 獨秘密警察の活躍を佛首相暴露……………三一
 下院秘密會で國防計畫聽取……………三一
 オランダ……………三一
 和蘭國軍總司令更迭……………三一
 獨國國境でスパイ逮捕……………三一
 和蘭強制公債發行か……………三一
 ベルギー……………三一
 ラドーズ博士逝く……………三一
 リュクサンブル……………三一
 栗山公使信任狀捧呈……………三一
 ドイツ……………三二
 來酒大使信任狀捧呈……………三二
 駐白、ソ兩大使召還……………三二
 獨のソ芬停戰説を否定……………三二
 獨ノ提攜關係は不變(官邊言明)……………三二
 鮎川氏エッセン著……………三二
 舊波領内鐵鋼在荷申告令發令……………三二

波蘭に鐵鋼統制機關設置……………三三
 イタリヤ……………三三
 最高國防委員會開催……………三三
 唐川大佐歸國の途に……………三三
 ソ聯邦……………三三
 ソ勃通商條約を批准……………三三
 駐ソ佛大使歸國……………三三
 スターリン文學賞設定……………三三
 セドフ號乗員に行賞……………三三
 バルチツク艦隊將兵に授賞……………三三
 バルカン諸國……………三三
 ●バルカン協商會議……………三三
 バルカン交渉活發化せん……………三三
 バルカンの不安解消せず……………三三
 ルーマニア……………三三
 ▲ルーマニア……………三三
 羅海空相國民を鼓舞……………三三
 羅國報紙反英攻撃……………三三
 宮崎公使着任……………三三
 獨羅貿易統計發表……………三三
 ▲ブルガリア……………三三
 獨から飛行機購入……………三三
 ▲トルコ……………三三
 獨土通商協定正式調印に至らず……………三三
 トルコに又激震……………三三
 ▲近東情勢緊迫化……………三三
 ●土海軍獨造船所占領……………三三
 獨政府態度慎重……………三三
 獨技師不穩を企圖……………三三
 近東に英佛大軍集結……………三三

アメリカ……………三七
 大統領海軍擴張修正案支持……………三七
 米陸軍に超快速追撃機……………三七
 時速九百軒飛行機製作可能……………三七
 海軍大演習迫る……………三七
 グラム島武裝を主張……………三七
 ▲對歐和平工作說……………三七

▲對歐和平工作說……………三七

米國務次官波歐發表……………三六
 米國和平工作に乘出す……………三六
 獨、米の和平乘出して關心……………三六
 米次官の對歐と對日關係……………三六
 ▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

▲對日問題……………三六
 對外融資法案委員會通過……………三六
 對支新借款を考慮……………三六
 對支借款對日禁輸論緩和……………三六
 米の反日意圖漸次具體化……………三六
 ▲米ソ關係……………三六
 駐米ソ聯大使抗議……………三六
 米ソ斷交絶提案否決……………三六
 米ソ斷交は不得策(ハル長官)……………三六
 ル大統領ソ聯を攻撃……………三六
 ▲米伊關係好轉……………三六
 對伊報復關稅輕減說……………三六
 日米交渉に新展開なし(ハル長官)……………三六

北支南支方面では相次ぐ國共相戕と物資の缺乏とにより我に歸順投降する部隊續出し、而もこれ等は皇軍と手を携へ共産軍討伐に向ふ事を念願してゐる、中支方面に於ては本週に入り江北、江南兩地域に全く最後の止めを刺されて瀋陽、杭州、蕪湖方面も敵は悉く潰退し去つて鎮靜に歸した、長江流域に於ては米國大使の漢口往復を期とし支那軍は自軍の建在を誇示すべく一部の砲撃、水雷施設等の盲動を續け盛んに誇大なる宣傳を行つたが、何等の事實的效果なく、その都度我に掃蕩せられてゐる、一方南支方面では敵は南寧陥落の痛手に堪へかねて援將最大ルートたる同地方を是非とも克服す可く各方面から集めた總勢二十餘師を以て新面目の大規模の反攻を企圖してゐるが、廿八日猛然と行動を開始した我が精銳各部隊の攻撃に早くも支へ切れず潰退、目下同方面に於ては南支未曾有凄壯なる死山血川の戦が支那軍の前に齎らされつゝある

一、北支方面 (イ) 傅作義、馬占山軍を一據に覆滅すべく廿三日包頭南方地區に突如行動を起した山本石黒、川崎、岡村の各部隊は隣りうち敵を席捲、之と呼應して小原、須藤、熊川、松田、立川、田添、森田、江崎、山内、辻村の諸部隊も廿八日一齊に凍結せる黄河を渡り緩速省の沙漠奥深く敵を急追捕捉し、陸竊また之に参加して氷雪の蒙古平原に展開された大殲滅戦は目下最高潮に達しつゝある (ロ) 笠原、越智、高木の諸部隊は河北省京漢線兩側地帯の討伐に任じ武安、内邱方面で赫々たる戦果を収めた (ハ) 出浦、中村、小林の諸部隊は廿八日河北省臨城東方五十キロ黄北道にある共産軍本據に殺到し第八路軍第百廿九師四千を覆滅した

二、中支方面 (イ) 浙東作戦 (錢塘江南岸作戦) により我軍は驚異的戦果を擧げて今や浙江省蕭山を中心に臨浦鎮、滄山を結ぶ蕭山を完全にお方に確保せられ蕭山には早くも治安維持會が結成された (ロ) 湖北省地區で執拗なる蠢動を續けてゐた敵は前週我軍に潰滅せられ僅かに京山西北方山地帯に残つた敵軍も廿一日再び佐佐木、井口、有蘭各部隊の包圍圈に陥り最後の止めを刺されつゝある (ハ) 湖北省南部通城崇陽方面に潛入してゐた殘敵も本週全く潰退した

三、南支方面 (イ) 廣東方面に於ては一部の敵が我が南寧方面の作戦を牽制すべく蠢動の氣配を見せてゐるが問題とするに足らない、地域的にみたる細部の戦況左の如し

四、陸軍航空部隊の活躍 陸軍航空部隊は廿六日以来殆んど全支に亘る連日の吹雪悪天候を衝いて活躍杉本、半谷、山口、貴島、高田、黒谷の各荒鷲は五原、臨河、百川、河曲、哈拉齊方面のオールドス地區の掃蕩戦に協力、爆撃、偵察に任じ、河村、今西、森玉、杉村三角の各部隊は中支奥地及び浙東方面の地上掃蕩戦に協力し、又黒川、鈴木、松村、山崎の各〇〇部隊は二十九日以来折柄の悪天候を冒して廣西省南寧東北方に出動、

敵堅陣に巨彈の雨を浴びせて之れを覆滅、全機盛んに奮戦中である (午後四時) 二月二日以降本日に至る迄の支那事變戦況の概左の如し

一、北支方面 傅作義、馬占山、回教徒軍、西北黨軍の根據覆滅を目指す西北作戦は、骨まで凍る酷寒の蒙古高原を進撃する小野田、石黒、中村、川崎、稚橋、村野、小川、前川、山本、岩田、平川の各快速部隊は一日拂曉を期して五原攻略の快速進撃を開始、一方小原須藤、熊川、江崎、山内、辻村各部隊は黄河に沿ひ西方に猛進を開始早くも一日午後四時には烏沈を一日午前十時三十分には五原北方三十キロの萬和長に殺到し同日午後狼山、敬生郷、土城等の重要據點を相次いで陥入れた、周章狼狽せる傅作義は馬鴻逵、馬鴻賓等同教軍に求援し或は戰車壕を掘り陣地を増強する等五原防禦に狂奔したが、皇軍の破竹の進攻を阻止するによしなく三日午前十時我が先頭部隊は五原縣城に日章旗を掲げ、更に我が精銳各部隊は息つく暇もなく敗敵を急追し五原臨河街道を蕩通し四日夕刻我が部隊臨河を占領、更に戦果を擴張し六日午後一時には石黒部隊が臨河西北廿五キロの善廟に突入、こゝに敵の豊富と恃む西北各據點は悉く我軍によつて覆滅された、敵は皇軍のこの快足進撃に全軍を擧げて必死の遁走を續け、狼山及び五家河の線竝に

一部を以て臨河西南寧夏省に活路を見出さんとしてゐるが、我軍は更に徹底的殲滅作戦を進めつゝある。

二、中支方面 (イ) 浙東方面に於ては要衝蕭山の占據により寧波方面よりする輸血路を断したる敵は時日の経過と共に著しき苦痛を感じてゐるものゝ如く、驅起となつて反攻奪回の機を窺つてゐるが、我が鐵壁の陣の前には手も足も出ない(ロ)湖北省京山西北方の大洪山系に残存する敵に對し宮崎、佐々木江口、梨岡、有蘭の各部隊は二月初頭以來一齊に猛攻の火蓋を切り中央直系第五十五師、四川軍第六十二師等を痛撃、白雪の大洪山を血に染めて果敢なる殲滅戦を展開中での敵の遺棄屍體中には第五十五師の團長、營長等が発見されてゐる。

三、南支方面 賓陽附近の大殲滅戦は全く豫想以上の輝しい戦果を収めて終了、我が南支軍は引續き第二期殲滅戦に移行してゐる、一方那河墟を蹂躙して北進し右翼手島、深堀、中島、牧野、上田、平田、鈴木、野溝、河野、伊原の諸部隊は怒濤の如く賓陽東南方平地の敵左翼背に進出、一方左翼方面には三木、小縣始め田邊、山口、小田、深尾、松田、沖、友野、徳澤等の各部隊が南寧賓陽道及び思瀧城方面の山地から屍山血河の殲滅戦を敢行しつゝ、敵の右側背に迫り次第に包圍圈を縮少し、三日午後六時半猛勇竹筒部隊は遂に敵の最大據點賓陽に突入した、坪井、福田、宮森の諸部隊はこれに續き息つく間もなく賓陽西南方地區に

進出し敵の退路を完全に遮断し、三日賓陽を中心とする大殲滅戦の火蓋は最高潮に達し四日には戰場の最西端は賓陽西北百三十キロの要衝上林縣に及んだ、斯くて豫想以上の戦果を収めた我が軍は六日夕、末期作戦に移り渡邊、林、大西、末次等の精銳諸部隊は思瀧城方面から名だたる峻險隘路を衝き隨所に殘敵を捕捉しつゝ、西北進し八日早朝果然南寧北方七十キロの武鳴縣城に進入し大高峰隘より北進する松本、酒田諸部隊と相呼應し致に南寧、武鳴を結ぶ武寧公路一帯も完全に皇軍によつて制壓された。

四、陸軍航空部隊の活躍 (イ) 高田部隊は三日西北作戦に協力し惠治大灣鎮を五日は善場六日には包圍西南方約四十キロの地點七日には臨河成び鄂河(五原西南方卅キロ)附近の偵察或は爆撃を敢行(ロ)山口部隊も西北作戦に協力し二日萬和長三日百川堡、善場、臨河方面四日も百川堡、臨河方面五日は臨河對岸黃家寨の偵察及び爆撃(ハ)杉本部隊は二、三日山東省各地の掃蕩戦に協力し四日彰德東南約四十五キロ附近を爆撃六日遼山附近の海軍陸戰隊の討伐に協力(ニ)河村部隊は三、四、六、七日に互り京山方面の地上部隊に協力敵情及び地形の偵察(ホ)今西部隊は四日及び七日蕭山附近の偵察爆撃八日は舊正月を期して黃安の爆撃(ヘ)棚橋部隊は二日曇天を憐れ長翔し陝西省最東北端の府谷部落を奇襲爆撃、更に大舉して府谷及び其の東北方を、七日は哈拉齊を

爆撃(ト)南支方面の陸軍石川、田口、平、鈴木、須藤、山崎、原、大森、山田、井上の各編隊は賓陽及び武鳴附近の地上部隊の大殲滅戦に協力し連日巨彈の雨を降らせ赫々たる戦果を擧げた

北支戰況

霸縣西方で朱占魁匪を撃破

霸縣(二) 數日來霸縣西方地區に於て朱占魁匪を討伐中の吉田討伐隊は七日午後四時孫村(霸縣西方二十四キロ)附近に於て同匪約一千を包圍攻撃し限本部隊の掩護猛砲撃の下に日没頃殲滅的打撃を與へた、この戦闘に於ける敵屍百八十

一月中山西掃蕩戰果

太原(二) 一月中における山西省の綜合戦果は左の如し、即ち交戦敵兵力は龐炳勳の第四十軍、苑慶傑の第七軍、朱徳の第十八集團軍等を始め中央、共產、地方雜軍の合計五萬五千三百、交戦回数三百二十二回敵に與へた損害は目撃せる遺棄死體のみにてても四千七百七十三、捕虜六百五十、鹵獲品、山砲二、同彈藥六十箱、迫撃砲四、重機五、輕機四十、自動小銃四十四、小銃七百六十六、同彈藥十萬餘、拳銃四十四、手榴彈六千三百及び五千箱、青龍刀三百廿六、防毒面百廿三、其他器材被服、糧秣多數、この外山西軍、八路軍、中央軍等を合し三百五十名の歸順者がある、なほ去る十七日我が大坪部隊が大黃河越へて西北防衛據點瀧關を猛撃し隴海鐵道を爆碎して能向鐵道は今日に至るまで運行不能に陥り敵は軍需資材を始め物資輸送に大支障を來たしてゐる

大溝、永定河岸の共匪を包圍 保定(二) 大溝、永定兩河岸にあつた賀龍麾下第百廿師の一部並に米占魁匪約三千に對し去る四日徹底的殲滅の火蓋を切つた我が軍は去る四日榆坐(固安北方)より行動を開始せり石田部隊は石佛寺附近にて永定河を渡り、南北平景鎮に向け進撃、新城東北十五キロ)附近にて大清河を渡り、反轉して南北平景鎮附近より敵據點毛公寺へと南進、田中部隊は許庄附近にて永定河を渡り、牛頭鎮を得て南西へと進撃、一方吉田部隊は四日霸縣を出發後田中部隊と密接な連絡の下に快足を以て西進を續け、かくて南方、東北方、及び東方の三方面より包圍された白洋淀北方の敵は袋の鼠となつた

☆西北作戦

西北黨軍陣容 (一) 中國共產黨の活潑な工作は西北地區の完全赤化に迄進展、西北軍據點五原地區は將に累卵の危に立つに至つた、此の苦境脱免の爲に三十五軍長傅作義は自己、此子の保有と西北黨軍の強北の爲、此の活路を包圍占領企圖に求めたるも早くも此の意圖を察知した我が〇〇部隊は去る二十八日以來オールドスの大平原に之等西北黨軍の殲滅を期してゐるが、西北黨軍の現有勢力は大要左の如きものと見られる、即ち第八戰區司令朱紹良指揮の下に第三十五軍長傅作義及び其の指揮下にある雜軍であつて (一) 傅作義隷下諸部隊(黃河北岸五原東南方地區) 百一師(師長董其武) 新編第三十一師(師長孫蘭亭)

九十一團(團長安春山) 九十二團(團長劉景新) 九十三團(團長劉志定) 新編第三十二師(師長袁慶榮) 九十四團(團長包頭職) 九十六團(團長張士珍) 九十七團(團長董子謙) 新編第六旅(旅長王子修) 二、騎兵第六軍門炳岳(黃河南岸地區) 直接指揮下にあるもの十九、二十、二十一團外、馬兼任の指揮する綏遠遊撃隊騎兵第四師(師長石玉山、三ヶ團を有す) 新編第九師(師長安華亭) 劉先效の指揮する綏遠省民衆抗日軍(五原北方及び西南地區) 三、第十七集團軍(軍長馬鴻逵) 第八十一軍(軍長馬騰賓) 營三十五師(師長馬騰賓) 第九十三旅第四旅(馬培青) 二百八、二百九の二ヶ團、外に馬鴻賓の直轄部隊として馬光宗の率ゐる騎兵第一旅及び馬義忠の率ゐる第二旅があり兵力は一ヶ師約三千五百、一ヶ團約千、總兵力四萬五千と稱せられ、この大殲滅戦はその軍事政治的意義極めて重大なものがある

陸軍鳥沈等爆撃 (一) 地上部隊に呼應して我が陸空軍の新鋭山口部隊の〇〇は午前十時五原北方烏沈を急襲同地の敵陣地並びに其の北方山地の敵を粉砕、高田部隊の〇〇機は五原東南烏拉素海子南端と陰山の西端の敵據點西山嶺に猛爆を加へた 烏沈占領 (二) 山口部隊 小山准尉機は偵察に據れば一日午後五原東南方二十キロの敵最大據點たる烏沈を占領した我が石黒、小野田等各部隊は破竹の勢を以て西進を

續けその先鋒は二日午前十時三十分
五原北方三十五キロ萬和長の敵陣に
殺到しつゝあり又別の隊は烏沈五
原街道を五原に向つて急進した
百川堡占領

烏沈にて

山内、熊川の各部隊は包頭より水結
せる黄河兩岸の敵を驅逐しつゝ、三十
日には早くも西山素に進出した、同
地は石王山、門炳岳麓下の兵力約五
六千が堅陣に據つて我進軍を喰ひ止
んと企圖しつゝあつたが、我地上部
隊は一日拂曉突如奎素附近より水結
せる黄河を北に渡つて西山素の背後
を衝き、荒鷲高田部隊と協力の敵を
同地の敵に痛撃を與へ敗走する敵を
追つて二日刻に既に五原南方十
五キロに進出完全に敵退路を遮断し
た、一方石黒、小野田、山本、川崎
平川の諸部隊は廿一日突如安北地區
を進發安北五原街道を西進全く敵の
意表に出で、一日午後には敵が五原
の前衛陣地と特む烏沈に肉薄、一舉
にこれを葬り更に西進を續け、この
急進撃に周章狼狽した傳作義は南方
に備へた孫蘭軍の第三十一師及び董
其武の第二師を急據五原東北方の
守備に轉せしめんとしたが、時既に
遅く我が快速部隊は二日正午五原西
北方三十キロの萬和長の敵陣を攻略
更に一部は同日夕刻五原西北方に迂
回し完全なる五原包圍網が完成、三
日午前十時その先頭部隊は五原城に
喊聲をあげて突入、西北の最大の要
衝五原城頭高く日章旗を翻したので
あつた

馬占山軍本據爆撃

○〇【三】陸空軍の精銳田中部隊
は二日午後二時〇〇機編隊で馬占山
軍の本據たる陝西省東北部の要地河
曲、府谷、哈拉齊の高地を爆撃、地
上軍事施設並に馬占山軍を徹底的に
粉砕した

五原占領

蒙古前線〇〇【三】我が精銳は三
日午前十時遂に敵の本據五原を占領
アルドス原頭高く日章旗を翻した
▲續々五原に入城 蒙古前線〇〇に
て【三】陸軍部隊の偵察によれば
五原北方の堅陣を屠つた我が地上部
隊は三日午前十時續々五原に入城し
つゝあり

五原攻略作戦

包頭【三】今次の五原作戦開始に
當つて先づ我軍は去る廿一日兵をオ
ルドスに進め同地方に蟠居する馬占
山軍に對して痛撃を與へたが、この
間我軍は秘かに後套地區作戦を準備
し、去る廿八日小原、須藤、辻村、

蕭、新疆、寧夏に對し直接間接的
たる打撃を與へて陝西、甘肅の
共産中樞地區に大影響を與へる事
後套は支那のウクライナ

包頭【三】

後套とは黄河の上流大
彎曲部の北側、現在の黄河と舊河道
との間の地域を云ひ杭錦、達拉特兩
旗及び烏拉特部の南部に屬する所謂
安北五原運河の地方一帯の總稱であ
る、該地方は古來蒙古人の居住地帯
で僅に遊牧地帯として命脈を保つて
ゐたが、前清の乾隆の頃から漢民が
移住して農業に従事しその開拓が急
速度に發展、遂に黄河の水利を利用
して農耕を行ふに至り漢民族の急増
を見た

五原占領の意義

包頭【三】小原、石黒、須藤、辻
村、熊川、小野田、立川、平川の各
部隊は三日五原を一舉に覆滅し西北
の敵傳作義、門炳岳麓下約五萬の敵
軍を徹底的に潰滅せしめたが、五原
攻略の意義は次の如し
一、政治的には中央の西北赤化工作
に重大な錯誤を來したること
一、軍事的には西北赤色地區特に甘
北

包頭【三】

元來該地方の土質は黄土の推積によ
る土壤でその成分は泥三分、砂七分
の粘性土壌である、河水の灌漑によ
り農耕最上の土壤に變質することが
発見され、道光卅年以來人工的に多
數渠を設け現在の如くしたものと
はれてゐる、急速度の開墾が行はれ
た結果多數の渠が構築され地味極め
て豊穡支那のウクライナと稱せられ
るまでになつた、現在蒙古聯合自治
政府に屬し人工開墾の渠は義和渠、
通濟渠、永濟渠、剛濟渠等九渠があ
り、伊克昭盟中の五原、臨河の兩縣
及び安北縣の一部を包含するもので
あるが、該地區の蒙古政權隸屬は極
めて意義深きものがある、五原縣は
その先鋒岩田部隊は四日午後五時早
くも五原西南の敵要衝臨河(寧夏省
境を距る四十キロ)の一角に突入、
城頭高く日章旗を翻へしたが、なほ
後續部隊は續々と入城しつゝあり、
その一部は更に敗走の敵を西北に急
追中

包頭【三】

包頭【三】四日皇軍占領下に歸し
た臨河は包頭より西方二百二十キロ
古來山西の植民地として發達した商
業都市で、後套の黄河水域に於て寧
夏に次いで殷盛を極めた貿易港で、
地味の肥沃なること又後套一と稱さ
れ、事變前は新綏汽車公路の要地で
あり、西南は磴口を経て寧夏に接し
北は善旦を経てオチン蒙古に通つた
要衝にして商業の中心地でもあつた
が、民國十八年の需支紛争以來外蒙
への通路絶絶して衰微した、それで
も年額千五百二十萬元の交易を行つ
てゐたもので、商家は東門附近に密
集し市場は支那内地とは何等變りな
く、全縣耕地面積は二萬頃地で農産
物年産五十萬石にして主として包頭
方面に移出されてゐた
現在までは同敵軍馬鴻賓の居城で、
黨軍の伊喚するまゝに安動してゐた
が、今次皇軍の占領によつて夫等の
雜軍も徹底的に整理され東亞新秩序
建設の一翼として更生することに成
つたのである

臨河爆撃
○〇基地【三】高田、山口兩航空
部隊は三日も引續き出動五原より西
方に向つて敗走する敵大部隊並に五
原西方要地臨河、百川堡(五原西方
五十キロ)に對し大爆撃を敢行多大
の戦果を収めた

包頭【三】

包頭【三】五原攻略の諸隊は息つ
く邊もなく西北に敗走する敵を急追
つた

包頭【三】

包頭【三】我が石黒快足部隊
は六日午前一時敵第八戰區の本據善
場(臨河西北廿五キロ)を完全に占
領した

包頭【三】

▲蒙古軍も善場に入城 【三】善場
石黒快速部隊の善場占領の一方北方
より敵の退路遮断に協力する蒙古軍

包頭【三】

善場、黄家塚急襲
蒙古前線〇〇【三】陸の荒鷲高田
部隊は五日正午臨河西北の善場を急
襲同地の兵營を木ッ葉微塵に粉砕、
又山口部隊の精銳は午後一時半臨河
の南方黄河渡河點黄家塚を急襲、門
炳岳の司令部に巨彈の雨を降らし折
柄同市に集合中の敵四百を爆砕した
善場占領
善場にて【三】我が石黒快足部隊
は六日午前一時敵第八戰區の本據善
場(臨河西北廿五キロ)を完全に占
領した

氣候は大體的で夏季の最高温度三十
四度五分で夜に入ると急激に降下し
毎日晝夜の差は二十度以上に達する
冬季の最低温度は零下三十度以下に
なる、雨量は極めて少く一ヶ年を通
じて僅かに五十日に過ぎず、夏より
秋にかけての降雨が最も多く、従つ
て農耕はすべて河水の灌漑により作
物は主として小麦雜穀である

皇軍佈告

【三】五原城入城の我軍
は七日良民に日本軍司令官の名を以
て大要左の如き佈告を發した、「今
同大日本軍が入城せるは當地の治安
保持に任ぜんが爲めなり、住民は大
日本軍に十分の信頼を置き共に治安
維持の實を致すべし、但し我軍に抵
抗し作戦を妨害するが如き行為を爲
すものは個人と團體とを問はず假借
なき措置を講ずべし、住民は我軍の
眞意をよく辨へて各自安んじて正業
に従事し新東亞建設に協力せよ」

臨河爆撃

臨河爆撃
○〇基地【三】高田、山口兩航空
部隊は三日も引續き出動五原より西
方に向つて敗走する敵大部隊並に五
原西方要地臨河、百川堡(五原西方
五十キロ)に對し大爆撃を敢行多大
の戦果を収めた

包頭【三】

包頭【三】五原攻略の諸隊は息つ
く邊もなく西北に敗走する敵を急追
つた

包頭【三】

包頭【三】我が石黒快足部隊
は六日午前一時敵第八戰區の本據善
場(臨河西北廿五キロ)を完全に占
領した

▲蒙古軍も善場に入城 【三】善場
石黒快速部隊の善場占領の一方北方
より敵の退路遮断に協力する蒙古軍

包頭【三】

善場、黄家塚急襲
蒙古前線〇〇【三】陸の荒鷲高田
部隊は五日正午臨河西北の善場を急
襲同地の兵營を木ッ葉微塵に粉砕、
又山口部隊の精銳は午後一時半臨河
の南方黄河渡河點黄家塚を急襲、門
炳岳の司令部に巨彈の雨を降らし折
柄同市に集合中の敵四百を爆砕した
善場占領
善場にて【三】我が石黒快足部隊
は六日午前一時敵第八戰區の本據善
場(臨河西北廿五キロ)を完全に占
領した

包頭【三】

▲蒙古軍も善場に入城 【三】善場
石黒快速部隊の善場占領の一方北方
より敵の退路遮断に協力する蒙古軍

包頭【三】

善場、黄家塚急襲
蒙古前線〇〇【三】陸の荒鷲高田
部隊は五日正午臨河西北の善場を急
襲同地の兵營を木ッ葉微塵に粉砕、
又山口部隊の精銳は午後一時半臨河
の南方黄河渡河點黄家塚を急襲、門
炳岳の司令部に巨彈の雨を降らし折
柄同市に集合中の敵四百を爆砕した
善場占領
善場にて【三】我が石黒快足部隊
は六日午前一時敵第八戰區の本據善
場(臨河西北廿五キロ)を完全に占
領した

包頭【三】

▲蒙古軍も善場に入城 【三】善場
石黒快速部隊の善場占領の一方北方
より敵の退路遮断に協力する蒙古軍

も引續き同日午後二時善場に入城

善場にて【三六】五原より長驅天吉

橋を経て四日夕刻臨河縣城を占領し

た我が岩田快足部隊は〇部隊の先

遣隊として早くも寧夏省の一部に進

出馬鴻達の本據目指して蕪進中

西北回教軍狼狽

善場【三六】岩田部隊は早くも寧夏

省に進出各部隊も續々蕪進南下の態

勢にあり、此の完全に敵の意を衝

く我が長驅進攻作戦に寧夏省主席馬

鴻逵を始め馬鴻賓、馬步芳等各西北

回教軍の狼狽は其の極に達し、目下

盛に兵力を寧夏に集中すると共に數

千の苦力を使用して自動車道路の破

壞、壘壕陣地の構築等皇軍の進撃阻

止に必至となつてゐると云はれてゐ

る、而して回教軍は五原、臨河に於

ける皇軍との最初の戦闘に於て惨敗

を喫し皇軍の威力を痛く思ひ知らさ

れた爲に、首領部躍起の督戦にも拘

引續き附近の殘敵掃蕩並に敵軍事務

設の破壊を繼續中であるが、右蒙古

軍は進退は輕快剽悍にして戰鬥力頗

る旺盛赫々たる戦果を収めつゝある

西北作戦戰果

包頭にて【三七】西北作戦七日夕刻

迄に判明せる戦果左の如し

(一) 北部正面遺棄死體五、五〇〇

(二) 凍傷患者と逃亡兵を加ふれば

一萬を突破するものと見られる

▲莫大な鹵獲品 善場【三八】傳作義

並に回教軍は五原、臨河、善場等極

めて豐饒な地域を地盤として居た丈

に我軍占領と共に至る所の軍需倉庫

に於て敵軍が隠匿した食料品、羊毛

獸皮等が発見され武器彈藥鹵獲の戦

果もさる事乍ら、之等押収品の價格

は實に莫大な額に上り最低に見積つ

ても食料品二百五十萬圓、羊毛、獸

皮類に至つては推定も出来ぬと謂ふ

豪勢とある

中支戰況

長江機雷處分狀況

上海【三二】支那方面艦隊報道部長

談、帝國海軍が揚子江遡江作戦開始

以來支那軍の敷設又は浮流せる機雷

を處分せる狀況は屢々發表した通り

であるが、揚子江は其の特性として

水深の變化極めて大であるから増水

期に掃海を實施せる場合に減水す

るに伴ひ更に之を繰返さざれば水路

の安全を期し難い事は自明の理であ

地海軍部隊の非常の努力にも拘らず

水路の絕對安全を期する事は仲々困

難な次第であつて、掃海部隊として

は幾多の困難と闘ひつゝ地味な掃海

作業を繰返しつゝあるのである、昨

昭和十四年一月以降の實情を數字を

以て示せば左の通りである

一、我が海軍にて處分せる機雷數

自昭和十四年一月至同十二月末一

〇二一、自昭和十五年一月一日至

同一月卅一日三七、計一、〇五八

昨年一月以降機雷船數一二、但し

全部小型船艇にして實害極めて輕

微である

一月中蘇北討伐の綜合戰果

徐州【三三】一月中蘇北各地に進撃

せる〇〇部隊各討伐隊の綜合戰果は

左の如し

抗戰敵軍は主として共産八路軍新編

軍遊撃隊にして敵總兵力約四萬抗戰

敵遺棄屍體一、六八八、捕虜三六

一〇〇、遺棄屍體四、八九七、捕

獲五六九、山砲一、迫撃砲一、重

機八、輕機四、小銃一、二五二

拳銃四三、小銃彈二一七、三三八

手榴彈三、五三二、銃劍類二〇二

防毒面四、器具五八、無線器一

電話器一八、舟艇五〇、地雷一〇

機銃彈多數

一月中南京周邊討伐戰果

南京【三六】一月中の南京周邊地區

討伐戰果左の如し

討伐回數五〇七回(内戰鬥回數五

六回)交戰敵兵力約一萬四千六百

敵遺棄屍體六九二、捕虜四三、鹵

獲品(小銃一八、機銃三、拳銃

七、彈藥七、二七二)

陸戰隊舟山島内殘敵掃蕩

上海【三二】支那方面艦隊報道部九

日午後四時發表、連日舟山島内殘敵

掃蕩に從事しありしが陸戰隊は一

昨日同島西岸小沙莊及び定海西北方

に於て敵正規兵第十集團の據點を奇

襲し激戰の後これを潰走せしめたり

敵遺棄屍體二三三、鹵獲品小銃三、

手榴彈十一、拳銃彈三十四、機銃彈

七十四

☆武漢周邊掃蕩戰

京山附近敵掃蕩

漢口【三三】京山(湖北省)並に同

地西北方約三十キロ東橋鎮を結ぶ線

以北の大洪山系に據る敵を一舉に撃

滅すべく、兩三日來宮崎部隊は京山

北方十二キロ沙湖附近に於て群敵

を擊破し、江口、吉岡、有蘭の各部

隊は東橋鎮東方約十三キロ秦極村

に據る中央直系第五十五師に猛撃を

加へつゝあるが、敵は標高一千餘米

の山岳地帯より逐次敗走、更に快速

佐々木部隊並に宮崎部隊の一部は京

山西北約十六キロ火龍崗附近に於て

新四軍及四川軍第六十一師に屬す

る約一千の敵に潰滅的打撃を與へた

京山、安陸公路兩方の敵潰亂

漢口【三三】村井、前田、竹久各部

隊は湖北省京山、安陸公路南方山地

帯の新四軍に屬する第五十五、第百

四十九、第六十二各師の混合部隊

を去る五日以來包圍攻撃中であつた

が八日夜敵は遂に西北方に潰亂した

黃陂東北の四千を擊破

漢口【三三】我が部隊は三日黃陂東

北方三十キロ坐板店附近に於て第八

師の一部及び匪賊よりなる約四千の

敵を猛攻の結果敵は遺棄屍體九十六

其他を殘して潰走した、又四日通城

西南方山岳地區に於て我が部隊の眞

近くに迫る敵部隊を潰滅せしめた

舊口鎮東北の敵を包圍

漢口【三三】吉岡、有蘭、佐々木、

村井等の各部隊は五日早朝相前後し

て舊口鎮東方北方三十二キロ三河口、

李家大灣、胡家棚各部落に據る敵を

猛撃、彼等の戰鬥は六日に至ると激

漢口【二】川侯、加藤、的野、吉川各部隊は去る六日より九日に亘り江北隨縣南方三十キロ洛陽店附近山の敵第五十六師を潰亂せしめたが敵は死傷六百二十五、武器、彈藥多數を遺棄して潰走した、また江南に於ては七日拂曉我が井手部隊の精銳は九江西南方瑞昌東方地區の敵集團を猛襲殲滅的打撃を與へた

江西省でも敵大軍投降
漢口【二】七日江西省南潯鐵道北側瑞昌南方地區にあつた敵人民自衛軍中隊長以下五百九十六名並びに百四十一師第四十二團中隊長以下四十八名は夫々我が部隊に歸順し來つた中には少佐參謀等も混つて居た

南支戰況

海南島西北部の共匪掃蕩終る
海口【二】南支方面海軍報道部二日午前九時發表、一月二十四日以来我海南島部隊は航空部隊、海上部隊と協力の下に井出部隊を主力とし約一週間に亘り海南島西北部共匪遊撃隊の蟄居せる後水、儋縣附近一帯地區の徹底的掃蕩作戰を執行、我地上部隊の勇猛果敢なる進撃と航空部隊の緊密適切な爆撃協力、海上部隊の猛撃協力により獲得せる戰果敵遺棄、彈藥其他武器多數を鹵獲し敵に我戰力的打撃を與へたり、これに對し我方戦死七名、重傷傷約二十名
惟ふに海南島上陸以來滿一ヶ年着々治安の恢復確立を見つゝありと雖もなほ島内到的所殘敵蠢動しつゝあり、特に今次作戰實施の北西部地區は最も抗日意識熾烈強なる共匪の巢窟にして我嚴重なる海上封鎖の

網を潜り密かに大陸、雷州半島其他より武器其他を密輸入し、重慶政府の指導下に治安攪亂、苛敵誅求を事とし、島内良民の怨府の的なりしものにして、同地帯では共匪を主體とする共產部落とこれに對する良民の防共部落が常に相對立争鬪を續け居たるものにして、今次作戰は特に所在防共部落良民の豫ねてより再三懇望し來れる爲め大討伐を實施せるものにして、島民は最大の感謝を捧げ皇軍の威力と皇軍の信頼を愈々増大各地とも皇軍の駐兵を切望し居れり

南寧北方殲滅戰

南寧奪還に敵大軍集結

白崇禧の兵力移動で敵大動搖

廣東【二】支那側への情報によれば我が包圍攻撃に狼狽した白崇禧は蔣介石に對し増援軍を要求すると共に極力全軍をして日本軍の包圍網に逃れ去らしめんとしたが、その到底不可能なるを知るや最後の保身手段として麾下聯合軍の内中央軍、四川軍、雲南軍等を最前線に立て自己の手懸にかけた廣西軍を第二線に配置し直系兵力の移動を圖り日本軍の總攻撃を前に笑ふべき兵力移動を行ひつゝあり、爲めに支那軍内部に大動搖を來し、日本軍の神速攻撃と相俟つて敵陣營内に大混亂を呈してゐる

義勇軍等の雜軍に目付格の中央軍更に將軍秘藏の機械化部隊、飛行隊を加へ南支空軍の動員ぶりだが、この死傷の南寧奪還企圖こそは我が南寧占領が蔣介石にとつて如何に深刻な打撃であつたかを物語るもので、武器彈藥輸入ルートに六十六パーセントを佛印ルートから仰ぎ自動車機材については全部この輸送路より得てゐるものが、皇軍の南寧占領はこれらの物資輸入を一齊に阻止したばかりでなく、滇越鐵道及びビルマ雲南路も空しく潰え去つたのであつて今や蔣介石軍は再び南寧奪還を夢みつつ皇軍諸兵團の前に尻の山を築かんとしてゐる

敵左側背より賓陽突入

賓陽平地の敵金く袋の風
南寧【二】永淳方面より前進した勝山、玉屋、牧、小村、久米、上田竹園、宮森、隅田等の有力諸部隊は當面の敵第七十六師に對し遺棄屍體三千にも上る潰滅的大打撃を與へ息づく暇もなく猛進猛攻を重ね、一日夕刻甘棠村北方山地を完全に突破響を放つて賓陽平地に進出二日朝には一氣に敵の側背を衝いて殺到猛撃を開始した、一方我が左翼山地帯前進部隊納見、三水、渡邊、林、東、阪田、森本の鐵騎部隊の戰況は著しく進展、一日には敵右側背賓陽西南二十キロ思隴司附近の線に進出、更に引續き敵大軍を包圍壓縮中である、又陸軍精銳も久し振りの好天に恵まれ全機一齊に出動、地上部隊に協力猛爆の雨を降らせせた

城内外及び附近一帯の敵を掃蕩中
▲○○【二】陸軍精銳の偵察によれば二日午後三時賓陽東南十七キロ武陵墟を突破猛進中の竹園部隊は同五時四十五分更に北進、馬王墟を抜き、友軍陸軍精銳の協力下同六時三十分賓陽縣城に進出、坪井、宮森、福田諸部隊も亦相次ぎ突入、附近一帯の敵及び軍事施設を覆滅した

陸軍南寧東北に大活躍

▲賓陽は南寧陥落後の敵軍要據點
南寧【二】賓陽は南寧失陥後の廣西省南部の敵廣西省最大軍據點として昨年十一月末我が南寧攻略以來急速に其の重要性を加へ、蔣介石は自から桂林に來つて南寧奪還を嚴命し其の秘藏の精銳兵力をこの賓陽を基地として西南山地に集中し、半恒久的陣地を構築して南寧奪還の期を狙つてゐたものである、又賓陽は桂林、柳州、遷江各地より南寧を経て佛印亦は廣東省欽縣へ及び永淳を経て廣東省雲山から北海に通ずる交通上の要地であるだけに其覆滅は敵に致命的打撃と言ふべきである

操縱索を切られて容積の生還
▲○○【二】二日の武陵方面大遭遇戰に陸軍部隊の老田二郎中尉(富山市清水町出身)佐藤久太郎准尉(岩手縣氣仙郡大船戶町出身)機は地上部隊に協力任務を完遂したが、不幸の際敵彈を受け方向舵の操縱索を全部切斷されたにも拘らず最悪の氣流の中に飛行を續け無事歸還した、これこそ片翼の荒鷲に勝るとも劣らぬ我が空軍の精華として驚嘆されてゐる

海軍南寧附近掃蕩

永淳よりの北進部隊も敵擊破
南寧【二】永淳方面より北進敵左側背に迫り二日朝來賓陽平野に響を放つて進出した岩本以下下の精銳諸部隊は、賓陽街道方面より南下せる約一萬の敵増援軍を完全に擊破、午後三時武陵附近を通過、更に猛進撃を續けてゐる

包圍態勢完成(大本營陸軍部發表)

【二】大本營陸軍部報道部長談(午後六時)蔣介石の所謂冬季攻勢は今回の南寧附近の一大決戰に依り完全に最後の止めを刺された、由來南寧は敵補給路上の要衝に當り、その失陥に依り重慶政府は精神上及物質上測り知るべからざる打撃を蒙つたと共に、新中央政府樹立工作の進捗と併せて支那國民の和平氣運に一段の油を注いだ結果となつたのみならず、彼の冬季攻勢は他の方面に於て至る處皇軍の擊破する所となり、一寸の失地をも取返し得なかつたので、焦慮

氣、組織破壊せられ、全師悉く潰滅
的打撃を蒙りその敗残せるものも
全く士氣沮喪し戰意を失ひ既に抗
戦力は皆無の状態となれり
○今次作戦は全體的に廣地域に
亘る大包围殲滅戦なるものと、
山系重疊たる地帯至る所に局所的
殲滅戦を展開し、又優勢なる飛行
隊の廣範圍に亘る爆撃等のため戦
果の調査に迄なる手数を要した
るも、今日迄に確認せるもの左
如し、尙目下引き続き敵掃蕩中
あつて今後更に多数を増加すべし
遺棄死體四六、八〇〇、戦傷者推
定八〇、〇〇〇を下らず、捕虜二、
五〇〇、鹵獲品の主なるもの(戦
車一九、輕裝甲車六、自動車及自
動貨車六三、野山砲二五、速射砲
及機關砲一六、迫撃砲六八、擲砲
筒二二五、重機一〇、輕機五四
四、小銃九、六九〇、速射機關銃
二、各種砲彈二五、三〇〇、機關
銃彈小銃彈二、六三〇、〇〇〇、
その他通信器材、軍需品多数)此
の間に於ける我が損害 戦死二〇
五、戦傷七八五

上林附近掃蕩
南寧【二七】 上林附近に進出した上
田、武富、申嶋等の諸部隊は六日上
林東南の大山嶺に於て群をなして敗
走する敵第九師を始め第九十六、五
十、百七十、三十六、百十八、七十
九、百二等各師混合部隊を捕捉、猛
攻を加へ遺棄死體千五百(師長一を
含む)を始め多数鹵獲品を獲得した
賓陽西方で脱出の敵三ヶ師を殲滅
○【二七】 賓陽平野の敵は今や網
の中の魚の如く我が軍の捕捉に委ね
られてゐるが、六日午後賓陽西方黎
城、王靈附近に偶々敵百五十六師、

百十五師、百七十六師の數千の集團
が北方に向け我が包围網を脱出せん
としてゐるのを察知した尾村部隊は
これを攻撃、敵遺棄死體數百の戦果
を収めたが、更に七日尾村、橋田、
芥田、吉原の諸部隊は北方を迂廻し
た快速覆面部隊と協力、更に殘餘
の敵を捕捉し、殲滅的打撃を與へ東
方に行中である

敵師長以下將校戦死逃亡
廣東【二七】 今次賓寧道方面の包围
殲滅戦に於て敵退路遮断の我が部隊
が上林(賓陽西北方三十キロ)附近
に進出するや、敵三百一、三百二、
三百三師の各部隊は支離滅裂の状態
となつて我が軍のため殆んど殲滅さ
れたが、その際我が方に投じた敵俘虜
の談によれば、又三百一師長は四日上林
附近で戦死し、又三百二師長は亭亮
野(賓陽西北方廿五キロ)附近で我
が戦車の襲撃を受けて命からうと逃
亡し、その他旅長、團長、營長など
の幹部將校にして部下を棄て、逃亡
せるもの算なく、指揮官を失つて右
往左往中の敵烏合の集團は脆くも我
が軍の好餌となつて捕捉殲滅せられ
た事が判明した

敵又も笑止なデマ
賓陽【二七】 今次廣西作戦に遺棄死
體四萬六千、負傷八萬を出し抗戦力
を全く喪失した蔣政權は暫く鳴りを
鎮めてゐるが、又もやデマ放送を開始
し、「支那軍は南寧、賓陽方面日本軍
撃退に對し自信あるも更に之を深く
誘致し日本軍に徹底的打撃を與へる
ため、戦術上の退却をしたのであつ
て未だ支那軍の實力を發揮してゐな
い」とやせ我慢を放送し、更に五日
の重慶電は支那軍は既に賓陽を包围

猛攻中で、日本軍一千餘名を殲した
旨を誠しやかに宣傳し、現に賓陽に
ある皇軍將士の嘲笑を買ひ又恩威並
び行はれる皇軍を信賴して續々復歸
する良民の群に如何に重慶宣傳がデ
マそのものであるかを現實に示しつ
ゝある

一轉武鳴縣に入城
南寧北方の要衝武鳴に迫る
南寧【二七】 渡邊、林等の精銳諸部
隊は賓陽西南方恩隴城方面より名だ
る大明山脈の峻險隘路を抜き隨所
に殘敵を捕捉殲滅しつゝ七日午後六
時には〇〇を突破猛進中である、又
一方三浦、〇〇等の諸部隊は南寧、
武鳴街道上の大高峰及び米華圩等を
突破せんと執拗なる抵抗を試みる殘
敵を撃攘しつゝ七日午後六時過ぎに
〇〇河に進出敵を猛追前進中であ
る

雙橋嶺の敵山地に敗走
南寧【二七】 皇軍の武鳴地區進攻に
際し死物狂ひの抵抗を續けた武鳴防
禦陣地双橋嶺の敵は、五塘方面より
敗走せる第九十三師及び大高峯隘前
面に聚集せる第百三十五及び百七十
師を基幹とし、これに各方面よりの
敗殘兵並に民間軍等を加へたもので
我が猛攻の前に無數の屍體及び軍需
品を遺棄し戦意全く喪失、北方及び
西方山地に支離滅裂となり敗走した
武鳴縣城進入

武鳴縣城外にて【二八】 賓陽西南方恩
隴城附近から大明山脈の峻險隘路を
西北進中の我が健脚部隊渡邊、大西
表、各部隊の引續き實施しある掃蕩
戦は各所に於て大なる戦果を收めつ
つある

武鳴平地掃蕩戦の戦果
廣東【二九】 南支軍九日午後五時發
表、各部隊の引續き實施しある掃蕩
戦は各所に於て大なる戦果を收めつ
つある

一、二月八日武鳴平地に於て活躍せ
る原田、渡邊、末次、林、松本、
坂田等の諸部隊は敵第九十三師及
び第二師、第百廿五師及び其他殘
敵五千を撃破せり、敵遺棄屍體一
千三百七十、鹵獲品、輕機六、小
銃百、集積しありし手榴彈二萬三
千、小銃彈八十萬及び自動車一、
ガソリン四百噸其他軍需品多数に
達せり

二、一方七日より八日に亘り王靈、
黎塘圩(賓陽東方四十里)附近に
於て我が野濤、小川、石原等諸部
隊の遭遇撃破せる敵は百五十六師
百七十五師及び百十五師の約六千
にして確認せる遺棄屍體二千を下
らず鹵獲軍需品目下調査中なるも
多数に上る見込

敵増援軍を撃滅
廣東【二九】 七日遠く東方より敵第
百五十六師の約三千が賓陽平地に進
出せるを察知した我が野濤、橋田、
小川、岡田の諸部隊は急遽反撃、賓
陽東南方約十キロの大橋嶺に於て之
に殲滅的打撃を與へ、更に敗敵を追
うて〇〇方面に進撃中
大本營陸軍報道部發表

【二九】 大本營陸軍報道部發表(午
後六時半)二月八、九日頃に於ける
南寧方面の戦況左の如し
一、二月二日賓陽北方清水河畔に進
出せる部隊は同方面の敵を殲滅後
東南進し黎塘圩、甘棠方面の敵を
急追中

二、賓陽附近に進出せる部隊は同地
北方の敵を殲滅後南進し九塘北方
地區の敵を包围殲滅中
三、九塘附近の敵を撃破せる部隊の
一部は西進し武鳴方面の敵背後に

減中である
▲武鳴は重要軍事要地 南寧【二八】
八日皇軍が突破せる廣西省武鳴は南
寧北方四十餘キロ武鳴縣城所在地で
南寧、武鳴間、武鳴、隆安間、武鳴
隆山間各公路上の要地であると共に
敵が南寧奪回の軍事的要地として附
近一帶には第百三十五、第十七、第
百三、第十三、第八十四等の各師が
集結、蠢動しつゝあり、今次作戦開
始以來我が荒鷲軍が屢々猛進を加へ
た地である、敵は既に賓陽、永淳を
失ひ、今又武鳴を奪はれ、こゝに南
寧、武鳴、賓陽、永淳を結ぶ四角中
二百二十方里の地帯は完全に皇軍の
手中に收められ今次大包围殲滅戦の
戦果に更に一段と光彩を加へるに至
つた

武鳴、南寧公路完全に確保
南寧【二八】 南寧北方大高峰隘方面
より前進せる松本、坂井、渡邊等の
精銳部隊は八日早朝武鳴に進入せる
渡邊、末次、林等の諸部隊に協力し
て敗敵を猛追しつゝ同十一時四十分
南方より同じく武鳴縣城に進入、引
續き附近一帶の殘敵を殲滅中である
が、今や皇軍の武鳴進入によつて武
鳴南寧を結ぶ武寧公路上の一帶は完
全に確保された

武鳴縣城を突破進撃
南寧【二八】 我が精銳諸部隊は八日
朝南寧北方四十キロの敵要衝武鳴縣
城を突破、引續き附近一帶の軍事施
設及び殘敵を掃蕩進撃中

武鳴平地掃蕩戦の戦果
廣東【二九】 南支軍九日午後五時發
表、各部隊の引續き實施しある掃蕩
戦は各所に於て大なる戦果を收めつ
つある

一、二月八日武鳴平地に於て活躍せ
る原田、渡邊、末次、林、松本、
坂田等の諸部隊は敵第九十三師及
び第二師、第百廿五師及び其他殘
敵五千を撃破せり、敵遺棄屍體一
千三百七十、鹵獲品、輕機六、小
銃百、集積しありし手榴彈二萬三
千、小銃彈八十萬及び自動車一、
ガソリン四百噸其他軍需品多数に
達せり

二、一方七日より八日に亘り王靈、
黎塘圩(賓陽東方四十里)附近に
於て我が野濤、小川、石原等諸部
隊の遭遇撃破せる敵は百五十六師
百七十五師及び百十五師の約六千
にして確認せる遺棄屍體二千を下
らず鹵獲軍需品目下調査中なるも
多数に上る見込

敵増援軍を撃滅
廣東【二九】 七日遠く東方より敵第
百五十六師の約三千が賓陽平地に進
出せるを察知した我が野濤、橋田、
小川、岡田の諸部隊は急遽反撃、賓
陽東南方約十キロの大橋嶺に於て之
に殲滅的打撃を與へ、更に敗敵を追
うて〇〇方面に進撃中
大本營陸軍報道部發表

【二九】 大本營陸軍報道部發表(午
後六時半)二月八、九日頃に於ける
南寧方面の戦況左の如し
一、二月二日賓陽北方清水河畔に進
出せる部隊は同方面の敵を殲滅後
東南進し黎塘圩、甘棠方面の敵を
急追中

二、賓陽附近に進出せる部隊は同地
北方の敵を殲滅後南進し九塘北方
地區の敵を包围殲滅中
三、九塘附近の敵を撃破せる部隊の
一部は西進し武鳴方面の敵背後に

殘敵を掃蕩

敵増援軍を撃滅

廣東【二九】 七日遠く東方より敵第

百五十六師の約三千が賓陽平地に進

出せるを察知した我が野濤、橋田、

小川、岡田の諸部隊は急遽反撃、賓

陽東南方約十キロの大橋嶺に於て之

に殲滅的打撃を與へ、更に敗敵を追

うて〇〇方面に進撃中

大本營陸軍報道部發表

【二九】 大本營陸軍報道部發表(午

後六時半)二月八、九日頃に於ける

南寧方面の戦況左の如し

一、二月二日賓陽北方清水河畔に進

出せる部隊は同方面の敵を殲滅後

東南進し黎塘圩、甘棠方面の敵を

急追中

二、賓陽附近に進出せる部隊は同地

北方の敵を殲滅後南進し九塘北方

迫り武鳴南方に迫りたる部隊と共に敵を捕獲殲滅中

四、本日迄に判明せる戦果の概要左の如し 敵遺棄屍體四萬六千八百敵負傷者約八萬捕虜二千五百、戰車、裝甲車、自動車八十八、小銃九千六百六十、その他各種兵器彈藥多數

五、本日迄に於ける我が方の損害は戦死二百五名、戦傷七百八十五名なり

隨所に敗走の敵を殲滅 廣東【10】松本、笠間、福田、角田、坪井等の部隊は賓陽西南方山地掃蕩を終へて南下の途中下施村附近で賓陽平野を敗走する約三千の敵と遭遇、これに殲滅的打撃を與へ、その司令部を潰滅して敵の重要書類を押收、引續き同日夜より九日朝にかけて同平野を彷徨する敵集團を隨所に撃破し第二期包圍殲滅戦を飾る多

☆海軍

廣西省還江爆撃

○【12】南支艦隊報日二日午後九時發表、南支海軍航空隊は二日敵の軍事據點還江を爆撃、之を殆んど潰滅した

湘越線爆撃

○【11】南支艦隊報日二日午後五時發表、一日三原少佐の指揮する海軍航空部隊の精銳大編隊は途中猛烈なる逆風を衝き長驅將政權唯一の輸血路たる湘越線の爆撃を實施せり、敵は我が進攻を見るや沿線隨所の山上山腹より猛烈なる高角砲射撃を浴せ、更に昆明より急派せる戦闘機數機を以て我を阻止せんとせし我が方は熾烈なる砲火を物ともせず敵機の挑戦を追散らして悠々數ヶ所の鐵橋及び線路に有效なる直撃彈の雨を降らせ、甚大なる打撃を與へた

空中戦・空爆

敵機我が國の空襲を企圖

【12】西部防衛司令部八日午前零時五分發表、最近將軍閣は我が國土の空襲を企圖するが如し、我が方於ては防空陣容を強化し違算なき

朝鮮空襲も企圖

【18】朝鮮總督府當局發表、最近抗日蔣政權側の敵機我が國土の空襲を企圖し、蠢動おる模様如し、素より斷末魔のあがきに過ぎざるも、軍及び本府當局に於ては防空陣容を強化し萬遺憾なきを期しおれり

蘭州爆撃の敵損害百萬元餘 太原【18】當地に達した確報によれば十二月廿六、七、八の三日間我が海陸荒鷲群によつて敢行された西北地區要衝蘭州爆撃により爆死敵兵四百五十八、火災による軍事施設の損害百萬元を超えるに至つたことが判明した

☆陸軍

浙贛線爆撃

上海【12】支那方面艦隊報日九日午後四時發表、(一)昨八日海軍航空部隊は浙贛線の要衝玉山(江西省)衢州(浙江省)及び麗水(浙江省)を急襲し同地飛行場内に巨彈を浴せ滑走路及び附屬軍事施設に甚大なる損害を與へたる外、玉山、衢州兩停車場を爆破した

江西省吉安贛州爆撃

上海【12】支那方面艦隊報日九日午後四時發表、(一)昨九日海軍航空部隊の精銳は江西省吉安及び贛州の軍事施設を爆撃何れも多大の戦果を収め全機無事歸營せり、即ち中村大尉の指揮せる部隊は同日午後二時頃敵の猛烈なる高角砲火を冒し吉安飛行場上空に突入滑走路を中心に全弾を集中之を全面的に爆破せり、亦與山大尉の率ひる他の部隊は贛州飛行場に達したるも同飛行場は破損の儘放棄せられあるを以て市外西方贛江沿岸の敵修理材料庫並に軍需品倉庫群を爆撃し五棟を完全に爆碎せり

☆陸軍

五原北方の高和長空襲

○【12】陸の荒鷲山口部隊は二日午前十時二十分○機編隊を以て五原北方三十五キロの萬和長を空襲、同地の敵堅陣に急降下爆撃を

の當地英字紙上海イヴニングポスト

は最近同鐵道の狀態を左の如く報告してゐる 日本空軍の爆撃により漢越鐵道は一ヶ月前から數ヶ所の徒歩連絡で辛じて運輸をしてゐるが、殊に蒙自、開遠間の山嶽地帯では二ヶ所に互つて鐵橋が破壊されて居り、旅客は一旦下車して深い谷に降り谷川を渡つて向岸の崖を登り別の列車に乗換へるので、或る附近の農民は旅客の荷物を一個に就き五元で運搬し時ならぬ收入に喜んでゐるが、貨物運送は昨年末以來中止され海防は貨物がたまつてこの倉庫も文字通り一杯である、目下此の貨物をトラックで奥地へ運び込もうとの計畫があるが、例へそれを實行した所でガソリンが少い爲結果は燒石に水同様である

浙贛線爆撃

上海【12】支那方面艦隊報日九日午後四時發表、(一)昨八日海軍航空部隊は浙贛線の要衝玉山(江西省)衢州(浙江省)及び麗水(浙江省)を急襲し同地飛行場内に巨彈を浴せ滑走路及び附屬軍事施設に甚大なる損害を與へたる外、玉山、衢州兩停車場を爆破した

江西省吉安贛州爆撃

上海【12】支那方面艦隊報日九日午後四時發表、(一)昨九日海軍航空部隊の精銳は江西省吉安及び贛州の軍事施設を爆撃何れも多大の戦果を収め全機無事歸營せり、即ち中村大尉の指揮せる部隊は同日午後二時頃敵の猛烈なる高角砲火を冒し吉安飛行場上空に突入滑走路を中心に全弾を集中之を全面的に爆破せり、亦與山大尉の率ひる他の部隊は贛州飛行場に達したるも同飛行場は破損の儘放棄せられあるを以て市外西方贛江沿岸の敵修理材料庫並に軍需品倉庫群を爆撃し五棟を完全に爆碎せり

舟山列島警戒中の我が艦艇は去

八日舟山列島南方六横山島に陸戰隊の一部を揚陸して定海縣國民抗日自衛團第六大隊本部を急襲、敵約百を撃退銃器彈藥多數を隠匿せる同本部を潰滅に歸せしめ且つ附近殘敵を掃蕩せり、敵遺棄屍體七、鹵獲品無線電信機械、銃器其の他多數我が方損害なし

麗水の倉庫群爆撃

上海【12】支那方面艦隊報日九日午後四時發表、(一)九日海軍航空部隊の精銳は吉安、贛州を爆撃せる外他の有力なる一隊は浙江省中南部の麗水西方倉庫約三十棟に對し巨彈を集中その十二棟を爆破粉砕し、又麗水南東の倉庫群に對し巨彈を浴せ數棟の倉庫が猛烈なる黄色爆煙を上昇せるを認め全機無事歸營せり

○【12】昨十日栗野原少佐の指揮する有力なる海軍航空部隊は前日に引續き諸艦(浙江省)飛行場に對して多數の巨彈を集中之を破壊したるほか、飛行場南西端及び北端の附屬建築物に多數の直撃彈を得約一時間に亘る猛烈なる火災を認めたり、溪口(浙江省)に於ては郊外の倉庫群に對し數個の直撃彈及び至近彈を得その二棟を粉砕せり

湖北省孝感東北の敵猛襲
湖北省孝感東北の敵猛襲
湖北省孝感東北の敵猛襲



重慶國際放送開始

上海【二】重慶來電、豫て開設準備中の重慶國際放送局は一日より放送を開始する事となつた、呼出符號はXGOX及びXGOYの二種で電力は三十五キロ、北京官話のほか廈門、廣東、上海各語、日本語、英、佛、獨、伊、蘭印度、馬來等各國語の宣傳ニュース放送を行ふ

重慶に和平熱熾まる

香港【二】香港の支那紙星島日報の重慶特派員は重慶に於ては本年に入つてから各種の謠言が飛び、特に和平要望の空氣が曾つて見ざる程度に昂まつてゐるとして次ぎの如く報じてゐる

駐支佛國大使ヌム氏が昨年十二月重慶に來たり、次いでカー駐支英國大使も一月早々重慶入りしたのを契機に、重慶各方面には和平説が口傳手に流布され、中には汪精衛代表が和平の具體的條件を重慶當局と討議する爲め重慶に來てゐるとの噂さへ傳はれ、政界有力者中に抗戰陣營を脱落して和平運動に走る者が又も出て來るのではないかと危懼が起つてゐる

急速なる終結を希望する旨表明したとの噂が流布され、更にジョンソン駐支米國大使が近く重慶を訪問するとの報道は一層和平論を盛り込んで、一般にジョンソン大使の重慶訪問は和平問題に關聯するものと信ぜられてゐる状態である、斯る和平熱の横行は東北各省出身者の憤激を買ひ、東北出身者は昨年未の會合で「東北を捨て賣りする輩を打倒せよ」と叫び和平に反對の態度を表明した、蔣介石は和平希望の空氣を抑壓すべく高宗武、陶希聖の發表した所謂汪精衛の日本との和平協定も民衆の抗戰熱を煽る手段として利用する等百方手を竭してゐる

重慶に反戰同盟蜂起

上海【二】某筋に達した情報によれば打續く焦土抗戰の慘禍に喘ぐ支那民衆が去る一月二十七日重慶に於て中華民衆反戰同盟の名の下に「戰爭反對」を呼號し宣言文を各地の重慶政府機關に送つた事實が曝露し注目されてゐる、即ち相次ぐ敗戦物質の缺乏に極度に疲弊せる重慶の民衆は汪精衛氏の新中央政府樹立の氣運に刺戟され、一月二十七日の戰爭反對宣言となつたもので、右同盟のメンバー四十名は翌廿八日戰爭映畫「木蘭從軍」を上映中の映畫館を襲撃放火した、重慶側は周章狼狽して取締に躍起となつてゐるが、右同盟が各地に發送した宣言文は次の如くである

中國政府は民族復興の美名を借り歐米の援助の下に抗戰政策を堅持し最後の勝利を夢想した、併し抗戰は僅かに小人數の私利私慾を満

足させたのみで民衆全體の福利を増進しなかつた、現在抗日を主張するものは何れも純正の愛國者に非ず、吾等は目前の苦境より脱して自らを救はんがため左の要求を提出する

抗戰政策に絶對反對

(一)抗戰政策に絶對反對(二)速かに和平を恢復すべし(三)貪官汚吏の獲得せる財産を沒收せよ(四)抗戰により民衆の蒙りたる損害を賠償すべし

要請したと云はれる
昨年中の敵傷兵六十七萬餘
漢口【二】重慶から當地に達した外人側報道によれば重慶に本部を置き抗戰地區八省に支那軍戰傷兵の醫療施設を設けしよつて昨年十中加療させられた戰傷兵總數は實に六十七萬五千の多數に上つてゐる、内江西省が最も多く廿一萬九千九百、陝西省に次ぎ十一萬二千二百四十を算し月別では十一月の七萬八千八百八十四が最多數である、即ち敵が遊撃戰の重點を置いてゐる江西省の南昌、高安、

奉新、武寧地區に於ける敵の打撃最も甚しく、又昨冬敵の冬季攻勢を事前に察知、十一月月上旬より全面的に掃蕩戰を敢行した我が猛撃による敵の被害が如何に甚大であつたかを物語つてゐる

英、鮑兩氏に逮捕令

香港【二】重慶よりのUP電、重慶政權は昨六日行政院會議に於て汪派の要人中央軍官訓練團々長葉蓬將軍及び鮑文樾氏に對し逮捕令を發するに決定、その旨正式に發表した

重慶まだ不満

香港【二】七日の米國上院外交委員會が對支追加借款二千萬弗供與を可決したとの報道は重慶側を狂喜せしめてゐるが、當地支那人の一部は此の額を以て尙ほ不足なりとし、金額増加方を要望する聲が高い、右につき國民黨機關國日報は九日社説に於いて次の如く述べてゐる

新年の贈物として發表された米國上院外交委員會の決定は支那に對する米國の深甚なる同情の表明として吾人は之を歡迎するものにはあるが、その額は我々として到底満足し難いものである、支那は現在自己自身の爲めのみでなく、米國の權益の爲めに戦つてゐるのだ、萬一今次戰爭が日本の勝利に終ることとなればその米國の權益は恐らく危殆に瀕せしめられるであらう、米國は支那に對し須らく七千五百萬ドルの借款を供與すべきである

千萬ドルの對支借款は主として支那奧地公路の再建發展を援助せんとするものである、右公路は抗戰の繼續に絶對必要であると同時に軍需輸送の重要ルートとなつてゐるのである、よつて今次借款の大部分は貨物自動車、同部分品並にガソリンの購入に當てられる筈であるが、それについては本年一月一日蔣政權治下の公私運輸全般を取扱ふを目標に創設された中國運輸会社が一切の事情を管掌する筈で、同会社が契約した米人運輸專門家は既に數日前支那へ到着してゐる

猶本人の雲南收容を龍雲拒否

南京【二】安住の地を東洋に求めて支那方面に殺到する猶太難民の數は歐洲大戰の勃發とともに愈々増加の傾向を示しつつあり、重慶政府は今後の扱ひに苦慮しつつあつたが、遂に之が處置問題を繞つて重慶政府と雲南省政府との關係に再び暗影を投ずるに至つた、即ち最近の情報に據れば從來猶太人の入國に對して門戸を鎖して來た米國は今後猶太難民の捌け口として西南支那に着目し、猶太人の有する技能、智識を西南開發に利用せん事を企圖してゐるもの

の如く、最近重慶政府に對し今次歐洲大戰によつて生じた猶太難民を西南支那に收容するやう申込んだと云はれる、右申入れに對し重慶政府は米支國交緊密の建前より欣然受諾し早速雲南省主席龍雲に對し、取敢えず三千人の猶太難民を雲南省内に收容し、これに適當な保護を與へるやう懇願したところ、案に反して龍雲はこの虫の良い申入れに痛く憤激、早速雲南省政務會議を召集し滿場一

致拒絶することに決定雲南省は目下
衰微の極にあり外國人を收容する如
きは思ひもよらざるところなり、宜
しく他省に變更せられたしとの拒絶
電を寄せた爲、重慶側では兩者の板
挟みとなり、何んとしても米國の申
入れを充す必要ありとて、目下血眼
になつて猶大人收容適地を物色して
ゐると言はれる

☆ 國英依然對峙

國共内訌激化にソ聯警戒
ニューヨーク【二】重慶政府要人
と連絡ありと信ぜられる當地親支派
米人筋が最近入手した情報によれば
重慶に於ける國民黨系と共產黨系と
の内訌は最近著しく深刻化してゐる
と傳へられる、右米人筋は從來支那
事變の成行は日本の經濟的破綻が早
く來るか、それとも國共兩派の内訌
による重慶政府の自壊作用が先きに
來るかによつて決せられるものと見
て、最近重慶から新しい情報を入手
して、最近重慶の連中の觀點に變化を
生じ重慶政府の前途について著しく悲
觀的態度を抱くに至つてゐる、而し
て二日付ニューヨーク・タイムズ紙
の香港特電によつても國共兩派の軋
轢甚しく遂に甘肅東部に於いて戰鬪
を交へたことが確認されてゐる、但
しこの衝突はその後妥協交渉が進行
中、國民黨側は共產黨が勢力範圍
退きさせる代りに、重慶政府は第八路
軍に對する金錢の支給額を増加する
ことによつて近く解決するといはれ
るが、一方國共間の軍事的對立が極
めて深刻化してゐることは、モスク

ワ政府が最近モスクワ駐在支那大使
賀繼組に對し「抗日の目的のために
使用される軍需品の供給は繼續する
が内紛に利用される恐れのあるもの
は供給する意思なし」と警告を發し
たことによつても裏書されてゐる、
右警告の原因となつたのは山西省に
おける閻錫山系保守派の軍隊と共產
軍との衝突及び甘肅省東部の上記の
衝突だと信ぜられてゐるが、從來中
央軍に對して送り方に制限を加へ、
反共產黨の一部軍隊の手には渡らぬ
やう手配される模様で、かゝる事態
が果してうまく拾收されるか否かは
親支派米人の間にも尠からぬ疑念が
抱かれてゐる

中共、重慶へ八大要求提出
太原【二】中共側の對重慶攻勢は
最近益々尖鋭化し、國府部内元老派
を始め地方領袖の反共氣勢を彌が上
にも刺戟してゐるが、最近當地に達
した確報に依れば中共領袖朱德、毛
澤東、周恩來の三名は、一月十三日
連名を以て西北邊區に於ける赤色勢
力の確立とソ聯への直接聯繫を企圖
せる西北軍政機構改革の八大要求を
重慶政權に突付けて之が實現を強制
し、重慶政權に甚大な衝擊を與へる
層尖鋭化せしめつつありと言はれる

（一）陝甘寧西北邊區の軍政機構を改
革すべし（二）陝甘寧邊區政府の擴大
を容認すべし（三）新疆に於ける各軍
政機構をソ聯の指揮指導下に速に改
造すべし（四）第十八集團軍司令部並
に各共產黨部隊を蘭州に移駐せしむ
べし（五）ソ聯の中央に對する物資
（武器彈藥）援助は必ず中共を経由
して各地に運搬せしむべし（六）陝甘
寧各地第十八集團軍勢力圏内に駐在
せる中央正規軍を當座年末迄に一齊
に撤退せしむべし（七）重慶政權は陝
甘寧邊區に於ける中共各機關のソ聯
との直接交渉に關與すべからず（八）
重慶政權機關内に汪精衛派と秘かに
密絡し以て國共決裂を策するもの
ありこれを速に檢査すべし
馮玉祥國共衝突調査
香港【二】重慶來電、北支に於け
る國共兩軍衝突の頻發に鑑み最近馮
玉祥は蔣介石の命を受けその實情を
調査し、これが和解策發見の爲山西
省方面を視察旅行中であつたが、此
の程重慶に歸還し閻錫山、龐炳勛と
の會見結果及び衝突實情に就き報告
書を提出し衝突事件の根本的解決策
として國共兩黨有力者による紛争調
停委員會を速かに開催すべき事を提
議したといはれる、馮玉祥の右提案
は國共兩黨首腦が一堂に會して各地
に於ける國共兩軍衝突の根本的原因
除去を圖らんとするに在り、既に中
共側周恩來、秦邦憲等や孫科、邵力
子等親共派の支持を得つつあり、ま
たパナウチキン・ソ聯大使も孫科の
意をうけてこれが實現に奔走してゐ
るといはれるが、蔣介石は原則的に
はこれに賛同しつゝもなほ各方面の
意向を打診しつゝ最後の決定を與へ
るまでに至つてゐないといはれる

せしめてゐるが、最近判明した所に
よると彼等の所謂暴露發表は重慶派
の魔手によつて採られたもので、却ち蔣介石は藍衣社の重要人物たる康榮を香
港に特派し高、陶に對して各種の欺
瞞的報告作成を強要し、これがため
兩名は全く行動の自由を失つてゐた
ものであり、最近の行方不明の裏面
にも同じ魔手が動いてゐると推察さ
れてゐる

中央政府の組織はかゝる方法によつ
てなされるのである
第二點 中央政府の成立は即ち憲政
の實施にある、元來訓政期に於ては
憲政運動をなすべきである、孫先生
は訓政期と憲政期とを平行して實施
せられたが、ある意味に於て訓政は
憲政實施の一段階に過ぎない、孫先
生の建國大綱に明かなる如く、全國
各省の自治は尙三分の二以上には達
して居らず、訓政期は特市、縣、省
區に自治を實施してゐるのであるが
此處に云ふ自治は即ち本質上憲政成
立である、中央政府が一度成立
すれば憲政實施委員會を設立し此の
任務を擔當せしめる方針である
第三點 中央政府の成立と共に既成
政權は同時に解消する、華北方面は
蔣蔣樞事件以前には翼察委員會が設
置せられてゐたが、和平成立後に於
ては當然此の制度を踏襲し、委員會
を設置して直接中央の統制を受け、之
を華北の政務を管理せしめるが、之
は決して外間傳ふるが如き特殊化で
も亦政權の分裂でも無い、國內各民
族に對しては同様に平等の待遇を與
へるのである、國民黨第一次代表大
會に於て既に小數民族に對しては自
由統一の國家を組織する承認をして
たが、惟ふに之は中國の内政問題で
あり革命的對峙より出たものである
が、外蒙に對しては我等は外蒙がソ
聯に壓迫利用され併合されんとしつ
ゝある事を悲しむものであるが但し
我々は依然外蒙は眞の自主權を持た
ねばならぬ事を承認する、内蒙に對
しては我々は之を尊重するものであ
る、内蒙は眞先に代表を派遣して中
央政治會議に参加し自治の原則に基
いて中央の統制を受けんとしてゐる

新支那建設

純正國民黨

高、陶行方不明
上海【二】支那側情報、汪精衛派
の和平運動から脱落し香港に逃亡し
た高宗武、陶希聖兩名は最近突如香
港より行方をくらまし近親者を憂慮

中華日報社説有田外相演説支持
上海【二】新中央政府の樹立に邁
進しつゝある汪精衛氏等は夙に外交
に關しては日支一體を標榜して來た
が、二日の汪派機關紙中華日報は長
文の社説を掲げ有田外相の外交方針
演説に全幅の支持と信頼を表明した
新中央政府の機構（中華日報）
上海【二】汪派機關紙中華日報は
四日の紙上に中央政府の性質と機構
と題する社説を掲げ、新政府に對す
る各方面の誤解を一掃、其の性質機
構を明確ならしめた要旨左の如し
青島會議は圓滿に終了し、茲に中央
人は左の諸點に就き諸賢が明確に認
識される事を希望するものである
第一點 中央政府は國民黨を中心に
各黨各派無黨無派の有志が結合して
成立するもので無くしてはならぬ、此
の精神は國民黨第六次全國代表大會
の宣言に基づくものであり、亦青島
會議に於て之が意見の一致を見た
のである、第六次大會は「本黨は全
國有志の派別の如何を問はず聯合し
時局收拾の責任を共同負擔せん事を
衷心より期待する」と宣言した、汪
先生は此の意味より青島會議を開催
して國民政府の法統問題及び黨外有
志政權問題を決定したのであつて、

中央政府の組織はかゝる方法によつ
てなされるのである
第二點 中央政府の成立は即ち憲政
の實施にある、元來訓政期に於ては
憲政運動をなすべきである、孫先生
は訓政期と憲政期とを平行して實施
せられたが、ある意味に於て訓政は
憲政實施の一段階に過ぎない、孫先
生の建國大綱に明かなる如く、全國
各省の自治は尙三分の二以上には達
して居らず、訓政期は特市、縣、省
區に自治を實施してゐるのであるが
此處に云ふ自治は即ち本質上憲政成
立である、中央政府が一度成立
すれば憲政實施委員會を設立し此の
任務を擔當せしめる方針である
第三點 中央政府の成立と共に既成
政權は同時に解消する、華北方面は
蔣蔣樞事件以前には翼察委員會が設
置せられてゐたが、和平成立後に於
ては當然此の制度を踏襲し、委員會
を設置して直接中央の統制を受け、之
を華北の政務を管理せしめるが、之
は決して外間傳ふるが如き特殊化で
も亦政權の分裂でも無い、國內各民
族に對しては同様に平等の待遇を與
へるのである、國民黨第一次代表大
會に於て既に小數民族に對しては自
由統一の國家を組織する承認をして
たが、惟ふに之は中國の内政問題で
あり革命的對峙より出たものである
が、外蒙に對しては我等は外蒙がソ
聯に壓迫利用され併合されんとしつ
ゝある事を悲しむものであるが但し
我々は依然外蒙は眞の自主權を持た
ねばならぬ事を承認する、内蒙に對
しては我々は之を尊重するものであ
る、内蒙は眞先に代表を派遣して中
央政治會議に参加し自治の原則に基
いて中央の統制を受けんとしてゐる

のである、故に中央政府は全中國の統一政權であり其の主權は華北のみならず内蒙にも及んでゐるのである

新政權下に新中央銀行券發行

【二五】五日の衆議院本會議に於て大口喜六氏(政友久原派)の質問に對し櫻内藏相は

近く誕生を見る新中央政府の下に於ては新中央銀行が設立され新銀行券が發行されることとなるであらう、但し北支に於ける聯銀券、蒙疆の蒙疆銀行券は尙暫くその儘とし之等に就いては我が國として價值維持につき極力援助して行く方針である

旨言明し新通貨發行の方針なることを示唆した

▲法幣軟調 上海【二六】新中央政府の成立を目途に控へ新政府が如何なる通貨制度を採用するかは支那側は勿論日本民間側に於てもその成行を注視してゐたが、五日の議會に於て櫻内藏相は新政府誕生と共に汪精衛氏が新中央銀行を設立し新通貨制度を採用すべき旨を聲明、その輪廓を明かにした、右に關しては曩に汪派の主張として中華日報紙上に新政府成立後に於ても當分舊法幣を使用する旨の論議を掲げた事實に徴すれば支那側に或る程度の衝動を與へたものゝ如く、同日の爲替市場に於て法幣は對英寄付四片三十二分の十三が引際に對し四片六十四分の二十五となり、對米寄付七片十六分の五が三十二分の九と軟調に引けた、恐らく今後新通貨制度問題が法幣に對し或種の重壓を加へることは争はれないであらうが、新中央銀行の性質及び新通貨制度の内容如何に就いては未だ明かにされてゐないので法幣の

北支情勢

大幅低落は現在の所一般に豫想されてゐない

天津英租界の賃料撤入許可
天津【二二】天津駐在英國總領事館より三十一日付書面を以つて武藤總領事に宛て「最近英租界内に野菜、果物肉類が不足せるため撤入を許可され度き」旨申出でがあり、更に來國總領事館及び米國商業會議所から同様口頭を以つて申入れがあつたので、我方に於て調査の結果品不足が認められたので、明三日より之を許可することとなつた、撤入數量はフランス租界と同様一日トラツク五臺であり、之により租界内物資不足は緩和されることとなる譯である、

なほ外國通信員等は頗る個人の携帶品等につき制限を加へてゐる等と報告してゐるが、我が方は從來ともこの種制限は行つて居らず右は爲にせんとする宣傳として頗る憤慨してゐる強化された和平救國軍

開封【二三】隴海線沿線栢城を中心とする和平救國軍は綏靖委員會解體後機構を新たに益々強化され我が軍に協力愈々其の機能發揮しつつあるが、今回支那派遣軍總參謀長板垣中將は同軍の訓練裝備等を査閲する事となり、〇〇部隊長外四名を同道、三月午前十一時二十分〇〇飛行場に來着、午後一時五十分より閱兵場たる〇〇飛行場に於て張鳳峯將軍の指揮する和平救國軍精銳約三千三百名の閱兵を開始した、救國軍成立以來茲に二年、同將軍を始め日本陸軍士官學校出身の指揮官によつて訓練された日本式教練に板垣總參謀

長も大いに意を強うし、午後二時十分無事閱兵式を終了した

▲新青年黨改組
北京【二七】北支に於ける政治團體中國新青年黨は國家中心主義反共を最大目標として活動を開始して以來數千の黨員を獲得して着々工作の歩を進めてゐるが、汪精衛氏を中心とする中央政府への段階たる中央政治會議にも代表を送り中央政府成立に協力して真正支那再建に邁進する事となり、本日次の如く政綱、主張を發表しその進むべき途を明かにした

▲政治方面 (一)全民政治を實行し地方代表と職業代表を併用す(二)聯省自治を實行し中央權と地方權を劃分す(三)總統を民選、國會は兩院制を執り責任内閣を實行す(四)國憲を制定、民權 男女平等を保障す(五)反り、掃共を行ふ

▲經濟方面 (一)對外的には互惠保護主義をとり關稅自主を實行、基本工業を獎勵、國際貿易を扶植す(二)對内的には統制政策を執り、私人の大企業、大地主、大資本を抑制以て貧富の平衡を期す(三)鐵路、郵政、電氣、鑛山、森林、水産等は國家經營となす、但し過渡期には官民合辦とす

▲教育方面 (一)國家思想を明達し東方固有の文化道德を發揚す(二)義務教育を實行す(三)學校軍事教育を實施す

▲外交方面 (一)親隣政策を執る(二)東亞民族を團結し亞洲を建設す(三)一切の不平等條約を排除し租界を回收、領事裁判權を撤消し領土、主權を確保す(五)平等合理的の國際組織に贊助し世界和平を

促進す
▲國防方面 (一)自衛國防を建設す(二)徵兵制及び義務兵制を實施す(三)軍權を統一し、軍規を劃一し以て國家軍隊を建設す

▲財政方面 (一)稅制を整理し中央と地方の稅權を劃分す(二)幣制を統一す
天津テロ團一味日本側に引渡し
天津【二七】去る一月廿三日午後六時半天津佛租界廿五號路七十五國泰劇場に於て折柄映畫上映中、觀覽席中央部に於て爆發騒ぎがあり、更に翌廿四日の同時刻頃同一場所に於ての時計仕掛けの爆發が裝置されてゐるのを發見、爆發を未然に防止したのが佛租界工部局では現場に遺棄されてゐた志達中學生使用ノートに端緒を得て犯人を一網打盡に檢舉したが、我方から犯人引渡し交渉の結果志達中學生吳某他一味十七名は押收され多數の拳銃、爆發、時計、電池等と共に六日佛租界工部局から我が憲兵隊に引渡された、彼等は藍衣社分子に使喚され學生層に組織されたテロ分子で、新中央政府の樹立を間近に控へて抗日の最後の足掻きを續けてゐる將政權の密令を受け後方攪亂を企てたものである

▲新國會と宣撫班統合
北京【二七】新國會ではこの程臨時政府、北支軍、與亞院の諒解の下に近く新國會と宣撫班とを夫々發展し解消せしめた上、この兩者を結合した新しき組織の下に積極的に民衆運動に乗出す事となつた

▲上海佛租界天主堂街一號の大英晚報(英國系華字紙)門前附近で九日午後四時半頃爆發炸裂、附近通行中の支那人二名が重傷を負つた事件勃發し佛租界工部局警察當局は直ちに犯人の搜索を開始したが、右爆發が時計仕掛けの物なる事以外犯人及びその背後關係は全く判明しない模様である

財政・經濟

一月下半の華興券流通狀況
上海【二七】華興券一月下半期の流通狀況は政府預金の拂出、關稅關係の需要等殆んど變らず、流通高も大體五百萬圓臺を持続してゐるが、地方浸潤の傾向が蘇州、杭州方面の需要増加等に若干現はれ、一月十五日現在に比し兌換券二百九十九萬五千圓を加へ示してゐる
一月末現在流通高は左の如し
兌換券五、二六五、六〇二圓、法幣券一七、四八一圓、合計五、二八三、〇八三圓

▲昨年華興銀行業績良好
上海【二七】華興商業銀行では五日第一回定時總會を開催、第一半期決算案(昨年五月一日より同年六月三十日迄)及び第二半期決算案(昨年七月一日より同年十二月三十一日迄)を附議承認した(單位華興券千圓)一、第一半期決算純益金四四三、法定積立金四四、株主配當金(但し民間所有株に對し年五分、政府所有株に對し年三分の割)三三三、後期繰越金六六

二、第二半期決算純益金一一、一一二法定積立金一一一、株主配當金(但

中支情勢

佛租界に爆發事件

し民間所有株に對し年五分、政府所有株に對し年三分の割一、〇〇〇、後期繰越金九一

右の如く同行の純益金は豫期以上に爲替利益及び貸金利息が多額に上つた爲兩期を通じて百六十五萬五千圓を計上するに至り、從つて株主配當金も兩期を通じ百三十三萬三千圓を見込んだが、今回政府及び民間株主より配當金を辭退の申出があつたので、同行はこれを別途積立金に繰入れる事とした

上海物價更に騰貴

上海【二三】舊曆新記録に達した上海生活費指數は一月又も記録的上昇を告げた、即ち上海共同租界工部局調査一九三六年平均を一〇〇とする一月の總指數は三二五・四四を示し前月に比し七分の増、一年前に比し十一割五分の増を告げた、之は物資不足や舊年關に伴ふ物價騰貴に思惑筋の策動が加つた爲で野菜類の如き一ヶ月間に十割以上の昂騰を示したのももあり、石炭の如き事變前百斤一元十錢のものが一月前には五元と言ふ高値に達し民衆の生活苦に拍車をかけてゐる

南京維新政府

農事實驗所開所 南京【二三】維新政府實業部では農事實驗所を中山門外孝陵街に建設中の所五日完成したので來る十二日から開所するが、初代所長には周清任氏が任命され、日本からも専門家を招聘して農具種子の改良を初め農業全般に亘つて改善指導する事となつた

南支情勢

海南島上陸一周年所感

海口【二〇】海南島上陸一周年記念日に當り十日海南島派遣軍陸軍司令官は左の如き所感を述べた 皇軍海南島に上陸して茲に一歳、この間忠誠勇武なる將士は御稜威の下常に炎熱瘴癘を冒して深く不毛に入り克く艱苦缺乏に耐へ、或は容共抗日の匪軍を討伐して治安の恢復に努め、或は土地の民衆を啓發して東亞民族の纏ふ所を知らしめ、更に親日政權を育成して東亞新建設の大義に副はしむる等、晝夜兼行只管聖戰目的の貫徹に邁進して來たのである、而して其の教空しからず今や絶海の孤島も大陸方面に於ける新中央政權成立の機運に呼應し平和の榮光を認めんとするは眞に欣快と榮光とをこころである、然れども仔細に現下の状況を考察するに迷夢まだ醒めず匪軍を未だ所在に潜匿横行し、民衆の不和雷回するもの亦尠からずして建設の前途頗る多難なるを痛感せざるを得ないのである、茲に一周年を迎ふるに當り幾多殉國の英靈に敬弔感謝の至誠を捧げ其冥福を祈願すると共に、更に決意を鞏固にし今次事變に對する軍の大使命を完遂せんと期する次第である

米大使乗艦砲撃

南京【二三】重慶側が敗戦の苦を日米離反に求めんとして暗躍しつゝあることは屢々報ぜられた所であるが、折も折ジョyson米大使の乗艦ルソン號を無法にも撃沈せしめんとした事件が勃發し内外の憤激を買つてゐる、即ち二月二日午後一時十分頃ルソン號が漢口よりの歸途、我が海軍導導艦に導かれ後方五百碼に從つて下航中、荻港下流約四哩蕪湖上流約二十哩の地點に差しかつた際、突如右岸より約十分間に亘つて榴彈砲七發の射撃を受けた、彈丸は幸にもルソン號附近に落下したのみで大使並に船體には何等破損もなく三日午後無事南京に入港した、この際日本運送船が該艦とすれ違ひに溯航してゐたので敵の砲撃はいづれを狙つたものか詳かでないが、急報に接した我が海軍では時を移さず別に軍艦を派し同日午後三時頃現場に駆けつけ陸隊隊一部を揚陸せしめ野砲一門を有する敵部隊が右地點に蟠踞してゐるを發見直ちにこれを南方に潰走させた、我方ではこれを目標に射撃を加へたにせよ米大使の下航を奇貨として宣傳上効果を待んとした重慶側の策謀であることは間違ひないものと見てなほ引續き嚴重監視を加へてゐる

ジョyson米大使上海歸着

上海【二四】ジョyson米大使は去月廿二日上海出帆以來約二週間に亘つて南京、蕪湖、九江、漢口等我が占領下にある揚子江一帶の治安状況を米國權益の現状等に關し視察中であつたが全旅程を終り四日午後三時五分砲艦ルソン號に乗船、上海に歸還した



米大使乗艦砲撃

南京【二三】重慶側が敗戦の苦を日米離反に求めんとして暗躍しつゝあることは

鐵道輸送に關し非公式申入れを行つた、右申入れは今回我軍の瀕越鐵道で爆撃前になされたものであるが、米國の對支輸出入品並びに米國人が同鐵道を利用しつゝある事實に就き注意を喚起し、最近同鐵道に依る輸送が著しく遲延する事に對し日佛兩國に善處を要望したものと見られる

九ヶ國條約權廢(米紙)

ワシントン【二五】八日のワシントン・スター紙は「九ヶ國條約問題」と題する社説を掲げ有田外相の九ヶ國條約廢棄を示唆した議會演説に言及してゐるが、九ヶ國條約を極東政策の基調とする米國は九ヶ國條約廢棄に無關心たり得ず、かゝる措置は日米關係の將來を危くするのみだと左の如く述べてゐる

有田外相は議會で九ヶ國條約の或事項は事變に沿はないとて廢棄考慮中と述べ、又日本政府當局は米國の對日禁輸に備へる用意をしてゐると述べてゐるところから見るに、米國の日米通商條約廢棄に對する日本の返答は和協的でなく反抗的のものと見てよいであらう、日本は自ら侵犯した條約を自分で皮肉にも廢棄しようとか考慮中のわけであるが、廢棄の唯一の利益は列國間の條約關係から日本が惹起した現實の關係に遷ることである、然し九ヶ國條約は米國の極東政策の根本であつてこれが廢棄の如きは無關心たり得ない、日本が九ヶ國條約を廢棄しても米國政府はそれより在支權益が無効となるものとは決して考へない、唯かゝる措置は日米關係の將來を危くするのみである

英

香港本邦品の需要増大 香港【二六】大阪府立貿易館入報に依れば香港では歐洲大戦勃發以來輸出入貨物は總て新設の輸出入貨物統制官の監視の下に置かれ、特にドイツへの物資流出に對しては嚴重に監視して居るが、對獨以外の對外第三國向輸出は殆んど拘束を受けて居ない、又同地における物資は漸次缺乏の一途を辿りイギリス本國其他よりの輸入は船隻不足、運費昂騰等から激減を續け、この缺乏充足のため本邦品への需要が増大の傾向を示して居る

九ヶ國條約廢棄合理的に可能(米紙) ニューヨーク【二六】過日日本議會で問題となつた九ヶ國條約廢棄討論は日米關係の現状から米國の關心を惹いてゐるがこれに關し八日附「ワシントン・スター」紙は右條約廢棄が合理的に可能である旨左の如く述べてゐる

第五十七回帝國議會

旬間大觀

内閣更迭で休會を延長した帝國議會は一日再開された。この議會がとみに切迫した事態を最も痛切に感じてゐる一般國民の注視のうちに開かれてゐるのだといふことを、當局者、議員とも忘れてゐる譯では、よもやあるまい。

しかし、相變らず、抽象的な覺悟や、千遍一律な相言葉で政策を闡明したとなす關係諸公、閉會早々發言順位問題などといふ愚にもつかぬ泥仕合に没頭する議員諸人には、淺薄なその場限りの自己保全的態度しか見られないのは残念である。

衆院本會議二日目に勃發した齋藤代議士失言事件はある意味からいへば起るべくして起つた類のものといへる。事變處理を樞軸とする現時局打開策について、國民は餘りに知られなすぎはしないか。物動計畫の秘密會は再説明を餘儀なくされた。秘密會が多いばかりではない。その秘密會もこんなことではむしろ一般は不安を感じさせられるのである。

明年度豫算案四件提出

【一】政府は一日午前十時衆議院に左記豫算案四件を提出

- 一、昭和十五年度一般會計歳入歳出總豫算案並昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算案
- 一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件
- 一、臨時軍事費豫算追加案
- 一、臨時陸軍材料資金豫算追加案

十四年度追加豫算案提出

【二】政府は五日左記豫算案を衆議院に提出

- 一、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)
- 追加豫算案六件提出

【三】政府は十日左記豫算案を衆議院に提出

- 案(第二號)
- 一、昭和十四年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
- 一、昭和十五年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)
- 一、昭和十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
- 一、豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第一號)
- 一、昭和十五年度一般會計歳入歳出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案
- 一、中議院法第三十條に依り修正の件
- 政府提出法案
- ▲貴族院
- 一、昭和九年法律第四十五號中改正法律案(貿易調節及通商擁護に關する件)
- 一、裝師師法案(以上三日)

一、大正十一年法律第五十二號(統計資料、實地調査に關する法律)中改正法律案(七日)

衆議院

- 一、船員保險特別會計法案
- 一、船員保險事業の經營に伴ふ關係各會計間の分擔及關涉に關する法律案
- 一、臺灣官設鐵道資金會計法案
- 一、臺灣官設鐵道資金會計法案中改正法律案(以上一日)
- 一、朝鮮事業公債法中改正法律案(三日)
- 一、東北興業株式會社法中改正法律案
- 一、東北振興電力株式會社法中改正法律案
- 一、昭和十二年法律第九十號中改正法律案(米穀の應急措置に關する件)(以上五日)
- 一、政府出資特別會計法案(八日)
- 一、地方稅法案
- 一、地方分與稅法案
- 一、府縣制中改正法律案
- 一、市制中改正法律案
- 一、町村制中改正法律案
- 一、北海道地方費法中改正法律案
- 一、北海道會法中改正法律案
- 一、北海稅制改正關係七件十日
- 一、以上地方稅制改正關係七件十日

檢察廳法案提出

【一】民政黨野田文一郎氏は各派代議士二百六十名の賛成及び日本辯護士團の後援の下に六日衆議院に司法制度改革案として(一)裁判所構成法改正案(二)檢察廳法案の兩法案を提出、右は前後二回衆議院を通過した案であるが今議會には是非とも貴衆兩院を通過せしめしが成立を圖るべく審議促進に努める旨、尙ほ裁判所構成法改正の骨子は(一)檢

貴族院

事局と裁判所との分離(二)大審院長の監督權擴張(三)審級制度の合理化(四)法曹の一元化(五)判事と檢事との人事交流の廢止(六)判事停年制の廢止の六項目より成る

貴族院本會議は一日の施政演說に引續き、國務大臣に對する質疑に入り第一句を終つた。三日、四日、五日、七日、九日、は休み。六日の本會議では外相が淺間丸事件解決が重要な一段階に到達したとてその経過を報告。又八日には本會議の先頭を切つて軍事扶助費増額追加豫算が成立した。衆院の齋藤氏失言問題と關聯して大河内子が質問の一部を削除。豫算總會は六日に初會合を開いた。

貴族院各派申合せ

【一】貴族院は八日正午より院内議長室に各派交渉會を開き左記二項の申合せを行ひ一時散會

- (一)十一日の紀元節に際し捧呈すべき賀表に關しては十日の本會議に於て一條實孝公(火)の動議により議長發議の賀表案を起草可決する事(二)近く政府より行はる可き支那事變處理に關する諸問題内容は豫算委員會に於てなす事を避け本會議に於て行はれる様議を長より政府に交渉する事

本會議

國務大臣演說
一 休會明け再開日たる一日の貴族院本會議は午前十時振鈴、米内首相以下全閣僚大臣席に並び議會は僅かの空席を殘し傍聴席は定刻前議員との報告後同九分米内首相差し招かれて登壇、既に議會は經驗濟の密切れのよい論調で一語々々に力強く十一分間に亘り戰時體制化を強調せる別項の如き一般施政方針演說を終り、次いで二十一分有田外相登壇複雑なる國際情勢に對處す可き帝國政府の確乎たる態度を説明約二十分間の外交方針演說を終り引續き淺間丸事件に關する報告を別項の如く行ひ次いで畑陸相、吉田海相夫々戰況報告をなし海相は引續き潜水艦引揚げに關し報告終つて國務大臣演說に對する

質疑に入らざる質問第一陣を承つて大河内正敏子(研究) 東亞の大建設に當り自國の經濟力を強化するに止らず東亞全體の經濟力強化に邁進せねばならぬ秋從來の如き統制經濟をもつてしては所期の目的を達成し得ない、戰時經濟遂行に當り我國には經驗者が一人も居らぬ生産を増し物資を潤澤にし國民一般の生活不安を來さぬことは今日の大々要件である、これが爲には生産の擴充を急務とするが、低物價政策を固執するため、却て生産を減退する惧が多分にある、速に適正價格を定めて進まれることを希望する

とて國民生活安定を強調して降壇米内首相 經濟政策については同感である、國民の陳情は充分これを聴きたし

藤原首相 低物價政策を堅持する事
ない、米石炭肥料その他重要物資
の増産擴充のために關取引の絶
減、通貨の回收、配給機構の整備
改善などを徹底的に行つて生産増
加を圖ることが最も急務である
と答へ、かくて同十一時四十九分散

首相演説内容

△今回圖らずも大命を拜しまして寔
に恐懼の至りであり、未曾有の
時局に際し渾身の努力を捧げて國政
榮理の重責を果し度いと存じます
茲に第七十五回帝國議會に臨み政府
の所信を披瀝するの機會を得ました
ことは私の最も光榮とする所であり
ます、長くも 天皇陛下に於かせら
れましたは今期議會の開院式に當り
まして特に優渥なる勅語を賜はり寔
に感激に堪へません、私は諸君と共に
謹んで聖旨を奉戴して一意赤誠を
竭し、以て 宸襟を安んじ奉り度いと
存するのであります、神武天皇御
即位以來茲に二千六百年、今や帝國
の大理想を仰ぎ國史の成跡を顧み、
國を擧げて報國の忠誠を盡し益々天
壤無窮の皇運を扶翼し奉り度いと存
するのであります、此の時に當り愈
々國體觀念を明徹にし聖國の精神を
昂揚して、國民の自覺を堅くするの
要ありと信じます、鞏固なる國體觀
念を諸般の方策の根柢であり之を
明徹にすべきことは、申す迄もない
所であり、殊に紀元二千六百
年に際會し、重大時局に當面して、
一層其の感を深くするものでありま

地に奮戦し輝しき戰果を収めたる皇
軍將兵の勞苦に對しましては、衷心
より感謝致しますと共に護國の英
靈に對しましては、深く哀悼の意を
表する次第であります、又是等前線
の將兵に後顧の憂なからしめた統後
の國民の經えざる熱誠と努力とに對
しましても眞に感謝に堪へないので
あります、支那事變處理に關し既に
決定せられたる帝國の根本方針は確
固不動のものであります、政府は此
の根本方針に則り鞏固なる決意の下
に内外の諸情勢をも考慮し、手段を
盡して積極的なる努力を傾注し斷乎
時局の解決を期して居る次第であり
ます、豫て事變の進展に伴ひ和平救
國の氣運は支那各方面に起つて居り
ました處、今や汪精衛氏を中心とす
る新中央政府の樹立將に近からんと
するに至つたのであります、帝國と
致しましては此の新中央政府が順調
に成立するが爲に全國民の支持と協力
とを吝まざる次第であります

翻つて現下の國際情勢を觀ますに
昨年九月歐洲戰爭勃發以來世界列國
の關係は極めて複雑となりまして之
が歸趨は容易に豫斷を許さぬものが
あります、此の間に處し曩に帝國は
之に介入せず専ら支那事變の解決に
邁進するの方針を闡明致したのであ
ります、此の方針は今後も尙堅持す
る考であります、諸列國との關係に
於ては帝國は毅然として自主的立場
に立つて國交の調整を圖り度いと存
じます、又歐洲戰亂に伴ひ起ること
あるべき事件に就いては以上の方針
の下に對處する考であります

又我が國民精神は非常時に際し常に
力強く發揚せられ、以て國運を伸張
したることは國史の上に明かであり
ます、忠勇義烈の精神は統後に於て
も益々之を昂揚し、國力の充實發揮
に遺漏無きを期せねばならぬと思ふ
のであります、敬神崇祖の思想を涵
養し國民教育を刷新し國民體力の向
上を圖るは此の要務に應ずる根基を
爲すものであります、政府は極力之
が達成を期して居る次第であります
經濟力の發展を圖りまするが爲には
生産力の擴充と貿易の振興とに力を
盡すと共に滿支を通ずる經濟の綜合
計畫實施を促進せねばなりません
而して低物價政策の下に諸般の方策
を講じ以て物資の増産並に配給の適
正を期すること、現下戰時下經濟運
營の要諦でありまして此の目的を達
成する爲には舉國一致一層の努力を
必要と致しますと共に官民協力各般
の經濟統制を強化し之が運用の圓滑
を圖り度いと考へるのであります、
政府は又戰時國民生活の確保に十分
なる力を致し、米穀其他の重要な生
活必需品に關し、配給を適正ならしめ
生産を確保し、配給を適正ならしめ
以て供給を確保せんとするものであ
ります、然し乍ら此等物資に就きま
しても曠古の大事業完遂の爲には平
時に於ては忍び難き節約をも餘儀な
くせらるゝことあるべきは當然であ

りますから全國民が戰時意識に徹し
戰時經濟道德を遵守して其の生活を
緊縮する等之に對應する方途を講じ
不退轉の覺悟を以て此の間に處せら
れんことを希望するものであります
昭和十五年年度豫算に就きましては政
府は前内閣に於て編成せられたるも
のを踏襲し、之を議會に提出して協
賛を仰ぐことと致しました、而して
租稅の制度に就ては長期建設の段階
に在る現下の財政經濟事情に即應ず
る爲其の整備確立を主眼として國稅
地方稅の全般に亘り必要なる改正を
行ふことと致した次第であります
以上申し述べました各般の方策を實
現致すに就きましては眞に舉國一致
不拔の信念に基き國民の理解と協力
とに俟たねばならぬと存じます、興
亞の大事業を完遂するが爲には國を
擧げて更に戰時態勢を強化し、進ん
で義勇公に奉ずる帝國臣民の傳統的
本領を遺憾なく發揮することが最も
肝要なりと信ずる次第であります、
今同提出の豫算案並に各般の法律案
は即ち現下緊急なる要務に應ずる爲
のものであります諸君に於かれま
しては何卒政府の意のある所を諒と
せられ御審議の上速かに協賛を與へ
られんことを切望するものでありま
す

帝國の所信に基き東亞新秩序建設の
使命を達せんが爲には内に於ては國
家の總力を集中して國防力の強化を

期することが現下喫緊の要務であり
ます、而して國防力の強化の爲には
軍備の充實、國民精神の昂揚、經濟
力の發展及戰時國民生活の確保は缺
くべからざるものと信じます、現下
の國際情勢に對處するが爲に軍備の
充實を必要とすることは今更申す迄
もない所であり、

又我が國民精神は非常時に際し常に
力強く發揚せられ、以て國運を伸張
したることは國史の上に明かであり
ます、忠勇義烈の精神は統後に於て
も益々之を昂揚し、國力の充實發揮
に遺漏無きを期せねばならぬと思ふ
のであります、敬神崇祖の思想を涵
養し國民教育を刷新し國民體力の向
上を圖るは此の要務に應ずる根基を
爲すものであります、政府は極力之
が達成を期して居る次第であります
經濟力の發展を圖りまするが爲には
生産力の擴充と貿易の振興とに力を
盡すと共に滿支を通ずる經濟の綜合
計畫實施を促進せねばなりません
而して低物價政策の下に諸般の方策
を講じ以て物資の増産並に配給の適
正を期すること、現下戰時下經濟運
營の要諦でありまして此の目的を達
成する爲には舉國一致一層の努力を
必要と致しますと共に官民協力各般
の經濟統制を強化し之が運用の圓滑
を圖り度いと考へるのであります、
政府は又戰時國民生活の確保に十分
なる力を致し、米穀其他の重要な生
活必需品に關し、配給を適正ならしめ
生産を確保し、配給を適正ならしめ
以て供給を確保せんとするものであ
ります、然し乍ら此等物資に就きま
しても曠古の大事業完遂の爲には平
時に於ては忍び難き節約をも餘儀な
くせらるゝことあるべきは當然であ

りますから全國民が戰時意識に徹し
戰時經濟道德を遵守して其の生活を
緊縮する等之に對應する方途を講じ
不退轉の覺悟を以て此の間に處せら
れんことを希望するものであります
昭和十五年年度豫算に就きましては政
府は前内閣に於て編成せられたるも
のを踏襲し、之を議會に提出して協
賛を仰ぐことと致しました、而して
租稅の制度に就ては長期建設の段階
に在る現下の財政經濟事情に即應ず
る爲其の整備確立を主眼として國稅
地方稅の全般に亘り必要なる改正を
行ふことと致した次第であります
以上申し述べました各般の方策を實
現致すに就きましては眞に舉國一致
不拔の信念に基き國民の理解と協力
とに俟たねばならぬと存じます、興
亞の大事業を完遂するが爲には國を
擧げて更に戰時態勢を強化し、進ん
で義勇公に奉ずる帝國臣民の傳統的
本領を遺憾なく發揮することが最も
肝要なりと信ずる次第であります、
今同提出の豫算案並に各般の法律案
は即ち現下緊急なる要務に應ずる爲
のものであります諸君に於かれま
しては何卒政府の意のある所を諒と
せられ御審議の上速かに協賛を與へ
られんことを切望するものでありま
す

外相演説内容
△皇紀二千六百年の初頭、茲に我外
交政策及對外情勢に付き説明するの
機會を得ましたことは、私の欣快と
する所であり、
帝國外交要諦が建國の大義に立脚し
先づ以て東亞の安定を圖り進んで國
際正義に基き世界の平和を招來する
にある事は申す迄もありません、帝
國は此基本方針に依り支那事變處理
に邁進すると共に自主的立場より國
際關係を調整せんとすることに努力
しつゝある次第であります、事變處
理に關する我根本方針が抗日容共政
策を清算せる新支那と東亞新秩序建
設を共同目的として結合し、相互に
善隣友好、共同防共、經濟提携の實
を擧げんとするものであることは御
承知の通りでありまして爾來支那側
に於きましては日支相提携して東亞
百年の大計を定めんとする所謂和平
救國の氣運が濃厚となり今や汪精衛
氏を中心とする中央政府の樹立を見
んとしつゝある事は兩國の爲に欣快
に堪へぬ所であり、
而して生るべき新中央政府に對する
帝國の態度に就きましては、既に前
内閣に於て闡明致しました通り其の
志す處帝國の企圖する所と合致致し
て居る事實に顧み現内閣に於きまし
て極力之が成立と發展とを援助致
したいと考へて居る次第であります
尙東亞新秩序の建設に關聯し帝國が
支那に於て第三國の權益を排除する
の意圖を有するものゝ如く疑ふ向も
ありませんが既に累次の帝國政府の聲
明に於て明に致しましたる如く帝國
としては徒に支那に於ける第三國權
益を排除せんことを企圖するもので
は絶対にないのであります、第三國
の通商貿易の進展は之を助長し經濟
的投資の如きは積極的に歡迎する所
であります、右は當に帝國政府の意
圖であるのみならず新に生れんとす
る支那新中央政府の共に希望する所
なるは信じて疑はざる所であり、
唯軍事行動繼續中は作戦の必要上軍
特殊の要求に基き制限は免かれぬ所
であります、事變の平靜化に伴ひ逐
次調整せらるべきものであります、

帝國と善隣不可分の關係にある滿洲國の國運が駁々乎として進展し今や東亞に於ける一大國の域に達しつゝありますことは東亞の安寧福祉の爲御同慶に堪へぬ所でありませう

國際關係の調整につきましては先づ「ソヴエト」聯邦との關係でありませうが從來帝國政府は同國との國交を調整し以て東亞全般の平和確保に資せんことを期して居たのでありませう、幸ひ最近兩國間の空氣は好轉して參つたので此際兩國間主要懸案の具體的且實際的解決を計り、仍て兩國々交の調整を圖り度いと考へて居る所でありませう、國境問題に付きましては昨秋「ノモンハン」事件に關し停戰協定の成立を見ましたるに續いて舊臘以來紛争地域に於ける國境確定の爲め關係國間に臨時滿蒙國境確定委員會の開催を見るに至つたのでありませうが政府は單に「ノモンハン」附近の國境のみならず滿蒙國境全般に亘り國境を確定して紛争の防止に資すると共に國境附近に發生すべき紛争の平和的解決を計り以て極東國境全般の平和化を實現致し度き所存であります、而して如上の見地より國境確定委員會及び國境紛争處理委員會の設置を急ぎ目下交渉が進行中であるのでありませう、又對蘇滿商經濟關係に付きましては、目下莫斯科に於て兩國間に通商貿易協定の折衝に於てありまして圓滿妥結を期すに在り居る次第であります、次に日蘇間年來の懸案たる漁業條約の締結につきましては舊臘に成立を見ました暫定協定所定の約束に従ひ、成るべく速かに之が實現を期せんとするものでありませう

以上申述べました如き状態にありませう

するのて帝國政府としては「ソヴエト」聯邦側に於て此際速かに上述諸問題の解決を圖り、進んで北樺太に於ける我が利權事業に對する妨害を歇め、支那に於ける抗日政權援助の政策を改め、東亞全局の平和確立の爲に協力せんことを希望する次第であります

日獨伊の關係は防共協定締結以來親交を加へ來つたのでありませうが支那事變に際し獨伊兩國官民が我國に寄事變に際し同情と聲援とは國民の特に感謝しつゝある所でありませう、帝國政府の防共の方針は不變でありませう、此方針に従ひ防共協定調印諸國との間には從來通り緊密なる關係を維持して行きたいと考へて居るのでありませう

事變以來帝國政府は英國をして事變の眞相を把握せしむるためあらゆる努力を致して參つたのでありませう、最近天津事件を解決し進んで兩國國境全般の調整に向はんとしつゝあつたのでありませう

然るに去る一月廿一日英國軍艦が我が淺間丸を擱淺して獨逸人乗客中より廿一名を拉致したる事件が發生し殊に本件が日本近海に於て行はれたことは帝國政府として國民と共に頗る遺憾に感じ居るところでありませう、本件につきましては目下英國側と折衝し鋭意其の解決に努力して居るのでありませう

昨年七月二十六日米國政府は明治四十四年以來日米兩國々交の梗でありました日米通商航海條約の廢棄を通告して參つたのでありませう、米國政府の意圖致しますところは、主として支那事變を纏り日米兩國間に發生しました諸問題の解決に資せしめんとするに在りと認めらるゝのでありませう、日本の立場を一層米國側面に徹底せしむることにより新條約の締結少くとも無條約狀態の發生を防止せんと努力致しましたが不幸日米兩國間の通商關係は一月廿六日以後無條約狀態に入ることとなつたのでありませう、然しながら米國政府は舊臘其の國內の手續に依り無條約關係に遣入つた後於ける日本船舶及其の運送する貨物の取扱方に付、差當り從來通りの待遇を爲すことを明に致し又所謂條約商人の入國滞在に付大體從來の取扱に變化なき意圖を表明致しましたので無條約狀態に拘はらず日米通商關係は實質的に變更を受けざる次第であります

今次事變に際し帝國の方針は米國其の他第三國の公正妥當なる權益を排除せんとするものではなく、寧ろ東亞新秩序建設の爲には其の積極的協力を希望してゐるのでありませう、大規模の軍事行動の影響が往々にして第三國の通商經濟活動に及ぶことがあるのでありませう、帝國は、此間支那に於ける第三國の權益保護の爲には、凡ゆる手段を盡すとともに、現地に於ける部隊も亦之が爲に屢々作戦上の不利を蒙るゝ忍んで參つたの餘りであります、而も不幸軍事行動の餘沫に因る第三國人の損害に對ししめては進んで之に適正なる考慮を拂ふことに努力致してゐるのでありませう

私は新秩序の建設進展するに伴ひ帝國が經濟通商の分野に於て濫に排他獨占の意圖なきことを米國其他の各諸國に於て領得するに至らむことを確信するものでありませう、無條約狀態は通商關係並に一般國交關係を不安定ならしむるものであつて、日米双

方にとつて好まざらざる所でありませう、帝國政府としては兩國國交の基礎を有する正常狀態を回復するに至らんことを期待し、此目的に向つて今後一層の努力を致さんとするものでありませう

南力諸地方に對ししめては帝國政府は是等諸地方との經濟的提携並に資源の開發に協力するものでありませう、其の趣旨に基いて益々南方諸地方との緊密關係増進に努力致したいと考へて居るのでありませう、對外貿易の増進と必要物資の確保とは目下の情勢に於て帝國として最も力を致さねばならぬところでありませう、通商關係各機關は互に密接なる聯絡を執り通商上の障礙排除、新市場の開拓日滿支經濟協力の強化、互惠求償主義に依る通商貿易協定の締結等依り各國との經濟協力の促進は努力して必要物資の確保と輸出増進とに銳意力を盡して居る次第であります、現に通商貿易に關し交渉の行はれて居る國は米國、蘇聯邦を始め佛、伊、印度、中南米諸國等極めて多數に上つて居る有様であります、尙歐洲戰亂勃發以來、交戰國に於て採りつゝある經濟政策には或は我方の必要物資の輸入を阻害し或は我輸出入貿易の進展を妨ぐるが如きもの多々ありませう、是等措置の中には國際法に於て認められた交戰國の權利の範圍を逸脱し通商の自由、海洋の自由を破壞するものも尠からずあると認めらるゝのでありませう、依つて政府は關係國に對し嚴重抗議を爲し其の是正を期する等通商擁護の爲適當なる措置を講じつゝあるものでありませう

昨年九月歐洲戰事勃發に際し帝國政府は同戰爭に介入せず専ら支那事變の處理に邁進する旨を中外に聲明致し爾來不介入の方針を堅持し來つたことは御承知の通りでありませう、同の戰爭は其の歸趨の如何に拘はらず世界の一般情勢にも大なる變化を與ふるものと考へらるゝのでありませう、幸いて支那事變の處理及東亞の安定に及ぼす影響も亦極めて大なるものありと信ぜられます、從つて政府は重大なる關心を以て其の成行を注視し形勢の變化に伴ひ之れに善處することを怠らざる覺悟でありませう、凡そ國際間平和の保たれない原因には種々ありますが、要するに人種、宗教、領土資源、通商、移民等に關する國際間の不合理不正なる現状が或は排他的政策に依り或は自國の優越的地位の濫用に依り強て維持せしむるとするところに起因するものが多いのでありませう

故に是等の原因を省察して禍根を芟除して萬邦各々其所を得しむるに非ざれば正義に基く眞の世界平和は庶幾し得ざる次第であります、今や歐洲に於ても新秩序の要求の聲漸く高く東亞に於ても新秩序を目標として着々其の歩を進めつつあるの反響期に在るを思はしむる次第であります、此の秋に當り愈々高調力説の要を痛感致しまするは外交の道義性でありませう、從來帝國政府に於きましては此の信念に基き正義に立脚する平和の樹立に専念して參つたのでありませう、此際に於きましては特に官民一致不追轉の決意を以て東亞新秩序に邁進し率いて世界人類の福祉に貢獻せんことを期したいと思ふのでありませう

陸橋職況説明内容

△盧溝橋畔に於て日支間に齟齬開かれて以來二年有半今や我軍の占據地域は既に帝國全土の二倍半に餘り、支那軍に與へましたる損害は實に無慮三百萬に達したのであります。武漢廣東の失陥後は、支那軍隊の戦力も開戦當初に比し四分の一以下と推定せらるるに至つたのであります。爾來彼は陸空兩軍の全面的再建を呼號し、最近に至り其の整備完了を稱しては屢次の戦績を示す如く到底皇軍に敵すべくもないのであります。併し乍ら抗日政權の執拗なる抗戰意志と支那を縛る機微なる國際情勢とは將來聖戰完遂の爲更に幾多の難局を突破しなければならぬと考へられます。之が爲には内國内の總動員態勢を更に鞏化し外に向つて國家の總力を統合發揮しなければならぬと考へて居る次第であります。

只今から昨春の南昌攻略戦以來最近迄の主要作戦の概要を月日を追つて申上るやいと存じます。

▽南昌攻略 中支方面に於ける我軍は敵四月攻勢の機先を制して三月二十日頃より行動を開始し第九戰區副司令官羅卓英の指揮する約二十個師を撃破して三月二十七日南昌を攻略したのであります。

▽蕪東作戦 次で第五戰區司令官李宗仁麾下の二十九個師に對しは五月初頭より行動を開始したのであります。本作戰は從來とは其の趣を異にしまして占領ではなく敵軍主力を捕捉殲滅することが目的でありましたので作戦は此趣旨に基いて指導せられ行動開始以來僅々二週日足らずにして本作戰は完全に其目的を達して終了したのであります。

▽汕頭攻略 汕頭は廣東陥落後に於ける敵の對外連絡の要點として潮詔公路(潮州—詔州道)を經由して相當多量の軍需品を輸入して居たのみならず南洋華僑の同地に送金する額も莫大なるものがあつたのであります。養の主要源泉でありましたが我が軍は海軍との緊密なる協同の下に六月廿一日未明汕頭港口附近に上陸を敢行し大なる抵抗を受くることなく同地一帯を攻略し引續き廿七日潮州を占領したのであります。

▽江南作戦 岳州—南昌間我が前線當面の敵第九戰區薛岳の指揮する約四十萬に對し蕪東作戦と同じく之が捕捉殲滅を企圖して僅々旬日に於て浙贛鐵道北側一帯の地區を席卷し狼狽彷徨する殘敵を江西、湖南省境の山岳地帯に包圍殲滅して偉大なる戰果を収めて同方面に於ける敵の蠢動を完封し崩壊の一途を辿る抗日支那の武力に對し痛撃を加へたのであります。

▽南寧作戦 敵が最後の恃みとする西南補給連絡線を遮断して抗日蔣政權に一大鐵鎚を加ふる目的を以て作戦を開始致しましたる軍は十一月十日未明海軍との緊密なる協力下に突如北海沿岸欽州灣附近に壯烈なる敵前上陸を敢行し敵の抵抗を排除しつつ防城欽州兩縣城を失墜早に我手に收め直路北上途中隨所に頑強なる抵抗を續く敵を撃滅しつつ廿四日午後二時早くも先頭部隊は桂南の要衝南寧城に突入り北海沿岸敵前上陸以來僅々十日輝く日章旗は廣西の真地に翻り李宗仁、白崇禧等の抗日將領が聲を大にして宣傳是れ努めまし

たる廣西の焦土戰略も皇軍の神速破竹の進撃の前には全く眼を覆ふの暇なからしめたのであります。爾後軍は一部の兵力を十二月二十一日遠く佛印國境龍州鎮南關に派し軍事諸施設を破壊し且兵器彈藥「ガソリン」其他莫大なる軍需品を鹵獲して茲に抗日支那最大の輸血路遮断の完遂を見たのであります。本作戰の敵側に見えし物心兩面の打撃は蓋し痛烈なるものと存するのであります。爲めに敵は二十數師の兵力を集結し南寧奪還を策して執拗なる運動を試みたのであります。我が軍は最近に果敢なる反撃を加へますが軍は絶えず大決戦を遂行中でありまして

▽廣東北方地區に於ける殲滅戰 本作戰も其目的を當面の敵軍隊の捕捉殲滅に置き軍は敵が冬季攻勢蠢動の機を捉へて十二月二十四日粵漢鐵道沿線、從化及增城の三方面より一齊に行動を開始し敵の堅固なる數線陣地を突破しつつ數日後には早くも翁源—三華鎮—英德の線に進出次いで反轉し狼狽彷徨する殘敵に對し所在に壯快なる包圍殲滅戰を展開敵が一堅固なる陣地及軍事施設並莫大なる集積軍需品を悉く潰滅兩獲し僅々二週日にして赫たる戰果を収め一月上旬本作戰は終了したのであります。

▽敵攻勢撃退 茲で敵の所謂「反攻」を取纏めて申し上げます。敵は内軍の士氣を鼓舞し外援諸國に黨軍の健在を誇示宣傳せんとする政治的目的を主として四月、七月、九月と既に三回に亘り攻勢を企圖したのであります。其實質は稍大なる遊撃戰

の域を脱せずして所在に我軍の猛反撃を受け何れも潰滅し去つたのであります。然し所謂「冬季攻勢」に於きましても其の規模並企圖は相當極的なものであります。昨年六月以降實施略々完成し之が成果に對する通信もあり且新中央政權樹立運動の進展、六中全會前後より表面化する重慶政府内部に於ける和平氣運の熾盛抗戰前途に對する危懼の彌漫、列國の援蔣冷却等其の客觀的情勢の逐次惡化的傾向に向ひつゝあるに直面して之が戰回の要切實なるもがであります。此の重慶政府は右諸狀の轉回を爲此の冬季攻勢に大なる期待を持ちつゝあつたもので、様々ありす即ち敵は昨年十月月中旬頃より隱密裡に準備を進めつゝあつた模様で中支方面特に漢水 downstream 及青陽附近を重點として十二月上旬より中旬に亘り北中南支各方面概ね一齊に出撃を開始したのであります。今次攻勢に方り蔣介石は日本軍の進攻能力既に消磨し之に反し黨軍の再建完成せりとなし守を轉じて攻と爲す絶好の機會なりと激勵訓示して居ります。然し敵軍の兵力配置資材の準備等より推察致しまするに今次攻勢を以て敵の所謂劃期的總反攻作戦とは認め得られぬのであります。其れは其れとして兎に角最初出撃しては見たもの、敵軍目下の實力を以てしては重慶政府の期待に反し各方面共我が鐵槌猛反撃を受けて多大の損害を蒙り爲に攻撃力は逐次頓挫しつゝありまして今後局部的には猶執拗なる攻勢を反覆する所もありませうが實質的には前回數次に亘る敵攻勢程度の範圍を出でずして終熄するものと線

想せらるゝのであります。

▽滿蘇蒙國境の狀況 次に滿蘇蒙國境の狀況に就て一言附加へ度いと存じます。彼の「ノモンハン」事件は五月十一日國境不明確なる「ノモンハン」附近に於て蘇蒙軍が滿軍に對し不法攻撃を行ひましたるに端を發し爾後僻遠不毛の地方ではあります。が關東軍は國境防衛の絶對的要求が數次の蘇蒙軍の攻撃を撃退し遂に七、八月兩月に亘り「ハルハ」河畔に於て大部隊を以て激戰を交ふるに至つたのであります。然し九月に入り停戰の氣運を見、同十六日遂に停戰協定の締結を見るに至つた次第であります。爾後現地交渉は圓滿に進行し同方面は平穩に経過しつゝあるものであります。

併し國境劃定に就ては相當の困難を豫想せらるゝのみならず國境の他の部分に於ける「ソ」聯側の不法行為は依然として其跡を絶たず「ノモンハン」停戰協定成立以後に於ては既に數十件を算へて居る狀況であります。然とすも我が方「ソ」蒙監視は依然として些の弛緩を許さず關東軍は嚴然たる態度を以て引續き國境警備の重任に邁進して居るのであります。尙最後に此際一言申上げ度いと存じます。我が皇軍が事變初頭より連戦連勝赫々たる武功を樹てつゝありまして事は申す迄も無く上 大元帥陛下の大權威の然らしむる所でありましてが下統後國民の熱烈なる後援に俟つ所海に大なるものあるを確信するものであります。即ち特に今事變に於きましては戰つてゐるものは常に前線の軍隊に止まらずして一僮同胞として此聖戰に参加致して居るのであります。第一線の將兵は銃後に熱誠

を挙げつゝある所の全國民と共に銃を執り劍を揮つて日夜御奉公致して居るのであります、茲に出征の全將兵に代り陸軍を代表致しまして事變勃發以來陸軍に寄せられましたる統帥後全國民の熱誠に對しまして滿腔の謝意を表する次第であります

△次は海上方面に於きましては終始沿岸に於ける交通遮断を續行しますと共に海陸軍共同の下に次に申述べます各種作戦を行ふて居ります即ち二月には海南島を攻略し南支方面一帯を制壓し占する上に於て極めて重要な同島占據し又之と略略を同じうして此島に於ては海州の略に際し沿岸及灌河水域より陸軍に協力して行動し多大の効果を収めたのであります、六月には南支方面に於ては汕頭並に附近一帯を攻略し廣東省東部に於ける重要補給路を遮断し又之と相前後して浙江、福建、廣東各省沿岸の重要地點たる福州温州等十二の海港を閉塞しまた東南海面よりする物資輸入の閉塞を緊密に協同し占領地水域の確保安定及附近敵兵力撃破、沿岸一帯の交通遮断或は奥地戰略要點の航空攻撃等幾多困難なる作戦を遂行しつゝ只管聖戰目的達成の爲に勇戦奮闘を續けて居るのであります此の状況を各方面に分ち申しますれば

▽揚子江方面に於きましては一昨年秋武漢三鎮攻略後更に進撃を續け同年十一月には岳州を占領し爾來此地より揚子江口迄約八〇〇哩に亘る水路及之に接續する大小幾多の江湖に於ける殘存機雷の排除並に水路障害物の清掃等を續行し又屢江岸に出沒する殘敵の掃蕩を行ひ以て在中支陸軍部隊に對する補給大動脈を確保し作戦上及治安維持上多大の成果を収めたのであります

△此の間は航空部隊は沿岸及戰線附近の敵兵力軍事施設等の偵察の任務に服しまして連綿不斷の努力を續け特に南昌方面に於ける作戦其の他大規模の陸上作戦には大舉して之に協力し顯著なる戦果を収めて居ります、又奥地に對しては長驅して重要地點を空襲、重慶、成都を初とし南は昆明蒙自より北は蘭州、西安等各地に於ける敵の航空兵力及軍事施設に多大の損害を與へ特に重慶に對しては五月より八月の間に連綿十數回の空襲を反覆し敵を震駭せしめたのであります、更に昨年末南寧占領以後は連綿西南支那各地に活動し桂林柳州方面に於て合計五十數機の敵飛行機を墜破し又佛領印度支那より昆明に通ずる鐵道線を爆撃し線路及鐵橋を破壊する等物資輸送路の遮断並に敵航空兵力の撃破に甚大なる効果を収めて居ります

△此の間は航空部隊は沿岸及戰線附近の敵兵力軍事施設等の偵察の任務に服しまして連綿不斷の努力を續け特に南昌方面に於ける作戦其の他大規模の陸上作戦には大舉して之に協力し顯著なる戦果を収めて居ります、又奥地に對しては長驅して重要地點を空襲、重慶、成都を初とし南は昆明蒙自より北は蘭州、西安等各地に於ける敵の航空兵力及軍事施設に多大の損害を與へ特に重慶に對しては五月より八月の間に連綿十數回の空襲を反覆し敵を震駭せしめたのであります、更に昨年末南寧占領以後は連綿西南支那各地に活動し桂林柳州方面に於て合計五十數機の敵飛行機を墜破し又佛領印度支那より昆明に通ずる鐵道線を爆撃し線路及鐵橋を破壊する等物資輸送路の遮断並に敵航空兵力の撃破に甚大なる効果を収めて居ります

以上は海軍作戦の概要でありまして今や殆ど完全に敵の海上連絡を遮断し又奥地を通ずる第三國物資輸入路に就きましても其の要衝たる蘭州、昆明等に對しては屢空襲を行ふて居りますので敵の疲勞困憊の度は甚大なるものがあると思ふのであります

△只今の外交演説中にも一言致しておきました淺間九事件に關する英國側との交渉經過の概要を附加説明致しておきたいと存する次第であります、歐洲戰爭勃發以來交戦國は中立國商船によつて行はるゝ通商に對して極度の制限妨害を加へて、これに關聯して中立國船隻の臨檢、停船等の事件が至る處に多數あるのであります

△只今の外交演説中にも一言致しておきました淺間九事件に關する英國側との交渉經過の概要を附加説明致しておきたいと存する次第であります、歐洲戰爭勃發以來交戦國は中立國商船によつて行はるゝ通商に對して極度の制限妨害を加へて、これに關聯して中立國船隻の臨檢、停船等の事件が至る處に多數あるのであります

更に其の翌日の廿三日クレギー大使の來訪を求めまして私自身から本件に關する帝國政府の見解を説明致しますと共に篤と事件の重大性を指摘しておいたのであります其後更に廿五日、廿七日、廿日及び廿一日の四回に亘りまして英國大使に會見して本件をあらゆる角度から検討して我が主張の貫徹に努力して參つた次第であります、右我が方の嚴重抗議に對して英國政府は廿七日、クレギー大使を通じて回答を寄せて參つたのであります、此の回答は大部分英國側の法律上の見解を述べたものであります之に對する帝國政府の回答は近く公表する積りであります、英國側の見解は、要するに日本の見解と對立致して居るのであります、當地及びロンドンに於ける數次の交渉に於ては英國政府は此の法律上の見解は、曲げる事が出来ないといふ態度を維持して居るのであります、他方本件が我國の國民輿論を刺戟したについては特に慎重なる考慮を拂つて居る模様であります、帝國政府と致しましては法律上の義務と平行して日英國交の大局に立脚して、而して政治的觀點から英國側の反省を求め本件の急速なる解決を圖るべく目下鋭意努力中であるのであります

△只今の外交演説中にも一言致しておきました淺間九事件に關する英國側との交渉經過の概要を附加説明致しておきたいと存する次第であります、歐洲戰爭勃發以來交戦國は中立國商船によつて行はるゝ通商に對して極度の制限妨害を加へて、これに關聯して中立國船隻の臨檢、停船等の事件が至る處に多數あるのであります

外相演説海外友誼
▲獨紙有田外相演説を支持 ベルリ
[一] 有田外相の議會演説に關し一日付のドイツ外務省機關「デイプロマテイツシエ」コレスポンドンツ一紙は日本の極東政策は世界の舊秩序破壊を目的とする點に於てドイツの歐洲政策と其の軌を一にするものであり茲に日獨伊三國が一致團結

送するのは事情已むを得ざる場合
に行ふ事であつて一般的には各國
の通念として護送しないのを建前
としてゐる

大河内子次いで國交調整に對する外
相の所信を質し

有田外相 外交方針の根本は一日の
演説の中に盡されてゐる、東亞の
新秩序建設も東亞の安定を圖り延
いて世界人類の平和を期する事
である、國際關係すべて此の根本方
針より出發してゐる、各國に對し
ては飽く迄正々堂々確固たる決心
を以て臨んでゐる、防共について
は大河内子と見解を異にする、此
問題については歴代外相の觸れて
ゐるところであり、之は我國外交
の既定方針である

大河内子次に支那中央政權問題に進
み北支蒙疆の特殊性、揚子江沿岸、
南支方面に於ける諸外國の關係、鐵
道經營方針、資源開發方針、關稅制
度、新上海の建設等についてとどく
どと質す

米内首相 新政權に對しては帝國は
援助協力を惜まず其の成立を早か
らしめ度、廣汎なる質問内容に
就ては適當な機會に差支へない範
圍でお答へしたい

大河内子 内外重要問題山積する今
日政府の態度は一定して居る、
今日迄の施策は勿論議會に於ける
答辭も徹底を缺いてゐる、彌善を
排撃し國民の輿論を聽き議會中心
主義を進めたい、議會に對する
態度を一新し秘密は何處迄も止め
るべきである、革新政治は眞に其
の核心を掴んで行ふべきである、
政府はハツキリした政治力を持た
ず、進む方向を定めてゐないから

である、積極性を堅持することを
忘れずに進めたい
首相 積極的に強く正しく進む覺悟
がある

内藤久寛氏(研究) 石油は近代生活
に於て必要不可欠なものである、
政府はその増産を絕對に等閑視し
てはならぬ、石油による世界政策
を樹立することが急務であり、其
の爲政府は石油生産に對し明確な
見透しをつけて根本方針を樹立
せねばならぬ、石油探掘は第一期
的なのは永きを望めないから第
二期の探掘に留意し全きを期せね
ばならぬ、我國の油田は處女地が
多く石油事業の將來は洋々たるも
のがある、埋藏されたものゝ發見
には科學の力を總動員せねばなら
ぬ

米國の科學的方法をくどくどと述
べれば議論はすつかりだれ氣味とな
る
我國も速に科學的發見方法の實行
に當られる事を望む、各方面の協
力を求むるは勿論政府は官立の石
油調査機關を設け、この際經驗あ
る外人技師を招致し又石油事業の
技術者養成機關を設けて一日も早
く、世界水準に高め、石油對策に
努力されたい

と述べ時間の都合により關係閣僚の
答辭を三日に延期して午後零時十四
分散會

六

質疑第三日
貴族院は三日間の休みを終
へて六日久方振りに午前十
時九分本會議を開會、劈頭
松野鐵相より前日の衆議院に於ける
と同様過般の大阪に於けるガソリン
カー事故に關する報告あり、次いで

有田外相は淺間丸事件に關し別項の
如く本問題解決に至る迄の日英交渉
經過を報告大河内樺耕子(研究)議
席より簡潔な質問を爲し終つて去る
二日内藤久寛氏(研究)の石油對策
に關する質問に對し

米内首相 石油の軍事、産業上は勿
論一般生活上重要なはいふまで
もない、埋藏資源の開發人造石油
の製造等石油對策に萬全を期する
つもりである

藤原商相 御趣旨には賛成だが全部
其の儘を直ちに實行に移す事に就
ては諸種の支障により明答を致し
かねる、併し政府としては其の線
に沿つて努力したい
菅澤重雄氏(研究) 言論をあまりに
封鎖し秘密主義に陥ることは民心
不安、官僚獨善の風を助長しよろ
しくない、民意を聽き政府と國民
の意志を疏通せしめ兩者一體とな
つて政治の妙諦を發揮せねばなら
ぬ、議會を更に活用し民論を反映
せしむる意志ありや

と言論機關の尊重すべきことをのべ
米穀の專賣制實施の意志はないか
肥料配給に當り産業組合と商業組
合の二本建てやつてゐるが對立に
依り適正を缺き、爲に不圓滑を極
めてゐる、肥料問題のみならず石
油その他農業用資材に關し配給機
構の整備改善を圖らねばならぬ、
關係者の協力に依り一日も早き實
現を望む

六

次いで教育機構の問題に移り
教育の根本的指導方針を確立し東
亞の聖業達成に邁進せねばならぬ
政變毎に文教の長官が更迭する様
なこと教育の確固不動の方針は
望めない、寧ろ寒心すべきである

天皇直屬の教育參謀本部ともいふ
べきものを設けて内閣の上に置き
教育の根本的大改革を斷行すべき
である、特に國民の基幹たるべき
小學校教育に深甚に注意を拂ひこ
れに伴ひ教員の待遇問題を更新せ
ねばならぬ

米内首相 時局に鑑み言論機關の取
締の緩和を圖ることは賛成であり
法律の運用により國民に安全感を
與ふる様努力する

島田農相 米の專賣制度實施につい
ては最近の米穀事情より見て困難
がある、政府としては手持米の増
強により配給の圓滑を期し度、
兎も角米は不足ではないが相當窮
乏な實情にあり更に内外地、滿洲、
支那との關係に於て食糧問題の解
決をはかり政府としては之に必要
な政策を樹立する考へである、肥
料の配給一元化は理想としてはよ
いが需要關係農村事情などよりし
て直ちに實行に移す事は事實上困
難である、従つて差し當りは産業
組合、商業組合の二本建てで配給の
圓滑を期する様に努力し將來は一
元化を理想として之に向つて努力
する

松浦文相 内閣の外に文教機關を創
設する事は考慮を要する、文相更
迭毎に教育の根本方針が變更し動
搖を來す事があつては由々しき大
事である、政府は教育審議會を尊
重利用し教育の根本方針を決定し
全面的刷新をはかつて居る、又御
説の如く教員待遇問題については
重大な關心をよせて善處する様努
力してゐる

六

松井茂氏(同和) 首相は施政演説の
中に國民精神の昂揚を強調された

が列國の最近の我が國に對する動
向を見るに之等は我が國體の何た
るかを知らざるが爲である、事變
處理に當り國體の本義を徹底せし
め近衛三原則の眞意を認識せしめ
ねばならぬしかるに今日までかゝ
る重要問題に關し不滿の點があつ
たと思ふ首相の決意如何、又防共
に對する考へ如何、次に國民精神
總動員運動に就てあるが國民に
徹底を缺き地方からは不滿の聲も
きかれる都市と農村の對立は激化
して行くばかりである、都市の股
販産業者の生活程度は彈覺すべき
ものがある、特に農村方面に悪影
響を與へて居る事は注意すべきで
ある、國民精神を動員するに項目
ばかり並べて居たのでは決して實
効は擧がらない、よろしく實情に
即した方策をとるべきであるなほ
國民精神總動員の機構は不徹底不
完全である、適當な新組織を考慮
し人を得て一元的運用をはかれ
度、地方實踐團體の運用よろし
きを得れば効果は極めて多い隣保
班、警防團などを出来るだけ活用
すべきである

米内首相 事變處理については不動
の方針に則り鞏固な決意を以て邁
進して居る事は屢々聲明した通り
である、我が國の大理想を感得
し得る外國人もあるが政府は深甚
な注意を以て彼等をして諷解せし
むる事に努力し國體の本義顯現に
努める覺悟である、防共は飽く迄
も堅持する今後國內的にも又國際
的にも益々防共の精神を發揮して
行く、國民精神總動員については
兎角の批評をきくが又その擧げた
實効は見逃し得ない、いづれにし

に沿ふ様心掛けて居る、警察制度調査機關の設置は必要と思ひ實效を擧げる様更に研究を續ける

松井氏自席より警防團の強化に就き希望を述べ同十一時五十四分散會

大河内子質問演説一部削除

前記の如く大河内輝幹氏は去る二日の本會議に於ける同氏の質問中速記録二十一頁にある東亞新秩序云々に關する項を削除する旨の釋明をなしたるが右は大河内氏が政府に對し東亞新秩序の建設、事變處理に關する質疑を終へて後米内首相に質問を行つた中の一部分であつて削除を言明した要點は

東亞新秩序だとか大「アジア」主義だとか色々なことはもう仰しやない方が宜い(中略)東亞新秩序と云つても何のことだか譯が判らない云々の項が中心をなすものである

質疑第四日

十日の貴族院本會議は午前十時十七分開會劈頭一條實孝公(火曜)登壇して

紀元二千六百年の紀元節に際し上奏書を捧呈したいと思ひます旨の動議を提出し全會一致可決、議長の手許で謹作せる別項の如き草案を松平議長朗讀、議員起立して可決次いで(一)大正十一年法律第五十二號中改正法律案(政府提出)を上提廣瀨法制局長官より提案理由の説明あり質疑無く委員附託日程にもどり前回に引續き國務大臣の演説に對する質疑のため

を疑はしめるものがある
と冒頭し條約成立の當時より今日に至るまでの彼我の友好親善關係を述べ
廢棄の通告手續きは餘りにも突然であると思はれる我が方の公正なる事變目的即ち理職の意義を眞に理解せしむる爲胸襟を開いて誤解を解く必要がある而して新條約の成立を早め親善關係を促進せねばならぬそれが爲には永續的な條約を締結して世界平和に貢獻せしめよ日米新條約は延いて歐洲の動亂を鎮靜せしめる根ともなる、今日は絶好の時期であると確信する、外相の所信如何、次に對し交渉は總て圓滿に運んでゐると樂觀してゐる向きが多い様だが自分は悲觀的材料を多く耳にする、今後も現在の如き態度で對し交渉を進める意向であるが

有田外相 條約廢棄の通告は突然で不滿の聲が國民の間に充ちつた廢棄の理由は揣摩臆測を容易に許さないが考究すべき點がある、その一は支那事變を繞つての日米間の諸問題解決に資する爲と思はれる、要するに我が方の眞意を諒解しなかつたのが眞相であることは疑ひ無い、政府のみならず國民全般も共に眞意開明に努めねばならぬ來るべき新條約は禍ひを轉じて冊をもたらしすものとなし將來の平和保障を考へて行く様努力する、對し交渉に就いては兩國の懸案解決の爲努力して來たが、その間樂觀の言ふ心算は全然無かつた、ノモンハンノ國境確定委員會は不幸にして意見が一致しなかつたが

モスクワに於て話を進め又近く組織せらるべき一般的國境確定委員會に於て萬全を期したい仰せの如く樂觀は許さないが政府は懸案の解決に努力する決心を有し初めから悲觀する状態に無いと考へてゐる
阪谷男 事變處理問題に準じ東亞新秩序の意味は明確にされてゐない汪精衛氏の新政權は成立しても重慶政府が存立する以上併立してスペインの内亂と同様な状態になる支那の歴史は内亂の歴史である、中央政權を作つても又内亂を起す様な事があつては困る、聯省自治がその所信如何、事變處理は物心兩面よりかゝらねばならぬ、同種の達成上緊要である、今日の國策は披葉に互り物心兩面よりする大輪廓を作ること考へて居らぬ
首相 新中央政府と重慶政府が差し當り對立するのは止むを得ないが結局新中央政府は重慶政府の組織分子を吸收する事を信じてゐる現代之支那國民の大部分は新中央政府を欲してゐると考へる、飽くまでも日滿支固有の文化制度を尊重してその融合發展を圖る様心懸けて居る、經濟的、文化的に三國が有機的關係に立つ事は當然でありその爲めの根本的對策樹立に慎重な態度を以つて臨んで居る次第である
阪谷男最後に國內問題に移り、電力飢饉が當面の緊急問題となつてゐるが政府の統制には幾多首肯出来ない點がある豊富低廉が何處にあるか石炭問題又然り餘りにも民間

の不滿の聲を聞くが首相は如何に考へるか
首相 經濟統制をやる爲には關係各省間の連絡協調を圖ると共に民間の理解を深め上下一致して萬全を期し度
山隈康氏(研究) 地方制度の改正は緊要なることを言を俟たないに地方制度調査會の答を得て前内閣は議會提案の運びになつてゐるに拘らず今回提案を見合せるに至つたのは極めて遺憾である、今日の自治制の墮落は議決機關の構成に市町村民の適正な總意が織込まれてゐないからである、今にしてこの禍根を一掃せざれば容易ならぬことなるであらう
同氏が委員である地方制度調査會の審議経過をくどくどと述べ、最後に地方制度改正案の可及的速かな議會提出を要望して降壇
都制・特別市制今議會提出見合せ
内相 都制、特別市制に就いては未だ檢討が済んでゐない、既に答申を得たものに就いても尙研究を重ねる可き點もあるので提出を見合せて、一貫した総合的なものとして成る可く速く提出し度ない、政府は摩擦を回避せんが爲めに遅らせてゐる様な事は全然ない、この問題は革新政策の根幹を爲すものであるから提出決定次第萬難を排してその通過に努力する
斯くて零時九分散會
貴院の二千六百年奉祝上奏書(全文)
貴族院議長臣松平賴壽誠恐誠惶頓首頓首
謹ミテ奏ス恭シク惟ミルニ
御聖文武天皇陛下天縱ノ英資ヲ以テ日新ノ盛徳ヲ崇クシタマヒ
皇祖孝不顯ノ宏謨ヲ續カサセ
皇考不承ノ遠猷ヲ述ハサセタマヒ内
文致ヲ振ヒ外武功ヲ耀カン國力遯ク大陸ニ宣ヒ國光廣ク四海ニ被ラセルニ
大御稜威ノ然ラシムル所タラスンハ
アラス伏シテ惟ミルニ今茲昭和十五年ハ適ニ紀元二千六百年ニ當ル
遠皇祖神武天皇都ヲ中州ニ奠メサセラルルニ臨ミ六合ヲ兼テ都ヲ開キ八紘ヲ掩ヒテ宇ト爲スト宣ヘリ
聖慮ノ深遠ナル洵ニ感激措ク所ヲ知ラスニヤ
陛下一大世變ニ處シ興亞ノ大策ヲ建テテ東洋ノ安定ヲ鞏クシ以テ世界ノ平和ニ寄與シタマハムトス
聖慮ノ雄大ニシテ
聖慮ノ深遠ナル
遠皇祖ト符節ヲ合スルカ如シ蓋シ
遠皇祖ノ胎脈ヲ
皇紀二千六百年ノ前ニ垂レサセタマヒ
近皇孫ノ繩其ヲ
皇祚一百廿四代ノ後ニ承ケタマヘル前聖
後聖其ノ授一ナリ與亞ノ聖業前途猶ホ多難ナルヘシト雖モ陛下ノ
大御稜威能ク百報ヲ克服シ八紘爲宇ノ日蓋シ遠キニ非サルヘク
遠皇祖ノ
神靈亦當サニ降臨アラセラルヘシ茲ニ
皇紀二千六百年ヲ賀シ
聖壽ノ無疆ヲ禱リ奉ル
昭和十五年二月十一日
貴族院議長臣松平賴壽誠恐誠惶頓首頓首
謹ミテ奏ス

六

正副委員長決定

六日の貴族院豫算總會は午前十時十八分開會直ちに正副委員長の互選を行つた結果

果△委員長井上匡四郎子(研究)△副委員長千秋季隆男(公正)の兩氏が

當選引續き各分科を決定休罷

午後一時廿六分再開直ちに政府の要求により秘密會に入り畑陸相より

モンハン事件の經過について説明二時四十分秘密會を解き

軍事扶助費追加豫算可決

衆議院より送附の軍事扶助費増加に關する昭和十四年度追加豫算案の審議に入り櫻内大藏、吉田厚生兩相

より夫々提案理由の説明を行つた後質疑を省略直ちに採決を行つた結果

全會一致これを可決同二時五十分散會

豫算各分科正副主査決定

【一】貴族院に於ける豫算第一より第六に至る各分科會の正副主査は

八日互選の結果左の如く決定

主査 副主査

第一前田利定子(研究)河田 烈(公)

第二岡部長景子(研究)松村義一(公)

第三大森住一男(公)下村 宏(研究)

第四齋口直亮伯(研究)前田勇男(公)

第五有島頼寧伯(研究)伊藤文吉男(公)

第六東久世秀雄男(公)今井田清徳(研究)

三委員會正副委員長決定

【一】貴族院に於ける左記各委員會の正副委員長は一日議事散會後夫々互選次の如く決定

△決算委員會(委員長) 千田嘉平男(副委員長) 高倉篤麿子

△裝飾師法案委員會(委員長) 植村家治子(研究)(副委員長) 岩村一水男(公)

△請願委員會(委員長) 堀田正恒伯

△憲罰委員會(委員長) 大久保利武侯(副委員長) 高木喜寛男

三法案委員決定

【一】貴族院の三法案特別委員は左の如く決定

△委託又は郵便に依る戸籍届出に關する法律案委員(九名)井上三郎侯(火曜)秋月種英子(研究)入江貫一(同和)渡邊汀(公正)黒崎定三(研究)奥田剛郎男(公正)山隈康(研究)岩田宙造(同和)山上岩二(交友)

△昭和九年法律第四十五號中改正法律案委員(九名)山縣有道公(火曜)綾小路護子(研究)内田重成(交友)高崎弓彦男(公正)伊江朝助男(公正)今井五介(研究)江口定條(同和)橋本辰二郎(研究)平沼亮三(同和)

△裝飾師法案委員(九名)四條隆徳侯(火曜)米津政賢子(研究)植村家治子(研究)大島健一(同和)松村眞一(研究)岩村一水男(公正)中村純九郎(交友)大藏守治(研究)佐藤助九郎(同和)

三法案委員會正副委員長決定

【一】貴族院の左記三委員會は十日午前九時十分開會、正副委員長互選次の如く決定

△委託又は郵便に依る戸籍届出に關する法律案特別委員會委員長(秋) 月種英子(研)(副委員長) 奥田剛郎男(公)

△昭和九年法律第四十五號中改正法律案特別委員會(委員長) 山縣有道公(火)(副委員長) 綾小路護子(研)

△裝飾師法案特別委員會(委員長) 植村家治子(研)(副委員長) 岩村一水男(公)

各派交渉會

▲第一日の質問は小川氏一人【三】と反對し同一時半散會右散會後交渉委員は懇談の形式を以て質問順位は三幹事長間に於て意見一致され、民

政、民の發言順位を承認すること、(一)齋藤氏の演説に對し「注意」「靜

止」又は「禁止」を行はなかつたのは

統計資料實地調査委員

【一〇】十日の貴族院本會議に於いて委員付託となつた「大正十一年法律第五十二號中改正法律案」統計資料實地調査)の委員九名は左の通り決定

△島津忠承公(火曜)加藤泰通子(研究)北島貴孝男(公正)關義壽男

(同)藤沼庄平(研究)若尾瑠八(交友)菊池恭三(同和)名取忠愛(研究)松本勝太郎(同和)

衆議院

衆議院本會議は開會早々齋藤氏失言問題で波瀾にまきこまれた、發言順位問題などのゴタ／＼で貴重な時間を喰ひ相變らざるの政黨らしさを暴露しかけてゐたところ、これは一大痛棒に違ひない、三日の本會議で同

氏は懲罰を附せられることに決定、國務大臣に對する質問は七日を以て打切り、八日稅革關係法案其他が上程直ちに質疑に入つたが、この日の秘密會での物動計畫説明は簡單にすぎると九日再び説明を繰返すこと

になつた、稅革案質疑は十日で終了豫算總會は五日より開始、十二日一般質問を終る豫定であつたが、豫定期間に質問を完了できなかったので、二日延長十五日より分科會に入る豫定である

齋藤氏懲罰委員會は五日より開かれ各派の裏面工作が盛んである

たが各派の裏面工作が盛んである

各派交渉會

▲第一日の質問は小川氏一人【三】と反對し同一時半散會右散會後交渉委員は懇談の形式を以て質問順位は三幹事長間に於て意見一致され、民

政、民の發言順位を承認すること、(一)齋藤氏の演説に對し「注意」「靜

止」又は「禁止」を行はなかつたのは

議長に一任することを申合せた

▲齋藤氏失言問題交渉 【三】衆議院各派交渉會は三日午後二時院內に開會齋藤氏失言問題につき交渉の結果左の如く決定

(一)三日本會議開會劈頭小山議長より二日の齋藤氏の演説中には各派交渉會に於ける諒解事項に該當する部分あるを認め演説の後半を速記録中より議長の職權を以て削除する旨を議長に報告して議長とて採つた態度を釋明する事、なほ右議長の措置に關しては重大問題なるため各會派

長、民政の内ヶ崎幹事長等の間に交渉が行はれたが結局二時三十五分再開小山議長の提議により本日は小川郷太郎氏一人を起てること次の質問者は議事散會後三派幹事長協議の上決定之を各派交渉會の議に附することとし同四十五分散會

▲發言順位問題解決 【三】二日の衆議院各派交渉會は午後一時より議長應接室に於て開會、民政黨側より國務大臣の演説に對する質問の發言順位について民政及び政友兩派幹事長會見に於て意見一致せる結果を報告、これに對し政友中島派より發言順位は既に比率によつて決定をみてゐるのであつてこれを交渉會の問題として論ずべきではなく殊にこれを變更する如きは從來の慣例を破るものである

と述べ結局(一)發言順位は原則によつて決めた通り進める事(二)慣例により各派間に於て互讓の精神により順位を變更することは各當事者間に於て決めるべき事に意見一致し次に時局同志會側より淺間九事件に對する政府の答辯は不充分であるから適當な機會に緊急質問を行ひ度し

と提言、これに對し政民兩派側は既に一日の本會議に於て本問題に對する政府の所信は披瀝されて居り今後各派の代表質問により政府の所信を重ねて質すことが出来るから今日のところ緊急質問を行ふ必要はない

と反對し同一時半散會右散會後交渉委員は懇談の形式を以て質問順位は三幹事長間に於て意見一致され、民

政、民の發言順位を承認すること、(一)齋藤氏の演説に對し「注意」「靜

止」又は「禁止」を行はなかつたのは

議長に一任することを申合せた

▲齋藤氏失言問題交渉 【三】衆議院各派交渉會は三日午後二時院內に開會齋藤氏失言問題につき交渉の結果左の如く決定

(一)三日本會議開會劈頭小山議長より二日の齋藤氏の演説中には各派交渉會に於ける諒解事項に該當する部分あるを認め演説の後半を速記録中より議長の職權を以て削除する旨を議長に報告して議長とて採つた態度を釋明する事、なほ右議長の措置に關しては重大問題なるため各會派

長、民政の内ヶ崎幹事長等の間に交渉が行はれたが結局二時三十五分再開小山議長の提議により本日は小川郷太郎氏一人を起てること次の質問者は議事散會後三派幹事長協議の上決定之を各派交渉會の議に附することとし同四十五分散會

▲發言順位問題解決 【三】二日の衆議院各派交渉會は午後一時より議長應接室に於て開會、民政黨側より國務大臣の演説に對する質問の發言順位について民政及び政友兩派幹事長會見に於て意見一致せる結果を報告、これに對し政友中島派より發言順位は既に比率によつて決定をみてゐるのであつてこれを交渉會の問題として論ずべきではなく殊にこれを變更する如きは從來の慣例を破るものである

と述べ結局(一)發言順位は原則によつて決めた通り進める事(二)慣例により各派間に於て互讓の精神により順位を變更することは各當事者間に於て決めるべき事に意見一致し次に時局同志會側より淺間九事件に對する政府の答辯は不充分であるから適當な機會に緊急質問を行ひ度し

と提言、これに對し政民兩派側は既に一日の本會議に於て本問題に對する政府の所信は披瀝されて居り今後各派の代表質問により政府の所信を重ねて質すことが出来るから今日のところ緊急質問を行ふ必要はない

と反對し同一時半散會右散會後交渉委員は懇談の形式を以て質問順位は三幹事長間に於て意見一致され、民

論は舊臘來兩派の合同氣運と相俟つて急進に進展して来たもので一日午前中島、久原兩派並に統一派とともに院内に於て幹部會を開きこれに關して協議の結果幹部會は異議なくこれを承認、久原總裁は之に對して承諾を與へたが中島總裁は承諾を與へないで此の交渉團體結成の議も行惱みとなり政友久原派の岡田幹事長並に中島派の田邊幹事長は午後一時半より院内に於て會見交渉團體の件は今後交渉を續行し一日の質問地位については民、政、政と變更することを申合せこれを民政黨に交渉することとし、午後二時院内議長室に小山議長を訪問發言願位を民政、政友(中島派)政友(久原派)の順にされたき旨強硬に申入れたので議長は民政黨の内ヶ崎幹事長の出席を求め三派幹事長間に於て協議を遂げしが結局意見の一致を見るに至らずして散會、内ヶ崎幹事長は院内幹部室に戻り會見の結果を總務會に報告協議の結果既定方針通り民政、政友、民政、政友の順位を主張することに決しこの旨議長に通告、小山議長は一日の本會議に於ける質問は民政黨の小川郷太郎氏一人を以て打切り再びの質疑願位は本會議終了後改めて右三派幹事長が會合協議するやう輪旋に乗り出したので政、民兩派ともこれを諒としこれに基いて午後二時四十五分各派交渉會に臨んだ

▲二日に交渉持越し ▲内ヶ崎民政、田邊政友中島派、岡田政友久原派の三派幹事長は問題の發言願位の件に關し日本本會議散會後議長應接室に會合し小山議長も同席の上協議に入り先づ内ヶ崎幹事長より黨派所屬の議員數による發言願位は舊臘の各派交渉會に於て決定したゞ特殊の事情ある場合は相談の上變更すべき旨の申合せあるも民政黨としては雅量を示し第二位を政友會に譲ることとして圓滿に議事を進めたいと主張せるに對し岡田幹事長は我黨に於ては民、政、政の順位を要求することに決定してゐるので之が容れられずんば反對せざるを得ないとして強硬に反對し田邊幹事長また民政黨はもう一步雅量を示して第三順位を政友久原派に譲つてはどうか

▲政友中島派の態度決定 ▲政友中島派は二日午前十時半より院内に於て總務會に引續き幹部會を開會(一)發言願位變更の件(二)政友會單一交渉團體結成の件を附議檢討を行つた結果(一)發言願位變更の件に就いては一日の民政及び政友兩派幹事長懇談會において田邊幹事長より主張した通り久原派を第三順位に繰上げるやう支持するが、實際の決定は各派交渉會においてなされる問題であるからその取扱ひを幹事長に任(一)政友會單一交渉團體結成の件に就いては黨員中にその實現を希望してゐる者が相當多數あるが強力な新政黨結成を前提條件としたものでなければ意味をなさないからその取扱も幹事長に一任に決定午後零時廿分散會

▲發言願位問題解決 ▲二日質問願位變更の問題は二日正午院内議長室に民政兩黨幹事長參集協議を行ひ席上民政黨内ヶ崎幹事長は民政黨としては既に決定した發言願位の第二位を第三位の中島派に第四位を第五位の久原派に夫々譲歩してゐるのであるから、これ以上譲歩の餘地はないと政友側の主張に應じ得ない旨を明した、これに對し政友久原派の岡田幹事長は民政黨の主張には應じ得られない我々は是非共民、政、政に願位を變更し、東郷氏の次に大口氏を立てるやうにし度いと黨内事情を述べて願位の變更を希望したが、内ヶ崎幹事長は飽く迄民政黨の主張を固執して應じないので岡田幹事長は同十分一旦退き歸り更に同二十分再び會見意見の交換を行つた結果漸く民政黨の主張通り民政、民、政即ち小川、東郷、齋藤、大口の順位とすることに纏まり二日の本會議は劈頭東郷氏を起て、次いで民政黨の齋藤氏が起ち、これを以て同日の質問を打切り、大口氏を三日の本會議劈頭に於て起たしめる事として久原派の面目を保たし、かくて紛糾の質問願位問題は大團圓をつげ、三幹事長より夫々右の結果を政、民兩黨に報告、その承認を求めた

▲八日の衆議院本會議秘密會に於ける竹内企畫院總裁の物動計畫の説明はその内容が極めて抽象的であつたため議員側は之を納得せず結局民政、政友、其の他各派は議場内に於て協議の結果、民政黨の服部幹

市氏より緊急動議を提出した結果、九日更めて秘密會を開いて政府の説明を求めると同時に決し、小山議長より右の旨を政府に通告した、而して物動計畫に關しては百三億餘大豫算案との關聯に於て過般來各派に於て物動計畫の概要を明かにすることを要望し七日の豫算總會に於て民政黨の中島彌園次氏より詳細なる質問を行つたが政府側が依然要領を得させぬ爲三土豫算委員長より同委員會を秘密會としてこれが説明を要求、政府もこれに同意を與へた結果八日の各派交渉會に於いて本會議を秘密會としてこれが説明を聴取することを申合せ政府に交渉其結果石渡書記官長は一旦これに同意を與へたが政府部内に反對意見が現れ數次に亘る折衝の結果漸く議員側の要求通り同日午後の本會議を秘密會となし、これを説明する事になつたものであるが右の動議に對し政府も止むなく一應議員側の要求に同意を表明、直ちに院内閣議を開いて説明の範圍、内容について打合せを行つた

▲九日の衆議院本會議秘密會に於て竹内企畫院總裁から説明す可き物動計畫の概要については企畫院に於て調整中のところ同日午前右説明案が出来たので同日午後零時半竹内總裁より之を陸海軍に提示して諒解を求め更に竹内企畫院總裁、石渡書記官長、廣瀬法制局長官の三長官の間に於て一應の檢討を加へた後午後一時より院内に臨時閣議を開儀右企畫院の説明内容を檢討して最後の説明内容を決定したので午後五時半本會議に秘密會を要求し竹内企畫院總裁より再び説明を行ふこととなつた、而して政府としては右の説

明に於て議員側が満足するものと否と拘はらず本會議に於ける説明は之を以て打切る方針である ▲中國四國、九州十一縣の旱害對策委員會院内協議 ▲中國四國、九州十一縣の旱害對策問題に關し八日午後零時半より院内議長應接室に岡田忠彦、名川侃市、肥田琢司、西村茂生、西川貞一、松浦伊平(以上政友久原派)山道兼一、木原七郎、矢野庄太郎(以上民政)岸田正記(政友中島派)等各派關係代議士二十名會合委員會を開き内務、大藏、農林三相を始め荷見農林次官、谷口大藏省主計、挾間内務省地方兩局長の出席を求め岡田氏より昨年末から對策協議の經過を説明した後

應急、恒久兩對策とも現在の補助金額では到底旱害救済の萬全を期することは出来ないから政府に於ても充分の點を考慮に入れ善處され度いと要望各所管大臣より關係當局に命じ出來得る限り御期待に副ふ様努力する旨答へ辭去した、而して大藏省としては取敢へず現在までに明年度追加豫算として四千二百萬圓を計上しこれが對策を講ずる旨説明して午後一時散會

▲國務大臣演說 再開第一日の衆議院本會議は發言願位を繞り各派交渉會の交渉遅延の爲め定期より遅れて午後三時十分開會、緊迫せる社會情勢を反映して傍聽席は立錐の餘地もなく文字通り大入滿員の情況を示し、新内閣の施政方針に國民生活今後の活路を見出さうとする緊張した

再開第一日の衆議院本會議は發言願位を繞り各派交渉會の交渉遅延の爲め定期より遅れて午後三時十分開會、緊迫せる社會情勢を反映して傍聽席は立錐の餘地もなく文字通り大入滿員の情況を示し、新内閣の施政方針に國民生活今後の活路を見出さうとする緊張した

本會 議

國務大臣演說

一

目と耳が傍聴席から雑壇に向つて鋭く注がれて居るのが特に強く感ぜられる、各大臣出席、議席も刻下逼迫せる内外諸問題への新内閣の基本説明を聴かんとして殆んど空席もなく各派議席について居る、書記官長より諸般の報告あつた後、小山議長開會を宣し先づ舊議の議會に於て決議したる陸海軍將士に對する衆議院の感謝決議に對し陸海軍現地最高指揮官各司令官並に各司令長官より謝電ありたる旨報告し各々謝電全文を讀み上げた後、過般のトルコの震災に對し同國政府に宛て、慰問電文を衆議院議長より發したる旨報告、愈々米内首相の一般施政方針演説に移り同三時十五分首相登壇、午前中貴族院本會議に於てなしたると同様の施政方針演説をなし次いで有田外相登壇、午前中の貴族院本會議に於てなしたる外交方針演説及び淺間丸事件に關する日英交渉經過概要を説明午後三時五十分櫻井經通相滿場の中拍手裡に登壇、百三億豫算編成を中心とする財政方針演説に入り綜合經濟計畫の確立によつて長期戰時體制いよゝ強化すべきである旨を力説し公債政策、物資價値對策、税制改革などを中心に戰時財政經濟全體に亘る基本方針を約三十分間に亘つて述べ器用な藏相振舞いを見せて降壇、續いて畑相貴族院に於てと同様と戰況を説明、吉田海相より同様の報告あつていよゝ質問演説に入る

質疑開始 第一陣を承る
小川郷太郎氏(民政)登壇
首相、外相、藏相、の施政方針演説に基き内治、外交に關する質問を行ひたい
と冒頭して、質問の第一點たる支那

事變處理問題より始め支那事變の處理は東亞新秩序の建設を目標とし、この段階に於て先づなさればならぬ事は、日滿支三國の調整である、然して、そのため基本原則は善隣友好、共同防共、經濟提携の三點でなければならぬこの三國國交の調整は現代日本國民に課せられた使命で、如何なる困難を克服しても、如何なる犠牲を拂つても完遂せねばならぬと信ずる、汪精衛氏の新政權樹立が進捗しつゝあるは喜ぶべきである、帝國としてはこの新政權樹立に妨害を加へんとする蔣介石の反撃に對しては勿論、第三國をしてこれを承認せしむるやう努力を拂はねばならぬと思ふが政府の所見如何次いで外交問題に入つて

東亞新秩序建設に力を集中してゐる以上諸外國との外交も、この線に沿ふて調整せねばならぬ、日米通商條約破棄に伴ふ無條約狀態の現出に對して政府は如何なる具體的措置を講ぜんとするか、又最近の淺間丸事件に對しても政府は今後政治的措置につき如何なる對策を持つてゐるかを明瞭に示されたいと質した後得意の財政經濟問題に入り、先づ百三億豫算案に論鋒を進め、大豫算は單價は十三年度九、十月頃の物價を基礎としてゐるが當時と現在の狀況に於いては二割餘の物價騰貴である、政府はこれを如何にして十五年四月以降に實行せんとするか、金の豫算には物の豫算が伴ふべきであるが、物の豫算は未だ決定してゐない、物動計畫を樹立せずして議會に臨んでゐるが果して豫算に實行難なし

と考へてゐるが、實行豫算を作るならば何故實行豫算の編成方針を明示しないか
小川氏更に經濟統制に轉じて詳細に各項目に亘つて質す
(一)國民生活の不安除去の爲め米、木炭、マツチ、鹽、味噌、醬油、魚菜等の配給、價格に關する對策如何(二)石炭、電力不足に對する政府の對策如何(三)經濟統制の基本を爲すものは物動計畫と生産力擴充である如何に生産力が擴充されてもこれを圓滑に動かさなければ眠つてゐるも同様である、其の意味から政府は生産力擴充を再検討する必要ありと考へないか、物動計畫に於ては官需が民需を壓してゐる傾向にあるが政府は之を修正する意思はないか
次に惡性インフレーション問題につき公債の消化難、通貨の膨脹、國民購買力の激増等は惡性インフレーションの傾向である」と詰り政府の阻止手段を質す

政府は日滿支の綜合經濟計畫を樹て、居るが我國と滿支の貿易關係を見れば我國より輸出超過は昨年於て約十二億に達する我國の物資不足は此處にも原因する、政府は支那事變處理について通貨政策を確立するか
最後に官吏制度改革問題に言及しこの際分限令を撤廢する意思はないか知らしむべからずとする政府の態度は斷乎として排撃する
と結んで降壇
事變の積極的解決に努力
米内首相 新中央政府が出来まして實力がつく見込みがつかますればなるべく速かに承認すべきである

第三國の承認問題につきましては帝國は斷然起つて承認を致し、することに依りまして第三國を誘導してこれ亦なるべく速かに承認せしめんと考へてゐる、次に「強固なる決意の下に海外の諸情勢をも考慮し手段を盡して積極的な努力を傾注し斷乎時局の解決を期して居る次第である」と言ふ先般の演説に對しましてそのうちの積極的な努力と言ふ事は如何なる事であらうか、かういふ御質問ですが積極的な努力と申しますと言ふと大體において二通りあります軍事的にこれを積極的にやるかもう一つは軍事以外の事に手段を以て積極的にやるかであり、これは双方やらねばならぬと思ふ、要するに蔣政權が降伏するか或ひは解體をして新政權の傘下に入つて來るかその問題であります、又中央政權が出来まして實力を備へるに至るといふことは蔣政權に對して脅威になりまして相對的に考へまして中央政府を盛立てるといふ事がこれ亦積極的方法になります以上申述べましたやうな方針に依りまして時局の解決を期して居るかういふ事でありまして、その次は列國をして東亞の新事態を認めしむるやうに努力をしるかういふ事御座りますが、之は東亞新秩序建設の爲に最も大事な事でありまして、次に秘密的態度を改めることも充分考慮致しまして出来るか或は惡意からかこれらをよく考へて見なければならぬと思ふのであります、若し誤解若くは感情を以ていたしますならばこれは冷靜に考へまして適當なる強硬政策を以て處理しなければなりません、

若し惡意を持つてやるといふ事ならばこれは斷乎として排撃すべきであります(拍手)次に經濟問題に就きましては小川君御質問要旨は要するに國民生活安定の爲に最少限度の物資確保の方法は如何、その次は經濟統制の問題であり、すがこれと關聯致しまして官需を中心とする經濟機構はこれが隅の根本である、これをどう考へるかその次は物資確保に關する問題で御座いまするが尙その他に國民の協力を求める爲に政府の方針を國民に明示する必要あり、その次は官吏制度の改革問題如何、その次は國民の信を取戻す政府の信念を披瀝せよといふ御質問であります小川君の御質問は誠に御尤もな御質問でありまして政府におきましては組閣以來鋭意この研究を致しましてやつて居る次第で御座います物動計畫、生産擴充の問題で御座いまするがこれは現在の基本方針を改めるといふ事は仲々困難でありますのでこの計畫を調整し又事實に則してこれを修正實行するといふ他に致し方ないといふ事は考へて居ります、尙經濟統制と官需の御質問に對しましては之は將來遺憾なきやうに充分努める考へてあります、官吏制度の改革に就きましては之は充分に考究致す心算であります、次に秘密的態度を改めることも充分考慮致しまして出来るだけの事は遣る考へてあります有田外相 第三國との國交調整は東亞新秩序建設に沿ふて行はるべきである而して之は日滿支の政治經濟文化の互助連關の關係にある之

は主として生産力の増強、物資移動の増加、取引方法の變化等に基くものと認めらるゝのでありまして、經濟の規模が擴大した今日に於きましては或る程度迄已むを得ざるものあることは申す迄もない所であり、併しなから兌換銀行券の過度の膨脹は極力之を阻止する要あることは勿論であり、政府と致しましては特に其の抑制に留意する必要があると考へて居る次第であります。之が爲には從來より行つて参りました所の消費の節約、貯蓄の奨励、資金の調整並に物價の調整等各種の方策を一段と徹底せしむると共に、今後に於ける事態の推移に伴ひ直接間接通貨の膨脹を避くる爲に必要な方策を講じて参り度いと存じます。而して此等の方策は何れも國民の眞剣なる協力を得るに非ざれば到底其の効果を収め得ざるものであり、政府と致しまして其の目的を達成する爲最善を盡し度い所存であります。

△我國に於ける物價は事變勃發以來騰貴の傾向を辿つて参りましたので之に對しましては夙に各般の對策を講じたのであります。昨年九月歐洲に戦亂の勃發するや、其の餘波を蒙りまして物價は一段と騰貴の趨勢に向ふ懼を生ずるに至りましたので、曩に應急的措置として國家總動員法を發動し、全般的な價格の引上停止に關する勅令を制定すると共に、俸給、賃金等に付ても一般的引上を制限する措置が講ぜられたのであります。政府と致しましては、此等法令の運用に當つては深甚なる注意を拂ひ低物價政策を堅持し、諸般の方策を講じて物資供給の圓滑を圖り、特別に國民の生活必需品に付きましては、實情に即して適切な措置を執ることをし、國民生活の不安を除くす爲凡ゆる努力を惜しまざる心算であります。國民に於ても戰時に於ける物價問題の重要性を認識し、政府の對策が充分其の効果を收むることを得る協力をせられ度いのであります。

△次に昨年中に於ける我國對外貿易の狀況を見ますに輸出は三十九億三千二百餘萬圓、輸入は三十一億二千七百餘萬圓でありまして貿易況に於きましては八億五百餘萬圓の輸出超過となつて居ります。之を一昨年に比較致しますと輸出に於て三割五分輸入に於て一割を夫々増加致して居り、貿易況は一昨年同様の輸出超過六千餘萬圓に比べ一躍八億五百餘萬圓の輸出超過と相成つたのであります。其の改善の跡は極めて顯著なるものがあるのであります。斯の如き貿易況の改善は輸出の躍進的增加に因るものであります。此の輸出の躍進は又主として滿洲及支那向輸出の激増に負ふものであります。併しながら第三國向輸出に於きましても亦相當の進展を示したのであります。昨年中の第三國向輸出は十八億五千餘萬圓に達し一昨年比へ二割の増加と相成つて居ります。對第三國の關係に於きましては、貿易況の改善を見たとは云へ、尙四億五千六百餘萬圓の輸入超過を示して居るのであります。今後とも第三國に對する輸出の振興に付ては全幅の努力を拂ふ必要が存するのであります。尙輸入力の増強を圖る爲政府は今後一層金の増産に努力致しますと共に、國民の協力を依り民間所存金の集中徹底を期し度いと存する次第であります。△次に外國爲替の問題であります、

御承知の通り從來我國の爲替相場は對英一志二片の相場を基準とし之を堅持して參つたのであります。昨年十月此の英貨基準を變更致しまして米貨に基準を置き、對米二十三弗十六分の七の相場を以て我國爲替相場の水準とすることとなつたのであります。右の基準變更の結果貿易、物價其の他の關係上極めて重要な邦貨の對外價値は茲に新なる安定點を見出したのであります。今後とも各種の方策を講じて國幣收支の適合を圖り、此の爲替水準を維持する方針であります。

△日滿支三國が互助連環の態勢を確立し經濟の緊密なる提携を實現致しますことは、東亞新秩序建設の基礎を爲すものであります。而して右の趣旨に基き綜合計畫に依り滿洲國に於きましては生産を擴充し、益々其の經濟力を増大して我國經濟との協力の實を擧げんとし、又支那に於きましても其の經濟の開發が着々と行はれ、時局の進展に伴ひ右の目的達成に邁進せむとする情勢に在ります。事は私の最も欣快に存する所であり、事變勃發以來我國經濟界は未曾の非常時局に直面致したのであります。官民一致の努力に依り各方面共大體平靜に進行致して居ります。併しながら最近の情勢に顧みますれば一方に支那事變を處理しつつ、他方國際競争場裡に確固たる地歩を占め、今後如何なる事態に遭遇するも微動だもせざる經濟態勢を確保する爲には、舉國一體凡ゆる困苦缺乏に堪へ、如何なる難關も突破するの覺悟を要するのであります。此の覺悟を以て努力致しますならば、我が經濟力は必ずや東亞新秩序建設の大業を達成し得るものと確信致すものであります。

終に臨み政府提出の豫算案に付きましては何卒速に協賛を與へられむことを希望致す次第であります。

質疑第二
二日の衆議院本會議は午後二時十分振鈴同十六分小山議長開會を宣し諸般の報告後國務大臣に對する第二陣として東郷實氏(政友中島派)登壇先づ支那事變勃發以來御稜威の下忠勇なる皇軍の收め得た偉大な戰果の上、東亞新秩序の礎石は置かれたものであると冒頭して支那事變處理問題ととりあげ

今日日本が必要とする處は實力の上立つ自主的外交の顯現である。現内閣に果して此の覺悟があるか實力の上立つ自主的外交の顯現に必要な前提條件は國防資源の充實である、殊に石油其他の重要軍需資材の第三國依存は國防の獨立性を全ふする所以でない、政府は國防資源の確保に關して特に國策を確立する意圖を有するや、更に近代戰は科學戰である限り國內諸般の體制の全面的改革を行ひ、聖業の完遂に必要な國家體制を整備する必要があると革新政策擧行の必要を力説し政治體制に言及し

現内閣は恰も現状維持的性格を有するかの如き感と與へてあるが遺憾である、何故現内閣は各般の革新政策を提げて大膽に其の是非を新論に問ふ勇斷に出でなかつたか事變勃發以來の内閣が何れも戰時體制下に於て財政經濟其他の政策を立案するに當つて多く机上の理

論に備してゐる、物價政策を中心とする生活必需品の問題は檢討を要する、殊に米は速かに國家的配給制度を斷行する必要がある、現内閣は此の重大問題を如何に處理せんとするか

次で通貨膨脹、購買力の増大、生活必需品の不足によるインフレ防止策等に論鋒を移し

國力創建の目的を達せんとするならば須らく戰時經濟體制の根本的建直しを斷行し物動計畫に革新を加へて重點主義を徹底し、國家は一貫せる計畫の下に勤勞制度を創建することが現下の急務である、十五年度豫算は實に前代未聞の尅大豫算である、陸軍大臣は昨年末直轄部隊長會議に於て極力節約すべき旨の訓示をなしたが之は獨り陸軍のみ問題ではなく豫算全體に對する政府其のもの執るべき態度である、果して政府に其の用意ありや

と質して後、更に轉じて政治機構問題に移り

強力なる政治は、強力なる政黨の基礎の上に立つて結成されなければならぬ、然るに最近數次の内閣は全く之と相反して何等強固なる政治的基礎に立つことなく、又急造の寄木細工である、かくては輔弼の重責を果すことは不可能である、殊に最近政治の推進力が一般國民より遊離し、爲に政治の貧困と不統一を極め、國論は歸一するところを知らないのである

と述べれば、民政黨側より彌次笑聲と拍手が起る

現内閣は此の強力政治擧行に對し如何なる見解を持つてゐるか

米内首相 外交については政府は嚴として自主的立場に立つて國交の調整を圖る方針である、現内閣が現状維持であると云ふお話であるが、政府は鞏固なる決意の下に斷ず時局の解決に進む覚悟であつて改めるものは改めて行へ、政治運用の根本については憲法に基き強き政治の行はれるのを期して居る國民に協力を求めるのは強い政治を行ふ所以と考へてゐる

有田外相 歐洲問題に對する我國外交方針は不介入であつて専ら東亞新秩序の建設にある、而も世界平和に寄與せんとするものであつて國際關係も自主的に處置する事は意圖してゐる、そして其の外交はあく迄も公明正大を主眼とし正を踏んで恐れない事である

藤原商相 統制經濟の方法については具體的に考慮した結果戰時體制を調へ低物價政策を堅持するが最も必要と思ふ、石炭其他重要物資の値上げは低物價政策と矛盾するからあく迄現内閣は値上げをしない、國民生活必需品についても同様の方針で進みたい、低物價政策の遂行に當つては出来るだけ民間の聲を容れ摩擦を少くしてやつて行きたい

櫻内藏相 豫算の實行は慎重に考へる、其の遂行には資金の回收と消費の節約を重點として統制經濟の調整を圖る

齋藤隆夫氏(民政) 登壇 事變勃發以來二年有半を閲し内外問題益々多事なる時、先般の政變によつて米

内々閣の出現を見た、米内首相は組閣當初種々方針を述べられたが之はまことに抽象的なものであり一日の施政方針演説の内容も亦同様である

先づ自分は第一に支那事變處理問題に關し政府の所信を貫したく思ふ、一體事變は何時迄續くのであるかどう處理して行かうとするのであるか、この點をはつきり國民に知らすと同時に支那事變處理の範圍と内容につき政府の明確なる方針を聞き度いと考へる

と質問の骨子を提示して詳論に入り今次事變の根本原因は日支兩民族の相互に對する認識不足によるものであり又當時の日支間の情勢は衝突の必至形勢にあつたものであるが事變解決に當つてはかかる相互間の根本的な事變勃發の原因を排除せねばならぬと思ふ、同時に事變によつて失はれた我が同胞の尊厳を忘れたる事なく忠勇義烈なる國民の偉大な力の基礎となつて今次事變の輝ける戦捷が得られたものである、この嚴然たる事實を根柢として事變處理を考へねばならぬと思ふが政府の所信如何、又自分は事變處理の大綱とされてゐる近衛聲明にはいさゝか所存を異にする所がある、而して反對の點は同聲明に於て(一)支那の主權尊重(二)領土、賠償金を要求せず(三)經濟提携(四)支那に於ける第三國權益を制限せず(五)内蒙を除く他の地點より撤兵する、と驅つてゐる事により、然しながら既にこの聲明は變更し得ない即ち近衛聲明のより從つて新政權樹立が具體化し

た以上はこれを支持する我國としても亦同聲明を絕對に變更し得ない事は論を俟つてもない、そこで自分が質ねたいのは以上五點に亘る近衛聲明の重要な項目につき政府は如何にこれを解釋してゐるかを質し度い、次に「東亞新秩序」と云ふ言葉が最近頻々と使用されてゐるが、この言葉の觀念は具體的には何を意味するものであるかを尋ねし度い、現に外相も一日の演説中に新秩序なる言葉を引用してゐる、一體新秩序とは何か汪聲明によるこの言葉の内容と思はれる解釋に(一)善隣友好(二)共同防共(三)經濟提携、の三點が擧げられてゐる、新秩序とは果してこの三項目を意味するものなりや、これと關聯して伺ひたいのは昨年十二月十一日附で發表された興亞委員會の「東亞新秩序要綱」と稱する答申案の内容は極めて難解で私共實際政治に携つてゐる者には一理解し難い、東亞新秩序建設はこの大事變の目的であるに拘らず特に委員會を設けて研究しなくてはならぬといふことは何れも理解出来ぬ、何故に興亞院は特に委員會を設けてこれを研究せねばならぬか承はりたい

米内首相(速記) 答へ致します、支那事變處理に關する帝國の方針は確固不動のものであります、政府はこの方針に向つて邁進するつもりであります、戦争と平和に關する御意見はよく拜聴致しました以下具體的問題についてお答へ致します、支那の新中央政府に關する帝國の態度如何、かう云ふ御質問であります、汪精衛氏を中心と

する新中央政府は東亞新秩序建設につきまして帝國政府と同じ考へを持つて居りますから帝國と致しましては新政府が眞に實力あり且つ國交調整の能力あるものであるといふ事を期待致しましてその成立發展を極力援助せんとするものであります、その次に新政府樹立後これと重慶政府との關係如何といふ御質問であります、新政府が出来上りまして差し當り重慶政府と對立關係となるといふことは已むを得ないものと考へて居りますが、重慶政府が速かに解體致しまして新政府の傘下に入ることを期待するものであります、次に國內問題であります、政府は東亞新秩序建設の使命を全うせんがために鞏固なる決意の下に手段を盡して支那事變の解決を期してゐる次第であります、この興亞の大業を完成致しますためには勞務、物資、資金の各方面に亘りまして戰時體制を強化整備致しまして國家の總力を擧げて本問題處理のために全力を集中することが肝要であります、それを爲すためには眞に舉國一致確固不拔の信念に基き議會と國民との協力を得ることが必要であると存するのであります

櫻内藏相(速記) 近く成立せんとする新中央政府が財政並に經濟上に於て果して實力があるかどうか、之に對する帝國政府の考へ方は如何といふことであつてこの點につきましては我々は深く考慮致しまして日本と致しましては出来る限りの援助を致しますと同時に汪精衛氏の政權は自ら財政經濟を處理して行くだけの力を有するに至るものと期待致して居る次第であります

次いで柳川興亞院總務長官より興亞委員會に於ける「東亞新秩序の根本」原理解は今後も續けてゆく考へてある旨を述べ、答辯を終るや民政黨より「質問繼續」の怒聲飛んで場内しばし喧嘩を極めたが議長散會を宣し午後五時三分散會

齋藤隆夫氏に附せらるる三日の衆議院本會議は齋藤隆夫氏の質問演説によつて捲き起された紛擾のため定刻より遅れること實に八時間一日以來滿員續きの一般傍聽席は齋藤問題の盛況を受けてか前日にも増す大入りで坐り續けて開會を待ちわびてゐる數次に亘る各派の折衝代議士會の討議も經つて午後九時四分に至り開會傍頭小山議長より前日の齋藤氏の質問演説に關し

この際一言致します、齋藤君の昨日の御演説については當時議長はその發言の一部につき取消の勸告をいたされたのであります、取消までには至らなかつたのであります、議長としては慎重を期するため速記録を調査した上、處斷致し度いと思ひ散會後速記録を閲覽致しましたところ時局關係の記事差止事項に當るものと思維しました結果、議長に於てその部分を削除致しましたそれは寔に遺憾に存じます、その際この處置を議長に於て採らんとする旨を議場に於て豫め宣告致さなかつたのは遺憾に存じます、尙これは將來の先例と

三 齋藤隆夫氏に附せらるる三日の衆議院本會議は齋藤隆夫氏の質問演説によつて捲き起された紛擾のため定刻より遅れること實に八時間一日以來滿員續きの一般傍聽席は齋藤問題の盛況を受けてか前日にも増す大入りで坐り續けて開會を待ちわびてゐる數次に亘る各派の折衝代議士會の討議も經つて午後九時四分に至り開會傍頭小山議長より前日の齋藤氏の質問演説に關し

この際一言致します、齋藤君の昨日の御演説については當時議長はその發言の一部につき取消の勸告をいたされたのであります、取消までには至らなかつたのであります、議長としては慎重を期するため速記録を調査した上、處斷致し度いと思ひ散會後速記録を閲覽致しましたところ時局關係の記事差止事項に當るものと思維しました結果、議長に於てその部分を削除致しましたそれは寔に遺憾に存じます、その際この處置を議長に於て採らんとする旨を議場に於て豫め宣告致さなかつたのは遺憾に存じます、尙これは將來の先例と

致さないつもりであり、昨日の齋藤君の演説は時局に鑑み議長は甚だ遺憾に存する次第であります、議長と致しましては刻下の情勢上その影響するところ甚大なるものありと認めますから審査の爲齋藤君を懲罰委員に附しますと宣したが大及び時局同志會より「議長は責任をどうする」との怒號亂れ飛んで場内喧騒を極めてよく聞きとれぬ、議長は直ちに米内首相の發言を許し

首相政府所信を闡明 米内首相登壇

昨日日本議場に於て齋藤君の支那事變處理に關する御質問に對し政府の所信を闡明いたしましたが事重大でありましたから尙こゝに重ねて政府の所信を明確に致します、即ち支那事變處理に關しては既に決定せられたる確固不動の方針であります、此の根本方針に則り鞏固なる決意の下に手段を盡して時局の解決に一路邁進する考へてあります

と政府の所信を闡明

陸相所信表明

次いで畑陸相、陸軍と共しての所信を今次事變の目的は容共抗日政權を潰滅して東洋平和を回復し日滿支三國の善隣友好、共同防共、經濟提携を具現し以て東亞の新秩序を確立して陸國以來の國是たる八紘一宇の大理想を顯現するにあり、これ蓋し聖戰と稱せられる所以でありまして弱肉強食を本質とする所謂侵略戦争と根本的に其の類を異にしてあるものであります、其の來る可き東亞新秩序の惠澤は拂れたる物心幾多の犠牲を償ひて剩すなきを確信するものであります、在支百萬の皇

軍は固より全陸軍の將兵は擧げて此の信念の下に各々其の任務を盡し聖戰の完成に邁進致して居ります、而して又十萬の英靈は此の信念に殉じて從容死地に就き事變處理の根本方針に關しまして一抹の疑義をも存せざることを茲にはつきり申し置いて置きます、然るに今日に至りまして尙且事變の目的に關し兎角の疑義あるをみましますは眞に遺憾に堪へざる處であります、茲に改めて所信を明かにする次第であります

海相所信表明

更に吉田海相は海軍に於きましても陸軍大臣より只今宣明せられましたと全く同様の信念の下に此の聖戰に従事し事變處理に邁進しつゝある次第であります、各各方面に於て此の點に關し疑義あることは影響する處重大であると思ひますので茲に右の次第を明言致しておきます

と海軍の所信を明かにし斯くて

も紛糾を重ねた齋藤氏の失言問題も

同氏を懲罰に附することを決定して

九時十二分散會

質疑第三日

第二週に入つた五日の衆議院

本院會議は午後一時十二分開會齋藤問題でもみ抜いた緊張の跡をたゞよはせ議席も何とな殺殺氣を孕み傍聴席も會議連日のごとく興味を惹かれてか大入り満員である、諸般の報告あつた淺沼稻次郎氏(社大) 議事進行に關し發言を求め自前より齋藤氏の演説に關し三日小山議長より釋明があつたが我々は之を承服する事は出来ぬ此の際我々は同

問題に關して一應こゝに留保するが他日之に關して更に議長の措置を明らかにすべき態度をとる旨をこゝに明確にして置く

と述べ、これに對し

小山議長 齋藤氏の問題に對しては

三日議長が釋明せる通りである、

御諒承を乞ふ

と簡單に答へ

追加豫算(第一號)成立

次で議事日程を變更して同日午前中の豫算總會

で可決せる(一)昭和十四年度歳入歳

出總豫算追加豫算案に關し三土豫算

委員長より委員會の経過を報告賛否

を起立に問へば議員起立滿場一致で

委員長報告通り可決次で松野鐵相よ

り過般大阪近郊に於て發生せるガソ

リンカーの顛覆事件につき事件の内

容及び關係官廳の判れる處置に關し

て別項の如く詳細報告をなし

質疑續行 次で國務大臣の施政方針

演説に對する質問演説を續行

大口喜六氏(政友会)原派登壇 支那

事變處理に關して米内首相は一月

組閣後の演説でその大要を述べて

あるが、問題はその具體的方法

論にある、首相は如何にしてこれ

を遂行せんとするのであるか、生

産力擴充をその方法の一に擧げて

あるが首相の言ふ生産力擴充は如

何なる内容のものであるかを明瞭

にされたい、現に政府の企畫しつ

つある生産力擴充四ヶ年計畫は十

等來たす重大原因となつてゐる例へば石炭の不足などもこの政府生産擴充の不均衡性に基くものではないか

圓系通貨と圓ブロック貿易

貿易關係も政府の發表によると極めて

關係の様に差し引いて考へると

約四億圓の輸入超過を示してゐる

支那に於ける圓系通貨と法幣との

關係も新中央政權樹立後には如何

に取扱ふ心算か、この關係がシツ

カリと決まらぬ間は圓ブロック間

の一般貿易關係なども改善され様

管はない、又支那に於ける政治の

基本的な調整は望むべくもないで

はないか、又貿易の振興は輕工業

特に纖維工業の發展をまたねばそ

の期待はなし得ない日滿支經濟の

綜合計畫に關する政府の具體案は

何處に重點を置いてゐるか、次に

藤原商相は過日來の答辯に於て

「民意尊重」をしきりに唱へて居

られるが昨秋來政府の採つた經濟

諸方策は商相の言ふ方向とは全く

逆な形に於いてしか行はれてゐな

かつたのである、商相はこの「民

意尊重」を如何なる形で實現せん

とする心算か、物資の充實低物

價の徹底化等の上にて商相が抱

く具體案を明瞭に聞かせてもらひ

度い、又物動計畫に就いては企畫

院がその編成に當つたと聞いてゐ

るがその内容は明らかにされてゐ

れよりは運用に新しい工夫をしては如何、更に農村問題に就いても政府の施策は當を得てゐない、食糧政策等も配給關係の不整備から不測の醜狀を曝してゐる、又蠶糸に就いても根本政策を樹立すべきである

次いで電力問題に移り

あれ程低廉豊富なることを誇つ

た電力國家管理の結果が今日の如

き電力不足を來したの一體如何

なる譯か、政府は旱天を理由とし

て居るが雨の降らぬのは今年ばか

りでない、政府の管理の裏に重要

な理由がありはせぬか、選相はそ

の實相を示され度い

と述べ最後に政府の態度に就いて

重大時局に處しもつと確固たる力

と肚を以て對處されん事を望む、

官僚獨善を排し國民の前に胸襟を

開き我々と緊密に手を握つて進ま

れ度い

と希望して降壇

米内首相 生産力擴充は現下の狀況

に鑑み石炭、鐵など基礎産業並に

重要な物資に基礎を置いて處置を

講じてゐる

藤原商相 私も在野時代には大口君

と同じ説であつた、生産力擴充に

ついて實行に當つて調整を加へて

時局に即應せしめ一般産業にも壓

迫を加へぬ様やつて行く心算りて

ある、國民生活の安定に就いては

出来る限り留意する物價政策に就

いては適正價格を速かに制定して

低物價確保に努める、之も實際に

即應し徒に理論を究める事に墮す

る事なく實行重點主義をやつて行

くがその實行に際しては出来るだ

け業者と膝つき合せて實情を反映

させて行く様に努力する、貿易政

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策

策に就ては其振興上出来るだけの工夫をする(此時社大席を中心に猛烈な野次飛んで答辯糾然せず)

櫻内蔵相 圓ブロックに於ける我が支那の貿易、通貨關係に就いては支那の通貨調整が第一であるが先づ聯銀券の價值維持が第一の問題であり之は日本の援助に待つ處多

い、支那が將來輸出の根幹となる物品を助長せしむる爲に日本が出来るだけ援助發展せしめる方針でやつてゐる、支那側通貨は新中央政權樹立後に新中央政權の對策に待つ可き點が多い、豫算は物と腕み合せて其の實行の圓滑を期し度い

島田農相 農産品確保に就いては肥料の増産を關係當局とも連絡して計畫し不安なきを期し度い、各縣ブロックによつて配給の不圓滑を生じたことは甚だ遺憾であつた、之を出来るだけ排除する様に努力する、爾價に就いては内地用生糸の糸價安定を圖り之を基礎に總べての爾價維持を期し度い

勝遜相 電力不足に就き濁水以外の原因があるか否かに就いては詳細の事は調査の上他日に譲るが今年の濁水は世間が輕々に考へてゐる様なものではないと言へば「輕々と何だ」と滿場騒然と遜相を瀾次る爲答辯は聞きとれない

大口氏登壇 政府の答辯は満足出来ぬ、私の問はんとする處は現下の經濟統制を往らなる一方的な官僚統制だけではなく産業全般に亘る國家の全體的な統制形態に入らねば日本が企圖する如き東亞新秩序の建設を具體化することは至難で

はないかと言ふ事を聞いたのだ今日迄の歴代政府が消極一方の統制でやつて来た事が今日の失敗を招いたのである、もつと積極的にやる覺悟を持たねば十萬の生命を犠牲にして迄敢行した事變の目的は失はれて仕舞ふではないか、聯銀券の維持に就いても蔵相の答辯は全く無内容だ如何に其の維持を圖るかの具體策を今少し眞剣に誠意を以て答辯せよ

藤原商相 貿易政策に就いて先に述べたのは臨時緊急の處置に就いては産業の原動力たる石炭不足を何より第一に充足せしめねばならぬと言ふ點であり之を出来るだけ努力して来た、貿易振興も先づ此の應急の問題を解決して其の後に着々と輸出力増大への具體化を圖り度いと考へる

櫻内蔵相 聯銀券の維持は日本として努力せねばならぬ處であるが具體的には新中央政權樹立後之と種々連絡の上出来るだけ其の維持に努め度いと云ふ意味で答へたのである

以上で大口氏の質疑に對する答辯を打切る

小田議長より 先刻勝遜相よりの答辯中「輕々なものではない云々」とあつた點は遜相より取消の申告があつた點は旨通告、次ぎの質問演説に移つて来

穀肥料問題 高田松平氏(民政)登壇 昭和十五年産米の價格は之を引上げるのか米穀統制法によれば本年度の價格を引上げなければならぬのであるが政府は如何に考へてゐるが、此の點を明かにするこ

とが國民の不安を一掃する上に極めて重要であると考へる、政府は移出米を買上げて配給を圓滑にする必要がある、政府は米穀國家管理に就いて明確なる判断を持つてゐるか

と述べ次いで米穀政策に移り政府は臺灣第一期米を出来るだけ早く内地に移入すること並に内地に於ける早揚米を増産することに就いて如何なる見解を有してゐるか、今日食糧が著しく不足してゐる原因を求めれば昨年の早害のみでない、事變によつて米の消費が頗る増大した事に重大な原因がある、此の點に關する政府の對策が不徹底であつたと思ふ、外米の輸入によつて今年に於ける端境期は突破出来たとしても大體輸入に依存しなければならぬことは國家の爲め極めて憂慮に堪へない、速かに日滿支を通する米穀計畫を確立して自給自足を圖ることは緊要である、更に食糧増産の方法としては河川、敷地、有水地、國有林等の開墾に適する所は農民に拂ひ下げ或は貸下げをする意思はないか

更に轉じて肥料の統制に及び政府は無額質肥料に對してはその價格の昂騰を抑制してゐるが有額質肥料の價格は騰るに任せてゐる現在之を九・一八價格に比較すれば約五割方の騰貴を示してゐる、政府措置は片手落ちの感がある

と述べて拍手裡に降壇、答辯の爲島田農相登壇 詳細なる事項に就いては暫くかすに時日を以てする様御願ひする、其の場限りの答辯をする事は差控へなければならぬ

小磯首相 臺灣に於ける第一期米を早く移入することに就いては充分なる考慮を拂つてゐる、臺灣米の管理については總督府に於て米と砂糖との關係を充分眺み合せて對

策を樹てゝある、臺灣に於ける米と砂糖は同島に於ける重要産業であつてその價額も密接な關係があるので双方對照して考へることは止むを得ない

と答辯すれば高田氏議席より再質問

藤原商相登壇 農作物資に關する點については追つて他の機會に取調べの上詳細に述べる

と答へれば高田氏尙不滿なりとして三度登壇して質問を續け商相に具體的なる答辯を迫つて降壇

藤原商相 物動計畫に必要な修正を加へて目下議を進めてゐる

木暮武太夫氏(政友中島派)登壇 賢惜しみや買留めが横行するのは政府が恃みにならず、國民一人々々の生活は國民各自が守つて行くよりに外に仕方がないと言ふところから生じる現象である政府は斯うした國民の心配を除く様努力せねばならぬ、首相の見解如何國民の信頼を得るためには在來兎角非難的となる官僚の秘密主義を考へなほす必要がある、依らしむべし知らしむべからずでは國民の眞の信頼などは得られぬ、官民一體となつて統制經濟強化の實績を擧げて行くための首相の具體案を示せ

と官民一體論を冒頭に財政論に入り藏相就任前の櫻内氏はその所論に依つてデフレ政策就任後はその主張を變更されたかに見え、櫻内蔵相の眞意は奈邊にあるのかその點を明確にされ度い、又本年度豫算はその實行上種々の支障あることが豫想され實行豫算の編成は必然

と述べ降壇、次いで兒玉内相登壇 河川敷地の利用に就いては既に充分留意して實施してゐる

と述べ降壇、次いで小磯首相 臺灣に於ける第一期米を早く移入することに就いては充分なる考慮を拂つてゐる、臺灣米の管理については總督府に於て米と砂糖との關係を充分眺み合せて對

策を樹てゝある、臺灣に於ける米と砂糖は同島に於ける重要産業であつてその價額も密接な關係があるので双方對照して考へることは止むを得ない

視されてゐるが蔵相が節約によつて此の支障を排除して行くこと云はれる「節約」の具體的内容を示して貰ひ度い、此の豫算の節減が事變處理遂行上の國防費の上に影響を與へるやうなことはないか、政府の生産力擴充計畫は徒らに無策の計畫であるに止まり産業の基本的な編成費へを土臺としてゐないこれは却つて政府の企圖する事が實現する事によつて産業界の混亂を來す様な結果になりはせぬか又購買力の吸収に就いても強制貯蓄其の他所得の源泉を衝く徹底的な施策を行はねば其の回収は困難と考へる、此の點を蔵相は如何に考慮されるか同時に消費統制を行ふ上で將來切符制を斷行するか否かに就いても明瞭な政府の意圖を示され度い

と統制經濟の公式論を振りかざして政府の財政經濟政策を質し悪性インフレーションを警告して物價對策に入り低物價政策を堅持して悪性インフレーションを抑へるための政府の具體策は何處に重點を置いてゐるのか、尨大な購買力の放散を其の儘にして置いて物價不足の現状に低物價政策を堅持することは極めて至難であるが政府は何處に成算を有して低物價政策を実施せんとするののであるか、我々としては此の對策は生産消費配給の完全なる計畫化に待たねば實現不可能と考へてゐるが政府の所見如何、而して此の計畫實現の爲には在庫品其他一切の物資の状態を知る爲の調整が必要と思ふ、政府の對策如何と統制經濟の計畫化と強化を主張し次いで商相に鉾を向け石炭其の他の重要物資の増産に就き具體的成案ありや否やを質した後

中小商工業問題 中小商工業は最近の生産力擴充計畫遂行の餘波を受けて其の影響の低劣性から次第に潰滅の悲運を辿りつゝある、中小商業救済政策として小賣商の免許制が考慮されてゐると聞くがかかる對策は餘りにも皮相な考へである

米内首相 經濟統制を強化して國民の信頼を得るため政府は一定の方針に従ひ敏速に處理して行く考へである

櫻内蔵相 私は今日迄一度もデフレ政策などを主張したことはない、豫算は出来るだけ節約して實行して行く考へである、悪性インフレーションは凡ゆる角度からやつて行くが其の一手段として出来るだけ豫算を節減して行くのである、併し之は生産力擴充、貿易振興を阻害する方向でなされるのではない、實行豫算は今日只今の處では作るつもりはない、出来る限り現在の豫算で實行して行く考へであり其の範圍内に於て節減するのであるがそれが國防に重大な影響を及ぼす事のない様に種々按配して行くつもりである、木暮氏の提案する如き長期据置貯金制度特殊の社會保險制度の如きものの外通貨の回收購買力の吸収に就ては何等か新たな構想工夫を廻らすべく目下慎重研究中で今議會に提案したい考へである

生活必需品確保に奨励金考慮 重要物資の供給を確保するため奨励金、補助金の如きによる方法はできる限り避けたいが生活必需品の如きものは其の必要ある場合が考へられる、しかしその場合に於ては之が財源を公債に求むる事も別段差支へないと考へてゐる、物資の配給を圓滑にし且悪性インフレーションの對策として消費の統制を強化する必要が考へられるが此の方法として切符制度を採用する場合には慎重なる準備を行つた上實行する必要がある、生活必需品の供給確保を計ると共に薄給生活者の生活を保護し物價騰貴の脅威から之を保護する爲にも慎重對策を考究してゐる

藤原商相 生産力擴充が飽和點に達してゐるとの見解には同感である併し此の生産力擴充は如何なる點よりしても増大せしめねばならぬ此の爲資材供給を圓滑にすると共に凡ゆる努力の下に生産方面と圓滑な状態を圓滑にするの樣努力をなし、同時に鐵工業方面の「總力委員會」と云つた機關を設けて我が鐵工業を世界的水準に迄高める意圖を持つて居り、此の委員會設立のための豫算を提出しその實現をはかつて居る、中小工業對策としては組合や資材配給の圓滑等を圖ることによつてこれに對處し、中小商業者にはその免許制實施に於てその地位の確保と關取引の絶滅を期したい、石炭問題は度々云つたやうに總ての點から見て産業上最大の問題であるのでその増産並びに當面の供給力確保に努力して居り、又恒久的措置の確立にも折角努力中である奨励金その他によつてその生産を確保することには考慮してゐるが石炭の國家管理などについては今俄に賛成し難い

と答へ午後六時二十三分散會

ガソリン・カノール覆事件鐵道説明會

△事故概要 去る一月廿九日午前六時五十五分頃、西成線、即ち大阪、櫻島間で其の線の安治川口驛構内に於いて「ガソリン」動車三輛連結の列車の最後部の一輛が脱線、顛覆し同時に「ガソリン」に引火し死亡一八七名、重傷傷六十九名と云ふ多數の死傷者を出した、鐵道省は未だ會て其の例を見ない大事故で洵に哀悼に堪へず、恐縮に思ふ、而も此の犠牲となられた方々が時局上須要なる産業戰線の勇士なので遭難者各位に對する私情は勿論のこと國家にとつても大損失なるを痛感致す次第である

△應急處理 事故發生するや附近の驛、線路丁場等に居つた鐵道職員は勿論之を總動員し尙前部の二輛に乗車して居つた附近の工場勤務の従業員、消防署、警防團、青年團、國防婦人會等の應援を得て直ちに消火に努め且死傷者の救出收容に當つた、負傷者は早速最寄の病院に收容の上手當を加へ、又死亡者に對しては驛構内に天幕張りを急設して取扱へず此處に收容し納棺の上附近の寺院に安置した、事故發生の報に接するや即ち運轉局長を係官と共に現地に急行させ實情を調査し取敢へず弔問並に御見舞を申上げた、續いて一月三十一日朝運轉局長の歸京報告を俟ち更に宮澤政務次官を大阪に向け大臣代理として弔問、御見舞並に關係會社工場への挨拶を申上げる事とした

△事故の原因 事故發生以來鋭意各般に亘り慎重詳細に調査の結果、次有田外相より午前中の貴族院に於けると同様淺岡丸事件に關する解決に

より櫻島驛に向つて進行し安治川口驛到着直前、構内第十一號轉轍器を運る際前部の二輛は無事に通過し將に三輛目の車輪も通過し終らうとした時、信號掛は全列車三輛共完全に通過し終つたものと誤認し信號機を操作し而して轉轍器を側線に切替へた、併し實は三輛目の車輪の後方の車輪は未だ轉轍器を通過し終つてゐなかつた爲、第三番目の車は兩線に跨る様な状態となり遂に脱線分離し、次で附近の踏切の敷石に激突し其の衝動に因つて左側に顛覆するに至つたものと認めれる、其の異常な衝撃に因つて車輪の下部に取着けてある「ガソリンタンク」が破損し洩れ出た「ガソリン」に引火して一瞬一面の火となり而も朝の通勤時のこととて非常に澤山の人を乗せて居つたのであるの様な大慘事を招いて了つた

△善後對策 鐵道省としては遭難者並に遺族の方々に對しては能ふ限りの弔慰の方法を講ずべく目下折角其の議を進めつつある、一方通勤混雑時に於ける輸送方法今後の車輛設計等に就て根本的研究を進め再び斯等の事故を繰返す事のない様萬全を期してゐる

尙西成線電化計畫は昭和十五年度より工事着手豫定となつて居るが本事故に鑑み更に之が成果を促進することゝしたい

六 質疑第三日

國務大臣の演説に對する最後の質問を展開する六日の衆議院本會議は午後一時十七分開會小山議長開會を宣し於時

至る迄の外交々々渉経過を報告之に對する質疑を省略次いで國務大臣の演説に對する質問に入り河上丈太郎氏(社大)登壇先づ現内閣の性格が現状維持傾向を有するものであることを指摘し諸般の政策遂行には「國內改革の断行が前提條件である」ときめつけ論を進める

國內改革断行が前提條件

我が國の事變處理は近衛聲明が基本であつて此の點に關しては國民の間に何等の異論がない、支那新政權との和平條件の基本原則は此の近衛聲明の具體化したものであらうと思ふ、然らば政府は宜しく差支へない限り於てこれを全國民の前に公表する意思はない、併し乍ら汪政權の成立は事變處理の一段階を劃するだけであつて事變の最終的解決は重慶政府の潰滅を必要とするものである、政府は如何なる見透しを有してゐるか

濟不安、物資供給不安は局部的な官僚統制の弊害である「乏しきを憂へず均しからざるを憂ふ」精神こそ戦時下に於ける政治家の心構へであり此の精神を以て明日に處し、國民の生活に不安のないやうにしなければならぬ、國民生活の安定の最低の生活確保の方策として(一)下級官吏俸給生活者労働者に對し家族手当を支給する事(二)股販産業の剩餘利潤を主財源として厚生保險制度の實施(三)小作料の適正化(四)小賣などの免許制(五)離職者に對する國家保障に對する政府の所見如何物價政策は戦時經濟の中心を爲すものであるが歴代の政府の方針は動搖混亂してゐる、米の專賣、石炭の國家管理は緊急を要するものであるが、政府の方針如何、利潤制限經理監督を實行する意思はないか、百億豫算の實行こそ悪性インフレーションを誘發する危険なしとしない

政府は之が防止の爲に如何なる方策を持つてゐるか、物資の生産増加或は所要物資の徵用に斷乎たる處置を執らなければ前途に大きな危険が横たはつてゐる、斯くの如き膨大豫算の消化には現在の經濟機構を改編することが悪性インフレーションを防止する方策である、政府は如何なる見透しを以て前内部閣の豫算を踏襲したか其の理由を明示されたい、労働力の伸張は生産力擴充に不可欠の要件であり國防計畫遂行に重大なる關係を持つてゐる、政府は單に其場限りの勞務動員に終始せず計畫的に日滿支經濟計畫に對處した勞務動員計畫を樹て労働者を國家産業の強力なる基礎として編成すべきである、この觀點より労働者に對し(一)待遇改善(二)災害防止(三)救済方策確立(四)質的向上を圖る(五)失業對策の五點に關する根本策を速刻樹立する必要がある、事變勃發以來各地に鑛山労働の災害が惹起してゐるが政府は之に對し如何なる防止對策を持つてゐるか、政府は低物價政策を實現すると云つてゐるが最近の實例に徴すれば低物價政策から次第に高物價に變つた、前内部閣は中央物價委員會に於て決定せる物價統制大綱を實施する意志が眞實にあるのか、政府は石炭の増産について獎勵金を出すと云ふが之は結局大資本家の利潤を徒らに増大するばかりであつて獎勵金を出しきへすれば石炭が出るかと考へる政府の意圖は何處にあるのか今日石炭が出ない原因は労働力の不足、物資の不足、單價が引合はないためである、この點に關しどう考へるか

最後に石炭國家管理問題電力對策などについて質し降壇
米内首相 支那新中央政府は不動の方針を決定して行く考へである、汪精衛氏との取極めは適當の機會に發表する、戦時下に於る國民生活の安定には全力を擧げて努力する有田外相 自主的外交の基礎は強力的なる經濟力であるが日本の經濟的基礎は一般に考へられてゐる様に薄弱なものとは思はない日米兩國の關係は今後極力我が國に有利な様に調整して行く、日本の外交は建國の大義に立脚してゐるものである、最近の國際的不公正な情勢を皇道を以て是正して行くのが道義外交である

物價騰貴手當近く具體化
吉田首相 勞務者の人格を認め其の光榮ある勞務を認める事は當然である、同時に勞務者も自己の使命を正確に自覺しなければならぬ待遇改善は時局下に於て充分とは云はれないが兎に角考慮を拂つてゐる、賃金も九、一八で停止したが之は止むを得ない處置であつて今後は適當に是正しなければならぬと考へてゐる、家族手当に就いては最低生活者に對し物價騰貴による手當を考へてゐるので近く具體的に發表出来るものと思ふ、工場鑛山に於ける災害防除に就いては最大の努力を以て當つてゐる今後更に一層此の方面に於ける災害の絶滅を期する考へである産業災害の犠牲者救済方法も共存共榮の理想に基いて政府は適切なる方法を考究中である、勞務者の訓練に就いては各擔當分野に於いて多數の熟練者を養成することに努めてゐるがこれ又今後其の題旨の充實を圖る、炭坑勞務者の移動防止に關しては國民生活安定の立場から年令制度も考へられるがこの點は折角考慮中である
櫻内蔵相 前内部閣の豫算を踏襲したのは大體に於いて妥當なりと認めながらである、併し緊急止むを得ざるものに就いては追加豫算でやるつもりである、悪性インフレーションを防止する方策としては消費の節約と民間に散布された資金の回收の二點に盡きると考へる
利潤統制強化
利潤の統制は今日の時局より見て

が揚る論鋒を外交問題に轉じ
東亞新秩序建設を目標とする我が外交は活潑自在なる外交を進めなければならぬ、自主的外交は結局經濟力である、此の經濟的基礎の確立に就いて政府は如何に考へるか、速かに日滿支經濟提携の精神に立脚する東亞經濟ブロックの確立が急務である、政府は國民に協力を求め國民から生れる組織を動員して自主外交の理論的國民的基礎を確立することに努める可きである

次いで國內問題に移り
内政問題の主眼は國民の生活に不安を與へないことである、今日社會一般に瀰漫する消費不安、經

も低物價政策の見地からも、また社會政策の點から論じて必要であつて物價委員會がこの點につき研究してゐるのもそのためである今日に於ても既に利潤統制と不可分の關係にある會社利益配當の制限を行つてゐる外重役賞與の如きに就ても政府として種々制限を設けてゐる、税制の上からも利潤統制を行つてゐるが今議會に提案した税制改革案も之が統制を強化すべく諸種の方法を講じてゐる

藤原商相 石炭の國家管理は考へてゐない、増産に就いては勞力の補充資材の配給等が重要であると思はる、中央物價委員會の答申に就いては實行出来るものから實行する方針である
島田農相 米の專賣に就ては今直ちに贊成することは出来ない、併し米の問題は此の時局下に於ては重要な問題であるから今後充分研究する

勝通相 日本發送電會社に就いては現在のところは直ちに可否を論ずることは出来ない、將來充分研究して見なければならぬ、以上河上氏の質問に對する答辯を終り次いで清瀨一郎氏(時同)登壇得意の法理論を以て淺間丸事件に對し批判的鋭鋒を向ける
清瀨氏 淺間丸事件に關し私の不審とする左の諸點を質し度い(一)本日の外相の淺間丸事件に關する報告以外に何等か發表し得ざる裏面事情なきや、即ち一月二十七日の英國よりの同答文接受が此の間英國と外務當局との間に何等かの談

合があつたのではないか(一)本年一月九日付を以て英國側から「敵國人たる十八歳以上五十歳迄の者及び特別の技術者は之を引致する」旨の通告に接してゐると聞いてゐる、之は我が軍令海戦法規第八十二條に反し又國際公法にも反してゐる、政府は何故當時に於てか、英國側の通告に嚴重なる抗議を發し外交交渉を開始しなかつたのであるか(二)更に前記の通告があつたのなら政府は何故獨逸人を乗船せしめてゐた淺間丸に對し無電其の他の方法で適當の指示をし我が國の中立權擁護の爲適切なる處置を執らなかつたのか、淺間丸は一月四日にロスマンゼルスを出帆して居り無電で連絡すれば何時でも連絡は執れた筈だ、政府の見解如何

以上で淺間丸事件の質問を終へ轉じて揚子江開放問題に入り

自分は揚子江の開放を速かに中止すべきものと思ふ、揚子江開放は野村前外相が日米外交の好轉を狙つて行つたものであるが其の後米國の對日感情は一向改善されては居らぬ、大體日米關係が揚子江開放等の媚態外交によつて打開し得られると考へることが笑止である自分が開放を中止せよと云ふのは法理的見地からではなく支那國に於ける新中央政府が近く樹立されるに當り其の新中央政府の主權にある内河航行權を日本が左右するが如き感を與へることは近衛聲明の大理想の上から云つても甚だ矛盾せることになりはせぬかと云ふことを恐れるからだ、寧ろ成立する新中央政府によつて此の航行

權を新中央政府に助力するもののみ開放する建前を執ることが妥當なのではないか、次ぎに政府は東亞の新秩序建設の建前からして東洋の國際的舊秩序たる九ヶ國條約の失效を關係各國に向つて宣言通告するの意志はないか、九ヶ國條約制定後ソ聯は外蒙古を自己の勢力下に收めて支那の領土保全を趣旨とする同條約が實質的に破られてゐるにも拘らず同條約はソ聯に對して何等の效力をも發揮してゐない、新秩序の體制は既に當時に於いて破られてゐるのだ、日本が現存九ヶ國條約の誓約に汲々と甘んじて其の不合理を甘受しつゝあることは不可解至極なことである、米國は通商條約の廢棄を「新事態の發生に即應する爲」と理由づけてゐる、若しも米國の理由が正當づけられるものなら日本も「新事態の發生に即應する爲」に九ヶ國條約を廢棄し兩國の公平なる國際關係裡に兩國關係の國交を調整した方が好いではないか、有田外相は平沼内閣時代此の九ヶ國條約の否定を匂はせるが如き談話を發表して居られる、あの氣持をもつと卒直に具體的に説明して行く道はないか

以上で外交問題に關する質問を打切つて國內問題に移り

長期戰體制に移つて以來聖戰の目的貫徹の爲凡ゆる角度から國內體制の刷新が要望されてゐるにも拘らず近衛内閣末期以來今日に至る迄政治經濟全般に亘りいさゝかの改善も行はれてゐないではないか平沼阿部兩内閣の如きは諸君御承知の如き無能振りで事態糊塗し去

つて今日に及んでゐる、かゝる状態で長期戦を完遂し得ると考へたら大間違ひである、諸般の統制の如きも徒らに形式に流れて其の實質的の效果は一つも擧つてゐない思想の貧困と云はんよりも寧ろ魂の貧困である、首相は過日來「不退轉である」とか「斷乎としてやる」とか「毅然としてやる」と仰言るが國民はこんな形容詞ではちつとも驚かぬ、もつと魂のこもつた内容の具體性を示して國民を啓發するのてなければ意味をなさぬ國民精神の作興も國民精神總動員中央聯盟の如き單なる形式的な仕事をやる事だけで發揮し得ると思つたら大變な間違ひである、政府は新局面に對處すべく民心を一新するため國內諸體制に根本的革新を斷行する意志なきや、その爲の新工夫を示せ

と皮肉の比喩を交へて國內體制の舊態依然たる點を指摘し

政府は又官吏制度については此の實際的な再検討を行ひ大改革を行ふの意志なきや、特に官吏の採用教育、吏道刷新、監察制度の確立等について改革を行ふ必要を痛感する、最後に今回の税法大改正に於て不法又は不當なる課税並びに徴收手續を是正する機構即ち救済制度について考慮をばらふ意志なきや藏相の所見如何

官吏制度改革必要

米内首相 國內諸體制の改革は事變處理に關する不動方針に沿つて善處する、文官制度は改正を必要と認めてゐる、具體案は特と研究する

有田外相 船會社への指令は勿論目

發的に行つた、九ヶ國條約廢棄は慎重に考慮研究を要する、元來揚子江は軍事行動の必要上之を閉ざして居つたものであるのですが十一月十八日に軍で軍事上の必要が緩和したといふ意味で此の開放を準備中であるといふ趣旨のことを聲明したのであります、野村外相はこの事實を米國の大使に知らしめてお話をしたことは御座いますがこの揚子江開放を以て通商條約改訂交渉の條件にしたことはあるべきでないかと考へて居ります

櫻内藏相 税制改革に際しては救済制度の實施を充分考慮する、稅務相談所の新設などによる處置なども考へてゐる

船船廠廢棄は最後の處置

吉田海相 (本社速記) 淺間丸事件に關しましては當時の情勢に於いては護衛といふ兵力を行使する措置は未だ必要でなかつたと認めて居ります、今日に於てもその通りでありまして中立國の船舶が公海たる海洋を渡つて各地に通商貿易をするその場合にもし或る不法國がありまして何か我が國に對し、今回の様な不法行為をするといふ風な事を豫期しまして、それに護衛をつけるといふことは通念ではありませんが、然し乍ら最後の手段として使ふことはあります、今回の様な事件の時それは必要でないといふことだ、米國と外交するのに米國のお氣に入り外務大臣に於て、昨年の八月下旬にドイツは獨ソ不可條約を結んだが、ドイツとの間は防共協定があり、防共協定の裏に密約があつたか、防共協定の裏に密約があつたか、防共協定がある以上は、ドイツがソ聯と不可條約をする時分には日本に

といふ解釋を採つてゐることを特に御承知願ひ度いのであります

清瀬氏再登壇、次の如き外交裏面暴露談を行つた

外務大臣のお答へはいかにも承服出來ない、揚子江の問題は條約に關係があるかないか、軍の作戦がどうであつたかは私の質問の論點ではない、汪兆銘政権が出来るんだから、このまゝ渡すかどうかといふ事である、私が遺憾に思ひます事はどうも外務省のやり方はいはゆる親英親米である、昨年七月廿六日に米國が日米通商航海條約廢棄を通告して來たことに向つてをらぬ、本年の一月九日英國からは公式に拉致をいうて來たが矢張り抗議してをりません、英國がさういつてゐる、それから遺憾の意の表明は最初の抗議になかつたといふことはチンバラレンがいつてゐる、英國の新聞を御覽なさい遺憾ぢやないといつてをりますけれども政治的考慮はするといつてゐる、廿七日に遺憾の意を表明してゐるといふことは斷じて嘘です坊間傳へるところによると、前外務大臣野村さんの御就任になつたことは米國に知合ひが多いからだと云ふことだ、米國と外交するのに米國のお氣に入り外務大臣に於て、昨年の八月下旬にドイツは獨ソ不可條約を結んだが、ドイツとの間は防共協定があり、防共協定の裏に密約があつたか、防共協定がある以上は、ドイツがソ聯と不可條約をする時分には日本に

内示があつてしかるべきものだ、しかるにリッペントロッツ(獨外相)が大島大使に断りに来ていふには、それは誠に相濟まなかつたけれども日本の方へソ聯と條約を結ぶ事をいふと不思議なことには英國の方に筒抜けになる、とかういつた、あなたもお開きでせう、私は大島君自身から聞いた、リッペントロッツはさういつた、日本の外務省に機密をいふとそれは直ぐにクレイギー(英大使)に洩れてクレイギーからハリファツクス(英外相)に傳へられて行く、これは嚴然たる事實だ、いつたいこんな外交がありませうか

更に私はこゝで實に遺憾に思ふのは日本の内閣が倒れて次に出来る内閣は米内さんが宮中に召される瞬間までは日本人は誰も知らなかつた、しかるに英國系の新聞にはすでに十二月の末日に米内さんが次の總理大臣だと書いてある、この文章はウエルインフオームド・サークルス(消息通)では次の首相は元海軍大臣米内アドミラルであるといふことがわかつてゐると書いてある、ウエルインフオームド・サークルスといふのは英國の方では外務省のことをいふ、外務省では外務省の事をいふ、英國は外務省情報部発表とはいはないウエルインフオームド・サークルスとかういつてゐる、ウエルインフオームド・サークルスといふのは實は九段のクレイギーの所(英國大使館)なんです、阿部内閣は駄目だから次は米内だといふことはわれわれ日本人は知らないけれども、英國方面はちやんと知つて

あるといふ風な今日憐れむべき日本の状態なのでこの問題を改革しないで日本の外交は断じて出来ません、英國は廿七日にすてに遺憾の意を表してゐるといつてわれわれをだまして、肝心の英國には君頼む、日本の郵船會社にはドイツ人を乗せないから頼む、頼むから遺憾の字を書いてくれ、これで日本は大事をどうして解決出来ませうか外交の刷新といふことはわが國の急務であります

これにて清瀨氏の質問を打切り深澤豊太郎氏(政友久原派) 國民に的確な時局認識と協力を得るためには政府の秘密主義は絶対に廢さなければならぬ、さらに外交に關しては有田外相の外交は、一言にしていへば樂觀論に外かならない、國境確定委員會に對する陸相と外相の意見は全く氷炭相容れざるものであつたと傳へられてゐるが、この外相の樂觀論によつてつひに同委員會は決裂したのである日米通商條約廢棄についてもそれが單なる樂觀論に起因するもので外相は條約廢棄に至るまでの一切の經過をこゝに發表すべきではないか、今日米國議會では對日禁輸案が提案されんとしてゐるが、これと併行して行はれてゐる米國大艦隊の集結を見逃すことは出来ぬこの集結の終つた時こそ禁輸案の實現する時である、アメリカは更に英國を誘ふて東亞において日本を壓迫せんとしてゐる

次いで矛を商相に轉じ商相は平和産業の維持發展を説かれてゐるが、先決條件として物動計畫の全貌を發表し平和産業に振

り向けられる資材の數量を示されたい此の内容が明らかにならざる限り平和産業の發展は期し得なかつた統制經濟は國民に時局認識が徹底すれば自から統制して行く點を繰り述し繰り返し述べれば半數以上に減つた議席から齒の抜けた様な拍手が擧がる

秘密主義を排せよ陸軍大臣は本日某事件について秘密を以て説明したが之も亦出来る限りの範圍に於て國民に知らせる事を考へなければならぬ、國民の力によつて五ヶ年の軍備計畫を三ヶ年に、三ヶ年の計畫を二ヶ年にといふ具合にして我が國の國防を絕對安全なものにする事が必要である、米作に割當てる肥料の數量が明らかでないから農民は肥料の爭奪をやらなければならぬのであつて之が明示されて居れば農民は不必要な争ひをする必要がなくなるのである、圓貨の暴落に對しても政府は國內的には廿三ドル十六分の七として決めて居るが現實の姿は現地に於ては六ペンス乃至七ペンスでなければ通用しないのである、かくては議會に於ける豫算の協賛は現在のものより三倍乃至四倍とならなければ現實に即さないではないか、此の事實に鑑みて悪性インフレーションに全力を傾注しなければならぬ、要するに政府諸公は獨り胸にたゞんで日夜悩んで居る事を國民の前に知らせて事態を認識させ國民と共に奮闘し國民と共に非常時打開に進む必要である、之が時局打開の要諦である

米内首相 政府は國民に出来る限

り事態を知らせる爲言論の取扱ひについても考慮して居るが軍事、外交上のものについては諸般の關係から止むを得ない事がある

櫻内藏相 本年度の物動計畫は未だ出来てゐない、圓貨の暴落については嚴重に取締つて居る、而して上海北京等の局地的な相場を以て英國或は米國で通用して居るのではない、しかし甚だ遺憾な事であるので政府としても出来るだけ防止策を考究する

藤原商相 物動計畫の内容は軍機上の發表出来ない、出来るだけ平和産業の維持發展に努める

島田農相 本年度米穀増産に必要な割當肥料については考慮中である、物動計畫で割當られた數量だけは如何なる事があつても配給する考へがある

畑陸相 軍備の急速なる實現は國民の協力に待たなければならぬが統帥關係のものであるから之を國民の前に明示する事は出来ない、しかし陸軍としては東亞新秩序體制に則つて蔣政權の殘存勢力驅逐國防の完全を期する建前から軍備の充實をはかる

有田外相 外交交渉の經緯については従來とも國民の前に知らせて來たが今後とも此の點は充分留意する

田中耕氏(第一) 今後授將勢力たる第三國に如何なる具體的措施を執つて行くつもりか國內政治經濟體制の整備については國民生活の安定と脱み合せて行かねばならぬ、此の際政府は米、木炭、鹽等生活必需品の供給を保證する考へはないか、事態の見透しは國民の最も

心配するところであるが、心配するところでは「永くなる」と事態を説明するのでは全く意味がない、政府はもつと堅實な政治性を發揮して此の國民の心配を除かねばならぬ、事變中に於ける近衛平沼阿部内閣の無爲無策は言語に絶する、十萬の英靈を思へば政府は眞實不退轉、倒れて後己むの氣魄で望まねばならぬ首相の心境如何を繰返した如く既定不動の方針で進んでゐる、第三國の授將勢力の驅逐には出来るだけ排除するやう努力する、戦時國民生活の確保には努力するが國民は聖職貫徹の爲一大覺悟を必要とする

松浦文相 聖職貫徹の爲には眞に官民一致して行かねばならぬその爲に國民精神總動員が行はれてゐるが今日迄相當の効果を擧げてゐると信ずる、今後とも研究を進める

櫻内藏相 將來大いに研究善處する藤原商相 屢々言つたやうに統制經濟の運用を滑らかにして國民不安を除去することには日夜胸心してゐる、生活必需品の供給には最善を盡して努力する

有田外相 揚子江開放は先刻お話しした如く軍事上の必要より行つたものである

以上で國務大臣に對する質問演説を終了し午後七時二十四分散會

八 稅革關係法案其他上程

八日の衆議院本會議は午後一時廿五分開會、劈頭小山議長より

豫算委員長の申出により本會議に於て秘密會を開く旨の通告があり

ました

旨を報告し日程に入り(一)昭和十五年一般會計繰出の財源に充つる爲公債發行に關する法律案(政府提出)

(二)昭和十二年法律第八十四號中改正法律案(支那事變に關する臨時軍事費支辨の爲公債發行に關する件)

(政府提出)(一)職員健康保健特別會計法案(政府提出)(二)作業會計法中改正法律案(政府提出)(三)造幣局東京出張所の廳舎、工場其の他の建物及其の附屬設備の新設擴張に要する經費に關する法律案(政府提出)(四)

昭和十三年法律第五十三號中改正法律案(印刷局据置運轉資本補足に關する件)(政府提出)を一括上程、櫻内藏相より提案理由を説明した後右

六案を一括して議長指名の廿七名の委員に附託審議することに決し、次いで日程、税制改革關係卅一案を一括上程、櫻内藏相より別項の如く提案理由の説明あつて

質疑に入り

小山倉之助氏(民政) 今回の税制改革は劃期的なものでこの改正案の結果得る所の増税額も未曾有の額である。而して此の税制改革は現下の戰時體制に即應す可く企圖されたものであるか否か、戰時財政に於ける租税制度の立案に當つては須らく全國民舉つて租税を負担す可き所謂租税の普遍化に眼目を置かねばならぬ、それは平時財政に於ける如き負擔の公平と云ふが如き理論で片づく可きものではない

政府は今回の税制改正に當り經濟政策との調和を念頭に置いたと言はれるが一體戰時に於ける經濟政策とは何にあるか、貯蓄奨励公債消化と相並んで増税によりイ

ンフレーション防止を圖るといふ

が恐らく今回の増税の數倍に上る増税を以つてしてもこの戰時インフレーションを防止することも出来ぬ、政府はインフレーション防止に如何なる對策を有するや、生産擴充は戰時經濟に於いてこれ亦喫緊の重要事であるがこの生産力の源泉をなす産業資本に對する課税方法の改正如何、先づ所得税に於いて配當所得課税に當つて二割控除を行つてゐた從來の例を今回廢止することとした理由は如何

又負債利子はその金額を損金として控除しなければならぬと考へるが如何

とて法人所得税に對する現行の超過累進税率を引用して改正法案に於ける負擔増加を指摘し

斯くの如きは産業資本の活動を抑へ戰時に必要な生産擴充を阻害する恐れはないか

と論ずれば社大席から二、三擧次が飛ぶ、小山氏續いて

改正法によれば法人の増税額はこれを損金に算入せずとの建前を採つてゐるがこの結果は益金が不當に増大して從來に比し五、六割程度の増徴となるがこれが緩和策ありや殊に輸出産業に對し戰時所得税を課するが如きは現下の困難な輸出貿易に従事して外貨獲得に従事してゐる輸出産業を助長する所以でない

小山氏次いで地方三税の國稅移管に論鋒を轉じて

地租、家屋税、營業税を國家で徴收してこれを地方團體に分與する結果は地方團體は財政權を奪はれ獨立の財源を失ふ結果地方團體獨

自の機能を喪失するの外はない、中央集權主義に走つて地方の特殊性を否認する事は地方自治を害し地方の發達を阻害す

と論じ更に統制經濟と社會主義との關係に論及し

課税を重くする結果は小資本はその負擔に堪へずして大資本に吸收合併せられ獨占資本による強力な統制が行はれる結果は社會主義に轉向する第一歩である

とて最近に於ける官僚統制、官僚獨善を論じ

斯くの如き傾向を阻止することこそ實に防共の第一着手である

と怒號すれば民政席から拍手起る、小山氏續いて

相續税は又重課されることとなつてゐるが斯くして家族財産を沒收することは家族制度を破壊するものである

とて増税と赤化に關して米内首相の所見を質し次いで産業政策につき

戰時に緊要な重工業、化學工業、精密工業を滿洲の地に分散することは不可である、滿洲が政治的、經濟的に有力化して行くことはやがて日本に反撥離反することになる、須く租税制度を改正して彼の地の負擔を重課し産業の滿洲散逸を防止すべきである

と結んで降壇

櫻内藏相(一)税負擔の均衡は勿論全國國民が公平に負ふ可きだが今後

の改正で所得稅負擔者は百八十八萬人から三百八十五萬人に増加して居りこの點からしても負擔均衡の目標は相當程度は實現されてゐると信じてゐる、次に經濟政策との調和の問題についての御質問で

あるがこの點政府は特に注意した

即ち(二)負債利子は總て課税對象から控除しては如何かとの質問であるがこれは負債は戰時下に於ては生産に關聯あるものみに極限するの爲妥當との見地から株式取得に要した負債のみ利子を控除する事とした次に日本の事業界から見て事業家と資本家とは別々であるから配當利子所得はあつても自ら事業を經營して生産に従事してゐない純粹の投資家に對しては課税對象の二割控除制度を排した

(二)次に臨時所得税については一割以上の所得に對する税率は加重されるがこれは戰時に於ける尨大な利益に對して課するもので資本を壓迫するものではない、今日は最早や儲けられるだけ儲けるといふ氣持は許されぬ、増税によつてインフレーションを防止し得るか否かについては元より増税のみがインフレーション防止の唯一の對策ではない、外の政策と相並んでインフレーション防止に當つては大藏商工兩省間で充分協議連絡し税制改革の目的を達すると共に産業壓迫をも防ぐ様にした、假りにこれが多少産業資本を壓迫するとしても現下の財政状態から見てこの税制改正は斷行せねばならぬと考へてゐる、商工省としては電力、石炭の供給を確保して刻下の急務たる生産擴充に萬全を期し度い

小笠原三九郎氏(政友中島派) 今回の税制改正は前古未曾有のもので、その内包する問題も各般にわたつて居る(一)現内閣は阿部内閣の税制改革案をそのまま繼承提出したが櫻内藏相は眞に之を完璧なりと

洲に重要産業が分布して行くことは事實であるが日滿兩國は緊密な關係にあるから不當に資本が流出する心配はない

兒玉内相 地方分與税は中央地方を運ずる財政調整の目的をもつて創設するものであるがなほ地方固有の財源もあり地方自治を破壊することはないのみならず中央財政と地方財政とを有機的に調整するから地方團體の機能は益々活潑となる、次に地方税の賦課は法律上、行政上の許可、認可を要するからこれを濫用される恐れはない、最後に目的税の新設は負擔加重を來すことにはないと信ずる

首相 増税が社會主義的企圖を持つてゐる様なことは斷じてないと申し上げる外ない、滿洲と重工業との關係については御心配は當らぬと思ふ

商相 今回の税制改正の結果産業資本を壓迫せぬかとお訊れであるが只今藏相の答辭の通り今回の改正に當つては大藏商工兩省間で充分協議連絡し税制改革の目的を達すると共に産業壓迫をも防ぐ様にした、假りにこれが多少産業資本を壓迫するとしても現下の財政状態から見てこの税制改正は斷行せねばならぬと考へてゐる、商工省としては電力、石炭の供給を確保して刻下の急務たる生産擴充に萬全を期し度い

小笠原三九郎氏(政友中島派) 今回の税制改正は前古未曾有のもので、その内包する問題も各般にわたつて居る(一)現内閣は阿部内閣の税制改革案をそのまま繼承提出したが櫻内藏相は眞に之を完璧なりと

して踏襲したのが相當の修正は當然なりと考へて居るのではないか
(二)事變下に於ける財政政策は一貫した目的に適合せねばならぬが
税制改正も亦事變目的達成、國民生活安定にそふものでなければならぬ、この改正案は戦時財政に必要を増徴、生産擴充、物價政策と矛盾しないか、政府は戦時財政遂行に當り幾許を公債に、幾許を租税に求める計畫か更に又公債租税共に之以上増加することが出来なければ議出豫算を切り詰める考へか、税制改革の目標を何處に求めたか、賀屋結城石渡各歴代蔵相の増税案は大體公債利拂ひを目標とした様であるが、櫻内税制改正案の目標は何處に置いて居るか、政府は税制改正の目標として公債増發、國民所得等を如何に見積つてゐるのか、歳入の何パーセントを租税収入によらんとするののか、數字を以て明示せよ

と迫る、續いて
政府は増税によつて國民の購買力を吸収すると言ふが果して然るか戦時に於いては經濟界の活況こそ租税収入の唯一の源泉であるが此の點に關し政府の所見如何、次にこの税制改正の結果資金資材の不足を來し生産擴充を阻害する事はないか、生産が減退すれば需給關係の均衡を破つて物價高を招致し輸出減退を來し、戦時財政の遂行を不可能とするが政府の所見如何次にこの税制改正は低物價政策に背馳しはせぬか、物品税の如き賣上税の増徴、通行税、建築税の如き流通税の増税は當然に物價高を來す之等は勿論生活必需品の課税

ではないとしても之等の値上りが波及して全般的の高物價を來す事は否まれない
政府の物價政策を租上に、公定價格、適正價格の架空を論じ閣相場の横行を指摘すれば「そうぞうだ」と共感の拍手が起る
小笠原氏 今回の税制改正案に於いて單なる投資利得に輕く事業利得殊にその利益増加に對し累進的に課税を加重して居るのは却つて資本を遊ばせ眠らせる事を助長しはせぬか、次に又たとへば分類所得税に於ける比例税率の如く負擔公平を缺いて居る、又第二種所得課税も顧みず聯合と源泉との選擇制度を採用したのは金融資本に政府が屈服した結果である、次に所得税の控除額を事業所得四百圓、勤勞所得六百圓としたのは低きに失する、政府は之を引上げる意志なきや、次に相續税について質問するが、今次改正の結果二度も相續すれば三度目には完全に相續財產は沒收される、これは日本古來の祖先崇拜、家族制度に反する又物納制を採用せねばならぬと思ふが政府の所見如何

最後に米内首相に對し
小笠原氏 官吏が自肅し豫算の施行に萬全の決心と戒心とを加へればかゝる形大な増税案は提出しなれてもすむのではないか、國民は租税負擔に苦しんでゐる、首相は官吏制度改革、行政整理を斷行して冗費を節約する決意ありや

櫻内蔵相 前内閣より踏襲したこの増税案については多年の懸案であ

り既に税制調査會に於て廿八回も審議を経たもので、自分は之を適志なりと信じて居るから修正の意はない、又此の改正案は相當の彈力性があり現在の所更に増税する豫定はない、次に今回の増税が生産擴充に及ぼす影響については慎重に考慮を加へてゐるので生産擴充の妨げにはならぬと信じて居る、次に物價政策との關係については購買力を減少せしむる結果寧ろ低物價政策に合致すると思つて

蔵相はこゝで戦時財政計畫に對する答辭にもどつて
蔵相 日本今日の財政經濟状態から見て到底多くの増税を期待する事は出来ない、經濟状態を破壊しない程度に於て増税を行ひ他は公債で支辨する他はない、事變は未だ確たる見透しがついて居ないから恒久的な計畫は樹てられない、此の増税の目標は單なる公債利拂ひのみを目標としたものではな

い、只今日の日本の經濟力から此の程度の増税は可能との見地から此の改正案を得た、次に今回の改正案は大所得者に輕く小所得者に重いとの見もあるが今日は國民皆齊しく租税を負擔すべきで、且つ小所得者は家族控除の制度を以て負擔を緩和する仕組みになつてゐる、相續税の物納制は納税手續などが容易でないのて今回は採用しなかつた

藤原蔵相 今回の増税は産業資本を壓迫せぬかとのお訊ねであるが成程租税額だけ産業資金から減少するが明年度は百三億の豫算が施行されるから之等の政府資金を吸

收して産業資金に充てればインフレーションを防遏し得る、從つて却て産業上好影響を與へると思はれる、低物價政策との關係に於ては遊興税、奢侈税などで消費を節約せしめる結果却つて低物價政策に適合すると信ずる、又閣相場が行はれて居る事は遺憾であるが自分としては一つ々々適正價格を形成して之を嚴重施行して行き度い最後に中央物價委員會の組織は改組すべく目下研究中である

米内首相 今回の増税は金額に於て大であるが國民はかゝる際であるから國家の爲に協力せられ度い、此の國民の協力に對し政府としては事變處理豫算の施行に當り充分な注意を拂つて行きたい
次いで小山議長より
政府より物資動員計畫等の説明について發言の申出があるが政府の要求によつて秘密會とする
旨を宣し四時十五分
秘密會(物動計畫説明) 竹内企畫院總裁より十五年度物動計畫の内容について説明あつたが内容が簡単に過ぎるため民政黨の服部時市氏より動議が出て、議員側が協議の結果改めて九日秘密會を開き
再度政府側の説明を求むる事として午後五時二十分秘密會を解き勇退
小山議長より
秘密會に於て竹内企畫院總裁より物動計畫の内容に關し説明がありましたが明日更に本會議に於て同内容に關し説明を求むる事に決定しました

問題に對し左の如く
今日の百三億の豫算と云ふものは金の問題と云ふよりも物資の問題であるから豫算所要の物資が果して供給確保されるや否やと云ふ事を全員は非常に疑つて居る、之が出来れば此の豫算はまるで紙上プランの様なものとなつてしまふ惧れがある、よつて七日の豫算總會席上、中島氏(民政)より豫算と物動計畫に互り詳細な質問をなしたが政府は言を左右にして要領を得なかつた、尙政府は他の機會に説明すると思つたので委員としては政府と交渉の上豫算總會席上秘密會として之が内容を聴く事とした然るに之は重大問題で全議員も聞き度がつてゐる事であるから結局本會議で秘密會として聴取した方がよいとあつて秘密會を開く事になつた、然るに只今竹内總裁の説明は甚だ抽象的何等具體的問題に入らず豫算審議の参考となる可き材料を提供しなかつた、斯くの如き事まで秘密會で云へぬとあつては全く政府と國民とが協力して此の難局を乗り切る事は到底困難である、政府に於てもよろしく反省して明日の秘密會では詳細に互り報告して豫算審議を可能ならしむる様警告する

と發言、五時廿四分散會
税制關係法律案蔵相説明要旨
△中央地方を通ずる税制の一般的改正は、我國多年の懸案でありまして出來得る限り早き機會に於て之が實現を見ることは、本會議に於ても屢々要望せられて參つた所であります然るに昭和十二年七月今回の事變が勃發し、我國財政經濟の諸事項に著

る影響を蒙つて居る中、政府は戦時財政遂行に當り幾許を公債に、幾許を租税に求める計畫か更に又公債租税共に之以上増加することが出来なければ議出豫算を切り詰める考へか、税制改革の目標を何處に求めたか、賀屋結城石渡各歴代蔵相の増税案は大體公債利拂ひを目標とした様であるが、櫻内税制改正案の目標は何處に置いて居るか、政府は税制改正の目標として公債増發、國民所得等を如何に見積つてゐるのか、歳入の何パーセントを租税収入によらんとするののか、數字を以て明示せよ

と迫る、續いて
政府は増税によつて國民の購買力を吸収すると言ふが果して然るか戦時に於いては經濟界の活況こそ租税収入の唯一の源泉であるが此の點に關し政府の所見如何、次にこの税制改正の結果資金資材の不足を來し生産擴充を阻害する事はないか、生産が減退すれば需給關係の均衡を破つて物價高を招致し輸出減退を來し、戦時財政の遂行を不可能とするが政府の所見如何次にこの税制改正は低物價政策に背馳しはせぬか、物品税の如き賣上税の増徴、通行税、建築税の如き流通税の増税は當然に物價高を來す之等は勿論生活必需品の課税

ではないとしても之等の値上りが波及して全般的の高物價を來す事は否まれない
政府の物價政策を租上に、公定價格、適正價格の架空を論じ閣相場の横行を指摘すれば「そうぞうだ」と共感の拍手が起る
小笠原氏 今回の税制改正案に於いて單なる投資利得に輕く事業利得殊にその利益増加に對し累進的に課税を加重して居るのは却つて資本を遊ばせ眠らせる事を助長しはせぬか、次に又たとへば分類所得税に於ける比例税率の如く負擔公平を缺いて居る、又第二種所得課税も顧みず聯合と源泉との選擇制度を採用したのは金融資本に政府が屈服した結果である、次に所得税の控除額を事業所得四百圓、勤勞所得六百圓としたのは低きに失する、政府は之を引上げる意志なきや、次に相續税について質問するが、今次改正の結果二度も相續すれば三度目には完全に相續財產は沒收される、これは日本古來の祖先崇拜、家族制度に反する又物納制を採用せねばならぬと思ふが政府の所見如何

最後に米内首相に對し
小笠原氏 官吏が自肅し豫算の施行に萬全の決心と戒心とを加へればかゝる形大な増税案は提出しなれてもすむのではないか、國民は租税負擔に苦しんでゐる、首相は官吏制度改革、行政整理を斷行して冗費を節約する決意ありや

櫻内蔵相 前内閣より踏襲したこの増税案については多年の懸案であ

り既に税制調査會に於て廿八回も審議を経たもので、自分は之を適志なりと信じて居るから修正の意はない、又此の改正案は相當の彈力性があり現在の所更に増税する豫定はない、次に今回の増税が生産擴充に及ぼす影響については慎重に考慮を加へてゐるので生産擴充の妨げにはならぬと信じて居る、次に物價政策との關係については購買力を減少せしむる結果寧ろ低物價政策に合致すると思つて

蔵相はこゝで戦時財政計畫に對する答辭にもどつて
蔵相 日本今日の財政經濟状態から見て到底多くの増税を期待する事は出来ない、經濟状態を破壊しない程度に於て増税を行ひ他は公債で支辨する他はない、事變は未だ確たる見透しがついて居ないから恒久的な計畫は樹てられない、此の増税の目標は單なる公債利拂ひのみを目標としたものではな

い、只今日の日本の經濟力から此の程度の増税は可能との見地から此の改正案を得た、次に今回の改正案は大所得者に輕く小所得者に重いとの見もあるが今日は國民皆齊しく租税を負擔すべきで、且つ小所得者は家族控除の制度を以て負擔を緩和する仕組みになつてゐる、相續税の物納制は納税手續などが容易でないのて今回は採用しなかつた

藤原蔵相 今回の増税は産業資本を壓迫せぬかとのお訊ねであるが成程租税額だけ産業資金から減少するが明年度は百三億の豫算が施行されるから之等の政府資金を吸

しき變動を生ずるに至りましたので暫く之が實行を見合すの餘儀なき事情に相成つたのであります。併し乍ら今や事變は長期建設の段階に入り之に對應して速に税制を整備確立するの要ありと認められますので政府に於きましては、曩に税制の根本的改正を斷行するの方針を決定し、鋭意調査立案に努めて参つたのであります。申す迄もなく租税制度の改正は中央地方の財政に重大なる關係がありますのみならず國民經濟並に國民生活の各方面に密接深甚の影響を及ぼすものでありまして國家國民の爲に洵に重大なる問題であります。従ひまして之が具體案の作成に當りましては特に慎重を期することとし官民各方面より成る税制調査會に諮問して遺憾なきを努めたのであります。又税制調査會に於ても實に二十八回に亘り會議を開催して充分に調査審議を盡した後、政府に答申する所があつたのであります。唯今議題となつて居ります諸法律案は此の税制調査會の答申に基き更に各般の見地より充分なる検討を加へ慎重なる考慮を廻らした上で前内閣に於て大體立案を了した居りましたものであります。現内閣と致しましたも其の儘に之を踏襲するを適當と認めまして茲に御協賛を求むることに致した次第であります。今同の税制改正は曩にも申述べました如く長期建設の段階に在る我國現下の財政經濟諸事項に即應する税制を整備確立することに主眼を置き第一に中央地方を通じて負擔の均衡を圖ること、第二に現下緊要なる經濟諸政策との調和を圖ること、第三に収入の増加を圖ると共に彈力性ある税制を樹立すること、第四に

税制の簡易化を圖ることの四つの事項を目標とし現行國稅及地方税制度の全般に亘り根本的の検討を加へて有效適切な改正を斷行し以て多年の懸案たる諸問題を解決すると共に新事態に即應する税制を確立せんとするものであります。先づ負擔の均衡に關してはあります。國民の負擔力に應じた課税を爲すことが租税の生命でありまして今回改正案の作成に當りまして國民の負擔力に應じた課税を樹立すること、付最大の苦心を拂つたのであります。即ち、先づ、直接國稅の體系を改組して、所得税を分類所得税と綜合所得税との二種に區分して課税する制度を採用することとし、分類所得税は所得を其の性質に應じて數種に區分し、資産所得に最も重く勤勞所得に軽く課税することに依り、各種所得の負擔の均衡を圖ることとし、綜合所得税は各人に付一切の所得を綜合して相當程度以上の所得者に限り、相當高度の累進税率を以て賦課することに依り、大所得重課の目的を達し、以て所得階級間の均衡を圖ることと致したのであります。專變の影響等に因る増加利得に對し臨時利得税を増徴して事變下に於ける負擔の調整を圖ると共に間接税等に於ても成るべく奢侈的消費又は不急消費に重課するの方針を採ることと致しました次に地方税に於きましても、國費多端の折柄多大の犠牲を拂つて、從來負擔不均衡の根源と稱せられて居りました戸數割の全廢を斷行すると共に所得税の付加税を廢止して新に分與税制度を採用することと依り、負擔の地域的不均衡を是正することと致したのであります。

其の他國稅、地方税の全般に亘り適切な改正を加へて負擔の公平を得ることに努めた次第であります。第二は經濟諸政策との調和の問題であります。税制が經濟政策と緊密なる調和聯繫を保持すべきは謂ふ迄もなことであります。特に事變下に於ける税制の改正としては、此の點に充分なる考慮を拂ふべきものと考へるのであります。併して今回の改正に於ては、増税額の決定並に配分企業に對する課税、配當利子に對する課税、間接税の課税物件の撰擇等に關聯して、現下緊要なる生産の増加、貯蓄の奨励、低物價の堅持等の諸政策の遂行に支障なからしむるやう充分の考慮を致しました外、此の際の臨時特別の措置として適當なる方策を講ずることと致して居るのであります。第三は増收並に税制の彈力性の問題であります。諸君御承知の如く、昭和十二年度以來毎年増税が行はれて參つたのであります。現下内外の情勢我國財政の現状及將來等に照して考へますれば、今後に於いても事變費國防費其の他一般經費を通じ、相當長期に亘り多額の經費を必要とするの實情にあるのであります。此の際、税制の改正に當り相當額の増税を行ふことは必要にして已むを得ざる措置であると信ずるのであります。仍て一面に於ては事變費等の支出に基く國民所得の増加購買力吸收の必要性等を考ふるると共に戰時經濟の運行、國民生活の安定等及ぶ影響を充分に考慮しつゝ、此の際平年度大體五億圓程度の増收を圖ることとし各税に亘り夫々適當の増徴を行ふことと致したのであります。尙我國財政の將來に照

しますれば此の際相當の増收を圖るの外、良く將來の財政需要に應じ容易に伸縮し得る税制を樹立し置くことの必要緊切なるものと認められます。すので所得税制度の根本的改組其の他の方策を講じ出來得る限り税制に彈力性を附與することと致した次第であります。最後に税制の簡易化であります。御承知の如く最近の數年間毎年増税等に關する臨時立法を重ねて參りました結果、各種の法規が重複競合した極めて複雑なる税制と相成つて居るのであります。而して此等の臨時的増徴又は新税も今後相當長期に亘り存續するの已むなき事情にありと認められますので此の際此等の各種の法規を整理統合致しまして簡易且平明なる税制の樹立に努めた次第であります。

次に改正の内容に付説明致し度いと存じます。今同の税制改正に於きまして其の樞軸を爲すものは現行直接國稅の體系を改組して、新に分類所得税及綜合所得税を併用する體系を採用了ことと致しております。御承知の如く現行直接國稅の體系は、所得税を中税とし、地租、營業收益税及資本利子税の三收益税を以て之を補完するの方法に依つて居るのであります。が同じく收益税たる家屋税は地方税と致して居ります。爲、體系整理の點から見ても負擔權衡の上から考へても遺憾なき点が多いのであります。仍て此の際家屋税を國稅に移管して收益税制度を整備することも一應考へられる譯であります。が元來收益税は所得税の補完税でありまして之に多額の収入を期待することは困難でありますので、將來、相當多額の資

源を求めようとするれば、直接税に於きましては結局所得税に依るの外なきものと信ずるのであります。然るに、現行の所得税は最近數次の臨時増徴を重ねました結果著しく其の伸張力を喪失してをりますのみならず負擔の普通化の點に於ても缺くる所が尠くないのであります。仍て、此の際としては現行所得税制度に根本的の改正を加へ、現在の如き累進税率の外に、新に比例税率を導入して、税制に大なる彈力性を附與する外、成るべく多くの國民をして所得税を負擔せしめると共に、出來得る限り源泉に於て課税して納税の簡易化を期する必要があると思ふのであります。而して、斯くの如く所得税に比例税率を採用し、所得の種類に應じて源泉に於て課税することと致し、且して所得の種類毎に税率、免稅點等を異ならしめ以て資産所得に重課することに依りまして所得税の出來ると思ふのであります。即ち負擔の均衡及び普通化を圖り税制に彈力性を附與すると共に之が簡易化を期する爲には此の際直接國稅の體系を改組して分類所得税と綜合所得税を併用することとし收益税制度は之を廢止するを適當と認めた次第であります。尙地租、家屋税及び營業税は地方團體の諸施設との關聯も密接にして、もともと應益課税の性質を有するものでありますから此の機會に於て此等の諸税は之を地方の財源として地方財政の確立にも資することと致した次第であります。先づ、所得税制度の改正に付説明致します。今同新に設けることと致し

依つて大體不動産所得、配當利子所得、事業所得、勤勞所得、山林の所得及退職所得の六種に區分し、各其の種類に應じて税率、免稅點、控除課稅方法等を異ならしめ、以て各種所得間の負擔の均衡を圖ると共に課稅方法の適正簡易化を期することと致したのであります、先づその税率を財政の必要に應じて伸縮を容易ならしむる爲に比例税率と致したのであります、資産所得たる不動産所得と配當利子所得に付ては各種所得中最も重き百分の十の税率に依ることとなし、之に次で、資産勤勞共働の所得たる營業所得に付ては百分の八・五、營業以外の事業所得に付ては百分の七・五とし、負擔力の最も少き勤勞所得に付ては最も輕き百分の六の税率に依ることと致したのであります

次に不動産所得と配當利子所得に付ては其の資産所得たる性質に顧み、源泉課稅を爲すものに付ては、免稅點を設けず賦課決定に依り課稅するものに付ては徵稅の便宜上百圓の免稅點を設けることと致しました、而して勤勞所得と事業所得に付ては、基礎控除を爲すことと致しまして、極く少額の所得に免稅すると共に分類所得稅の負擔をして累進的なものたらしめ、以て比較的少額な所得者に對する負擔を緩和することと致したのであります、次に扶養家族多きもの負擔を緩和することは負擔の衡平の上から考へても、又人口政策等の見地から考へても、此の際適當なものと認められますので扶養控除の制度を大いに擴充することとし扶養家族の控除を認むる範圍を擴張すると共に

扶養家族一人當の控除額を著しく増額することと致して居るのであります、次に分類所得稅の徵稅方法を採り、出來る限り源泉課稅の方法を採用することとし、以て納稅の簡易化を期することと致しました、即ち配當利子所得に付、源泉課稅に依ることと致しました外、新に停給、給料、賞與等の勤勞所得に付ても源泉課稅の方法を採用することと致したのであります、尙山林の所得と退職所得とは其の他の所得と餘程性質を異にするものがあり、之を他の所得と區別し、夫々其の性質に應じて適當なる税率基礎控除等を採用して居るのであります、次は綜合所得稅であります、分類所得稅は比例税率に依るものでありますから之のみを以てしては所得の大小に因る負擔力の差異に應ずる課稅を缺くこととなり、

を綜合して相當額以上の所得者に限り累進税率を以て課稅することとし、所得階級間の負擔の均衡を圖る必要があると思ふのであります、仍て、大體現行三種所得稅の例によりまして、綜合所得稅を設け、五千圓以上の所得者限り、五千圓を超える部分の所得に對し百分の十乃至百分の六十五の超過累進税率に依り課稅することと致しました、而して現行の三種所得稅に比し改正致しました事項中主なるものに付説明致します、先づ第一は公債債銀行預金の利子等に付ても綜合課稅の建前を採用することに致した點であります、御承知の如く、此等の所得に對しては現行制度に於きましては、第二種所得稅と比例税率に依る源泉課稅のみを行つてゐるのであります、

負擔の均衡を圖り、彈力性ある税制を樹立する等の見地より、此等の所得に付ても此の際綜合課稅を行ひ累進税率に依り課稅することと致した次第であります、たゞ多年の制度を變更致すことと致しますので綜合に際しても所得金額の四割を控除して課稅することと致しました外、尙當分の内納稅義務者の申請の場合には綜合課稅に代へ百分の十五の税率に依り源泉課稅するの途を講ずることと成るべく急激なる變化を避くこととに依つて事變下緊要なる金融諸政策の遂行に支障を來さざるやう萬全の留意を致した次第であります、第二は配當所得の計算方法を變更したことであります、即ち現行三種所得稅に於きましては配當所得に付ては其の二割を控除して課稅することと致して居るのであります、

者との間に負擔の均衡を缺くことになり、依つて課稅致します綜合所得稅に於ては二割控除を廢止して株式等取得した者たる者との間に負擔の均衡を缺くことになり、依つて課稅致します綜合所得稅に於ては二割控除を廢止して株式等取得に要した負債の利子を控除することと致した次第であります、其の他法人より受くる清算分配金の課稅方法、勤勞所得の控除、所得の計算方法等に付ても、現行三種所得稅に對し夫々適當と認むる變更を加ふることに致して居りますが、此等に對しての説明は更に別の機會に譲り度いと存じます

則として個人に付てのみ課稅することとし、法人に付ては別に法人税を創設して現行第一種所得稅及法人資本稅を一括して課稅することと致したのであります、而して其の税率は産業に對する影響等を充分考慮すると共に、所得計算方法の改正等を併せ考へて、一般法人の所得に付ては百分の十八と致し、資本に付ては現行百分の一・二を千分の一・五に引上げるものと致したのであります、次に法人所得の計算上現行に比し二つの點に於て改正を加ふることと致しました、其の第一點は税金の控除に關してであり、御承知の如く現行第一種所得稅に於きましては所得の計算上所得稅、臨時利得稅等を損金とするものとなつて居るのであります、斯くの如き計算方法に依り、斯くも法人の負擔關係が至極明瞭を缺くのみならず相當高くなつた税率の下に於ては稅負擔の爲に利益の著しき波動を生ずるやうな場合も生じますので、此の際法人租稅負擔の適正明確を期する爲、所得の計算上法人税は之を損金として控除せざることに改めたのであります、尤も臨時利得稅は其の性質に顧み先づ之を納付せしめた後、法人税を賦課すべしと認められ、法人税を各事業年度の利益から其の利益に對し課せらるべき臨時利得稅額を控除したる殘額を課稅所得として、之に法人税を賦課することと致しました、法人所得計算方法に關する改正の第二點は、損金の繰越控除を認めたこととあり、即ち現行稅法に於きましては、法人の所得は各事業年度毎に打切り計算することとなつて居るのであります、

個人と其の性質を餘程異にし、個人に於ては課稅を異にする等の必要がないと思はれますので所得稅は原則として個人に付てのみ課稅することとし、法人に付ては別に法人税を創設して現行第一種所得稅及法人資本稅を一括して課稅することと致したのであります、而して其の税率は産業に對する影響等を充分考慮すると共に、所得計算方法の改正等を併せ考へて、一般法人の所得に付ては百分の十八と致し、資本に付ては現行百分の一・二を千分の一・五に引上げるものと致したのであります、次に法人所得の計算上現行に比し二つの點に於て改正を加ふることと致しました、其の第一點は税金の控除に關してであり、御承知の如く現行第一種所得稅に於きましては所得の計算上所得稅、臨時利得稅等を損金とするものとなつて居るのであります、斯くの如き計算方法に依り、斯くも法人の負擔關係が至極明瞭を缺くのみならず相當高くなつた税率の下に於ては稅負擔の爲に利益の著しき波動を生ずるやうな場合も生じますので、此の際法人租稅負擔の適正明確を期する爲、所得の計算上法人税は之を損金として控除せざることに改めたのであります、尤も臨時利得稅は其の性質に顧み先づ之を納付せしめた後、法人税を賦課すべしと認められ、法人税を各事業年度の利益から其の利益に對し課せらるべき臨時利得稅額を控除したる殘額を課稅所得として、之に法人税を賦課することと致しました、法人所得計算方法に關する改正の第二點は、損金の繰越控除を認めたこととあり、即ち現行稅法に於きましては、法人の所得は各事業年度毎に打切り計算することとなつて居るのであります、

次に現行臨時利得稅は利得を甲種及乙種に分ち夫々基準年度、税率等を異にして課稅して居りますのみならず一面法人に付ては高率の利益に對して課稅する超過所得稅もあり、之を極めて複雑な制度となつて居りますので此の際課稅の適正簡明を期する爲臨時利得稅を改組して昭和四、五、六年と謂ふ古き年度を基準年度とする甲種利得の制度は之を廢止すると共に超過所得稅を之に統合して課稅する事と致したのであります、又法人の利益の計算に付ては、法人税に於ると同様の趣旨に依り法人税及臨時利得稅は之を損金として控除せざることに改めたのであります、而して法人の利益中資本金額の一年割を超ゆる金額及事變前三年間之に對し百分の二十五乃至百分の六十五の税率に依り賦課することとし、以て事變の影響等に關り利益の増大したる産業部門に對し重課して事變の負擔の調整を圖ることと致したのであります、次に個人の營

應じ難き場合もあり、此の際右の原則に或る程度の例外を設け、前一年内に生じた欠損金は現事業年度の利益と通算して所得を計算することに致したのであります、尙、法人の受くる配當利子所得に付ては、其の性質、徵稅技術等に顧み個人と同じく源泉に於て分類所得を賦課することと致して居るのであります、負擔の重複を避くる爲其の税頭は之を法人税額より控除することと致して居ります、法人税は以上の外大體現行の第一種所得稅及法人資本稅の例に依ることと致して居ります

其の他、骨牌税及狩獵免許税に付き、最近數次の増税の際、之が税率の引上を行はなかつた等の點も考慮致しまして、此の際増徴を行ふを適當と認め、相當程度税率の引上を行ふことと致して次第であります

尚以上の改正の外臨時租税措置法の改正に付説明致したいと存じます、茲に申し述べましたが如く、税制の改正と經濟諸政策との調和に關しましては、増税額の決定、企業に對する課税、配當利子所得に對する課税、間接税課税物件の選擇等に關聯して充分の考慮を拂つた次第であります

事變下經濟諸政策の遂行に資する爲臨時租税措置法を改正して租税に必要なる措置を講ずることと致しました、其の第一は法人が其の留保所得を以て生産設備の擴張、國債の保有等に運用した場合に於ける課税軽減の制度を相當擴張したこととあります、第二に此の際海外企業の發展を圖りますことは最も必要なことと認められます、海外企業より生ずる所得に付きまして法人税及分類所得税の税率を夫々適當に軽減することと致して居ります、第三は重要礦物を目的とする鑛業に對する課税の軽減又は免除であります、重要礦物の増産を圖ることは時局に鑑み緊要なりと認めらるゝのであります、鑛業に對する課税制度の改正に伴ひ負擔の増加を課す方面もありません、臨時租税措置法の改正に依り分類所得税及法人税の税率を或る程度軽減することと致して居るのであります、又、新に重要礦物の採掘を開始した者に對しては其の開始の時より一定年間所得税、法人税及營業税を免除するの途を拓くことと致しました、第四は事業會社に對する加算税の適用を緩和し、産業の發展に支障なからしむることと致した點であります、第五に、株式の配當に對する分類所得税の源泉課税に伴ひ生命保險會社は其の經營上相當の影響を受けることとなり、考慮下に於ける保險業の實情等を考慮し生命保險會社の所有する株式の配當に付、一定條件の下に分類所得税の税率を軽減して、之が負擔の増加を緩和することと致した次第であります

以上は國稅各税の改正の概要に關する説明であります、地方税の改正につきましては、内務大臣より詳細説明あることと存じますが、此の機會に於て簡単に説明致します、地方税制の改正に當りましては地方税負擔の均衡と地方財政の基礎の確立等を目標と致し、地方税制の根幹に二つの重要な改正を行はんとするものであります、其の一は直接國稅體系の改組と關聯致しまして地租、家屋税及營業税の如き物税を以て地方團體の獨立財源の中心とし、地方税をして應益課税の原則に適合する税種に依存せしむることと致した點であります、唯、課税の方法と致しましては負擔の均衡を期する等の理由に依りまして此等諸税の一部は之を國に於て徴收し其の收入を還付税として之が徴收地たる府縣に還付することとし、又地方團體は之に相當額の附加税を賦課することと致して居るのであります、而して此の改正に伴ひ、國稅たる地租に付其の税率納期等に就て適當なる改正を行ひますると共に新に營業税法を制定することと致しました、營業税は大體現行營業收益税の例に依ることと致してゐるのであります、課税種目を追加する等多少の改正を加ふることと致して居ります、又家屋税に付きましては、近き之に關する法案を提出して御協賛を求むる見込であります、國稅と致しましては、昭和十七年度より之を實施する方針に依ることとし、差當り昭和十五、十六の兩年度に於て家屋賃賃價格の調査を行ふ予定であります

地方税制の改正に關する第二の點は地方税制に分類制度を執り入れたこととあります、即ち地方財源の地域的偏在を調整すると共に一面地方自治との調和を考慮に容れて、新に分與税制度を採用することとし、茲に申述べました還付税の外、所得税、法人税、入場税及遊興飲食税の各一部を以て配付税分與金として各地方團體に對し、調整的に交付することと致したのであります、而して此の分與税制度の創設と共に、戸數割及所得税附加税は之を廢止し、市町村民種別、市町村特別税等に付きまして夫々適當と認むる整理改正を加へて、負擔の均衡を圖ることと致して居るのであります

以上中央及地方を通ずる税制の一般的改正に付其の概要を説明致したのであります、國稅の改正に依りまして一般會計に於て平年度約七億一千五百萬圓、昭和十五年年度約五億二千八百萬圓の増收と相成る見込であり、而して此の外に、地方分與税分與金特別會計の歳入に所屬せしむることと致しました地租と營業税の收入見込額が平年度九千八百餘萬圓、昭和十五年年度七千六百餘萬圓とありますので此等を通ずる一切の國稅としては、平年度約八億一千四百萬圓、昭和十五年年度約六億四百萬圓の増收と相成る見込であります、併し乍ら一面、地方税の改廢に伴ひ、地方分與金分與金として地方團體に交付する金額等が從來の臨時地方財政補給金の外に平年度大體三億三百餘萬圓初年度大體二億三千餘萬圓だけ増加することとなつて居りますので差引、國庫收入の純増加は平年度約五億一千萬圓、初年度約三億七千三百萬圓と相成る見込であります

以上、税制改正に關する諸法案の概要を説明致した次第であります、更に詳細な點に付ては適當の機會に於て説明致したいと存じますが、今回の税制改正は茲にも申述べました如く、尙増税の餘地があるのではないかと、次に租税負擔公平の問題であるが改正案によれば土地に重く配當利子に輕くなつてゐる傾向がある、現在地方税で最も困つてゐるのは小地主であるが配當利子を受くる資本家に輕課し土地所有者に重課することは負擔の公平を失するものではないかと、(三)第三に税制體系に對する政府の根本方針を伺ひたい、即ち直接税を重く間接税を輕くす可しとは租税の根本原則であるが併し戰時に於て奢侈を止めインフレーションを防止する爲めに原則のみにとらはれず、間接税の重課することが必要となつて來る政府は今回の改正に當り奢侈品に對する課税に於て尙不充分な部分がある、政府はこ

制改正は中央地方に亘る税制多年の懸案を解決せんとしたものであり、(一)政府は此の税制改正に於て稅收入の増加を目的としたと言はれるが増税額の見込は如何に置いたか、若し目標がないと言ふならば今回の増税額は單に取れるだけ取ると言ふことになるのであるが、租税負擔が重きに過ぎるとは各方面の聲である、他面に於て時局の影響で尙大な利得を獲てゐる者もある、租税と國民所得の比率を見るに昭和五年の國民所得は百四億租税額は十一億で約一割弱であつた、昭和十四年度は國民所得二百二十六億に對し租税は三十億で一割三分三厘に當つてゐる、此の傾向から見ると十年間にそれほど租税の増加を見てゐるとは言はれない、尙増税の餘地があるのではないかと、次に租税負擔公平の問題であるが改正案によれば土地に重く配當利子に輕くなつてゐる傾向がある、現在地方税で最も困つてゐるのは小地主であるが配當利子を受くる資本家に輕課し土地所有者に重課することは負擔の公平を失するものではないかと、(三)第三に税制體系に對する政府の根本方針を伺ひたい、即ち直接税を重く間接税を輕くす可しとは租税の根本原則であるが併し戰時に於て奢侈を止めインフレーションを防止する爲めに原則のみにとらはれず、間接税の重課することが必要となつて來る政府は今回の改正に當り奢侈品に對する課税に於て尙不充分な部分がある、政府はこ

九 稅改革案質疑續行

九日の衆議院本會議は午後一時五分開會、會頭小山議長より、
政府の都合により午後二時迄休憩致し、
宣し直ちに休憩午後三時七分再開
税制改正に關する質問を續行し
池本甚四郎氏(民)登壇、今回の税

九日の衆議院本會議は午後一時五分開會、會頭小山議長より、
政府の都合により午後二時迄休憩致し、
宣し直ちに休憩午後三時七分再開
税制改正に關する質問を續行し
池本甚四郎氏(民)登壇、今回の税

の點に非常に消極的な立場に終始してある傾向がないか(四) 地方税制の改正に於て地方財政交附金の代りに分與税制度が新設されることになつてゐる、政府案によれば府縣には現地還附の譲與税があるが町村に對してはこれが認められてゐない、これは町村財政の彈力性を著しく喪失する結果とならなからぬか、分與税制度運用につき内相の所信を伺ひ度、又地方財政を補給調整するため交附金の中央金庫を設ける意向はないか(五) 最後にこの増税案に關連して政府の所信を伺ひたい事は第一に豫算施行に當り單價を徹底的に切り詰めて欲しい事である、第二に豫算を實行するに當つては政府資金はなるべく地方に撒布されるやうにされた

櫻内藏相 事變下に於ける財政としては或部分を公債に、或る部分を租税によつて賄ふことは止むを得ず、而して出來得る限り多くを租税に待つ可きは當然であるが同時に民間の經濟活動を阻害せぬ様考慮して此の程度なら大丈夫と云ふところに今回の改正案の眼目を置いたのである、次に租税負擔力の點であるが尙國民に擔保力の餘裕あることは認めるが併し今回の改正案が通過成立すれば引續き直ちに更に増税を成す事はない併し經濟界將來の動きによつては更に増税の必要もあるかも知れぬ、第三に負擔の公平であるがお示しになつた數字については検討の上他の機會に於いてお客へするが政府は土地と資本との間に租税の公平を失してゐると思はれぬ、第

四に直接税と間接税との割振の問題であるが直接税を中心とする事は當然であつて政府としては擔税力の餘裕ある方面から奢侈品に對する間接税の増徴を圖つて行く方針である、最後に豫算施行に當り單價を切下げることとは全然同感で監督其の他に萬全を期し充分御趣旨に副ふつもりである

見玉内相 (一) 地租、營業税、家屋税は國税に移管され地方團體は分與税を受けることになるが其の結果地方財政は國家財政と有機的に調整されて地方團體の活動は益々活潑となる仕組になつてゐる (二) 地方團體中央金庫の新設は地方財政運用の上から極めて有益であるから目下折角研究中である (三) 最後に國費と地方費との接配については充分考慮を加へる

森田福市氏 (政友久原) 登壇 (一) 政府は此の税制改正立案に當り負擔の公平を圖つたと稱するが勤勞所得、事業所得を通じ小利得者に重く大所得者に輕くなつてゐる負擔が公平でない (二) 又税制を簡易化すると云はれるが税法の数は却つて多數となり複雑となつて何等簡易化された跡の見る可きものがない

と前提して質問に入り

(一) 税制改革は昨日の本會議に於て八億一千四百萬圓、十五年度に於て六億四百萬圓の増収があると稱してゐるが此の計算の根據は何によつたか明示され度、こゝ兩年の經過を見るに政府の言明した増収額には非常な變化がある、

此の點に關する政府當局の責任ある答辯を求む (二) 次に増税の結果は物價の値上りを來し其の結果豫算の單價も亦騰貴して明年度は豫算施行に根本的な支障を來度はせぬか (三) 次にインフレーション防止に對する政府の認識を伺ひ度、郵便貯金や銀行預金は何時でも引き出して直ちに購買力となるから従つて貯蓄獎勵のみを行つても購買力の收縮とはならないではないか (四) 藤原商相は昨日の本會議に於て此の増税が産業界に悪影響を與へないと言辯されたが今回の税制改正によれば諸種の税を綜合すると産業資本は百分の七十五、租税として取去られる、然も稅務署の賦課課税は苛酷極まるのが例であるから産業資本に對する重壓は事業家の企業心を抑制すると考へるが商相の所見如何 (五) 更に商相は石炭増産のため助成金を出す意があると傳へられるがそれは徒らに粗悪炭を出すのみならず、のみならずそれはたとへ公債に財源を求めるとして通貨の膨脹を來すが此の事は税制改正の目的の一たる通貨回収に背反するのではないか (六) 此の改正案により地方團體の財源は殆んど國家に取上げられる結果地方團體は已むを得ず地方債を増發する事とならうが其の結果は國民は國債地方債の二重の負擔を蒙る事になる、又分與税法に於ける分與方法は如何なるものであるか、若し具體的の配分方法を勅令や省令によらしめるものであれば地方團體の財政は全く官僚の手で左右されることになる、又地方三税を國税に移管し

地方團體は僅かに定額の分與税を交附されるのみとなれば財源となる可き工場とか學校とかの誘致運動は無くなつて地方は萎微するのみとなりはしないか (七) 株式取得に要した負擔利子のみを所得税の課税對象から考慮することは株式取得の爲なりや否やの認定が困難であるから、正確に行はれ難い、率る負擔利子は全部控除することに改めては如何 (八) 現在の所得調査委員は権能が小さくて稅務署の思ひ通りに操縦されてゐる、これを決議機關に改めて強力な權能を與へては如何 (九) 相續税の重課は相續財產の沒收となつて日本の家族制度を滅すものである、又實際納税の便宜のため相續稅物納の制度を認めては如何 (十) 今日住宅不足を告げてゐる時建築税を増徴することは益々住宅難に拍車を加へるものではないか (十一) 支那事變特別税は事變終了後一年を以て廢止す可きものであるのにこれを今回の税制改正で恒久税に編入した理由如何 (十二) 酒稅第五十條により「水以外のもので混入は許可を要す」と言ひ、水は無許可で混入を獎勵するかに見えるが誠に不都合である、今日酒を混入した水で酒を造るに於ては、水に酒を混ぜたものである混入程度を嚴に取締る必要がある (十三) 分類所得税の納税者を認定する機關は何であるか、源泉課税であるから納税者の認定に困難が伴はないか (十四) 産業組合課税は小規模な産業組合を壓迫する結果にならないか (十五) 最後に米内首相

はインフレーション防止の爲め公債發行の方法を改めて郵便局や町村役場の窓口賣出しを増加する方針はないか、又企業國民の物資缺乏を強調し過ぎる結果國民の物資に對する不安を増大し物價高を來し寛愜しみの弊風を助長する、米内首相は企業院を廢止する意志はないか

櫻内藏相 (一) 第一は負擔の均衡が得られてゐないとの事だが事業所得、勤勞所得を通じ控除制度を設けてゐるから少額所得者の負擔は輕減されることになつてゐる (二) 次に税制の簡易化については從來の分散的な租稅體系を今回の改正案では綜合的に體系付けたのであるから自分はその目的を達し得たと見て居る (三) 次に物品税は物價の昂騰を來すとの御意見であるが、之は奢侈的消費に課するものであつて却て消費を抑制しインフレーション防止するものである、豫算に重大關係ある物資に對する租税は増徴しないから豫算施行に支障を來す心配はない (四) 生産擴充についても充分の注意を拂つた (五) 増税によるインフレーション防止についてはそれだけ通貨を回收するのであるから或程度の効果があつて居る (六) 個人に對する所得税以外の租稅賦課は苛酷であること云はれるが之は五千圓以上の收入あるものにのみ課するものであり、現在の實情から見て五千圓以上の年收あるものには此の程度の租稅負擔力ありと認めた (七) 負擔利子の控除は生産事業の爲の負擔は控除するが奢侈贅澤の爲の負擔の利子は控除する必要があるから全面的に負擔利子控除制度

はとらなかつた(八)相續税の物納は事實的に不可能である(九)建築税は一萬圓以上の建築に賦課するもので現下の状態から見て不適當ではない

兒玉内相 (一)分與税は地方財源を枯渇せしめるとの御意見であるが地方の財源は却て豊富になる見込みである(二)地方團體への國家事務委託については配分税を新設する事になつて居るが、なほ將來も考慮する(三)地租、營業税、家屋税の税源は全然地方に残るのであつて便宜上國が徴收して現地還附する(四)分與税の分與規定は法規で定め全國的に中央地方を有機的に連携調整して行き度い

藤原商相 此の時局に對しては從來の自由主義經濟では不可で必然統制經濟、計畫經濟によらねばならぬ、數年前の自分の主張は改變した次に低物價政策と生産擴充とが一矛盾する如くであるが、今日はどうしても此の兩者を調和して行かねばならぬ、次に産業資本に對する増税が企業心を萎縮すると言はれるが、時局の結果多額の利益を收めるものはそれに應じて租税を負担すべきものと考へる、たゞ餘に大きな負擔を課しては萎縮するの恐れなしとしないが一面に於て豫算の施行により尨大な政府資金が撤布されるから之を吸収して事業資金を得る事が出来る、更に生産擴充を遂行する爲には平和産業に對しても成るべく資材、勞力、資金の配給割當を圓滿にし度い、我が國は歐米に比べて勞力は遙かに豊富である、然し今日は失業者の心配はない絶好の機會であ

るから徹底的に科學技術を應用して勞力の能率増進を圖り度いと考へて居る、又石炭増産については成案を得た上で御協賛を仰ぎ度い

米内首相 (一)公債の發行方法改善についてよく考へて置く(二)企業院は必要なる官廳であるから廢止する考へはない

島田農相 産組課税は今日の時局に鑑み工業組合、商業組合との振合ひから見ても此の程度の租税負擔は止むを得ないものと考へる

森田氏自席より政府の答辯を反駁して質問を打ち切る旨を述べ、次いで小山議長 竹内企業院總裁より昭和十五年度物産調査員計畫の説明に就いて發言の通告がありまます政府の要求により秘密會とします

秘密會(物動計畫再説明) に入り午後六時五分秘密會を解き公開、同七分散會

十日

稅案革質疑終了 十日の衆議院本會議は午後一時二十三分開會諸般の報告あつた後小山議長起立して紀元二千六百年祝賀上奏書捧呈に關し 諸君明十一日は神武天皇御即位遊ばされてより悠久實に二千六百年の佳節に當るであります、寶祖の無窮天壤と共に彌々榮え御聖徳四方に輝くを拜し奉り一億國民と共に洵に欣慶に勝へざる次第であります、爰に本院は此の光輝ある記念日に際し慶祝の意を表する爲に上奏書を捧呈致し度いと思ひます上奏文は起草委員を設けこれを起草せしめる、其の委員の數は十八名とし議長に於て指名することに

致し度いと述べて上奏起草委員を指名し右起草委員の委員長互選を行ふ爲同二十五分休廳

二千六百年祝賀上奏文可決 午後二時四十八分再開頭紀元二千六百年祝賀の上奏文案を上げ、起草委員長山道葉一氏(氏)より委員會の経過並に結果を報告したる後委員會に於て決定せる案文を朗讀し滿場一致之を可決次第に日程に入り

稅制改正案に對する質疑のため田万清氏(社大)登壇 (一)此の稅制改革は阿部内閣の遺産であつて何等の革新性もない、單なる技術的な整理統一に過ぎない、眞の稅制改革は金融資本の支配にメスを加へなければ求める事不可能であつて大藏省原案の第二種所得綜合課税は徹底的に金融資本に遠慮した官僚と資本家の合作である第二種所得に對する課税を源泉と綜合と二種の選擇方式をとつた結果稅收は二千五、六百萬圓の減少を來し

法人稅の稅率を百分の二十から十八に修正した結果之又五、六千萬圓の減收となつてゐる、斯くの如き金融資本に對する課税が退嬰的であるのに比して勤勞階級下層階級に對する課税は加重されてゐるのみならず分類所得稅に於ける比例稅率は負擔の均衡を失するものである、此の他間接稅消費稅等に於ても又約二億三千萬圓の増徴となり大衆の負擔は餘りに重過ぎる此の意味に於て今回の稅制改革は金融資本と結託した舊套依然たるもの、何等の革新性がない(二)次に負擔の均衡は稅率の目標の一つとされてゐるが所得の構成國費地

方費の配分から見ても何等負擔均衡は保たれてゐない(三)増稅の結果物價騰貴を來たし豫算の施行が困難となるが政府は臨時議會召集の必要は無い(四)第二種所得の綜合課税は全國國民の要望であるが政府原案の源泉綜合選擇方式は戰時財政遂行上不健全である、これは長期財政政策確立の上から見て脆弱性を暴露したものではないか、政府は選擇主義を綜合主義に還元する意志は無い(五)公定價格制度實施の結果は小賣商は單なる手数料しか利得が得られないが之は自由主義經濟時代の商業利潤とは根本的に性質が異なつてゐる、寧ろ公益事業の手数料とも稱すべきものであるから營業稅を廢止しては如何(六)事變に依り個人の財産は不法の値上りを來たし不勞所得が增加してゐるが政府は財産稅を創設し之を以て政府原案たる所得稅中心體形に代ふる意志はないか

(七)次に重要産業に對する免稅規程であるが現在斯かる重要産業は高度の獨占資本を形成してゐる、之に對する免稅は生産の刺戟とならず寧ろ徒に獨占資本を利するのみではないか、政府は生産量を指定してこの一定量を越えた生産にのみ免稅することに改正しては如何(八)國民所得は事變前の昭和十一年と事變下の十四年と比較すると國民所得は二十五億から四十五億に増加してゐる即ち僅か三年間に二十億以上の増加をなしてゐる之れに對し今回の改正は僅か五億の増稅に過ぎないが政府はこの際戰時利得に對し劃期的大增稅を斷行する方針なきや

櫻内藏相 (一)今回の増稅は資本階級の負擔に重きを置いてこの負擔重課を主とし一般大衆の負擔を第二義的にのみ立案した、第二種所得の綜合源泉選擇主義を採つたのは金融政策上急激なる變化を避けるためである公債政策の遂行から見ても今日の情勢に於て金融上の激變を適當ならずと認めたからである第二種所得課税を源泉課税にのみ還元する考へはない(二)物品稅は奢侈的物品に局限し生活必需品の課税は避けた(三)小中商業者は公定價格制度の下に於ても一部は商業利潤を擧げてゐるから、營業稅を撤廢する意志は無い(四)財産稅は理論上は結構であるが、技術的に見て源泉に課するので、その評價が困難であるのと又、稅收の大を期し得ないため採らなかつた(五)重要工業の免稅は生産擴充遂行上必要のため之れを行ふことゝ増加の限度に應じて免稅することも確かに一案であるが政府は寧ろ各生産業を全體として優遇することゝした(六)戰時利得に對する劃期的増稅を斷行せよとのお話もあるが戰時利得と言へども全部租稅として徴收することは出來ない、今回の稅制改正でも既に相當重課されることゝなつてゐる

藤原商相 (一)間接稅の増稅は國民一般の負擔の増加を來たすことは事實であるがその非常時に當つては國民一般が多少の辛抱はしてもらふのは止むを得ないものと諒承され度い(二)小中商工業者に對する營業稅廢止に就いては單なる勸勞所得と異なり若干の資本力を有するから所得稅のみでなく營業稅

ります臨時軍事費追加額は之等の情勢を綜合判断し編成したものでありまして其の經費使途は從來のものと同じであります、即ち遣外部隊並びに之の補充業務を擔任する内地部隊等の俸給、諸給、需品糧秣、被服、兵器、馬匹、醫藥、輸送、築營等に要する經費を計上致して居るのであります而して之等を使用するに當りましては充分の注意を倍進致しまして戦費の節用に努力致す覚悟であります

説明を終り
追加豫算第一號可決 次いで(一)昭

上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

千百餘萬圓でありまして是は軍事費の追加豫算は特に之を計上致さないこととしてあります

豫算審議日程
衆議院に於ける明年度豫算審議の日程は五日午前の衆議院豫算總會で左の如く決定
△二月五日乃至十二日 豫算總會質疑
△二月十三日乃至十九日 各分科會質疑
△二月廿日 各派黨議決定
△二月廿一日 午前分科會決定
午後豫算總會決定
從つて衆議院本會議に於ける豫算案上程は二十二日となる筈

追加豫算第一號可決 次いで(一)昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)を議題とし櫻内蔵相、吉田首相より提案理由を説明中村三之丞氏(民政)の動議に質疑を省略して討論に入り藤原臨朝(民政)鎌井義道(政友中島派)石坂豊一(政友久原派)水谷長三郎(社大)由谷義治(時同)の諸氏賛成意見を述べ採決の結果満場一致を以て可決、十一時四分散會

臨時軍事費及追加豫算説明内容
△臨時軍事費及臨時陸軍材料費金豫算追加説明
唯今議題に供せられましした議案の内臨時軍事費豫算追加及臨時陸軍材料費金豫算追加の二案に付特に説明申上げます

支那事變に關する軍事の經費と致しましては既に數次に亘り帝國議會の協賛を経て居る次第であります、本會議に於ても申上げました通り今回更に其の追加として計上致しました金額は歳入歳出共に四十四億六千萬圓であります

支那事變に關する軍事の經費と致しましては既に數次に亘り帝國議會の協賛を経て居る次第であります、本會議に於ても申上げました通り今回更に其の追加として計上致しました金額は歳入歳出共に四十四億六千萬圓であります

六
六日の衆議院豫算總會は開會勇頭政府より秘密會を要求し畑相より約廿分間にわたリノモンハン事件の戦況に就き詳細報告、之に對して十一名の委員よりあらゆる觀點より質問が行はれ畑相より夫々應答正午秘密會を解き直ちに散會

次いで同じく
吉田海相 海軍臨時軍事費追加豫算は七億三千七百萬圓で前議會で協賛を仰いだものに比して七千五百萬圓の減少となつて居る之が内容は前回帝國議會に於て御協賛を経ました臨時軍事費に引き續きましてその後の情勢に鑑み必要とする支那方面に派遣の艦船、航空隊、陸戰隊等に要する人件費並に軍需品即ち兵器、彈藥、被服、糧食、需品、燃料、港用品などの調達に要する經費、派遣艦船の應急修理など艦船整備に要する經費、支那方面その他各地に於ける應急軍用施設に要する經費、徵備船舶費、應召員に要する經費、各種臨時給與戦死者に對する各種賜金などでございります

先づ歳出豫算の内譯は「陸軍臨時軍事費」二十九億七千三百萬圓「海軍臨時軍事費」七億三千七百萬圓「豫備費」七億五千萬圓と相成つて居ります

支那事變に關する軍事の經費と致しましては既に數次に亘り帝國議會の協賛を経て居る次第であります、本會議に於ても申上げました通り今回更に其の追加として計上致しました金額は歳入歳出共に四十四億六千萬圓であります

支那事變に關する軍事の經費と致しましては既に數次に亘り帝國議會の協賛を経て居る次第であります、本會議に於ても申上げました通り今回更に其の追加として計上致しました金額は歳入歳出共に四十四億六千萬圓であります

七
生産擴充の目標
本格的質問職に入つた衆議院の豫算總會は七日午前十時廿分開會 質問陣の先鋒を承つて
中島彌次氏(民) 明年度百三億の豫算の内軍事費はその約七割を占めて居るがその他に相當の便乗豫算が盛り込まれて居る、政府の發行した豫算網要には軍事費を初め時局に鑑み計上したと明記してあるが明年度豫算編成の重點は果して何處にあるか、十五年度豫算は臨時軍事費追加豫算を同時に提出し十四年度豫算の如く後から追加豫算

之が詳細なる説明は作戦の機密に屬する爲差し控えたい
旨を述べ之を以て臨時軍事費豫算の諸施設を爲すに必要なる經費を計

此の状況に對照致しまして作戦部隊艦船等の爲に必要な概ね一ヶ年間の維持費其の他事變に關聯し緊切な

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

計上致したものであります、尙其の内容につきましては陸海軍大臣より各其の所管の事項につき説明がある筈でありますから之を省略致します

を提出したの比べて形式は整備して居るが餘りに便乗豫算が多い生産擴充、輸出振興などに要する經費は如何なる計畫の下に計上されたのか

櫻内藏相 明年度豫算の編成方針は事變處理の目的達成においた、これが爲には軍備の擴充を必要とせらねばならぬ、生産の擴充が必要である諸種の經濟統制も亦行はねばならぬ、従つて軍事費の他に之等に要する費用を計上した

小磯拓相 生産擴充に關する中央の計畫は必然に外地に及ぶのであつて主として國防力充實の爲の基礎産業の確立をはかる爲十四年度の計畫に加ふるに更に十五年度に於ても之が計畫を進める事とした外地關係の生産擴充に要する經費は此の見地から計上した

中島氏 内外地を通じて生産擴充計畫の根本方針如何、又之に要する經費の割振りは如何なる方針の下に計上したのか此の一定の根本方針を承り度い、此の方針が明らかにならねば此の豫算は便乗豫算の譏りを免れない

櫻内藏相 生産擴充の目標は第一は國民生活の確保に最も力を注いだ農林省所管の豫算が之である、又他面産金奨励、液體燃料その他の諸點にも特に考慮を加へると共に輸出振興にも相當の重點を置いて考へた斯くして計上したのが今回の生産擴充に要する經費である

外他生産擴充内容 小磯拓相(本社速記) 朝鮮に於いては生産擴充上主として金、石炭、非鐵金屬、輕金屬、石油、電力の様なものに重點を置いて生産擴充

をしつゝあります、又臺灣に於いても矢張り鐵、石炭、石油、輕金屬、ニツケル、酒精、工業鹽、電力等に重點を置いてゐる、樺太に於きましては主として石炭、人造石油、バルブと言ふものに重點を置いてゐます、南洋に於きましてはボーキサイト、石油、無水アルコール等に重點を置いて居ります

中島氏 貿易振興の根本方針如何 櫻内藏相 輸出手續の簡易化、外國の日本品輸入防遏手段に對抗して輸出が促進されることを目標とした

勞働力計畫 中島氏 明年度豫算の編成に當り考慮を加へた勞働力調整按配計畫の具體的方針如何、即ち官需、軍需、民需各勞働力の配分、滿洲移民と勞働力計畫との關係如何、又勞賃の基準は何時の勞賃にもとめたか

河川港灣道路などの改修工費は勞賃の大部分を占めるものであるが基準勞賃が明確でなければならぬと思ふが如何、即ち勞賃の配分計畫並に基準單價如何

櫻内藏相 勞賃單價は一般會計では一昨年の八、九、十、三ヶ月の平均原價を基準としてゐる、特別會計では其の後の騰貴の状況を若干考慮に入れてゐる、只此の豫算で確實に豫定の勞賃が得られるか否かは私も心配してゐるが豫算編成の根本目的に反せぬ限りは於いて豫算の運用に萬全を期し度いと考へてゐる、臨時軍事費を除く明年

度豫算に於て動かす餘地のない金額が十三億二千二百萬圓位あると思ふ、其の金の部分に就いては勞賃、物價の騰貴の結果或は不足を

告げるものが出て来るかも知れないが出来得る限り豫算を節約してやつて行き度い、只單價の値上げに就いては中島君と同様憂慮してゐる

小磯拓相 滿洲移民に就いて云へば日本は滿洲事變迄は滿洲に金の投資は行つたが人の投資は行つてゐなかつた、滿洲移民の計畫は全國的な勞務計畫に基き青少年義勇軍三萬と開拓移民二千二百と云ふ割當によつて實行してゐるもので決して日本の勞力調整を破壊する様な無理があるものではない、青少年義勇軍は十六歳から十九歳迄の者を送つてゐるが、この年齢の者は全國で年に三百餘萬を算してゐるから年三萬人は僅か百人當り一人に過ぎない、一寸考へると滿洲移民は國內の勞力を外地に出し過ぎるの感じがあるかも知れぬが實情は斯くの如くであるから此の點を考へて御諒承ありたい

中島氏 勞務動員計畫の内容如何 竹内企畫院總裁 勞務動員計畫は總動員計畫の一部で他の適當な機會に申上りけるが滿洲移民計畫は總動員計畫のごく小さな一部分に過ぎないからこれを繼續して全體としての勞務動員計畫の遂行に何等支障はないと思ふ

中島氏 藏相は勞力原價の値上げに處する對策として追加豫算を云々されたがそれは今議會に提出の豫定か又は臨時議會召集を前提としてのことか

櫻内藏相 豫算實行上の不足金額を豫備費、追加豫算等に求むるとは云つたが自分としてはこの豫算でやつて行けるものと思つてゐる、

然し若し不足を生ずれば本議會に追加豫算を提出することになるかもしれない臨時議會のことは考へてゐない

中島氏 明年度資金計畫に於ける對滿投資、對支投資、國民貯蓄額等を如何に見積つたのであるか、明年度公債を五十七億と抑へた理由は如何なる資金計畫の勘定から來てゐるのであるか、資金計畫と公債計畫との關係如何

櫻内藏相 公債發行は大體十四年度を基準としこれと似寄つた經濟界の推移があるものと前提してゐる、銀行預金、郵便貯金等の実績から見てこの程度の公債は發行しても消化し得るものと見て五十七億と抑へた、滿洲投資は輸出入關係から見て十四年度は大體九億内外を算したから十五年度は大體これと大差なきものと思ふ

中島氏 公債計畫は對滿、對支投資と國民貯蓄の三者を勘定して充てねばならぬと思ふ

と述べ次いで明年度豫算と物動計畫との關係に入り

中島氏 藏相は過日の本會議で物資が不足すれば豫算について再檢討を要すと聲明されたが十五年度豫算に於ては十四年度豫算に比しどの程度物資の需要増加を見込んで居るか

分與金、公債金などを差し引けば約四億圓ばかりは純増となるものと見られるが具體的計數如何 谷口主計局長より計數的説明を加へたる後

谷口局長 物資に關係ある經費は前年度に比較して三億に充たざる程度の増加額である

中島氏 物資に關係あるなしに拘らず十四年度に比し十五年度豫算が增加してゐる額如何

谷口局長 文治各省關係で約三億圓の増となつて居り之は大體物資を伴ふ豫算である、たゞ此の中には官廳の筆墨費の如きものも含んで居る、他の五億は軍事費關係の増である

中島氏 明年度豫算の基礎となつた物動計畫の概要を説明され度い、先づ十五年度の生産額は十四年度の實績に比し増加せるや減少の見込みなりや

竹内總裁 十四年度は十三年度に比し増加し又十五年度は十四年度に比し同様増加の見込である

中島氏 ストックは増すか減るか

竹内總裁 十五年度はストックは十四年度に比し或る程度減る見込みである

中島氏 廢品回收、滿洲よりの輸入は如何

竹内總裁 廢品回收は或る程度減る見込みである

竹内總裁 容易に見通しがつかぬが昨年九月以降の實績から見て増加するものと見積つた

中島氏 日米通商條約の廢棄と日米貿易の前途を如何に見てゐるか、又英佛獨等貿易國との貿易は減少するか、中立國との貿易を差し引いて如何なる見積りを樹てたか、更に石炭電力等の不足をどの程度見込んでゐるか

竹内總裁 對米關係では異常の變化はないものと想定して計畫を樹てゐる、英佛獨等との關係は品物により異なるから特別の品物については補餘の中立國との貿易によつて補ふ豫定である、石炭電力の狀態は改善し得るものと思つてゐる、石炭電力は基礎的な産業に對しては重工業に則り極力供給を補充して行く積りである

中島氏 新産金買上げ量は十五年度は十四年度に比して多いか少いか

竹内總裁 新産金は或る程度増えると思ふ、回收金の額は減ると見てゐる

中島氏 貿易外收支は如何に見積つてゐるか

竹内總裁 貿易外收支動定は餘り樂觀を許さぬものと思つてゐる

中島氏 在外日本人の送金は如何がその詳細はこゝで言明出来ない

櫻内蔵相 輸入其の他は減少するが生産擴充は順調に進む豫定であるから自分としては昭和十五年年度豫算の施行に差支へないと思へる

此の時三土委員より明年年度豫算審議の重點は物の關係にあるのであるから成る可く早い機會に政府は秘密會に於いて物動計畫を説明されたいと提議して八日午後秘密會を開くことに決定

實行豫算問題 次いで再び質問に戻り 中島氏 蔵相は實行豫算は編成せずと言明したが實行豫算は編成しないのか、前内閣が作つた豫算を踏襲して實施するに當り實行豫算を編成せずしては不可能ではないか、事變以來の歴代内閣は何れも實行豫算を編成して來てゐる、櫻内蔵相は實行豫算編成の意思はないか

櫻内蔵相 本會議に於ても度々答辯した通り只今のところでは實行豫算を作る意思はない、併し豫算の實行に當つては充分考慮を加へて萬遺憾なきを期し度いと考へてゐる

とて暗に豫算成立後に於ける實行豫算編成の内容を暗示し、次いで 中島氏 臨時軍事費追加豫算で豫備費が一億だけ増加した理由如何

櫻内蔵相 豫材の關係其の他種々の理由から豫備費を多額に必要としたので七億五百萬圓だけ計上したのである

中島氏 以上上の企畫院總裁の答辯を綜合すれば昭和十五年年度に於ける物資供給は減少するものと見られ

斯くて午後零時五分一旦休憩午後一時二十分再開と共に午前中に引續いて中島氏の質疑に入り

軍事豫算檢討

中島氏 臨時軍事費豫算の豫備費が増した理由如何

谷口主計局長 前年來からの豫備費支出の状況に鑑み又萬一の場合に備へて本費の外に計上した

中島氏 十四年度豫備費は使用済みであるか

谷口主計局長 大體支出済みもしくは支出することに勅裁を経たものである

中島氏 本費に於て減つて豫備費で増へてゐるのは何故か、又本費の方でも大戦は無いのに減り方が少ないのは何故か、十四年度豫算に於ける豫算外國庫負擔の經費七億圓を使用してゐるが豫算外國庫負擔は豫備費に依らず本費に依るのか

谷口主計局長 豫算外契約七億圓は今迄使用してゐない、然るに海軍の豫備費が十五年度に増へたのは國際情勢の變化と兵備が相當長時日を要するからである、本費としては必要でなくとも萬一の場合に備へる必要からである

海相 所有物資にして有事に備へる要あるものがある爲計上した

中島氏 物動計畫以外のものですねに必要の資材は賄ふ心算である

谷口主計局長 前年度より増加してゐる一億圓は勿論その他に就いては物動計畫と睨み合せてその支出を決定することになつてゐる、必ずしも只今から見極めを付けて居なくとも今後物動計畫と睨み合はすことになつてゐるものもある

中島氏 十四年度に殘つてゐる豫備費は十五年年度に使用する考へか、又何故十五年年度に本費で要求しないのか

武井海軍經理局長 十五年年度は十四年度の残りでは若干不足であるが見られるので計上した、又契約したものが遅れて物資の調達に翌年度に繰越されるものもあることも考へねばならぬ

陸相 今後の作戦に就いては答辯の限りでないが占領する地域も段々せばまり又新中央政權が樹立され事變遂行の爲には今後一層戰略と政略との協調が必要となつて來る従つて前年に比べて著しく經費を減らすことは出来ない

石川陸軍經理局長 萬一必要な場合に備へて豫算外契約を計上したのであるが豫算實施の状況より見て必要が無かつた、十五年年度も大體推算して必要と認めた額を計上した

中島氏 陸海軍合せて十五年年度に使用し得る十四年度からの持越し殘額は相當に多いと考へるが如何

石川陸軍經理局長 十四年度に生産擴充が思ふ様に行かなかつたこともあり、又調辦價格が高いといふ議論があつて努力するべくその單價を安くしたうと努力した關係で經費が殘つたが十五年年度は生産擴充に伴ひ十四年度とは違つた豫算の遂行が遲はれるものと思ふ

海相 海軍の分擔する作戰區域が廣くなつた點を考へ願ひ度

武井海軍經理局長 事變處理のため急速施設すべきものに限りその他の經費には使つてゐない、又本費に計上せずなるべく將來に繰越す方が事務的に好都合と考へて豫備費に計上した

中島氏 臨時軍事費から一般會計に移した金額が年々殖えてゐるのは何故か

陸相 物資不足のため作戦に不自由を來すことはないかと質問があつたがその點については些かも心配はない

石川陸軍經理局長 内地に於ける補充事務が多くなつたので臨時軍事費に移された經費が増えた

武井海軍經理局長 海軍では戦地に赴く維持費を一般會計から臨時軍事費の方に移した

中島氏 補充部隊の經費は臨時軍事費豫算と見てよいか

石川陸軍經理局長 それ等は十五年年度から全部臨時軍事費支辨とした

中島氏 今後も臨時軍事費に移される經費が増える見込であるか

石川陸軍經理局長 大體現狀程度と

中島氏 次いで

陸軍の新軍備充實計畫は十五年年度に現れたところを以て全貌と見てよいか

煙田相 資金物資努力などの關係から控へてゐるものもあり今回提出したものは其の全貌ではない

中島氏 然らば其の全貌は何時現れて來るのであるか、將來の財政計畫、生産力擴充計畫、物動計畫等の上から見通しが困難になると思ふが大體の目標は如何

烟陸相 軍備充實計畫は國際情勢と將來の國防關係を検討し國際關係の大體の見通しにより樹てられた之が全貌は作戦計畫と關係があるので公表出来ないが大體今後二、三年の間を目標にして計畫した、これを豫算化する上からは色々な點を考慮し財政の關係を見て四、五年となつてゐる

中島氏 然らば未だ後は今後出て來ると解釋してよいか

陸相 その通りである

中島氏 陸海軍併せて六十億圓に近い大軍備充實計畫となつてくるが陸海軍双方で大體日滿支國防計畫を樹てる決意をもつて臨んでゐるか

陸相 今後二、三年間に御話の様にすれば結構であると考へ計畫してゐる

中島氏 電力石炭等物資不足に困つてゐる現状に於いて六十億圓に餘る國防計畫を遂行せねばならぬとすればこれが爲め從來と異つた考へ方で生産擴充計畫を樹てねばならぬと考へる、物動計畫に就きもその通りである、この點に就き如何に考へてゐるか、陸海軍當局は物資調達に成算ありや、日滿支より物資を如何に獲得する考へてあるのか國民總動員體制の強化、悪性インフレーション防止対策をどうするか、又この膨大な國防計畫遂行に必要な輸送能力に關する対策ありや首相は如何にして國民生活を確保しつゝ國防計畫を遂行する決意であるか

櫻内藏相 現在の重大時局に鑑み國防充實、國民生活の確保の爲め物資を充分供給するだけの生産力擴充は何としても努力したい、輸出振興も同様である、又悪性インフレーション防止の爲には散布された資金を完全に回収し、一面消費の節約につき民間のみならず政府も努力し其の他公債消化、特殊の貯金の方法及び年金制度等により最善の努力を拂ひたい

藤原首相 生産力擴充のためには第一に焦眉の急を要する石炭と勢力の供給を豊かにして國民生活の安定を圖りたい、貿易振興も石炭及び勢力に重點を置き其の他雜貨、織維等に就き資材の供給を圓滑にした

烟陸相 國防の安定を圖る爲めに膨大な經費を提出したのは財政經濟の狀況、生産力の擴充、國民生活等に鑑み陸軍としては誠に責任の重大を痛感し一木一草と雖も忽せにしない決意でやつて行き度い

松野鐵相 輸送能力の増強については十三年度以降協費を受け車輛の新造、線路の新設、操車輜、水陸連絡設備、輸送信號機關等の改良などを圖り其の他東京、下關間の輸送増強に努力してゐる

首相 東亞新秩序の建設のため軍費充實は最も肝要である、而してその基礎は國民に置かねばならぬ、戦時國民生活確保のために關係閣僚より答辯したる如く最も必要な物資を最も迅速圓滑に生産配給をしなければならぬ、又消費の上でも國民として充分考へなければならぬ、これが必要だ」といふ點は絶對であるが「これも」といふ點は苦しくとも目をつぶらねばならぬ、時局の認識に伴ふ愛國心の發露と時局に處する確固たる信念

とによりこの難關を突破せねばならぬと信ずる

斯くて中島氏の質疑を終り次いで日滿支國境問題

窪井義道氏(政友中島派) 日滿支國境確定委員會の結果如何

有田外相 意見一致を見るに至らざる爲其の儘一應見をつけることとした、問題は全國境に亘る問題とノモンハン附近の國境確定と二つあつてノモンハン附近の國境確定委員會は意見の一致を見るに至らずして物別れとなつた、一般國境問題については近く確定委員會成立の可能性があるから全國境確定問題の一部として取り上げることになるかもしれない

窪井氏 外相は本會議の演説に於いて國境確定の順調に進行しつゝある旨を述べてゐるが當時既に國境確定委員會は解消してゐたのではな

ないのか

有田外相 當時幾多の接衝を重ね一時妥協の氣運が強かつたがこれが急に妥協不能に陥つた詳細の事は調査の上、後程報告する

窪井氏 當日烟陸相は國境確定問題の解決が困難であると云ひたが有田相は交渉進捗であると云はれたが兩相の間に喰ひ違ひはないのか

烟陸相 國境確定問題は現地交渉に入つた、その後の詳しい報告は聴いてゐないが唯少數の一部隊が頻々として越境して來てゐるのでこの問題は困難であると申上げたのである

外相 只今陸相の申された通り不法越境事件があるからこそ國境確定の必要があるこれは一日も速に確定しなければならぬ問題であるが

何んと言つても長距離に亘つてゐるものであるから中々困難である

窪井氏 事變處理は近衛聲明により我國の方針は確乎不拔のものがあ

る支那事變の起因は日本の善隣政策に對し蔣介石の力づくの反抗にあると思ふが如何

米内首相 御質問の主旨に賛成である

窪井氏 蔣介石を相手とせずとあるのが近衛聲明の原則である、併しそれと同時に蔣介石政府が其の性格を變へて新政權の傘下に來るの

であればこれを容れると云ふてゐるが其の條件は如何

米内首相 蔣介石の國民政府が改組解體して個人的に入つて來るのであれば差支へなし蔣介石又然りである

窪井氏 近く成立せんとする汪精衛氏の新政權の性格、政策を速かに公表せられたい、新政權と日本との國境調整の基本條項は何時發表されるか

米内首相 なるだけ早く適當な機會に發表したいと考へてゐる、多分二、三日のうちに或は秘密會になる

も知れぬが公表したいと考へてゐる

窪井氏 支那に於ける歐米列強の租界は支那搾取の最大原因で日本の理想とする新東亞建設、支那の解放とは根本的に相容れないものであるから日本の聖戰遂行に有害となる、之等の租界を如何に取扱ふ方針であるか

米内首相 東亞新秩序の建設は驛國の大精神を以て進むべきは勿論此の大業を惡意を以て妨害するものは斷乎反撃せねばならぬ、近衛

聲明にも明記してある通りである

租界その他の問題についても善意あるものは之を認めるが惡意であるものは容認出来ない、たゞ具體的な取扱ひを慎重考慮の上將來之を決定する

窪井氏 新政權に對して大公使を派し之と軍事同盟を結び更に支那に於ける日本の租界を之に返還するのみならず第三國の租界返還についても助力するの意ありや

首相 新中央政府が樹立され速やかに整備され強固となる事を希望する、又大公使を派するは當然である、軍事同盟については言明を避け度い、租界問題については考慮する

窪井氏 第三國の租界は如何にするか

首相 それは新中央政府が出來上つてそれから考へらるべき事である要するに東亞新秩序の目的にそふ様にすべきである

窪井氏 外相は日獨伊防共協定を以て事變處理上喫緊の重要事なりと考へるか

有田外相 防共は日本の國是であつて出来るだけ多くの國と手を握つて此の方針を進めて行きたい、支那に對しても同様で、此の方針に則つて臨みたい

窪井氏 防共協定強化を目的とする日獨伊軍事同盟交渉と天津租界隔絶を繞る日英交渉及び米國の通商條約廢棄の通告は時を同じうして相次起つた、日本は英米と結びか獨伊と提携するかに對して國民は皆迷つた日本は孤立主義に墮ちず眞劍に日本と手を握る國と相結んで強力な國家群を形成すべきで

はないか、前内閣は歐洲の動亂に不介入を聲明したが外相は日獨伊の連携を更に強化するの意志はないか

有田外相 所謂防共協定強化といふ事は只今考へて居ない

窪井氏 九ヶ國條約は日本の事變處理、作戰目的遂行にとつて著しく妨害となるものだ、政府は之を何故破棄しないのか、支那に於ては滿洲國が獨立し今また大戦争が行はれてゐる今日情勢變化の理由を以て九ヶ國條約廢棄の通告をなすべきであるかと考へるが如何

九ヶ國條約廢棄慎重考究必要

有田外相(本社速記) 九ヶ國條約の或る條文は今日東亞に於ける事態に即しないものがある、即ち所謂古い原則、觀念は今日の東亞の狀態にそのまゝ適用することが出来てありません、併し之を廢棄するといふ事が一方から見れば東亞の新秩序建設の上へ便宜であるといふ見方もあります、又反面に於てその廢棄と云ふ事の及ぼす影響といふ事もあり得るのであります

この雙方を比較考査して見る必要もあります、旁々この九ヶ國條約の廢棄の問題につきまして慎重考慮を要する次第であると考へる次第であります、又支那政權の出来ました場合に日本が新中央政權とどう云ふ風な措置をこれについて取るかと云ふ事につきましてはこれ亦將來の問題としてその際更に慎重考慮すべきものだと思ふのであります

畑陸相(本社速記) これは事が相當大きき御座いますし、我々と致

しましては無論政府の方針に従ふべきものと思つてをります

窪井氏 次にお戦權を發動する考へはないか、これによつて凡ゆる蔣政權援助の途を斷つのが妥當と考へるが如何

米内首相 只今のところ交戰權を發動する考へは持つてゐない

日米通商條約問題に移り

窪井氏 米國の非友誼的態度は日本及び日本國民に對する絶大な侮辱である、外相は「無條約となつたけれども米國は條約があつた時と同じ狀態で取扱ひをせよ」と云つてゐるから差し支へはない」と述べてゐるが外相は今後更めて通商締結につき如何なる考へを持つてゐるか

有田外相 昨年七月アメリカから通告をして來たのは突然のことであるがこれは條約のうち廢棄條項があり六ヶ月の豫告を以て廢棄出來る規定がある、法律の點では別

に不當と認む可きものはないのであるが突如として通告したことに日本國民として不滿を持つてゐる本年一月廿六日から無條約になつたが事實上に於ては支障はなくとも通商關係が不安定なことは事實である、なる可く速かに條約を締結したいがアメリカの氣持から考へて必ずしも容易なことではないであらう、併し條約を作ること日本双方にとつて必要なことで此の點に就き鋭意努力するがそれが出来る迄は自主的立場に立つて國交調整に努力して行く考へである日本としてはアメリカが不滿を述べてゐる支那に於けるいろ／＼な

問題にしても、日本の立場に於て解決すべき問題はどし／＼解決して行かねばならぬと考へる、條約が出来れば實際に不安定な状態のない様に努めて行く考へである

窪井氏 野村、グルー第三次會見に於て野村外相は揚子江、珠江の開放を闡明したが當時アメリカではこれを以て日本がアメリカの日本向輸出禁止を恐れた結果であると斷じてゐるものがある、これ等の點に鑑みても東亞新秩序建設に關する見解で日米雙方に根本的に相違するものがあると思ふが、それも揚子江開放の聲明をした根本方針如何

有田外相 一體揚子江を封鎖したのも軍事上の必要に出たもので之を開放するの必要の程度如何に基く勿論揚子江開放で直ちに日米間の關係がどうかといふ事はないと思ふが併しアメリカでもお述べになる様な説を爲す者もあり又それ程でないものもある、要するに今日の無條約状態をして出來る限り安定の状態に置くことが肝要である

窪井氏 今後アメリカが一方的に輸入禁止をせる場合については今から充分考へて置かねばならぬ、日本の輸入品をアメリカに依存する状態は憂慮すべき點が多いがこれが對策につき所見如何

商相 大體の考へ方は同意見であるがその對策の詳細については秘密會席上御話し度い

竹内總裁 アメリカからの輸入を豫定してゐるものについては今日のところ日米無條約によつて大した支障はない、將來の問題としては

特定物資が特定國から輸入困難になる場合に備へて生産擴充、在庫品の出動、輸入筋の轉換等につき今日から既に考へてゐる、又最悪の事態に備へても日滿支綜合經濟その他種々の方策を考究してゐる

窪井氏更にソ聯關係に轉じ

窪井氏 北樺太石油、カムチャツカの漁業問題及び日ソ通商條約につきその経過を伺ひ度い

外相 漁業問題は本年一杯の暫定取極めて進んでゐるが長期の問題については只モスコに於て交渉せんとしてゐる、北樺太石油の問題は未だ實際に於いて解決の歩を見ない、従業員に對する妨害は稍改善されたと云はれてゐるが甚したる改善ではない、通商條約は難問であり目下交渉中である

窪井氏 事變處理、國民生活安定、第三國との調整の三者は極めて微妙な關係に置かれてゐるが首相は事變處理の第一として後の二者を最少限度にやつて行かうといふ考へかその關係如何

首相 事變處理の完全な遂行の爲には國民生活の最少限度に切詰め又第三國が妨害する場合には斷乎たる態度に出なければならぬ

窪井氏 事變處理遂行の爲には國民を訓練して政治組織下に迄持つて行かねばならぬ、國民が自ら政治に協力することが肝要である、この點に關し首相の所見を伺ひ度い

方ではない

外相 ノモンハン方面の國境確定につき曩に御質問があつたが、右に關する兩國の共同發表は遅れて二月一日の午後四時に漸く兩國間に打合せが済んだと云ふ施政演説に間に合はなかつた

之を以て窪井氏質疑を終り

松本忠雄氏(民政) 野村・グルー會談の後、外務省の情報部長は日米間に無條約状態は來ないであらうと述べてゐるが之はその結果に於いて逆になつた、その間の事情につき説明を伺ひ度い

外相 グルー大使が日本を欺く考へてなかつた事は勿論である、恐らくあの條約が無くならつても條約があつたと思ふが、之が情報部長となつて現はれた時は只今お述べになつた様な事になつたもので甚だ遺憾に思ふ

對米交渉内容

松本氏 アメリカに對して堀内大使は如何なる交渉をしてゐるか

外相 暫定取極めに關する事は目下問題になつてゐない、只兩國條約締結は相當困難があると思ふがこれを結ぶといふ努力は勿論棄てゝゐない

松本氏 アメリカに對して日本は甚だしく妥協的態度ではなかつたのか、又揚子江開放は通商條約問題の交換條件と見られてゐなかつたか

外相 アメリカの對日態度に對して日本が妥協的態度であつたのではないとの質問に對しては私は飽く迄自主的に解決すべきものと思つてゐる、又揚子江開放が日本に

對して無條約狀態でないやうにと云ふ交換條件とかゼスチュアアではなかつたかとの質疑に對しては私はさうは思はない、之は我が作戦行動緩和の影響である

次いで松本氏 揚子江下流地域の治安につき陸相に實し

陸相 同地域の支那兵は共產軍、保安隊、自衛團等合せて九萬と稱せられてゐたが我軍の積極的討伐功を奏し、又維新政府の治安工作と共に漸次治安の回復を見つゝある之がため現地軍が揚子江開放の發表をしたものである

松本氏 揚子江開放の義務を負はされてゐるものと見てよいか

外相 一方的聲明であるから別に義務を負はされてはゐない

松本氏 米國が國交調整上日本に求めてゐるものは如何なるものか

外相 支那に於けるアメリカ人の生命財産等の權利についてはアメリカが求めてゐるものは一昨年十月十六日米國の公文によつて示されてゐる

松本氏 兩國間に存する諸懸案について詳細説明を伺ひたい

外相 如何なる懸案があるかについては發表して差支へないが次の機會に於て申し上げたい

松本氏 支那に於ける米人を全部引揚げる様にアメリカに勸告する考へはないか

外相 重大問題であつてこの席で御答辯し得る限りではない

松本氏 今日重大時局の折柄首相よりアメリカ國民に警告し日本國民に安心させる如き聲明をされた

米、壓迫の場合決意あり

米内首相(本社速記) アメリカの行動に對しましては充分に注意を致しまするが、悪意を以て解釋を致したくないのであります、唯我帝國の眞意を諒解せずしてあく迄も干渉する、此れ以上に益々帝國に對して壓迫を加へる、さう云ふ態度に出ました場合に帝國としては十分な用意を以て居るといふ事はつゞきり申上げます

松本氏 日本が交戦権を發動しないといふのは差し當りといふ意味であるか、將來はどうか解らぬといふ意味であるか

首相 將來のことはいざ知らず只今のところ發動する考へはない

松本氏 汪政權を承認してしまへば交戦権の發動は出来ないのではないか

外相 汪兆銘政權が支那の正式の政府といふことになればこれに對し交戦権の發動といふことは困難になるのではないと思ふ

松本氏 沿岸封鎖も汪政權承認後は變つてくるのではないか

底せしむる様努めなければならぬ汪兆銘政權の中から先般異分子が出たのも却つてさういふ地盤が固まつて行く所以であると思ふ

松本氏 事變處理に關するこの條件は如何なる日本人が見ても寛大なものであるが而も之に對して日本國民中何人も反對をしないのは日本國民が眞に聖戰の意義を諒解してゐるからである、此の際首相より答辯を伺ひたいが日本政府は斷じて重慶政府を相手にしないと信じてよいか

首相 その點は明瞭過ぎる程明瞭である

松本氏 死體及び俘虜の交換は間違ひなく行はれてゐるか

外相 俘虜及び死體の交換も大體終つた

松本氏 ソ聯側は之に對し誠意を以て臨んだか

外相 誠意は程度の問題で強ひてソ聯側の誠意を疑ふ必要はない

陸相 俘虜及び死體交換の事は別の機會に於て説明したい

松本氏 國境確定交渉の内容につき伺ひたい

外相 只今は差控へたい

松本氏 一月三十日ジャバンプンタイムス及び翌三十一日アドヴァイターズにはこの交渉が決裂したと書いてあるが邦字新聞には二月一日に發表された、これは如何なる理由によるか

外相 英字新聞は外人筋より聞き込んで禁止のものを書いた

松本氏 この點につきタイムスは發禁になりアドヴァイターズはそれの處分を受けなかつたのは何故か

山崎警保局長 タイムスに對しては禁止ではなく削除を命じた又アドヴァイターズに對しては既に當日日ソ兩國の共同聲明が發表される運びとなつてゐたため實效を擧げ得なかつた

松本氏 日ソ漁業條約の長期取極め交渉と北鐵讓渡金の支拂との間に關連性はないか

外相 北鐵讓渡金の支拂が將來に於て漁業條約の長期取極めを行ふと云ふ約束をする原因となる事は考へられるが未だ順調に進んでゐない、併し其の交渉も近く進められることになつてゐる

松本氏 ソ聯は北鐵讓渡金を如何に使ふことになつてゐるか

西歐亞局長 北鐵讓渡金をどう使ふかについてはロシアの方できめてよい事になつてゐる、別段其の使用につき取極めをしてはゐない

松本氏 北樺太の權益に對するソ聯の妨害について如何なる處置を講じてゐるか

協定締結の際に於てもそれが第三インターに對するものであつてソ聯政府を相手とするものでないことを明らかにしてゐる、防共といふことと日ソ國交調整といふことは決して矛盾しない

松本氏 獨ソ不可侵條約と日獨防共協定とは矛盾することはないか

防共協定維持

外相 防共協定の表面のみ見て法律的に云へば必ずしも矛盾するとはいへないかも知れないが、その精神に於いては影響があるので不可侵條約成立の際抗議をしてゐる、然し防共協定を廢棄した理ではないから今日でも同協定を維持して行く

松本氏 防共協定強化が出来なかつた爲めに獨ソ協定が出来たと見る様な考へについては如何に見るか

外相 防共協定強化の内容についてはこゝにいふ可きではないが私見としては日本の立場から防共協定強化が出来なくて、獨ソ不可侵條約が成立したとしてもこれは致し方ない事と思ふ

松本氏 白鳥大使は當時海外に於いて交渉経過を公表してゐるが

外相 は如何に考へるか

外相 當時外務省から大使に對し注意した筈である

松本氏 白鳥大使は歸朝に際し防共協定強化の目的のために歸朝するのだといつてゐるがそのために歸朝を許したのであるか

外相 外務省がそのことを承知の上で歸朝させたとは考へない

この時議事進行に關し川崎氏(民政)より發言を求め

川崎氏 米國との關係が對日禁輸の

最悪状態になつた場合に對する質問に對し企畫院總裁は研究中であるのみ答辯してゐるが、これは内外の誤解を招く虞れがあるから改めて充分の用意ある旨明かにしたい

竹内總裁 情勢の推移に應じ絶えず研究をしてゐる旨を答へたのであつて最悪の場合に對しては一段、三段の用意をもつてゐる旨をこの際補足して置きます

八 汪政權の問題

汪政權の問題 八日の衆議院豫算總會は午前十時十分開會直ちに質疑に入り

安藤正純氏(政友久原派)首相は過日施政方針演説中歐洲の戰爭に介入せず、支那事變處理に専ら邁進すると言はれたが汪精衛氏の新政權樹立によつて重慶政府は崩壊し事變は間もなく解決するものと國民は期待して居る、しかるに現地の興亞院出先をはじめ一道官民の間には汪氏の無力弱體を指摘して居るものもあつて汪政權と日本の提携の効果を疑はしむるものがある、政府は果して汪政權と提携して事變を處理し得るの成算ありや、詳しい事は言明出来なければその方向と輪廓のみでもよいかから明確にして國民の疑惑を一掃せられ度い

米内首相 汪氏の運動と我方との關係については之を全部一括して成るべく早い機会に發表する 安藤氏 汪氏に實力が乏しい所以は兵力と戦力との不足に由來する之を補充してやらねばならぬがその方策如何、之にわが國が協力して

やるためには駐兵と經濟提携とによらねばならぬ、之は或る程度支那の主權と行政權とを侵す事になるが此の事は汪氏の主張する主權行政權の獨立と矛盾して來る汪氏は此の點で一つのデレンマに陥るの他ないが日本は東亞の盟主たる立場から駐兵すると共に鐵道その他日支合辦の形式によつて經濟開發を斷行せねばならぬと思ふが政府は率直にその所信を表明せられたい

米内首相 汪政權に對する軍事財政その他の援助は政府として充分に考慮して居る、汪政權と日本との關係の内容は此の次の機會に申上げ

畑相 現地に於ては現に日夜作戰進行中である、又治安維持の必要があるのでどれだけの範圍にどれだけの兵員をどれだけの期間駐屯せしむるかを明瞭に申し上げる事は不可能である、しかし陸軍としては出来るだけ充分な武力援助をあたへる方針である

安藤氏 汪政權との協定の内容は駐兵、經濟提携の他特殊地帯、揚子江下流地域、沿岸島嶼等の各問題を含めて通商、關稅などの問題を含むものであるから考ふるから公表し一日も速やかに此の内容を公表して國民の理解と協力とを求められ度い、先づ新政權の法統であるが青島會談の結果の發表によれば徹頭徹尾國民黨に基礎を置く所謂國民黨政權である、汪氏は純正國民黨少府を標榜して居るが、日本國民としては今次支那事變の元兇は國民黨なりと考へて居るものがある、聖戰遂行の意義の中に汪氏の

國民黨の法統繼承を容認し得るものがあるかないか政府の所見如何又假りに容認し得ざるとするも東亞新秩序建設の爲に日本が一步譲歩して之を容認せねばならぬとせばその理由を説明せられ度い

米内首相 國民黨の主義綱領の中に容共を含まず抗日を含まないものであれば東亞新秩序の建設に妨害となるものとは思はれない

安藤氏 新政權の首都並びに國旗問題も明瞭にし、日本國民の疑惑を解消せねば國民は渾然一體となつて事變處置に當ることが出来ぬと思ふが如何

米内首相 新政權の首都並びに黨旗の問題については比次の機會に一括して御説明申上げる

安藤氏 汪政權の思想原理については青も大きな疑問がある、即ち汪精衛氏は去る一月廿四日の聲明に於て三民主義に改革を加へ之を奉ずる旨を述べてゐる、由來三民主義は未完成で解釋が區々であつて抗日容共の重慶政府も之を標榜すると云ひ汪政權も亦三民主義を綱領とすると云つてゐるのでは新東亞建設計の大業、邁進する日本國民の所見如何

畑相 柳川興亞院總務長官から答へする 純正三民主義指導警戒 柳川興亞院總務長官(本社速記)只今の三民主義の問題について三民主義は安藤君の御意見の通りに主義として決まつたやうな決まらぬやうなもので多様に解釋の範圍が廣いやうであります、隨つてこれがため支那國民の思想が動搖致し

ましてその一部が極端に一方に偏して三民主義を唱へて居りながら本來唱へ始めた人の考へとその趣くところは動もすれば方向を違へついに容共に至つたのであります、この度汪精衛氏が嘗つて從來からの如き思想を改め汪精衛氏の今考へて居られるやうな方向に指導したいといふその三民主義はこれを改めその根本の思想を東洋の思想に置いて最近にはまた我國の支持を受けるため更に我が國教とか國法の影響をうけてから改めた方向に進まうとして居るものと考へます、従つて今安藤君のいはれました通りに改めた所謂純正三民主義はこれを認めるとしてもこれから以後の思想指導に關しましてはこれと提携し大いに警戒し再び行き違ひの抗日容共に向はざるやう注意することが必要と考へて居ります

安藤氏 蔣介石は永い間の國民教育の實踐に三民主義を採用し其の中に抗日排日侮日を教へて來た、従つて三民主義即ち抗日と云ふ先入意識は容易に支那人から除去することは出来ない之は三民主義の理想に關する理論の問題ではなく實際の様相である、汪政權は今復之を取上げるべく云ふ事であれば其處に多大の危險が伴ふことを考へねばならぬ、汪精衛氏なき後又三民主義に伴ひ抗日排日の潛入感が支那民衆の間に蔓延する恐れなきやう此の際三民主義の解釋を統一して置く必要はないか、三民主義は民族主義民生主義民權主義の三者各別に分離すれば共產主義になら

ぬが、之を綜合統一すれば容共抗日の主義に轉化する恐れがある、政府は此の三民主義可分説を以て指導原理を統一しては如何

有田外相 充分研究する 松浦文相 之は極めて重大なる問題であるからよく内閣に於て議を練つてから答へする

安藤氏 支那事變は軍事的に成果を収めるだけでなく思想的に支那を指導せねばならぬ、北支に新民會中央に大民會があるが表裏定めないが支那の常であるから充分警戒してかゝらねばならぬ

柳川興亞院總務長官 東洋精神を以て支那の思想的動搖を救ふことは大いに必要で此の方針に則つて努力する

安藤氏 外相は日本の外交は自主外交であるが防共の點に於いては異ならないと言明せられるが不可解なところがあつた、昨午の獨り協定締結に際し日本からドイツに提出した抗議に對しては如何なる返事が來たか、又返事がなければ再抗議でも出したか、此の間の経緯を説明され度い

有田外相 日本は抗議に對し獨逸から別に意思表示があつたことは承知してゐる、併し獨り協定の成立によつて防共の精神に障害を受けたとは考へない

安藤氏 獨り協定の結果日獨防共協定は紙の上の空文に終るのでないか、或は防共協定は獨逸から破棄されるのではないか等の疑問もある、外相の言明を求む

防共協定存続の事々疑はす 有田外相 防共協定はドイツの外にもイタリー、ハンガリー、スペイン

ン、滿洲國等々の間に結ばれてゐるものであつて一般的に云つて之を遵守する熱意に就いては國に依つてまた時代時代に多少の厚薄はあるかも知れないがその存續してゐることは毫も變りはない、今日ドイツは其の締結當時に比し多少精神に於て相違はあるかも知れないが協定を廢棄する考へは持つてゐないのである、元來防共協定は第三インターナショナルの脅威に對して備へたものであるから之とソ聯との國交調整との間には何等矛盾する所はないのであつて最近では日ソ兩國の一般的空氣も漸次好轉してきてゐる状態である

安藤氏 日米通商無條約狀態の打開について外相の方針如何、又防共と日ソ國交調整とは矛盾しないか

有田外相 日米通商條約の問題は米國政府がこれを廢棄の通告をした事情は支那に於ける日米懸案の解決に資せんとしたものの如くである、更に廻れば支那に關する主義主張に原因するかの如くである、從つて之等の點に關する日本の方針を明確にする事が先決問題である、歐米諸國の日本の東亞新秩序に對する認識が不充分であるから之は知らしむる様に萬般の處置を講じて日本の目的が支那から歐米列國を迫り出すものでないことを諒解せしむるに努め、又懸案も逐次解決して彼等の理解と協力をと求めて來た、この彼等の理解の基礎の上に列國との外交交渉を進めて行き度、日米通商條約問題の解決も同様に考へてゐる、次に日ソ國境の調整は防共とは何等矛盾しない、日ソ間の空氣は一時緊張

した事もあつたが最近漸く好轉した兆しも見えるので此の機會に大いに國交調整を進めて行き度いと思つてゐる

安藤氏 支那人の日本留學生が歸國後反日運動に投ずるのは日本の教育に缺陷があつた爲ではないか、教育方針を根本的に改める考なきや、又東方學なるものを確立して小學校から大學迄教へる必要がある、東亞協同體の原理もこれによつて究明せねばならぬ、最後に教育審議會をもつと活用され度い

松浦文相 今日の大時局に於て西洋模倣の學問を受けて我が國獨特の教育を興すことは誠に必要であり文部省としても此の點に特に留意して我が國獨特の學問を興すことについては凡ゆる努力を試みてゐる、支那留學生に對しても我が國が西洋模倣の學問を教へたのではいけぬ、今後は我が國固有の獨創的學問を授けなければならぬ、東方學については努力する教育審議會の決議は出来る限り實現に移す可き努力する、國民學校は其の第一着手であるが其の答申については出来るだけ實現する様に努力する決心である

言葉は避ける可きであると思ふから充分注意したい

堤氏 滿洲事變以來言論文書に對する取締りが嚴重なるにも拘らず斯くの如き重大な點を見落して居る政治の大所高所から注意され度い

兒玉内相 日本で出版される英文出版物には深く注意して居るが御指摘の件は今後充分留意したい、なほ言論取締りにについても廣く輿論をきき、出来るだけ事態を明らかにする事が必要で、軍事上外交上機密にわたる以外はなるべく政府の所信を國民に徹底せしむる様努力したい

肥田對策

堤氏 事實上の問題としては大部分の肥料は桑の方に向けられる様に思ふが如何

農相 そう云ふ傾向のあることは認めるが配給の點で米、麥も桑も共に適正を期し得るやう監督を加へて行くつもりである

堤氏 全國各地に空地が多いと云ふ事は農地調整法の缺陷によるところが多い空地を臨時に使用せしめる事に適當な方法を講ずる考へはないか

農相 結構なことであるが御説の様不便があるから研究する

堤氏 煙草増産の爲に政府は良田を六千町歩も潰す様なことをしてゐるがこれは米穀生産などの國策と反しないか

農相 御趣旨は御尤もの様に思ふが口主計局長 煙草も外國産を使はずに内地産で間に合はせたいと云ふ要求から農林省と協議して栽培地を多くしたのだからと思ふ

堤氏 現在種々の不始末を出してゐる日本發送電會社の今後に於ける社債募集について對策ありや

勝越相 政府の支拂保證もあるので理論的には差支へないが金融界の實情を考慮して將來の問題に就き充分研究したい

堤氏 今日如き資材不足の際に於ては水を大切にすることが肝要である洪水の際の豊富な水をダムにしてこれを貯へる爲、選信農林兩省で綜合的な計畫を擧げて、は如何

水資源調査

勝越相 第三次水資源調査を昨年から五ヶ年計畫でやつてゐるがお述べの點は合せ研究してゐる

島田農相 綜合的施設については尤もな意見で將來篤と考慮する

平井出電氣廳長官 水力調査の外にも電氣院を中心に關係各廳で河水利用の調査を行つてゐる

堤氏 發送電の石炭が不足してゐるので政府は三菱を通じて加奈陀及び印度から外國炭を輸入すること

に決定したと云ふがその値段は外國船を使用すると六十四圓で、十萬噸につき三百九十萬圓の損になる

藤原商相 大體に於て事實である、

發送電會社があれだけ多量の石炭を消費してゐるに拘らず貯炭が無く種々の故障のため石炭船の入荷が遅れると發送所を閉鎖しその結果産業及び國民生活に不便を與へる、これは關西方面その他に於て見る通りの現状である、依つてその應急對策として石炭の當業者を招き懇談して二月分の不足十六萬噸の供給を行つたのであるが、それでも尙豫定の石炭が仲々到着しないので更に大阪方面の民有の石炭を一時拜借することにしたを然し大阪方面には充分の石炭が無いので非常の場合を思ひ止むべく金銭を超越した手段を用ゆることに決めた次第である、更に今迄政府で作つた數字は實際に使用不可能な數字が多いのでそれのみを當てにすことはよくないと思ひこころ云ふ手段を用ひた

堤氏 北海道や秦皇島の石炭についても充分調査したのか又

重油を石炭に振替へる考へはないか藤原商相 充分調査した上斷行した次第である、尙此の石炭は二月分には間に合はないこと勿論である私の考へでは十萬噸では充分でない、もう十萬乃至二十萬噸手當をしたいと考へたが今回は試験的にやつて見た、重油を用ひて石炭に振り替へると云ふ事は將來の問題として研究して見る、宛に角昨年八月と十月の二回に亘り發送電會

社が民間から借りて返さずにあるのに對して北海道炭其の他の手當をした上、二月分の緊急な石炭は民間から借りた分について之を反すといふ手段を講じ更にそれでも足りない時は外國炭の輸入によつて補ふといふ方法を講じた次第である、これは外國貿易の上から見ても石炭不足の爲に外國に對して輸出の約定期限を延ばしてゐる現状を考へれば其の對策の必要なことが判つて貰へると思ふ、算盤を無視してやつたことでもこれによつて發送電會社の貯炭に餘裕が生ずればこれを輸出業者に廻して延いては外貨の獲得に役立つ様なことになると思ふ

堤氏 石炭増産に必要な坑道のレールが不足してゐる現状に鑑み地方鐵道で餘つてゐるレールを此の方面に廻しては如何

鐵相 これを振向けることによつて輸送能力を充分に發揮出来るなら實際に即して充分對策を研究してみたい

堤氏更に地下足袋配給の不圓滑について非難したる後

堤氏 現在日本の各港灣及び東洋附近その他にかくれてゐる獨逸船舶は三十五、六萬噸に達すると思ふが船腹不足の對策として獨逸と契約してこれを使ふ考へはないか

有田外相 種々考究す可き點があり目下關係省と協議してゐる最中である

堤氏 炭礦坑夫が怠けなげに休業手當を止めて他の福利増進に向け考へはないか

吉田厚相 健康保險の休業手當は勞務に堪へない様な者に支給するの最近事實につき調べたと云ふ休業手當あるため怠けるといふ様なことは無い様であるが今後充分注意する

堤氏更に國民教化運動の現状について非難しこれに對して松浦文相より充分善處する旨の答辯あり午後四時四十七分散會

九 農業問題

九日の衆議院豫算總會は午前十時十五分開會直ちに質疑入り

助川啓四郎氏(政友中島) 經濟に於て自由主義は否認せられた如く政治に於て自由民權の思想は既にすたれてゐる、此の時に乘じて全體主義、フアツシヨ主義の思想が擡頭してゐるが、そもそも我國民の行動理念を斯かる外來思想に求めることは不可である、政治の運用は日本固有の國體認識に基き立憲主義を以て臨む可きと思ふが政府の所見如何

米内首相 御説御尤もである、國民に天業翼贊の思想を徹底せしめ此の思想の下に革新すべきは革新し整備すべきは整備して行きたい

助川氏 近時農村は都會化せられ土の文化は金の文化に變化しつゝある、我が國傳統の家族主義精神を基本として農村の文化を確立することは國內體制刷新の基調である

と考へるが如何
首相 農村の健全な發達を計ることは極めて緊要である、一面外來文化をも取り入れると共に我が國古來の淳風美俗を基調として健全な農村文化を樹立したい

助川氏 農村の淳風美俗確保の具體的問題について質問する
と前提して
我が國現行の自治制度は獨逸から輸入したものであるが、村會議員選舉の如きは部落單位の懇談によつて村總代を選任する様な制度に改めては如何、又農村に於ける隣り同志の紛争をいさなり警察署や裁判所に持ち込む様な現状では農村自治の精神は破壊せられる、法相は司法自治を斷行して農村に紛議委員と云ふ如きものを設置して村内の紛議は村内で道義的に解決せしむることとする意思はないか

自由主義、個人主義に立脚した權利義務の司法制度は我が國の農村には適當しないものが多い
兒玉内相 地方自治體に於ける現行の選舉制度は必ずしも萬全ではな

く地方制度調査會に於ても審議中
此の答申に基いて改正案を考究したい、地方の選舉制度の基調を部落に置くことは理想としても實際としても誠に立派な御意見である、只部落聯合により村總代を選出することに於ては充分研究して見よう

木村法相 農村の紛議は道義的に解決されることは自分としても望ましい、只現行司法制度の他に地方自治制度を布く事については司法制度改正とも緊密の關係があるからこれ等とも連絡協議の上司法省として研究して見たい

助川氏 農村に於て現在の如く生産指導團體と生産品販賣團體とが別々に分立してゐることは戰時體制に即應して農村生産を確保する所
以てない少くとも産業組合、農會

等は整理統一する必要があると思ふが農相の所見如何
農業團體統制研究中
島田農相(本社速記) 唯今助川君の御質問に現はれました御意見は現下の時局と致しまして極めて重要性を帯びてゐる事柄であります、又その必要を最も痛切な點と考へて居ります、農業團體關係の人々の間に於ても御承知の如く唯今御述べになつたやうな御意見を體してこの間に善處したい斯ういふ氣運が動いてゐることは御認めのことと思ふ政府に於ては充分な注意を拂つて行きたいと思ふ唯産業組合及び農會のやうなものにつきましてはそれぞれ御承知如く相當に長い發達の歴史がありましてあながちその因習にとらはれる意味ではありませぬけれど、それをその團體の系統に考へて中央から地方及びよく統制をうまくつ間の連絡を及ぼすことについて實際の問題として相當な困難がある、然しながら今日の如き時勢の上から考へまして左様な事柄を單に困難であるからと云つて、そのままにして置くといふことは出來難い事情が一面に非常に迫つてゐると考へる、それ故この事につきましては政府と致しましてこの實現を程度方法といふことについて慎重な考究を加へてなるべく速かに實效が上り現時の時局に對應して農村諸團體が一齊に協力活動し得る様な措置方法を樹てたいと斯ういふ様に考へて研究を進めてゐる次第であります

農地價格騰貴對策

助川氏 農産物の價格騰貴、金利の低下等の原因から地主の採算は益々有利となりつつある、此の地主的採算に於て農地の價格は益々高騰し其の結果農地は投機思惑の具に供せられるに至つたこれは農地の奪取を冒瀆する農地の値上りの結果自作農の採算は採れなくなり小作條件を過酷にするから獨逸に於ける農地評價法の如きものを設けて農地の價格安定を圖る必要はないか

農相 農地の價格についてはお話の通りの傾向があることを認める、土地が農耕以外に利用される爲、農地が漸時減少して來る實情にある又農地の値上りは自作農創設小作農救済を困難にする事は自分も認めてゐるところであつて農地審議會で審議して適切なる對策を樹立したいと考へてゐる

助川氏 政府の計畫してゐる外米の輸入、朝鮮、臺灣等の外地米の移入又は節米運動が充分に行はれれば今年の端境期の適量の持越米を以て越年出来るかも知れないが若し七、八月の天候が悪く今年秋の出來柄が氣遣はれるやうであれば米穀状態は憂慮に堪へないものがあると考へる、政府は今年は昭和八年の七千八十万石以上に七千八百萬石の米穀生産計畫をしてゐるこれは最近のレコードであるが農村に於ける耕地の減少、勞力の不足、肥料その他の生産資材の配給不圓滑の現在の實狀から見てこの米の生産計畫に如何なる對策ありや

助川氏 農村に於ける生産資材の配給につき如何なる對策ありや、又飼料は饑饉と云つてもよい程不足してゐる、之を従來の如く滿洲に求める事は不充分で、むしろ南洋方面に求め、滿洲の雜穀は滿蒙、北支方面の需給に充當すべきであらうと思ふが政府は飼料の不足に對し如何なる對策を講じてゐるか

島田農相 生産資材に關しては物動計畫の割當が既に不充分で、それに加ふるに配給が不圓滑のため今日の事態に立ち到つたのであるが政府としては配給を改善してせめて當初の割當額だけを農村にまはる様にしたいと思つてゐる、飼料についてはその不足のため畜産が阻害せられ就中鶏の飼育が困難となつてゐるのは由々しき問題である、之がためにはどうしても外國より相當の飼料を輸入しなければ飼料不足を打開することが出来ないから應急の措置を採り現在以上に畜産などに影響を及ぼさない様に期してゐる

助川氏 電力不足のために硫酸工場は閉鎖してゐる又配給肥料の製造も電力不足のため不可能となつてゐる、電力供給の用意如何

勝選相 電力不足のため各種の産業も又支障を與へたことは寔に遺憾に堪えない政府は電力調整令を出して近く二割近くの電力制限を加へることになつてゐる、これには産業を四種に分つてゐるが、肥料工業は第一種の部に入れ、一割乃至一割五分の節電に止めたい更に石炭の入手が出来れば肥料工業の電力制限は一層緩和されてフル・キャパシティの運轉が出来る様にした

助川氏 滿洲の大豆は豫定通入し得る見込みありや

畑對滿事務局長織織 大豆粕の内地移入については折角努力してゐる竹内對滿事務局長庶務課長 大豆粕の内地移入は一、二、三月の間に出來る限り不足量の三十三萬噸を得たいと思つてゐるが十二月の大豆の出廻りが悪かつた爲一時移入が不充分であつたが最近滿洲特産專管会社の努力によつて出廻りが改善せられたから豫定量が得られる見込みである

助川氏 滿洲の大豆は專管制に對する滿人の不滿、先高見越しの爲め賣り控へ及び滿人の懷る具合がよい關係等から出廻りが悪いとき出てゐるがそれでも豫定通り輸入出来るか

竹内課長 專管公司値段は大連で七圓と決定され時價を二圓方下廻つた爲め先高見越しの爲め出廻りが一時悪かつたが政府は一時値上げを行はざる事及び專管公司設定の趣旨が明らかとなつた爲め出廻りはよくなつた、一月末に於いては先物現物ともに四十五萬噸の買附が行はれて居り此のうち既に三十萬噸は大連に送られ、うち十二、三萬噸は内地向け發送せられてゐる

助川氏 輸送の方面に於ては充分の成算ありや

松野鐵相 政府の手當計畫に支障なき様萬遺憾なきを期する肥料の需要は季節的であるから之に應じて特別輸送を行ふ、萬一の場合には他の物資の輸送に支障のない様にした

助川氏 政府は米穀の強制買上げを斷行する計畫がある様であるが眞面目な農民は米の出し惜しみをするものではないから慎重なる考慮を拂はれたい、寧ろ米の集荷を一元的に統制し配給にも又統制を加へて米の自由取引に對し制限を加へる方が好いと思ふが如何、又米の増産を滿洲支那に求め我が國の米穀計畫を滿洲に依存せしめんとするものがあるが滿洲支那は食糧の不足國であつて寧ろ自給自足を得るやう指導すべきである、即ち日滿支各地の自給自足計畫を樹て不足分だけ融通する様にしては如何、次ぎに米穀需給の萬全を期する爲めには過剩米の恒久的貯蔵計畫を確立して米穀非常時に備へる必要ありと思ふが政府の所信如何更に政府は食糧と肥料、飼料との三者を綜合的に調査研究し對策を樹てねばならぬが政府はその計畫ありや、又生糸の輸出は昨年度は一昨年に比し數量で二割の減を

示してゐるが、金額では四割の増加となつてゐるこれは價格騰貴に依るが價格騰貴の結果は輸出數量の増加を阻止する、政府は輸出生糸數量と價格との關聯を如何に見てゐるか、次に生糸取引に於ける積立金制度の問題であるが現在の狀態に進めば價格が三圓に達すれば約八百圓の積立を要する計算になる、この結果は嘗て噫きた輸出關稅と相俟つて米國の相殺關稅等の報復手段を惹起することはないか

米穀強制買上げは

島田農相 (一)米の強制買上げの問題ですがこれは御意見にありました通り、又全體から考へましても非常に重大と考へますので殊に現時の米穀事情に於きましては左様な必要はありません、現在に於てはな

(二)配給の一元化は根本的實現には相當の困難を伴ふ、大體その方向に於て進みたいから御諒承ありたい(三)日滿支を通ずる米穀生産計畫に就いては御意見の通り大體内外地の各々に於て自給自足出来る様にしたい(四)次に米穀貯蔵については過剩米の處分に困つたり又米の不足に困ることのない様恒久的に貯蔵の方法を樹て度いこれは日滿支の三國を通じて大規模に且つ深刻に考慮せねばならぬ(五)

食糧、肥料、飼料の三者は相關性があるから企畫院、對滿事務局とも協議聯絡して充分に對策を練り度い(六)輸出生糸に就いては外貨獲得の重要手段であるから競争的代用品の出現をも考慮に入れて充分に検討を加へ生糸輸出振興策を圖り度い(七)積立金制度は生糸の不當な價格騰貴を抑制するものであるから存続して行きたい、又積立金は之を需要者に轉嫁せんとするものでないから需要者の反感を買ふことはないと考へる、生糸の値上りは投機に利用せられる恐れがあり、積立金は之を抑制するため設けられた制度であるから充分研究はするけれども現在のところ政府は糸價の騰貴部分に對しては積立金を積立させる方がよいと思つてゐる

助川氏 支那に新中央政府が樹立される時に當り日滿支三國の農業の連絡調整の根本方策を固めてやらねばならぬが政府の用意如何日滿支農業提携努力

柳川興亞院長官(本社速記) 助川さんの御意見は大體支那の實情に非常によく合致してゐる御尤もな御意見と存じます、從つてよく協議をし相携へて行けるやうな方針に進まなければならぬことは御説の通りであります、大體支那は御存じの通り各地方が事情を異にして居りますので中央政府、各地の導權に自ら進んでその政治農業指導を期するのであります私が國若しくは滿洲國との關係はよく調節をし協議をして行くやうにするやうに計畫努力を進める考へて御座います、唯今どれだけの計畫があ

るか云ふことは具體的に申上げるまでには至つて居りません、次いで田村秀吉氏(民政)より資料提出促進の要求あつて午後零時廿七分一旦休憩二時廿七分再開松村謙三氏(民)

食糧問題を中心として質疑を進め松村氏 食糧政策の遂行について行政の中心がない様に考へるが實際その責任は何處が持つのか明らか

にされ度い 兒玉内相 米穀配給の主管廳はもとより内務省ではないが米の配給が逼迫して治安維持上必要が生じた場合には内務省もその政策に關與する、即ち配給の圓滑について内務省は助力して居る

島田農相 米の問題は主管廳が農林省であることは言ふまでもないが昨年、米の需給關係が圓滑を缺くに至つたので此の状態を急速に緩和する必要上昨年十二月農林内務鐵道通信等の關係省で連絡委員會を持つ事になつたが本年に入つて需給關係も圓滑となつて來たので此の委員會は一應中止して居る

藤原商相 從來取扱上多少遺憾の點があつた様だが今後農林省と協調して遺憾のない様にして行き度い

松村氏 從來商工農林兩省の所管範圍について摩擦があつた様だが此の點につき適當なる處置を講ぜられ度い

島田農相 藤原商相より夫々今後充分協力する旨答辭あり

松村氏 各省割據が國政遂行上甚だ妨げとなる點について首相は何か方策を考へて居るか

首相 各省が夫々連携を保ち相互に協力する事によつて摩擦を起さな

い様にするのが國務を圓滑に遂行する要諦であると思ふ

松村氏 今日米の配給を實際に扱つてゐる官廳はたとへば東京市では警視廳の手で行はれ大阪市に於ても農林省によらずに別に配給會社も出て行はせようとして居る様な情態である、各府縣が夫々思ひの米穀政策を行つて居る情態であるがかくの如き事一國を通じて米穀政策が遂行されるものなりや

兒玉内相 東京市の情態は最近餘程米の出廻りもよくなつたが政府の拂下米を取扱ふためなほ警視廳の機能を使つて居る、之は配給機構が完備すれば一日も早く止り度い

各府縣に於ても夫々縣下の米穀政策に熱心なる餘り封鎖的情態を示したものと思ふ内務省としては全國を通じて飽く迄一元的に配給の整備をはかる様努力し有無相通ずる様に度い

松村氏 米穀需給事情につき先般農相は大丈夫だと仰せられたがその計數の根據について未だ何等の説明がない、此の點につき國民を安心させる様な見透しを説明されたい

十五年度米穀需給推算

島田農相(本社速記) 本年の米の需給の關係の上に於きまして朝鮮に於きましては幸ひその早魃による減産をカバーしてはなほ餘りありといふ成績を表はしてゐるのでありまして相當の減産があります尙昨年年度よりの持越米の數量もまた例年に比しまして、前年度に比しま

して少ない様な状態であり、また米の需給の關係が充分であると申しても相當窮屈な事情になつて居りますので、その關係から致しまして現に酒造米等に對しては相當な節減を加へその外或は七分拂の獎勵、混食の獎勵、所謂節米の獎勵といふことを盛にやる、これは現在に於きましては全國各地に行き亘つてこの節米の方針といふものを徹底して夫々實行致して相當の成績を擧げると考へ、又擧げつつあまやうに考へてゐるのでありますが、これらの事柄を考へ更に色々な原因から申しまして農家の經濟が比較的豊かであるといふやうな事情、それから早害地に於きましては收穫減のこともありませんけれども、また早害地に非ざる地方に於きましては寧ろ近年に見ざる豊作であつたといふ地方もありまして、左様な地方に於きましては節米の獎勵を致しましてもなほ豊作地に於ける相當の消費數量の増加といふやうなこともまたその累年の統計がそれを示して居ります、それとまた一方に於いては見なければならぬ、さういふやうな種々複雑な事情がありますためにこれを一概の推算を以て不明確なる數字を並べるといふことを出来るだけ避けなければならぬといふ用意から致しまして需給推算をなして單に概括的な答辭を申上げた次第でありまして、今今の御意見によりまして斯様な今申上られた上に政府の現在見て居ります數字を大體に於て申上げて御參考に供したいと思ひます、

昨年度より持越ししました米は御承知の如く内地外地を通じまして約四百七十萬石であります、而して本年の生産額は内地約六千九百萬石、臺灣一千萬石、朝鮮一千四百萬石、これを合計致しまして約九千三百萬石であります、この外に外米の輸入といふことに對して手配を致して居ります、外米のことにつきましては二様の見解がありまして買付けることゝの外米の數量といふものは非常に區域が狭い、斯ういふ風に見た見方があつたのであります、實際に於きましての状況は必ずしも左様ではありませぬ、相當にこれは正貨を以つてしなければ得られないといふ事情がありますから、こゝに爲替の關係から微妙な問題がありますけれども正貨を以て輸入を圖れば相當の數量を輸入し得るといふことの見透しがこれ迄の調査によつて居ります、それからまた現に相當の數量買付けの手配をし終つたものもありまして尙現に手配中なものもあるものであります、斯様な所謂供給の方面から申しますと持越米及び内地の産米を合計致しまして約九千三百萬石、それにこの外米を合計して先づ供給と致しまして一億萬石以上の確保が出来ると斯様に考へて居ります、これに對して消費の見込みは、これは先刻申しましたやうに酒造米、その他節米のこととも考慮を入れ、又それと同時に一方豊作地に於ける多少の消費増といふことも考慮に入れました、これを大體合計致しまして消費見込みは約九千五百萬石、それは内外地を通じてのことであ

ります、それに輸出の数量といふものは外地に居る所謂在留邦人に對する必要等によつて累年必ず相當の輸出米は免れないのであります、輸出の数量は約百萬石これを合計致しまして消費總數量及び輸出の見込額を合計致しまして約九千六百萬石の消費があるものと考へて居るのであります、隨つてこの數字の上からこれを判斷致しまして外米の輸入に於て尙相當の數量を考へ、さうして節米の成績等から推算を致しまして、更に他の時期に於て今少し明確な數字を申上げることが出来るかと考へて居りますが今日のところの状態に於て言ひ得る數字を申しますれば以上の需給の關係に於きまして差引致しまして少くも昨年度より本年に持越ししました四百七十萬石を下らざる持過米を以て端境期を越すことが出来る程度の確信を持つて居ります、即ちこれが私は米は大體に於て消費數量に達する確信があると申した次第であります、只今申上げましたやうないろいろな點については尙推定を含んで居るやうな關係、又外米の輸入量といふやうなものも含んで居りますから相當の動きがあることを御承知を願つて先づ自分の考へと致しまして四百七十萬石、これを下らざる五百萬石或はそれ以上の持過米があるといふことはお答へして間違ひないと思はれて居るのであります

返へす事は絶対に必要である安定したとは云つてもなほ餘波が殘つて居るし、又各地に於けるプロツクも完全に解消しては居ないので之を一日も速やかに正規にもどすため先づ差引當り手持米を多くし之を適正に必要な方面に流して行き度い考へて居る、尙ほ少くも五百萬石を下らざる持過米を見込んだとは云へ、之を以て決して安心は出来ない、持過米を出来るだけ多くするため、議會提案の米穀應急措置法で雜穀その他に付てはなほ考へ、又節米に付ても努力して行き度い決して五百萬石の持過米を以て安心して居るわけはないのであつて今日まで發表を躊躇して居たのも此の爲に他ならぬ

松村氏 配給機構を一元的にする考へありや
島田農相 配給機構一元化は理想ではあるが種々の困難ある事は御承知の通り之に就ては應急的と恒久的と兩方から考究して行き度い
藤原商相 臨時配給組合の整備は一時的であつて配給機構整備の爲に商業組合を活用する事が適當と考へる農林商工省協議の結果その成案を得たので商業組合によつて今後現情を改善して行けると思ふ
松村氏 米穀配給統制法により米穀の配給は政府の手によらなければ動かない様になつて居る政府の手持米といふ事によつて政府が民間の配給機構の中に首を突込んで居るのであつて最早今日の米穀政策は米穀の國家管理或は專賣に近い情態に来て居ると思ふ、政府は思ひ切つて國家管理或は專賣にま

で進む考へはないか
農相 現在の米穀事情は仰せの通り政府の手持米を以て賄ひをつけて居る状態である、此の事情推移を見て根本的問題は暫く別としても現状に應じた何等かの方法を講じなければならぬとは充分考へ、對策を考究して居る
松村氏 その適當なる方策について機宜を失せざる様努力せられ度いその方法とは戰時に買ひ上げる米に限りその買上げ價格の引上げを認める方法であるか
農相 只今提案して居る米穀應急措置法の改正であるが之は最高價格を下廻らざる價格でも買ひ上げ得る方法を講じたものである
松村氏 米穀配給統制法によつて殆んど休止同様の米穀市場に於て何等か對策ありや
農相 目下折角研究中であるから暫く時機を待たれ度い
松村氏 米穀の増産方策についての何等かの成案ありや、日滿支を通ずる食糧政策確立の決意ありや、長期に亘る需給推算の見込如何
農相 日滿支の間に於いて大局的に必要なる對策を建てることの本要な事は勿論のことであるが、現状では未だ滿支へ輸出される状態であるからその現状に即してよく考へねばならぬ
松村氏 外地では何等かの非常對策ありや
拓相 臺灣は明年度基準數に對し約五十萬石増産を確保し得る見込である、目下實行して居る十年計畫の最終年度には二百三十四萬石の増産を見込み得る豫定である、然しその内地への移入については従

來の方針を改めて大乗的に考へ、臺灣朝鮮双方につき増産計畫を建てゝゐる
松村氏 節米の奨励も結構であるが私はむしろ營養食を勧めたい、營養食によれば大人一人一日について三合三勺で足りるが、これに對する厚相の所感如何
厚相 國民營養については科學的研究を従來以上眞剣に研究することになつてゐるから仰せの點もよくと研究する
松村氏 次いで節米對策について松田大藏參與官と問答したる後
松村氏 最近經濟更生部長の更迭事情の裏面に全購聯が農林省の會計檢査を受けたことに對してその復讐をしたのだといふやうなことを聞くが如何
農相 産業組合が農林省の監督を受けることは當然であつて、それによつて農林省の人事が左右されたとは考へられない
松村氏(速記) 私は産業組合が健全な發達をするには農林省が本當にしっかりと御指導にならなさいといふことと思ひます、殊に戰爭中でありましたために益々産業組合、農會等の力を要するものが非常に多い、米の集荷に致しましてその他の物の生産に致しまして日本本の農村に産業組合があり農會があつてこれを正しく使ふと言ふことに非常に大きな戰時の農業生産をやるに役立つのです、それが邪道へ入つては相成らぬと考へます、それでありますから私はこゝに一つ御伺ひを致しますが近頃承りますと産業組合中央會其他信聯等に於きまして保險會社を買受けてさうしてその保險は生命保險及び火災保險で御座ります、これを買受けて經營しやうと云ふことで殆ど話が進行致したといふことを承つてをります、産業組合がさういふとて産業組合を買込んで逸脱してゐるかどうかと云ふことについては相當の研究を要する問題であらうと思ひます、法規の上から云ひましても實質の上から云つても相當に考慮を要する問題であります、而も三流四流の最も悪い保險會社最も悪い火災保險會社、この間際岡邊りであつて云ふ打撃を受けてゐるさう云ふ保險會社をそれを産業組合のやうな公の團體が引受けてやるといふが如き事はこれは相當の考慮をなくちやならぬ問題ぢやないか、産業組合の健全なる發達の上から云つても之は本當に邪道へ陥るものでないかと私共は深く憂ふるものでございます、かういふことがありますならばこれは農林大臣はその監督を嚴重にしてその過ちなきことを期せられなくてはならぬといふことを固く思ひます、先年これと同じ問題が矢張り今さういふことをやらうといふ人達の手によつて計畫せられたことがございます、農林省はその時はかういふことは産業組合のためよろしくない、産業組合を紊ることがございます、今尙それと同じ方針でござりますかどうかと私はその點を承りたいと思ひます、産業組合の健全なる發達はこれは非常に結構であります、さうして保

陸の君の如きも産業組合内だけの相互保険のやうなものを新に考へるといふやうな事ならば、これは一つの考へ方とは思ひますが併しなから産業組合それ自身が古い經營が出来るか出来ぬか分らないやうな普通のボロ會社を買つてさうして經營に當ると云ふが如きことをする事は之は産業組合の墮落だと存じますが大臣は如何に御存じになりますか

島田農相 産業組合の健全なる發達を希望する意味に於て適當なる指導監督をする云ふ事は之は申すまでもない事でありませう、組合の活動が法規の許さざる若しくは法規上疑義のある點に亘る様な事柄に對しましては其の事實につきまゝして充分研究調査を致しまして其の公正を失はざる事に致したいと思ひます

次いで同じく農村問題につき

三宅正一氏(社大) 農産物増産計畫は何故生産力擴充計畫のうちに入られなかつたか

農相 十五年度以降は十五品目と同様の取扱ひをする様その資材を物動計畫中に組込むべく目下關係省と折衝中である

肥料政策

三宅氏 重要肥料統制中から有機質肥料が除かれてゐるのは何故か、これが爲めその價格が甚しく混亂してゐるがこれにて差支へないと考へてゐるか

農相 有機質肥料に對する統制の必要なきことは云ふまでもなく、二月一日開業した有機質肥料配給會社で統制することになつてゐる、魚粕についても内地のものは相當困

難な事情があるが朝鮮のものについてはこの會社の手で統制が出来ることになつてゐる

三宅氏 春肥料については一體何時配給出来るのか承り度い

農相 春肥の配給は分量については充分でなくともその時機については全力を擧げてやり度い

三宅氏 過磷酸生産をやつてゐる會社は一方で硫酸を造つてゐるが、折角補助金で電力をくれてやつても誤魔化される様なことになりはしないか

通相 その點は開閉器等で嚴重に取締つてゐる

平井出電氣廳長官 今後開閉器取付その他の施設を嚴重にして電力が流用されない様に取締る考へである

三宅氏 肥料に對して補助金をやるよりも寧ろこれを國家管理にしては如何

農相 現時の肥料の状態より考へて相當政府の統制力を強化せねばならぬとは考へてゐるが未だ國家管理までは考へてゐない、然しその方面についてはさういふ方向に行かざるを得ない状態に進んで來てゐると思ふ

三宅氏 耕地面積に應じて平等に肥料が行き渡る様な方法について考へてゐるか

農相 なか／＼深い根のある問題で直ちにその配給につき一元的な方法を採る事は六ヶ敷いからよく研究して善慮したい

三宅氏 都市の人糞肥料利用の方法について何等か適當な對策ありや

吉田厚相 全國各大都市に於いて現實にどうなつてゐるかを聞き今後

肥料政策上及び衛生的の見地から具體的に協議し度い

三宅氏 飼料不足のため米を豚に喰はせてゐる様な所さへあるが何等か對策ありや

農相 飼料については米穀及び肥料等聯關的に考へ速かな解決を圖る可く差し當り年度内の輸入量については見通しを建て、やつてゐるがなほこれを増産に進める可く努力してゐる

三宅氏 農業用資材についてその配給を圖る爲め農具調査をやつては如何、又資材と勢力とのリンクを圖つては如何

農相 農業用資材の配給は甚だ遺憾の點が多い、物動計畫で認められた大部分については確實に確保して行き度いと考へてゐるが農具の調査或は資材と勢力のリンクといふ御意見は同感で篤と研究し度い

三宅氏 稻熱病防止に要する藥劑の散布が遅れてゐる様に思ふがその對策如何

農相 農藥の點については物動計畫で認めてゐる程度のもものは大體確保出來てゐる見込である

かくて午後五時十二分本會議に於ける物動計畫秘密會出席のため一旦休憩午後七時十分再開、質疑を續行し三宅正一氏(社大) 事變勃發以來今日に至るまで重慶政府がなほ崩壊せずに居る最大の原因は支那民族の近衛聲明に對する疑惑の結果親日反蔣の運動を起し重慶政府反撃の一大運動を起すに至らない事にあると思ふが如何

米内首相 東亞新秩序建設の大精神を國民に徹底せしむる事は最も必要である、精神總動員聯盟其他諸

機關をして充分此旨を普及せしめる、汪氏は日本と全く志を同うするものであるから之に全幅の支援を與へ速かに順調なる發展を遂げる様に助け度い

柳川長官 支那に於ける日本の經濟活動は支那民衆にもよく納得させ大體合作の方針をやつて居る

三宅氏 東亞新秩序とは東亞に於ける日本の自主性と此の上に立つ門戸の開放でなければならぬと思ふが外相の所見如何

東亞新秩序の意義

有田外相(本社速記) 東亞新秩序は主として日滿支の三國ですが各々その獨立を維持しその個性を保持しつつ密接に連絡して行く政治的にも經濟的にも亦文化的にも互助連運の關係を持つて行く斯う云ふ意味で申上げたのであります、從ひまして日滿支三國の内陸に支那におきましては行政範圍等におきまして制限を受けるといふ事がありますれば、それらの點に於て完全な行政的獨立を保持して行くと思ふ必要になつて來ると思ふのであります、又經濟的の意味から云ひますれば此の三國は最も密接なる連絡を持つてそして世界の經濟財政における一つの單位として他の大きな單位と共存し又協力して行けるやうにして行けるといふ事が目的であると考へてゐるのであります、勿論經濟的關係に於て日滿支三國が密接な連絡をとつて行くといふことについては、十分に説明しておかなければならぬと思ふのであります、一方に於ては此の日滿支の經濟關係が出来れば全然外の國とはたとへ

經濟的關係がなくなつて來るんだといふ様な考へを一方に於て持つものもあり得るのだと思ひます

又此の經濟的關係が出来れば從つて外國の活動といふものは此の東亞に於て全く排斥するものであります、これは私全然間違つた考へであり誤解であると思ふのであります、さういふ風に日滿支が經濟的連絡をしたからといつて他の經濟的世界から全然孤立して行ける點に於ては勿論自足が出来るといふことを目標として進む譯でありませうが然し其他の點について有無相通じて相互に經濟的關係が出来、相互と申しますのは日滿支の一つの單位と他の單位との間に經濟上の連絡が出来、交通が生じて益々高い經濟上の發展といふところに邁進して行ける、かういふ風に考へて居るのであります

三宅氏 東亞新秩序とは日滿支三國のみでなく延いて世界の平和に貢獻するものであると思ふが如何

有田外相 日滿支の提携を第一歩とするものである

三宅氏 近衛聲明では東亞新秩序は世界全局の平和に貢獻する旨が明記してはないか、首相の見解如何

米内首相(本社速記) 日本、滿洲、支那が各々の本然の特質を發揮しつつ有無相通じましてそしてそこに固く結合を計りましてその發展を遂げて而してお互に善隣友好、共同防共、經濟提携の實を擧げるといふことはこれは我國の國防上の見地から考へましても缺くべからざることであります、また經濟

上から考へても矢張り同じこと、斯う思つてゐます

三宅氏 資源の開發、移住の自由

通商貿易の開放は日滿支三國のみに局限すべきではない、關印に對して不可侵條約を締結し日本の領土的野心の疑念を一掃し資源の利用方法を講じては如何

南方不侵略の意圖闡明必要

有田外相(速記) 南方諸地方との間に經濟關係を密接にして行くことが必要であり又そう云ふことを日本として希望すると云ふ趣旨のことは一日の外交演説の中にも申し上げて居るやうな次第であります、日本としてその方面に發展しその方面の資源を利用して行くこと云ふことはどうしても之れから爲さなければならぬところであると考へて居ります、その方面に對して其の方面許りでないのではありませんが、南方諸地方に對して日本が領土的野心を持つて居るかの如く宣傳をしたり或はそう云ふやうな誤解をしたりして居る向きが從來少くないのであります、從つて過去に於て亦現在に於てもそう云ふ風な誤解を解くことには十分努めて居りますが、色々な關係から未だそれ等の疑念が全然去つたとも見えないやうであります、又色々な事件がありますれば刺戟されて少し薄すらいだ疑念が更に濃くなる

不可侵條約を提議したらと云ふ

御説は誠に御尤の事でありますがその傳統的な中立政策からして他國との間に不可侵條約を結ぶ事を好まない國が少なからずあるのてありまして日本として勿論向ふべきやういふ風な事に應ずる氣持さへあれば締結について考へて毫も差支へないのであります、さういふ風な國があると云ふ事だけ一つ御考への中に入れておいて頂きたいと思ふのであります、何れに致しましても南方諸地方に對して日本は領土的野心を持つてゐないのだ、併し乍ら日本としては經濟的には發展をして行かなければならぬのだと云ふ事をよく理解せしむる様に政府として努力致したいと考へてゐるのであります

三宅氏 外相のいはれる歐洲新秩序

がベルサイユ條約體制の打破であると同様に東亞新秩序とは九ヶ國條約の破壞でなければならぬ、此の意味で日本の主張する新秩序は英國の利害と必然に一致しなく、對米關係について外相は米國の誤解を一掃すると云はれるがアメリカは何等日本を誤解して居ない若し歐洲大戰が早く片附けば日本は獨伊と緊密なる連携をとつてその立場を強固にして置かねば世界に孤立するのをおそれがある、對蘇關係の調整もドイツを仲介として進められ度い

有田外相 九ヶ國條約を打破せねば

東亞新秩序建設は不可能であるとの御説であるが九ヶ國條約の破壞が新秩序の建設を早めるか又は一時的にも却て阻害する事になるか

は研究を要する問題である

ヨロッパ戰爭は早く終了するか又は長引くかといふに備へなければならぬといふ態度で之に備へなければならぬ私は頼むものは自力にある日英同盟の碩果としてさうであつたかどうか知らぬが英國とかその他の國を餘り頼りにしてはならぬ、外交國と思つて居るものが案外敵國にならぬとも限らぬ、獨逸を仲介としてソ聯との國交調整をはかり蘇の對將援助を中止させるか否かについては私は疑問を持つて居る

三宅氏 首相は事變以來の統制經濟

は成功したりと見るか失敗したと見るか

三宅氏 首相は事變以來の統制經濟

は成功したりと見るか失敗したと見るか

つきりしないが要するに立派な製

品が國內に生産されることについては反對はない

三宅氏 政府は軍需産業偏重を是正

し資金、物資、勞務を集中して重點生産を行ふと共に徹底的低物價政策を採らねばならぬが蔵相は總動員法十一條による配當制限を強化する意圖なきや、配當利率を公債利率を更に引下げ考へはな

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三宅氏 強制貯蓄實施の意圖はない

か

三

れい次に職業動態を明瞭にする爲め職業保険を擴充する方針はないか、最後に朝鮮旱害による罹災兒童の救済対策如何

小磯首相 朝鮮には東拓其の他の機關により相當数の大和民族が入つてゐるから最早内地人をこれ以上移殖する餘地はない、元來朝鮮同胞は大和民族と同孫同祖であるから大和民族を特に移住せしめる必要はない、臺灣に移住せしめる必要には昭和十一年以來計畫を進めてゐる、滿洲青少年義勇軍の兵役上の特權については中央軍當局と協議折衝中である、朝鮮の旱害罹災兒童十二萬人には毎日食事を給し學用品を與へ授業料を免除してゐる、尙之が救済については文部省とも協議中である、何等かの具體案を得ることと思つてゐる

畑首相 徴兵年齢を下げる意向は持つてゐない、これにて三宅氏の質問を終り午後九時散會

十 物動計畫質疑 十日の衆議院豫算總會は午前十時廿三分開會 三土委員長 昨日の本會議に於ける物動計畫の説明に關して質疑を行ふことになつてゐるが政府側の希望により秘密會にする

と宣し直ちに秘密會に入り午後零時三分秘密會を解き一旦公開直ちに休憩三時五分再開 由谷義治氏(時同) 現時生産力擴充に對する大きな障害は將來に對する見透しが樹て難いことであらう、これに對する所信如何

藤原商相 政府としては先づ石炭増産問題を緊急と考へこれが急速な解決を圖つてゐるが將來に對する見透しに於いても充分考慮し此の二つに分けて考へてゐる、今日の時局は長いと短いとに拘らず今後の産業の發展は滿支の資源開發を併せ考へれば前途は必ず發展する見込みありと考へる、事變が解決しても歐洲大戰後に於ける様な心配は不要と考へるが、心配のない様にしてゆくつもりである

由谷氏 新政權が成立した曉に於て果して支那の資源が完全に確保し得るか否か問題だ、非賠償、非併合の實行に當つては自ら其處に適應する手段がなければならぬ、此の點につき首相の所見如何

首相 事變處理については屢々のべた通り確乎たる不動の方針に則り一路邁進するのみである

物價問題 由谷氏 鐵、石炭等の公定價格引上の噂を聞くが事實なりや

首相 全然虚構の風説であり議會が濟んでも實行する様の事のないことを明言する

由谷氏 日本發送電會社が石炭が足りぬ爲昨年大阪支社で一噸三十圓、三圓で闇取引をした噂があるが如何

選相 聞いてゐない

由谷氏 官廳全體の納入品目が最近品質も悪く契約も少い様に聞くが如何

谷口主計局長 調査の上お答へする 由谷氏 玉糸製米の相場が昨年十二月公定され一捆六百八十圓に定められた關係上藪相場が十貫目二百三十圓でないと採算がとれない、それがため闇取引が行はれて一捆千二、三百圓となつてゐる、これは

では物價政策の意味をなさない、政府の所見を伺ひ度い

商相 統制經濟施行に當り公定相場を定めてそれが實行不可能に陥つてゐるものは澤山ある、之は九・一八停止令でストップした爲めに生じた問題と思ふ政府としては一日も早く運用の誤りを正し御指摘の如き點について絶滅したいと考へてゐる

由谷氏 適正價格は一體何時までに完成するか

商相 適正價格は一率一體には實行出來ない、凡ゆる品を調べ物價委員會に諮問し當業者の意見を聞かねばならぬので相當手数がかゝるから何月何日迄に決定するとは言明致し兼ねる

由谷氏 青木前藏相は十五年度軍事費は軍政當局との間に基準物價を嚴守する政策になつてゐるから豫算實行上困ることはないと語つてゐるが現櫻内藏相は出來る限り物と脱み合せてやつて行くと述べてゐる我々としては果して編成當時の基準物價で實行出來るや否や疑問を持つ、將來此の豫算で實行上不便が生じたときは追加豫算を編成して國防計畫を完成する考へないや否や

陸相 軍としては情勢の變化なき限り實行豫算を編成する必要を求めてゐない、勿論物との關係は充分考へた上であるが只今のところはどうしても此の豫算でやつて行く考へである

由谷氏 單價そのものから豫算の實行が困難にならないか否かについて明かにされ度い

たい物資も低物價政策が堅持されると云ふ見地から進んでゐる

由谷氏 首相は戰時體制の強化に進むと屢々述べてゐるが其の具體的内容は如何

首相 戰時體制の内容は複雑であるが時局の重大性に鑑み改正するものは改正し逐次にやるそれがつまり戰時體制の強化である

由谷氏 歐洲大戰の例を見ると各國共に其の日暮しが多かつた、五年間の戰爭を省かると始めからしつかりした體制をとつてゐたらよかつたのではないかと思はれる、今回の事變についても大局の見透しが必要である、現内閣の戰時體制も結局前内閣の遺産を踏襲したに過ぎない、恐らく今迄の内閣は事變が二、三年で終了する様に考へてゐたのではないか、今日となつては戰時體制の再建設を急ぐ事が絶対に肝要である、特に今回の歐洲大戰を天祐と考へてゐる如き人があれば絶対に誤りである、戰時體制の再出發につき特に陸相の所見を伺ひ度い

陸相 聖戰遂行の爲國家總動員體制を益々強化することが絶対に必要と考へてゐる

由谷氏 政府自ら國民精神を引摺つて行く事が何より必要と考へるが先づ役所關係の自動車を全廢する考へはないか

谷田主計局長 役所の自動車は最近使用方法を嚴重にしてゐるが之を全廢することは事實上難かしい、併し使用方については一層嚴重にして行く考である

松浦文相 その精神には全然同感であるが實際に今日直ちにやることは困難である

由谷氏更に 淺間丸事件に轉じ 英國は果して陳謝の誠意を示してゐるか、又英國の公文の中に其の文句が見出されるか、一月廿二日外相は何故次官をしてクレイギー氏と折衝せしめたのか、當時外相が出席出來なかつたのは如何なる事情によるか

外相 廿七日の公文に於て英國が遺憾の意を表してゐるのは明白である、又廿二日に外相が已むを得ない事情があつたといふ、その事情についてはお答への限りではない

由谷氏 なるほど遺憾の意を述べてはゐるが之は陳謝でなく日本國民が憤激してゐるのは怪しからんといふ風を書いてゐるのはだと解釋するものもある、外相の所見如何

外相 國際間の此の種事件につき屢々遺憾の意を表してゐる文例があるのでそれ等の例に徴し英國政府が陳謝の意味を以て遺憾の意を表してゐることは明かである

由谷氏 廿二日發表された須磨情報部長談によれば英國は法律論一點張りて來てゐる、又クレイギー氏は自ら新聞記者團に見解を發表してゐるがそれによると明かに對抗的な議論を述べてゐる、其他種々の點より見て對抗的な態度を執つてゐるが外相は之を如何に見てゐるか

外相 廿七日の公文に遺憾の意を示してゐることは明かでありチェンバレン英首相が議會で遺憾の意を表したことに於ても英國の意向は

明かである

由谷氏 今後は日本船舶に獨逸人を乗船せしめないといふ交換條件があるが之で將來に對する保障はついであるのか

外相 引渡されたい残りの獨逸人についても今後要求する考へである又將來淺間丸事件の如きことは生じない確信してゐる

志賀和多利氏(政友中島) 淺間丸を臨檢した英國巡洋艦の隻數及び名前を承り度い

外相 名前は判らないが一隻である由谷氏 最近傳へられる米國の二千萬ドル對支援助は事實であるか

外相 目下調査中で回答を得てゐないから不明である

九國條約問題
由谷氏 九ヶ國條約は一體生きてゐるのか、死んでゐるものか、外相の所信を承り度い

外相 條約は未だ廢棄されてゐないのである

由谷氏 我々は九ヶ國條約が既に失効してゐるものと解釋してゐるが之を廢棄することが何故に事變處理上不利なのか

外相 具體的に述べるとは今日の場合差控へて置きたい
由谷氏 それはアメリカの爲に云ふのではないか

外相 日本 の立場に於て云ふのである
由谷氏 アメリカの對支借款が事實になつて來た以上アメリカに對する態度を眞剣に検討せねばならぬ先般首相はアメリカが我が國に對して壓迫を加へる場合には帝國として充分なる用意があると述べた

が今日こそ其の事態は生じてゐるのではないか、昨年中アメリカに流れた金は四十億ドルに上ると云はれるが、アメリカは中南米に對する産業に於て見込がないので支那に對して其の捌け口を見付けようとしてゐると云ふ見解もあるが如何

外相 支那市場が各國からどう見られてゐるかは充分研究す可きことと考へる

由谷氏 ウォルター・リツプマンの對支借款論、支那事變延引論を讀み上げて對米外交の根本的決意について質す

外相 リツプマンの論文は參考とす可き點が多く政府としてもいろいろ其の他の參考とす可き點を併せ考へて用意はしてゐる、先般首相が述べられた通り其の時其の時にいろいろの對策が考へられるがそれは今日云ふ可きところではない

由谷氏 對米外交について首相の云ふ「充分なる用意」と云ふことについて首相自ら承り度い

首相 アメリカに對しての心構へは先般申上げた通りである、用意とは時の情勢により異なるもので實際關係の機微な今日どうする斯うすると云ふ事は云ひ得ない問題である

由谷氏 今次の歐洲大戰に我が國は不介入方針を闡明してゐるが不介入の意味は中立と云ふ意味か

外相 不介入は介入せずと云ふことであり、政治的にヨーロッパの紛争の仲間入りをしたくないと云ふ意味である

由谷氏 聖戰を遂行しつゝある今日

日本 の世界政策に關して首相の決意を伺ひ度い
首相 如何なるアイデアからの質問か判らないが要するに今日日本で一番大切なことは支那事變の處理であり事變處理に專念する爲不介入方針を執つてゐる
由谷氏 政府は生活必需品の徹底的對策として切符制度を即時實行する用意ありや
切符制度調査中
商相 切符制度施行については調査研究してゐるが今之を即時實行する考へはない
由谷氏 國民生活確保の爲め最早切符制度によらねば駄目な段階に來てゐるのではないか、然るにそれは現内閣に於ては期待出來ない事なのであるか
商相 時局の進展、今後の情勢により或は切符制度實行の必要ある場合に到達するかも知れないと考へ調査研究してゐるのである
由谷氏 養澤品の生産を禁止する考へはないか
商相 政府は養澤品を禁止したり彈壓する考へは持つてゐない、併し養澤品に對しては重税を課し又出來だけ養澤品を作らない様に來るだけ國民總動員運動を通じて養澤品を使はない様にして行く考へてゐる
由谷氏 優秀工場集中主義の考へありや
商相 其の意思はない
三善信房氏(政友久原) 外貨獲得の爲め輸出産業の構成を再検討する必要はないか、廣義國防上産業構成上重點主義を執る必要はないか

首相 輸出産業を育成することは云ふ迄もなく外貨獲得上必要である

重點主義は勿論必要である
物價政策
三善氏 公然と關取引横行の現状では公道價格の設定は無意味ではないか、此の儘公道價格の設定に持つて行く事が好いか悪いかは大きな問題であらう、商相は低物價政策堅持の爲め補償金或は獎勵金制度をとるといふが一方に於ては銅の如く價格を引上げるといふ、其の論旨は首尾一貫せぬではないか

商相 開相場を根絶の出來るだけ早く過正價格に戻し其の運用を圓滑にし度い、そのためには民間の聲をよく聞く必要がある、米、木炭、石炭及び其の他日常必需品は斷然値段を引上げない方針である、銅の公道價格は引上げないが生産者の協定價格は適正價格ではないから生産業者から引上げる値段は從つて若干改訂する、即ち今日の生産業者より引上げる値段は外國輸入品を標準にして決めてあるのでから生産業者から引上げる値段は改訂する、併しこれを一般に供給する値段は改訂しない

三善氏 産金値段を引上げては如何なる農產品に對する獎勵金は出さぬ、適正價格は簡單に出來るものから實行して行き理論に流れない様な方法でやつて行き度い方針である、金については外貨獲得の點から増産が必要であるから産金獎勵法については再検討を加へるが金の値段を上げる下げるの問題は經濟界への影響も大きいので此の際上げるとも下げるとも斷言し得ない

三善氏 農產品に對して獎勵金をつけないといふのはおかしうはないか、特に甘藷等については考慮の要はないか

農相 米其の他の農作物についても生産費が安く上る様に獎勵金や補助金を出して來てゐる、十四年度の米については現在の最高價格を引上げる必要はない、明年度の米の供給に就てはあらゆる方面から完璧を期し値上げしない様努力してゐる、甘藷に就ては充分考慮してゐる

三善氏 海軍の明年度豫算に於て五ヶ年計畫が建てられて居り陸軍でも多額の經費が計上されてゐるが國防の完璧を期し得るといふ點について説明されたい

米の建艦計畫不安を感ぜず
吉田海相(本社速記) 前述べにりました艦艇建造費其他の經費は十二年の計畫、十四年の計畫、これは既 御協賛を經ました繼續費に若干増加を來したといふ程度であり前に申しました計畫の一部であり、若干と申しますと例へば爲替差増の様なものさういふやうな意味のものでありまして大體本筋は豫定の繼續年度割に依つて計畫してゐる譯であります、これは既に十二年の計畫と十四年の計畫とでもつて大體海軍はその要求を認められましてそれに依つて海軍の國防を全ふするといふことの下に出來た豫算でありますから左様御承知になつて結構と思ひます一寸こゝに附けて加へて置きたい事は既に新聞でテラホラ御覽の通り昨今アメリカでは第三次ヴァインソン

不介入方針を闡明してゐるが不介入の意味は中立と云ふ意味か

外相 不介入は介入せずと云ふことであり、政治的にヨーロッパの紛争の仲間入りをしたくないと云ふ意味である

由谷氏 聖戰を遂行しつゝある今日

し私の議論を交へつゝ、政府の所信を聞いて見たい云々

以下の後半殆んど全部を不審當と認め議長職権を以て削除した、而して右の如く議長の職権を以て齋藤氏の演説中不審當の認め部分を除いたのは第七十議會に於て濱田國松氏の寺内閣相に對する失言を議長職権を以て速記録より削除した際作

成した掲載禁止事項發賣頒布禁止事項に觸れるものについては議長の職権を以て速記録より削除すると云ふ諒解事項の先例に依つたものである

陸軍 民政黨の態度を監視

【二】陸軍では二日の衆議院本會議に於ける民政黨齋藤隆夫氏の支那事變處理に關する質問演説は聖戰の意義を滅却し皇軍十萬の英靈を冒瀆するものとして重大視し衆議院本會議散會後直ちに院內陸軍政府委員室に首腦部會議を開き重要協議を行つた結果、齋藤隆夫氏の演説は八紘一

字の大精神を否認し、聖戰の目的を侮辱し皇軍十萬の英靈を冒瀆する不穩極まる演説である、然も同氏の演説は民政黨を代表するものであるからその責任は同氏のみのものでなく民政黨の責任である、従つて單にその演説を取消することによつて民政黨の責任は解消するものではない、よつて軍としては民政黨が如何なる態度を示して誠意を披瀝するかを嚴重監視し、今後の措置をとることに態度を決定した

齋藤隆夫の失言問題善後

【三】齋藤隆夫氏の失言問題善後處置に關し民政黨の小泉又次郎、孫一、兩氏は町田總裁と相談の結果三日午前八時半打つて北品川の自邸に齋藤氏を訪問多年相共に憲政の

ため盡し合つた友人として今回の問題に關する善後處置について縷々事情を披瀝し兩氏は

事態斯くなる上は區々たる感情に捕はれず速かに黨籍を離脱し自發的に黨人としての政治的責任を執られんことを切望する

寫し(一)陸海軍に賜りたる勸語の寫し(二)近衛聲明の寫し(三)第七十四議會に賜りたる勸語の寫し等を要求し同十時二十分散會

▲原氏、自發的辭職勸告 ▲齋藤隆夫氏(民政)の處罰を決定すべき衆議院の懲罰委員會は六日午後一時半開會勇頭、原惣兵衛氏(政友中島)より

この事は國家的見地よりみて影響するところ重大であるから委員長は齋藤氏に對し自發的辭職の勸告をなすべし

と提議しこれに對して勝田永吉氏(民)より反對意見を述べ、次で證據書類として(一)齋藤隆夫氏の發言全部の速記録その他を取り寄せると共に更に中村高一氏(社大)より

齋藤隆夫、小山議長、町田總裁の三氏を召喚すべしと要求したが参考人の召喚についてはこの場合先づ齋藤隆夫氏に止め小山議長、町田總裁の召喚はこれを後日の問題にすることし尙原

氏に對し懲罰委員會として齋藤隆夫氏に對し懲罰委員會の権限はない、よつて委員長としては取り計らひかねる

と述べ二時四十分散會 ▲次同委員會に小山議長出席 ▲齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關する衆議院懲罰委員會の小山議長出席要求は

致してあるので小山議長は九日午前十時半議長室に申井懲罰委員長の來訪を求め議長より進んで出席する意向を傳へると共に

出席の際は被告扱ひはして欲しくない、又その質問要綱は各派の理

事間に於て取まるとめた上委員長より質問する形式を採り議長が職権を以て齋藤君の速記録を削除し且つ齋藤君 懲罰に附した根據理由を明らかにする様にした

▲齋藤隆夫氏(民政)の處罰を決定すべき衆議院の懲罰委員會は六日午後一時半開會勇頭、原惣兵衛氏(政友中島)より

この事は國家的見地よりみて影響するところ重大であるから委員長は齋藤氏に對し自發的辭職の勸告をなすべし

と提議しこれに對して勝田永吉氏(民)より反對意見を述べ、次で證據書類として(一)齋藤隆夫氏の發言全部の速記録その他を取り寄せると共に更に中村高一氏(社大)より

齋藤隆夫、小山議長、町田總裁の三氏を召喚すべしと要求したが参考人の召喚についてはこの場合先づ齋藤隆夫氏に止め小山議長、町田總裁の召喚はこれを後日の問題にすることし尙原

氏に對し懲罰委員會として齋藤隆夫氏に對し懲罰委員會の権限はない、よつて委員長としては取り計らひかねる

と述べ二時四十分散會 ▲次同委員會に小山議長出席 ▲齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關する衆議院懲罰委員會の小山議長出席要求は

致してあるので小山議長は九日午前十時半議長室に申井懲罰委員長の來訪を求め議長より進んで出席する意向を傳へると共に

出席の際は被告扱ひはして欲しくない、又その質問要綱は各派の理

得ないとして懲罰に附せられた(一)右國家の爲容認し得ないとする點は齋藤氏演説後半の全面的に亘つてある(二)演説後半は齋藤氏の私見を混へたものであつて此の演説の根底を爲す思想が事變處理上國家の爲に容認し得ず各方面に及ぼす影響の甚大なりとする

各派動向(各派交渉會の項も参照) ▲民政黨 ▲民政黨緊急總務會

【三】齋藤隆夫氏の失言問題に關し民政黨は同日の本院會議散會後、院內幹部室に於て緊急總務會を開き、町田總裁、櫻内、勝兩黨出身閣僚、小川、後外各院内外

總務、小泉、大藏兩常任顧問、内ヶ崎幹事長等出席、齋藤隆夫氏の失言問題につき齋藤氏の速記録を取寄せて其の内容を慎重に檢討を加へると共に

齋藤氏より自己の演説に不穩當なき字句に對しては適當の處理されたる事申出があつたので、小山議長其他各方面と連絡を執りつゝ、之が善後處置に就て重要協議

▲幹部會 【三】齋藤氏の失言問題に關し二日夜の民政黨幹部會に於ては本會議散會後前後五時間餘に亘り之が善後策に就き協議を重ねた結果

(一)齋藤氏の發言中に黨の方針を逸脱し且つ黨の意思に反して爲せる個所あるを認むるは頗る遺憾である(二)併し齋藤氏自身も之を認めて不穩當の個所の取消しを表明し一方議長に於ても職権を以て之を速記録中より削除せる以上、三日の本會議に於ては同氏より自發的に釋明の上之が取消しを行ふ程度で問題の解決に努むる事(三)従つて若し他派より懲罰議が起る様な場合があつても黨

諸點を重視して(一)齋藤氏の言論は支那事變處理上國家の爲容認し

得ないとして懲罰に附せられた(一)右國家の爲容認し得ないとする點は齋藤氏演説後半の全面的に亘つてある(二)演説後半は齋藤氏の私見を混へたものであつて此の演説の根底を爲す思想が事變處理上國家の爲に容認し得ず各方面に及ぼす影響の甚大なりとする

るだけ事態の擴大を避け右の方針を以て善處するに一致午後十時半散會

▲齋藤氏の離黨總務會承認
【二〇】民政黨の齋藤隆夫氏は二日の衆議院本會議に於ける失言問題に關し一夜熟考の結果三日午前十一時本院内に於て別項の如く小泉、俵兩氏と會見の後折柄開會中の緊急總務會に出席し齋藤氏より

聖戰の目的は帝國議會の開院式に賜つた御勅語の中にもあるし又歴代の政府が聲明せる所明かであるから自分は其趣旨に副ふやう議員として職責を盡すべく努力して來たのであるが二日の質問演說中自分の不用意のため措辭その他に於て大方の誤解を招いたことは畢竟自らの不徳の致す所て眞に遺憾に堪へぬ、就ては此の際黨に御迷惑をかけたことは寔に相濟まぬのでこの際離黨したいと思ふから宜しく諒承を願ふ

旨正式に申出て聲明した之に對し俵院内主任總務より
齋藤氏が他年憲政のため盡瘁され又黨のため盡された功績に對しては感謝に堪へぬ然るにこの際失言問題のため離黨を申出られたことは眞に残念に思ふが事情已むを得ぬので諒承す、就ては將來に於ても公私共御厚誼を願ひたいと答へ總務會としては之を諒承するに決定

▲齋藤氏離黨に關し幹事長談【二一】
民政黨は齋藤氏の離黨に關し三日午後十時内ヶ崎幹事長談の形式を以て左の聲明書を發表した

事變處理に關する我黨の態度は一月廿一日の我黨大會に於ける宣言並に町田總裁の演說によつて明か

なる所であるが二日齋藤隆夫君の國務大臣の施政方針の演說に對する質疑中我黨の方針並に政策と相容れざるものありしは頗る遺憾とする所であつたが同君は三日自分の演說が大方の物議を醸し我黨に迷惑を及ぼしたるは恐縮の次第であるから此の際責を負ふて離黨致したき旨申出たを以て我黨は之を承認した次第である

▲秘密代議士會紛糾【二二】
民政黨は齋藤隆夫氏の失言問題後處置に關し三日午後三時半より院内控室に於て緊急秘密代議士會を開き、先づ高橋總務より各派交渉會の経過並に結果を報告したところ工藤鐵男氏、田村秀吉氏等より齋藤隆夫氏の過去三十年間に亘る政治生活中我が黨政に盡瘁した功勞の偉大なるを賞揚して議長職に依り齋藤氏を懲罰に附することは我々同志として承服し得ないことであるとの理由を以て強硬な反對意見を述べ代議士會は議論沸騰せるため同五時一旦休憩、同五時十五分再開、劈頭工藤鐵男氏より幹事は議長職を以て齋藤隆夫氏を懲罰に附する事は妥當でないとの代議士會の空氣を察して善處されたい

と小山議長との交渉其他これが善處方を幹部に一任、同五時半再度休憩

▲四派強行に民政折れる【二三】
政黨午後秘密代議士會では齋藤氏の議長職の職權によつて懲罰に付することを反對する黨員の空氣が表面化するに至つたので、小山議長は民政黨の川崎、高橋兩氏と會見後議の派交渉會に於ける言明を取消すべく同六時内ヶ崎(民政)田邊(政友)久原派、岡田(政友中島派)三幹事長を議

長室に招じて右の意向を披瀝して諒解を求めたが、中島派田邊幹事長はこれを容認せず

中島派、時局同志會、社大並に第一議員クラブの四派は連衡のもとに小山議長が前旨を醸し一齋藤氏を懲罰に附さざる場合に(一)中島派より齋藤氏の懲罰動議を提出し三派が賛成する(二)社大と時局同志會が信任案を提出し中島派が賛成する等四派共同戦線を張るの態勢を示すに至つたので民政黨幹部は党内の齋藤氏懲罰に對し強硬に反對してゐる議員慰留鎮撫に努めることに決定午後七時五十分より引續き秘密代議士會を開き右幹部會の結果を報告其の承認を求めた處代議士會は議論沸騰したが町田總裁の慰撫の演說によつて結局機宜の處置を幹部一任と決定

△政友兩派
▲中島派總務會【二四】
政友會中島派は二日の本會議散會後院内に緊急總務會を開會同日の本會議に於て民政黨の齋藤隆夫氏が行つた演說中に不穩當な言辭を弄せる疑あり至急速記録を調査した上で適當なる處置をとることに決定午後五時半散會

▲齋藤氏を懲罰に決定【二五】
政友會中島派は三日午後零時半より院内代議士會を開き、田邊幹事長より二日の本會議に於ける齋藤隆夫氏の質問演說中には不穩當な字句のあるのを認め我黨では午前十時總務會に引續き幹部會を開き協議の結果齋藤氏を懲罰に付すべしと云ふに意見の一致を見た

▲民政黨總裁招致は考へず【二六】
民政黨の内ヶ崎幹事長は一宮房治郎氏と共に七日午後二時四十分院内政友會中島派幹部室に田邊幹事長を訪問六日の第二回懲罰委員會に於て町田總裁を招致すべしとの提議が小會派からなされたとの事であるがなるべし左様な事のない様協力して貰ひ度い旨を述べ諒解を求め、右に關し田邊幹事長は中島派としては齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關しては主張す可き論據を持つてゐるのであるから嚴肅なる態度で懲罰委員會に臨む事になつてゐるが町田總裁を同委員會に招致するが如きことは今日の處考へてゐない旨を答へ會見十分間民政黨の兩氏辭去

▲中島派、議院出席要求【二八】
政友會中島派の懲罰委員會は八日の衆議院本會議散會後院内控室に參集、九日開かれる懲罰委員會に臨む態度について意見交換の結果前回の委員會に於て小會派より提議された小山議長並に町田民政黨總裁の喚問については町田總裁には出席を求めず議長職を以て速記録を削除し齋藤氏を懲罰に附した小山議長の出席を求め事情を聴取するは當然であるとして九日の懲罰委員會に於て議長の出席を求め事に決した

▲小山議長喚問決定【二七】
政友會久原派は七日正午院内に幹部會を開き久原總裁、岡田幹事長外各顧問、院内外總務等出席の上齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關し小山議長並に町田氏に關する問題は(一)齋藤隆夫氏個人の態度に就いて協議の結果齋藤氏の懲罰事犯を喚問して如何なる根據理由に基づいて懲罰に附したかを究明する必要があるを以て小山議長を懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰に對する中島派の態度【二九】
政友會中島派においては九日院内控室において幹部會を開き齋藤氏事犯に對する態度を左の如く決定今後には黨独自の所信に向つて邁進することゝなつたが齋藤氏が自發的に辭任せざるにおいては除名すべしといふ意見に傾いてゐることは注目される、即ち議會生活三十年に垂んとする齋藤氏に對しては誠に氣の毒であるが同氏の國務大臣に對する質疑演說は支那事變の道義的基礎を否定し聖戰目的を没却するものとして、長くも勸諭詔勅に悖る言辭と思想とを表明し演說全般に亘り我國體の尊嚴を冒瀆し今次事變に依る國家總力戰を理想なき戰爭と斷じた右は我國内外に及ぼす影響重大にして蔣政權を利する虞れあり、且つ國家の安寧秩序を亂し事變が正義に立脚せる大目的を有するものなることを冒瀆し國民の信念を攪亂するものであるとの理由を以て懲罰事犯に該當すとなしてゐる

△三つの方針に基づいて考察【三〇】
齋藤隆夫氏の失言問題に關し、政友(中島派)の西方、上山、原、政友(久原派)の夜野、時局同志會の赤松、小山、社大の淺沼、河野、水谷の有志議員は三日午前九時半より院内議長應接室に會同意見の交換を行つた結果齋藤氏に關する問題は(一)齋藤隆夫氏個人に關する問題(二)議長の責任問題(三)黨代表として齋藤氏を起して民政黨の責任問題の三つに分けて考察せねばならぬが、右の方針に基く具體的處置については各派緊密なる連

△懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰に對する中島派の態度【二九】
政友會中島派においては九日院内控室において幹部會を開き齋藤氏事犯に對する態度を左の如く決定今後には黨独自の所信に向つて邁進することゝなつたが齋藤氏が自發的に辭任せざるにおいては除名すべしといふ意見に傾いてゐることは注目される、即ち議會生活三十年に垂んとする齋藤氏に對しては誠に氣の毒であるが同氏の國務大臣に對する質疑演說は支那事變の道義的基礎を否定し聖戰目的を没却するものとして、長くも勸諭詔勅に悖る言辭と思想とを表明し演說全般に亘り我國體の尊嚴を冒瀆し今次事變に依る國家總力戰を理想なき戰爭と斷じた右は我國内外に及ぼす影響重大にして蔣政權を利する虞れあり、且つ國家の安寧秩序を亂し事變が正義に立脚せる大目的を有するものなることを冒瀆し國民の信念を攪亂するものであるとの理由を以て懲罰事犯に該當すとなしてゐる

▲小山議長喚問決定【二七】
政友會久原派は七日正午院内に幹部會を開き久原總裁、岡田幹事長外各顧問、院内外總務等出席の上齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關し小山議長並に町田氏に關する問題は(一)齋藤隆夫氏個人の態度に就いて協議の結果齋藤氏の懲罰事犯を喚問して如何なる根據理由に基づいて懲罰に附したかを究明する必要があるを以て小山議長を懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰に對する中島派の態度【二九】
政友會中島派においては九日院内控室において幹部會を開き齋藤氏事犯に對する態度を左の如く決定今後には黨独自の所信に向つて邁進することゝなつたが齋藤氏が自發的に辭任せざるにおいては除名すべしといふ意見に傾いてゐることは注目される、即ち議會生活三十年に垂んとする齋藤氏に對しては誠に氣の毒であるが同氏の國務大臣に對する質疑演說は支那事變の道義的基礎を否定し聖戰目的を没却するものとして、長くも勸諭詔勅に悖る言辭と思想とを表明し演說全般に亘り我國體の尊嚴を冒瀆し今次事變に依る國家總力戰を理想なき戰爭と斷じた右は我國内外に及ぼす影響重大にして蔣政權を利する虞れあり、且つ國家の安寧秩序を亂し事變が正義に立脚せる大目的を有するものなることを冒瀆し國民の信念を攪亂するものであるとの理由を以て懲罰事犯に該當すとなしてゐる

▲小山議長喚問決定【二七】
政友會久原派は七日正午院内に幹部會を開き久原總裁、岡田幹事長外各顧問、院内外總務等出席の上齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關し小山議長並に町田氏に關する問題は(一)齋藤隆夫氏個人の態度に就いて協議の結果齋藤氏の懲罰事犯を喚問して如何なる根據理由に基づいて懲罰に附したかを究明する必要があるを以て小山議長を懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰に對する中島派の態度【二九】
政友會中島派においては九日院内控室において幹部會を開き齋藤氏事犯に對する態度を左の如く決定今後には黨独自の所信に向つて邁進することゝなつたが齋藤氏が自發的に辭任せざるにおいては除名すべしといふ意見に傾いてゐることは注目される、即ち議會生活三十年に垂んとする齋藤氏に對しては誠に氣の毒であるが同氏の國務大臣に對する質疑演說は支那事變の道義的基礎を否定し聖戰目的を没却するものとして、長くも勸諭詔勅に悖る言辭と思想とを表明し演說全般に亘り我國體の尊嚴を冒瀆し今次事變に依る國家總力戰を理想なき戰爭と斷じた右は我國内外に及ぼす影響重大にして蔣政權を利する虞れあり、且つ國家の安寧秩序を亂し事變が正義に立脚せる大目的を有するものなることを冒瀆し國民の信念を攪亂するものであるとの理由を以て懲罰事犯に該當すとなしてゐる

▲小山議長喚問決定【二七】
政友會久原派は七日正午院内に幹部會を開き久原總裁、岡田幹事長外各顧問、院内外總務等出席の上齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關し小山議長並に町田氏に關する問題は(一)齋藤隆夫氏個人の態度に就いて協議の結果齋藤氏の懲罰事犯を喚問して如何なる根據理由に基づいて懲罰に附したかを究明する必要があるを以て小山議長を懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰に對する中島派の態度【二九】
政友會中島派においては九日院内控室において幹部會を開き齋藤氏事犯に對する態度を左の如く決定今後には黨独自の所信に向つて邁進することゝなつたが齋藤氏が自發的に辭任せざるにおいては除名すべしといふ意見に傾いてゐることは注目される、即ち議會生活三十年に垂んとする齋藤氏に對しては誠に氣の毒であるが同氏の國務大臣に對する質疑演說は支那事變の道義的基礎を否定し聖戰目的を没却するものとして、長くも勸諭詔勅に悖る言辭と思想とを表明し演說全般に亘り我國體の尊嚴を冒瀆し今次事變に依る國家總力戰を理想なき戰爭と斷じた右は我國内外に及ぼす影響重大にして蔣政權を利する虞れあり、且つ國家の安寧秩序を亂し事變が正義に立脚せる大目的を有するものなることを冒瀆し國民の信念を攪亂するものであるとの理由を以て懲罰事犯に該當すとなしてゐる

▲小山議長喚問決定【二七】
政友會久原派は七日正午院内に幹部會を開き久原總裁、岡田幹事長外各顧問、院内外總務等出席の上齋藤隆夫氏の懲罰事犯に關し小山議長並に町田氏に關する問題は(一)齋藤隆夫氏個人の態度に就いて協議の結果齋藤氏の懲罰事犯を喚問して如何なる根據理由に基づいて懲罰に附したかを究明する必要があるを以て小山議長を懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰に對する中島派の態度【二九】
政友會中島派においては九日院内控室において幹部會を開き齋藤氏事犯に對する態度を左の如く決定今後には黨独自の所信に向つて邁進することゝなつたが齋藤氏が自發的に辭任せざるにおいては除名すべしといふ意見に傾いてゐることは注目される、即ち議會生活三十年に垂んとする齋藤氏に對しては誠に氣の毒であるが同氏の國務大臣に對する質疑演說は支那事變の道義的基礎を否定し聖戰目的を没却するものとして、長くも勸諭詔勅に悖る言辭と思想とを表明し演說全般に亘り我國體の尊嚴を冒瀆し今次事變に依る國家總力戰を理想なき戰爭と斷じた右は我國内外に及ぼす影響重大にして蔣政權を利する虞れあり、且つ國家の安寧秩序を亂し事變が正義に立脚せる大目的を有するものなることを冒瀆し國民の信念を攪亂するものであるとの理由を以て懲罰事犯に該當すとなしてゐる

▲齋藤氏離黨に關し幹事長談【二一】
民政黨は齋藤氏の離黨に關し三日午後十時内ヶ崎幹事長談の形式を以て左の聲明書を發表した

事變處理に關する我黨の態度は一月廿一日の我黨大會に於ける宣言並に町田總裁の演說によつて明か

長室に招じて右の意向を披瀝して諒解を求めたが、中島派田邊幹事長はこれを容認せず

▲懲罰委員會に召喚すべしと云ふ事に一致一時半散會尙ほ町田民政黨總裁の喚問については黨の態度は未定

▲懲罰に對する中島派の態度【二九】
政友會中島派においては九日院内控室において幹部會を開き齋藤氏事犯に對する態度を左の如く決定今後には黨独自の所信に向つて邁進することゝなつたが齋藤氏が自發的に辭任せざるにおいては除名すべしといふ意見に傾いてゐることは注目される、即ち議會生活三十年に垂んとする齋藤氏に對しては誠に氣の毒であるが同氏の國務大臣に對する質疑演說は支那事變の道義的基礎を否定し聖戰目的を没却するものとして、長くも勸諭詔勅に悖る言辭と思想とを表明し演說全般に亘り我國體の尊嚴を冒瀆し今次事變に依る國家總力戰を理想なき戰爭と斷じた右は我國内外に及ぼす影響重大にして蔣政權を利する虞れあり、且つ國家の安寧秩序を亂し事變が正義に立脚せる大目的を有するものなることを冒瀆し國民の信念を攪亂するものであるとの理由を以て懲罰事犯に該當すとなしてゐる

緒を取つて適當な處置を講ずべき事として同十時散會

△小會派

▲齋藤氏問題社大聲明 (三) 社會大衆黨では二日の衆議院本會議散會後院內控室に於ける齋藤隆夫氏(民)の黨代表質問演説が今次事變の聖戰目的を冒瀆せるにつき協議し結果左の如き聲明を發した

△聲明

本日の議場に於ける民政黨を代表する齋藤隆夫氏の質問演説は今次事變の目的を晦澁にし帝國の不動の方針を中外に誤認せしむるものである

▲時局同志會聲明 (三) 時局同志會は二日本會議散會後院內控室に於て緊急代議士會を開き同日の本會議に於ける齋藤隆夫氏(民)の質問中今次事變に關連し不穩當なる言辭を用ひた點について同氏を糾彈せんとする動議を中心として協議の結果左の聲明を發したる上交渉委員より社大政友中島派等に連絡し齋藤氏の演説に對する糾彈運動を展開することとなつた

△聲明

本日の議場に於て齋藤隆夫君が民政黨を代表して爲したる演説は八紘一字の民族的大理想を否認し聖戰の目的を侮辱し且つ建國以來の國史の成績を無視するものなり、同黨は全體として右言論につき責を負ふべし

▲議長の聲明誤解し得ず (三) 齋藤氏の失言問題善後處置に關する小山議長の聲明文を受けた時局同志會では三日午後三時半より院內控室に於て秘密代議士會を開き協議の結果(一)齋藤氏の演説に對して何等注意をも與へず放任してをき乍ら今に至つてかゝる處理に出でんとする議長の眞意如何(二)確聞するところに依れば議長は黨側の演説中書記官長を通じて民政黨側に對し、何等かの注意をなすべきや否やの指示を仰いだといふが、かゝる態度に出でたる議長の所信如何(三)齋藤氏の演説中政

府の禁止命令に觸れる部分を削除したいと云ふが演説終了後更めてかゝる處置に出でたる議長の見解如何の三點について再度議長の聲明を求めるとし、聲明文は一先づ之を議長に突返し議長の返答如何により更めて態度を決定する事となつた

▲三派のみで議長不信任案提出 (三) 小山議長不信任共同提案に關し政友中島派の西方、社大の淺沼、中村、時同の赤松、小山、田中、第一の馬場の諸議員は五日午前十時より院內議長應接室に參集、先づ西方議員より

齋藤氏の失言問題に對し小山議長が職權を以て懲罰に附さぬ模様であつたため我々は議長不信任共同提案に賛成したのであるが既に議長が職權を以て齋藤氏を懲罰に附したからこれ以上我々は議長の責任を追求しない

と述べて共同提案より脱退したので結局社大、時同、第一の三派のみで既定方針通り小山議長不信任決議案を提出することとなつた、而して三派の議長不信任案が衆議院の多數を

各派

政友兩派單一交渉團體結成協議 (發言順位で紛糾の項参照)

▲政友兩派幹部協議 (三) 政友の久原、中島兩派は國務大臣の演説に對する既定の質問順位を變更すべく民政黨に對し民政、民政を民政に變更の申入れを爲したが之に對し民政黨は既定の順位を變更し之に對し民政は民政に對し民政を民政に變更の申入れには讓歩するけれども政友の申入れには讓歩し得ない旨其の態度を明かにした、よつて政友兩派は中立派を加へるの民政黨を凌駕し第一黨となり得るから此の際單一の交渉團體を結成して其の實力を發揮すべしとなし一日午前の幹部會に引續き議會散會後中島、久原兩派は夫々院內に於て幹部會を開き單一交渉團體結成に關し協議を遂げることとなつた、而して久原派は一日午前の幹部會に於て單一交渉團體を承認し久原總裁もこれに承諾を與へてゐるが、一方中島派は一日午前の幹部會に於て承認してゐるに拘らず、中島總裁は兩派が此の際眞剣に合同する熱意を以て單一交渉團體結成に進むのでなく一時の便宜主義より單一の交渉團體を結成せんとするのであれば無意味であるとの見解を以て速かに承諾を與へず慎重なる態度を持してゐる

▲政友中島派總務會 (三) 單一交渉團體結成に關する政友會中島派の院內外總務會は一日の本會議散會後院內幹部室に於て開催、田邊幹事長、院內外總務出席種々意見交換、單に發言順位の決定や委員の割當等の爲に合同を行ふと云ふ便宜主義的な行動は意味を爲さぬ之を強力な新政黨結成に向つて發展せしむるに云ふ積極性を持つてゐるものならば我が黨の日頃の主張に一致してゐるから賛成してもよいと云ふ積極論と云ふ積極論の兩論が出て意見の一致を見るに至らなかつた、然し黨勢を擴大したるのと云ふ點に於ては兩者一致してゐるので、強力な新政黨樹立と云ふ問題は此の際表面上の條件とせず將來の希望に残して單一交渉團體結成に努力して見やうと云ふことに落着き午後八時散會

▲中島派長老協議 (三) 一日夜九時半より牛込の中島總裁邸に於て長老懇談會を開催し中島總裁を始め島田、山崎、望月、堀切の各長老出席の上田邊幹事長より院內總務會の模様を報告して種々意見交換を行つたが結局二日午前十時より院內に於て幹部會を開き單一交渉團體結成に應ずるか否かの最後の態度を決定することにして同十時半散會

▲政友久原派の態度 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友中島派總務會 (三) 單一交渉團體結成に關する政友會中島派の院內外總務會は一日の本會議散會後院內幹部室に於て開催、田邊幹事長、院內外總務出席種々意見交換、單に發言順位の決定や委員の割當等の爲に合同を行ふと云ふ便宜主義的な行動は意味を爲さぬ之を強力な新政黨結成に向つて發展せしむるに云ふ積極性を持つてゐるものならば我が黨の日頃の主張に一致してゐるから賛成してもよいと云ふ積極論と云ふ積極論の兩論が出て意見の一致を見るに至らなかつた、然し黨勢を擴大したるのと云ふ點に於ては兩者一致してゐるので、強力な新政黨樹立と云ふ問題は此の際表面上の條件とせず將來の希望に残して單一交渉團體結成に努力して見やうと云ふことに落着き午後八時散會

▲中島派長老協議 (三) 一日夜九時半より牛込の中島總裁邸に於て長老懇談會を開催し中島總裁を始め島田、山崎、望月、堀切の各長老出席の上田邊幹事長より院內總務會の模様を報告して種々意見交換を行つたが結局二日午前十時より院內に於て幹部會を開き單一交渉團體結成に應ずるか否かの最後の態度を決定することにして同十時半散會

▲政友久原派の態度 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

といふに一致して居り久原總裁も諒承を與へてゐるので中島派からの回答を受け得る状態である、よつて中島派が無條件で單一交渉團體結成に同意すれば問題は簡單であるが萬一新黨結成を前提條件として合同を提議して來た場合はこれに合流することなく交渉團體結成問題の打切ること意見の一致を見得る

▲北浦氏第一俱樂部に入會 (三) 奈良縣選出代議士北浦圭太郎氏は五日第一議員俱樂部に入會同俱樂部は二十三名となつた

▲國內體制整備決議案提出 (民政) (三) 民政黨は七日午前十時より院內に政務調査總會を開き商工當局より前提出法律案につき説明を聴取した後對議會關係につき協議の結果左の申合せをなしその取扱ひ方を前田會長に一任して午後二時散會

▲申合せ (一) 支那事變解決のためには行政機構の刷新、官吏制度の改革、經濟機構の改善、農業國策の確立等國內體制の整備刷新を喫緊の要務と認むるを以て黨の機關に關りこれを包含したる決議案を議會に提出する事(二)本會議に於ける政府の答辯は概ね抽象的にして具體的方針を明示せざるを遺憾とす、從つて豫算總會に於てその具體的方針につき徹底的に政府の所信を質すべきではあるが特に經濟統制、物價統制、惡性インフレーション阻止、最少限度國民生活の保障等に關しては實情に即して更に新しき努力と構想工夫を必要とす可く、且今日の經濟的現狀は物動計畫、生産力擴充計畫等經濟諸計畫が所期の成果を擧げ得ざるに基因すること多きを以て過去の實績を明かにすると共にその善處を要望する事

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

▲政友會 (三) 政友會の單一交渉團體結成に關する久原派の態度は一日午前中院內に於て開かれた幹部會に於て、同じ政友會が院內に於て三派に分れ別々の行動をとすることは外見も悪いし三派合同として第一黨たる勢力を發揮すべきである

と價格統制令に於て適用外とせられた輸出入運貨申或種のものに就ては公定の途を開いた點に特色を有してゐる

青少年雇入制限令三月一日實施

【一】 昨年十二月二十二日國家總動員審議會に於て決定した青少年雇入制限に關する勅令は三十日の閣議を経て上奏御裁可を仰ぎ、一日の官報を以て公布、三月一日より實施される事となつた、右勅令の目的とす

る處は現下の時局に鑑み比較的不急と認められる諸事業につき勞務者の雇入を或る程度制限し軍需産業、生産力擴充計畫産業、輸出産業等、喫緊の事業に於ける勞務者の供給を潤澤にせんとするものである、尙右勅令の施行については厚生省に屬三名地方廳に屬五十五名、職業紹介所に職業主事五名及び職業主事補三百七十五名を増員する筈である

△青少年雇入制限令

第一條 青少年の國家總動員法（昭和十三年勅令第三百十七號）に於て依る場合を含む）第六條の規定に基く雇入制限は別段の規定ある場合を除くの外本令の定むる所に依る

第二條 本令に於て青少年と稱するは年齢十二年以上廿年未満の男子又は年齢十二年以上廿年未満の女子にして左の各號の一に該當せざるものを謂ふ（一）大學、大學豫科、高等師範學校、高等學校高等科、專門學校、實業專門學校、師範學校又は厚生大臣の指定する學校（養成所を含む）を卒業又は修了したる者（二）學校卒業後使用制限令第一條の卒業者にして前號に該當せざる者（三）厚生大臣の指定する檢定

若し試験に合格したる者又は厚生大臣の指定する免許を受けたる者（四）其の他厚生大臣の指定する者

第三條 男子たる青少年（以下男子青少年と稱す）は左の各號の一に該當する場合を除く外之を雇入ることを得ず（一）男子青少年の雇員数が命令を以て定むる員數に満たざる場合に於て其の員數に満つる迄を雇入るる場合（二）厚生大臣の指定する事業を營む者其の事業に使用すべき男子青少年の雇入に付命令の定むる所に依り地方長官の認可を受けたる場合（三）男子青少年を雇備し得べき總員數に付命令の定むる所に依り職業紹介所長の認可を受けたる場合に於て其の員數に満つる迄之を雇入るる場合（四）入營（應召の場合を含む以下同じ）を命ぜられたる青少年を解雇したる場合又は雇備する青少年の入營中雇備期間、満了したる場合に於て其の青少年が退營（入營の際行ふ身體検査の結果歸郷を命ぜられたる場合を含む）したる日より三月以内に再び之を雇入るる場合（五）其の他命令を以て定むる場合

所長の認可を受けたる場合に於て其の員數に満つる迄之を雇入るる場合（二）其の他命令を以て定むる場合

第十條 本令は左の各號の一に該當する事業（命令を以て定むるものを除く）に使用する爲又は船員として使用する爲青少年を雇入るる場合には之を適用せず（一）土地の耕作若し開墾又は植物の栽植、栽培、採取若し伐採の事業其の他の農業又は林業（二）動物の飼育又は水産動物の採捕若し養殖の事業 其の他の畜産業、養蠶業又は水産業

本令は昭和十五年三月一日より之を施行す、但し朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては昭和十五年九月一日より之を施行す、本令施行の際現に第三條第一號の事業を營む者は本令施行後六十日間を限り同條同號の認可を受けたるものと看做す、第九條の規定は本令施行前年齢十二年未満の者を雇入れ引續き其の者も雇備する場合に於ては之を適用せず

第五條 地方長官第三條第二號の認可の申請に付不正又は虚偽の事實ありと認むるときは認可を取消す

第六條 厚生大臣又は地方長官は青少年の雇入に關し監督上必要な命令を爲す事を得

第七條 厚生大臣、地方長官又は職業紹介所長は命令の定むる所に依り青少年の雇入に關し國家總動員法第三十一條の規定に基く報告を徴する事を得

第十一條 本令は國、道府縣並に市町村及之に準ずべきもの其他命令を以て定むるもの青少年の雇入には之を適用せず

第八條 地方長官又は職業紹介所長必要と認むるときは青少年の雇入に關し國家總動員法第卅一條の規定に基き當該官吏をして青少年を雇入れおる者又は雇入れんとする者の工場、事業場、事務所、店舗其の他の場所に臨檢し業務の状況又は帳簿書類を檢査せしむる事を得、前項の規定に依り當該官吏をして臨檢、檢査せしむる場合に於て其の身分を示す證券を携帯せしむべし

第九條 年齢十二年未満の者を雇入れ引續き雇備する場合に於ては本令の適用に付ては其の者が年齢十二年に達する時に於て新に雇入るるものと看做す、但し此の場合に於て命令の定むる所に依り新たる雇入に關し本令又は本令に基きて發する命令に依る認可の申請あり

第十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第十三條 本令中厚生大臣とあるは朝鮮に在りては朝鮮總督、臺灣に在りては臺灣總督、樺太に在りては樺太廳長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし地方長官とあるは朝鮮に在りては道知事、臺灣に在りては州知事、又は廳長、樺太に在りては樺太長官、南洋群島に在りては南洋廳長官とし職業紹介所長とあるは朝鮮に在りては府尹、郡守又は島司、臺灣に在りては市尹又は郡守（澎湖廳に在りては廳長）樺太に在りては樺太廳支廳長、南洋群島に在りては南洋廳支廳長とし道府縣とあるは朝鮮に在りては道、臺灣に在りては州又は廳、南洋群島に在りては南洋群島地方廳とす

第十四條 女子たる青少年（以下女子青少年と稱す）は左の各號の一に該當する場合を除くの外厚生大臣の指定する業務（以下指定業務と稱す）に使用する爲之を雇入るることを得ず（一）指定業務に使用する女子青少年の雇員数が命令を以て定むる員數に満たざる場合に於て其の員數に満つる迄之を雇入るる場合（二）指定業務に使用する女子青少年を雇備し得べき總員數に付命令の定むる所に依り職業紹介

第十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第二十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第三十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第四十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第五十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第六十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第七十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第八十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第九十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百零九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百一十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百二十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百三十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十七條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十八條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百四十九條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十一條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十二條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十三條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十四條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十五條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

第一百五十六條 本令は朝鮮、臺灣、樺太及南洋群島に在りては女子青少年の雇入には之を適用せず

</

なく左の事項を地方長官に報告することを要す

(一) 事業の種類、従業場所の名稱及所在地(二) 支給すべき手當の内容(三) 手當を受くべき勞務者の種類及數(四) 其の他參考となるべき事項

附 則

本令は公布の日より之を施行す

石炭備用令要點

【一】 逼迫せる石炭需給關係を強力統制するため、政府は曩に石炭徵用令の發効を決定し、藤原尚相は商工事務當局に命じて十日迄に同令案の立案調整をいそがしめ、八日漸く原案調整を終へたので商相としては輸出入臨時措置法に基く石炭徵用令(商工省令)を公布する決意を固め目下同令實施に伴ふ諸般の準備を急いでゐる、尙同令の要點は大體左の如くである

一、戦時下石炭の需給調整をなしその配給を適正ならしめるため政府は(イ)炭業者の石炭(ロ)大口需要者的大量貯炭等を徵用することを得ること

一、政府が徵用した石炭は、これを最も必要とする需要者に對し配給するやう命令し得ること

地方税法案、地方分與税法案要綱

【一〇】 十日衆議院に提出された地方税制改革案の内その主體となるべき(一)地方税法案要綱(二)地方分與税法案要綱は同日内務省より發表されたが、その要綱の主要點は左の如くである

△地方税法案要綱

第一、(略) 第二、府縣稅として課することを得べきものは左のものとする

(一) 普通稅 國稅附加稅、獨立稅

(二) 目的稅 市町村稅として課することを得べきものは左のものとする

(一) 普通稅 國稅附加稅、府縣稅附加稅、獨立稅(二) 目的稅 第三(略) 第四(略) 第五(略) 第六(略)

第七、數府縣に於て營業所を設けて營業を爲す者に關係府縣に於て賦課する營業稅附加稅(營業稅制を含む)の課稅標準たるべき本稅額は本稅を決定したる稅務官署の定むる所に依ること

稅務官署は本稅を決定したるときは直に前項の規定に依り本稅額を定め之を關係府縣知事に通知すること、關係府縣知事に於て第一項の規定に依り稅務官署の定めたる本稅額に異議あるときは内務大臣及大藏大臣本稅額を定むること

前項の異議は其の通知を受けた日より三十日以内之を申出づること、内務大臣及大藏大臣第三項の異議の申出を受理したるときは三月以内之を決定すること

第八、同一府縣内又は數府縣内の數市町村に於て營業所を設けて營業を爲す者に關係市町村に於て賦課する營業稅附加稅(營業稅制を含む)の課稅標準たるべき本稅額は左の各號の定むる所に依ること

(一) 關係市町村同一府縣内に在るときは當該市町村に付府縣知事の定むる額(二) 關係市町村數府縣に互る場合に於て一府縣内の關係市町村一なるときは第七の規定に依り定りたる當該府縣の本稅額(三) 關係市町村數府縣に互る場合に於て一府縣内の關係市町村二以上なるときは第七の規定に依り定りたる當該府縣の本稅額に當該市町村に付府縣知事の定むる額

府縣知事直に之を關係市町村長に通知する事、關係市町村長に於て第一項第一號又は第三號の規定に依り府縣知事の定めたる本稅額に異議あるときは本稅額は内務大臣之を定むること、第七の第四項及び第五項の規定は前項の場合に之を準用すること

(略) 第九(略) 第十(略) 第十一(略) 第十二(略) 第十三(略) 第十四(略) 第十五(略) 第十六(略) 第十七(略) 第十八(略) 第十九(略) 第二十(略) 第二十一(略) 第二十二(略) 第二十三(略) 第二十四(略) 第二十五(略) 第二十六(略) 第二十七(略) 第二十八(略) 第二十九(略) 第三十(略) 第三十一(略) 第三十二(略) 第三十三(略) 第三十四(略) 第三十五(略) 第三十六(略) 第三十七(略) 第三十八(略) 第三十九(略) 第四十(略) 第四十一(略) 第四十二(略) 第四十三(略) 第四十四(略) 國稅附加稅として課することを得べき府縣稅は左のものとする

るときは第七の規定に依り定りたる當該府縣の本稅額に當該市町村に付府縣知事の定むる額

府縣知事直に之を關係市町村長に通知する事、關係市町村長に於て第一項第一號又は第三號の規定に依り府縣知事の定めたる本稅額に異議あるときは本稅額は内務大臣之を定むること、第七の第四項及び第五項の規定は前項の場合に之を準用すること

(略) 第十九(略) 第二十(略) 第二十一(略) 第二十二(略) 第二十三(略) 第二十四(略) 第二十五(略) 第二十六(略) 第二十七(略) 第二十八(略) 第二十九(略) 第三十(略) 第三十一(略) 第三十二(略) 第三十三(略) 第三十四(略) 第三十五(略) 第三十六(略) 第三十七(略) 第三十八(略) 第三十九(略) 第四十(略) 第四十一(略) 第四十二(略) 第四十三(略) 第四十四(略) 國稅附加稅として課することを得べき府縣稅は左のものとする

地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鑛區稅附加稅

地租附加稅の課稅に付ては地租法第七十條の規定に依る地租の免除は之を爲さざるものと看做すこと

第四十五、地租附加稅、家屋稅附加稅及營業稅附加稅の賦課率は同一府縣に於ては之を同一と爲すこと但し負擔の均衡上特に必要あるときは此の限に在らざること

第四十六、地租附加稅、家屋稅附加稅又は營業稅附加稅の賦課率が本稅の百分の百を越ゆるときは内務大臣及大藏大臣の許可を受くること

と但し左に掲ぐる場合に於て賦課率が本稅の百分の百二十を越えざるときは此の限に在らざること

(一) 災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費の擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するるとき(二) 災害應急又は復舊の爲費用を要するるとき(三) 傳染病豫防の爲費用を要するときは

と但し左に掲ぐる場合に於て賦課率が本稅の百分の百二十を越えざるときは此の限に在らざること

(一) 災害應急費、災害復舊費、傳染病豫防費及國營事業費の擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するるとき(二) 災害應急又は復舊の爲費用を要するときは(三) 傳染病豫防の爲費用を要するときは

第四十七、鑛區稅附加稅の賦課率は本稅の百分の十を越ゆることを得ざること

第四十八、獨立稅として課することを得べき府縣稅は左のものとする

段別稅、船舶稅、自動車稅、電柱稅、不動産取得稅、漁業權稅、狩獵者稅、藝妓稅

第四十九(略) 第五十(略) 第五十一(略) 第五十二(略) 第五十三(略) 第五十四(略) 第五十五(略) 第五十六(略) 第五十七(略) 國稅附加稅として課することを得べき市町村稅は左のものとする

地租附加稅、家屋稅附加稅、營業稅附加稅、鑛區稅附加稅

第四十四の第二項の規定は前項の地租附加稅の課稅に付て之を準用すること

第五十八、府縣稅附加稅として課することを得べき市町村稅は左のものとする

事但し負擔の均衡上特に必要ある場合に於て府縣知事の許可を受けるときは此の限に在らざること

第六十、府縣稅附加稅(段別稅附加稅を除く)の賦課率は同一市町村に於ては之を同一と爲すこと但し負擔の均衡上特に必要あるときは此の限に在らざること、段別稅附加稅の賦課率は地租の稅率に其の市町村に於ける地租附加稅の賦課率を乘じたるものを當該府縣に於ける段別稅の賦課率を以て除して得たるものを越ゆることを得ざること

第六十一、地租附加稅、家屋稅附加稅又は營業稅附加稅の賦課率が本稅の百分の二百を越ゆるときは府縣知事の許可を受くること但し左に掲ぐる場合に於て賦課率が本稅の百分の二百四十を越えざるときは此の限に在らざること

(一) 小學校營繕費、災害應急費、傳染病豫防費及國營事業費負擔金に充つる爲借入れたる負債の元利償還の爲費用を要するるとき(二) 災害應急又は復舊の爲費用を要するときは(三) 傳染病豫防の爲費用を要するときは

第六十二、鑛區稅附加稅の賦課率は本稅の百分の十を越ゆることを得ざること

第六十三、獨立稅として課することを得べき市町村稅は左のものとする

市町村民稅、舟稅、自動車稅、荷車稅、金庫稅、扇風機稅、屠畜稅

府縣に於て第四十八に掲ぐる獨立稅を課せざるものあるときは市町村は之を市町村の獨立稅として課

することを得べき市町村稅は左のものとする

することを定めること、市町村は前二項に掲ぐるもの、外別に税目を起して、獨立税を課することを定めること

前項の獨立税の新設及變更に付ては内務大臣及大藏大臣の許可を受けること

第六十四、市町村民税は左に掲ぐる者に對し之を課すること、但し貧困に因り生活の爲公私の救助を受け又は扶助を受ける者に對しては此の限に在らざること

(一)市町村に一戸を構ふる個人又は一戸を構へざるも獨立の生計を營む個人(二)前號に該當せざるも市町村内に事務所營業所又は家屋敷を有する個人(三)市町村内に事務所又は營業所を有する法人

前項第三號の法人に付ては其の事務所又は營業所毎に市町村民税を課すること

第六十五、市町村民税の賦課期日は十月一日とすること、前項に定むるもの、外市町村民税の課税方法は市町村條例を以て之を規定すること、第七及第十の規定は市町村民税に付ては之を適用せざること

第六十六、市町村民税の納税義務者一人に對する賦課額は千圓を越ゆることを得ざること市町村民税の賦課總額は左の金額に第六十四に定むる納税義務者数を乘じたる額を越ゆることを得ざること

人口七十萬以上の市八圓、其の他の市六圓、町村四個

前二項の規定の適用に付ては第六十四の第一項第三號の法人は其の事務所又は營業所毎に獨立の納税義務者と看做すこと

第六十七(略)第六十八(略)第六十九

(略)第七十(略)第七十一(略)第七十二(略)第七十三(略)第七十四(略)

第七十五、府縣は都市計畫法の施行に要する費用に充つる爲左の都市計畫税を課することを得ること

地租割の課税に付ては前項の地租割の課税に付之を準用すること

家屋税割 家屋税の百分の二十五以内、營業税割 營業税の百分の二十五以内、府縣稅獨立稅割 府縣稅獨立稅の百分の十三以内

第四十四の第二項の規定は前項の地租割の課税に付之を準用すること

第七十六、市町村は都市計畫法の施行に要する費用に充つる爲左の都市計畫税を課することを得ること

地租割 地租の百分の六十八以内

家屋稅割 家屋稅の百分の六十八以内、營業稅割 營業稅の百分の六十八以内、府縣稅獨立稅割 府縣稅獨立稅の百分の三十四以内

市町村稅獨立稅割 市町村稅獨立稅の百分の卅四以内

市町村民税に對しては市町村稅獨立稅割を課することを得ざること

市町村は第一項に掲ぐるもの外別に税目を起して都市計畫税を課することを得ること

前項の都市計畫税の賦課額は左の金額に第六十四に定むる納税義務者数を乘じたる額を越ゆることを得ざること

第七十七、府縣に水利に關する事業に要する費用に充つる爲該事業に因り特に利益を受ける土地に對し左の水利稅を課することを得る事

地租稅、段別割

第四十四の第二項の規定は前項の

地租割の課税に、第四十九の第四項の規定は前項の段別割の課税に付之を準用すること

水利稅の賦課額(數年を期して賦課するときは其の總額)は當該土地の受益の限度を越ゆることを得ざること

第七十八、市町村は水利に關する事業其の他土地の利益と爲るべき事業に要する費用に充つる爲該事業に因り特に利益を受ける土地に對し左の水利地益稅を課することを得ること

地租割、段別割

第四十四の第二項の規定は前項の地租割の課税に、第四十九の第四項の規定は前項の段別割の課税に付之を準用すること

第七十七の第三項の規定は水利地益稅の課税に付之を準用すること

第七十九、市町村は共同作業場、共同倉庫、共同集荷場其他之に類する施設に要する費用に充つる爲該施設に因り特に利益を受ける者に對し共同施設稅を課することを得ること、共同施設稅の新設及變更に付ては府縣知事の許可を受けること、共同施設稅の賦課額(數年を期して賦課するときは其の總額)は當該納税義務者の受益の限度を越ゆることを得ざること、第七及第六の規定は共同施設稅に付ては之を適用せざること

第八十(略)第八十一(略)第八十二(略)第八十三(略)第八十四(略)第八十五(略)第八十六(略)

第八十七、本法は昭和十五年分地方稅より之を適用すること但し家屋稅附加稅及家屋稅割に關する規定は昭和十七年度分より之を適用

すること、昭和十六年度分迄に限り段別稅及同附加稅の課税に關し本法に依り難き事情あるときは府縣に在りては内務大臣及大藏大臣市町村に在りては府縣知事の許可を受け別段の規定を設けることを得ること、宗教團體法第三十五條第一項の佛堂の用に供する建物及其の境内地に對しては有料にて使用せしむるものを除くの外之地地方稅を課することを得ざること

第八十八、明治四十一年法律第三十七號及大正十五年法律第二十四號は昭和十四年度分限り之を廢止すること、家屋稅及同附加稅に關しては前項の規定に拘らず昭和十六年度分迄に限り仍從前の規定に依ること

第八十九、昭和十四年度分以前の所得稅附加稅、營業收益稅附加稅及月産稅附加稅にして昭和十五年四月一日以後に於て本稅の決定せらるるもの賦課に付ては第七及第八の例に依ること

第九十(略)第九十一(略)

第九十二、都市計畫法第八條を削除すること昭和十四年度分以前の都市計畫特別稅に關しては仍從前の規定に依ること、此の場合に於ては第八十九條の規定は營業收益稅割の課税に付ては之を準用すること、都市計畫特別稅家屋稅に關しては昭和十六年度分迄に限り仍從前の規定に依ること

第九十三條(略)

第九十四、罹災救助基金法中左の通改正すること 第四條 削除、第十五條の二中「且地租、營業收益稅及所得稅の附加稅の賦課が明治四十一年法律第三十七號第一條乃

至第三條の制限に達し」を制する昭和十四年度分以前の同法第四條の規定に依る附加稅に關しては仍從前の規定に依ること

第九十五(略)第九十六(略)

附記

地方稅法の制定に伴ひ左記法令中の關係規定は之を整備統一して地方稅法中に規定したること

(一)府縣制(北海道地方費法)市制及町村制(北海道一級町村制北海道二級町村制島嶼町村制)並に其の施行に關する勅令及省令(二)地方稅に關する法律並に其の施行に關する勅令及省令(三)續業法(四)砂礫區稅法(五)都市計畫法

△地方分與稅法要綱

第一、還付稅及配付稅を以て地方分與稅とし還付稅は道府縣に、配付稅は道府縣及市町村に對して之を分與すること

第二、地租、家屋稅及營業稅の徵收額の全部を以て還付稅とすること

所得稅及法人稅の徵收額の百分の十六・五五並に入場稅及遊興飲食稅の徵收額の百分の五十を以て配付稅とすること

第三(略)第四(略)

第五、還付稅は毎年度四回に分ちて之を交付すること

第六、毎年度分として分與すべき配付稅の額は前々年度に於て徵收したる所得稅及法人稅の百分の十六・五五並に入場稅及遊興飲食稅の百分の五十とすること、前項の規定に依り分與すべき配付稅の額が前年度に於ける分與額の百分の十を超過するときは其の超過額は之を當該年度に於て分與すべき額

とする

昭和三十二年法律第三十七號第一條乃

より減額すること、第一項の規定に依り分與すべき配付税の額が其年度に於ける分與額の百分の九十に不足するときは其の不足額は之を當該年度に於て分與すべき額に増額すること

第七(略)第八(略)第九(略)

第十、配付税は左の區分に依り道府縣及市町村に對して之を分與すること(一)道府縣配付税配付税總額の百分の六十二(二)市町村配付税配付税總額の百分の三十八

第十一(略)

第十二、配付税は毎年度四回に分ちて之を交付すること

第十三、道府縣配付税は之を第一種配付額及第二種配付額に分ち第一種配付額は道府縣の課税力を標準とし、第二種配付額は道府縣の財政需用を標準として之を分與すること

第十四、第一種配付額及第二種配付額は夫々道府縣配付税總額の半額とする

第十五、第一種配付額は單位税額が道府縣標準單位税額に不足する道府縣に對して其の不足額に當該道府縣の人口を乗じたる額に按分して之を分與すること、單位税額は當該道府縣の還付税額及國稅附加税額の合算額より災害土木費負擔額の十五分の一を控除したる額を當該道府縣の人口を以て除したる額とする

第十六、道府縣の還付税額及國稅附加税額は全道府縣の還付税額及國稅附加税額並に道府縣配付税總額の合算額より全道府縣の災害土木費負擔額の十五分の一を控除したる額を全道府縣の人口を以て除したる額とする

第十七、第一種配付額及第二種配付額は夫々道府縣配付税總額の半額とする

税額は賦課率百分の百を以て算定したる地租附加税家屋稅附加税及營業稅附加税の合算額とする事、北海道に於ては北海道拓殖費の毎年度支出額中の一定部分を北海道の人口を以て除したる額、沖繩縣に於ては沖繩縣振興事業費の毎年度支出額中の一定部分を沖繩縣の人口を以て除したる額を第二項の額に加算したる額を以て單位税額とする

第十八、第一種配付額は當該道府縣の割増人口に按分して之を分與すること、前項の割増人口は人口に左の各號の數を加へたるものとする

第十九、市町村配付税は大都市配付税、都市配付税及町村配付税の三種とすること、大都市配付税は大都市に、都市配付税は都市に、町村配付税は町村に對して之を分與すること、大都市とは人口七十萬以上の市を、都市とは人口七十萬未滿の市を謂ふこと

第二十、大都市配付税、都市配付税及町村配付税の各總額は左の各號の額の合算額とする

第二十一、大都市配付税は之を第一種配付額及第二種配付額に分ち第一種配付額は大都市の課税力を標準とし、第二種配付額は大都市の財政需用を標準として之を分與すること

第二十二(略)

第二十三、第一種配付額は單位税額が大都市標準單位税額に不足する市に對して其の不足額に當該市の人口を乗じたる額に按分して之を分與すること、單位税額は當該市の國稅附加税額を當該市の人口を以て除したる額とする

第二十四、第二種配付額は當該市の割増人口に按分して之を分與すること、前項の割増人口は人口に左の各號の數を加へたるものとする

第二十五(略)第二十六(略)

第二十七、都市配付税は之を第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額に分ち第一種配付額は都市の課税力を標準とし、第二種配付額は都市の財政需用を標準とし、第三種配付額は特別の事情ある都市に對し其の事情を斟酌して之を分與すること

第二十八、第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額は夫々都市配付税總額の百分の四十七・五、百分の四十七・五及百分の五とする事

第二十九、第一種配付額は單位税額が都市標準單位税額に不足する市に對して其の不足額に當該市の人口を乗じたる額に按分して之を分與すること、單位税額は當該市の國稅附加税額を當該市の人口を以て除したる額とする

第三十、第二種配付額は當該市の割増人口に按分して之を分與すること、前項の割増人口は人口に左の各號の數を加へたるものとする

第三十一(略)第三十二(略)第三十三(略)

第三十四、町村配付税は之を第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額に分ち第一種配付額は町村の課税力を標準とし、第二種配付額は町村の財政需用を標準とし、第三種配付額は特別の事情ある町村に對し其の事情を斟酌して之を分與すること

第三十五、第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額は夫々町村配付税總額の百分の四十七・五、百分の四十七・五及百分の五とする

第三十六、第一種配付額は單位税額が町村標準單位税額に不足する町村に對して其の不足額に當該町村の人口を乗じたる額に按分して之を分與すること、單位税額は當該町村の國稅附加税額を當該町村の人口を以て除したる額とする

第三十七、第二種配付額は當該町村の割増人口に按分して之を分與すること、前項の割増人口は人口に左の各號の數を加へたるものとする

第三十八(略)第三十九(略)第四十(略)

第三十一(略)第三十二(略)第三十三(略)

第三十四、町村配付税は之を第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額に分ち第一種配付額は町村の課税力を標準とし、第二種配付額は町村の財政需用を標準とし、第三種配付額は特別の事情ある町村に對し其の事情を斟酌して之を分與すること

第三十五、第一種配付額、第二種配付額及第三種配付額は夫々町村配付税總額の百分の四十七・五、百分の四十七・五及百分の五とする

第三十六、第一種配付額は單位税額が町村標準單位税額に不足する町村に對して其の不足額に當該町村の人口を乗じたる額に按分して之を分與すること、單位税額は當該町村の國稅附加税額を當該町村の人口を以て除したる額とする

第三十七、第二種配付額は當該町村の割増人口に按分して之を分與すること、前項の割増人口は人口に左の各號の數を加へたるものとする

第三十八(略)第三十九(略)第四十(略)

第三十一(略)第三十二(略)第三十三(略)

〔略〕第四十一(略)第四十二(略)第四十三(略)

第四十四、本法施行に關する重要事項に付政府の諮問に應ずる爲め地方分與稅委員會を置くこと、地方分與稅委員會に關する規程は勅令を以て之を定むること

第四十五(略)第四十六(略)

第四十七、昭和十五年度に於ける配付稅の額は第二條第二項の規定に拘らず二億七千七百三十五萬五千六百二十圓とすること、第二項中百分の十六・五五とあるは昭和十六年度に於ては百分の十三・三三、昭和十七年度に於ては百分の十六・四二とすること

第四十八、昭和十五年度及昭和十六年度分として分與すべき配付稅の額は第六第一項の規定に拘らず夫々二億七千七百卅五萬五千六百廿圓及二億七千六百六十七萬五千七百卅四圓とすること、第六第一項中百分の十六・五五とあるは昭和十七年度分には百分の廿一・〇六、昭和十八年度分には百分の十六・五九とすること、第六第二項及第三項の規定は昭和十五年度乃至昭和十七年度分には之を適用せざること

第四十九、第十第一號中百分の六十二とあるは昭和十五年度分には百分の六十四、昭和十六年度分には百分の六十五とする事、第十第二號中百分の卅八とあるは昭和十五年度分には百分の卅六、昭和十六年度分には百分の卅五とすること

以下(第五十一)第七十四(略)昭和十九年度までの遞増遞減の經過規程な

陸軍航空工廠資金特別會計法案要綱

【一〇】陸軍では航空兵器の資材供給の圓滑を期するため陸軍航空工廠資金特別會計を設置する事とし十二日の閣議で右特別會計法案を附議決定の上即日衆議院に提出することになつたが

同特別會計の十五年度豫算は歳入歳出とも千五百萬圓で一般會計より五百萬圓の繰入れ金を受けて之を資金とし陸軍航空兵器製造修理に要する資材を一般會計、臨時軍事費特別會計等へ賣却しその代金を以て歳入とするもので五百萬圓の資金を三回轉の豫定である

陸軍航空工廠資金特別會計法案の要綱左の如し
一、陸軍航空兵器製造修理の工廠に於ける材料物品準備保有の資本として陸軍航空工廠資金を置き其の歳入歳出は一般會計と區分し特別會計を設置すること
二、陸軍航空工廠資金は五百萬圓とし一般會計より繰入るものとすること
三、本會計に屬する材料物品を使用するときは陸軍省所管經費を以て之を購入すべきこと
四、陸軍航空兵器製造修理の工廠の事業に使用したる材料の廢材、殘屑、航空兵器の取外し物品及び航空兵器の廢品にして更に材料として使用し得べきものは本會計の材料に組入る、ことを得ること
五、本法は昭和十五年度より之を施行すること

米穀緊急措置改正法案要綱

政府は米穀の應急措置に關する法律中改正法案を三日の院內閣議に附議決定したので五日衆議院に提出した、しかし同法の改正要點は、日滿支綜合食糧政策の要件たる日滿支三國の食糧三角バーター制に基く需給數量の適確なる確保のため米穀對策として米穀以外に雜穀穀粉を政府に於て米穀需給調節特別會計により買入、賣渡しをなし得ることとし、併せて米穀の國家管理體制整備の前提要件たる政府保有米の買上操作上の法的不備を是正して季節的出廻調節政府米更新の操作を合理化せんとするの二點に重大性が置かれてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

〔一五〕

政府は米穀の應急措置に關する法律中改正法案を三日の院內閣議に附議決定したので五日衆議院に提出した、しかし同法の改正要點は、日滿支綜合食糧政策の要件たる日滿支三國の食糧三角バーター制に基く需給數量の適確なる確保のため米穀對策として米穀以外に雜穀穀粉を政府に於て米穀需給調節特別會計により買入、賣渡しをなし得ることとし、併せて米穀の國家管理體制整備の前提要件たる政府保有米の買上操作上の法的不備を是正して季節的出廻調節政府米更新の操作を合理化せんとするの二點に重大性が置かれてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

〔二〇〕

政府は米穀の應急措置に關する法律中改正法案を三日の院內閣議に附議決定したので五日衆議院に提出した、しかし同法の改正要點は、日滿支綜合食糧政策の要件たる日滿支三國の食糧三角バーター制に基く需給數量の適確なる確保のため米穀對策として米穀以外に雜穀穀粉を政府に於て米穀需給調節特別會計により買入、賣渡しをなし得ることとし、併せて米穀の國家管理體制整備の前提要件たる政府保有米の買上操作上の法的不備を是正して季節的出廻調節政府米更新の操作を合理化せんとするの二點に重大性が置かれてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

なほ政府が同法を改正せんとする意圖は米穀の買上げに當つては時價より一割以下に買入れることに法的制限あるに拘らず、最近の實情は時價にて無制限に買入れを行つてゐるので、政府の措置は法律違反なりとの反對意見擡頭し、質問を通告せる民政黨の高田耘平氏は此點につき相當深刻に追及するものと思はれるので、政府は諸般の情勢を鑑み早急に同法の改正法案提出を閣議に於て決定したものと見られてゐる

〔二六〕

政府は最近に於ける特殊會計法案

政府は最近に於ける特殊會計法案の設立續出に鑑みこれに對する國庫の出資拂込決定を綜合的に一元化するため、今議會に政府出資特別會計法案を提出することとし、六日の院內閣議に於て右法案要綱を決定したが、その要領は

既往の政府出資は總て本會計の所屬に移すとともに將來に於ける政府の出資は何れも本特別會計により之を行ふこととし、これら出資に對する配當金、出資の回收金、公債募集金、借入金、一般會計より受入れ金、及び附屬雜收入等を以て歳入とし出資の拂込金、公債及借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、他會計への繰入れ、事務費等を以て歳出とする

ものであつて初年度(昭和十五年度)に於ける右歳入歳出の計數は(單位圓)

歳入 一七三、八、八〇九
一、滿鐵配當金 一四、四七、七三九
一、國際電氣通信配當金 一、二、八〇〇
一、鴨綠江樑木公司配當金 八、四〇〇
一、北海道拓殖銀行配當金 七、〇〇〇
一、臺灣銀行配當金 一、五、〇〇〇
一、東拓配當金 一、一〇、〇〇〇
一、國際電氣通信政府持株管理費 三、三三、三三〇
一、公債金 一、五〇、三九、九五五
一、雜收入 九、四〇〇
合計 一八五、八二、四三三

歳出 一、事務費 一、一〇、〇〇〇
一、滿鐵出資拂込金 一、一〇、〇〇〇

議案提出法案

米穀緊急措置改正法案要綱

議案提出法案

議案提出法案

- 一、帝燃拂込金 10,000,000
 - 一、帝國鐵道拂込金 11,200,000
 - 一、大日本航空拂込金 4,000,000
 - 一、産組中央金庫拂込金 400,000
 - 一、日本肥料拂込金 6,200,000
 - 一、國債整理基金特別會計へ繰入 11,101,596
 - 一、一般會計へ繰入 100,000,000
 - 一、諸支出金 1,000
 - 一、豫備金 1,000
- 合 計 105,802,596
- 右の如く歳入歳出共に一億八千五百八十一萬一千四百二十一圓である、なほ法案の要綱は左の如くである

〔政府出資特別會計法案要綱〕

一、政府の出資（法律に別段の定めらるるもの及勅令を以て定むる者を除く）に關する會計は之を特別とし其の歳入を以て其歳出に充つる事

二、本會計に於ては出資に對する配當金、出資の回收金、公債募集金、借入金、一般會計よりの受入金及附屬雑収入を以てその歳入とし出資の拂込金、公債及借入金の償還金及利子、一時借入金の利子、他の會計への繰入金、事務取扱費其他の諸費を以てその歳出とする事

三、他の會計所屬の物件を本會社に屬する出資の目的と爲す場合に於ては當該物件を本會計の所屬に移すこと

四、前項の規定に依り本會計の所屬となりたる物件に付ては特に無償と爲したる場合を除くの外その價額に相當する金額を豫算の定むる所に依り本會計より當該會計に繰入ること

五、他の特別會計所屬の出資を本會計の所屬に移したるときは其の出資の拂込金に相當する金額を豫算

の定むる所に依り本會計より當該會計に繰入ること

六、本會計に於ては出資拂込金及前二條の規定に依る繰入金を支辨する爲必要あるときは政府は本會計の負擔に於て公債を發行し又は借入金を爲すことを得ること

七、本會計に於ては決算上剩餘を生じたるときは之を翌年度の歳入に繰入ること

八、本法は昭和十五年度より之を施行すること

九、本法施行の際現に一般會計に屬する政府の出資は之を本會計の所屬に移し其の出資の拂込金に相當する金額は漸次之を本會計より一般會計に繰入ること

前項の規定に依る繰入金を支辨する爲必要あるときは政府は五の規定に依るの外本會計の負擔に於て公債を發行し又は借入金を爲すことを得ること

陸、同夜八時半發特急富士で東上し、三月赴任の筈である

【二二】 静岡市に就學奨勵費等増加交付

【二三】 文部省は去る一月十五日の静岡市大火に因る罹災戸數五千有餘戸罹災兒童數一萬一千人及び全燒小學校二、過半燒一其の他小學校關係損害額六十餘萬圓に達し財政上並教育上及びばせる影響甚大なるため就學奨勵費一萬二千圓を特に増加交付したが、三日更らに同市の財政及教育状況を考慮して市町村義務教育國庫負擔金中本年度特別市に増加交付する國庫支出金から二萬四千圓を繰上げ増加交付することに決定、即日文部大臣より指令を發し同時に普通事務局長より同縣知事宛通牒を發した

【二四】 静岡復興局長に阿部喜之丞氏

【二五】 過般の静岡市の大火による街舊、復興の事務を管掌する静岡の臨時復興局長には東京市區劃整理技師阿部喜之丞氏を起用することに決定同氏は近く赴任の筈

【二六】 東京市のパタビヤ出張所長決る

【二七】 東京市經濟局では二月一日から關領インド・パタビヤに出張所を開設することに決定、所長は六日東京市商工指導員養成所長佐藤信英氏を任命した

【二八】 新内閣に帝都交通統制陳情

【二九】 東京市では新内閣に對し帝都交通統制問題に關して市側の抱く市有市管案の希望を傳達するため、七日電氣局に坂本市區聯合實行委員會理事長以下十五名勢揃ひし、松野新鐵相を訪問して「帝都の交通統制を特殊會社によつて經營せしめるとは不合理である、是非共市有市營

を實現せしめて欲しい」と旨を述べたが、松野鐵相から極めて有利なる回答があつた、引續いて首相、内相官邸を訪ねて陳情書を提出した

【三〇】 内務省では市制第三條及び兵庫縣測本及び飾磨に市制施行

【三一】 町村制第三條に依り來る十一月日より兵庫縣津名郡洲本町並に同縣鹿野町に市制を布く旨八日の官報を以て告示した、なほ右二市制施行に依り全國の市數は百五十七となつた

【三二】 東京府下三ヶ村に町制施行

【三三】 東京府下西多摩郡水川村、北多摩郡三鷹村、及び同國分寺村の三ヶ村は來る十一月の紀元節を期して町制を施行する事となつた

【三四】 技術者檢定制度調査會官制

【三五】 厚生省では戰時下勞務供給の圓滑を期し目下著しく不足を來しつゝある優秀なる機械技術者の補給對策として一般勞務者の技術檢定制度を行ひ機械技術者に登用する新制度を制定することとなり、新たに官制に依る機械技術者檢定制度調査會を創設することに決し、三日官報を以て公布の上本月中旬頃第一回總會を開き、速急に機械技術者檢定制度の基本要綱を決定施行することとなつた、右委員會官制並に委員の顔觸れは左の如くである

△委員會官制

第一條 機械技術者檢定制度調査委員會は厚生大臣の監督に屬し其の諮問に應じて工場事業場に於ける機械工作又は金屬加工に従事する技術者の檢定制度に關する事項を調査審議す

第二條 委員會は會長一人及委員二十人以内を以て之を組織す、特別の事項を調査審議する爲必要あるときは臨時委員を置くことを得

第三條 會長は厚生次官を以て之に充つ、委員は臨時委員は厚生大臣の奏請に依り關係各廳局長官及學識經驗ある者の中より内閣に於て之を命ず

第四條 會長は會務を總理す、會長事故あるときは厚生大臣の指名する委員其の職務を代理す

第五條 委員會に幹事を置く、厚生大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ず、幹事は會長の指揮を受け庶務を整理す

第六條 委員會に書記を置き厚生大臣之を命ず、書記は上司の指揮を受け庶務に従事す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

△委員 (會長) 厚生次官岡田文秀 (委員) 法制局參事官井手成三、企畫院調査官鶴島瑞夫、企畫院技師藤澤威雄、陸軍技師熊谷正昭、海軍技師岡野俊士、商工技師佐藤登太郎、鐵道技師山本清一郎、厚生省職業部長内藤寛一、大内愛七、大野俊彦、山下興家、隈部一雄、清家正、前川芳之輔、増田新作、磯邊助一、増本敏三郎、阿部政次郎、相川照五、島村一耶 (臨時委員) 厚生書記官中田政美、厚生技師武田晴爾、津田信良、津村利光、諏訪常次郎 (幹事) 厚生事務官石坂秀三郎、厚生技師稻生有年、同平

人口問題研究所參議決定

【三六】 厚生省人口問題研究所では人口問題の調査研究事項及び方針に

新海口領事本島歸京

【二六】 駐滿牡丹江領事本秀親氏は今回南支海南島の海口領事に榮轉



【二六】 駐滿牡丹江領事本秀親氏は今回南支海南島の海口領事に榮轉

【二六】 駐滿牡丹江領事本秀親氏は今回南支海南島の海口領事に榮轉

【二六】 駐滿牡丹江領事本秀親氏は今回南支海南島の海口領事に榮轉

めんとする點で米國國防上の根本手
段であると強硬意見を開陳してゐる
その要旨次の通り

エヂソン海軍長官は對日海軍力
比率五對三を目標としてゐるか、
問題となるのは彼は二つの日本即
ち現在の日本と支那征服後の將來
の日本のいづれを指してゐるかと
ある、而してこの問題は對日軍備
品禁輸問題と切離し得ぬ關係にあ
る、日本の九國條約違反は單なる
約束不履行に非ずして極東に於け
る超強豪國家建設への土臺の第一
歩である、従つて對日軍備品供給
により米國の得る利益は吾人の安
全に對する脅威並に支那征服後の
日本の建艦に匹敵する海軍建造費
と比較すべきであらう、一戰艦の
費用は一年の軍備品供給による利
潤の數倍であるが日本がアジア全
土に腰を据えた後は果してどれだ
けの戦艦を擁するだらうか、對日
軍備品禁輸を考慮するのは日本
を罰する爲ではなく實に米國國防
の根本手段として考慮すべきであ
る

△サンフランシスコ・ユキザミナー
紙 サンフランシスコ【二】サン
フランシスコ・ユキザミナー紙は一
日「米國の對日禁輸問題」と題する
社説を掲げ、米國政府は在支權益尊
重につき日本側の保障を要求すべき
であり、日本の九國條約及び不戰條
約違反に對する制裁として對日禁輸
措置を實施せんとするのは行き過ぎ
であると警告して左の如く述べてゐ
る

考へてゐるらしいが、これは事實
をよく認識してゐない、若し米國
の權益保護が唯一の目的ならば米
國は自國商人に對する差別待遇の
廢止、米國人財産の爆撃乃至米人
に對する侮辱行為停止の方針「満
足すべきであるか、尠くとも現政
府の目標は之と全然異なるやうであ
る、目にハル國務長官は曩にガー
ナー副大統領に對する書簡に於て
極東の情勢に言及し、國際問題の
平和の處理に深く關心を示すと共
に、かゝる關心はその重要性に於
て單なる米國の對支貿易乃至權益
を遙かに超過するものなることを
明かにしたが、右は畢竟現政府を
満足せしめんとすれば日本は九國
及び不戰條約の遵守を誓はねば
ならぬことを意味するものだ、選
言すれば九國及び不戰條約に反
し戰爭に訴へる國家は輸出禁止の
如き懲戒處分を受けざるべからず
といふのが現政府の意見らしい、
然るに實際はとみると米國のかゝ
る制裁政策は日本と同様所謂國策
の具として戰爭に訴へて居る英、
佛、獨、ソ聯には適用しないので
ある、又理論的に言つても之を適
用する理由もないのであるから日
本に對しても亦適用すべき何等の
理由がない、要するに此種米國の
方針は徒らに米國第三位の顧客た
る日本との貿易を害ふのみならず
日米兩國を戰爭に導き結局米國を
世界戰爭に投せしむることになる
危険性が多分に在る事を考へなけ
ればならぬ

日の紙上に「日米條約問題」と題する
社説を掲げ米國が日米通商條約を廢
棄するに至つた根本的理由は經濟的
よりも寧ろ人道主義に基くと左の如
き獨善論を列べてゐる

日本の宣傳屋達は米國人が通商條
約失效に一層の關心を持つべきこ
とを證明せんとして諸種の貿易統
計を列べてゐるが、かゝる宣傳は
却つて日本當局の直面する困難を
明示するのみである、米國の對日
貿易が重大性を有することは事實
だが、目下問題となるのは貿易關
係ではなく、米國人が暴力及び侵
略に加擔することを欲せず、又非
戰闘員空爆を是認しない點にある
暴力並びに條約違反阻止策として
經濟力を使用せんとする米國の決
意を日本に納得させるため、更に
實際的根據が日本軍の差別待遇を舉
げることが出来やう

▲ハラルド・トリビニオン紙 ニュ
ーヨーク【二】上院外交委員會に
於ける對日禁輸案の審議如何が各方
面の注目を惹めてゐる折柄、ニュー
ヨーク・ハラルド・トリビニオン紙
は三日の紙上に日米關係を解剖した
社説を掲載、最近米國議會並に政府
部内に新情勢が見られると前提して
この際米國は日本のなすがまゝに委
せ歐洲情勢の好轉を俟つて極東情勢
の檢討に乗り出すのが最善の途だと
左の如く述べた

日米問題に關し最近ワシントンに
新情勢が發展しつゝある模様であ
り、即ち米國議會並に官廳の一部
では日米問題解決の基礎として道
義的問題よりも寧ろ實際的問題を
強調してゐるのが之である、之は

明かに南部諸州の棉花栽培業者太
り反感その提案は他の禁輸案に代る
最も平和的なものである旨左の如く
述べた

昨夏示の提出した對日決議案はこ
れを幾多の他の對日禁輸案に比す
れば比較的平和的な性質を帯びた
ものとして起草されてゐる管であ
る、蓋し禁輸の信念を以つてすれば
他の危険案は最も多人に含むものと
思惟せられる、余は前記決議案起
草に際し斯かる禁輸は之を避け、
一九四〇年に於ける極東情勢が一
九一一年日米通商條約署名當時よ
りは變化して居る事實を確認する
ことにより、日米間の見解の相違
に基き發生する一切の問題を解決
すべし、米國政府に於いては新條
約締結交渉の用意あることを示さ
んことを希望すると共に、日本も
亦米國政府の斯くの如き申出に對
し公正なる態度を以つてこれが交
渉に應ずるの用意あることを示さ
れんことを切望したのである

然し乍ら此の際余の警告して置か
ねばならぬことは米國か或は他日
對日禁輸を斷行するかも知れない
といふことであり、若し日本側に
於いて斯ることは萬々あるまいと
して之を無視するが如きことあら
ばそれは非常な誤りであるといふ
ことである、更に一部には九ヶ國
條約關係が他事に専念しつゝあ
る現狀に於いて、米國は宜しく之
等諸國に代り東洋に於ける見張番
たるの役目を引受けるべきである
との議論が行はれてゐるが、余は
斯る見解には反對の立場を執るも
のである、假令日本の對支政策に

ヴァンデンバーグ、リツマン對峙
ヴァンデンバーグ書翰 ワシントン
【二】去る廿日附ニューヨーク
ヘラルド・トリビニオン紙上に掲載
せられたウォルター・リツマン氏
執筆の日米通商條約廢棄に關する寄
書は時節柄各方面に相當大きな反響
を呼び起したが同氏が右論文中に於
いて條約廢棄の重大性につき米國民
の認識不足を指摘し共和黨上院議員
ヴァンデンバーグ氏すら昨年七月自
ら提出の決議案中に於いて同じ過失
を犯してゐると述べたのに對し當の

義の問題よりも寧ろ實際の問題を
強調してゐるのが之である、之は

強調してゐるのが之である、之は

強調してゐるのが之である、之は

強調してゐるのが之である、之は

強調してゐるのが之である、之は

就き吾人が如何程の義憤と同情を感じ居やうとも、米國政府として執るべき責任は米國自身の利益を保護することであり日本を強制して支那から追放することではない

▲リッヅマン反駁文 ニューヨーク・ヘラルド。トリビュン紙上に掲載されたウォルター・リッヅマン氏の日米通商條約廢棄に關する寄書に對し、リッヅマンは共和黨上院議員は一日ヘラルド・トリビュン紙に書翰を送り、昨年七月十八日同氏提案にかゝる禁輸案が最も平和的な性質のものなる旨を強調したが、リッヅマン氏は果然三日右ヴァンデンバーグ書翰に對する反駁文を公にし、米國が大西洋に對する絕對確實な安全保障を有せずして極東に容喙することとは許すべからざる失態だと斷じ、再び自己の所信を披瀝して米國國民に警告した、リッヅマン氏の公開文要旨左の通り

米國が大西洋の絕對確實な安全保障なしに極東の事件に介入することは我々の背後を顧みずして好んで危険に突入せんとする許すべからざる失態である、日米通商條約の失敗によつて米國は法律的論議に基礎を置く外交と實際行動若くは脅迫的手段を論議の一部分とするが如き外交を分るルベコト河を渡つたのである、然るに米國は未だに事態の重大性を認識しないのである、日米兩國は現在互に妥協し難い立場を採つてゐるが、これは抑々昨年七月十八日のヴァンバーグ上院議員提案の決議案に其の端を發してゐるのである、蓋しヴァンデンバーグ議員の提案は

一、日米通商條約の廢棄
 一、九ヶ國條約關係國の集團的行動

の二項を主張してゐるからである、日米間の紛争は斷じて通商に關する問題ではなく日本が侵犯した九國條約自身に關するものなのである

然るにヴァンデンバーグ決議案及び國務省の行動は通商條約を廢止し以て日本をして九國條約を遵守せしめんとするもので、かゝる米國の行動が日本の非妥協的態度を闡明せる有田外相の議會演説を招來したのである、日本は英佛が大戦に勝利を得た曉には米國と連繫して極東に再び觸手を伸すであらうと豫想してゐるが故に、歐洲大戦の終了迄事態の遷延を許容する筈がない、我々は現在脅迫的行動を執りつゝあるが、外交關係に於ては實行せざる脅迫と雖も、實行を伴ふ脅迫と全く同様、危険性を有つてあらう、従つて日米間、懸案はヴァンデンバーグ議員の如き有力なる責任ある人物が常に大西太平洋を念頭に置きつゝ米國の安全を考慮して行く時にならないければ到底解決し得ないものである、以上の事態は日本人の夙に諒解してゐる所であるから我々は間もなく劃期的な新たる時代、即ち我々が現在ワシントン安全から得つゝあるよりも我々々々自衛にとつて遙かに有力なる指導を必要とする時代に入つた事を痛感せねばならぬ、なるであらう

日禁輸斷行に驅起となつてゐるが、右委員會に關するジュエロネ・パットリック博士、エマージョン・フォオデイク等の新教系宗族有力者六名は二日全米十萬の同派牧師に對し連署を以て敬を飛ばし、日曜の既叙において對日禁輸即時斷行の必要を強調されたしと左の如く要望した

過去二年半米國は日本に軍需品を供給し、交那侵略も可能ならしめたが、今や日本の軍事行動を續行せしめるか否かを決定すべき時機に到達したのである、ルーズヴェルト大統領及び國務長官はすでに數度の抗議並に條約廢棄の措置等により日本牽制策を行つたが、國民特にキリスト教徒も又その責務を遂行すべき時である

尙右の日本侵略非協力委員會は去る三十一日を期してときにスチムソン前長官がタイムズ紙に寄書した書翰を印刷してこれを全國の撒布したが、右委員會はこの外幾多の實例より見るに、對日禁輸を煽る組織的運動をなしてゐるもので、この形勢は必しも輕視し難いものがある、しかし政府も議會もこれに對して靜觀を持し特に有力な論壇より米國の輕卒な態度を警める聲が起りつゝあり、最近評論家リッヅマン氏とバンデンバーグ上院議員との間に往復されヘラルド・トリビュン紙上に發表された書翰のごとき識者の注意を招いてゐる

誇ることが流行化せんとする危険も視られる、これは最近日本の經濟力が逼迫して來たと一般に印象づけられてゐるためで、これにつけまんとする心理の現はれと見られる

日米共同委員會設置を提唱
 デーヴィッド・ローレンス
 ニューヨーク【二八】八日のニューヨーク・サン紙は日米關係に關する評論家デーヴィッド・ローレンス氏の論文を掲げてゐるが、ローレンス氏は日米兩國間に何等經濟的利害の衝突が存在しない以上若し兩國にその腹さへあれば諒解に到達することは可能であり、又今こそその時機であると論じ、その具體的方法として日米共同委員會の設置を提唱注目を惹いてゐる、その要旨左の通り

この間偶發事件が起らぬ限り空氣は頼に悪化するとは思はれぬが、前記團體の活動により輿論に刺戟を與へることは争ひ難いとされてゐる、日本の大局の政策に無縁の些細な事件がすべてこれに利用され日本を誹

を含む日米共同委員會を設け、極東に於ける永久的平和建設の方式研究に協力すべきことを提案する而して既に米國が支那に於ける日本の特殊權益を認めてゐる以上日本軍部も支那問題をば政治問題よりは寧ろ經濟問題と見做すこととの得策であることを悟るべきである、かくすれば米國の支那に於ける權益も亦同じ經濟的性質を有するものであるから米國として協力を惜しまないであらう

淺間丸事件一應解決
 【二九】有田外相は六日の貴衆兩院本會議に於て淺間丸事件に關し「全般的解決とは申し上げられぬが解決途上重要な一段階に到達したから」と前提し

一、淺間丸事件により帝國の感情を刺戟したことに就ては公文書を以て遺憾の意を表明し來つたこと
 一、抑留獨人中軍籍に關係者九名を帝國に引渡すことに兩國の諒解が到達し又將來の保障に就いて再びかゝる不祥事を惹起せぬ確信を得た旨を報告、尙殘留抑留獨逸人に就いては今後共引渡し交渉を續行する方針を堅持するものなることを表明した

淺間丸事件の公文發表
 【三〇】淺間丸事件は一應解決の段階に到達したので之に關する日英交渉の經緯並に解決内容については有田外相より六日貴衆兩院本會議に於て報告説明したが、事件勃發と同時に帝國政府の提示せる抗議文に對する英國政府の合理的見解を表明せる英國政府の回答公文、之に對する帝國政府の反駁公文並に抑留獨逸人九

名引渡しに關する英國政府の公文は六日午後五時外務省より左の如く發表され、之と同時にロンドンに於ても公表された

△淺間丸事件に關する昭和十五年一月廿七日附在京英國大使發外務大臣宛公文

一、以書翰啓上致候陳者本使は本國政府の訓令に基き一月二十二日淺間丸事件に關し外務次官閣下より本使に對し手交せられたる覺書に言及するの光榮を有し候

二、右覺書に於て日本帝國政府は英國政府の行動を以て日本國に對する重大なる非友誼的行爲と認めざるを得ざる旨及本事件を極めて重大視する旨述べられたり英國政府は其の行爲に對し日本帝國政府が附與したる解釋を頗る遺憾とし同國政府が交戦國として海洋に於て中立船舶に對し停船搜索の權利を行使したることは何等非友誼的行爲に非らず英國政府の見解に依れば右權利の行使は關係中立國の名譽又は國家的威嚴に對する何等の輕視をも意味せざるものにして右は今次戰爭並に既往の戰爭に於て充分證明され居り淺間丸の停船が件の場所に於て行はれたること

三、本事件に關する諸事實は左の如し 英國政府は獨逸國政府在米獨逸國商船高海員及下級海員の獨逸國への歸還を確保するため組

織的計畫を爲し居ることを承知し居り獨逸國政府は此等獨逸人の兵役服務を欲するの餘り此等獨逸人を長途に於て費用を要する経路に依り即ち太平洋橫斷日本及西北利亞經由輸送し居り若し此等人員の歸還目的が此等人員を軍事行動に使用するに於て非ざれば獨逸國政府が其の貧弱なる外國爲替資金を斯くの如く多額の費用を要する措置に使用するものとは考へ得ざるべし獨逸商船隊の殆んど全部は港に緊留せられ居るを以て獨逸國政府が此等人員の旅行手配を爲したるは彼等を商船内に於て使用する爲に非らず又彼等殊に高級船員及技術員の場合に於ては其の特

殊訓練のため特に適當なるものとして之を獨逸國海軍に於て使用せんと企圖せられ居ること明白なり英國政府は斯くの如くにして此等人員の少くも四組が殆ど同時に亞米利加を出發することとなり居たることを承知し居り、右の中

の先發隊は約五十名より成り居り淺間丸に依り航海せり、右船舶は日本側覺書に記述せられ居る如く公海に於て英國軍艦に依り停船せしめられ獨逸人船客五十名中十三名の高級船員及八名の技術員拉致せられたり、殘餘の者は訓練ある海員たるも高級船員及技術員たるの特別資格を有し居らざりしを以て航海を續行することを許されたり

四、日本國政府が其の合法性を問題と爲すは此の行爲に付てなり 英國政府が日本帝國政府の主張に付了解する所に依れば日本帝國政府は交戦國軍艦が公海に於て竊檢

搜查權を行使することの正當性に付異議を述べず、又或範疇の敵國人が合法的に中立船舶より拉致せられ得ることに付ても異議を述べざるも今次事件に於て拉致せられたる人員が本件範疇に入らざるものなることを主張し居り、從つて此點が兩國政府に對し今次事件の提起する唯一の法律問題なり

五、日本側覺書第二節は「帝國政府は一般に承認せられたる所に從ひ公海に於て交戦國の一方が引渡しを要求し得る中立船舶上の交戦國の他方の國民は現に軍隊に編入せられ居る者に限らるべしとの原則を執り來り」と述べ居り日本側覺書は所謂「一般に承認せられたる所」なるものを支持すべき何等の權威をも引用し居らざるも本使に對し覺書を手交せられたる

六、倫敦宣言は効力を發生せざりしを以て同宣言は何れの國家をも拘束するものに非ず、從つて右を以て英國政府に對抗する權威と爲し得ず、乍併何れにせよ同宣言の第四十七條が敵國人を中立船舶より拉致し得る權利の起源を爲したるものなりとの見解を支持するを得ず、中立船舶に於て敵國人を輸送する場合同船舶に拿捕沒收し得るものとす問題は此を度外するも敵國人を何等の捕獲手續を執ることなく中立船舶より拉致する慣行は過去數世紀に亘り存在したり右の然る所以は十七世紀初より十九世紀の中葉に至る期間に於て締結せられたる幾多の條約が、敵國人

は其が此等條約の規定する如く「軍人にして目現に敵の軍務に服し居るもの」に非ざる限り中立船舶より拉致せる可きものに非らずと規定し居る事實に依りて示され居り

此等條約の目的が現存の權利又は慣行の行使を制限するにありて新しき權利又は慣行を作らんとするものに非ず而して右慣行並に本條約による右制限の基礎が明に敵國軍隊に編入せらるゝ爲に航海せんとする者を拉致し得ることと交戦國の權利なりとするにあり、敵國の軍隊輸送の問題は既に斯の場合右船舶を拿捕し得る權利によりカバ

一せられ居り上記文言が本件諸條約に於て始めて採用せられたる頃には於ては歐羅巴戰爭は職業軍人より成る比較的僅少な軍隊に依り行はれたるものにして斯る場合に於ては本件文言は合理的に拉致せらる可き人員の範疇の定義として完全に適切なりしなり

乍併近世に於ける如く徵兵法が一切の健康なる男子に對し陸軍又は海軍軍務に服すべき義務を課する事情の下にありては「軍人」を拉致し得る權利にして若し自國軍の平時兵員に編入せられ居らざるも軍務に服する法律的義務を有し而して軍隊に参加する爲現に歸還の途にあるものを含まざるに於ては意味を爲さざるべし斯くの如き人員こそ正に戰時中立船舶に依り旅行すべき人員にして而して次の如き言ひ分を正當なりとすることは不可能なるべし即ち若し中立船舶上に兵役適齡の敵國男子二名あり

兩者とも軍務に服する法律上の義務を有し又兩者とも其の軍隊に加はる爲に自國に赴くものなる場合其の一名は平時兵員に屬するが故に拉致し得るも他の一名は豫備軍人なるが故に拉致し得ずとなすが如き言ひ分なり

七、兵役に服する法律的義務を有し右義務履行の爲自國に歸還しつある人員が技術的に「有効に敵國軍隊にある者」又は「敵國軍隊に編入せられたる者」倫教宣言に使用せられ居る文言」なりや否やの問題は關係國の徵兵法の規定に依存すべく右は夫れ自體此の關係に於て斯かる人員と平時兵員に屬する人員とを區別することが如何に人爲的なものかを示すに十分なり

乍併斯かる人員が現實に未だ自己の所屬すべき部隊に参加し居らざるの理由を以て右が敵國の軍務に服し居るものにあらずと結論する説は眞面目に相手にする必要なし而して此等の人員が中立船舶より拉致され得る人員の範疇に屬せずとの言分は全く倫教宣言第四十七條の規定に關し或る方面に於て爲されたる解釋より生じたるもの

如し 倫教宣言に關する報告書は第四十五條(同條は敵國軍隊に編入せられたる個人輸送の目的を以て特別な航路の途中にある船舶の沒收を規定し居り)に於ける「敵國の軍隊に編入せられたる」なる文言は豫備兵を含むものと見らるべきに非ずと述べ居り從つてその結果第四十七條中の右文言に付ても同一の解釋がなされたり、然れども同報告書は右解釋が第四十五

條の「敵國の軍隊に編入せられたる」なる文言は豫備兵を含むものと見らるべきに非ずと述べ居り從つてその結果第四十七條中の右文言に付ても同一の解釋がなされたり、然れども同報告書は右解釋が第四十五

條に關し「妥協の精神を以て」採用されたることを述べ居り右は既に存在する規則を代表するものと認められず第四十五條に關し右妥協を促したる理由は第四十七條に對し適用なきことを示し居れり、然れども何れにせよ第四十七條は拘束力ある權威に非ず而して若し上記の如き意味に解釋されるに於ては右に示され居る如く不合理且非論理的なる結果を生ずべし第四十七條に關する右の解釋を除きては英國政府は此の地位に於ける人員が中立船舶より拉致されべき敵國人の範疇に屬せずとの命題を支持する何等の權威をも承認し居らず

八、從て英國政府の結論は左の如し即ち假に中立船舶より敵國人を拉致する權利なるものありとすれば(而して此の點は日本帝國政府も之を争はず)右は法律の命ずる所に依り兵役義務を履行せんが爲め歸國しつづつある人員を包含せざるべからず此の議論は一九一四年一八年大戦の慣行に依り強く支持せらるる所なり同大戦當初の短期間を除き入營の爲め歸國する人員は常に中立船舶より拉致せられたるが右に關しては法律上の理由に基く重大なる反對ありたることなし尤も此の種拉致せられたる人員が其の後釋放せられたる事例二、三ありたるも此の種の場合には當該人員が中立國籍を取得する等の特別の事情存在したるものなり從て英國政府は此の種の地位に在る人員を拉致する權利は法律及先例に依り確立せられたるものと認めざるを得ず且又右は米國の一大

權威たるハイド博士の見解なることを指摘せんと欲す(同博士國際法第二卷第六〇頁)

九、何れにせよ此の點に關する獨逸國政府の見解も明瞭なり一九一九年獨逸國捕獲令第七十七條の規定は次の如し(一)拿捕せられたる船舶の乗客は釋放せられざるべからず(二)但し左の者を除く(イ)敵國軍隊の人員(ロ)敵國軍隊の軍務に服する爲め航海中の人員(ハ)敵國の爲に働く人員

從て獨逸國政府が「敵國軍隊の軍務に服する爲め航海中の人員を「敵國軍隊の人員」と全然同一に看做し居ること明瞭にして若し日本帝國政府が目下問題となり居る獨逸人に付反對の見解を取るものとせば日本帝國政府は獨逸國政府自身の爲し得ざる要求を爲すこととなるべし、日本帝國政府は斯の如き要求が現存状況の下に於て英國政府に依り容認せざるべきことを期待し難かるべし本使は現戰爭に於ける獨逸國政府の行ひ居る所は同國捕獲令の規定をも逸脱し居ることを附言致度し即ち獨逸國政府はバルチック海に於て中立船舶より兵役適齡の波蘭人を拉致したるのみならず獨逸軍に依り乗船を破壊せられたる後救助せられたる英國人漁夫を瑞典船より拉致し未だ之を拘留し居れり、而も右英國人漁夫が無害なる漁獲に従事し居たる事實は彼等が軍隊に加はる爲め歸還の途中に非ざりしことが明瞭に示すものなり、日本帝國政府は英國政府が英國の敵國の否認し且無視する假定の規則に依り拘束せらるる

ことを期待せざるべし

七、次に淺間丸より拉致せられたる特定獨逸國人の地位を考慮することが残り居る處此等獨逸國人が獨逸國法律の下に於て軍務に服する義務を有する事については疑無し一九三五年五月二十一日附獨逸國々防法第一條に依れば「一切の獨逸國男子は強制的兵役義務あり」とあり又第四條の條より強制的兵役義務は十八歳の終より四十五歳の終に至る迄繼續する旨規定せられ更に第六條に依れば右期間は戰時及特別緊急の場合には獨逸國陸軍大臣に依て延長せられ得可き事規定せられ居れり右の外更に海員に關する特別條項あり、一九三五年十一月二十四日附「軍務監督令」第四項は海員は或る船舶との雇傭關係を終絶するや否や登録し可き特別の義務あることを規定し之等海員は然る後「徵兵事務令」より其後何を爲す可きかに付訓令を受く可き旨を規定す

船舶上の勤務は軍事當局に依り一切の豫備兵に付施行せらるる半年毎の檢閲及訓育に等しきものと認められ且平時に於ても戰時に於ても獨逸國は各海員に付十八歳以後に於て海軍に入隊すべきか又は商船隊に屬すべきか及爾後右兩勤務の何れに止まらざるべきかに付決定すべきものとす兵役年齢にある一切の獨逸國民の兵役義務以上の如くなるを以て現實に特定の軍隊に入隊し居るものと或る部隊に入隊すべき法律上の義務履行の爲に旅行しつづつある者との間に正確なる區別を設けることは不可能に屬し右は海員の場合に於て特に然りとす

十一、以上説述したるが如く目下問題となり居る海員の海軍軍務に服すべき特別の適格及獨逸國政府が此等の海員を獨逸國に歸還せしむる爲に爲しつづつある顯著なる努力は此等海員が獨逸國海軍の軍務に服せしめらるべき者なることを信ぜしむる十分の理由なり本件獨逸國人の或る者は石油輸送船の機關部に在りて此等海軍のディーゼル・エンジンに對する特別知識は特に彼等が潜水艦に服務せしめらるることを確實とするものにして右の場合此等の者が獨逸國に歸還することに成功する場合に於ては彼等は中立國に對し多大の損害を與へつづつある潜水艦の不法なる活動に従事することとなるべし實に近代戰爭に於ては本件問題の如き特別の技術的資格を有する人員は假令平時國家の軍隊に現實に編入せられ居らずとも平時兵員の普通人員よりも戰時に於ては遙かに高き軍事的價値を有するものなり上述の如く淺間丸に乘船し居たる獨逸國人訓練濟海員の數は約五十名なりしに僅に廿一名一其の内十三名は高級船員にして八名は特別資格を有する技術員なりが抑留せられたるに過ぎず仍て英國政府は其の主張し得る權利を事實十分に行使せざりしものと云ふを得べし

十二、戰爭勃發以來英國國民の生命及船舶のみならず中立國民の生命及船舶も亦獨逸國に依る無制限潜水艦戰の結果多大の損害を被れり而も右獨逸國に依る潜水艦戰は國際法及獨逸國の加盟し居る協定に違反し且人道の命ずる所を全然無視して行はれつづつあり英國政府は

其の使用し得る手段に依り斯の如き戰爭方法を終絶せしむる決意を有するものなり中立國の利益に付ては勿論英國政府の英國國民に對する義務は右潜水艦の脅威を永續化する爲用ひらるべき人員が獨逸國に歸還することを許容すること

に依り無辜の人命及船舶を危険に曝すること許さざるものなり十三、以上の理由に依り英國政府は其の執りたる行動は國際法及慣行に依り是認せらるるものなりと主張するものにして同國政府は日本帝國政府が必要なりと思考して爲されたる抗議を以て法律上十分の根據あるものと認むる能はざるものなり

右申進旁本使は茲に重ねて閣下に向つて敬意を表し候
昭和十五年一月廿七日
アール・エル・クレイギー
外務大臣 有田八郎閣下
△淺間丸事件に關する昭和十五年二月一日附外務大臣發在京英國大使宛公文
以昔輪啓上致候陳者一月二十七日附貴輪を以て淺間丸事件に關し詳細申越の次第敬承致し左の通申進するの光榮を有し候
一、英國政府は右貴輪に於て「今次の如き事件が首都間近かに於て發生を見日本に於て深刻なる憤激を誘起せることを大に遺憾とす」旨陳述せられ居る次第は帝國政府として之を了承するを欣幸とするものなり
二、前記貴輪中に於て英國政府は本件に關し幾々其の法律的理解を開陳せられ居る處右に對し本大臣は根本的に其の見解を異にするもの

にして茲に左の諸點に關し英國政府の深甚なる考慮を要請せんとするものなり

(イ)前記貴輪に於て英國政府は「倫敦宣言は效力を發生せざりしを以て同宣言は何れの國家をも拘束するものに非ず從つて右を以て英國政府に對抗する權威となし得ず乍併何れにせよ同宣言の第四十七條が敵國人を中立船舶より拉致し得る權利の起源をなしたるものなりとの見解を支持するを得ず」と述べ「敵國人を何等の捕獲手續を執ることなく中立船舶より拉致する慣行は過去數世紀に亘り存在したり」と断定し十七世紀始めより十九世紀の中葉に至る期間に於て締結せられたる條約の規定を用いたる後更に進んで「此等條約の目的が現存の權利又は慣行の行使を制限するにありて新しき權利又は慣行を作らんとするものに非ず、而して右慣行並に本件條約に依る右制限の基礎が明に敵國軍隊に編入せらるゝ爲に航海せんとするものを拉致し得ることは交戰國の權利なりと致すに在ることにて付ては異議なかる可し」と論斷し居り

敵上の英國政府の見解は之を綜合するに公海に於て何等の捕獲手續を執ることなく中立船舶中より敵國人を拉致することは國際法上確立せられたる原則に關し帝國政府としては重大なる見解の相違を指摘せざるを得ざる次第なり帝國政府の見解に依れば元來公海に於て平和的航海に従事する中立船舶より敵國人を拉致することは一般

國際法上不法として認められ來れる所に於て此の點に付ては國際法上の幾多の學說及先例あり殊にトレント號事件に於ける論争に鑑みても此の點明なるのみならず千九百八年の倫敦海戰法規會議に於て英國委員は上述の見解を以て英國の慣行として確認したる次第を指摘するものなり

然かのみならず米國政府の如きは軍事的幫助、非中立役務又は戰時禁制人輸送の名義の下に中立船舶を拿捕し得る場合に於ても公海に於て何等の捕獲手續を執ることなくして敵國人を拉致し得ずとの見解を採用し居りたるやに承知し居り候英國政府の公文書と認むべき一八六六年及一八八四年ラッシングトン捕獲規程(第九十五節)及ポーランドの前捕獲規程(第九十四節)中にも同様の見解を明記し居る次第なり

(ロ)前記貴輪に於て英國政府は兵役に服する法律的義務を有し右義務履行の爲自國に歸還しつゝある人員が「敵國軍隊に編入せられたる者」なりや否やの點に付縷々陳述の次第ある處倫敦宣言に關する報告書は第四十五條の「敵國軍隊に編入せられたる」なる文字は豫備兵を含むものと見らるべきに非ずと述べ居り

右は倫敦海戰法規會議に於て當時の現行法と會議に於ける立法論的考量とを調和し其の妥協として前記報告書の通敵國軍隊に編入せられたる者に限ることとしたる次第は英國政府に於て御承知の通りなり然る處右解釋は同一文字を使用せし第四十七條に付當然適用あるべ

きことは疑ひなく前記貴輪に於て右解釋が第四十五條に關し妥協の精神を以て採用せられたるものなるを以て「第四十五條に關し右妥協を促したる理由は第四十七條に對し適用なきことを示し居れり」との論斷は全く根據を缺くものと

言はざるべからざる次第なり而して「何れにするも第四十七條は拘束力ある權威にあらず」と主張せらるるに於ては寧ろ國際法の一般原則に復歸して公海に於て平和的航海に従事する中立船舶より敵國人を拉致し得ざることを認むべきこととなるべく若し倫敦宣言の主義を採用して一般原則に對する例外を定めんとするに於ては右例外は嚴密にして狭き解釋を受くべきこと當然なるべく勤くとも第四十五條に關する報告書起載の範圍を逸脱すべからざる次第なりと思す考るものなり

(ハ)倫敦宣言は倫敦海戰法規會議の招請國たる英國が批准を行はざりし結果他國も批准を行はず從つて條約たるの效力を備ふるに至らざりし次第なる處倫敦宣言は條約としての效力を具へざるに拘はらず海戰に關する諸主義の合理的なる調整及妥協を組成するものと認められ多數の國に於て其の國內法を以て之に遵行し帝國に於ても海戰法規に於て原則として之に依り居る次第なり、而して同宣言第四十七條に關し帝國其の他前記諸國が同宣言に遵依するに至れるは一般國際法上の原則即ち「公海に於て平和的航海に従事する中立船舶より敵國人を拉致す」との原則に對し一定の例外を認めたるに外なら

ざる次第なり而して例外は嚴正にして狭き解釋を受けざるべからざるを以て假令倫敦宣言の定むる所に遵依して上述の原則に對する例外を認むる場合に於ても海戰法規會議の定めたる解釋に於て解釋を擴張する事は之を容認し得ざる次第なり、世界大戰の當初に於て英國政府が中立船舶中より拉致する敵國人を敵國軍隊に編入せられたる者に限らずして豫備役義務者をも含ましむる事を主張するに當り特に白耳義及佛國北部に於て獨逸軍が兵役義務者を俘虜とするに至れる事を指摘して之を以て理由と爲す必要を認めたるは當時敵國軍隊に編入せられたる者以外の者を拉致する事が一般國際法上適法ならざることを認めたるが爲に外ならずと言はるゝも已むを得ざるべく世界大戰の際異常の状態に於て許多の事項に關して國際法違反の事例を見中立船舶中より敵國人を拉致したることは之を認めざるべからざりしと雖も右の事例を捉へて直ちに法律及先例に依り國際法上の權利として確立したりと主張するが如きことは帝國政府の承認し得ざる所なり

(ニ)前記貴輪は獨逸國政府が其の捕獲規程に於て「敵國軍隊の軍務に服する爲航海中の人員」を「敵國軍隊の人員」と全然同一の見地より居ることを明瞭なりとの見地より人員を拉致し得るとの主張を爲し居る處右は公海に於て平和的航海に従事するや中立船舶中より敵國人を拉致し得るや否やの問題と拿捕せられたる船舶の乘客を捕獲審檢所

の檢定を経たる後俘虜と爲し得るや否やの問題とを混同し居るものにして國際法上の問題としては假令俘虜となし得可き軍人たりとも之を公海に於て平和的航海に従事する中立船舶中より拉致し得可きことを指し得ざる可からずして此の點に關する英國政府の論旨は根據なきものなることに付同國政府の注意を喚起せざるを得ざる次第なり

(ホ)尙茲に帝國船舶淺間丸は中立國たる米國を出發港とする平和的航海に従事し居りたるものにして如何なる意味に於ても軍事的幫助非中立役務又は戰時禁制人輸送をなし居りたるものに非ること竝に淺間丸乗船獨逸人に關しては英國軍艦の拉致せる二十一名に付其の獨逸國軍隊に編入せられたるものなりとの確證を英國政府より提示せられあらざることを附言するものなり以上陳述せる所に明なるが如く帝國政府は本件淺間丸事件に於ける英國軍艦の行動は國際法上適法ならざるとの結論に到達せざるを得ず

仍て帝國政府は英國政府に對し淺間丸乗船獨逸人中拉致せられたる二十一名の引渡を要望するものなり

右申進券本大臣は茲に重ねて閣下に向て敬意を表し候

昭和十五年二月一日

外務大臣 有田 八郎
大不列顛國特命全權大使
ゼ・ライト・オノラブル・サー・
ロバート・クレイギー閣下

△淺間丸事件に關する昭和十五年二

にして茲に左の諸點に關し英國政府の深甚なる考慮を要請せんとするものなり

(イ)前記貴輪に於て英國政府は「倫敦宣言は效力を發生せざりしを以て同宣言は何れの國家をも拘束するものに非ず從つて右を以て英國政府に對抗する權威となし得ず乍併何れにせよ同宣言の第四十七條が敵國人を中立船舶より拉致し得る權利の起源をなしたるものなりとの見解を支持するを得ず」と述べ「敵國人を何等の捕獲手續を執ることなく中立船舶より拉致する慣行は過去數世紀に亘り存在したり」と断定し十七世紀始めより十九世紀の中葉に至る期間に於て締結せられたる條約の規定を用いたる後更に進んで「此等條約の目的が現存の權利又は慣行の行使を制限するにありて新しき權利又は慣行を作らんとするものに非ず、而して右慣行並に本件條約に依る右制限の基礎が明に敵國軍隊に編入せらるゝ爲に航海せんとするものを拉致し得ることは交戰國の權利なりと致すに在ることにて付ては異議なかる可し」と論斷し居り

敵上の英國政府の見解は之を綜合するに公海に於て何等の捕獲手續を執ることなく中立船舶中より敵國人を拉致することは國際法上確立せられたる原則に關し帝國政府としては重大なる見解の相違を指摘せざるを得ざる次第なり帝國政府の見解に依れば元來公海に於て平和的航海に従事する中立船舶より敵國人を拉致することは一般

國際法上不法として認められ來れる所に於て此の點に付ては國際法上の幾多の學說及先例あり殊にトレント號事件に於ける論争に鑑みても此の點明なるのみならず千九百八年の倫敦海戰法規會議に於て英國委員は上述の見解を以て英國の慣行として確認したる次第を指摘するものなり

然かのみならず米國政府の如きは軍事的幫助、非中立役務又は戰時禁制人輸送の名義の下に中立船舶を拿捕し得る場合に於ても公海に於て何等の捕獲手續を執ることなくして敵國人を拉致し得ずとの見解を採用し居りたるやに承知し居り候英國政府の公文書と認むべき一八六六年及一八八四年ラッシングトン捕獲規程(第九十五節)及ポーランドの前捕獲規程(第九十四節)中にも同様の見解を明記し居る次第なり

月五日附英國政府同答書翰
以書翰啓上致候陳者淺間丸事件に
關する一月二十七日附接翰に對し
二月一日附貴翰を以て日本國政府
の見解を御通報相成敬致候英國
政府は右貴翰に述べられ居る法律
論を正當と認むる能はず、依て同
國政府は國際法上本件船舶より獨
逸人たる高級船員及下級船員二十
一名を抑留する充分の權利を有す
るものと思考する旨再應確言せざ
るべからず、英國政府は右貴翰に
對し追て回答するの權利を留保す
るものなるも不取敢本使は右船員
の香港到着以來其の訓練程度及經
歴に付取行はれたる調査の結果右
船員の中或者は比較的軍務に適せ
ざるものなること判明せる旨陳述
するの光榮を有す、依て本使は英
國政府としては法律上の權利は一
切之を留保せるものなるも本件を
圓滿に解決せんとする同國政府の
願望の證據として右船員中九名を
釋放し右を追て協定さるべき時期
及場所に於て適當なる日本國官憲
に引渡す用意ある旨通報す
右申進旁本使は茲に重ねて閣下に
向て敬意を表し候
昭和十五年二月五日
器具

編入せられ居る者(其の疑ある者を
含む)の乗船を禁止することとなり
七日附を以て右公示を公表する事
なつた
(註)海運統制令第六條 通信大臣は
航路若は區域を指定し若は一般
に船舶を指定して航海を禁止し若
は制限し又は一時的に人若は物を
指定して其の運送を禁止し若は制
限することを得、但し他の法令に
基きて爲さるる別段の處分の效力
を妨げず
英國政府も交換公文發表
ロンドン【二六】淺間丸事件に關す
る日英兩國の交渉内容は兩國政府
於て夫々同時に發表するに決定、日
本政府は六日午後五時日英兩國政府
間に交換された公文三通の内容を發
表したが、これに續いて英國政府も
同日午後五時十七分ロンドンに於て
右交換公文三通の全文を發表した
英官、外相も議會に報告
ロンドン【二六】ハリファックス外
相は六日の上院に於て労働黨スネル
卿の質問に答へ淺間丸事件に關して
同日午前有田外相が我が貴族院に於
て行つたと殆んど同様の報告を行つ
たがこれに引續きチェンバレン首相
も下院に於て同様の報告を行つた、
ハリファックス外相の報告要旨次の
通り

比較の軍務に適さない事が判明し
た結果、英國政府は一方に於ては
本件に關する法律的權利の一切を
保留しつゝ右抑留ドイツ人中九名
を正當なる手續に依り適當な日
本當局に引渡す事となつた
一方日本政府は日本の各船會社に
對し今後一般に交戰國の軍隊に編
入せられ居る者又はその疑ひある
者を乗船せしめざる様に指令を發
した、英國政府としてはこの事件
に關して法律的問題に關する見解
は依然保持するものであるが淺間
丸事件の如き事件の發生は將來避
けられるであらうことを望むもの
である
英紙外交的勝利なりと歡迎
ロンドン【二六】日英兩國政府間の
淺間丸事件解決はロンドンに於て頗
る好感を以て迎へられ、ロンドン各
紙も兩國政府の外交的勝利なりと歡
迎してゐる、各紙論調大要左の通り
△タイムズ 今回の事件は兩國の巧
妙なる外交と常識に依る最も満足
すべき解決を見兩國間の係争も淺
間丸乗客たるドイツ人引渡しによ
つて一舉大團圓となつた、四國の
情況が外交交渉による成功を不可
能とするかに見えたものが拘らず兩
國間に比較的速かに諒解が成立し
た事は相當專國が本問題を扱ふの
に熟練と寛容を以てした事を物語
るものである、此の成功は特に兩
國の外務大臣及び自ら交渉に當つ
た兩國大使の功績と言ひ得よう、
英國政府は淺間丸臨檢事件で日本
の輿論を著しく憤激せしめた事に
關し遺憾の意を表明したが之は何
等本解決の眞價を弱めるものでは
なく寧ろ日本が交換條件として今

後船客にして交戰國の軍籍に編入
せられ居るもの又はその疑ある者
の日本船への乗船を拒絶すること
に決定した事は英國の從前の態度
の正しかつた事を意味するもので
ある、併し英國政府としては日本
政府がその誓言を忠實に履行する
ものと信じ、以後日本船舶に對し
臨檢搜索を行はざる旨の證言を與
へることに吝かでない、有田外相
は今回の解決を以て完全と見做す
ことは出来なと言ひ明したが、危
険なる段階が既に過ぎ去つたこと
は明瞭である、日英兩國は平等と
常識を條件として暫定的解決に到
達したが、いまや相互に満足する事
が出来るものと信ずる英國政府は日
本國民の自尊心を十二分に斟酌し
て拉致せるドイツ人のうち若干名
を引渡すことに同意したが、英國
政府が斯かる讓歩を肯ずるに至つ
たの同一精神を以てこの讓歩が
受理せられんことを希望するもの
である、日英兩國政府が折衝の終
始を通じて披瀝した精神と互諒と
を紛争を適當に解決せんとするの
希望のよい證據である、英國政府
は六日の議會に於ける有田外相の
演説の調子を諒とするものであ
る、英國政府は他の中立諸國に對
すると同様日本と友好的協調を保
つことを備へに冀ふものではある
が、一瞬間と雖も又世界の如何なる
部分に於ても現在英國船舶より
も寧ろ中立船舶に損害を與へつつ
ある唾棄すべきドイツの海賊的行
爲をあらゆる合法的手段を以て阻
止せんとする希望を減ずることは
出来ない

△デーリー・ヘラルド紙 淺間丸事
件の圓滿なる解決は常識の勝利で
あり、日英兩國政府が聲明にも係
争事件を解決した立派な實例であ
る、これはより廣範圍に亘る日英
了解の序曲とならう
△デーリー・テレグラフ紙 淺間丸
事件の解決は互諒の勝利である、英
國は日本國民の感受性に對し侮辱を
與へる意向は毛頭無かつた、英國は
自己が主張した特權を放棄すること
なくして日本國民の感受性に満足
を與へ得ることとなつたが、これそ
本事件解決の主なる功績である
△デーリー・エクスプレス紙 今回
の協定は公平なる解決と云ふべき
である
△マンチエスター・ガーディアン紙
今般の解決は一種の外交的妥協で
あり、兩當事者を満足せしむるに
相違ない

外務大臣 有田八郎閣下
交戰國軍隊編入客乗船禁止告示
【二六】通信省では淺間丸事件に關
し先頃海、外、遞三相會議に基き各關
係船會社に對し船舶が臨檢を受けた
場合に當該船舶船長の措置すべき事
項につき通牒を發し萬全を期してお
いたが、今回同事件解決の新段階に
對處し海運統制令第六條に依り運航
業者に對し歐洲交戰國人の内軍隊に

△デーリー・ヘラルド紙 淺間丸事
件の圓滿なる解決は常識の勝利で
あり、日英兩國政府が聲明にも係
争事件を解決した立派な實例であ
る、これはより廣範圍に亘る日英
了解の序曲とならう
△デーリー・テレグラフ紙 淺間丸
事件の解決は互諒の勝利である、英
國は日本國民の感受性に對し侮辱を
與へる意向は毛頭無かつた、英國は
自己が主張した特權を放棄すること
なくして日本國民の感受性に満足
を與へ得ることとなつたが、これそ
本事件解決の主なる功績である
△デーリー・エクスプレス紙 今回
の協定は公平なる解決と云ふべき
である
△マンチエスター・ガーディアン紙
今般の解決は一種の外交的妥協で
あり、兩當事者を満足せしむるに
相違ない



- 宮内閣令
△八日 帝國博物館監査官補 鷹巢 豊治
任帝室博物館監査官
敘高等官七等
東京帝室博物館勤務を命ず
帝室博物館監査官 後藤 守一
依願免本官
内閣諭令
△十日 興亜院書記官 菅波 稱事
任商工書記官(三)
鐵鋼局製鐵課長を命ず
鐵鋼局製鐵課長
商工省書記官 阿部 豊
任興亜院書記官

經濟部第二課長を命ず
内務總令
△八日 (鹿兒島社會教育主事) 片岡 一龜

任地方事務官(六) 鹿兒島縣勤務を命ず、補鹿兒島縣青年教育官 (大津署長) 地方警視 奥田清三郎
任地方事務官(八) 滋賀縣勤務を命ず、補滋賀縣工場監督官 滋賀縣屬兼滋賀縣警部 鍋島 藤吉

任地方警視(八) 補滋賀縣警視 堀島 藤吉
△九日 内閣總理大臣秘書官 高橋 貫
兼任内務事務官(四) 警保局勤務を命ず
北海道廳事務官(七) 補青年教育官 櫻井 義暢

任北海道廳事務官(六) 佐賀縣勤務を命ず、補佐賀縣青年教育官 外務總令
△二日 總領事 木内 良胤
任大使館一等書記官(三) 滿洲國在勤を命ず
内務事務官 渡邊 捨雄
兼任外務書記官(四) 情報部勤務を命ず
△七日 農林書記官 中尾桂 一郎
兼任外務書記官(三) 通商局勤務を命ず

農林書記官 中尾桂 一郎
兼任外務書記官(三) 通商局勤務を命ず
△七日 農林書記官 中尾桂 一郎
兼任外務書記官(三) 通商局勤務を命ず
支那事務官 推名悦二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎

支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎
支那事務官 吉田悌二郎

命ず
海軍總令
△二日 官報を以て公使館附海軍武官の異動が左の如く發表された
補「ルーマニア」國在勤帝國公使館附武官
土耳在勤帝國公使館附武官兼「ルーマニア」國在勤帝國公使館附武官「ブルガリア」國在勤帝國公使館附武官
海軍大佐 石川 信
免兼「ルーマニア」國在勤帝國公使館附武官
△八日 官報を以て在伊大使館附海軍武官の異動が左の如く發表された
海軍中佐 光延 東洋
補伊國在勤大使館附武官 陸軍總令
△八日 昨年十二月十四日漢水戰線多寶灣南方に於て奮戰中遂に壯烈な戦死を遂げた下野勝太少佐に對し八日官報を以て左の如く進級が發表された
陸軍歩兵少佐 下野 勝太
任陸軍歩兵中佐 一
大藏總令
△三日 大藏省では花田横濱稅關長の專賣局長官榮進に伴ふ人事異動を三日左の通り發令した
横濱稅關長 花田 政春
任專賣局長官(二) 大阪稅關長 小宮 陽
任横濱稅關長(二) 主稅局關稅課長(二) 大藏書記官 尾關 將玄
任大阪稅關長(二) (銀行局普通銀行課長) 大藏書記官 岸 喜二雄
大藏書記官 岸 喜二雄

主稅局企畫課長(一) 山田 義見
大藏書記官 山田 義見
主稅局關稅課長兼務を命ず
專賣局長官 荒井誠一郎
依願免本官
△七日 企畫院書記官 秋元 順朝
任大藏書記官(四等) 主稅局關稅課長を命ず
(主稅局企畫課長兼主稅局關稅課長)
大藏書記官 山田 義見
主稅局關稅課長兼務を命ず
鐵道總令
△一日 監督局、鐵道省事務官 壺田 修
任鐵道省陸運監理官兼高高等官三等、監督局監理課勤務を命ず
仙臺鐵道局長、鐵道局參事 小倉 一郎
仙臺鐵道局監督部長事務取扱を命ず
仙臺監督部長、鐵道局陸運監督官兼鐵道省陸運監理官 塚田 正美
依願免本官並兼官
△八日 官房研究所第二科長、鐵道技師 鈴木 益廣
官房研究所第二科、鐵道技師 柴田 晴彦
△九日 大臣官房研究所第二科長を命ず
官房研究所第二科長同 鈴木 益廣
依願免本官
商工總令
△五日 商工書記官 天日 光一

監理局生命保險課長を命ず
同 三木 秋義
同局生命保險課長兼務を免す
司法總令
△三日 和歌山地方裁判所長柴田貞輝氏の勇退に伴ふ異動は左の如く決令された
金澤地方所長 並山 興道
補和歌山地方所長 日下 一郎
青森地方所長 村田 正雄
大阪區監督判事 村田 正雄
補青森地方所長
△三日 大阪區裁判所監督判事の任は左の如く決定、三日發令された
大阪地方部長 外島 英二
補大阪區判事監督を命ず
△七日 東京控訴院判事 飯塚 敏夫
補東京刑事地方部長 東京刑事地方判事 坂本 英雄
補東京區判事、豫審掛を免す
東京刑事地方判事 小玉 治行
補東京控訴院判事 德岡 一男
豫審掛を免す
文部總令
△二日 東京府立電機工業學校長 清家 正
府立高等工業學校長事務取扱を命ず (東京府)
△三日 (新任) 磐谷 乘養
任九州帝國大學教授(一) 工學部勤務を命ず
岡山醫科大學教授 清水 多榮
任岡山醫科大學長兼教授(一)
岡山醫科大學長兼教授 田村 於菟
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

任文部事務官(七) 實業學務局勤務を命ず
△七日 從三位勳三等 齋藤常三郎
官立商業大學官制第二十條に依り勅旨を以て神戸商業大學名譽教授の名稱を授く
△十日 東京帝國大學助教授 山口文之助
任東京帝國大學教授(二) 補航空研究所員
任京師帝國大學技師(五)
任東北帝國大學助教授(七) 醫學部

勅務を命ず

坪井 善勝 同

論文 同

佐々木恒孝

任朝鮮總督府事務官 一杉 藤平

任朝鮮總督府理事官 (七)

商工大臣、勳三等 藤原銀次郎

任九州帝國大學助教授兼九州帝國大學技師 (六) 工學部勅務を命ず

同

同

同

任朝鮮總督府專賣局事務官 (三)

任朝鮮總督府理事官 岡野定乙吉

鐵道大臣、正五位勳三等 松野 鶴平

東京商科大學助手 板垣 與一

同

同

同

任朝鮮總督府事務官 (六)

任朝鮮總督府理事官 小野 廣吉

敍從三位 (各通)

任東京商科大學助教授 (七)

同

同

同

任朝鮮總督府理事官 (六)

任朝鮮總督府專賣局事務官 吉本 強

朝鮮總督府平安南道屬 下 延 圭

弘前市立弘前商業學校校長に補す (六)

同

同

同

任朝鮮總督府理事官 (七)

任朝鮮總督府專賣局事務官 田原 實

朝鮮總督府咸鏡北道屬 康 明 王

愛知縣津島高等女學校校長兼教諭に補す (六)

同

同

同

任朝鮮總督府稅務監督局事務官 上野 武雄

任朝鮮總督府郡守 (七)

朝鮮總督府屬 烟 久 兵 衛

愛知縣津島高等女學校校長兼教諭に補す (三)

同

同

同

任朝鮮總督府道事務官 (四)

任朝鮮總督府郡守 (七)

朝鮮總督府咸鏡南道屬 高田 佳造

愛知縣津島高等女學校校長兼教諭に補す (七)

同

同

同

任朝鮮總督府道事務官 (五)

任朝鮮總督府郡守 (七)

朝鮮總督府慶尙北道屬 加藤 誠

愛知縣津島高等女學校校長兼教諭に補す (七)

同

同

同

任朝鮮總督府道事務官 (六)

任朝鮮總督府郡守 (七)

朝鮮總督府慶尙北道屬 中島 米太

鳥取縣立米子商蠶學校校長兼教諭

同

同

同

任朝鮮總督府專賣局屬 平田 治人

任朝鮮總督府道警視 (七)

從四位勳五等 本名 文任

鳥取縣立境中學校校長兼教諭に補す (三)

同

同

同

任朝鮮總督府全羅南道屬 瀧下 良策

任京城帝國大學教授 (二)

望月軍四郎氏餘禁

△五日 學位授與

同

同

同

任朝鮮總督府道警視 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

醫學博士 大學院 京都 (福岡)

同

同

同

任朝鮮總督府忠清南道郡屬 金 永 年

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

同 論文 岡山 (岡山)

同

同

同

任朝鮮總督府道警視 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

同 同 同 (廣島)

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

同 同 同 (山口)

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

同 研究科 同 (兵庫)

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

同 同 同 (富山)

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

同 論文 千葉 (長野)

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

△八日 學位授與

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

理博 論文 東京 (京都)

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

同 大學院 同 (東京)

同

同

同

任朝鮮總督府郡守 (七)

望月軍四郎氏餘禁

望月軍四郎氏餘禁

☆

☆

☆

☆

☆

☆

財 政 經 濟

旬 間 大 觀

電力飢饉は懸々押しつまつて、電力調整令の發動、電力制限告示の發表となつた。政府は石炭増産補助金の交付、特殊用炭のリンク制炭價引上げ、或は石炭共販會社法案の議會提出など、對策の發見に大奮の態である。一方生活必需品たるマツチ對策に關しては、年額二百五十萬圓の増産補助金を交付することとしたがマツチと石炭とは、その生産配給事情に甚しい懸隔があり、そこに石炭對策のゆき悩みがあるやうだが、歴代内閣が「過渡的内閣」として姿を没せざるを得なかつた所以は、その政策が常に本質的な問題の核心を避けて通らうとした點にあること三省の要があらう。物價停止令、公定價格制の實施等あらゆる法的制限にも拘らず卸小賣物價とも休みなく上昇してゆく。何が故の物價對策か、結局一切の問題を出發點に還元して考へ直さねばならぬ事態に立ち至つたやうである。

般

☆ 運 輸 ・ 通 信

海 運 船 舶

地 境 更 改

【二二】二日神戸某社入電に依ればプレシデント・ラインでは大戦勃發に伴ひ航路並に寄港地の變更を行つたが右につきプレシデント・ライン社長ジョセフ・ハレー氏より左の如く發表した

して同社の客船は横濱寄港を取止め上海寄港を復活し桑港、ホノルル、神戸、上海、香港航路とする

海運統制委員會委員總會

【二二】海運統制委員會では三日午前十一時から同會々議室に第五回委員總會を開催豫て議長會議で對策を練つてゐた統制機構の改革案につき協議の結果山縣勝男、畑茂、佐々木周一、田中卯三郎、市原章則、田島正雄、谷口茂雄、納賀雅友、辻鈔吉、田邊淺郎十氏を以て小委員會設置につき早速これが具體案を作成すること

海運統制機構改革協議【一九】

過渡期の新命令航路東廻り(パナマ經由)南米線の開設方準備中であつたが毎偶数月一回、計年六航海航航する事に決定、第一船「もんてびて」を九は五日横濱を出帆した、尙メキシコ政府より要望の南米命令航路のメキシコ寄港に關しては積載貨物に適當の物が無いので當分見合せる事になつてゐる

主 要 港 灣 船 隻 狀 況 (一 月 中 旬)

【二六】通信省發表 一月中旬に於ける本邦主要港の艦船狀況左の如し

Table with columns: 船種別, 汽船, 帆船, 鋼船, 木船, 汽船, 帆船, 鋼船, 木船. Rows: 汽船一四, 帆船七, 鋼船三三, 木船一八.

☆ 經 濟 團 體

產 業 組 合 中 央 會 々 頭 有 馬 賴 尊 伯 是 過 般 來 產 組 役 職 員 退 職 共 濟 基 金 造 成 進 備 委 員 會 委 員 長 の 名 義 を 以 て 極 秘 裡 に 金 光 庸 夫 氏 と の 間 に 同 氏 經 營 に か へ る 大 正 生 命 (資 本 金 五 十 萬 圓 全 額 拂 込 濟) 日 本 教 育 生 命 (資 本 金 卅 萬 圓 內 拂 込 濟 七 萬 五 千 圓) 及 び 新 日 本 火 災 海 上 (資 本 金 五 百 萬 圓 四 分 の 一 拂 込) の 三 保 險 會 社 の 買 収 交 渉 を 進 め づ かつ た が 此 の 程 合 計 七 百 萬 圓 を 以 て 右 三 社 の 株 式 (大 正 生 命 株 九 千 九 百 株 日 本 教 育 生 命 株 一 千 二 百 株 及 新 日 本 火 災 海 上 株 五 萬 五 千 株) 並 に 三 社 經 營 權 に 關 する 肩 代 り 交 渉 成 立 來 る 十 三 日 の 信 聯 會 長 會 議 まで に 全 株 式 の 受 渡 を 完 了 し 茲 に 三 社 の 經 營 は 實 質 上 產 組 の 支 配 下 に 移 せ ら れ 今 後 の 保 險 經 營 は 近 く 社 團 法 人 或 は 任 意 團 體 の 形 式 を 以 て 設 立 さ れ べき 產 組 役 職 員 共 濟 會 が 主 體 と な り 進 備 委 員 會 成 分 子 たる 道 府 縣 信 聯 より 據 出 せ る 退 職 共 濟 資 金 を 買 収 資 金 に 充 當 せ る も の で 今 後 三 保 險 會 社 經 營 を 通 ず る 資 金 の 合 理 的 運 用 に 依 り 產 組 役 職 員 の 要 望 たる 退 職 共 濟 制 度 の 確 立 と 同 時 に 多 年 の 懸 案 たる 農 村 保 險 の 自 己 經 營 の 一 石 二 鳥 の 目 的 を 達 成 せ ん と す る も の で あ る 尙 右 關 係 保 險 三 社 の 昭 和 十 三 年 末 現 在 に 於 ける 契 約 高 は 左 の 如 く である

△新日本火災海上 件數八萬六千九百廿一件 金額一億七百六十六萬八千圓 △大正生命 件數五萬七千八百八十三件 金額六千二百五萬八千圓 △日本教育生命 件數三萬一千四百九十六件 金額一千八百三十萬二千圓

產 組 保 險 經 營 の 問 題 化

△農相所信を語る【二七】別項產業組合の保險業進出に關し九日の衆議院豫算總會において松村謙三氏(民

政)が問責的質問を行つたに對し島田農相は左の如くその見解を明らかにした

産業組合が規定された活動分野を逸脱しその職分を紊るやうなことがあれば農林省としてはその監督指導を厳にしなければならぬといふ勿論である、今回の問題に就いても産業組合法に照らし萬一違法的な事實があり乃至は法規上疑義があれば適當の措置を講ずる方針で目下之が内容を鋭意調査研究中である

▲違法か否かは疑問(二九) 産組の保險業進出は違法であるか否かに關しては農林省としては問題が未だ最後の決定を見ておかない現状では何れとも斷案を下しかねてゐるが問題となれば信聯の出資が左記信用組合定款例第四章第一節第四十一條並に大正十五年農務局長及銀行局長通牒に違反するか否かの一點にかゝるものと見られる

▲定款例 本組合の餘裕金は産業組合中央金庫、信用組合聯合會、郵便局に預入れ又は毎年總會の承認を経て銀行に預入れ若は國債證券、地方債證券、復興貯蓄債券、勸業債券、興業債券、北海道拓殖債券、農工債券を買入るゝの外他に之を運用することをを得ず、但し銀行に對する預入金額及所有し得べき有價證券の額の合計額は國債證券、地方債證券及産業債券の合計額を除き産業組合中央金庫及信用組合聯合會に對する預入金總額の二分の一を超ゆることを得ず(備考)この定款例は農林省が各地方長官に示してあるが官報に掲載されたものではなく従つて信用組合に對する指導方針とも目ざるべきものと

である 農務、銀行兩局長通牒(一) 大正十五年五月廿五日農務局長、銀行局長通牒 定款規定上注意すべき事項の件

一、餘裕金の管理方法は必ず之を定款に規定せしめる事、但しその方法については不安な事、及び固定することを避けしめ且つ一個人に對する預入れは必要止むを得ざる場合に限りしめる事

▲農林省對策に苦慮(二九) 産業組合中央會々頭有馬頼寧伯の三保險會社買収については農林當局は最近に至るまで同計畫を關知せず、三社の實權を掌握せる金光庸夫氏より經營權變更に關し商工省に對し内示を求めるところあつたため、この計畫を知つた商工省は保險業者に重大影響ありとして農林當局に對し嚴重申入れを行ふところあつた、茲に於いて農林省は同計畫の全貌を知り事の重大性に極度に狼狽すると共に議會關係を憂慮して有馬會頭に對し同計畫の中止方を要請したが之に對し有馬會頭より

同計畫は農村の實際的指導者たる全國十五萬產組役員員の退職共済金制度の確立と産組多年の要望であり乍ら現行組合法に拘束され實現し得なかつた農村保險の自己經營を行はんとするものであり、運用面通輸金に於ける信聯の餘裕金ソフアの資金吸收をなさんとするものであり右は決して産組が保險部門への積極的進出をはからんとする意圖より出たものではない

同計畫の目的、内容を述べ諒解を求めるところあつた、之に對し農林省部内に於ても九日衆議院豫算總會に於て松村謙三氏(民)が指摘せる如く斯る計畫は産組本来の使命を逸脱するものであるとの見地より産組進出抑制の議論が行はれて居る一方現行組合法に抵觸するか否か問題であるが組合法に抵觸せざる限り退職基金造成及び農村餘裕金運用の一方法としての適當なる資金運用は農林當局としても容喙すべき筈合はれないとの見解も行はれ問題は頗るデリケートなので目下農林省首腦部も之を取扱方に苦慮しつゝある

▲商工省牧監理局長談(二九) 九日衆議院豫算總會において質問された産業組合の保險事業進出計畫につき牧商工監理局長は左の如く語つた

どんな形式で産組が實質的に保險業を自から營むかは未だ然然としなからこれに對して明確な意見述べられない、然したとへ如何なる形式をとつてきても商工省としては契約者保護と云ふ根本方針があつて保險業法の基礎書類たる定款、事業方法書、財産利用方法書、保險料及び責任準備金算出に關する基礎書類によつて監督を嚴重に行ひ契約者の保護、會社の業績の向上をはかると云ふ方針をすこしも變へることは出来ない、たゞ世間で實質的に産組が保險業に關係することから業界に何らかの波り起しはしないか云ふ點が懸念されてゐるがもしその波亂が業界を啓蒙するやうな方法なら寧ろ歓迎する、然し不當競争など不合理な經營方針によつて波亂を起す場合は業界の圓滿なる發展上嚴重なる取締りをしなければならぬと思つてゐる、いづれにしても計畫

の全貌が判明した上で農林省の産組指導方針と協調を保つて善處したいと思つてゐる

▲業界の觀測(二九) 産業組合側の大正生命、日本教育生命並に新日本火災海上買収による保險界への進出に關し生命、火災兩部門の意向を綜合すると左の如く實質的影響は輕微に止まるとして居る

▲生保界 産組は大正、日本教育兩生保會社の買収を機として今後は廣汎なる産業組合員を背景に新生面の開拓を意圖するものと思はれるが日本教育は主として生存保險を専門とする特殊の會社であるから勿論殆んど影響はない、一方大正生命についても現在生保協會の主流を爲す有力な會社は主として大口契約を取扱ひ産組系統とは加入者層を異にするから右により生保界の現有勢力に大なる變化を及ぼすものとは豫想されない、但し從來大正生命と競争的立場にあつた弱體生保に大衆層を對象とする簡易保險は多少の痛手を免れまいと見られる

▲火災保險に於ても現在有力會社は殆んど農民層と直接的關係を有せず従つて産組の損保界進出により實質的影響は豫想されぬ但し小口契約に依存する動産火災等は今後必然的に競争的立場に立つこととなり産組の組織力の前に相當脅威を感ずるものと見られる而して業界全般としては損保保險は最近の静岡大火に見る如く場合に於ては一時の巨額の保險金支出を要する事態も覺悟せねばならず従つて事業經營の立場からはその資本を餘裕ある有産的資金に求むるべきであり今回の産組の新日本火災買収の如くその資金を組

合役員員の退職基金の如き貴重な資金に求めることが果して妥當なりや否やに根本的疑念を有してゐる

☆その他

▲スペインから經濟使節(二九) スペイン國から陽春を期して二十名の經濟使節が來朝することになった、この使節一行は團長陸軍中將アルベルト・カストロ・ヒローナ氏夫妻をはじめ、副團長で我國の外務省通商局長に相當する政務條約總局長ホセ・ロハス・レ・モレノ氏ら商工、大藏、外務各省の技師、書記官、軍人等二十名で我政府ではスペインの好意に應じてこれを待遇することとなり商工會議所が招待者となる他に谷外務次官を委員長と關係各省及び民間諸團體の代表から成る歡迎委員會を設置してその歡迎に當らうと目下準備中である

▲東商顧問に平生氏(二九) 磯村豊太郎、根津嘉一郎兩氏の逝去に伴ふ東京商工會議所顧問補缺推薦に關しては過般の議員總會に於て八田會頭に一任されてゐるところ右のうち一名は日鐵會長平生氏、三郎氏に決定した尙同所議員の異動に關し十日付次の如く發表された

▲銀行業代表表明石照男氏の東京手形交換所理事長就任に伴ひ加藤武男氏(三菱銀行會長)に繼ぎ△日本興業銀行代表小竹茂氏の日曹副社長就任により河上弘一氏(興銀副總裁)に變更

▲日本郵船異動(二九) 日本郵船では二日左の如き人事異動を發表した(括弧内舊職)

☆財界人事

▲東商顧問に平生氏(二九) 磯村豊太郎、根津嘉一郎兩氏の逝去に伴ふ東京商工會議所顧問補缺推薦に關しては過般の議員總會に於て八田會頭に一任されてゐるところ右のうち一名は日鐵會長平生氏、三郎氏に決定した尙同所議員の異動に關し十日付次の如く發表された

▲銀行業代表表明石照男氏の東京手形交換所理事長就任に伴ひ加藤武男氏(三菱銀行會長)に繼ぎ△日本興業銀行代表小竹茂氏の日曹副社長就任により河上弘一氏(興銀副總裁)に變更

▲日本郵船異動(二九) 日本郵船では二日左の如き人事異動を發表した(括弧内舊職)

常務取締役兼神戸支店長 莊田 雅雄
兼務を解き東京在勤を命ず
神戸支店長(桑港支店長) 高橋 一雄
桑港支店長(シヤトル支店長) 田岡 彌平
シヤトル支店長(桑港支店副長 兼リマ在勤員) 長谷川友賢

▲住友本社異動【三七】住友本社では七日理事大平賢作氏の停年離任に伴ふ異動を左の如く發表した(括弧内は舊職)
▲日銀異動【二二】日銀では一日文書局長君島一郎氏の辭銀副總裁轉出に伴ふ左記人事異動を發令した(括弧内は舊職)
▲住友銀行常務取締役(上海駐在參事) 田中 守三
▲出納局長兼參事(上海駐在參事) 下村 如道
▲文書局長(出納局長) 山内信次郎
▲熊本支店長(新潟支店長) 松井 敬造
▲新潟支店長(文書局長) 末松 春彦

▲東武鐵道會長に原邦造氏【二〇】東武鐵道では十日午前十時から本社に重役會を開き新たに取締役會々長制を設け新會長は互選の結果取締役原邦造氏が選任した
▲興銀異動【二二】興銀は東北支店支配人住吉四郎氏の神戸銀行常務、中小工業課長森熊三氏の山下株式会社社常務への轉出に伴ひ一日附を以て左記人事異動を發令した(括弧内舊職)
▲依願免參事(參事東北支店支配人) 住吉 四郎
▲同(同中小工業課長) 森 熊三
▲預金課長(廣島支店支配人) 關谷 利次
▲中小工業課長(預金課長) 笹山 忠夫
▲東北支店支配人(北海道支店支配人) 北 謙次

▲常務委員 松島準吉、中根貞彦、大平賢治、佐藤喜一郎、山口竹治、上條憲治、卜郡東次
▲住友銀行異動【二二】住友銀行では八日左の人事異動を發表した(括弧内は舊職)
▲本店勤務(廣島支店長) 名村登太郎
▲廣島支店長(福岡支店長) 馬場 博
▲福岡支店長(熊本支店長) 熊谷 榮次
▲熊本支店長(本店) 北島彌一郎
▲検査役東京支店駐在(日本橋支店長) 村井 福二
▲日本橋支店長(新橋支店長) 村田嘉久郎
▲新橋支店長(和歌山支店長) 江口 芳輔
▲和歌山支店長(吳支店長) 松ヶ下利吉
▲吳支店長(上町支店長) 星野哲之助
▲上町支店長(天滿支店長) 深井 省三
▲天滿支店長(淺草支店長) 大間知備吉
▲淺草支店長(本店) 湊 維重
▲名古屋支店長(横濱支店長) 白尾 豊策
▲横濱支店長(川口支店長) 西川 春水
▲川口支店長(道頓堀支店長) 福田 節造
▲道頓堀支店長(西野田支店長) 白井 長三
▲西野田支店長(梅田支店長) 吉井勤一郎

▲北海道支店支配人(整理課長) 正岡 勝男
▲廣島支店支配人(日本橋支店支配人) 戸澤 英一
▲日本橋支店支配人(神戸支店副支配人) 覆並 喬一
▲監理課長(大阪支店支配人) 川島 茂樹

▲依願退職 依願退職
▲(國庫局次長) 小原 正義
▲(調査局次長) 窪田 重耐
▲(滿洲中央銀行考査部長) 伊藤 齋
▲命文書局長 齋 齋
▲大阪組合銀行常務委員決定【二二】大阪銀行組合では一日委員會を開き常務委員七名を左の通り決定、更に互選により松島準吉氏が委員長に就任した

▲梅田支店長(福島支店長) 市川 秀靜
▲福島支店長(本店營業部長代理) 河谷 武夫
▲東京支店駐在を命ず 検査役(東京駐在) 高橋 方雄
▲參事小倉支店駐在(検査役 補小倉駐在) 鈴木與一郎
▲住友本社出向(名古屋支店長) 小島 祿郎
▲本店東京事務所長(青山支店長) 佐藤嘉一郎
▲青山支店長(検査役補東京駐在) 小野 義人
▲退職(東松原支店長) 山瀬 省三
▲東松原支店長(横濱支店副長) 井崎 岑男

▲陸海新軍備計畫十五年度以降繼續費
▲【二二】事變目的を達成すると共に複雑なる國際政局に備へて自主的軍備の充實を計るため陸軍では新軍備充實計畫、海軍では第四次補充計畫を立案し、既定經費に改定を加へて十五年度以降十九年度乃至二十年度に亘る繼續費を計上してゐるが一日衆議院に提出された十五年度歳入歳出總豫算案によつて之が根幹となるべき重要經費の繼續費年度制を示せば大要左の通りである(單位千圓)

▲陸軍
一、國防充備費
既定額 二,041,246
追加額 1,110,000
改定額 三,151,246

▲海軍
一、艦艇製造費
既定額 三,487,750
追加額 400
改定額 三,488,150

財政

陸海新軍備計畫十五年度以降繼續費

既定額	三,011,750
追加額	五二二,六八一
改定額	八六、四八八
改定額年度制	十四年度支出額 三,〇六、一五五
	十五年度以降支出額 六、〇二、二八二
	十五年度 四四、九七〇
	十六年度 一三六、一三三
	十七年度 二四、三三三
	十八年度 一、五五五
	十九年度 三、四六〇
	二十年度 四〇〇

兵備改善費

既定額	三,〇一、七五〇
追加額	五二二、六八一
改定額	八六、四八八
改定額年度制	十四年度支出額 三、〇六、一五五
	十五年度以降支出額 六、〇二、二八二
	十五年度 四四、九七〇
	十六年度 一三六、一三三
	十七年度 二四、三三三
	十八年度 一、五五五
	十九年度 三、四六〇
	二十年度 四〇〇

航空部隊其他改編費

既定額	五〇三、七六七
追加額	九三、三三三
改定額	五九七、一〇〇
改定額年度制	十四年度迄支出額 三、六〇、三三三
	十五年度以降支出額 一、〇六、七六七
	十五年度 四四、一五五
	十六年度 一、九、八五五
	十七年度 五九、四四七
	十八年度 六三、七四六
	十九年度 五五、七五〇

山瀬 省三

十五年度	四四、一五五
十六年度	一、九、八五五
十七年度	五九、四四七
十八年度	六三、七四六
十九年度	五五、七五〇

井崎 岑男

十五年度	四四、一五五
十六年度	一、九、八五五
十七年度	五九、四四七
十八年度	六三、七四六
十九年度	五五、七五〇

改定額年度割
十四年度迄支出額 一、九七、七五五
十五年度以降支出額 一、四七、〇〇三

十六年度 一、八、六七
十七年度 六、三九
十八年度 四、〇〇〇
十九年度 四、〇〇〇

地方分與稅特別會計明細

【一】國稅並に地方稅制度の改正に伴ひ地方分與稅給金制度は廢止せられこれに代ふるに地方分與稅分與金特別會計が昭和十五年度から新設されることになつたが初年度に於ける右特別會計は歳入歳出ともに三億五千三百九十七萬一千二百六十四圓で地方分與稅分與金三億五千三百九十七萬七千八百八十八圓、租稅拂戻金四千四百四十六圓、合計三億五千三百九十二萬二千二百六十四圓を地方團體に交付することになつてゐる、同特別會計の十五年度歳入歳出の詳細左の如し(單位圓)

一、水陸整備費
既定額
追加額
改定額
改定額年度割
十四年度迄支出額 四三、〇四三
十五年度以降支出額 四四、八七
十六年度 一五、三三四
十七年度 一四、〇〇五
十八年度 七、六八四
十九年度 三、九六五

一、還附稅分與金 六、五六一、四六
一、配附稅分與金 二七、三三三、六〇
一、租稅拂戻金 四、四四六
一、豫備金 五、〇〇〇
合計 三三、九七二、六六

一、航空設備費
既定額
追加額
改定額
改定額年度割
十四年度迄支出額 二五、五六一
十五年度以降支出額 二六、四一五
十六年度 八、〇八一
十七年度 九、八三〇
十八年度 七、三三八
十九年度 二、九六〇

△歳入
一、地租 三、九〇九、三九
一、法人營業稅 二〇、〇六六、三二
一、個人營業稅 二〇、四六八、八五
一、一般會計より受入れ 二七、三三三、六〇
一、雜收入(利子收入) 五、〇〇〇
合計 三三、九七二、六六

一、艦船改装費
既定額
追加額
改定額
改定額年度割
十四年度迄支出額 四八、九三〇
十五年度以降支出額 四七、八〇〇
十六年度 四三、六七一
十七年度 四三、七〇三
十八年度 三、七三六
十九年度 三、四〇〇

軍事扶助費追加額内訳
【一】五日の衆議院豫算總會に於て可決された昭和十四年度追加豫算第一號は軍事扶助費増一千九十七萬五千圓でこの結果十四年度に於ける軍事扶助費總額は八千七百八十六萬九千餘圓に達する譯である、五日豫算

軍事扶助費追加額内訳
【一】五日の衆議院豫算總會に於て可決された昭和十四年度追加豫算第一號は軍事扶助費増一千九十七萬五千圓でこの結果十四年度に於ける軍事扶助費總額は八千七百八十六萬九千餘圓に達する譯である、五日豫算

總會で可決をみた返加額の内譯左の如し(單位千圓)
生活扶助 一〇、三三〇
醫療 四、九
助産 一〇、三三〇
臨時生活扶助 一〇、三三〇
埋葬 一〇、三三〇
合計 三二、〇〇〇

軍事扶助費追加額内訳
【一】五日の衆議院豫算總會に於て可決された昭和十四年度追加豫算第一號は軍事扶助費増一千九十七萬五千圓でこの結果十四年度に於ける軍事扶助費總額は八千七百八十六萬九千餘圓に達する譯である、五日豫算

軍事扶助費追加額内訳
【一】五日の衆議院豫算總會に於て可決された昭和十四年度追加豫算第一號は軍事扶助費増一千九十七萬五千圓でこの結果十四年度に於ける軍事扶助費總額は八千七百八十六萬九千餘圓に達する譯である、五日豫算

軍事扶助費追加額内訳
【一】五日の衆議院豫算總會に於て可決された昭和十四年度追加豫算第一號は軍事扶助費増一千九十七萬五千圓でこの結果十四年度に於ける軍事扶助費總額は八千七百八十六萬九千餘圓に達する譯である、五日豫算

軍事扶助費追加額内訳
【一】五日の衆議院豫算總會に於て可決された昭和十四年度追加豫算第一號は軍事扶助費増一千九十七萬五千圓でこの結果十四年度に於ける軍事扶助費總額は八千七百八十六萬九千餘圓に達する譯である、五日豫算

二億七千萬圓、諸支拂戻金三千萬圓其の他物資、勞力を必要とせざる經費を控除して十三億九千九百萬圓となり十四年度の十二億七千九百萬圓に比し一億二千萬圓の増加に當つてゐる、但しこのうちから更に皇室費、小學校教員俸給費、警察費、連帶支辨金、軍事扶助費、國庫豫備費その他を除外すると純粹に物件費と認められる經費は三億圓内外となる見込である、而して問題は軍事費豫算に於ける物件費の總額如何であるがこれが内容については物動計畫と睨み合せて當然八日の秘密會に於いて檢討される重要議題となるものと見られる

豫算總額三百億四千萬圓
【一】政府は十五年度追加豫算第一號として五千七百六十八萬四千圓を十日衆議院に提出することになつたが之を既に提出済みの十五年度一般會計本豫算五十八億二千二百九十五萬二千圓に計算すればその合計五十八億八千六百四十四萬六千圓となり更に臨時軍事費豫算四十四億六千萬圓を加算すれば十五年度豫算總額は鐵道、通信、外地等の各特別會計豫算を別に於て百三億四千六百六十四萬六千圓となる計算である、而して右に伴ひ公債發行額も追加豫算に於て五千七百一十四萬四千圓の増發を見る結果、七億一千八百七十七萬七千圓に計算して十七億二千八百七十九萬九千圓となり更に臨時軍事費豫算及び各特別會計豫算に於ける公債發行額を合計すればその總額は五十八億四千三百七十三萬四千圓となる計算である

早害對策等追加豫算提出
【一】政府は早害對策其の他に必要なる爲め左の昭和十四年度及び昭和十五年度追加豫算を要求することとし衆議院に院內閣議に於て決定の上十日衆議院に院內閣議に於て決定したる五千七百萬圓の公債發行に就いては既に衆議院に提出済みの昭和十五年度赤字公債發行法案が未だ審議に入らないのでその所定額十六億五千五百萬圓を十七億二千二百萬圓に修正の手續を執ることになつた、追加豫算の計數左の如し(單位千圓)
一、昭和十四年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
經常部 一六、〇四四、千圓
臨時部 一三、〇〇〇、千圓
計 二九、〇四四、千圓

經常部 三、九千圓
臨時部 五、四四四、千圓
普通歳入 四、〇〇〇、千圓
公債金 五、七〇二、千圓

計 出 七、六四四千圓 公債金 三、七〇八、八七千圓

經常部 臨時部 計 出 七、六四四千圓 朝鮮總督府 九、八二千圓

各省所管別内譯△内務省(早害対策) 就てその經費別内譯を發表したが之

區分 昭和十五年度豫算 前年度豫算 比較増△減

Table with columns for '區分' (Division), '昭和十五年度豫算' (昭和十五年 budget), '前年度豫算' (前年度 budget), and '比較増△減' (Comparison increase/decrease). Rows include 皇室費, 國債費, 國債整理費, 基金及恩給, 行政費, 中央行政費, 地方行政費, 治水費, 補助費, 軍費, 滿洲事件費, 陸軍費, 海軍費, 國庫豫備金, 合計.

事變發生以來の臨時軍事費豫算 【1.10】大藏省發表による臨時軍事

費豫算の事變發生以來今議會議提出分 までの通計額は總額百六十四億五千

右財源 公債金 借入金 他會計より受入 一般會計 關東局 通國鐵道 朝鮮總督府 臺灣總督府 樺太廳 北支事件特別稅 軍事費獻納金 物品拂下代其他雜收入

人件費内譯 【1.10】大藏省發表による一般會計 藏出豫算中の人件費は十四年度に於

Table with columns for '區分' (Division) and '金額' (Amount). Rows include 旅費, 給料, 俸給, 手當其他の給與, 合計.

十五年度豫算既定費節減及尋求減額 内譯 【1.10】大藏省發表による十五年

豫算の既定經費節減額及尋求減額内 譯左の如し(單位千圓)

政府支拂額急増 【1.10】大藏省は十日衆議院豫算編 會の審議資料として支那事件發生以

改正後の地方稅收入見込額 【1.10】今同の地方稅制改 正による地方稅全體の數字

Table with columns for '區分' (Division) and '金額' (Amount). Rows include 旅費, 給料, 俸給, 手當其他の給與, 合計.

(十五年度)に於ては家屋稅經過規 定又は舊法による國稅附加稅收入が

相當あるのでこの獨立稅、附加稅が 六億三千六百萬圓であり又分與稅が

郵貯五十八億突破 【1.10】郵便貯金は昨年末五十五億 七千四百萬圓を越した現在高が一月末

一月銀行異動調 【1.10】大藏省發表 一月中に於け

Table with columns for '項目' (Item) and '金額' (Amount). Rows include 一月末, 減, 消, 加, 増, 新立.

普通銀行 三一六一
貯蓄銀行 七一
計 三八七

地方債 〇
銀行債 三九四四
會社債 三〇、一五五
株式 四八、六一一
計 八八、六六〇

△三、九〇〇
△三、三〇〇
△七、七〇〇
△三、六〇〇
△四、六〇〇

過は三億四千二百萬圓に上つたので結局同月中の撤布超過額は二億六千六百萬圓と前年同月の二億二千五百萬圓に比し四百萬圓増を告げ、従つて月末は資金潤澤となり豫想外な平穩越月を示した、尙一月中の郵貯純増加は二億一千四百萬圓で從來の最高記録たる昨年七月の一億八千二百萬圓を遙かに凌駕して新記録を樹立した(二)二月は七日の舊節季經過後に於ては納税(月中納税額二億六千萬圓)の一段落と相俟つて大勢緩漫裡に推移する見込みで月中の政府資金撤布超過も二億八千萬圓(前年同月二億七千萬圓)に達する見込みである(三)一月中の國債賣却高は三億六千七百萬圓(預金部一億圓)で前年同期の四億一千百萬圓に比すれば稍不良である、尙二月中(六日迄)の利付賣却累計は二千四百萬圓である(四)一月中の起債額は二億二千萬圓に上り前年同期の二億九百萬圓に比し一千百萬圓増を示した

【七〇】衆議院豫算總會で悪性インフレーション防止策を追求した政黨團系通貨膨脹的膨脹
【七一】戰時財政遂行上銀行券の増發傾向は逐年相當な急増を示して居り大體政策の進捗と共に蒙羅銀行、中國聯合、華興銀行の創設發展は團系通貨發行總量の飛躍的膨脹を齎し、資料として提示した最近三ヶ年間の數字は左の如くである

一月中拂込概算調
【七二】日銀調査 一月の拂込金概算調に依れば拂込總額は四億六千二百萬圓で前月に比し四億四千六百萬圓を減少して居る、主なる銘柄としては國債中に專變國債を號二億九千四百萬圓銀行債中に勸業債券百廿八回一千萬圓、割引興業債券四十五回三千萬圓、會社債中に日本發送電債三回三千萬圓、株式中に日立製作所二千百萬圓、神戸製鋼所一千百萬圓等がある種別内譯左の如し(單位千圓、△印減)

對前月比
元四、〇〇〇 △一七、〇〇〇
運輸業 〇 三、〇〇〇
電氣瓦斯 〇 〇
製造工業 〇 〇
化學 〇 〇
機械器具 〇 〇
金 〇 〇
食料品 〇 〇
商業 〇 〇
合計 〇 〇

【七三】臺灣銀行は來る三月八日期限を以て新株七萬五千株に對し一株當り二十五圓、總額八百八十七萬五千圓の第二回(最終)拂込を徵收する事に決定したが右により同行資本金は一千万圓、全額拂込済となるわけである、而して同行は資本金六千萬圓より大正十四年四千五百萬圓(内拂込三千九百三十七萬五千圓)昭和二年現在の一千五百萬圓(内拂込一千三百十二萬五千圓)と二回に亘り減資したるが議案明け四月臨時總會を開き三千萬圓に倍額増資する豫定である

△昭和十二、三、四年度各十二月末
種別 昭和十二年末 昭和十三年末 昭和十四年末
日本銀行券 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇
臺灣銀行券 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇
朝鮮中央銀行券 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇
蒙羅銀行券 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇
中國聯合準備銀行券 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇
華興商業銀行券 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇 三、〇〇〇、〇〇〇

【七四】金資金特別會計中産金の爲めに使用し得る資金限度は現行法に於ては五千萬圓と規定されて居るが現在迄に既に同費途に使用せられたる資金は右限度に達してゐるので政府は現下の經濟情勢に於て更に産金増加促進に資すべく右資金限度を二億圓に即ち四倍に擴大すると共に又その使用範圍を擴大して「金の集中」に對してもこれを使用し得ることとすに決定、右に伴ふ金資金特別會計法中改正法律案を十二月の閣議の承認を経て正式に提出することとなつた、尙は改正の結果、金資金特別會計より明年度一般會計並に他の特別會計に繰入れらるべく豫定されてゐる金額は一般會計一千三百八萬圓、朝鮮特別會計二千七百五十一萬三千

【七五】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

津島正副總裁以下各理事參與理事(津田信吾氏缺席)出席し、公債消化問題、購買力吸收問題その他に關し意見を交換し、津島副總裁の金融報告は左の如し

【七六】臺灣銀行は來る三月八日期限を以て新株七萬五千株に對し一株當り二十五圓、總額八百八十七萬五千圓の第二回(最終)拂込を徵收する事に決定したが右により同行資本金は一千万圓、全額拂込済となるわけである、而して同行は資本金六千萬圓より大正十四年四千五百萬圓(内拂込三千九百三十七萬五千圓)昭和二年現在の一千五百萬圓(内拂込一千三百十二萬五千圓)と二回に亘り減資したるが議案明け四月臨時總會を開き三千萬圓に倍額増資する豫定である

【七七】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【七八】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【七九】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八〇】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八一】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八二】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八三】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八四】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八五】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八六】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八七】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八八】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【八九】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【九〇】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【九一】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【九二】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

【九三】日銀では七日午前十一時より同行本店に重役總會を開催、結城

會計の歳出として拂出すべし
【110】金増産割増金制度簡易化
藤原商相は十日の豫算總會
席上、三善信房氏(政友久原)派の
質問に對し「現在行つてゐる政府の
産金奨励方法に再検討を加へたいと
思つてゐるが、今直ちに金の値段を
上げるとか下げるとかいふことは申
上げ兼ねる」と答へたが現行の金増
産に關する諸方策は探鑛奨励金、精
練所及び選鑛場建設助成、増産割増
金等によつてをり、その内金増産に
最も拍車をかけるものと期待された
増産割増金制度は未だ十分なる効果
を現してゐない、よつて政府はこの
際同制度の運用に萬全を期するため
その手續の簡易敏速化を圖ると共に
問題の金買上價格についても慎重考
究すべきであるとの見解で目下大藏
商工兩省間で協議中である

【111】東京手形交換所調査 昨年
十二月末現在に於ける同所社員銀行
諸勘定に依れば年末關係から預金、
貸出共増し預金は六十九億五千八
百萬圓と前月比六億二千四百餘萬圓
の記録的增加を示し貸出も亦五十億
八千九百萬圓と前月比二億六百萬餘
圓を著増した、主なる勘定の變化を
見れば預金は於ては年末關係を反映し
て當座、特當等の短期預金が前月比
夫々三億四千餘萬圓、九千五百萬圓
を増加して居るのに對し安定性預金
たる定期は四千七百餘萬圓を増加し
て居るのみで増勢の鈍化は依然正
されて居ない、貸出に於ては割手の
一億三千九百萬圓増、手貸の七千
五百餘萬圓増が顯著であるが、當座
預金の激増にも拘らず貸越は二千餘
萬圓を減少して居る、有價證券は一

億六千五百餘萬圓を増増して居るが
コール・ローンは年末關係による出
手筋の回收から六千八百餘萬圓を減
少し一力現金有高は當座の激増に伴
行して三億六千餘萬圓と略々倍増を
告げた、而して昨年中の主なる勘定
の變化を見るに預金の一ケ年の増勢
は十八億一千九百萬圓と十三年の増
加額千億七千九百萬圓を遙かに上廻
つて居るがこの内譯に見るに當座の
増加額は五億二千三百萬圓と前年の
二億二千五百萬圓の二倍以上に上り
預金通貨の急膨脹を示す一方、定期
の増加額は前年の五億三千二百萬圓
に對し昨年は四億六千七百萬圓に過
ぎず長期安定性預金の増勢は絶対額
に於ても相對的にも鈍化した、一方
貸出合計は一ケ年に十億四千五百萬
圓に上り前年の増加額七億一千七百
萬圓を三億圓近く上廻り増勢顯著で
あるが、この内譯に於ては割手二億
八千百萬圓(前年二億二千萬圓)に對
し手貸は六億五千百萬圓と前年の四
億四千三百萬圓を二億餘萬圓上廻り
市中銀行の生擔資金調達が特に顯著
である、詳細左の如し

Table with columns for financial categories (預金, 貸出, etc.) and values for the current period, previous month, and previous year. Includes sub-sections for '預金' and '貸出'.

Table showing '貸出' (Lending) details, including '貸出合計' (Total Lending) and '貸出別部' (Lending by Department) with various sub-categories like '郵便貯金' and '振替貯金'.

Table showing '貸方' (Credit) details, including '貸方合計' (Total Credit) and '貸方別部' (Credit by Department) with categories like '郵便貯金' and '振替貯金'.

Table showing '貸方' (Credit) details, including '貸方合計' (Total Credit) and '貸方別部' (Credit by Department) with categories like '郵便貯金' and '振替貯金'.

大藏省發表表 一月末現在に於ける預金部狀況左の如し(單位千圓、△印減)

公債市場公募に蔵相答辯

【一六】強制貯蓄及公債強制保有に關し櫻内藏相は現在の處消極的態度を執つてあるが六日の衆議院本會議席上河上丈太郎氏(社大)の質問に答へて今後經濟狀勢の推移に應じ場合によつては其の必要ある旨を述べ左の如く答辯した

明年度公債發行豫定額

【一八】大藏省は八日衆議院豫算總會審議資料として昭和十五年度新規公債發行豫定額を發達したが右によれば明年度公債發行豫定額は一般會計十六億七千七百七十九萬九千圓、特別會計十四億三千七百七十九萬九千圓、臨時軍事費特別會計による支那事變公債三十六億七千三百八十七萬二千圓公債發行豫定總額は五十七億八千二百八十五萬圓となつて居り、前年度の豫定額五十九億二千五百四十七萬一千圓に比すれば一億四千二百六十二萬圓の減少となつてゐる、詳細左の如し(單位千圓、△印減)

公債發行豫定總額調

【一七】大藏省では八日昭和十二年度以降各年度末に於ける新規公債發行豫定殘額を左の通り發表した(單位千圓)

外に

一般會計 支那事變公債 三、七三、八三三 △三、三〇、五七

總計 七、七三、八三三 △四、四三、〇〇〇

支那事變發生以來新規公債發行豫額及發行方法に關する調査資料を發表した

【一八】大藏省は八日衆議院豫算總會審議資料として左の如く支那事變發行額及び發行末日迄に至る新規公債發行方法 日本銀行に於て引受け全國の各郵便局より賣出すものと△額面金額種類及郵便局賣出價格 十圓券七圓、二十圓券十四圓△郵便局賣出期間 自昭和十五年二月十九日起至同年三月一日

【一九】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二〇】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二一】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二二】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二三】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二四】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二五】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二六】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二七】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二八】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【二九】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三〇】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三一】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三二】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三三】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三四】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三五】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三六】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三七】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三八】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【三九】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【四〇】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【四一】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【四二】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

【四三】大藏省發表表 支那事變貯蓄債券は昨年未迄に九度に亘り賣上總額二億四千萬圓(額面三億六千萬圓)を日本勸業銀行をして賣出さしめたが今回政府は同行をして紀元二千六百年記念貯蓄債券賣出

Table with multiple columns: 年 度, 發行濟額, 支那事變, 歲入補填, 滿洲事件, 各種事業. Includes sub-sections for 支那事變公債發行條件決定 and 支那事變貯蓄債券發行方法.

大分	1,414,300	1,414,300	3,126,100	4,540,200
宮崎	1,082,100	1,414,300	2,496,400	3,580,700
鹿兒島	6,331,100	3,333,300	9,664,400	13,997,700
沖繩	3,348,800	3,348,800	7,697,600	11,046,400

(備考) 本表には春播の分を含まず

【一】 蠶油に空澄補助金採用が、
 【二】 政府としては低物
 價政策の一環として物價調
 整資金特別會計制度を考慮
 してゐるので今後基本物資、生活必
 需品については或る範圍内に於て生
 産補助金制を實施して行くものと見
 られマツチに次いで差當り蠶油も
 考慮されてゐる模様である、現在の
 蠶油の公道價格は樽材の値上り等に
 よつて採算困難となつて居りこのま
 ゝでは供給逼迫を來す惧れがあるの
 でこの是正策としては樽材として秋
 田官有林の拂下げ、原料鹽の割引配
 給等の方法を講じ右が困難な場合に
 は補助金制を採る事も考慮されてゐ
 るわけである

總力發揮委員會の内容

【一】 藤原首相は五日の衆議院本
 會議に於て木暮武太夫氏(政友中島
 派)の質問に對し
 生産力擴充計畫の實施に當つては
 これが計畫目標達成の爲め資材勞
 力の供給確保を圖ると共に現有生
 産設備を全的に活用する方針でこ
 れが爲め鑛工業總力發揮委員會を
 創設してこれが運用に遺憾なきを
 期し、生産完遂に努力するつもり
 である

【二】 新規模要求として其の經費五萬圓を
 計上してゐるが同委員會の組織及び
 審議事項は大體左の如くである
 (一)鑛工業總力發揮委員會は能率的
 生産を確保する爲め、之を商工大臣
 の監督に屬せしめ諮問に應じて鑛工
 業部門の重要産業に關し、技術及び
 經營の整備向上、綜合的生產力の發
 率發揮等に必要なる具體的方策を調
 査審議する(二)同委員は産業別部門
 に分ち特殊鋼、曹達金屬、セメント
 輕金屬、機械、スフ等の各鑛工業別
 能力發揮委員會とする(三)右の産業
 別委員會の他に之が綜合統一を圖る
 ため總務委員會を設置する

【三】 中小工業者に對する軍需品
 の受注額の増加に伴ひ各府縣に於け
 る下請工業者の横斷的連絡をなすた
 め昨年十月東京、横須賀、名古屋、
 大阪、東舞鶴、吳、小倉及び佐世保
 に下請統制工業事務所を開設(横須
 賀吳及び佐世保は既設)したが右事
 務所の今後の運用につき萬全を期す
 るため九日特許局に於て打合せ會議を
 開き陸海軍關係官、各事務所長、各
 府縣主務官等出席の上本年度豫算編
 成方針、事務所の運用方針 陸海軍
 他につき詳細なる打合せを行った

【四】 船舶改善協會では舊臘來造
 船用資材の不足に鑑み造船用資材輸
 入と遠洋外貨運賃收入とのリンク案

資金融許可二九件

【一】 前週中臨時資金調整法に依
 る申請處理件數百廿九件中主なるも
 の左の如し(單位千圓)

△會社設立
 東京市日本農産罐詰共販
 資本金 1,000 (二分一拂込)
 大阪市日本縫糸製造配給
 資本金 1,000 (全額拂込)
 △株金拂込
 東京市日本マグネシウム

株式會社

【一】 前週中臨時資金調整法に依
 る申請處理件數百廿九件中主なるも
 の左の如し(單位千圓)

△會社設立
 東京市日本農産罐詰共販
 資本金 1,000 (二分一拂込)
 大阪市日本縫糸製造配給
 資本金 1,000 (全額拂込)
 △株金拂込
 東京市日本マグネシウム

九州電氣營業開始

【一】 熊本、球磨川、鹿兒島、竹
 田、日隅、山鹿、馬見原七電氣會社
 の合同によつて創立された九州電氣
 會社(資本金七千九百二十萬圓、發
 電力八萬二千五百五十八キロ、九州、
 沖繩七縣下を配電區域とす本社所在
 地熊本)は一日より營業を開始した
 本月末合同後最初の株主總會を開き
 重役選舉を行ふ筈であるがそれまで
 暫定的に舊熊本電氣重役が業務を擔
 ずることにより藩苗代湖の減水を補給

につき考究中であつたが今回成案を
 得たので愈々之を實現すべく十日黒
 川同協會理事長、村田日本船主協會
 々長、斯波造船聯合會理事長の連署
 の下に逕信、大藏、商工、陸軍、海
 軍の各大臣及び企畫院總裁に大要左
 記の陳情書を提出した
 政府に於ては現下船腹擴充の喫緊
 なる實情に鑑み此の際先づ造船用
 不足資材の一部に於て入手困難なる
 鋼材並に本邦に充て入手困難なる
 資材の輸入を許可せられ度、尙ほ
 將來相當程度の外船の購入並に備
 船の許可に付ても併せて御考慮相
 成度切望する次第なり、尤も是が
 爲には相當多額の資金を要すべき
 の處歐洲戰亂勃發以來遠洋方面に
 於ける海上運賃の昂騰著しきも
 あり従つて本邦船舶の外國より獲
 得する運賃収入は歐洲戰亂前に比
 し相當増加したのみならず今後
 尙一層の増加を豫想せらるゝによ
 り此の増加運賃収入額を以て前記
 資金の一部に充當することとせば
 海運國策の遂行に資すること相當
 大なるものあるべしと信ずる次第
 なり

【一】 政府の十五年度に於ける政
 府出資會社に對する拂込金は滿鐵の
 八千三百四十萬圓を筆頭に帝國燃料
 大日本航空 日本肥料等總計一億六
 百八十萬圓にして其の會社別内譯を
 示せば左の如し(單位千圓)

△南滿洲鐵道、政府持株及出資拂込
 金八三、四〇〇△帝國燃料興業、政府
 持株及出資拂込金一〇、〇〇〇△帝
 國鑛業開發、政府持株及出資拂込金
 二、二五〇△大日本航空、政府持株
 及出資拂込金四、四〇〇△産業組合
 中央金庫、政府持株及出資拂込金五
 〇〇△日本肥料、政府持株及出資拂
 込金六、二五〇△合計一〇六、八〇
 〇

東北興業積極的に擴張

【一】 東北興業の東北物産輸送事
 業は昭和十二年事業開始以來活潑な
 活動を續け販路開拓に鋭意努力し
 た結果取引先も京濱方面は勿論静岡
 名古屋、阪神方面の内地主要都市及
 び關東州、滿洲國、北支等の大陸方
 面に進出し之に伴ひ取扱品種、數
 量、價格ともに著しく増加し昨年度
 の販賣金額は月額平均百五十萬圓に
 達した、よつて同社では東北地方殖
 産興業促進の意味からその規模を擴
 大強化することに方針を樹立、この
 ため従来の營業課及び物産販賣輪
 所を廢止し獨立の物産販賣部を新設
 すること決定、目下認可申請中であ
 り右物産販賣部獨立の上は販路區
 域を更に積極的に開拓すると共に商
 工省方面とも連絡の上第三國向輸出
 に着手し又生産業者の組合結成、販
 賣金融等にも盡力するはずで、その
 成果は注目され、なほ右營業部の事
 業資金も従前の六十萬圓から二百五
 十萬乃至三百五十萬圓程度に擴張せ
 られ販賣高も一ヶ年約千五百萬圓見
 當に上る見込みである

東京電元發燈所八日より通電

【一】 東京電燈の秋元發燈所(出
 力二萬五千キロワット)は今回隧道
 の一部工事未完成の臨時應急的
 通電を行ふことに決定、逕信省の檢
 査を経たる上八日より正式通電を行
 ふ筈である而して應急的通電をなす
 理由は二、三月の冬季湯水期に對處
 する爲めと同發燈所の水源地たる檜
 原湖、小野川、秋元湖等の貯水を流
 當にする爲め、同發燈所の水源地たる檜
 原湖、小野川、秋元湖等の貯水を流

し以て猪苗代發電所の出力低下を補強せんとする一石二鳥策によるものである、従つて同發電所は豊水期たる四月頃一時通水を中止して工事を完備すべく豫定である

日本高周波五倍増資臨時總會

【三〇】日本高周波重工業では八日京城本社に於て臨時株主總會を開き現在資本金一千萬圓(全額拂込済)を五倍増資して新資本金五千萬圓とする件並にこれに伴ふ定款變更の件を附議可決した、取締役二名、監査役一名増員の件は取締役二名、野中増一、監査役に菊池一徳の三氏が選任された、而して右五倍増資の方法は左の通り

△額面金五十圓の新株式八十萬株を發行する△右新株式の中四十萬株は來る十五日現在の株主に對し舊株一株に對し新株二株を割當る△株主に割當ざる新株式四十萬株及び株主に引受けざる新株式の募集、割當等は取締役會一任となつたが三十萬株は緣故募集、十萬株は公募する△第一回拂込金額は一株に付十二圓五十錢を徴収する

日本鐵發會社創立總會

【三一】豫てより創立準備中の日本鐵發會社(資本金二百萬圓拂込百三十七萬五千圓)では八日電氣クラブで創立總會を開き創立に關する手續を完了の後役員を左の通り決定した△口締役 石原新三郎、直木 耶、乾那一、續木馨、小林信之助、行方進、二口孫一、寺山昌四郎、筑井久一△監査役 柴田楠三、松浦守一、石井榮吉、澤野定七

宇治電鐵拂込徴收

【三二】宇治電鐵では新株第二回拂込一株に付十二圓五十錢、總額二千六

百八十七萬五千圓を三月一日期日で徴收することに決定した

日本マグネシウム拂込徴收

【三三】日電系日本マグネシウムは今回資金調整法による許可を得たので増資新株第二回拂込一株に付十二圓五十錢、總額三百萬圓を二月廿日期限で徴收することに決定したがこれにより同社は資本金八百萬圓全額拂込済となるわけである、拂込による資金は富山縣笹津に於ける工場建設費に充當するものである

電力問題

電力制限

業者の電源開發を促進

【三四】電力不足対策として逓信局では日發以外の各電力會社に對して電力國家管理法適用外の小發電所建設を奨励する方針であるが、最近完成した日本電力傍系日本拓業(資本金五百萬圓)所有厩川下流發電所の日發への賣電料金が一キロ一錢二厘と決定、各電力會社をして驚嘆させてゐる、即ち右料金を以てすればかゝる小發電所ではその利廻は僅かに四に過ぎず社債の利拂にも困難を譯して今後各地で續々小發電所を建設する行はんとし、電氣廳がかゝる料金を固執する限り採算上實行不可能である従つて各電力會社としてはこの際電力料金を再検討を加へ高建設費發電所に對しては料金の引上げを行ひ所謂政策料制度を實施し以て電源開發に民間業者をして積極的に協力し得るやうなさいたいと要望して

勝選相議會で辯明

【三五】五日の衆議院本會議に於て大口喜六氏(政友会派)は電力の豊富低廉を高唱して電力の國家管理を實施し乍ら今日電力飢饉に至つた原因は如何と質問したに對し勝選相は左の通り答辯した

自分も逓信省に來る前は電力飢饉の原因として種々想像してゐた例へば國家管理に移行に伴ふ水力開發の遅延案に原因があるのかと種々調査したる結果これが全く未曾有の濁水によつて水力發電は二、三割甚しき時は四割の減電を見てゐる、之に伴つて發電用石炭の需用は増加し昭和十四年度三百二十萬噸、昭和十四年度三百九十萬噸に對し昭和十四年度(四月より昭和十五年一月に至る)は四百七十萬噸の巨額に達してゐるが之によつて本年の濁水が如何に深刻で且つ石炭手當の困難なるかにつき御諒察されたい

【三六】別項の關東地方電力調査委員會席上官廳側委員と民間側委員との間に電力制限に關し質疑應答が行はれたがその中主なるものは左の通りである

關東向け電力を關西に送電するのは關東の需要者にとり迷惑であるが、當局の所見は如何

全體の見地より巴むを得ない發電所中には五十、六十兩サイクル發電設備があり從來五十サイクルにより關東に送電してゐたが之は何も關東向けと限られてゐる譯でなく、隨時必要に應じ關西にも送

電さるべきものである

電力制限により電氣事業者は一

大減收を來し經營に不安を來すが之に對する對策如何

目下電氣廳に於て考究中である

食糧生産確保の上より硫安肥料製造用電力の優先供給を圖られた

近日實現の豫定である

日本發送電の石炭手當に萬全の處置を講ぜられた

目下關係各省と協力し鋭意達成に努めてゐる

ものとす、但し定額供給の電力需要者に對しては所定の制限率に相當する時間送電を停止せしむるものとす(四)毎日の發電電力及電力量を平均せしむるため、電力需要者に對し休電時を指定するものとす、但し必要の性質上休電時の實施困難なる電力需要者並に十キロワット以下の電力需要者に對しては休電時を指定せざる事を得(五)電力需要者所定の限度を超え電力を使用したる時、電氣事業者より警告を發せしめ、尙引續き超過使用したる時は監督官廳の指示により電力の供給を停止せしめるものとす、電力需要者當該期間中の使用限度を超え電力を使用したる時は超過電力を次期の使用電力より減少せしめるものとす(六)交通、通信、上下水道、瓦斯等の公共事業用電力その他國民生活上特に緊要と認められる需要に對しては所定の限度に拘らず必要最少限度の供給を行ふものとす(七)第一種需要にして所定の限度による時は國防上重大なる支障を來す恐れあるものについてはその限度を適宜緩和するものとす(八)一キロワット以上十キロワット以下の動力需要に對しては所定の制限率を軽減することをを得るものとす、但し緩和する使用限度は百分の九〇を超えざるものとす、一キロワット未満の動力需要に對しては所定制限率を適用せざることを得るものとす(九)電燈用電力の制限を實行せしむるため必要者をして照明能率の増進不用燈の消燈勵行、ワット數燭數)又は燈數の減少を圖らしむるほか商店等にありては營業時間の短縮等適宜の方法を講ぜしむるものとす(十)奢侈裝飾の用に供せらるる電力は法

關東

電力消費規正實施方針決定

【三七】電力調整委員會は七日午前十時より九の内工業俱樂部に於て開催、電氣廳藤井第一部長より最近の電力問題に關する説明あつた後議事に入り關東地方に於ける電力供給狀況並に電力供給制限に關する經過及び電力の使用制限に關する逓信省告示内容に付説明を聽取關東地方に於ける左の電力消費規正實施方針を可決した

(一)二月十日以降三月末までの電力消費規正方針は本方針によるものとす(二)電力の使用限度は法令の定むるところによるものとす、但し電燈を對しこれを適用し最大電力に對してはこれを適用せざるものとす(三)所定の制限を實行せしむるため電力需要者(電燈需要者を除く以下同じ)をして作業能率の増進電力使用の合理化を圖らしむるほか作業時間短縮休日の設定、電力設備の一部停止等適宜の方法を講ぜしめ、必要制限期間中の毎日の使用電力量を可及的均等ならしむる様努めしむるものとす、但し定額供給の電力需要者に對しては所定の制限率に相當する時間送電を停止せしむるものとす(四)毎日の發電電力及電力量を平均せしむるため、電力需要者に對し休電時を指定するものとす、但し必要の性質上休電時の實施困難なる電力需要者並に十キロワット以下の電力需要者に對しては休電時を指定せざる事を得(五)電力需要者所定の限度を超え電力を使用したる時、電氣事業者より警告を發せしめ、尙引續き超過使用したる時は監督官廳の指示により電力の供給を停止せしめるものとす、電力需要者當該期間中の使用限度を超え電力を使用したる時は超過電力を次期の使用電力より減少せしめるものとす(六)交通、通信、上下水道、瓦斯等の公共事業用電力その他國民生活上特に緊要と認められる需要に對しては所定の限度に拘らず必要最少限度の供給を行ふものとす(七)第一種需要にして所定の限度による時は國防上重大なる支障を來す恐れあるものについてはその限度を適宜緩和するものとす(八)一キロワット以上十キロワット以下の動力需要に對しては所定の制限率を軽減することをを得るものとす、但し緩和する使用限度は百分の九〇を超えざるものとす、一キロワット未満の動力需要に對しては所定制限率を適用せざることを得るものとす(九)電燈用電力の制限を實行せしむるため必要者をして照明能率の増進不用燈の消燈勵行、ワット數燭數)又は燈數の減少を圖らしむるほか商店等にありては營業時間の短縮等適宜の方法を講ぜしむるものとす(十)奢侈裝飾の用に供せらるる電力は法

令による制限限度のほか更にこれが消費を努めて抑制するものとす(十)制限期間中降雨等により短期間供給電力に余裕を生じた時は臨機第一種需用中特に緊急を要するもの所用限度を緩和して供給せしむるものとす(十二)非幹電力系統と送電連絡なき地域又は連絡の不完全なる地域に對してこれが送電連絡の完備せられるまで當該電力需給状況に應じ所定ノ使用限度を緩和又は解除するものとす(十三)電力需要に於て前年同月の使用電力量無きもの又は特別の事情あるもの、使用限度を算出すべき基準電力量は左記によるものとす(十四)前年同月の電力使用実績が特に過少なものは特殊電力使用の契約によるもの、ほがその前後各一ヶ月の平均使用実績による事(十五)前年同月の後、著しく電力使用の増加ありたるものは特殊電力使用の契約によるもの、ほが最近に於ける電力制限開始前三ヶ月間の電力使用実績を參酌して定むる事(十六)前年同月の電力に變更ありたるものは當該變更分につき同種同程度の需要を參酌して算定したる電力量を前年同月の電力使用実績に算入したるものによる事(十七)前年同月の後新設せられたる電力需要に對しては法令により認容せられたる契約最大電力につき同種同程度の需要を參酌して算定したる電力量による事(十八)電力制限開始前三ヶ月間の使用電力量によることとを得る事(十九)電力消費規則の圖滑なる實施を圖り且つ實效を擧ぐるため必要なる事項は官廳の命令又は指示によるのほか關係官公吏電氣事業業者及び需要者代表等よりなる各府

中 部

縣電力消費規制實行協議會に於いて定められたる所によるものとす
【一七】電力調整令に基く新消費規正を決定する中部地方電力調整委員會は七日午前十時から名古屋逓信局に於て中部七縣知事軍官民代表等二十三名出席の下に開催、名遞當局より最近の電制状況について報告說明あつて十四年度下期電力消費規正實施方針について審議を行つたが八日大阪で開かれる近畿地方電制委員會の決定を待つて制限率の具體的細目を決定する事とし四時散會した
【一八】電力制限の勵行を求む
時電力制限を二月十日まで延長適用する事に決定した
【一九】管下配電業者卅餘名の參集を求め日發當局から百四十萬キロ時追加制限を要求して來たが關西産業界により以上の制限を加へることは容認せぬ事に決定したから業者に於かれては現行暫定二百萬キロ時制限を十日に特許事情を認めて現在の四日に一に調整令(四)の十日以後或程度の繰和(四分程度か)を約して同五時半散會した
【二〇】關西方面の電力飢饉打開のため上京した半井大阪、赤松京都、坂兵庫の三知事及び府縣市會議員一行は二日午後六時院內議長應接室に於て畑陸相、吉田海相、勝通相藤原商相と會見、種々實情を訴へた後(一)逓信、商工、陸軍、海軍、鐵道、内務、厚生七省の連絡會議を設け電力問題解決のため萬全の方策を樹立し遺憾なからしめられたし(二)石炭徵用令を即時實施せられたし(三)電力調整令に關しては慎重を期し

西 關

【二一】田中愛知縣知事、宮野岐阜縣知事の中部方面代表は一日午後五時より丸の内工業俱樂部に於て日本發送電の増田總裁、宮川、藤波兩常務理事と會見中部方面の特許事情を説明し現在中部は關西に準じて制限を行つてゐるが同地には軍工場又は軍管理工場が比較的多いからその點を考慮し制限方法は關西と別個に取扱はれたいと述べ諒解を求めた
【二二】名遞管内も電制率緩和
【二三】名遞局では電力制限に關し電氣廳と交渉の結果北陸方面より一部電力の融通を受け大遞局並びに現行制限率を緩和する事になり五日軍官民代表者を招き協議の結果左の如く括弧内は従來の制限率)
(一)伏見(六割) 一般小口三割五分
(二)大田(六割) 一般小口三割五分
(三)電燈三割(五割) 電鐵二割五分
(四)軍需工場甲種二割五分、乙種三割

中部電力調整委員會

【二七】電力調整令に基く新消費規正を決定する中部地方電力調整委員會は七日午前十時から名古屋逓信局に於て中部七縣知事軍官民代表等二十三名出席の下に開催、名遞當局より最近の電制状況について報告說明あつて十四年度下期電力消費規正實施方針について審議を行つたが八日大阪で開かれる近畿地方電制委員會の決定を待つて制限率の具體的細目を決定する事とし四時散會した
【二八】電力制限の勵行を求む
時電力制限を二月十日まで延長適用する事に決定した
【二九】管下配電業者卅餘名の參集を求め日發當局から百四十萬キロ時追加制限を要求して來たが關西産業界により以上の制限を加へることは容認せぬ事に決定したから業者に於かれては現行暫定二百萬キロ時制限を十日に特許事情を認めて現在の四日に一に調整令(四)の十日以後或程度の繰和(四分程度か)を約して同五時半散會した
【三〇】關西方面の電力飢饉打開のため上京した半井大阪、赤松京都、坂兵庫の三知事及び府縣市會議員一行は二日午後六時院內議長應接室に於て畑陸相、吉田海相、勝通相藤原商相と會見、種々實情を訴へた後(一)逓信、商工、陸軍、海軍、鐵道、内務、厚生七省の連絡會議を設け電力問題解決のため萬全の方策を樹立し遺憾なからしめられたし(二)石炭徵用令を即時實施せられたし(三)電力調整令に關しては慎重を期し

近畿電力調整委員會開催

【三一】近畿地方電力調整委員會第二回委員會は八日午前十一時から大阪クラブで開催、來る十日から十九日までの十日間に於ける暫定三割五分電力制限案に關する大阪逓信局立案の具體案即ち
(一)専用線と専用線に非ざるものと問はず百馬力以上を大口動力とし軍工場、軍管理工場(現行一割五分)一般平和産業(同七割二分)の別な一率に四割五分の最高制限を加へる(二)電鐵(同二割五分)は三割とする(三)小口動力(同二割五分弱)は五割とする(四)電燈(同二割五分)は告示による最高制限率三割を適用する外展外燈には五割に近い自備節電を要求する(五)二十日以後は必ず平均二割制限を確保するを附議した結果滿場異議なく承認午餐を共にして午後二時散會した、引續き同四時から同所管下配電業者會議を開き調整委員會で決定した制電案を説明、來る十日から實行を要求したに對し各業者共これに對して直ちに實行準備に着手し(乙)に掲ぐるもの及電燈用を除く)東部地方南部百分八十五、關東地方百分六十、中部地方百分五十五、近畿地方百分五十五、中國地方東部百分五十五、中國地方中部及西部百分八十、四國地方百分七十

九州地方は自主的に節電

【三六】九州地方の電力制限に關し關係官民代表者は八日福岡縣廳に電力協議會を開き九州電力界の計數的實績と將來の見透しについて協議を行つた結果業者を奮勵して自主的に節電によつて電力危機を脱することに意見一致した、右協議會散會後引續き千代田ビルに配電業者の參集を求め自主的節電に對する協力方を懇請した
電力制限告示擬案
逓信省では電力調整令第三條第一項の規定に依る電力消費制限に關し二日左の通り告示を發表した
△逓信省告示
電力調整令第三條第一項の規定に依る電力消費の制限に關し左の通り昭和三十五年二月十日より之を施行す
電力は左記に定むる限度を超えて之を消費することを不得但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず
(一)逓信大臣又は逓信局長に於て當該限度を緩和し又は解除したるとき(二)地方長官(東京府に在りては警視總監)に於て保安上其他緊急已むを得ざるに因り當該限度を臨時變更又は解除したるとき(三)他よりの受電に依らざる電力を消費するものなるとき
△用途(甲)第四種需用以外の需用(乙)に掲ぐるもの及電燈用を除く)東部地方南部百分八十五、關東地方百分六十、中部地方百分五十五、近畿地方百分五十五、中國地方東部百分五十五、中國地方中部及西部百分八十、四國地方百分七十

九州地方は自主的に節電

【三六】九州地方の電力制限に關し關係官民代表者は八日福岡縣廳に電力協議會を開き九州電力界の計數的實績と將來の見透しについて協議を行つた結果業者を奮勵して自主的に節電によつて電力危機を脱することに意見一致した、右協議會散會後引續き千代田ビルに配電業者の參集を求め自主的節電に對する協力方を懇請した
電力制限告示擬案
逓信省では電力調整令第三條第一項の規定に依る電力消費制限に關し二日左の通り告示を發表した
△逓信省告示
電力調整令第三條第一項の規定に依る電力消費の制限に關し左の通り昭和三十五年二月十日より之を施行す
電力は左記に定むる限度を超えて之を消費することを不得但し左に掲ぐる場合は此の限に在らず
(一)逓信大臣又は逓信局長に於て當該限度を緩和し又は解除したるとき(二)地方長官(東京府に在りては警視總監)に於て保安上其他緊急已むを得ざるに因り當該限度を臨時變更又は解除したるとき(三)他よりの受電に依らざる電力を消費するものなるとき
△用途(甲)第四種需用以外の需用(乙)に掲ぐるもの及電燈用を除く)東部地方南部百分八十五、關東地方百分六十、中部地方百分五十五、近畿地方百分五十五、中國地方東部百分五十五、中國地方中部及西部百分八十、四國地方百分七十

金料問題

電力料金調整方法決定

【二九】電力調整令に基き一月一日より實施された禁止需要並に十日より實施される消費制限需要に對する電氣料金の調整方法が今電氣廳では豫て考

究中であつたが今回電氣調整令第八條に基き別項逡信省告示の如く決定十日附官報で公布施行することとなつた、曩に中央電力調整委員會で決定せる電氣料金調整方針に従ひ禁止又は制限の程度に應じて其の料金を低減せしめ需給双方間に於いて可及的に公平妥當な料金調整を行はしめんとするものである、尙電燈以外の一般電力の消費者が制限を超えて電力を使用した場合には其の超過電力量に對し倍率の料金を賦課することとしたのであるが之は消費者の制限嚴守に對する注意を喚起せしめ同時に現行の遞減料金制度に従へば偶々制限を超えて使用したものが制限を遵守したもより料金が却つて割安となるといふやうな矛盾を是正せんとするものであり他方之により總動員法による罰則規定は成る可く回避せんとする意圖によるものである

△電力料金調整に關する告示 △昭和十四年十二月逡信省告示第三千六百八十五號に依り消費を禁ぜられ又は同第三千六百八十六號に依り供給を禁止せられたる電力に對しては電氣料金は之を徴することを得ず △昭和十五年二月逡信省告示第二百三十二號又は同第二百三十三號に依り消費を制限せられたる電力に對する電氣料金の算定は左の各號に依る

ワット數又は燭數)に付制限ありたるものは電氣供給規程に依り供給せらるるものに付ては電氣供給規程中當該制限後の最大電力に相當する電力に適用すべき電氣料金に依り料金を算定し電氣供給規程に依らずして供給せらるるものに付ては當該制限後の最大電力の契約最大電力に對する割合に應じて額料金に依り供給せられるものにては其の定額料金を低減し從量料金に依り供給せらるるものに在りては其の最低料金とす、實際使用最大電力が當該制限後の最大電力を超えたるときは最大電力の超過に付電氣供給規程又は契約に規定する所に従ひ料金を算定するものとす(二)使用電力量に付制限ありたるものは當該制限後の使用し得べき電力量が電氣供給規程又は契約に規定する最低責任使用量に達せざるものに付ては當該制限の割合に應じ當該最低責任使用量を低減し料金を算定するものとす(三)使用電力量に付制限ありたる場合に於て實際使用電力量が當該制限後の使用し得べき電力量を超えたるときは昭和十五年二月逡信省告示第二百三十三號に依り消費を制限せられたるものを除くの外電氣供給規程又は契約に規定する料率の二倍の料率に依り當該超過電力量の料金を算定するものとす、但し制限後の使用し得べき電力量が前號の規程に依り低減せられたる最低責任使用量に達せざるものに付ては其の低減せられたる最低責任使用量に相當する電力量に達する率を以て當該超過電力量の料金を算定するものとす(四)一定の日又は時間に於ける電力使用の休止の方法に依り電力の消費の制限ありたるものは定額料金に依り供給せらるるものに付ては其の休止日數又は休止時間數に應じて其の定額料金を低減するものとす(五)第一號に規定する制限方法及第二號又は前號に規定する制限方法が同時に適用せらるるものに付ては先づ第一號の規定に依り料金を算定したる後第二號及第三號の規定に依り料金を算定し又は前號の規定に依り料金を算定するものとす此の場合に於て第一號の規定に依り算定せられたる料金は第二號乃至前號の規定に依る料金の算定に當りては第六號の規定に依る場合を除くの外之を電氣供給規程又は契約の料率と看做す(六)第一號及第二號に規定する制限方法が同時に適用せらるるものにして當該制限後の使用し得べき電力量が第一號に依り低減せられたる最低料金に相當する電力量に達せざるものに付ては第一號の規定に依り低減せられたる最低料金に相當する電力量と第二號の規定に依り電氣供給規程又は契約に規定する最低責任使用量を低減したる電力量と比較し兩者の中低きものを以て其の最低責任使用量として料金を算定するものとす

は時間に於ける電力使用の休止の方法に依り電力の消費の制限ありたるものは定額料金に依り供給せらるるものに付ては其の休止日數又は休止時間數に應じて其の定額料金を低減するものとす(五)第一號に規定する制限方法及第二號又は前號に規定する制限方法が同時に適用せらるるものに付ては先づ第一號の規定に依り料金を算定したる後第二號及第三號の規定に依り料金を算定し又は前號の規定に依り料金を算定するものとす此の場合に於て第一號の規定に依り算定せられたる料金は第二號乃至前號の規定に依る料金の算定に當りては第六號の規定に依る場合を除くの外之を電氣供給規程又は契約の料率と看做す(六)第一號及第二號に規定する制限方法が同時に適用せらるるものにして當該制限後の使用し得べき電力量が第一號に依り低減せられたる最低料金に相當する電力量に達せざるものに付ては第一號の規定に依り低減せられたる最低料金に相當する電力量と第二號の規定に依り電氣供給規程又は契約に規定する最低責任使用量を低減したる電力量と比較し兩者の中低きものを以て其の最低責任使用量として料金を算定するものとす

【三〇】電力調整令に基く禁止需要又は制限需要に對する電氣料金の算定方法は調整令第八條に基き別項の如く決定したが之と共に各電氣供給事業者の採用する電氣料金制其他の供給條件中には極力電力の節減を企圖すべき現狀より見て適切を缺くものあり就中極めて高率なる最低料金を附したる電燈、電力、電熱料金は或は使用量の増減に拘らず同一料金を支拂ふこととなる定額料金制度の如きは此の際或る程度之を改訂して電力節減を容易ならしめるを適當と認められるので逡信省は左記改訂方法を逡信局に指示、電氣供給事業者をして供給規定の改正等の措置を講ぜしめることとなつた

【三一】高率なる最低料金を附したる從量制料金に對する措置(一)左の標準を越ゆる程度の高率な最低料金を附し一般電燈、電力料金は之を準備料金制度に變更し又は其の最低料金を該標準以下に低減する事 (二)一般電燈 一燈當一ヶ月一・五キロワット時、一般電力 一馬力又は一キロワット時、一ヶ月晝夜間一〇〇キロワット時

特電

輸出内織機工場は制限緩和

【三二】來る十日より實施される電力調整令により紡織物の織維關係工場は第二種需用として關西地方四割五分、關東地方四割の制限を受けることになり、然し右は電力調整令による法的制限を適用せざるのみで出来るだけ自肅する様切望してゐる

【三三】東京地方逡信局は九日關東地方に於いては左記用途については消費規正より除外することに決定した、然し右は電力調整令による法的制限を適用せざるのみで出来るだけ自肅する様切望してゐる

【三四】去月末より關東方面は湯水の深刻化と關東向け石炭の關西への融通により漸次電力供給は逼迫化し一日よりの制限強化に對して東京地方逡信局より一應拒絶したるにも拘らず日本發送電の關東方面供給量は最近一千四百四十キロワット時と事實上約二割九分の高度制限が課せられるに至つた、その結果時局緊急の需要中減電又は休電を餘儀なくされるものがあるため軍工場及び軍管理工場も亦電力制限の犠牲を分擔することとなり六日より從來の一分制限を二割五分に大巾擴張した、尙之を二つて捻出せる約三十萬キロワット時が確保される約三十萬キロワット時が確保される

【三五】東京地方逡信局は九日關東地方に於いては左記用途については消費規正より除外することに決定した、然し右は電力調整令による法的制限を適用せざるのみで出来るだけ自肅する様切望してゐる

【三六】去月末より關東方面は湯水の深刻化と關東向け石炭の關西への融通により漸次電力供給は逼迫化し一日よりの制限強化に對して東京地方逡信局より一應拒絶したるにも拘らず日本發送電の關東方面供給量は最近一千四百四十キロワット時と事實上約二割九分の高度制限が課せられるに至つた、その結果時局緊急の需要中減電又は休電を餘儀なくされるものがあるため軍工場及び軍管理工場も亦電力制限の犠牲を分擔することとなり六日より從來の一分制限を二割五分に大巾擴張した、尙之を二つて捻出せる約三十萬キロワット時が確保される約三十萬キロワット時が確保される

ンとし、その増産分に對し基準炭質
 ・トシ、その増産分に對し基準炭質
 制度を創設する、その經費三千萬圓
 (二) 新坑開採補助金の確立、未
 開採炭礦を開採するもの及び若炭礦
 て新たに掘進作業をなすものに對し
 其の經費の二分の一を其の掘進坑道
 の延長(メートル當り)に應じて補
 助金を交付する其の經費約三千萬圓
 見當(三) 炭價据置に要する補償制
 の確立、石炭共販會社に對し、ブル
 平準價格販賣のため生ずる同社の損
 失を補償し炭價の地位据置を確保す
 る、此の經費約二三千萬圓
 石炭増産總額追加豫算計上要求

【二〇】石炭増産獎勵に關する政府
 の所謂一億圓計畫案はかねて商工省
 燃料局で立案調整中であつたが十日
 成案を得たので石炭増産獎勵金新設
 開採補助金及び石炭共販會社補償金
 等を盛り込んだ右計畫遂行に要する經
 費につき大藏省と事務遂行を開始
 した、藤原商相としては事務當局間
 の折衝とは別に櫻内藏相と協議して
 これが諒解を求め大藏當局の承認を
 得次第來週中の閣議に提案決定の上
 速かに右經費を十五年度追加豫算と
 して提出した意向をもつてゐる
 外炭七萬五千噸輸入

【一八】八日の衆議院豫算總會に於
 て堤康次郎氏(民)は
 日本發送電用石炭としてカナダ及
 ビインドより三井、三菱を通じて
 合計約十萬噸を輸入すると傳へら
 れるが眞偽如何
 と質したに對し藤原商相は「大體に
 おいて其の通りである」と肯定、外
 炭の輸入理由につき説明したが、外
 炭の輸入は先月末迄に決定したもの
 でカナダより三菱商事の手を通じて

四萬噸、インドより三井物産の手を
 通じて三萬五千噸、合計七萬五千噸
 を輸入する事に決定して居り輸入價
 格は日本港沖波價値超過標準物約
 五十圓で内地炭に比し約倍額の割高
 である、而して右輸入炭は今月末六
 千八百噸に到着するのを初めとして
 三月中には輸入完了の見込みである
 が今後は餘程事變逼迫せぬ限り外炭
 の輸入は行はぬ豫定である、今回輸
 入の七萬五千噸の處置については
 商工當局は日發の貯炭に振向け、日
 發に餘裕を生じた際において人絹等
 の輸出産業用に優先割當て外貨の獲
 得に資する方針である、また堤氏よ
 り質問のあつた石炭不足對策として
 の重油の使用については先年石油輸
 入削減のため重油動力設備を石炭設
 備に移行してゐる工場も多く、これ
 等の工場を重油に還元すれば相當量
 の石炭削減となるので商工當局も積
 極的意向を以て研究中である
 特定契約炭の値上容認論起る

【一九】石炭増産對策に就いては日
 下商工省を中心に種々方策を考究し
 てゐるが増産獎勵金制度は必然的に
 財政支出の膨脹を伴ふためインフレ
 抑制の見地から成る可く之を小範圍
 に止むべく増産促進政策上石炭の如
 き巨額の獎勵金を必要とするものな
 ついては右制度に依らざるを可とす
 る意見が最近政府部内に擡頭、次の
 如き條件を内容とする特定契約炭値
 上容認論が考究せられつゝあり炭價
 の全面的昂騰を回避して尙石炭増産
 の目的を達成し得る一石二鳥策とし
 て注目される

たる石炭を購入したるものは低物價
 政策完遂の見地から右による生産物
 資の販賣價格を現在以下に引下げる
 ことを條件とする事、右は現在の休
 眠施設を遷轉するため必要な石炭の
 入手が可能となれば充分採算が立つ
 もとの前提に立脚してゐる(三)
 右の特定石炭を購入し得る業者は軍
 需資材輸出資材及生活資材の三者を
 生産するものに限る事、右により紡
 績、人絹、陶磁器、化學工業等の遊
 休設備を動員し資すれば外貨獲得並に生
 活必需品確保に資するものと期待さ
 れる(四) 増産したる石炭は共販會
 社に於てブル平準價格制により割
 當てる事(五) 尙以上の條件を具備
 する場合に於ては政府としても炭坑
 レール、地下足袋其他増産必要資材
 の配給につき出来る限りの便宜を講
 じ必要な場合には助成金等も交附
 する

【二〇】朝鮮總督府農林局
 發表 先般内地に移出せる
 朝鮮米の身替りに就いては
 拓務省は農林省と折衝した結果外米
 を朝鮮に振向けると折衝した結果外米
 一回分として左記の通り蘭貢米を輸
 出することに決定した
 二月八日(到齋豫定) 八二、〇〇〇袋
 二月十一日(同上) 七七、五〇〇袋
 合計(約十萬八千石) 一五九、五〇〇袋

配給

☆ 物資配給

朝鮮へは外米を振向け
 【二〇】朝鮮總督府農林局
 發表 先般内地に移出せる
 朝鮮米の身替りに就いては
 拓務省は農林省と折衝した結果外米
 を朝鮮に振向けると折衝した結果外米
 一回分として左記の通り蘭貢米を輸
 出することに決定した
 二月八日(到齋豫定) 八二、〇〇〇袋
 二月十一日(同上) 七七、五〇〇袋
 合計(約十萬八千石) 一五九、五〇〇袋

米穀配給機構の一元化斷行は困難
 農相答ふ
 【二九】 島田農相が現下の重要案件
 たる米穀政策に關し如何なる處置に
 出るかば關係方面より等しく注目さ
 れて居たところであるが衆議院豫算
 總會における助川啓四郎氏(政友中
 島派)よりの質問に對し農相は大要
 左の如くその所信を披瀝した、右に
 依れば島田農政の性格は從來の事務
 當局の便宜主義を一步も出ないこと
 が明瞭となつた

【一】消費見込高 九五、〇〇〇
 一、移出見込高 一、〇〇〇
 需要高總計 九六、〇〇〇
 差引次年度 一、七〇〇
 持越高

左の如く次年度への持越高は僅かに
 百七十萬石に過ぎないがこれに外米
 輸入高を加へ更に節米運動が奏效す
 れば明年度端境期に於ける繰越高は
 四百七十萬石を突破する見込みであ
 る

米穀配給統制規則を制定
 【三〇】農林省では過般來逼迫せる
 飼料問題の解決策として米糠の農村
 還元と關取引の絶滅を企圖してゐた
 が愈々來る十三日「米糠配給統制規
 則」を公布即日實施することとなつ
 た、同規則によれば全國主要都市
 (差當り六大都市を指定)の白米小
 賣商、その他鐵山、工場等の大口米
 穀消費者はその副生産物たる米糠を
 日本糠油工業組合員(約九十の榨油
 業者)以外に販賣することが出来な
 い、但し一般家庭用の糠味噌とか藥
 用に供する小口需要のものは地方長
 官の許可を得て販賣が出来る、榨油
 後の米糠油粕は工業組合より飼料配
 給會社に一手に賣渡され飼料會社が
 各府縣別に割當てられ場合によつ
 ては糠、油粕と米のパータイなども
 行はれる譯である、尙協定價格生練
 三圓二十錢(九貫目入一俵)は白米
 商の店頭相場となる、米糠配給統制
 規則全文左の如し

米穀配給機構の一元化
 (一) 米穀の集荷配給機構の一元化
 は最も必要なことと思ふが本格的に
 これを勵行することは相當の困難が
 伴ふと思ふ、然し左様した方面に沿
 ふて米穀問題に關し施策してゆき度
 と思ふ(二) 米穀配給統制法に依
 る米穀の強制買上げに關しては人心
 及ぼす影響の重大たりに鑑み最後ま
 でこれを傳家の寶刀たらしめ度
 (三) 日滿支を資する恒久的な貯穀
 制度の確立を目下鋭意研究中である
 明榮穀年度持越米量説明

【三九】昭和十五年穀年度に於ける
 内外地を通ずる米穀需給推算に關し
 ては從來政府は極力之が發表を差し
 控へて居たが九日衆議院豫算總會に於
 ける松村謙三氏(民政)の質問に對
 し農相は左の如き説明を行ひ注目を
 惹いた
 △昭和十五年穀年度需給推算(昨年
 十一月一日本年十月三十一日)
 一、前年度持越米 四、七〇〇
 一、生産高

内地 六九、〇〇〇
 臺灣 一〇、〇〇〇
 朝鮮 一四、〇〇〇
 供給高總計 九七、七〇〇

第一條 業務に關し米糠の生産を爲
 す者にして左に該當するものは當
 該事業場に於て生産したる米糠を
 農林大臣の指定する米糠の搾油業
 者(以下指定搾油業者と稱す)又

は地方長官の指定する賣買業者(以下指定賣買業者と稱す)以外に對し販賣(指定前に爲したる契約に依る引受を含む)することを得ず、但し農林大臣の指定する用途に供する米糠を販賣するときは特別の事由に因り地方長官の許可を受けたるときは此の限に在らず

(一)農林大臣の指定する地域内に事業場を有する者(二)前號の地域外に事業場を有する者にして農林大臣の指定するもの
指定賣買業者は其の買受けたる米糠を指定搾油業者又は他の指定賣買業者以外の者に對し販賣することを不得ず但し特別の事由に因り地方長官の許可を受けたるときは此の限に在らず

第二條 指定搾油業者は其の買受けたる米糠を搾油以外の用途に使用し又は搾油を爲さずして他に譲渡することを不得ず但し特別の事由に因り地方長官の許可を受けたるときは此の限に在らず

第三條 農林大臣米糠油粕の需給調整上特に必要ありと認むるときは指定搾油業者に對し米糠油粕の販賣先、販賣方法、販賣數量其他に關し米糠油粕の配給統制上必要なる命令を爲すことあるべし

第四條 農林大臣又は地方長官は第一條に規定する米糠の生産を爲す者、指定搾油業者又は指定賣買業者に對し必要なる報告を徴し又は當該官吏をして帳簿其他の物件を検査せしむることを得、前項の場合に於ては當該官吏は其の身分を證する證票を携帯すべし
「附則」本令は公布の日より之を施

行す
二月分綿糸割當票使用期間延長

【二二】 全國生産量の八割を占める關西方面の製糸量は今年度の電力制限により、打撃を蒙り綿糸をはじめ各種纖維は昨年八月に比し約五割の生産減に陥つたので各織布業者は糸の入手が遅れる實情にあるので商工省では去る一月中旬纖維需給調整協議會によつて決定された二月度の割當票(切符)の使用期間(翌月十日まで)を十日乃至廿日延長して需給の調整を圖り場合によつては割當を改訂することに方針を決定した、また三月分の割當については電力制限を十分考慮に入れて決定するはずである

【二三】 綿製品等纖維製品の製造數量の著減に伴ひ最近品不足や在荷の地方的偏在の傾向が著しくために配給の不圓滑を來たしつゝある現狀に鑑み商工省では所要の配給を確保し適正價格を維持するため纖維製品配給規則を制定、九日公布來る廿六日より施行する事となつた、而して右規則は先づ特免綿製品軍手及びメリヤス生地につき小賣商に至るまでの配給統制を實施するものでその配給機構及び配給方法は次の通りである

【二四】 製造部門に付ては製造業者をして統制會社を設立、其の製造を一手に統括せしめ製造業者は特免綿織物に在りては日本特免綿織物製造株式會社、ステープルファイバー莫大小生地及軍手に在りては日本内地莫大小統制株式會社に販賣する事(一)製造統制會社は其の製品を例へばタイヤード、ベルト地等の如く用途及需

要者の指定せるものは當該需要者團體に其の他のものは元賣業者を以て設立せる品種別の元配給會社例へば帆布に在りては日本綿帆布元配給株式會社、綿ネルに在りては日本綿ル元配給株式會社に販賣する事(二)元配給會社は其の買受けたる製品を地方卸賣業者を以て設立せる地方配給會社即東部特免綿織物配給會社中部特免綿織物配給會社及西部特免綿織物配給會社等に販賣する事(三)地方別配給會社は其の買受けたる製品を足袋原料等既製品の原材料となるものは日本足袋工業組合聯合會等當該需要者團體に其の他のものは府縣別小賣商業組合を通じ小賣商に配給する事

石
日滿支石炭聯盟、協議會と懇談

【二五】 日滿支石炭聯盟では一日午後一時より工業俱樂部に陸軍省軍需局石本步兵大佐、海軍省軍需局中杉機關少佐、商工省燃料局津田炭業、勝村企畫、多田監警各課長及び同局人見事務官等を招き、聯盟側より小林常務理事、藤浦主事、伊藤總務課長等出席、さきに政府内に設置された日滿支石炭協議會との聯絡につき協議したる後(一)日滿支石炭協給計畫樹立に必要なる調査事項としてブロック單位を日本内地、樺太、朝鮮、臺灣、滿洲(關東州を含む)、北支、蒙疆、中支、南支、南洋其他十一區域とする事(二)石炭の種別は有煙、無煙に區別し有煙炭を更に原料用炭、發生爐用炭、一般用炭の三種に區別し、又亞炭は一般用炭に包含せしめる事等を決定した、尙日本内地炭の増産目標、日滿支各ブロック間の地理的配炭、炭種別配

炭の合理化問題につき種々懇談を遂げた
【二六】 本年度内地尙遠境倍増
【二七】 滿洲炭礦理事經理部長長井組平氏は三日朝開釜運絡船で下關着同九時二十五分發東上したが、同氏は滿炭の本年度事業計畫等につき左の如く語つた

大阪の電力饑饉は誠にお氣の毒なことであるが二月満炭としても救援の手を差伸べるべく二月中五萬噸、三月十萬噸とそれぞれ内地に送ることゝしたが滿鐵の配車がうまく行かぬ關係から目下山元には約七十萬噸のストックがあり今後増一億圓を増資して三億圓の資本とし前年度より三百五十萬噸を増産し千二百萬噸の出炭を目指してゐる、従つて内地仕向も前年度の二倍三百五十萬噸を送る見込みである

【二八】 マツチ切符配給制實施
政府は生活必需品たるマツチの供給確保を圖るため生産補助金制を採用したが更に消費者への公平な分配を期するため我が國最初の生活必需品切符割當制を施行することに方針を決定目下商工省當局に於いて具體案を作成中である、マツチ切符配給制實施の方法としては各別に割當て必數量を家庭員數等により相當の記名式の通ひ帳を交付、買入商店を指定、これにより各戸は必數量か或は適時適量の買入れを確保できることが出来る予定で更に増産に餘裕が生ずれば廣告マツチの製造を許可しこれによつて切符による窮屈を緩和することをも考慮してゐる、このマツチ切符配給制は輸出入品臨時措置法に基き商工省令によつて實施されるが、政府はこれを生活必需品切符配給制の試験臺としこれが成功すれば今後他の生活必需品にも及ぼして行く方針である

糖類切符制度を研究

【二九】 政府はインフレーション防止と國民生活確保の見地から米、麥、味噌、醬油、木炭、マツチ其他の生活必需品に對し切符制度を斷行するの鋭意研究中であるが糖業聯合會では目下の砂糖切符配給につき眞鍮に考究を進めて居り、日常必需品の切符制度が單に官廳方面の懸け蹄のみに止まらず民間業者團體の手によつて採り上げられたものとして注目される、砂糖が他の物資に比較して切符制度を採り易き條件としては次の諸點が擧げられてゐる

(一)生産が比較的大資本に集中し、且つ強固なるカルテルに統制されてゐる(二)生産數量が明確である(三)元賣、卸、小賣等各段階の配給機構が比較的整備されて居る事(四)日滿支を通じ各地域に關する割當並に輸出許可制があり、従つて國內に於ける消費量の目安がつく(五)目下のところ需給數量は概して窮乏ではない(六)他の商品の如く開相場、開取引が比較的行はれてゐない

而して之が具體的方法としては砂糖加工業者をも含めて一般家庭消費を切符制にするか加工業者のみに限るか乃至は家庭消費のみを對象とするか或は飲食料品店を加工業者として認めるとして各官廳に於ける購買組合、消費組合、學校寄宿舎等の集團的消費及び旅宿業者等を如何に取

和することをも考慮してゐる、このマツチ切符配給制は輸出入品臨時措置法に基き商工省令によつて實施されるが、政府はこれを生活必需品切符配給制の試験臺としこれが成功すれば今後他の生活必需品にも及ぼして行く方針である

☆ 市場

有価証券 一月中主要株式利廻り... 勸銀調査一月中に於ける主要株式利廻りは四分九厘一毛

拂込 金額 相場 配當 利廻り 指数

Table with columns: 金額, 相場, 配當, 利廻り, 指数. Rows: 一月中, 前月, 前年, 同月.

備考 (一) 本調査は主要株式六十九種に付て行ひたるものなり (二) 指数は大正三年七月一日の利廻りを基準とす

【三】 勸銀調査

一月中に於ける主要債券平均利廻りは四分一厘二毛三糸にして前月に比し三毛六糸方の夫々低落である

Table with columns: 國債, 地方債, 勸業債券, 銀行債券, 社債, 平均. Rows: 一月中, 前月, 前年.

東株株價指數 (一月)

東株取引調査、一月中の株價指數は月央以降の暴落によつて花形株が下落して居り數量指數は買入高の激増を移して大中昂騰を示し又事業別指數は商業、食料品工業、電気及瓦斯業、金融及保險業等が昂騰し取引所株、金屬工業及鑛業等は低落した

Table with columns: 價格指數, 數量指數, 流通代金指數, 花形株價指數. Rows: 前月比較, 前年比較.

株券に關聯運送保險

【三】 商法による株式裏書讓渡に伴ひ記名式株券の運送上に從來の公社債類の如き無記名式證券同儕危險が加重することなるのでこれが對策として大株取引並に取引員組合では豫て保險會社との間に運送保險契約の折衝が行はれてゐたが今同大株取引員並に同儕有價證券業者百二十三名と日本海上、東京海上、東京火災

市場側意見書提出

【三】 企畫院設立案中の生鮮食料品配給統制法に對する市場側の意見を決定するため七、八兩日東京市中央卸賣市場で東京、横濱、京都大阪神戸の五大都市中央卸賣市場長が協議の結果意見書を作製、九日商工省農林省、企畫院などに提出した、要旨は次の如くであるが、最も注目される點は仲買人及び小賣商の數を制限してその地位を確保すると共に一方監督を嚴重にと言ふ點にある

存立せしめざることを、生産者の都

市への直接販賣進出は支障あり (一) 養鶏飼料が不足してゐるためである飼料の圓滑なる配給が出來得ず且つ從來の飼料價格を適正に改正するにあらざれば鶏卵の圓滑なる出荷及び配給は望み得ない、依つて農林商工當局に於かれては適正なる飼料價格設定と配給の圓滑を期せん事を望む

魚油類も公定價格制採用

【三】 最近容器價格、人夫賃金の昂騰を織込んで魚油、魚肥價格は遙かに九・一八價格を上廻つてゐるが有機肥料配給會社 (資本金一千五百萬圓) の設立 (二月一日業務開始) と共に魚油類の配給統制及び公定價格制の必要が叫ばれるに至り既に農林當局を中心として漁獲等水産組合團體との間に於て具體案の作成を急いでゐる模様であるが右魚油、粕の集荷機關として日本油肥水産組合又は販賣會社を設立近く公定價格制を採用する

糞糞取引所では八日商議員

並に代理人協會幹事の聯合協議會を開催して證據金引下げ及二月十二日以降の立會方法に關し左の通り決定した

砂糖卸賣商組合員への供給高が減少

配給機構を混亂し特約卸賣業を認める市場の國家管理の精神を基調とする大なる権限を市長に與へる事販賣方法を糶賣の外相對賣、入札賣を混用し市場に評價機關を設ける事仲買人の地位を法認すると共に監督を強化し仲買人の加算率を公定する事 (三) 小賣市場小賣業の整備統制

全國鶏卵商組合大會

【三】 最近の鶏卵界は養鶏飼料の昂騰及び不足から鶏卵の生産減少傾向甚しく配給機構は極度の不圓滑を示し卵價も公定價格を遙かに上廻つた、關取引が横行しこの事態が持續する時は鶏卵界の危機被ひがたいも

左記諸項の決議を行った

(一) 卵價公定價格改訂の件 鶏卵公定價格は他物價に先んじて公定價格決定され、それが爲飼料問題と聯繫して生産減少傾向にあるため先づ飼料問題を解決左記制度の確立を望む (二) 配給機構整備の件 生産者側意見は左の如し、鶏卵價格は飼料とのつり合ひ取れず漸次減産傾向を辿つてゐるに鑑み生産者側には今

糶糞取引所では八日商議員

並に代理人協會幹事の聯合協議會を開催して證據金引下げ及二月十二日以降の立會方法に關し左の通り決定した

糶糞取引所では八日商議員

並に代理人協會幹事の聯合協議會を開催して證據金引下げ及二月十二日以降の立會方法に關し左の通り決定した

食料

砂糖元賣商の卸賣業務廢止 組合では組合員中には同一資本で別組織に依り卸賣業

食料

砂糖元賣商の卸賣業務廢止 組合では組合員中には同一資本で別組織に依り卸賣業

食料

砂糖元賣商の卸賣業務廢止 組合では組合員中には同一資本で別組織に依り卸賣業

食料

砂糖元賣商の卸賣業務廢止 組合では組合員中には同一資本で別組織に依り卸賣業

食料

砂糖元賣商の卸賣業務廢止 組合では組合員中には同一資本で別組織に依り卸賣業

精糖	糖	1,860,866	407,000	331,376	人造絹織物	1,860,866	331,376	1,529,490
茶	茶	36,338	11,236	10,100	綿ブランケット	36,338	10,100	26,238
水産物	天	1,981,871	831,921	661,702	綿タオル	1,981,871	661,702	1,320,169
罐頭詰食料品	容器共	3,036,676	1,140,000	861,702	絹製手巾	3,036,676	861,702	2,174,974
麥酒	石	1,171,121	411,226	319,216	メリヤス製品	1,171,121	319,216	851,905
植物油(芳香性のものを除く)	百斤	6,675,777	1,998,000	1,518,000	帽子及帽體	6,675,777	1,518,000	5,157,777
薄荷油	油	1,171,121	411,226	319,216	身邊粧飾用品	1,171,121	319,216	851,905
魚油及獸油	油	1,171,121	411,226	319,216	紙類	1,171,121	319,216	851,905
石蠟	蠟	1,171,121	411,226	319,216	石炭	1,171,121	319,216	851,905
除蟲藥	百斤	1,171,121	411,226	319,216	セメント	1,171,121	319,216	851,905
樟腦	腦	1,171,121	411,226	319,216	陶磁器	1,171,121	319,216	851,905
薄荷腦	腦	1,171,121	411,226	319,216	硝子及同製品	1,171,121	319,216	851,905
薄荷	荷	1,171,121	411,226	319,216	黄銅	1,171,121	319,216	851,905
織寸	寸	1,171,121	411,226	319,216	鐵製	1,171,121	319,216	851,905
絹織	織	1,171,121	411,226	319,216	機械及同部分品	1,171,121	319,216	851,905
層絲	絲	1,171,121	411,226	319,216	木製	1,171,121	319,216	851,905
玉絲等	等	1,171,121	411,226	319,216	製帽用真田	1,171,121	319,216	851,905
人造絹	絹	1,171,121	411,226	319,216	洋傘	1,171,121	319,216	851,905
綿織	織	1,171,121	411,226	319,216	ランプ及同	1,171,121	319,216	851,905
毛織	織	1,171,121	411,226	319,216	部分品	1,171,121	319,216	851,905
絹織	織	1,171,121	411,226	319,216	其の他	1,171,121	319,216	851,905
絹織物	物	1,171,121	411,226	319,216	全計	1,171,121	319,216	851,905

中南米貿易の再促進に外務省乗出す
 【三六】 今次の歐洲戰亂は從來の世界貿易體制に著しい變化を生ぜしめて居り中南米諸國に於てもこの對歐貿易の梗塞状態に鑑みこれが打開策に就き種々關心してゐるが一方我が國として曾て新市場として中南米貿易を開拓した當時この方面に對し顯著なる進展を示したにも拘らずこの後之等諸國の嚴重な爲替管理制度により中南米貿易は減退的傾向を辿りつゝあるのこの機會に再びその振興を圖るべく主としてペーター主義により今後各國別に積極的折衝を開始する事となつた、即ち歐洲大戰勃發を機としてドイツを始め歐洲諸國の對中南米貿易は著しく退潮を示し、この間隙を狙つて米國は進歩く對中南米貿易促進體制を整へるべく善隣主義を強調して自己の勢力圏擴大に努めてゐるが之に對處し我國としても中南米市場の將來性に鑑み對ラテン・アメリカ貿易の促進を企圖し外務當局は近く來朝するアルゼンチン通商使節を迎えて先づ同國との貿易進展につき下交渉を開始すると共に、チリ一國に對してはチリ一國石と本邦綿製品並に雜貨類とのペーター制を確立すべく目下同國とこれが交渉を進めつゝあり又コロンビヤ國との間にも同様目下貿易促進について折衝を行つてゐる
 日西貿易協定近く成立
 【三七】 外務省では今回の歐洲大戰以來各資源國が何れも重要物資を嚴重なる輸出制限下に置いてゐるに鑑み資源確保の見地から多角的通商政策を採り目下各國別に夫々檢討を加へてゐるが、スペインに對しても目下求償主義の下に貿易協定締結交渉

米	及	粉	百斤	七,五九四	一,一八六	一,一八六
小	麥	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
豆	類	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
採油	用原料	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
砂	糖	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
牛	肉(生)	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
皮	類	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
革	類	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
牛	脂	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
生	油	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
苛性	曹達(粗製)	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
曹達	灰及天然曹	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
粗製	硝酸曹達	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
硫	安(粗製)	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
合	成染料	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
棉	花	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
麻	類及其他	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
の	植物纖維	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
羊	毛	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
毛	織	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
綿	織	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
手	織	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
手	織	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六

印刷	料紙	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
燐	石	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
石	炭	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
懷中	時計及同部分品	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
發電	機類及變壓機	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
木	材	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
油	類	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
金	計	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六
其	他	類	百斤	一,一八六	一,一八六	一,一八六

第三節 貿易

【一六】東京市經濟局では、先きにマニラに出張所を設け、南方發展の足場とし貿易斡旋に努めて来たが、今度更に蘭領印度のバタビヤにも出張所を新設することに決定し、目下適任者を銓衡中である。尙同地方は暹細亞に於ける我國の對第三國貿易に於て、英領印度に次いで第二位を占め、輸出額は昭和十二年度二億圓、同十四年度一億三千萬圓に達する實情にあるので、その成果は頗る期待されてゐる。

日印交渉當分中止か
ボソベイ【一五】日印經濟交渉は日印兩代表の意見一致せざる爲め、週々として進捗してゐないが、確關するに日印兩代表は會談續行を當分の間中止することとなつたと云はれる。

が矢野スペイン駐劄公使を通じて續けられてゐるところ、右交渉は順調に進展してゐるので、近く圓滿妥結を見

入を確保し、一方我が國より生糸、樟腦並に各種纖維工業製品を輸出し得ることになつて居り、この輸出金額は大體一千萬圓程度を豫想されてゐるので、今後に於ける同國との貿易の促進が期待されてゐる。

【一七】大藏省は九日衆議院の豫算總會審議資料として支那事務變動の昭和十二年以來昨年迄の三ヶ年間の本邦對第三國貿易尻並に對國プロツク貿易尻數字を發表したが、右によれば第三國貿易尻は昭和十四年の入超四億五千六百餘萬圓で、前年に比し一億六千七百餘萬圓入超減を示して居り、昭和十二年の入超九億八千九百萬圓に比すれば入超額は半額以下に激減してゐる。次に三年間の對國プロツク貿易尻に於ては事變後の大陸政策の進行に伴つて出超は累年大中の膨脹を示し、昨年の出超額は十二億六千餘萬圓に達して居り、昭和十二年の三億五千二百萬圓の三倍強に當つてゐる。詳細左の如し(單位千圓)。

輸出	輸入	出超額
昭和十二年	二,四八六,五五〇	九,九三六,七〇〇
昭和十三年	一,五九六,五六一	一三,〇三三,三三三
昭和十四年	一,八〇七,五五五	四,八七〇,七九七
昭和十二年	一,八〇七,五五五	一,八〇七,五五五
昭和十三年	一,八〇七,五五五	一,八〇七,五五五
昭和十四年	一,八〇七,五五五	一,八〇七,五五五

社會・文化・教育

☆ 學術・文化

神武天皇御聖蹟四件決定

【三〇】 文部省では紀元二千六百年奉祀會の委調を受けて一昨年六月神武天皇聖蹟の調査を施行することに

なり昨々十二月文部大臣の諮問機關として神武天皇聖蹟調査委員會を設

置、爾來資料を蒐集し文獻調査を行

ひ又實地調査をなす等文部省とし

てはこの事業が神武天皇の御偉業の

御遺蹟を明らかにして御盛徳を永く

傳び奉る重大な意義があるところか

ら、又事が悠久の上代に屬する爲に

重に慎重を期して審議を重ねた結果

この程漸く一部の調査を完了したの

で七日文部省より奉祀會にその結果

を同付すると共に左記聖蹟四件の正

式發表を行つた

△神武天皇聖蹟 丹生川上(所在地)

奈良縣吉野郡小川村(地點)大字小

官幣大社丹生川上神社中社の

附近

△神武天皇聖蹟 菟田高倉山傳説地

(所在地)奈良縣宇陀郡政治村、神

戸村(地點)政治村大字守道及

神戸村大字大東に跨がる高倉山の

山頂

△神武天皇聖蹟 集水門傳説地(所

在地)大阪府泉南郡樟井村、雄信

達村(地點)樟井村大字樟井の

西部より雄信達村大字男里宇天神

及その附近に亘る地域

△神武天皇聖蹟 男水門傳説地(所

在地)和歌山縣和歌山市(地點)地

學術・文化

尙ほ左の榎原宮及龍山の聖蹟につ

てはすでに國家的に確認されてゐる

ので改めて聖蹟の決定をしなかつた

△神武天皇聖蹟 榎原宮(所在地)奈

良縣高市郡敬勝町

△神武天皇聖蹟 龍山(所在地)和歌

山縣海草郡三田村

南紀美術館設立寄附

【二九】 大阪市伏見町元代議士三尾

邦三氏は二千六百年を記念して和歌

山市の邸宅三千坪(時價五十萬圓)及

多年に亘つて蒐集した南紀古美術品

二千餘點(時價約百萬圓)並に現金五

十萬圓計凡そ二百萬圓を擧げて和歌

山縣に寄附し財團法人南紀美術館を

設立我國古美術文化を通じて東洋思

想の向上に資することとなつた、南

紀古美術の中には弘法大師の墨蹟、

介石の山水屏風、清正に宛てた秀吉

の書翰、家康の守り等紀州家に傳

つた數々の重要美術品級のもの多數

が含まれて居る

日本音樂文化研究所設立

【三〇】 東京音樂學校乗校長は兼

ねて日本の音樂の綜合的研究機關を

計畫中とする、輝く二千六百年記

念事業の一として悉々「日本音樂文

化研究所」(假稱)を創設することに

學術・文化

之に民間音樂家、同校教授、優秀卒業

生が各研究を進め眞の日本音樂への

道を發見育成しようとするのでその

成果は注目されてゐる

第十回芥川賞授賞者決定

【三一】 第十回芥川賞授賞者は「創

作」創刊號に掲載された「審判者」の

作者、杉並區大宮前六ノ三七一藤川

光太郎氏に決定した旨七日文藝春秋

社から發表された

文部省推薦圖書(二月分)

【三二】 昭和十五年二月分文部省一

般推薦圖書並に兒童推薦圖書は左の

通り決定、十日文部省から發表した

【一般圖書】△幼兒教育論(城戸幡太

郎著)△土と戦ふ(菅野正男著)△分

隊長の手記(棟田博著)△日本の前

進、永田秀次郎著)△ロンドンの憂

鬱(古垣鐵郎著)△日本の性格の文

學(齋藤清衛著)

【兒童圖書】△小さな船長さん、横山

隆一著)△兵隊さん、書いた山岳戰

記、山と兵隊、西田稔著)△兵隊さん

が書いた戦争手記、雲と兵隊、(西田

稔著)△資源と産業國の寶、(太田正

孝著)△子ども圖書館(塚原健二郎

著)

朝鮮藝術賞初の受賞者決定

學術・文化

記李光洙氏に決定されたものである

尙受賞者に對し賞牌及賞金五百圓を

授與するが、これが授賞式は来る三

月東京に於て舉行される筈である

第一回推薦圖書五十本決定

【三四】 文部省の映畫、演劇、音樂等

改善委員會映畫部會では映畫法の新

制度による本年度第一回の推薦圖書

として三日文化映畫(新大陸建設の

記録)八卷(同盟通信社)並に獨逸フ

ラ會社の「最後の兵まで」八巻の

二種を決定した、なほ昨年一月から

九月までの間に推薦した文化映畫二

十四種、劇映畫十九種、合計四十三種

をも今同改めて新制度による推薦映

畫とすることに決定、又昨年十月か

ら十二月までの間に封切られた映畫

では文化映畫(水上松舟の生活(理研)

殘菊物語、暖流)以上の五種が映畫法施行

後最初の推薦圖書となり、映畫法に

よる昭和十四年度文部大臣賞映畫は

以上の四十八種のうち外國映畫を除

く三十三種中から選定されることに

なつた

西田漢多郎博士教授に復讞

【三〇】 先年京都帝大文學部を停年

で辭してから各方面より招聘の依頼

にも應ぜず懸望として研究思索に専

學術・文化

二千六百年記念論文入選者發表

【三〇】 文部省教學局では昨秋紀元

二千六百年を記念するための懸賞論

文を募集したが教職員及一般の部並

に學生生徒の部に分け懸賞論文を募

集中であつたが昨年十一月廿日(切

十日)その入選者を發表した、入選者

の氏名は左の通りである

△論題「皇國日本の進むべき道」(教

職員其の他一般)入選者一名(文部

大臣賞並に副賞千圓)富山縣師範

學校教諭芳岡良香(三九)

△論題「皇國の使命と青年學徒」(學

生生徒)入選者一名(文部大臣賞並

に副賞五百圓)廣島文理科大學學

生山下靜雄(三一)

△論題「皇國の使命と青年學徒」(學

生生徒)入選者一名(文部大臣賞並

に副賞五百圓)廣島文理科大學學

生山下靜雄(三一)

△論題「皇國の使命と青年學徒」(學

生生徒)入選者一名(文部大臣賞並

に副賞五百圓)廣島文理科大學學

生山下靜雄(三一)

△論題「皇國の使命と青年學徒」(學

生生徒)入選者一名(文部大臣賞並

に副賞五百圓)廣島文理科大學學

生山下靜雄(三一)

☆ 教育

師範生用新國史教科書成る

【三一】 文部省では三日午後一時よ

り省内會議室に教科書調査委員會を

開催、林委員長以下委員九名出席、

文部省側から近藤圖書局長以下關係

官出席師範學校用國史教科書に就

て審議を重ねた結果上巻原案の全文

を可決、愈々四月新學期より師範學

校三年生に對し一、二學期用として

使用せしめる事になつた、同巻は昭

和十二年改正された中等學校歴史教

科書要目に則つて編纂されたもので

皇室中心の國史の特長を強調し國民

思想を強化することを目的として、

從來の教科書に見られる如き人物事

實の羅列主義を排して皇國の精神を

鼓吹、各時代に現はれた日本精神の

敘述に力を注ぎ上古に於ける日本文

學術・文化

化の固有性を考古學的に記述しそれ

が大陸文化の移入によつて藤原時代

に混然獨特の文化に成長した跡を述

べてゐる、章は七章で(一)肇國(二)

などに約三十八の時局情報を送つたがこの時局情報は支那各地で行動中の日本軍に關し非常に至められたものであり、また支那に於ける日本軍の行動に關する造言蜚語を帝國ホテルやその他に滞在中の諸外國人及び日本人に頒布した、めこれ等の行動は陸軍刑法第二條第三條及び第九十九條に違反するため取調中である

黑色ギャング事件判決

【三八】去る昭和十年十月十八日神戸市外摩耶山中同志芝原淳造をリソチ惨殺したほか豊島區高田本町の高田農商銀行、上目黒 杉並馬橋及び神戸駒ヶ森の各郵便局等を襲撃、資金獲得を企て又芝浦製作所争議に際しては工場爆破を計畫するなど激烈な運動を續けた所謂「黑色ギャング事件」の日本無政府共產黨中央委員長植村諦聞(三八)二見敏雄(三九)等七名(被告廿一名中十三名)一審罪罪、一名病氣分離)にかゝる治安維持法違反、爆發物取締罰則違反殺人、死體遺棄強盜豫備、同未遂銃砲火藥取締罰則違反事件は昨秋東京控訴院刑事第六部小中裁判長、井上(實)檢察係りて審理され全被告一審以來完全轉向を表明してゐたが八日午後一時四十五分左の通り判決言渡しがあつた、括弧内一審刑

△懲役五年(未決通算原審通) △懲役六年未決七百日通算) 中央執行委員長 植村諦聞(三八) △無期懲役(同右) (死刑) 中央委員 二見敏雄(三九) △懲役六年(同右) △懲役八年未決七百日通算) 同相澤尚夫(三三) △懲役五年(同右) (懲役五年未決七百日通算) 同入江汎(三四) △懲役三年六月(同右) (懲役三年丸山敏雄(四九)

△懲役四年(未決通算百五十日) 元教團一代教主 御木徳近(四一) △懲役二年六月(同二百九十日) 初代教主 御木道正(三七) (瀆職と併合) △同(同百五十日) 二代教主 長橋本郷見(四二) △懲役二年(五年間執行猶豫) 準祖 神戸十郎(四八) △同(同) 同湯淺眞生(四六) △同(同) 同分島實(五九) △同(同) 同丸山敏雄(四九)

☆ 事 故 ・ 遭 難

阿蘇號漁船島に不時着大破

【三九】日航内臺定期航空ダグラス二型阿蘇號(黒岩利雄操縦士、森良一航空士、曾我晴行機關士、千田秀夫通信士)は乘客九名郵便貨物二百六十キロを搭載、五日福岡雁ノ巣から那覇へ、同日午後三時五分那覇發臺北に向つて航行中右エンジンに故障を生じ同四時五十分沖繩列島の無人島鳥釣島に不時着したとの無電を最後に消息を断つたので日航では直ちに捜索のため臺北飛行場よりインボイ機、ダグラス宮田號を急派し洋上偵察に當らしめる一方附近航行中の辰馬汽船綾葉丸、中村汽船昭榮丸、北州船七星丸、大坂商船運丸その他救助船を現場に急行せしめると共に北朝臺北から折柄の雨を衝いて再び遭難現場に向ひ島上に大破した僚機阿蘇號と乗組員全十三名の無事を確認又現場に向つた大阪商船運丸は午前九時四十分頃雨と風に浪高い海上に四隻のボートを降して遂に遭難者全員を救助した

氣動車頭遭難事故原因發表

【四〇】大阪西成線のガソリンカー遭難事件に對して鐵道省では極めて事件を重要視し社會一般に對しても同時に大臣代理として現地に出張した長崎運輸局長を始め濱野運輸第一大谷運輸第二、高須文書の各課長らが喜安次官を中心に去る三十一日、一日と二日間に亘り協議した結果二

日午前十一時半次の通り原因を發表すると共に陳謝の意を表した
一月二十九日西線安治川口驛構内に於ける「ガソリン」動車頭遭難事故に關しては事故發生以來鋭意其の原因を探索し努め各般に亘り慎重に調査したる結果次の如き結論に到達したり
乃ち當時三輛連結の當該列車安治川口驛入驛に際し第十一號轉轍器通過に當り前部二輛は無事通過し將に最後部三輛も通過し終らんとせし際際掛掛に於て既に全列車完全に通過し終りたるものと誤認し信號機を操作し且轉轍器を他線に轉換したる爲め第三番目車輛は兩線に跨る状態となり遂に脱線分離し次で附近の島屋踏切の敷石に激突し其の衝動に因り左側に傾倒するに至りたるものと認定せらるるに因り偶々「ガソリン」破損したるものと認めらるる上述の如く異常不測の事故に因り旅客中多数の死傷者を出したるは洵に遺憾の極みにして哀悼恐縮に堪へざるところなり

倉崩禍頻々
【四一】石川縣石川郡犀川村字倉谷三井鑛業所經營の倉谷嶺山飯場は廿一日夜突如雪崩に襲はれ八名の入夫は飯場と共に埋没され生死不明との知らせが今日早曉未調査駐在所に齎されたと何分現場は丈餘の深雪に埋れ交通は勿論通信も全く杜絶して居り金澤から八里、更に末から六里を隔て、居るため調査は全く困難を極めて居るが所轄廣坂署では取敢へず救援隊を現場に急行せしめた

▲富山縣で九名壓死【四二】富山縣東礪波郡利賀村では積雪丈餘に達し加ふるに山村のため孤立状態にあるが同村長須河信一氏が二日午前同縣婦負郡仁步村郵便局に辿りついて語るところによると、去る廿九日同村に於ける大小雪崩によつて家屋の倒潰のため多数の壓死者を出したことが判明した、即ち同村越中木工事務所が倒潰した工場員一名社員一名雇員一名が壓死を遂げたほか同村の細島部落の前川仙間方の家屋が倒潰して仙間、妻よし、母ふき、長女縁、長男實一の五名が壓死、また草嶺部落の庄川水力發電所六號飯場が倒潰三名の入夫のうち一名が壓死した

▲秋田縣で十一名下敷【四三】秋田府由利郡北内越村字頃田湯の澤、山林に二日午後三時半雪崩襲来し折柄木村運機作業中の入夫十一名がその下敷となつた、急報に同村警防團員及部落民總出動で救助に努めた結果三名の屍體を發見したが他は生死不明である

各地の火事

▲札幌で四十餘戸焼く【四四】二日午前一時頃北海道札幌市街三火無職阿部松太郎(三八)方から發火二十六棟四十四戸を全焼して同三時頃火した、損害七、八萬圓に及ぶ見込み、原因目下取調中である

▲高千穂山麓五十四戸全焼【四五】

四日午後十一時平頃宮崎縣西臼杵郡岩戸村朝日屋旅館附近から出火し岩戸高千穂南警防團員等必死となつて消火に努めたが數日來の積雪のため給水思ふ様に行かず自貫の場所五十四戸を全焼し五日午前三時漸く鎮火

▲高千穂山麓五十四戸全焼【四五】四日午後十一時平頃宮崎縣西臼杵郡岩戸村朝日屋旅館附近から出火し岩戸高千穂南警防團員等必死となつて消火に努めたが數日來の積雪のため給水思ふ様に行かず自貫の場所五十四戸を全焼し五日午前三時漸く鎮火

▲高千穂山麓五十四戸全焼【四五】四日午後十一時平頃宮崎縣西臼杵郡岩戸村朝日屋旅館附近から出火し岩戸高千穂南警防團員等必死となつて消火に努めたが數日來の積雪のため給水思ふ様に行かず自貫の場所五十四戸を全焼し五日午前三時漸く鎮火

▲高千穂山麓五十四戸全焼【四五】四日午後十一時平頃宮崎縣西臼杵郡岩戸村朝日屋旅館附近から出火し岩戸高千穂南警防團員等必死となつて消火に努めたが數日來の積雪のため給水思ふ様に行かず自貫の場所五十四戸を全焼し五日午前三時漸く鎮火

した。原因は失火らしい、損害二十四萬圓に上る見込みである

☆ 雜

伊六三號潜水艦引揚に成功

【一】昨年二月二日豊後水道に於ける艦隊演習中伊六三號潜水艦は僚艦と衝突悲壯な沈没をなしたが海軍當局では島田吳鎮守府長官に對して斷乎引揚げの訓令を發し爾來約一年作業指揮官船島節雄少將以下作業隊員は必死の努力を盡し萬難を克服し遂に一月廿二日其の引揚げに成功した。沈没箇所は水深九十七米長瀾風波にさらされ其の上不規則な潮流が流れ作業實施が全く困難な條件におかれ殊々約百米の深海では水壓が強大であり視界も非常に狭小な關係上水中作業の困難は言語に絶したそれ等のあらゆる困難を突破してこの成功を収めたことは世界にも其の例が少く我が帝國海軍の技術の優秀を誇るもので世界の潜水艦引揚史上に永く記録されるものである。この成功を見たので海軍では一日吉田海相は貴衆兩院に之を報告すると共に一般に公表及び軍事善事及部委員長談を發表した

△二月一日海軍省公表

昨昭和十四年二月二日未明伊號第六十三潜水艦豊後水道に於て艦隊演習中不幸にして僚艦と衝突沈没するや海軍當局は萬難を排し是が引揚げを決意し本作業の實施を島田吳鎮守府司令長官に訓令せり、同司令長官は周密なる計畫の下に作業隊指揮官船島節雄少將以下作業隊員を奮勵し約一ヶ月の長期間に亘り異常の努力を以て各種の困難を克服し、遂に一月二十二日は引揚げに成功せり、作

業隊員は直ちに肅然として殉職者の遺骸收容に着手し同月二十九日は完了したり、尙この間全國民より寄せられたる絶大なる同情に對しこゝに感謝の意を發表する次第なり

△海軍々事善及部委員長談

昨年二月二日豊後水道に於て不慮の沈没を致した伊號第六十三潜水艦が我海軍必死の努力に依りましてその艦體引揚げられ尊き殉職者の遺骸が收容せられましたことは本日公表された通りでありまして茲に改めて護國の英靈に對し衷心哀悼の意を表する次第であります昨年度は潜水艦の厄年とも申すべく世界各國に災厄の頻出した年でありまして五月廿三日米國潜水艦「スクエラス」は「ポーツマス」沖水深約七十米、六月一日英國潜水艦「チーナス」は英本國「ウェルズ」沖水深約三十三米、又六月十五日佛國潜水艦「フエニツクス」は佛領印度支那「カムラン」灣沖水深約九十米の所に沈没したのであります。右の内水深適度であり風波潮流などの影響餘りなかつた英米潜水艦は引揚に成功しましたけれど佛國潜水艦は遂に之を放棄するの目むなきに至つて居る状況であります。我が伊號第六十三潜水艦の場合には既に遭難當時の公表にもあります通其の沈没位置が長瀾風波に曝されて居り水深九十七米もある上所謂速吸瀬戸の強大不規則な潮流が流れて居りますので作業實施上の條件一つとして良きものがなかつたのであります。然し海軍當局としましては如何なる難關に逢濟しようとも又如何に長日月を要しようとも必ず引揚げの堅き決意の下に本作業に着手したのであります約百米の深海に於きま

しては水壓が強大であり視界も非常に狭小であります上起伏甚しい暗黒海底に於て此の強大な水壓に抵抗しなから殆んど手探りの状態で實施された諸調査並に鋼索取付等の水中作業の危険と困難は實に言語に絶するものがあります。其の上風波強潮流の爲妨害されることが多く作業可能な日数が一月月僅か数日に過ぎなかつたことさへあつたのであります。島田吳鎮守府司令長官を始め作業隊指揮官船島少將以下作業隊員一同長期間に亘り堅忍持久眞に超人的努力を盡して凡ゆる困難を克服遂に一月二十二日が引揚に成功したのであります。船體浮揚致しますや全員は肅然として潜水艦内に眠る尊き殉職者の遺骸收容に着手致し同月二十九日は完了致しましたので命日に當る明二月二日佐世保鎮守府に遺族を招き供養法會を嘗み英靈を慰むることになつて居ります。斯の如き難作業が凡ゆる難關を突破して成功を見ましたことは世界的記録でありまして是に感激に堪へぬ所でありませ

本事故發生以來全國民より寄せられた熾烈なる御同情に對しまして茲に厚く御禮申上ぐる次第であります

△合同慰靈祭

【一】伊第六十三號潜水艦の英靈法會は恰も一周忌に當る二日午前十時半から冷雨をば降る佐世保凱旋記念館で嚴かに執行された

臺北廣東間航空便開始

【二】二月一日から臺北廣東間(九二〇キロ)航空便が開設された。選信省では直接本邦と南支那間に航空郵便の取扱を開始した。南支

那宛航空郵便物の取扱條件は中支那宛航空郵便物のそれと同一で(一)通常郵便物に限り取扱ひ小包郵便物は取扱はぬ(二)特殊扱は書留代金引換及別配達に限る(三)増料金は△書狀二十グラム毎に三十五錢△葉書十八錢△その他六十グラム毎に七十五錢

尙内地廣東間發着郵便物の選送所要日数は二日にて正に劃期的速達となる譯である

節電豆撒き

【三】二千六百年の春を讀へて聖職下三度目の吉例の節分會一四日の豆撒きは自肅自戒のうちに例年に見られた興業的雰圍氣もなく川崎大師成田不動、淺草寺、池上本門寺、芝増上寺等各所の神社佛閣で「國威宣揚祈願」と銘打つて行はれたが今年は電力不足の時局色が節分に反映して池上本門寺、芝増上寺等では夜の豆撒きが午後三時の晝の豆撒きに轉向、さすがの鬼も面喰ふ節電風景を展開した

湯錢十日から値上

【四】警視廳保安部では浴場業者の値上陳情には政府の低物價政策の建前から押えて來たものゝ實情調査の結果大人七錢(從來は六錢)十四歳未満の子供五錢(從來は四錢)と各一錢宛の値上(四歳未満の嬰兒二錢は据置)を承認することになり五日午後岡本保安部長は東京浴場組合代表田村組長外九名を招いて申渡した

檀原道場奉獻式

【五】二年餘の日子建國奉仕隊百二十萬人の聖汗と百餘萬圓の淨財を費しこの程聖地檀原に完成を見た心身鍛成の大綜合道場「檀原道場」奉獻式は輝く二千六百年紀元節祭を前に雪空の四日午前十時から建國會館で嚴かに舉行された。午後一時より野外公堂にて道場開きが行はれた。同日名譽道場長堀丈夫陸軍中將以下各職員の發言を見た

慶福會、社會奉業團に助成金

【六】開院宮殿下を總裁に戴く恩賜財團慶福會では紀元の佳節に際し民間社會事業三百一團體に助成金拾四萬五千五百圓を交付する外半世を社會事業に捧げた民間功勞者五名に對し終身獎勵金、拾名に選獎金一封を贈與して多年の功勞を稱ふ事に内定夫々地方長官を経て當日傳達式を行ふ事になつた。内譯次の通り

△社會事業の建築費助成、五十九圓體、金八萬六千五百圓△乳兒保護施設助成、八圓體金二千二百圓△社會事業經營費助成、二百三十四圓體、金五萬六千八百圓

△終身獎勵金被贈與者(三重)財團法人三重濟美學院理事長能直海(兵庫)財團法人神戸婦人情會(長城ノブ女史(和歌山)有田學園主矢倉隆(山形)米澤佛敎興道會長鈴木宥信(新潟)財團法人新瀨育兒院長富田三郎

△社會事業功勞者選奨(三重)財團法人三重保育院總理玉置壽藏(群馬)前橋養老院長田邊熊藏(静岡)財團法人神山復生病院幹事楠吉(望峰)麗永愛養團長アル・ユム・ウイリス(熊本)待勞院島崎育兒院副院長アマビエ女史(北海道)社團法人阿倍慈惠院總務部長久保田權五郎(東京)財團法人二葉保育團長徳永永知女史(京都)財團法人平安養育院常務理事丹治直治郎(鹿

兒島) 鹿兒島縣保護協會給長郡支會長安浦法顯(茨城) 禁煙貯蓄會長藤淵寅三郎

優長海員に國家的表彰

【二六】 世海の海に活躍するわが海商船員のため新に「海金の金鵝勳章」といふべき顯功章が制定され近年の紀元節當日より實施されることになつた、わが國では船員に對する國家的の褒賞規定は今日までなく民間の海員救濟會、船舶保險協同會や日本郵船の勤勞行賞規則等船長船員を褒賞してゐるに過ぎず英國は政府が功勞社にはナイトの稱號を、フランスはレジオネール勳章を、

與へ更に獨伊その他の國も夫々國家永年勤續船員や功勞者を表彰してゐるの邊信省は豫め船員功勞者を表彰する計畫を樹て管船局米田海員課長の手許で立案中であつたが漸く纏つたもので右規定は

一、船員の龜鑑となるべき顯功あつた者

二、有益な發明改良をなしたもの
三、三十年以上船舶に乗り組み精勵の三項の一つに當るもの本人又は遺族に通信大臣から賞状或は賞金を添へて顯功賞を贈られるものであるが受賞者の銜階は正鵠を期する爲選

信省内に表彰委員會を設置し毎年六月十六日に授賞式を行ふ事になつた優長精勵實踐組織と功勞者表彰

【二七】 國民精神總動員聯盟は來る二月十一日の紀元節をトシ全國一萬一千有餘の市町村に整備された實踐組織の中その業績の顯著なるもの七十九 實踐組織について功勞顯著なるもの六十八名を選抜し、これを表

彰することに決し八日右表彰狀と記念品(各貯蓄債券、團體は額面十五圓券二枚、個人は同一枚)の傳達方を地方長官に依頼した來る十一日を期し全國道府縣廳に於て一齊に各地の方長官より傳達式が行はれる筈である、表彰される優長實踐組織と實踐組織功勞者の銜階は何れも各地方長官に一任して各地方廳とも團體に個人二を限度として三府のみ特に三團體を認めることとして推薦されたものを精動中央聯盟にて慎重調査の上これを表彰することに決したものである

朝鮮に天然痘蔓延

【二九】 咸南から發生した朝鮮の天然痘は其後益々猛威を揮ひ更に蔓延の一途を辿りつゝあるが、去る七日現在に於ける發生總數は既に一千四百四十六名に達し總督府始め防疫陣はこれが絶滅に必死の活躍を續けてゐる

訃

▲前田司郎博士 【二〇】 理化學研究所鈴木(梅)研究室の前田司郎農博は急性肺炎のため廿一日午後十一時半本郷區曙町一の一の自宅で急逝した、享年卅三

▲鷺見瑞穂博士 【二一】 ビタミン學界の至寶、理化學研究所鈴木(梅)研究室の鷺見瑞穂農博は腎臓病のため一日午前十時麹町區二番町七の自宅で逝去した、享年四十三

▲望月軍四郎氏 【二二】 東京株式取引所理事勳三等望月軍四郎氏(赤坂區青山南町六ノ六一)は豫て慶應病院に入院加療中とところ一日午前二時四十五分心筋變性症のため死去した、享年六十二

▲平川清風氏 【二三】 大阪毎日新聞社常務取締役編輯主幹兼筆文毎日主幹平川清風氏は去月以來腦溢血のため兵庫縣兵庫郡芦屋山の下、三三三の自宅で加療中の處、容體悪化遂に二日午後七時逝去した、享年五十五

▲石本巳四雄博士 【二四】 前地震研究所所長大教授石本巳四雄博士は去る一月三十日突如腦溢血で卒倒、帝大病院で加療中であつたが四日午後二時遂に逝去した、享年四十八

▲大森函館放送局長 【二五】 函館放送局長大森正助氏は三日夜腦溢血のため倒れ四日午前八時急逝した、享年五十六

▲岩佐健次博士 【二六】 レントゲン學界の權威阪大醫學部講師岩佐健次博士は腦膜炎の爲め阪大病院布施内科に入院加療中の所四日午後五時永眠した、享年四十四

▲武井直也畫伯 【二七】 日本美術院同人武井直也氏は去る一月腸チブスを病み東京帝大病院で加療中病革まり五日午後八時十分逝去した、享年四十八

▲橋本賢輔氏 【二八】 九州帝大工學部航空學科教授橋本賢輔氏は肺炎のため九日小野寺内科に入院加療中の處六日午後十時五分逝去した、享年五十四

▲長島源次郎翁 【二九】 明治初期から大宮源次郎の名で佚名を謳はれた老俳客長島源次郎翁は六日午前九時心臓病のため栃木縣今市町の自宅で急逝した、享年八十八

▲木村匡氏 【三〇】 齋藤報恩會理事長宮城縣町村長會長木村匡氏は一月初旬以來郷里桃生郡北村大字大澤の自宅で風邪の氣味で引籠り中急性肺炎を併發七日午後四時四十五分逝去した、享年八十一

▲園田滋海軍中將 【三一】 横須賀鎮守府出仕園田滋海軍少將はかねて肺炎を病み軍醫學校診療部で加療中七日午前零時逝去、同日附をもつて海軍中將に昇進した、享年五十四

▲戸澤衛門氏 【三二】 南洋航路開設の功勞者元郵船會社鹿島丸船長戸澤衛門氏は七日午前十時世田谷區三軒茶屋町の自宅で急逝した、享年七十七

▲山田陸植中將 【三三】 退役陸軍中將山田陸植氏は十日午前五時十五分腦溢血のため世田谷區代田二ノ八九九の自宅で逝去した、享年七十二

▲總裁官台臨 【三四】 神宮冬季大會スケート競技の最終日の四日は長く秩父總裁官殿下の台臨を仰いで午前九時半から舉行された、此の日殿下は五十分大會々場變幻海リソックに御到着遊ばされ光榮に感激して勇躍する各選手の熱技を親しく台覽あらせられた、尙ほ競技はスピード男子は東京、女子は滿洲、ホッケイは滿洲、フイギニアは男子有阪、女子稻田がそれ、優勝、斯くてスピードに神宮記録男子廿二、世界參考新記録女子三、日本參考新記録男子六、合計四十に達する大量の新記録を飾つて幕を閉じた

▲一般女子三千米決勝(オープン) ①平井サエ(北海道)5分26秒9 ②大倉惠美子(滿洲)5分28秒0 ③江島八重子(滿洲)5分28秒3 (以上世界、日本參考並に神宮新記録)
▲一般男子五千米決勝 ①朴潤哲(滿洲)8分49秒2
▲一般男子二千米決勝(セパレート) ①東京(阿部、南洞、高林、山下)3分0秒5 ②滿洲(三代、川口、山本、内藤)3分0秒9 (以上日本並に

スポーツ

神宮スケート大會

【三三】 第十回明治神宮國民體育大會冬季競技の劈頭を承るスケート競技は愈々二日午前九時から上諏訪野に海リソックに聖恩旗を奉迎して北海道、東北、關東、中部、關西、朝鮮關東州、滿洲の九地域の代表選手二百廿餘名参加の下に舉行された

▲男子一般五百米決勝(セパレート) ヨリス ①阿部剛(東京明大)44秒2 (本年度最高記録) ②内藤晋(滿洲)44秒3

▲一般女子五百米決勝(同) ①繩手滿喜子(滿洲)50秒6 ②坂本キヨ(北海道)51秒2 (以上日本並大會新記録)
▲一般男子三千米豫選(オープン) ①第一組(1)朴潤哲(滿洲)5分1秒7 ②李孝昌(朝鮮)5分2秒0 ③古厩泰治(中部)5分2秒9 (以上日本參考新記録並に神宮新記録)
【三四】 神宮冬季大會スケート競技

▲一般男子五千米決勝(オープン) ①南洞邦夫(東京)2分28秒4 (本年度最高記録)
▲一般女子三千米決勝(同) ①江島八重子(滿洲)1分48秒8 (本年度最高記録)
▲一般男子二千米決勝(セパレート) ①東京(阿部、南洞、高林、山下)3分0秒5 ②滿洲(三代、川口、山本、内藤)3分0秒9 (以上日本並に

滿洲



皇帝萬壽節

新東京【三六】 六日は滿洲國皇帝陛下の萬壽節に當るので新東京では午前十時梅津閣東軍司令官、ワグネル卿、コルターゼ伊各公使臨時、維新、蒙疆各政府駐滿代表及び國務總理各部大臣以下文武官が宮廷に參入賀辭を奉呈した

滿蒙國境委員會終了(外務當局談)

新東京【三二】 滿蒙國境確定混成委員會は一日午後五時日本政府外務當局發表と同様の共同コミュニケを發表したが、それと共に滿洲國政府は外務當局談の形式を以て次の如く發表した

滿蒙國境確定混成委員會は一月廿日の最終委員會をコミュニケ通り同委員會の業務を終了することとなつた、右の結果日滿及蘇蒙側各委員は右の結果をそれぞれ自國政府に報告した

滿蒙國境二部隊に感狀授與

【三五】 大本營陸軍部九日正午發表昨年滿蒙國境に於て奮戦力闘し、赫赫たる武功を樹てたる左記二部隊に對し曩に軍司令官より感狀を授與せられ、本日夫々上聞に達せられたり

△感狀

小林(恒一)部隊本部 酒井(美喜雄)部隊(一部缺) 昭和十四年六月下旬第二次「ノモン」事件勃發するや酒井部隊は小林海部隊長の隸下に在りて「ハルハ」河河畔會戰に參加し克く部隊團結の精華を發揚して積極果敢堅忍持久外蒙「ソ」軍の暴兵を簡懲破摧し赫々たる武功を樹てたり、就中七月三日の戰圖に於ては神速果敢に敵の背後を急襲し、優勢なる敵機械化部隊に殲滅的打撃を與へ、爾後數旬に亘り酷暑飢渴に堪へつゝ堅忍持久優勢なる敵の執拗なる逆襲を破摧し其の野望を封殺し、又八月二十日以來敵の實施せる攻勢に對し同二十四日の我が攻勢移轉に於ては右第一線となり、敵側防砲兵及戰車の熾烈なる火力を冒して敢然奮勇なる敵を攻撃し幹部以下の損害極めて大なるに拘らず攻撃を續行して敵に大打撃を與へ以て全般の作戦を容易ならしめたり以上の功績偉大なるものと認め茲に感狀を附與す

昭和十四年九月五日

關東軍司令官 植田 謙吉

△感狀

安部飛行部隊 (第一中隊缺) 市來飛行部隊 (一部 缺) 昭和十四年六月中旬「ノモン」附近に於て外蒙軍再度越境するや、六月二十一日水崎飛行中隊は主力を以て白溫線、一部を以て海拉爾方面に集中して地上部隊の第一次攻撃に協力し、次て七月十八日安部飛行部隊主力に出動を命ぜらるゝや安部克己部隊長(八月十二日以後山本辰雄部隊長)の指揮に屬し將軍廟を根據地として第二次攻撃に協力し、爾後九月上旬に至る間克く地上作戦の推移に即應し常に旺盛なる攻撃精神と不屈の努力を以て搜索、砲兵協力、指揮連絡、地上戰闘參加等廣汎繁多なる任務に服し、地上作戦に寄與す

る所甚大なるものあり、就中部隊長以下多數の空中勤務者の戦死傷を生じたるに拘らず、益々志氣を振興し優勢なる敵戰團機の跳躍下に常に積極果敢任務に邁進したるが如き、或は八月下旬敵の攻勢に依り重圍に陥りたる部隊に對し、數次に亘り彈雨を冒して低空飛行を敢行し糧食投下及び指揮連絡に任じたるが如き、眞に偵察飛行隊の龜鑑とするに足るものあり、是等勇部隊の指揮統率宜しきを得且中隊長以下の尙敏克く戰機を捕捉し積極果敢に空中勤務に服したるのとに因るものにして、皇軍偵察飛行隊の眞價を遺憾なく中外に顯揚したるものと認め

昭和十四年九月五日

關東軍司令官 植田 謙吉

財政・經濟

中銀券發行高膨脹

新東京【二八】 舊正を控へて決済資金の移動繁忙となり、中銀券發行高は一月末に到つて遂に六億六千三百八十九萬三千圓と一月中の最高額を記録し、新曆年末發行高六億七千二百三十七萬圓を下廻ること僅かに六百三十四萬四千圓の膨脹を示した、預金に於ては一月末の五億六千八百六十七萬圓は十二月末六億百三十三萬圓に比し三千三百二十六萬三千圓の減少、貸出に於ては一月末八億三千二百二十七萬一千圓で前月に比し二千五百八十八萬一千圓を増加してある、斯る通貨の膨脹は滿人層の現金商取引の旺盛を映したものと見られるが一方最近の物價高に刺戟され決済資

金に名を藉る買溜、闇取引の増大傾向が認められるので、當局は思慮的に抑制し、民間購買力の膨脹阻止並びにその吸収に思切つた對策を講ずる方針である

特産專管施行規則改正

新東京【三五】 滿洲國の特産專管制實施以來同制度を適用種類が黃大豆と普通豆類のみなるを奇貨とし種々脱法行為をなすものがあるため、政府では今同特産物專管施行規則を左の如く改正、十日より實施した

△改正部令

- 一、第一條を左の如く改む
第一條 重要特産物專管法第二條の規定により重要特産物の種類を左の如く定む (一)大豆(破碎せるもの又は押壓せるもの並びに他の農産物、農産物加工品又は同副産物を混合せるものを含む) (二)大豆粕、他の農産物農産物加工品及び同副産物を混合せるものを含む
二、第二條第四項の次に左の三項を加ふ
(一)重要農産物の検査に合格したる白眉大豆改良大豆又は間島大豆の鐵道輸送を委託する時 (二)重要農産物検査法の適用を受くべき大豆を除く一定の鐵道輸送を委託する時 (三)重要農産物の検査に合格したる大豆、普通豆類を除く大豆粕の國內向け鐵道輸送を委託する時

熱河に大油田(白井部隊長談)

【二六】 在滿五ヶ年熱河省治安肅清に赫々の武功を樹てた白井解次部隊長(東京市出身)は八日朝の關連連絡船で下關に歸來、同八時五十分發列

車で東上したが、氏は新たに発見された熱河埋藏油田につき次の如く語つた
過ぐる熱河討伐に従軍の際同省大關鎮附近で発見した油田がその後滿洲鐵業開發會社の手により種々調査の結果同地方一帯に約二十二億トンが埋藏されてゐることが判明してゐる

東滿、北滿の水力電源調査

新東京【三三】 全滿に於ける水力電源の調査は水力電氣建設局を中心に大陸科學院、電業等關係方面協力し着々進められてをり、第二松花江、鴨綠江、濛河等の諸河川は既に基本的調査を於つてゐる、然るに從來調査の重點が中南滿の諸地方に置かれてゐる東滿及び北滿地方は部分的な水流試験のみに止まり基本調査は着手されてゐなかつた、ところが最近に於ける東北滿地方の鐵工業の勃興により水力電氣開發の緊急必要となれるに備へ、本年度は調査の重點を東北滿洲に移すこととなり水力電氣建設局では本年度調査費三十二萬餘圓を得たので先づ東北滿主要河川の踏査に着手することとなつた

匪賊地帯に道路建設

延吉(間島省)【三二】 間島省安圖縣吉林省敦化縣、通化省撫松府に跨る大密林地帯は現在尙ほ匪賊の温床地帯の感さへあり、三省の治安確立に重大障害をなしてゐるがこの程三省間に於てこの大密林地帯を縱横に走る建設道を設け、一方に於て治安の確立に資すると共に、産業開發を行ふことになつた、工事豫算は約四百萬圓三省共同で行ふ筈である

佛最高軍事會議でもフィンランド問題が討議された

意志はないがこれに代つて何處かに新たな戦争を發見しなければならぬ

等々の理由に依り英佛としてフィンランドに對し本腰で實力援助すべき必要を痛感してゐるから遠征軍派遣計畫の實現もその可能性は決して少なくない

に物言はせると同時に北はソ芬戦線を通じて獨逸の聯繫勢力を挫折せしめ歐洲大陸の南北から規模雄大な包圍戰を推進せしめることが今次戦争の宿命的な動向と解される

に於ける有力な外交通の一人と目されるマンチエスタム・ガアディン外交記者の如きも聯合軍の對フィンランド援助強化の必至を強調し

一、英國外交と雖もさすが今ではソ聯抱込みの可能性だけは断念してゐる

土空襲に際しスコットランドの東岸モライ灣、ピーターヘッド南東

のハンバー河口並にワツシユ灣等各地の上空に於いて英空軍と遭遇

善戰、一機を除いて他は全部無事に歸還した、最近數日間に於いてドイツ空軍は英國武裝商船多數を撃沈したがその總噸數は約三萬噸に及ぶ

第五回英佛最高會議開催 五日午前午後の二回に亘りパリの某所に開催され今後の事態に處する英佛共同方針に就き重要協議を遂げた

に於いては可成り疑問の餘地が残されてゐるが

一、フィンランド戦争の終焉に依る獨逸經濟提携の強化は何よりも好ましからず對戰争が一日ながびけばそれだけ英佛にとり有利である

西部戰線

獨逸戰況公表

一日DNB通信を通じ最近數日間互る地上並に空中戰況を左の如く發表した

一、ドイツ軍偵察部隊は西部戰線ザールラウテルン西方グロツサールルトに敵軍約一ヶ大隊が駐屯中なることを發見した、右は明らか

まだ基地に歸還せず

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

英國空軍省發表 九日午前ドイツ飛機はスコットランド海岸沖合に來襲した

海上

英掃海艦大破 英海軍省發表 英國海軍省發表 英國海軍省發表

英國海軍省發表 英國海軍省發表 英國海軍省發表 英國海軍省發表

英國海軍省發表 英國海軍省發表 英國海軍省發表 英國海軍省發表

機だが乗組員の一部は救助されアイ
ランド海岸に上陸した、其他の物
は行方不明である

瑞典汽船擱沈

ストックホルム【二二】 ストックホ
ルムのダグレンス・ニヘター紙が二日
報ずる所に依ればスエーデン汽船フ
ラム號(二八五噸)は英國に向ふ途次
北海に於て擱沈した、乗組員中五名
は救助されたが十九名は尙行方不明
である

和蘭商船擱沈

アムステルダム【二四】 オランダ商
船ラエルテス號(五、八五噸)は四日午
前英佛海峡に於て機雷に觸れ擱沈し
た、船體は未だ完全には沈みきつて
るないが乗組員はいづれも救命艇に
よつて避難した

加貨物船大西洋で沈没

ロンドン【二六】 六日早曉ロンドン
に達した情報に依ればカナダ太平洋
汽船會社所屬の貨物船ビーザパー
ン號(九、七四噸)は五日英國西南海岸
沖合に於いて水雷攻撃を受け沈没し
た、乗組員は七十名に達するがその
うち若干名は折柄附近航行中の船舶
に救助された模様である

北海の海難頻々

アムステルダム【二五】 最近北海方
面に於いて中立國船舶の遭難するも
の數を知らぬ有様であるが五日アム
ステルダムに入つた船舶遭難ニユー
スを綜合すれば次の通り

- 一、最新式の設備を誇るベルギー沿
岸航海用船舶エミネット號は五日
英海岸沖にて坐礁し間もなく沈没
したが乗組員の生命には別状なき
模様である
- 一、オランダ汽船カレン號(二、〇七
噸)も海難に遭遇難破に瀕せんと

しつゝあり目下SOSを發して救
助方を求めてゐる

一、スエーデン船メルトアイネン號

(四、五七噸)は英國軍艦の護送をう
け護送船隊中の一隻として航行中
ドイツ軍用機の攻撃をうけたが漸
く英國東海岸の某港に辿りついた
と報ぜられる

一、英國汽船バロン・ルスゲン號

(三、七噸)は四日朝ドイツ戦艦機
の襲撃をうけ船體を大破され英國
東海岸沖に坐礁した

一、ノルウェー汽船セゴビア號

(二、七噸)は一月中旬船員廿二名
乗客一名を乗せボルトガルの某港
を出帆、歸航の途に就いたが去る
一月廿日ビスケー灣を航行中なる
旨オスロの本社宛に報告があつた
のみでその後は杳として消息なく
沈没したものと信ぜられてゐる

一、オランダ汽船デルフツイル號

はスコットランド東海岸に於いて坐
礁した

一、ノルウェー汽船ワインフイエ

ド號はイングランド東部ノース
ブランド沖合に於いて坐礁した
アムステルダム【二七】 七日アムス
テルダムに入つた北海に於ける海難
事故に關する情報を綜合すれば次の
通り

噸)はキンネアド(スコットラン
ド)沖で坐礁SOSを發した

一、英國船グーアボミラ號も同様坐

礁、乗組員は同船を見棄て、避難
した

獨逸軍艦擱沈數

ベルリン【二〇】 ドイツ軍司令部八
日の發表によればドイツ海軍が開戦
以來一月末に至るまでに擱沈した船
舶數は總計四百九隻、その總噸數一、
四九三、四三噸に達した、又審問
の爲拿捕してドイツの港に曳航した
商船は合計三百五十四隻、その噸數
六〇七、八八一噸である

英佛中立國船擱沈數

ロンドン【二〇】 ドイツ軍司令部は
八日開戦以來英佛聯合國並に中立國
船舶擱沈數を四百九隻と發表したが
英國官憲は同日直ちにこれを否定し
て開戦當初より二月四日夜半迄の擱
沈船舶數は英佛兩國及中立國を合せ
二百七十四隻に過ぎないと語つた、
英國側の發表した沈没船舶數の内譯
は左の通り

△英船舶一四三隻△佛船舶一四隻

△中立國船舶一一七隻△合計二七四
隻

商船の擱沈二萬九千三隻

【二七】 第二次世界大戦勃發以來交
戰國中立國の各商船擱沈喪失は日増
に甚へ各國とも商船設備による輸
送路の確保に大童になつてゐるが神
戸某方面で調査した大戦勃發の昨年
九月以降本年一月末現在までの各國
喪失船舶は既に二百九十三隻、百十
七萬一千百廿一噸に上り第一次ヨ
ロッパ大戦中五年間に於ける喪失總
船舶一千二百八十一萬噸に比べて著
しい累増數字を示してゐる、喪失船
舶の大半は貨物船で二百五十五隻、

八十一萬二千四百九十四噸、タンカ
一廿一隻、十六萬六千六百卅三噸、
客船十七隻、十九萬九千九百九十四噸
である、主なる交戦、中立諸國の喪
失船舶は左の如し

隻數

- イギリス 二六
- ドイツ 二六
- フランス 二四
- ノルウェー 六
- オランダ 九
- スウェーデン 二七
- ソヴェット 二
- フィンランド 六
- イタリア 三
- 日本 一

シユベール號母船歸國の途に

ブエノスアイレス【二〇】 昨年十二
月十七日モンテビデオ沖で自爆を
遂げたドイツ袖珍戰艦グラッフ・シ
ユベール號の補給船アルトマルク號は
その後杳として消息を絶つてゐるが
一日權威あるドイツ筋の洩らす所に
依ればアルトマルク號は英國海軍の
封鎖陣を突破し去る一月廿五日無事
ブレイメルハーフェン港に歸還した
といはれる、尙アルトマルク號には
グラッフ・シユベール號に擱沈された
英國船の船員三百名が收容されてゐる

獨逸ブラジルを出帆

パラ(ブラジル)【二九】 ドイツ商
船ケーニヒスベルク號(六、四四噸)
はパラ港でゴム其他の原料品を満載
して脱出の機を窺つてゐるが九日突
然抜錨出港した、行先地は不明
英艦南米に現はる
ブエノスアイレス【二九】 英國巡洋
艦ドーセットシア號(九、七五噸)シユ
ベール(九、七五噸)の兩艦は九

日補給を受けるためにラプラタ河に

入つた、廿四時間以内には出航する
筈である

獨逸水艦一艇の擱沈數

ベルリン【二〇】 ドイツ潜水艦一隻
が十日遠洋潜航を終了して母國の某
港に歸還したがドイツ軍司令部では
同日同潜水艦は單獨で總噸數三萬八
千噸に上る敵船艦を擱沈した旨公表
した

☆ 和平提唱説

中立國和平提唱説
オスロ【二六】 歐洲戰爭の不活潑に
伴ひ和平説が頻りに宣傳されてゐる
折柄六日付ノルウェー有力紙テイデ
ンス・デー紙はハーグ、ブリュッセル
及びベルリンより達した情報とし
て中立國數ヶ國が近くドイツの立案
に成る和平提案を行ふだらうと報じ
注目を惹いた、右報道に依れば中立
國提出の和平條件の内容は左の通り
一、如何なる國家も賠償を要求せず
一、即時協力して國際經濟問題の解
決に當る

一、一昨年九月獨領に併合されたズ
デーテン地方は依然ドイツ領とし
て存続する

一、ポーランドはドイツに對しヴェ
ルサイエ條約成立以前ドイツ領で
あつた地域全部を割讓する

一、オーストリアは英佛獨逸の共同
管理の下に人民投票を行ひ歸屬を
決す

一、英佛獨逸三國委員會はチエコ、ス
ロヴァキア及びポーランドの將來
を決定し且つその對獨平和的態度
を保障する、但し右和平案にはソ
聯領に編入されたポーランドにつ
いては何ら言及してゐない

和平交渉は最早不可能(獨官邊)

ベルリン、【二六】最近スカンデナヴィア諸國に於てドイツの和平提唱説が頻りに流布されてゐるが右に關しドイツ官邊は六日かゝる風説を否定戰爭の現段階に於ては和平提議の如きは到底現實性がない旨左の如く語つた

スカンデナヴィア諸國にはドイツの和平提唱説なるものが頻りに喧傳されてゐるが戰爭が現在の段階に到達した今に於てはかゝる提議は到底實行不可能である、ヒトラー總統は今日迄數次に亘り和平提唱の機會を見逃して來たがこれによつて見るも現在の情勢下にあつては平和は最早交渉では得られなことを示すものといへよう

和平希望説を獨否定

ベルリン、【二七】最近二、三の外國新聞が和平説を流布しドイツは中立國の和平調停を利用せんとしつゝありと報道してゐるがドイツ官邊では九日DNB通信を通じ右の流説を純然たる捏造記事だと否定しドイツ國民は飽く迄ドイツの勝利を基礎とする名譽ある和平を以て戰爭を終結せしめんとする決意を固めてゐる旨語つた

イギリス

内閣改組要求を首相一蹴

ロンドン、【二八】英國政府は目下全力を擧げて經濟戰を遂行してゐるが一日午後の下院質問時間にあつてチエンバレン首相は労働黨から凡ゆる經濟分野に於ける戰爭努力を調整し經濟戰遂行に一層の効果を與へるため經濟調整相を任命せよと

との要請があつたのに對し斯かる任命は百害あつて一利なしと左の如き反對の意向を闡明した

經濟調整相を任命せよとの労働黨の要請であるが斯かる要請は戰爭を成るべく短期間に終了する助けとはならず反對に内閣制度變更は現在のところ益よりは寧ろ害があるものであらう、即ち斯かる大臣の上に大臣を任命することは各下位關係の責任感を弱め又軋轢を起すことになると思はれる、目下政府の決定諸事項は圓滑且つ有效的に實施されつゝある以上何故に事務の便利化或は促進化のためと稱してこの上に閣僚を追加する要があるか諒解に苦しむのである、この際特に言及したいことは英國輸出貿易維持の問題であるがこの目的のためにも新聞の任命は必要事ではない、この點に關しては實業家、労働組合代表、財界代表及び軍需、戰時經濟、外務の三相等各關係者を網羅した貿易委員會の創設が考慮されて居るのである、その主要任務は英國をして外國の物資需要、就中以前ドイツと交易してゐた方面の要求に對處しようといふにある

英外相伊次使會談

ロンドン、【二九】バステイアニ伊大使は二日夜ハリファツク外相を外務省に訪問要談を遂げた、會談の内容は判明しないがイタリアの中立國としての地位が最近益々微妙となりつゝあり就中英伊兩國の接近が各方面で噂されてゐる折柄右會談は注目されてゐる

重光大使英外務次官と會談

ロンドン、【三〇】重光大使は八日午後四時英外務省にバトライ次官を訪問約一時間に亘つて淺間丸事件解決後の日英兩國間の諸問題につき會談した、確聞するに會談は至極友好的雰囲気に行はれ極東の懸案就中天津問題及び歐洲情勢につき意見の交換を遂げた模様である

淺間丸事件の解決を賞讃

ロンドン、【三一】英上院討論—淺間丸事件の圓滿解決は英國の朝野に多大の好影響を與へたが八日午後英國上院に於いてもスタナツツ樞相の戰況報告に引續き労働黨領袖スネル卿は政府の淺間丸事件に對してとつた措置を賞讃して次の如く述べた

淺間丸事件の圓滿解決は日英兩國双方にとり賞讃すべき妥協である事態は海に危險に落ちたものであつた、即ち英國にとつては軍務關係のドイツ人が見す／＼ドイツに歸還するのを見逃すことは不可能であつたのであり、一方日本としてもその近海に於いて日本船舶が臨檢搜索を受けたことに對し憤激したことは了解し得る所である、余は日英兩國が双方にとり名譽ある法に於いてかゝる難局より脱却したことを多とするものである

英首相戰況報告

ロンドン、【三二】チエンバレン首相は八日午後下院に於て定例の週間戰況報告を行つたが戰爭については寒氣激したため特筆すべき戰況なしと報告すると共に英佛最高軍事會議はバルカン協商會議その他につき左の如く報告した

一、英佛最高軍事會議 過般パリに於て開催された英佛最高軍事會議の協議事項については遺憾なく報告することはできないが今次會議は前回會議より一層大規模となり議事も以前に比して一層圓滑に處理された、この軍事會議こそ英佛兩國の意見を調和する貴重な方便であるのみならず戰爭遂行に不可欠の機關である、ダラディエ首相は軍事會議の事務處理の有様は恰かも一政府一内閣の如くであると述べたが余も又英佛兩國の提携は目的の共通、危險の共通が齎らす密接な同盟以上に固いとの確信を抱いてパリから歸還したのである

我々の敵は虚偽の流説を撒布し英佛兩國を離間せんと企てたがその企圖は完全に失敗した

一、對芬援助 フインランド軍はよくソ聯軍に對抗し勝利を収め世界の賞讃を博してゐるが我々は對芬援助が具體的效果があつたことを欣快とするものである

一、バルカン協商會議 過般ベルグラーードに開催されたバルカン協商會議は協定を更に七ヶ年更新することに決定したが右決定こそバルカン各國政府が東南歐の安定並に安全保障維持のために全力を盡してゐる證左である、若し他の中南歐諸國が同様にバルカンの平和維持に關心を抱くならばバルカン協商會議の決定は一層歓迎されるべきものであるが英國政府は之等の努力に温き同情を送るものである

一、英希借款交渉 過般ギリシアとの間に經濟交渉が行はれてゐたがその結果借款その他兩國相互に關係ある各種經濟問題等につき満足な意見の一致に到達した

一、ドイツの非人道的船舶攻撃 潜水艦戰艦に空襲に關するドイツの發表は全く虚偽である、例へば二月三日ドイツ側ではその日の空襲に於いて九隻の商船及びその他船舶を撃沈したとか撃沈された英國船舶は凡べて護送船隊であつたとか稱してゐるが事實はこれと異り沈没したのはノルウェー商船一隻のみで英國商船は一隻も沈没しなかつたのである、これらの發表は未だ嘗てないほど非人道的なドイツの冷血の野蠻性を隠蔽するため煙幕として利用されたものである、武装なき商船漁船を爆撃し其乗組員に對し機銃掃射を加へるが如きがそれが就中燈臺船イースト・ダツデオオンを撃沈し乍ら一月三十日附ドイツ側無電はこれを哨戒艇と發表してゐるのである、我々は他の文明國と同じく燈臺船が戰艦の範圍外にあるとの意見を持するものであり事實敵艦が附近に出現しても其報道にさへ燈臺は利用されてゐないのである、斯かるギャング的行爲に對し我々は戰慄と嫌惡を感ずると共に文明が斯かる邪惡に斷乎打ち勝つ迄戰

持に關心を抱くならばバルカン協商會議の決定は一層歓迎されるべきものであるが英國政府は之等の努力に温き同情を送るものである

争を繼續すべく益々決意を固めるものである

戦争の第一段階は我々の豫想通り展開した、今後とも我々は冷静な思慮と不破の確信を以て将来に對處せんとするものである

英佛産業の協力を協議

英佛産業の協力を協議
ロンドン【二六】英國産業聯盟の提議に基き英國産業聯盟並にフランス使用者總同盟は近く合同會議を開催し兩國戰時産業の協力に付意見の交換を行ふ事となつた、右合同會議に於ては英佛兩國産業が如何にして戰爭遂行の目的貫徹の爲最もよく協力し得るかその實行方法に付討議すると共に戦後に於ける兩國産業の提携に關し特に戰爭終了後戰時産業より平和産業への編成替に混亂を來さぬ様又健全且安定した經濟組織の創出を研究する筈である、而して英佛兩國代表の間に主要點について意見の一致をみた場合には兩國産業家間の協議を勸説し之によつて原則的決定の具體化を圖る事とする筈である

愛蘭反英運動

愛蘭テロ犯人の嘆願却下
ロンドン【二七】昨秋來ロンドン其他各地に爆發事件を起し死者五名を出したアイランド共和軍(IRA)に屬するテロ一派中二名はその後死刑の宣告を受けた爲上院に對し執行猶豫を嘆願中であつたがソマーゼル檢事總長は五日右申請を拒否し原刑執行を主張した

愛蘭テロ犯人に死刑執行
ロンドン【二七】アイランド共和軍のテロ團員二名の死刑執行猶豫の嘆願は遂に聞かれず七日午前九時兩名に對する死刑が執行された

愛蘭テロ犯人に死刑執行
ロンドン【二七】アイランド共和軍のテロ團員二名に對して七日午前遂に死刑を執行したことに對してエール國民の英本國に對する感情は極度の悪化を示し死刑の執行された七日の夜にはエール全國に亘つて各所に反英示威運動が行はれた、この反英示威は從來曾つて見なかつた程の大規模を以て行はれ全國主要都市の劇場映畫館等も一齊に閉鎖され各種の催

物も市民の反英示威運動參加の爲延期されるといふ有様であつた、一方エール國內の英國政府所屬の各建物

は興奮したエール市民の暴行を阻止する爲め官憲によつて嚴重に警護されるなど物々しい情景を呈してゐる

▲エール人不穩計畫
アムステルダム【二七】エール共和軍テロ團員死刑執行は全エール國民を極度に憤激せしめ種々不穩の計畫が傳へられるためイングランドの諸港はエール人に對し非常警戒を實施中であるが八日當地に達した情報に依ればエール共和軍員は嚴重なる警戒網をくゞつてロンドンに潜入した處直ちに英官憲の手に逮捕せられた、同人はバインズ、リチャーズ兩名の死刑執行に對し報復手段に訴へるため暴動の計圖細書を所有してゐたといはれる、又九日當地に達した報道によれば九日ロンドンのデリー・メイル紙はエール共和軍が近く戰時會議を開催し英國に對し報復的テロ行爲を展開すべく、その範圍も當に北愛蘭のみならず英國其他の地方にも及ばしめんと計畫してゐる旨報じてゐる

▲英愛間連絡船爆沈
ロンドン【二七】英愛間連絡船マンスタター號(四三噸)は七日ベルファストを出帆

リヴァプールに向け航行中突如爆沈した、同船には旅客百八十名が乗船してゐたが乗組員乗客共全部救助された、沈没原因は「青い閃光に續いて大爆發」があつたといふのみで詳細は不明である

▲英愛連絡船又大破
アムステルダム【二七】九日アムステルダムに達した情報に依れば同じく英愛間の連絡船レディ・オブ・コノート號(三

三四噸)も大損害を受けてアイラン

ドの某港に入港したと云はれる、同船は岩礁に衝突したものと見られて

をり遭難と同時に船客二百名は救命艇に移されたが同船は應急修理の結果自力航行に成功したものである

☆ 經濟

對佛輸入制限緩和を考慮
ロンドン【二七】英佛兩國は昨年來緊密なる經濟協力政策を採り兩國間に新たな貿易制限を設けざる様申合せたが今回イギリス政府は更に兩國間貿易促進のため近々のうちフランス品に對し相當な輸入制限緩和策を採る事と決定したと聞知する、尙この輸入緩和品目中には生糸、人絹果物、香水等が含まれてゐると

英佛食糧問題解決に協力
パリ【二七】英佛經濟協力の緊密化が最近頻りに傳へられる折柄ダウ・ジョーンズ通信パリ特電によれば今日英佛最高軍事會議は英佛協同して食糧問題に對處すべき旨を決定し、食糧問題に關しては今日まで兩國別個に行はれて來たのであるがその結果英佛兩國の事情に頗る懸隔を來し例へば食糧品價格についてみてイギリスにおける暴騰は顯著なるものがあつて勞賃の騰貴を促してゐるがフランスに於ける勞賃は事實上かなり落付きを示してゐる點が指摘されてゐる

日英莫大小協定延長
ロンドン【二七】英國政府は四日日本末まで延長される事となつた旨發表した、同時に英國輸入許可當局は英國メリヤス製造組合聯合會に對し今回の決定は現存協定中に規定され

たメリヤス輸入額の半額だけ輸入を許可するものである旨通告した、即ち之に依る輸入許可額は靴下類三十五萬ダース、並に羊毛の入つた其他メリヤス製品五十萬ダースである

▲日英メリヤス協定靴下類輸入追加
ロンドン【二七】右の他更らに十萬ダースの靴下類の輸入が追加許可されるものとみられてゐる、これは大戰勃發以來昨年未だの四ヶ月間に於ける輸入減少を償はんとするものでイギリスの全國メリヤス製造聯合會では右十萬ダースの靴下類が一時に輸入されるのを防止し新協定期間最初の六ヶ月間に亘つて輸入が行はれるよう輸入許可申請をなしたと

澤田大使佛外相會談

澤田大使佛外相會談
パリ【二七】澤田駐佛大使は三日午後佛外務省にダラディエ兼攝外相を訪問、日佛間の諸懸案に關して會談を行つた

ソ聯通商代表を佛官憲拘留
モスクワ【二七】タス通信社は七日

ソリリツツ駐佛ソ聯通商代表がフランス官憲のバリ駐在ソ聯通商代表抑留事件に關しフランス政府に抗議を提出した旨左の如く發表した

二月五日フランス官憲はバリ駐在ソ聯通商代表部事務所を搜索し文書多數を押收すると共に通商代表を拘留した、依つてソリリツツ駐佛大使は直ちにフランス政府に抗議を提出し通商代表の釋放及び押收文書の返還方を要求した、尙右前ソゾエト學校も同様搜索を受け

獨探に死刑 ナンシー【三六】 ナンシー地方當局は二月午前ロースと呼ぶドイツ人をスパイ嫌疑の廉で死刑に處した、ロースの共犯ロブシユタインは無期懲役に處せられた

獨秘密警察の活躍を備首相露骨に【三六】 フランス下院は九日午前再開、直ちにドラダイエ首相の要請に依り國家の兵力を最大限に増強せしめる爲に政府の執らんとする手段に關するレオン・ブルム社會黨首の質問並に戰爭遂行に關する他の五議員の質問應答に入つた、右ブルム氏の質問はドイツ秘密警察の活躍に關するものであり之に關しドラダイエ首相は左の如く答辯した

マゾノ線の彼方に在るドイツ國民がフランスの後方に在るドイツ國民となしつゝある努力は結局無駄である事をドイツ人が知つたといふ事は明瞭にされねばならない、ドイツ秘密警察の組織はフランス國內に多い、即ちフランスの或種の自由主義とか俗物の根性の輩などはスパイには好個の活躍舞臺を提

供するものであるからである、續いてドラダイエ首相は一の證據文書を朗讀、右文書中に於てドイツ秘密警察がスパイに要求してゐるものは次の諸問題の解答である旨を暴露した

即ちドラダイエ首相は大衆に人氣があるか、如何なる特權を所有してゐるか、議會に於てドラダイエ首相はどれだけの賛成投票を獲得し得るか、彼の味方と敵は何か、フランスは土民兵を信頼してゐるか、フランスの警察は如何に重大なものか、フランスの國家警察と

はどんな組織か 之に就きドラダイエ首相は 余は余に課された之等の問題に即答を與へる事は最も重大な事であり而して議會が余に對する信頼を持續せるか又は戰爭遂行に關心を有するかの否かは誰でもが知悉すべきであると思惟す

と意見を述べ續いてレオン・ブルム氏の秘密會開催の要求に答へて 秘密會は軍の士氣並に外國に對して利益よりも寧ろ有害なものと思ふ 反對意見を述べたが結局投票の結果二百六十二對二百廿七票で秘密會開催決議は可決され傍聴を禁止して秘密會に入つた

下院秘密會で國防計畫聽取 【三六】 フランス下院は九日續開秘密會に入つたがエリオ下院議長は右秘密會終了後コミュニケを以つて左の如く發表した

下院は九日二回に亘り秘密會を開催し國防組織に關する政府當局の説明を聽取した、列席の各議員は等しく愛國の至情に燃えフランス國民の一致團結を誓ひ熱心に討論した、尚同秘密會は十日も引續き開催の筈である

和蘭強制公債發行か ハーグ【三六】 オランダ財界有力筋は準備時財政整備の爲め近く強制公債發行を發行すべく計畫を進めてゐるといはれる、右計畫の内容として傳へられるところによれば國內全株式會社に對しその配當の四割を新公債購入に充當せしめる義務を負はせるものであるといはれる、但し政府官邊では右報道に對しては未だ之を確認してゐない

ベルギー 來栖新駐獨大使は一日ウイールヘルム街の總統官邸に於てヒトラー總統に對し信任狀を捧呈した

駐白、ソ兩大使召還 ベルリン【三六】 駐白獨大使フォン・ベルリン、シニウツ氏は最近のベルギー情勢報告の爲め二日ブリュッセル出發、ベルリンに歸還した、シニウツ大使は数日中にブリュッセルに歸任する豫定と云はれるがこれと同時にシニウツ大使が駐ソ獨大使もドイツ政府の召還命令により去る一日モスクワ出發目下歸還の途にある、過般中東歐駐劄大使會議がベルリンで開催された事實に鑑み、ドイツ政府が各大公使を召還情勢を聽取してゐるのは何等かの新行動

に出てる前提ではないかと注目されてゐる 獨のソ芬調停説を否定 ベルリン【三六】 駐ソ、ドイツ大使フォン・シニウツ伯爵の召還に續き駐芬ドイツ公使フォン・ブリュッセル氏がベルリンに召還されたことに關聯して外國方面ではドイツがソ芬紛争の調停に立つてはなかつたとの報道が流布されてゐるが六日ドイツ官邊ではドイツの調停乗出説を否定、ドイツはソ芬戰爭には何等積極的の介入する意向は持たぬ旨次の如く述べた

ソ芬紛争に對するドイツ政府の態度は紛争の局外に止まることであり、従てドイツが右紛争に關聯して何等かの積極的活動を行ふ可能性もないわけである、シニウツ伯爵大使並にブリュッセル公使の召還もこれとは關係なく外國筋で噂されてゐるドイツのソ芬調停説の如きは全く事實無根である、獨の提議關係は不變(獨官邊言明)ベルリン【三七】 歐洲戰爭及びソ芬戰爭を繞り獨ソ關係について種々の臆測が加へられてゐるが七日ドイツ官邊は獨ソ兩國間には軍事的援助の諒解は存在せざるもドイツはソ聯の立場について完全な諒解を與へると獨ソ關係を説明し左の如く述べた

任大將 補オランダ國軍總司令 オランダ國軍總司令 向AINP通信の報ずるところに依ればラインデルス將軍の免官は主としてその國防に關する技術上の意見が政府の容れるところとならず遂に政府は今回の擧に出でたものと稱せられてゐるがドイツの對獨攻勢が引續き傳へられてゐる折柄昨年九月國軍總司令に任ぜられた許りのラインデルス將軍の退官は極めて注目せられてゐる

獨蘭國境でスパイ逮捕 【三六】 オランダ國境附近の形勢緊張が傳へられる折柄五日ドゼンダール附近の國境に於て外國人二名がスパイの嫌疑を以つてオランダ官憲の手に逮捕された、先週ニメグ附近に於ても同様スパイ事件があり今回の逮捕も之に關聯せるものと見られ注目を惹いてゐる

和蘭強制公債發行か 【三六】 オランダ財界有力筋は準備時財政整備の爲め近く強制公債發行を發行すべく計畫を進めてゐるといはれる、右計畫の内容として傳へられるところによれば國內全株式會社に對しその配當の四割を新公債購入に充當せしめる義務を負はせるものであるといはれる、但し政府官邊では右報道に對しては未だ之を確認してゐない

ベルギー 來栖新駐獨大使は一日ウイールヘルム街の總統官邸に於てヒトラー總統に對し信任狀を捧呈した

駐白、ソ兩大使召還 ベルリン【三六】 駐白獨大使フォン・ベルリン、シニウツ氏は最近のベルギー情勢報告の爲め二日ブリュッセル出發、ベルリンに歸還した、シニウツ大使は数日中にブリュッセルに歸任する豫定と云はれるがこれと同時にシニウツ大使が駐ソ獨大使もドイツ政府の召還命令により去る一日モスクワ出發目下歸還の途にある、過般中東歐駐劄大使會議がベルリンで開催された事實に鑑み、ドイツ政府が各大公使を召還情勢を聽取してゐるのは何等かの新行動

に出てる前提ではないかと注目されてゐる 獨のソ芬調停説を否定 ベルリン【三六】 駐ソ、ドイツ大使フォン・シニウツ伯爵の召還に續き駐芬ドイツ公使フォン・ブリュッセル氏がベルリンに召還されたことに關聯して外國方面ではドイツがソ芬紛争の調停に立つてはなかつたとの報道が流布されてゐるが六日ドイツ官邊ではドイツの調停乗出説を否定、ドイツはソ芬戰爭には何等積極的の介入する意向は持たぬ旨次の如く述べた

ソ芬紛争に對するドイツ政府の態度は紛争の局外に止まることであり、従てドイツが右紛争に關聯して何等かの積極的活動を行ふ可能性もないわけである、シニウツ伯爵大使並にブリュッセル公使の召還もこれとは關係なく外國筋で噂されてゐるドイツのソ芬調停説の如きは全く事實無根である、獨の提議關係は不變(獨官邊言明)ベルリン【三七】 歐洲戰爭及びソ芬戰爭を繞り獨ソ關係について種々の臆測が加へられてゐるが七日ドイツ官邊は獨ソ兩國間には軍事的援助の諒解は存在せざるもドイツはソ聯の立場について完全な諒解を與へると獨ソ關係を説明し左の如く述べた



栗山公使信任狀捧呈

栗山公使信任狀捧呈 【三六】 栗山茂駐リニクサンブルル【三六】 栗山茂駐白大使兼リニクサンブルル駐劄公使は六日リニクサンブルル大公國シヤロツト女王に謁見、着任の挨拶を言上し信任狀を捧呈した

獨のソ芬調停説を否定 ベルリン【三六】 駐ソ、ドイツ大使フォン・シニウツ伯爵の召還に續き駐芬ドイツ公使フォン・ブリュッセル氏がベルリンに召還されたことに關聯して外國方面ではドイツがソ芬紛争の調停に立つてはなかつたとの報道が流布されてゐるが六日ドイツ官邊ではドイツの調停乗出説を否定、ドイツはソ芬戰爭には何等積極的の介入する意向は持たぬ旨次の如く述べた

ソ芬紛争に對するドイツ政府の態度は紛争の局外に止まることであり、従てドイツが右紛争に關聯して何等かの積極的活動を行ふ可能性もないわけである、シニウツ伯爵大使並にブリュッセル公使の召還もこれとは關係なく外國筋で噂されてゐるドイツのソ芬調停説の如きは全く事實無根である、獨の提議關係は不變(獨官邊言明)ベルリン【三七】 歐洲戰爭及びソ芬戰爭を繞り獨ソ關係について種々の臆測が加へられてゐるが七日ドイツ官邊は獨ソ兩國間には軍事的援助の諒解は存在せざるもドイツはソ聯の立場について完全な諒解を與へると獨ソ關係を説明し左の如く述べた

和蘭強制公債發行か 【三六】 オランダ財界有力筋は準備時財政整備の爲め近く強制公債發行を發行すべく計畫を進めてゐるといはれる、右計畫の内容として傳へられるところによれば國內全株式會社に對しその配當の四割を新公債購入に充當せしめる義務を負はせるものであるといはれる、但し政府官邊では右報道に對しては未だ之を確認してゐない

ベルギー 來栖新駐獨大使は一日ウイールヘルム街の總統官邸に於てヒトラー總統に對し信任狀を捧呈した

駐白、ソ兩大使召還 ベルリン【三六】 駐白獨大使フォン・ベルリン、シニウツ氏は最近のベルギー情勢報告の爲め二日ブリュッセル出發、ベルリンに歸還した、シニウツ大使は数日中にブリュッセルに歸任する豫定と云はれるがこれと同時にシニウツ大使が駐ソ獨大使もドイツ政府の召還命令により去る一日モスクワ出發目下歸還の途にある、過般中東歐駐劄大使會議がベルリンで開催された事實に鑑み、ドイツ政府が各大公使を召還情勢を聽取してゐるのは何等かの新行動

に出てる前提ではないかと注目されてゐる 獨のソ芬調停説を否定 ベルリン【三六】 駐ソ、ドイツ大使フォン・シニウツ伯爵の召還に續き駐芬ドイツ公使フォン・ブリュッセル氏がベルリンに召還されたことに關聯して外國方面ではドイツがソ芬紛争の調停に立つてはなかつたとの報道が流布されてゐるが六日ドイツ官邊ではドイツの調停乗出説を否定、ドイツはソ芬戰爭には何等積極的の介入する意向は持たぬ旨次の如く述べた

に出てる前提ではないかと注目されてゐる 獨のソ芬調停説を否定 ベルリン【三六】 駐ソ、ドイツ大使フォン・シニウツ伯爵の召還に續き駐芬ドイツ公使フォン・ブリュッセル氏がベルリンに召還されたことに關聯して外國方面ではドイツがソ芬紛争の調停に立つてはなかつたとの報道が流布されてゐるが六日ドイツ官邊ではドイツの調停乗出説を否定、ドイツはソ芬戰爭には何等積極的の介入する意向は持たぬ旨次の如く述べた

ソ芬紛争に對するドイツ政府の態度は紛争の局外に止まることであり、従てドイツが右紛争に關聯して何等かの積極的活動を行ふ可能性もないわけである、シニウツ伯爵大使並にブリュッセル公使の召還もこれとは關係なく外國筋で噂されてゐるドイツのソ芬調停説の如きは全く事實無根である、獨の提議關係は不變(獨官邊言明)ベルリン【三七】 歐洲戰爭及びソ芬戰爭を繞り獨ソ關係について種々の臆測が加へられてゐるが七日ドイツ官邊は獨ソ兩國間には軍事的援助の諒解は存在せざるもドイツはソ聯の立場について完全な諒解を與へると獨ソ關係を説明し左の如く述べた

和蘭強制公債發行か 【三六】 オランダ財界有力筋は準備時財政整備の爲め近く強制公債發行を發行すべく計畫を進めてゐるといはれる、右計畫の内容として傳へられるところによれば國內全株式會社に對しその配當の四割を新公債購入に充當せしめる義務を負はせるものであるといはれる、但し政府官邊では右報道に對しては未だ之を確認してゐない

ベルギー 來栖新駐獨大使は一日ウイールヘルム街の總統官邸に於てヒトラー總統に對し信任狀を捧呈した

駐白、ソ兩大使召還 ベルリン【三六】 駐白獨大使フォン・ベルリン、シニウツ氏は最近のベルギー情勢報告の爲め二日ブリュッセル出發、ベルリンに歸還した、シニウツ大使は数日中にブリュッセルに歸任する豫定と云はれるがこれと同時にシニウツ大使が駐ソ獨大使もドイツ政府の召還命令により去る一日モスクワ出發目下歸還の途にある、過般中東歐駐劄大使會議がベルリンで開催された事實に鑑み、ドイツ政府が各大公使を召還情勢を聽取してゐるのは何等かの新行動

に出てる前提ではないかと注目されてゐる 獨のソ芬調停説を否定 ベルリン【三六】 駐ソ、ドイツ大使フォン・シニウツ伯爵の召還に續き駐芬ドイツ公使フォン・ブリュッセル氏がベルリンに召還されたことに關聯して外國方面ではドイツがソ芬紛争の調停に立つてはなかつたとの報道が流布されてゐるが六日ドイツ官邊ではドイツの調停乗出説を否定、ドイツはソ芬戰爭には何等積極的の介入する意向は持たぬ旨次の如く述べた

ソ芬紛争に對するドイツ政府の態度は紛争の局外に止まることであり、従てドイツが右紛争に關聯して何等かの積極的活動を行ふ可能性もないわけである、シニウツ伯爵大使並にブリュッセル公使の召還もこれとは關係なく外國筋で噂されてゐるドイツのソ芬調停説の如きは全く事實無根である、獨の提議關係は不變(獨官邊言明)ベルリン【三七】 歐洲戰爭及びソ芬戰爭を繞り獨ソ關係について種々の臆測が加へられてゐるが七日ドイツ官邊は獨ソ兩國間には軍事的援助の諒解は存在せざるもドイツはソ聯の立場について完全な諒解を與へると獨ソ關係を説明し左の如く述べた

るドイツの工業製品とソ聯の原料品の交換は頗る満足すべきものであり、やがて輸送機關の改善と相俟つて更に増大されるであらう

陸、海、空軍首腦、軍需品製造監督官並にフアンスト黨首腦等が出席した、議題は軍需品の製造並に戦時下國民生活の再組織に關するもの等五件であると云はれるが其の詳細は發表されない、尙國防委員會は明九日引續き重要議題の検討を行ふ筈である

鮎川氏エツセン着
エツセン【三二】 滯濁中の滿洲重工業總裁鮎川義介氏はベルリン及びハムブルグ方面の工業地帯を視察した

唐川大佐歸國の途に
ローマ【三六】 前イタリア大使館附陸軍武官唐川大佐は六日午後零時半ローマを出發ナポリへ向つた、七日同地からイタリア汽船レツクス等で米國經由歸國の途につく

露波領内鐵鋼在荷申告令發令
ベルリン【三九】 ドイツ鐵鋼統制局は今九日鐵鋼統制令に基き鐵鋼業者に對してポーランドのドイツ占領地域に於ける鐵鋼並に建築材料の在荷を帳簿上に明記し併せて在荷状況を詳細報告すべき義務を課した、又更に或る特定の鐵鋼製品生産に對し禁止乃至制限を課する統制令をも發布したが右法令は從來ドイツ本土に於いて施行されてゐたものと同一のものである

ソ聯最高會議は三
モスクワ【三三】 ソ聯最高會議は三日、去る一月五日モスクワに於て正式調印を終つたソ聯通商航海條約に批准を與へた旨タス通信を通じて發表した



ソ聯大使歸國の途に

ポーランドに鐵鋼統制機關設立
ベルリン【三九】 ポーランド駐在フランク獨逸監は最近クラカウに鐵鋼製品及び同原料品統制の中央機關を設立したが同機關は産業界中々計畫當局管轄の下に鐵鋼製品及同原料の生産、配給、貯藏、販賣、消費を統制するものと見られてゐる

羅ソ佛大使歸國の途に
パリ【三三】 ナジャール駐ソ佛大使は賜暇休暇を許可され近くモスクワ出發本國に歸還することとなつた、ナジャール大使今回の歸國は病氣靜養のためと云はれるが昨年末シエズ駐ソ英大使がモスクワを引揚げて以來未だに歸還せざる事實と關聯して英佛とソ聯の外交關係の悪化の證左ではないかと重視されてゐる

スターリン文學賞設定
モスクワ【三三】 ソ聯人民委員會は舊臘十二月廿日スターリン黨書記長の第六十回誕辰に當り彼の偉功を記念するため學界、藝術、國防、科學の各方面にスターリンの名を冠した賞金制度を創設することに決した

ソ聯最高會議は北
モスクワ【三三】 ソ聯最高會議は北極洋の潮流、氣象を調査に從事中遭難し過日僚船により救助せられたソ聯砕氷船セドフ號乗組員の功績を認め三日パデイギン船長に對し「ソ聯の英雄」なる稱號を與へ乗組員にはバルツツク艦隊將兵に授賞

バルカン協商會議
☆ 複雑なるバルカン情勢
一、會議は何時セネシヨナルな決定に到達しないだらうといふのが目下一般的な豫想であるし四國が共通の利害を有してゐること等も會議が成立した原因であることは確かだが同時にこの四國の立場

の差異が大同團結を困難ならしめ即ちトルコは英佛と同盟して居りギリシヤ、ルーマニアは外國から攻撃された場合は英國から援助を受ける約束があるがユーゴスラヴィアのみは完全中立を標榜しドイツとの實質を交換し居らず今後之を與へぬ方針と信ぜられる、從つてバルカン協商國を基礎に中立プロツクを新に結成しルーマニア若しくはトルコがドイツ又はソ聯から攻撃を受けた場合ユーゴスラヴィアが參戰の義務を負ふと言ふ如き計畫が成立せぬことは明白からである

バルカン協商會議を獨重視
ベルリン【三二】 バルカン協商國會議は二日から開會されたがベルリン政界でもこの會議がバルカン地方今後の動向を左右するものとして會議の成行に重大關心を拂つてゐる、ドイツとしては勿論戦火がバルカンに波及することは希望する所でなく、この意味からマルコヴィツチ・ユーゴ外相が會議開催に當りバルカン協商國會議の目標はバルカンの平和を維持し諸國間の友好關係を強化するにありとの聲明を發したことを大いに歓迎してゐる

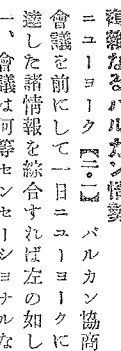
一、經濟問題に關しては多少の諒解が望まれ得る、即ちルーマニアの石油、ユーゴスラヴィアの銅と鉛、トルコの棉とクロマニウム、ギリシアの鐵等の配給に關する協力の諒解が可能と見られる、尙ブルガリアをバルカン協商の仲間誘ひ

最高國防委員會開催
ローマ【三八】 イタリア最高國防委員會は八日ムソリーニ首相同會の下にヴェネチア宮に於て開催、各閣僚パドリオ、グラチアニー兩元帥初め

一、會議は二日前十一時から三日間に亘り開かれる豫定だが四ヶ國外相が膝をつき合はせての眞の懇談であつてユーゴ攝政パウエル殿下ら出席しないことになつてゐる位だから内容は殆んど發表されまい恐らく最後にコンミニケの形式で中立維持に關する四國協調の熱望を披瀝する位に止まるだらう

入れる準備工作が今後の會議で進められやうと云はれてゐるがこれは形式的にはバルカン・グループの擴大になるが實益は疑問視されてゐる

一、獨外相言明
ベルリン【三二】 中南歐諸國は戰禍のバルカン方面への波及を怖れ之が對策に日夜苦慮してゐるがリツペン・トロッツ、ドイツ外相は一日ギリシヤ新聞の特派員との會見に際し獨兩國共バルカンに戰爭を擴大する意志は毛頭なく「バルカンに戰爭の脅威擴大を防止すべくあらゆる努力を拂つてゐる」旨を言明したと傳へられる、右會見記は二日バルカン協商國會議の開會と同時に公表せられる模様である



一、獨外相言明
ベルリン【三二】 バルカン協商國會議は二日前十一時から三日間に亘り開かれる豫定だが四ヶ國外相が膝をつき合はせての眞の懇談であつてユーゴ攝政パウエル殿下ら出席しないことになつてゐる位だから内容は殆んど發表されまい恐らく最後にコンミニケの形式で中立維持に關する四國協調の熱望を披瀝する位に止まるだらう

一、獨外相言明
ベルリン【三二】 中南歐諸國は戰禍のバルカン方面への波及を怖れ之が對策に日夜苦慮してゐるがリツペン・トロッツ、ドイツ外相は一日ギリシヤ新聞の特派員との會見に際し獨兩國共バルカンに戰爭を擴大する意志は毛頭なく「バルカンに戰爭の脅威擴大を防止すべくあらゆる努力を拂つてゐる」旨を言明したと傳へられる、右會見記は二日バルカン協商國會議の開會と同時に公表せられる模様である

一、獨外相言明
ベルリン【三二】 中南歐諸國は戰禍のバルカン方面への波及を怖れ之が對策に日夜苦慮してゐるがリツペン・トロッツ、ドイツ外相は一日ギリシヤ新聞の特派員との會見に際し獨兩國共バルカンに戰爭を擴大する意志は毛頭なく「バルカンに戰爭の脅威擴大を防止すべくあらゆる努力を拂つてゐる」旨を言明したと傳へられる、右會見記は二日バルカン協商國會議の開會と同時に公表せられる模様である

羅外相、サラジョゲル土外相、マル
コヰイツチ。ニ外相が各協商國を代
表してこれに出席した、午前の會議
は約廿分にして終了、各國代表はユ
ーゴ攝政パウロ殿下を公式訪問し次
いでパウロ攝政主催の午餐會に列席
した午後會議は午後六時から續開
され四外相は膝を交へてバルカン協
商國の關係する各種の問題につき慎
重に協議し午後八時に至り第一日
の會議を終つた、尙夜はルーマニア大
使館主催の盛大な晩餐會が開かれた
が各國代表團始めユーゴストラヴィア
政府首腦部其他多數これに出席した

▲協商國の共同措置を檢討 ベルグ
ラード【二】バルカン協商國會議
は二日午前よりユーゴ外務省に於て
開會されたが第一日の會議終了後ユ
ンミニケの發表もなく、會議の内
容は一切判明してゐない、勿論四國
代表は歐洲戰爭を契機として英佛獨
伊ノ等諸列強のバルカンに於ける角
逐を繞り極めて微妙な關係に置かれ
てゐるバルカン諸國の地位を協商國
の立場から檢討したものと見られる
がベルグラード政界消息通の間では
協商國會議内容に關して次の如き觀
測を下してゐる

一、バルカン經濟中立案 バルカン
協商國は平時に於ける貿易額を基
礎として交戰國の雙方に物資を補
給し以て經濟的にバルカンの中立
を圖る

一、共同防衛案 協商國の一國が他
の國から侵略を受けた場合は協
商各國は共同軍事措置をとる、而
してこの共同防衛案が今次の會議
に於て各國代表の同意を得た曉に
は引續き協商四ヶ國の參謀本部會
議が開かれることとならう、尙右

案に對してはイタリアが大いにこ
れを支持してゐるといはれる
一、バルカン協商國と諸列強との個
別的關係 英佛土相互援助協定並
に英佛兩國のギリシヤ並にルーマ
ニアに對する一方的保障をバルカ
ン協商國共同の立場から檢討す
るが右は土、ユ、希三國は若しルー
マニアが洪、勃兩國の對羅領土の要
求を友誼的に解決するならばルー
マニアの平和は當然期待されるもの
を見解
▲會議早くも難關達着 ベルグラ
ード【二】バルカン協商國會議の第
一日の成果に關し權威ある筋の洩ら
すところによれば會議はバルカン
諸國の平和維持方式に關し各國代表
間に議論が續出し爲めに會議は一時
暗礁に乗上げたが各代表は忌憚なき
意見交換を行つた結果左記の諸項に
つき暫定的に意見一致を見たと思へ
られる

一、バルカン協商の現状維持即ち土
ユ、希三國はルーマニアがソ聯の
侵略を受けた場合自動的にルーマ
ニアを救援するといふルーマニア
案を拒否し現状に何等の改變を加
へざる事
一、ユーゴストラヴィアは獨自の立場
からルーマニアに對し領土的要求
を主張するハンガリーと友好協定
を締結する自由を有する事、即ち
右はユーゴストラヴィアがハンガ
リアの對羅要求を支持し且ルーマ
ニアは必ず之を容れることを信じ
てゐる事を意味するものである
一、バルカン協商國間相互の經濟關
係を伸長すると共に戰前の程度に
於て協商國と交戰國との間の經濟
關係を維持する事

一、バルカン協商國は會議終了後ユ
ンミニケを發し武力を用ひずし
て隣邦國と友誼的方法に依り諸懸
案を解決し度き希望なる旨強調す
る事

一、獨り陣營參加も已むなし(羅代表
發言) ベルグラード【二】バル
カン協商國會議は第一日の會合に於
て早くもユ、希、土三國とルーマ
ニアとの主張の間に多大の懸隔のある
ことが判明、會議は難關に乗上げた
模様だが確聞するにガフエニコ羅代
表は萬一ユ、希、土の三國がルーマ
ニアに對するハンガリー並にブルガ
リアの領土要求につき共同保障を拒
否するに於てはルーマニアとして
最後を窮境打開策としてドイツの保
護を進んで求めるか乃至は更に進ん
でソ聯との間に不可侵條約を締結す
るの已むなきに至るべきを言明した
といはれる、ルーマニア代表の
異常なシヨツクを與へたやうである
が會議終了後各國代表はこの點に關
しては一齊に沈黙を守つてゐる

▲バルカン會議に期待薄(佛觀測)
パリ【二】バルカン協商國會議は開
會初日早くもルーマニア代表とユー
ゴ、ギリシヤ、トルコ三國代表との
間に意見の衝突が惹起し前途の難關
が豫想されてゐるが歐洲外交通ベル
ナチツクス氏も二日今次バルカン協
商會議には實質的成果を期待し得な
い旨左の如き觀測を下してゐる
バルカン協商國會議は注目裡に二日
から開催されたがパリでは何等の
實質的成果も期待してゐない有様
である、その理由として左の二點
が擧げられよう
一、ルーマニア、ギリシヤ、トル
コ及びユーゴストラヴィア四國が
一九三四年バルカン協商結成に
際し取り交した「挑發されざる
攻撃に對して援助を約す」旨の
反ブルガリアの申合せは一九三
六年以來ユーゴ及びルーマニア
が夫々遂行してゐる、再保障政
策に依つて事實上消滅し四國の
緊密な連關が解體してゐる事
一、獨り兩國の政治的、軍事的壓
迫の爲めトルコはブルガリアを
包含すると否とに拘はらず新し
い防禦同盟結成に關してユーゴ
とは出来な
斯かる状態から判断してイタリア
からバルカン諸國に對し
一、ハンガリア、ブルガリア兩國
は戰爭終了迄ルーマニアに對す
る領土要求の一切を撤回する
一、その代りルーマニア及びユー
ゴ兩國はイタリアの斡旋に依り
ドイツがバルカンの現状を尊重
することを條件として大規模な
對獨物資補給を行ふ事
との提案が行はれたことも考へ得
るが、ドイツ最近の經濟的要求が
果してバルカン諸國の主權を侵害

しないかどうかは甚だ疑問である
まして昨週當地に達した情報に依
ればドイツ軍三ヶ師團がユーゴ國
境附近のコリンチアに集結したと
いはれるに於てをやである
▲バルカン協商國會議とは バルカ
ン協商とは一九三四年二月九日バル
カンの現状維持に共通の關心を抱く
ルーマニア、ユーゴストラヴィア、ト
ルコ、ギリシヤ四ヶ國の間に締結さ
れ「現存條約の尊重及びバルカンに
於ける領土的現状の維持」を目的と
したものであるが唯注目すべきはこ
の協商規約がその附屬議定書に明記
する如くバルカンの現状を攪亂せんと
するバルカン國家を屏息し現状打
破を防止せんとする消極的性質を帶
び一種の防禦條約である點である
従つてバルカン協商が失地回復に努
力するブルガリア並にハンガリーを
目標とするものであることは明瞭で
ある、抑々バルカン會議の起源はバ
ルカン諸國民の接近を圖るため一九
三〇年より三三年まで屢次開催され
たバルカン會議に遡る、元來バルカ
ンに於ては前大戦により膨脹した國
家と領土を喪失した國家との利害相
對立し就中ブルガリアはルーマニア
ユーゴ、ギリシヤ諸國に對する失地
回復を目指し機會ある毎にその要求
貫徹を實現せんとして來た、このバ
ルカン國家間の角逐はバルカンに勢
力扶植を狙ふ列強のつけ込む所とな
りブルガリア問題はハンガリーの對
羅失地回復要求と共に、バルカンの
痛とまで稱せられた、従つて
今次バルカン協商會議に於て主要
議題とされるものはブルガリア問題
と共に獨り對英佛のルーマニア獲得
戰でありガフエニコ羅外相は先づバ

果してバルカン諸國の主權を侵害

果してバルカン諸國の主權を侵害

果してバルカン諸國の主權を侵害

ルカン協商國が獨ソと英佛の勢力の
挾撃に遇ひ八方塞りのルーマニアに
對しどの程度の支持を約するかを打
診するものと見られるが參加國は夫
々英佛獨ソ伊列強の牽制を受けてを
りルーマニアの希望する如き協商國
の強固な連帶關係の結成は先づ不可
能ではないかと見られる、バルカン
協國は毎年定例的に順次四國の首
都に於て代表者會議を開催すること
となつてをり、今後のベルグラード
會議も定例的に開催されたものに過
ぎないが歐洲戰爭を纏つてバルカン
の情勢が微妙を極めてある際ではあ
りベルグラード會議が例年の會議に
比して非常に重大視されてあるのも
この理由に基づくものである

會議第二日
ベルグラード【二】バルカン協商
常設委員會議は三日午前十一時からユ
ーゴスラフ省に開催、二時間に亘つて
續行された、消息通筋ではこの常設
委員の會合を以て今回の會議中最重
要なものであると重視してあるが確
實なるにこの會議に於いては左の各
項が議題に上り參加四ヶ國代表間に
略意見の一致を見たといはれる
一、一九四一年二月九日失効すべき
現行バルカン協定を向ふ七ヶ年延
長一九四八年二月迄有效なるもの
とす

一、ルーマニアとハンガリー、ブル
ガリア兩國との關係を離れてバル
カン協商國とイタリヤとの關係に
ついて審慎なる討議を行つた
一方總會に於いては二日の第一回會
議に引續き歐洲戰爭の現状に鑑み政
治的中立以外經濟的中立が尊重さる
べく從つて(一)バルカン協商國は
交戰國に對する輸出を現在以上増加

しない事(二)又交戰國との現行諸
協定は遵守すべきも將來何等の新協
定を締結せざる事等につき論議を重
ねた

多々通信英佛のバルカン變動を曝露
モスクワ【三】ソ聯は目下ベルグ
ラードに開催中のバルカン協商會議
に對し重大關心を拂ひその成行を注
視してあるが四日タス通信社はバル
カン協商會議を機会にバルカンに伸
びる英佛の工作を曝露して左の如く
報じてある

目下英佛の好戦プロックは凡らゆ
る手段を盡してバルカン諸國を戰
争に捲き込まんと努力してある、
されば今次會議の背後には果して
バルカン諸國が英佛兩國主義の
壓迫増加に對し抗争し得る否かの
重要問題が潜んである譯である
就中ルーマニアの状態は最も危険
極まるものである、蓋し英佛兩國
はルーマニアにその努力を集中し
獨羅貿易を抑壓せんと懸命の努力
を拂つてあるからである

バルカン會議閉會
ベルグラード【四】バルカン協商
會議は二日から四日迄前後三日間に
亘りバルカン當面の諸問題につき協
議を重ねたが四日午後の會議を以て
議事全部を終了し閉會した、閉會後
議長ルーマニア代表ガフエンコ外相
より會議の内容に關し共同コミュニ
ニケが發表された

バルカン會議共同コミュニニケ
ベルグラード【五】バルカン會議
終了後發表された四國共同コミュニ
ニケ内容左の通り

バルカン協商四國代表は去る二日
より前後三日間ベルグラードに會
同相互に意見交換を遂げた結果滿

場一致の諸項を承認した
一、東南歐に於ける平和、秩序及
び安全保障の維持は四國の共通
利益である
一、東南歐を戰局外に留らしめる
ため四國は今次戰爭に對する各
國獨自の立場を嚴格に維持し、
以て平和的政策を斷乎遂行する
の固き決意を有する
一、四國はバルカン協商の域外に
出でず、以てバルカン協商獨自
の目的を遂行し、如何なる他國
も目標とせず、且つ加盟各國の
獨立及び領土保全の權利維持に
つき共同的監視を怠らない
一、四國は相互理解及び平和的提
携の協調的精神を以て隣接國
との友好的關係を維持促進せん
とする眞摯なる希望を有する
一、四國は相互の經濟的紐帶並に
交通を強化完成を欲する、就中
通商交易を整備する
一、バルカン協商協定の有効期間
を一九四一年二月九日より更に
七ヶ年延長する

一、次回會議は一九四一年二月ア
テナに於て之を開催すること
とし、次期會合迄常に密接なる關
係を維持することを決議する

バルカン交渉活潑化せん
ベルグラード【六】四日閉會した
バルカン會議は經濟的分野に於ける
以外、更に進んで協商國間の提携を
強化することに失敗したがベルグラ
ードに於ける外國人消息筋では今後
バルカン各國は自己の安全保障を求
めるため夫々強國との間に活潑な交
渉を開始するであらうと次の如き觀
測を下してある

一、ユーゴスラヴィアは近くユーゴ
ハンガリー兩國間の友好協定締結
交渉に際しイタリヤに對し仲介者
に立つ様要請しよう
一、トルコはブルガリアと更に密接
な關係を結ぶためブルガリアをバ
ルカン協商に引き入れようとする
しよう
一、ルーマニアは恐らくドイツとの
通商交渉を續行しよう、この點ド
イツは貿易増進の代償としてルー
マニアの領土保障を申し出たと
いはれる
一、ギリシヤは既にトルコと同盟し
てゐるから益々英佛兩國側に動く
ものと豫想される

バルカン會議と伊紙
ローマ【七】四日閉會したバルカ
ン會議に關しイタリヤ各紙は右會議
に依り何等新奇なる結果は齎されず只
各協商國が東南歐に於ける平和維持
の熱意あるを確認したのみと稱して
ゐる、ジョルナレ・デイタリヤ紙
も五日の同紙上にバルカン會議に關
し左の如く報じてある

バルカン會議終了に際し發表せら
れた共同コミュニニケを一瞥する
に英佛兩國の望むが如きイタリヤ
を首班とする所謂バルカン中立ア
ロツクに關する一言も觸れてゐ
ない、イタリヤ自身嘗てかゝる中
立プロック結成に付て各國を勧誘
した事實はないのである、只特記
すべきはバルカン協商國が等しく
戰禍より逃れ度いと云ふ一致した
意思を表明したことではイタ
リアの中立的態度に勢を得たもの
と見られる
協商延長は羅の成功
ブカレスト【八】ベルグラードに
於けるバルカン會議は豫定通り四
日を以て終了したが昨春秋以來危機
に直面したルーマニアが交戰國は勿
論第三國に對する中立政策を巧みに
運用してバルカン協商の價値を高か
らしめ今回遂に協商の延長をなし得
たことはルーマニアの成功と見られ
てゐるガフエンコ外相の機關チン
ブル紙は五日紙上で
一、協商國がその國家の利益を拋棄
若くは讓歩しないことは他の協商
國に對する實力援助の保障をなす
最大手段である
と述べてゐるが一方ユニヰヰルサル
紙は
バルカン協商の紐帶はこの時局に
あつては勿論將來平和が到來する
ときも有効である

と論じルーマニアがドブルヂヤ、ト
ランシルヴァニア、ベツサラヴィア等
何れも自己權益拋棄を意味する問題
に關しては讓歩の意思なきことを暗
示して注目された
バルカン諸國黑海條約締結説
ニユーヨーク【九】バルカン協商
國會議が參加國の中立、獨立及び通
商協調等を確認し豫期以上の成果を
收めて終了したことは英佛獨伊諸國
でも歡迎されたのであるがUP電によ
れば之に次いでバルカン諸國の關係を
強化し延いてはソ聯の南下を阻止す
べき黑海條約が締結されるに至るの
ではないかとこの觀測が行はれてゐる
その主唱者はルーマニア國王カール
二世、ユーゴスラヴィアのバウル攝
政でサラジョゴル土外相も之を支持
して奔走中と傳へられる、現在右に
參加すべき國家としてはルーマニア
トルコ、ブルガリアが擧げられてゐ
るがギリシヤも亦黑海の運輸保護の
ため參加するのではないかと報ぜら

一、バルカン協商國の域外に出でず、以てバルカン協商獨自の目的を遂行し、如何なる他國も目標とせず、且つ加盟各國の獨立及び領土保全の權利維持につき共同的監視を怠らない

一、四國は相互の經濟的紐帶並に交通を強化完成を欲する、就中通商交易を整備する

一、バルカン協商協定の有効期間を一九四一年二月九日より更に七ヶ年延長する

れてゐる、若しかかる條約が成立すればルーマニア及びブルガリアの接近が齎され東歐洲の安定がよりよく保障されるわけである、尙サラジヨグル土外相はバルカン會議出席の途次にもブルガリアを訪問したがブルカン會議よりの歸路ソフィアに再立寄り國王ボリス三世及びキョセイザアノフ首相と協議することとなつてゐる、サラジヨグル土外相の意圖は協商國とブルガリアとの和解に努めるに在りといはれるがそのブルガリア訪問は黒海條約説とも關聯して注目されてゐる

土外相ソフィア訪問

ソフィア【二二】 サラジヨグル土外相は六日午前ベルグラードよりソフィアに到着した、サラジヨグル土外相のソフィア滞在は數時間に過ぎず午後五時ソフィア出發アンカラ歸還の途についたがその間國王ボリス三世及びキョセイザアノフ首相と會見しバルカン今後の情勢に對處すべき土物兩國關係につき會談を遂げた

バルカンの不安解消せず

ニューヨーク【二二】バルカン協商會議が四日圓滿に終了し續いて黒海協定締結の氣運さへ報ぜられこれを機會に東南歐諸國の緊密化傾向が期待されたがその後當地に達したバルカン情報に依れば右會議取極事項の内最大の收穫といはれる領土保全條項に對し現狀不滿國たるハンガリーアルガリア兩國が強硬に反對し右條項の意義につきバルカン協商各加盟國に對し具體的説明を求めに至つた、即ちハンガリー外交の代辦機關ベスターロイド紙は六日の紙上社説に於てバルカン協商の崩壊を示唆し

ベルグラードに於ける今次バルカン協商會議は危險性に富んだものであり恰かも没落した小協商を想起せしめるものがある、若しバルカン協商國が二百萬のハンガリー少數民族を有するルーマニア領トランシルヴァニアの國境保全を確認するものであるならばハンガリーは多年の宿志たる同地方返還交渉のため一語を費す値打もないと言ふことになる

各紙も

東南歐に平和を齎らんとするたれば領土返還問題が當然討議されねばならないのであるが今回のバルカン協商會議はそれを全然無視したこれでは失敗に終つたと言つても過言ではない

論じてゐる有様である、抑々バルカン協商會議は獨ソの進出を未然に阻止する目的の下にイタリアが後楯となり洗勃兩國就中ハンガリーの強硬態度を慰めてをいて漸く會議を開かする段取に漕ぎつけたものと諒解されてゐたものであるが今日に至りかかる強硬な言辭がハンガリー及びブルガリアから出るといふことはバルカン諸國の利害の錯綜が容易に調和され難く又イタリアが東南歐諸國に未だ充分な牽制的勢力を有してゐない現實を暗示したものであり従つてバルカンは容易に不安狀態から脱脚し得ないのではないかといはれる

羅馬空相國民を鼓舞

ブカレスト【二二】二日ルーマニア海空相テオドレスコ將軍はルーマニアの軍備の充實を強調する要旨次の如き演説を行つて國民の士氣を鼓舞

アニマール

ルーマニアの海軍並に空軍は現下の國際狀勢に對應するため大々的に増強されつゝある、空軍に就いてはルーマニアは最近多量の航空機資料を外國に發註した、又海軍に關してはルーマニアは外國に頼らず自國で造船出來る様にこの方面の施設に於ける最も優秀な乾ドックを有してゐる、かくてルーマニアは凡ゆる事態に對處する準備を完了した國民は自信を失つてはいけないフィンランド軍の勇敢な抗戦は凡ゆる小國家に勇氣を與へるものがある

英國紙瓦英政變

ブカレスト【二二】英獨石油爭奪戰の目標となつてゐるルーマニアの立場は愈々困難を加へてゐるが對獨石油供給に對する英佛の妨害壓迫はルーマニア國內一部の反感を買つてゐる模様で殊に國家主義を標榜するグレンツール、並にユニヴェルズル等の二有力紙の如きは連日に亘つて反英攻撃を行つてゐる有様である、即ちグレンツール紙は三日の紙上に於て果して西歐諸國が中立國の獨立を尊重するや否やは疑問だと左の如く論じてゐる

羅馬空相國民を鼓舞

ルーマニアが自國産の石油並に鑛産物を如何に處分しやうとそれはルーマニアの勝手である、何故西歐諸國は此の問題に就いて大騒ぎをするのか西歐諸國の態度は我々をして西歐諸國に果して中立國の獨立を尊重する意志ありや否やを疑はしめる、西歐諸國は情勢の變化に應じて色々獨立の意味を變へてゐる有様だがこれは我々の絶

對に諒解し得ないことである

宮崎駐羅公使着任
ブルカレスト【二二】駐佛大使館參事官よりルーマニア公使に榮轉した宮崎勝太郎氏は赴任に先立ちイタリア及びブルカン各國を視察中であつたが四日在日ブルカレストに到着した

對に諒解し得ないことである

ブルカレスト【二二】

ブルカレスト【二二】ルーマニア政府は六日同國外國貿易統計を發表した

ブルカレスト【二二】

ブルカレスト【二二】ルーマニア政府は六日同國外國貿易統計を發表した

ブルカレスト【二二】

ブルカレスト【二二】ルーマニア政府は六日同國外國貿易統計を發表した

了した獨土新通商協定はその後正式調印方に關してドイツ代表より本國政府に請訓中であつたがドイツ側は協定中に規定の制限金額増加側に就き新要求を提出し來つたため豫定通り正式調印には至らず出發點を新にして再交渉を續行し難關打開を計ることとなつた

トルコに又激震

アンカラ【二二】昨年末の大地震以來トルコには頻々として地震が起つてゐるが三日夜又もやアナトリア地方に大規模の強震が起つた、震動は昨年末の大地震に次ぐ激烈なもので四日午後迄にアンカラに達した情報に依ればエルチンガン(トルコ東部)地方の二村落は全滅、死者百五十、重傷傷數百を出したといはれる

近東情勢緊迫

土海軍獨造船所占領
イスタンブール【二二】八日トルコ官邊の滲らす所によればトルコ海軍陸戰隊はボスフォラス海峡に臨む戰略要地ポルデン・ホーン入江に於てドイツ人所有のクルツツ造船所を占據した、一方トルコ政府は八日トルコ海軍が招聘して潜水艦其他の建造に従事してゐたドイツ海軍技師を解雇した旨發表したが英佛土相互援助條約成立以來悪化の一途を辿つて來たトルコに居住してゐた多數のドイツ市民、就中商人は續々トルコを引揚げるこの事實を認めつゝありトルコ側ではドイツ人のかゝる大量引揚げを以てドイツが對英佛作戰に必要とする人的資源を補給する爲と見てゐるが獨土關係が最近著しく悪化した

トルコに又激震

アンカラ【二二】去る廿日トルコに於いて假調印を

コルト

アンカラ【二二】去る廿日トルコに於いて假調印を

一、最近ソ聯が近東方面に大軍を集結してゐる事
一、ドイツの對バルカン工作が積極化して來た事
等の事實により今春までには歐洲の戰火がバルカン、近東に波及するは先づ避け難いとの氣配が濃厚となるに至つた

獨政府態度慎重
ベルリン【二八】トルコ海軍がボスフォラス海峡のクルツツ造船所を占據したとの報道はドイツ政界にも多大の衝動を興へてゐるがドイツ官邊は極めて慎重な態度をとり八日新聞記者團に對し

この様な事件はトルコでは屢々起ることであり今後兩國の折衝で事件は圓滿に解決出来ると思ふと語つた、更にこの事件によつて獨土外交關係が斷絶するやうなことはないかとの質問に對しては次の如く答へた

この事件によつて特別な事態が發生しないといふことは保障出來ない、然しドイツ政府としては目下駐土大使からの公式報告の到達するのを待つて居りこの公式報告を充分検討した後如何なる措置をとるかを決することゝならう

獨技師不穩を企圖
イスタンブール【二九】トルコ政府は八日トルコ海軍に招聘中のドイツ海軍技師を解雇し近東情勢緊迫の折柄一大センセーションを捲起したが右に關し九日官邊の語るとに依ればトルコ政府がドイツ海軍技師を解雇したのはドイツの諜報機關が近東方面に於て意業其他の大規模の擾亂陰謀を計畫中なる事が判明した爲である、即ち之等のドイツ人技師は

陰謀團の手先となつてベルリンよりの指令一つで爆發列車破壊其の他の暴動を捲き起す計畫であつたと云はれる
近東に英佛の大軍集結
パリ【二八】獨土關係の緊迫化に伴ひ近東の情勢は漸く風雲急を告げるに至つたが八日フランス官邊筋の洩す所によればフランスは萬一の場合に備へ既に二十七萬五千の兵力をフランス近東軍司令官ウエイガン將軍の廳下に集結せしめたと云はれる、ウエイガン將軍は目下ウエーグネル將軍麾下のエザブト駐屯英國部隊檢閲のためエザブトに在るが若し戰禍が近東又はバルカンに波及する場合は英佛聯合軍司令官に任せられる筈である、一方ルーミアニア、ギリシヤ、トルコ等のバルカン中立諸國もソ聯及びドイツの春期攻勢の危機に備へて三月中旬迄には夫々動員を完了する豫定であると傳へられウエイガン將軍は既に二週間前アンカラに於てルーミアニア、ギリシヤ、トルコの軍當局との間にバルカンに對する獨ソ兩國の行動が起つ場合に對處する共同作戰に關し協議を行つてゐる更に確實な方面の漏らす所によれば英佛兩國が近東方面に集結した總兵力は五十萬に上るといふ近東バルカンの情勢は漸次緊迫の度を加へつゝある

アメリカ

任する事となつた
大統領海軍擴張修正案支持
ワシントン【二六】ゲインソン下院海軍委員長は六日ホワイト・ハウスにルーズヴェルト大統領を訪問去る一月廿一日下院海軍委員會が暫定的に採擇した海軍擴張修正案に付き協議した右會見後新聞記者團に對しルーズヴェルト大統領は下院海軍委員會の修正案を承認した旨左の如く語つた

余は下院海軍委員會修正案に付きルーズヴェルト大統領と協議したが大統領も六ヶ年計畫十三億弗の海軍擴張原案に代るものとして二ヶ年計畫六億五千四百九十萬二千弗の修正案を支持された
米陸軍に超快速追撃機
ワシントン【二七】ベル・エアクラフト飛行會社は今回陸軍航空隊へ世界最新式を誇る超快速の追撃機「エアー・アコニラ」機を納入した旨一日發表した、「エアー・アコニラ」機は全金屬製超流線型で時速四百哩を有し機關砲一門、機關銃四機を搭載してある等の機關砲並に機關銃は全部操縦士席から自動的に發射し得るやうになつてゐる發動機は型水冷式一千馬力一臺を備へてゐる

時速九百浬の飛行機製作可能
バツファロー【二八】米國陸軍航空部のドン・ペルリン・ロバート軍航空部二技術師による超スピード追撃機の研究は航空力學の新分野を開拓すべく着々と進められてゐるが八日兩氏の語る所によれば今後二ヶ年以内には時速八百浬、更に五年後の一九四五年までには時速九百六十浬の驚異の超速飛行機を製作し得る見込みがつくに至つたといはれる、而して兩氏の研究も空氣動力學を基礎とするもので補助翼の如き裝備によつて翼並に機體の面積を縮小し飛行機全體の形を流線形とする等によつて音響の速度に近い速力を出さしめんとするものであるが兩氏の語る超速飛行機製作研究の内容は次の通り

研究の對象となつてゐるものは優秀な發動機を製作することではなく非常な速度から生ずる自然現象の支障を克服するにある、即ち我々の研究途上最大の障壁をなすものは高速度によつて生ずる空氣の流動現象で飛行機が音響と殆んど同様の速度に達した場合は
一、現在の空氣動力學の理論とは全く異つた状態が發生し
一、翼の形並に組織は繩の一匹、露の一滴でも直ちに安定を失ふやうな危険極まる状態となる
而して翼面を流れる空氣は翼の後方に眞空をつくりこれは恐るべき力を以て飛行機を後方に惹くことゝなるが我々の研究目標はこの眞空状態の發生を如何にすれば避けることが出来るかといふ點にある

米海軍大演習迫る
ニューヨーク【二九】四月より五月にかけて大々的に舉行される米海軍今年の年次大演習は例年のことながら演習要目、演習地の位置など關して何ら明確な發表がなく新聞記者寫眞班、映畫班などの便乗も嚴禁され極秘裡に實施されることゝなつた今回の大演習想定は英獨海戰の實蹟を研究した結果新たに編成された「作戰第二十一號」と稱されるもの

大規模の立體作戰と信ぜられるが現在までに判明せる實施要項は左の通り
一、演習地域は太平洋とのみで不明だが消息通の推測によるとアラスカ、ハワイ、パナマを結ぶ國防線の強きを試すことを主要目的とし同時に空軍殊に長距離優秀機を徹底的に活用し以て立體的攻撃力と防禦力の威力の程度を具體的に測定せんとするものと信ぜられ空軍の活動は多分右國防線を越えてはるかに西の方にまで及ぶだらうと言はれてゐる

一、全體隊を二分し戰團艦隊司令官スミューグ大將がその一つを率ゐる索敵艦隊司令官アドルフ・アス・アソンドル中將が他を率ゐる、聯合艦隊司令官ジエムス・リチャードソン大將が審判官として攻防戰を統監する
一、演習は四月初旬に開始され五月末に太平洋沿岸の根據地へ歸るまで二ヶ月にわたリ續けられるがその途中四月二十六日から數日間ホルルと眞珠灣に自由上陸が許されることになつてゐるから演習はこれを境として前後二期に分たれ五月中旬最高潮に達するものと豫想される
一、なほ右の他大西洋艦隊はカリブ海海兵隊と共同演習をすてに開始してゐる模様である
グアム島武裝を主張
ワシントン【三〇】前合衆國艦隊司令官ブロッツク提督は一日米國々防愛國婦人會議に出席、グアム島の防備は米國の極東に於ける權益の擁護に絶対に必要なりとて左の如き啓蒙

演説を行つた

若し米國が豫定の如く一九四六年にフイリッピンから永久に手を引く曉には米國はグラム島に難攻不落の海空軍根據地を構築するに非ざれば極東に於ける米國の權益擁護は期待出来ない、而してこの東洋に於ける米國の權益擁護には二つの方法があるがその一つは勿論グラム島の防備であり、その二はフイリッピンの獨立後にも比島の強力な海軍根據地建設に關し米國政府が特定の權限を留保することである、實際問題として極東の米國人權益の侵害に對してはハワイを基地としては有効な防衛措置を講じ得るとは考へられない

☆ 對歐和平工作說

米國務次官渡歐

ワシントン【二九】 ルーズヴェルト大統領は九日ウエルズ國務次官を英佛獨伊各國へ視察のため歐洲に派遣することに決定した旨發表した、但しルーズヴェルト大統領はウエルズ次官が今回の歐洲派遣に際し何等の提案を行ふものではない旨同時に發表した、ウエルズ次官は来る十七日ニューヨーク出帆のイタリヤ汽船レックス號で渡歐す豫定で先づイタリアから視察を開始する等であるが同船には過般教皇廳派遣特使に任命されたUSステール會社重役會々長マイロン・テラー氏も乗船する事になつてゐる、ウエルズ次官の渡歐に關しハル國務長官は九日の定例会見で

ウエルズ次官がイタリヤ以外の國を如何なる順序で訪問するかは未だ判然しない、尙ウエルズ次官の

歐洲滞在期間については恐らく數週間であらう

▲大統領聲明

ワシントン【二九】ルーズヴェルト大統領は九日新聞記者團との會見に際しウエルズ國務次官を英、佛、獨、伊の諸國に派遣する旨發表した公式聲明の要旨次の通り

ウエルズ國務次官は近く渡歐し英佛獨伊の諸國を訪問することになつた、この渡歐の目的は一に歐洲の實情を視察し之を大統領及び國務長官に報告するにある、同次官にはこれ等諸國政府に米國政府を代表して如何なる提議も言質をも與へる權限を與へられてゐないのみならず右會議の内容は嚴秘に付され大統領及び國務長官にのみ報告することになつてゐる

尙右言明に引續き

ウエルズ次官は何か和平提案を携行するかとの質問が行はれたが之に對してルーズヴェルト大統領は予の言を勝手に布衍したりしては危険である

▲米國和平工作に乗出す

ワシントン【二九】歐洲戰局に對する米國政府の態度は各國關心の的となつてゐるがハル國務長官は九日記者團との定例会見に於て米國政府は國際經濟再建並に世界的軍縮を目標として中立諸國との間に既に平和に關する交渉を開始した

と言明した、恰も同日ルーズヴェルト大統領がウエルズ國務次官を英佛

獨伊の各交戰國へ視察旅行に派遣する旨發表したのと相俟つて愈々米國政府が和平斡旋工作に乗出したものとして極めて重視されてゐる、尤もルーズヴェルト大統領もハル國務長官も特に記者團に對し本日の發表について勝手に布衍したり推測を下したり又は何等かの結論を引出したとすることは危険である

と注意したが米國政府は一日も早く歐洲の平和を回復せんとすべく愈々近々本格的活動を開始する前提であるとAP通信記者も觀測してゐる

▲國務長官公式聲明

ワシントン【二九】ハル國務長官は九日新聞記者團との定例会見に際して平和交渉開始の聲明を發表、地域を限定せず國際經濟組織の萬全化と軍備の縮少を眼目とし全世界の平和達成を念願して豫目折衝が既に開始せられてゐる旨左の如き公式聲明を發表した

余は今日世界の多くの地域に於いて戰爭狀態が存在し且かゝる戰爭狀態が中立國に影響を及ぼし之等中立諸國が擧つて恒久的な健全な世界全般の平和克服を希望しつゝある事實に鑑み米國と中立國政府との間に非公式外交折衝が既に開始せられて居りかゝる折衝は今後も中立國全部との間に繼續されるであらう事を發表したい、然し乍ら右外交折衝は何等の具體的な和平計畫を含むものではない健全なる國際經濟組織並に全世界に互る軍縮に關する豫備的問合せの性質のものであり現在の戰爭狀況に關係ある問題はかゝる豫備的會談の一部ではないことを強調したい、かゝる會談は勿論將來の和平に前記の二つの問題が關係する限り交

戰國にも擴大し得るものである

右聲明に引續きハル國務長官は既に折衝を開始せる中立諸國の國名を明示せよとの質問に對しては回答を避けたが、國務省筋ではハル國務長官が既に兩週以來歐洲中立國の大公使數名を招致會談を行つたと語つてゐる、尙國務省當局ではハル長官の右公式聲明は九日ルーズヴェルト大統領が新聞記者との會見に際しウエルズ國務次官の歐洲派遣に關する言

明とは無關係なる旨力説してゐるがハル長官は記者團と追及に對し「ウエルズ次官が往訪すべき國の政府は全部その往訪を歓迎してゐる」と答へたのみで果して同次官がこれら諸國の首腦部と直接會談を試みるや否やについては回答を拒否した

▲米議員と米運動を歓迎

ワシントン【二九】ルーズヴェルト大統領並にハル國務長官の和平運動は一般に米國會議筋の歓迎をうけてゐるがその結果についてはいづれも豫斷することを拒否してゐる、右和平運動に對する主要上院議員の見解は左の通り

△ジョンソン議員(加州選出共和黨) 他人のことは氣にやむ必要はない我々は自分達のことに専念すればよいのだ

△トマス議員(ユタ州選出民主黨)

目下の歐洲情勢に關する生新しい信憑するに足る情報をお々に與へる措置なら種類の如何を問はず大歓迎だ

△ホルト議員(ウエスト・ヴァージニア州選出民主黨)

故ウイルソン大統領も嘗て同様なことを試みて失敗した、ルーズヴェルト大統領は結局我々を戰爭に引きずり込んだ故

ウイルソン大統領の外交政策に一步步々近づきつつある

△キング議員(ユタ州選出民主黨)

今回の措置はまことに賢明でありウエルズ國務次官のムソリーニとヒトラー離間策が成功することを希望する

△ワグナー議員(ニューヨーク選出民主黨)

素晴しい考へだ、政府の努力が成功することを望む

和平運動を官邊重視

ワシントン【二九】ルーズヴェルト大統領及びハル國務長官が九日新聞記者との會見に行つたウエルズ國務長官の遣歐の發表と和平豫備折衝に關する聲明に關してA・P通信社ではワシントン官邊ではこれは明かに米國の和平運動乗出しを示唆したものであると觀測してゐる左の如く報じてゐる

ワシントン官邊では右聲明に關して米國政府が和平問題を考慮してゐる事は疑ひないと思ふしてゐる而してこの和平思想は未だ明瞭に具體化されてゐないが若しウエルズ國務次官が機熟せりと判斷するか又はハル長官の外交交渉が結實するかしたならば米國が公式の和平折衝に乗り出す可能性は充分存在すると見てゐる、更に某高官はウエルズ國務次官の訪歐の時期選擇が重要な意味を有つてゐると解してゐる即歐洲の戰局は天候が回復すれば春季攻勢が展開さるべく若し斯る攻勢が開始されたとするならばその攻勢は長期に亘る可く、現在存在するが如き和平の機會といふものは極めて絶望的となつてあらう、従つてウエルズ次官の渡歐はかゝる春季攻勢が開始さ

れる前に一通り完了せねばならぬとしてある

▲國內的效果が眼目か ワシントン
【二九】 ルーズヴェルト大統領が九日發表したウエルズ國務次官の歐洲派遣を繞つて諸種の觀測が行はれてゐるが直ちにこれを歐洲和平工作に結びつけて考へることは聊か性急に過ぎる嫌ひがありルーズヴェルト大統領としては寧ろ對國內效果を狙つたものであるとの觀測も相當有力である、この説によれば現實在現在が歐洲和平和幹旋に乗出すべき時期でないこと又乗出しても成算のないことはルーズヴェルト大統領も良く知悉してゐる所であるがこの種ジエヌチヌアは國內的にルーズヴェルト大統領とルーズヴェルト政府の聲望を高めると大きな効果があり去るクリスマスを期してUSスチール重役會長マインロン・テラー氏をローマ教皇廳に派遣する旨聲明して歐洲和平和幹旋の地均し工作の如き印象を與へたと同僚今秋の大統領選舉を前にしての極めて巧妙な作戦であるとされてゐる、更に今回のウエルズ次官の歐洲派遣にはもう一つの面があるといはれる、即ち現在ケネディ駐英大使は歸國しフロリダに靜養中で既に滯米期間一ヶ月半餘に及んでゐる、更にブリット駐佛大使も九日米國に歸還する豫定で米國はこの時期に英佛兩國に對し大使を御留守にしてゐるわけである、かくてウエルズ次官はこの場塞ぎの役を勤めると共に他方前記の如く米國が恰も何らかの和平工作を行ふかの如き印象を與へる効果があるとの見方である、更に憶測を逞しくすれば若しケネディ駐英大使が辭任する場合は後迄にウエ

ルズ次官を据える意圖かとも見られ又ルーズヴェルト大統領が第三期大統領戦に出馬しない決心を堅めハル國務長官を大統領候補に推した場合はウエルズ次官を國務長官に昇任せしめる爲にウエルズ次官に重味をつけるといふ見方もあるがこれに餘りにも穿ち過ぎた見解であらう、諷くもウエルズ次官の渡歐が直ちに歐洲和平工作に關係ある如く見るのは尙早で従つて前大戦當時ウイリソン大統領の懷刀ハウス大佐の歐洲行とは多少趣を異にするものと見るべきであらう

▲獨官邊は多大の關心 ベルリン【三〇】
九日ドイツ政府スポークスマンはウエルズ次官の歐洲訪問につき云々するのは未だ尙早であらうと左の如く語つた
ウエルズ國務次官の歐洲訪問はドイツとしても多大の關心を有つてゐる、然しウエルズ次官の訪歐の眞の目的が未だ判然としないからこれに對し兎角言ふことは尙早であらう

▲英政府は歓迎 ロンドン【三一】
英國政府スポークスマンは九日ウエルズ次官の英國訪問を歓迎する旨左の如く語つた
ウエルズ國務次官のロンドン訪問は極めて結構なことである、ウエルズ次官は必ずや英國に於て熱心な歓迎を受けると共にルーズヴェルト大統領が歐洲情勢の明確な見通しをつけるために英國が提供し得る凡ゆる情報を入手出来るであらう、一方和平問題に關しては英佛兩國の戰爭目的並に和平條件は既に屢次に互に開明した所であり

歐洲民主國と同様米國にも充分知られてゐる筈である
尙英國政界でも一般に今回の米國のジエヌチヌアを歓迎してゐるが果して和平が近き將來に於て實現するか否かは未だ疑問としてゐる
▲時期尙早(イタリヤ官邊) ローマ【三二】
ルーズヴェルト大統領の和平運動開始説に逸早くローマに傳へられイタリヤ官邊筋では驚愕と興味を懷疑を混合した複雑な念を以てこれをみてゐるが九日午後これに關して次の如き觀測を下してゐる
歐洲の平和を克服すべき時期は未だ熱してゐない、而もルーズヴェルト大統領は從來英佛兩國の味方だと見られてゐる關係上實現可能な平和克服の方式を見出すことは極めて困難であらう

▲ハル聲明の實體は不明
ワシントン【三三】 ハル國務長官は九日中立諸國の健全な國際經濟維持及び軍縮問題を根幹とする非公式會談を開始した旨聲明したが右非公式會談の實體は不明でこれが動機に於いても判然としない、或は今議會で問題になつてゐる互惠通商政策の立場を擁護する爲めこれが援護的措置ともとられる、且は又歐洲に於ける中立諸國が戰爭に捲込まれる危機にあるのに對し之等中立國の立場が間接に擁護し就中獨り側に中立國が導かれる危険を防止する策かとも見られてゐる、然し乍ら問題は暫く藉するに時を以てしない限りその眞の意圖の那邊にあるかは判明しない、唯國務省當局が繰返し念を押した點は右問題がウエルズ國務次官の歐洲行と何等の關係もないといふ事である、之を善意に解釋すれば中立國と

の非公式會商は戰爭擴大防止に資する方策と見られるが具體的に果して何等かの結果を得られるかは別問題であるときとされてゐる、これを要するに今回のハル國務長官の聲明實體は頗る漠然たるものである
▲獨、米の和平乗出しに關心
ベルリン【三四】 ルーズヴェルト大統領がウエルズ國務次官を英佛獨伊に派遣して各交戰國政府首腦と直接會見せしめ和平の動向を打診するに決定したとの報道はベルリン國際記者團の間にセンセーションを起してゐるが外務省筋は十日ドイツ政府は未だ米國からこの點に就き何等公式通告に接せず新聞報道を知るのみだから使節派遣が實現した場合のドイツの態度に就いても勿論言明出来ぬと多く語るを避けた、然し現在の戰局冬眠状態が一旦破れてドイツが必死の攻撃を開始することになれば和平の端緒を掴むことと絶望となるは明であり米國がこの機會に歐洲戰に對し積極的介入の姿勢を示さんとしてゐるのは先の教皇廳特派遣と關聯して極めて注目し値するものと見られてゐる

▲米次官の訪歐と對日關係
ニューヨーク【三五】 ルーズヴェルト大統領の平和提唱は當地消息通間では既に昨年末以來氣構えられてゐたところであるがウエルズ國務次官の渡歐計畫が發表され且つ國務省が既に中立國と非公式談合をしてゐる旨が判明した結果遽に各種議論や豫想が百出し話題の中心となるに至つた、而してワシントンの公式聲明はウエルズ次官の渡歐を單なる調査旅行乃至情報入手のための談合と稱し極めて控え目な云ひ廻しをしてゐる

が之は幹旋失敗の場合を慮りての豫防線と解釋され居り實質的にはウエルズ次官の使命は故ウイリソン大統領が一九一五年ハウス大佐に命じたところと規を一にするものと信する向が多く彼は單に英佛獨伊の現状を觀察研究するに止まらず
一、歐洲に反共プロツク結成の可能性ありや否や
一、ソ芬紛争に伴ひ起るべき諸問題
一、米國の對日禁輸實施の場合歐洲諸國より何程の協力を期待し得べきや

等々の如き幾多の問題をも突込んで研究するにあらうといふの噂が高い、然も彼は昨年七月通商條約廢棄案が決定された時原案立案者の最も有力な一人であつたと傳へられてゐる程對日政策に關し強硬且純理派の一人であるから今回の渡歐は日本側としても警戒を要すると解されてゐる、右に對する歐洲からの反響は極めて微妙で平和提唱は時期尚早なりと云ふ點だけは夫々異つた反應を示してゐる、即ち英佛では來訪を歓迎し出來るだけ協力する旨言明して居り又實際さうすることに依り米國の對英佛好意を濃厚ならしめる機會を逃すまいとしてゐるものとみられる、イタリヤは一應歓迎とは云つてゐるが實際平和を齎すことが出来るかどうかを疑つてゐるやうであり冷淡な態度で成行を見守つてゐるものと解される、ドイツ側はもう少しウエルズ國務次官の方針や意義が具體的に判明するを俟つた上で批評をしようとする氣持らしく且之を利用してその責任を出來るだけ英佛側へ轉嫁する機會を作らうとしてゐるやうに見ら

れる節がある、ソ聯は注目しつゝ沈黙してゐると云ふ形でモスクワからは今日迄米人特派員に依りたゞ一行の反響も打電されてゐない、最も興味深いのは北歐諸國からの反響であつてウエルズ次官の旅程にソ聯及び北歐が含められてゐないことは不可解極まるものだと云ふ聲が高くスカンヂナヴィア方面での観測により限り片付きを得るものではないから渡歐は真の國際的運動と云ふよりも寧ろ米國自身の對内政策、殊に大統領選挙を控へての内政的ジメスチエが多分に含まれてゐないかと思へ云はれてゐる、ストツクホルム、ロペンハーゲン等からの反響の多くはウエルズ次官により平和が齎らされることは望めないがフィンランドに對する米國からの援助を漸大させる動機となれば何よりだと思ふ點も強調してゐる、而して各國とも點も知らうとしてゐることは大統領の今回の舉が歐洲戰亂を傍觀して無爲に過すと云ふ批難を受けることを避けるための單なる申譯的ジメスチエであるか、それともフランクリン・ルーズヴェルトの名を歴史的に不朽ならしめんがための大芝居の前奏曲であるかどちらかと云ふこととこれは今少し模様を見る他はないと思はれてゐる

戦後の國際關係が目標

ハル長官言明

ワシントン【二七】ルーズヴェルト大統領が九日發表したウエルズ國務次官の歐洲派遣と中立諸國との非公式會談の内容に於き十日ハル國務長官は新聞記者との會見席上凡ゆる角度よりする質問を受けたがハル長官

は問題の中心は戦後の國際關係を指すものであると左の如く説明し

政府はウエルズ國務次官を歐洲に派遣するに決し又現在ワシントンに於いて中立諸國代表と非公式會談を行つてゐるがこれらの目的とする所は平和の克復と歐洲戰争後に於ける世界經濟の再建にある、この方策の基調は軍備擴張の停止乃至軍備縮小及び完全なる自由商業政策の採用であるが世界が全體主義的經濟的アウタルギイを排除せんと思ふ以上この二目的を達成することが刻下の喫緊事である、中立國との非公式會談も之が原則に基くものであつて右二つの問題以外は何も考慮してゐない、中立國プロツクを作るとか世界全體に亘り中立國の協同政策を討議するとかの問題ではない

と述べた、更にソ聯が今歐洲諸國の問題に對し重大役割を演じてゐるが近く訪歐するウエルズ次官は何故モスクワを訪問せぬのか

との質問も出たがハル長官はこれに對し答辯を避け且つソ聯との間に何等かの話し合ひがあるかとの質問に對しては何等ないと答へた、米國が如何なる中立國と非公式會談を始めたいか就ては國務當局は尙口を練つてゐるが南米諸國を含む事は勿論であるが所謂オスロ協商國グループの諸國を含むものと見られてゐる、何れにせよ中立諸國との會談が現在當面の問題でなく戦後の軍縮及び經濟通商政策にあるとのハル長官の言明は益々以て右會談の性質が漠然たるものである事を語るものである

☆對日問題

對外融資法案議員會通過

ワシントン【二七】ビツトマン上院外交委員長は七日午後上院外交委員會會對芬借款供與を中心とする對外融資法案や審議の結果十二對六で之を可決した旨言明した要旨左の通り

- 一、輸出入銀行の資本金を一億弗だけ増資する
- 一、一國に對する借款供與額を二千萬弗だけ増額する
- 一、米國の個人投資家が保有し得る債券中にフィンランド債券をも加へるよう聯邦證券取締委員會をして至急取計はしめる

尙ビツトマン外交委員長はこれに依りフィンランド及び支那に對し二千萬弗の新借款を與へ得ることとなつた旨言明した、右對支對芬借款は非軍事物資の夫々の國への輸出を條件とするものであるが對支借款の代償として米國政府は支那より銀を輸入する意向と信せられる

對支新借款を考慮
ワシントン【二七】上院外交委員會は七日支那及びフィンランドに對する新借款供與を可能ならしめる對外融資法案を可決したがビツトマン外交委員長は七日右法案に關し之によつて支那への新借款が可能となる旨左の如く語つた

本法案によつて新にフィンランド及び支那に對して夫々二千萬弗の新借款を與へる事が出来る、政府として支那より銀を輸入する代償として支那に對し借款を與へる意向を有してゐるものと信ずる

又聯邦融資局長官ジェシー・ジョーンス氏は七日重慶政府當局は既に米

國と借款交渉を開始せる旨左の如く洩らした

重慶政府當局は米國より總額七千五百萬弗の新借款を獲得すべく既に對米交渉を開始してゐるが果して幾許の借款を供與するかは新法案の成否如何によるわけだ

尙新法案による借款は非軍事的目的に使用される物資に限られてゐるが鐵條網、テント、トラツク、瓦斯マスク、醫療品等事實上軍事上の重要性を有する物資の購入に差向けられることは差支へないものと解されてゐる

對支借款供與と對日禁輸論緩和
ワシントン【二八】上院外交委員會は七日對芬對支借款供與を目的とする對外融資法案を可決し同法案は九日上院本會議に於て審議せられることとなつてゐるが之に關し上院議員一般の意見は同法案の通過は却つて議會方面の對日禁輸政勢を緩和することとならうと辨てゐる、ジョンソン共和黨上院議員は之に關し次の様に語つた

對日禁輸問題を繞る狀態は全く「計り知れざる神秘」である、國務省方面は全く沈黙を保持し何時公聽會其他の行動が始まるかに付いて何言明示するところないが若し對支借款供與が實現した曉に於ては支那援助と云ふ議會方面の感情を満足せしめんと共に日本に對する問題は全く國務省の手に委ねられることとなるのである

とし對日禁輸問題に對しては自己の態度を表明することを避けた、對支借款供與の影響に關し同様の意見を持つるものは上院中にも相當多數あり之が影響して古強者のノリス共和黨

上院議員の如きも「對支融資には賛意を表明するが對日禁輸案に對する賛否は未だ定めてゐない」と語つてゐる、し又ビツトマン外交委員長は先

に新聞記者團に對し對日禁輸問題に對する對芬對支借款問題が解決し次第討議されるであらうと語つたが何日から禁輸問題の討議を行ふか其の時期については何等の明示しなかつた、各方面の意見を綜合するに對日禁輸問題は目下國務省方面が大して氣を入れてゐない模様で若し之が實現する場合ありとすれば夫々極東に於ける事態の發展乃至は國務省側が強氣に出た時のみであるといつてゐる、尙對外融資法案が九日上院に上提せられたに關する論議が行はれる際少數の孤立主義者は日本の政策に關し詳細な討論を要求するであらうと豫想されてゐる

米國の互日意圖漸次具體化を迫る
【二九】米國上院外交委員會は去る七日の會議に於て重慶政府に對し二千萬弗の借款を供與するに決定した旨報せられてゐるがこれは去る一月廿六日米通商條約失效以來惡化の一路を辿りつつある米國內の對日輿論が淺岡九事件に關し日英間に常識的な圓滿解決策を講ぜられたことに對する反感を機に燃え上つたものと見られてゐる、一方米國政府に於ては輿論に煽られて對日優越感を昂らせ對重慶借款に引續き左の如き非友好的措置を實行の日程に上せてゐるものと確信せられてゐる、即ち

一、對日輸出禁止に對してはビツトマン案が議會に於て正式に採擇されるか否かと拘らず既に豫定の計畫となつて居りビツトマン案不成立の曉にはモイラル・エンバボー

グ

に依つて帝國の新秩序建設に要する國力を漸次弱める方針をとる事
 二、日本を目標とする海軍軍備案を急速に實施する事
 三、ヒリツピンに於て邦人の入國制限、在留邦人の權益制限を目標とする移民法制定を留意しつゝある事
 四、汪精衛氏を中心とする新中央政府を否認する事
 等經濟的、軍事的、政治的の各手段を動員して對日壓迫を加へ來るものと信ぜられてゐるが殊に新中央政府を否認を續つては英佛各國の外交防共の盟邦伊太利に於て誘惑の手を伸し一舉に新政權を窒息せしめんとする國際干渉を企圖しつゝ模倣である、かくて今日の狀態のまま推移するに於ては東亞の新秩序を中心に帝國と米國が極めて重大なる對立的地位に置かれることも敢て杞憂と斷するを得ない狀態に在り帝國政府としてもこの間の事情を重大視し從來對米友好關係を基礎に東亞新秩序の實體を米國官民に正解せしめその協力を得んとした態度を根本的に清算し

一、通商貿易上の對米依存を脱する方策
 二、新秩序建設力涵養の長期具體方策
 三、事變收拾を効果的ならしめるための重要な政治的措置
 四、前最悪の事態に備へて帝國の對外性格を一變せしめる重大なる措置について深慮なる考慮を開始すべき段階に到達したものと信ぜられてゐる

ワシントン 【二二】ソ芬開戦を契機として米國民の對ソ感情は急激に悪化しつゝあるが駐米、聯大使ウーマンスキー氏は一日國務省にハル長官を訪問約三十分餘に亘つて會見した會見の内容についてはハル長官もウーマンスキー大使も共に口を緘して語らないが消息通に時節柄この會見を重視しウーマンスキー大使から次の諸點を擧げて抗議したものと見てゐる、即ち

一、ソ聯の對フィンランド行動に對する米國の非難
 一、米國の對芬援助
 一、航空機用材料の對ソ道義的禁輸の實施
 一、ジョンソン陸軍次官が去る一月十五日ニューヨーク州銀行協會會合の席上フィンランドの對ソ抗戰は狂信と抑壓の暴力に對する闘争だと述べ、就中「フィンランドの如き軍事の勝利はフィンランドの如き自由の民はソ聯人の如き農奴の少くとも十二人に匹敵するといつた古來の格言の正しいことを再度立證する」旨の反ソ演説を行つたこと

米ソ國交斷絶提議否決
 【二七】七日下院本會議の國務省通常豫算案審議に際し同豫算修正案として在モスクワ米國大使館維持費削減案が民主黨議員マコーマック氏により提出されたが採決の結果一〇票對一〇五票と云ふ僅か三票の差で破れ同議員の意圖せる對ソ外交斷絶案は遂に敗退するに至つた、右豫算修正案は對ソ外交關係斷絶に關する各種提案中最初のものであるが右に關し提案者たるマコーマック民主黨議員は

余は今後もあらゆる機會を利用して對ソ外交斷絶の提案をするつもりである
 と語り又アンダーソン共和黨議員も今回の提案は敗れたが賛否の差が極めて僅少であつた事は多數の議員が本案の趣旨に賛成なることを語るものである
 と述べた、米國の對ソ感情が日増に險惡になりつゝある折柄此の種提案の成行、極めて注目されてゐる
 米ソ國交斷絶は不得策
 ハル長官書翰
 ワシントン 【二八】ヴァンデンバーグ共和黨上院議員は去る一月十八日米國がソ聯を承認した一九三三年の米ソ協定にソ聯が違反せる事實なきや否やを調査の上議會に報告せよとの決議案をこれに提出し八日後上院外交委員長會に書翰を送り國務省としてソ聯との外交關係を斷絶することには不得策と考へてゐる旨その態度を明らかにした、書翰要旨次の通り
 ソ聯と今直ちに斷交せず依然國交關係を維持することがより賢明な方法である、國務省當局はソ聯が米國の問題に關しては何等干渉しない旨を約した一九三三年の米ソ協定に違反したとは考へてゐない併し乍ら米ソ間の外交關係は現在右協定の精神と凡ての點に於いて一致するものではない
 ▲ヴァンデンバーグ氏語る
 ニューヨーク 【二九】ハル國務長官は八日上下院外交委員會の照會に對し米國政府はソ聯との即時國交斷絶は不得策と考へてゐる旨の書翰を送つたが右書翰に對し米ソ國交斷絶論の提議者たるヴァンデンバーグ共和黨上院議員

は次の如く語つた
 ハル長官の書翰はソ聯の數々の米ソ協定違反行為は一先づ不問に附して非アメリカ運動調査委員會並に司法省が發表した二つの明白な違反行為に對してソ聯政府を慫慂に非難したものである、米ソ國交恢復以來ソ聯の犯した數々の誓約違反行為に見る唯一の米國が何故南米として留まらなければならないかといふ疑問を益々深からしめてゐる
 余は米國が抑々ソ聯を承認したと自體が誤りであつたと確信する更に其後に於てもソ聯のなした行為に鑑みてこの承認行為は改めらるべきものであつた
 尙其他の上院議員はハル長官の書翰に對しては批評を避けてゐるが一般に政府當局がソ聯との國交關係維持を希望してゐるは歐洲戰爭のせいであると考へてゐるやうである
 ル大統領ソ聯を攻撃
 ワシントン 【三〇】米國青年會大會は十日ホワイト・ハウスの芝生庭園に於て行はれたがルーズヴェルト大統領も之に出席一場の演説を行つたがその際極めて率直な言辭を以てソ聯を攻撃し各方面の注目を惹いた、その要旨次の通り
 ソ聯の獨裁制は他の獨裁國に劣らず絶對的なものであり米國人の九十八%はフィンランド人に同情し如く言明した

はイタリヤ政府に對し同關稅廢止要求に同意するに至つた、その理由はイタリヤ側に於て生糸輸出獎勵金を手控へた爲であるが財務省では諸般の手續を完了次第右決定の詳細を公表す豫定である
 ワシントン 【三一】八日確實なる筋の漏らす所によれば米國のイタリヤ産生糸に對する相殺關稅撤廢問題は目下米國關係當局に於て研究中であり二週間後は決定發表されることとならう、従つて如何なる手續がとられるかは未だ不明だが相殺關係の全面的撤廢とまでは行かず一部輕減の程度になるものと見られる
 日米交渉に新展開なし
 ハル長官
 ワシントン 【三二】ハル國務長官は六日新聞記者團との定例會見に於て日米關係に言及し日米間の交渉には最近新展開はない旨次の如く述べた
 最近フルー駐日大使より何等の報告もない所から見ると日米間の交渉には何等新しい展開はないやうである、又去る四日米國政府は日本軍飛行機の演越鐵道の爆撃につき日本政府に非公式申入れを行つたがこれに對しては未だ日本政府から何等回答に接してゐない
 駐佛大使情勢報告の爲歸國
 ワシントン 【三三】ハル國務長官は一日新聞記者團との會見に際し駐佛ブリット大使が近く歸國する旨左の如く言明した
 プリット駐佛大使は近く歐洲の一般情勢報告の爲歸國する事とならう、同大使の歸國は何等特殊の事態發展を意味するものでなく特別の意味はない、目下米國に歸國中のケネディ駐英大使は今月中に歸任する事とならう

☆米ソ關係好轉

對伊羅關稅輕減說
 ワシントン 【三六】米國政府はイタリヤ産生糸の輸入に對し半年前より報復關稅を實施し來つたが七日政府

在外使節一部更迭

ワシントン 【三七】ルーズヴェルト大統領は今在外使節の一部更迭を行ふことになり七日左記三公使の任命を發表した

前ペンシルヴァニア州知事

任ブルガリア駐劄公使

イラン駐劄公使

任アフガニスタン駐劄公使

任アイルランド公使

民主黨全國大會シカゴで開催

ワシントン 【三五】本年秋の大統領

選挙戦に當る候補者を決定すべき各

黨全國大會の開催は後四、五ヶ月の

後に迫り米國政界の動きは漸く活

潑となつて來つゝあるが民主黨全國

委員長ジュ・フアレイ氏は民主黨

全國委員會が一九四〇年度民主黨全

國大會の開催地をシカゴに決定した

旨五日發表した、但し開催期日は未

だ發表されない、右全國委員會に於

てはルーズヴェルト大統領の第三期

立候補問題と同時に其他の有力な民

主黨大統領候補者の顔面に關しても

種々討論が行はれた模様であるが果

して右問題に關して黨として何等か

の決定に到達したか否かは未だ不明

ル大統領三期出馬意志表示回避

ワシントン 【二五】本年秋の米國大

統領改選にルーズヴェルト大統領が

又復出馬し三度大統領の椅子を狙ふ

かどうかは米國政界の最大關心事と

して常に議論せられてゐる問題であ

るが四日ルーズヴェルト大統領は新

この問題に關して自分はしよつち

う質問を受けて閉口してゐる、然

し自分が立候補するか否かに關し

て言ふべき必要があるとすれば自

分は適當な時間を選んで自分個人

の決意を發表する心算である

と答へて巧みに鋭鋒を避けた、ル

ーズヴェルト大統領は國內並に對外的

事情から推して現在の所自分の意圖

を決さない方が政治的に賢明である

と信じてゐるものと解されてゐる

軍需品輸出問題協議

ワシントン 【二六】歐洲戦争の長期

化に伴ひ米國は漸く世界の武器庫と

化しつゝあるがルーズヴェルト大統

領は八日陸、海、國務各省の高官と

米國の餘剩軍需資材の外國に對する

配分方針につき協議を遂げた、エヂソ

ン海軍長官は右會議終了後協議の内

容に關し外國方面よりの軍需品の需

要増進に鑑み米國の餘剩軍需資材の

處分並にパートナー制度問題に關しあ

れてゐる折柄として政治問題化する危

險がありその成行は各方面から注目

されてゐる

ニユーヨーク 【二八】ニユーヨーク

著名の辯護士ルドルフ・ヘヒト氏が

米支合辦のユニヴァーサル商會社

を相手とて提起了大訴訟事件は

その被告中に遣米經濟使節團長陳光

甫及び當時の駐米支那大使王正廷を

含んでゐる他事件の中にはルーズヴ

ェルト大統領、ハル國務長官、ジョ

ーンス聯邦融資局長官(當時復興金

融會社總裁)マフィー大審院判事

(當時司法長官)等米國政府高官の

名が現はれるので愈々一般の興味を

惹いてゐる、訴訟の理由は被告が若

し三千萬弗の對支借款が成功すれば

ヘヒト氏等に報酬として百萬弗を支

拂ふと約束しその後借款が成功し

たにも拘らず今日に至るも未だ報酬

を支拂つてくれないといふにある、

ヘヒト氏はこのために運動費として

私財を二十萬弗も使つたと稱してゐ

とのあるオコンナー氏は支那側と

米國政府要人との連絡係を勤める

傍ら個人的にルーズヴェルト大統

領、ハル國務長官に對し借款交渉

の成立を勧めた

一、ヘイズ氏は借款供與反對者の説

伏係を勤め某米國大使と會見して

歐州の某國が對支借款に反對せぬ

様斡旋を依頼した

一、マンズ氏は交渉の成功を確保する

ため米支兩國要人の饗應に當つた

一、フィツシャー氏は當時の復興金

融會社總裁ジェシー・ジョーンズ

氏と非常に親密な間柄にあるを利

用してジョーンズ氏を説きジョー

ンズ氏からルーズヴェルト大統領及

びモーゲンソー財務長官に話をさ

せた

一、最後にフェルドマン氏は當時の

司法長官フランク・マフィー氏

に接近し政府に對し對支借款を許

可する機曾させた

一方當のユニヴァーサル商會社で

一方ジョーンズ聯邦融資局長官は

余が對支借款問題で協議したのは

支那政府財政部を代表して借款を

要請して來た陳光甫使節一人であ

ると語つたのみで深く觸れるのを避け

た

桑港の支那援助熱

サンフランシスコ 【二九】支那の難

民救済を看板とする「ライス・ボール

パーティー」(一粒の飯會)は支那の舊

正月を利用し今年も九日から三日間

行はれるが数日前からサンフランシ

スコ・クロニクル紙を初め各新聞は

寫真入りの記事に、社説に大變な力

の入れ方にて街では支那人の子供が一

個五十仙の「ヒューマニテイ・パツ

ザ」(人道救軍)を買ひ歩いてゐる、

九日夜七時市役所前から行列が繰り

出るのがこれにはオルソン、カリフォ

ルニア州知事及びロツシー、サンフ

ランシスコ市長も参加する豫定で支

那人町ではパネー號事件迄も持ち出

して大々的な乞食芝居をやることになつてゐる

對支借款運動の内幕暴露

ニユーヨーク 【二八】著名の辯護士

ルドルフ・ヘヒト氏が八日米支合辦

のユニヴァーサル商會社を相手と

つて報酬百萬弗支拂要求の訴訟を提

起したところからはなくも一九三

八年總額三千萬弗の對支借款成立の

陰の策動が明かとなり米國でセンセ

ーションを起してゐる、今回の訴訟

事件によつて支那、如何にしてニユ

ー・デイール派の所謂「支那の友人」

なるものを利用しルーズヴェルト大

統領及びハル國務長官その他政府高

官に働きかけ對支借款獲得に成功し

たかの裏面事情が明るみに暴露され

目下上院で新對支借款問題が論議さ

れてゐる折柄として政治問題化する危

險がありその成行は各方面から注目

されてゐる

ニユーヨーク 【二八】ニユーヨーク

著名の辯護士ルドルフ・ヘヒト氏が

米支合辦のユニヴァーサル商會社

を相手とて提起了大訴訟事件は

その被告中に遣米經濟使節團長陳光

甫及び當時の駐米支那大使王正廷を

含んでゐる他事件の中にはルーズヴ

ェルト大統領、ハル國務長官、ジョ

ーンス聯邦融資局長官(當時復興金

融會社總裁)マフィー大審院判事

(當時司法長官)等米國政府高官の

名が現はれるので愈々一般の興味を

惹いてゐる、訴訟の理由は被告が若

し三千萬弗の對支借款が成功すれば

ヘヒト氏等に報酬として百萬弗を支

拂ふと約束しその後借款が成功し

たにも拘らず今日に至るも未だ報酬

を支拂つてくれないといふにある、

ヘヒト氏はこのために運動費として

私財を二十萬弗も使つたと稱してゐ

るがヘヒト氏の曝露した事件の概要

は左の通りである

ヘヒト氏がユニヴァーサル商會社

社から借款斡旋方を依頼されたのは

一九三八年四月のことであるが

この話の依頼を受けるや早速アー

サー・ヘイズ、ベイジル・オコン

ナー、ジェローム・ジグラー、

ルイス・マンズ、サミエル・フ

エイツシャー及びサミユエル・フ

エルドマンの六辯護士と相談して活

動を開始した、右の六辯護士は何

れも現米國政府の首脳部と密接な

連絡を有する人々だがその如く夫

々手分けして活動を開始した

一、かつてルーズヴェルト大統領と

とは一度もない

共同法律事務所を持つてゐたこ

☆ 經濟

米洲國際銀行案

米洲國際銀行案 過般のパナマ汎
ワシントン【三三】 過般のパナマ汎
米會議に於て設立された經濟專門家
より成る經濟諮問委員會は豫ねて米
洲諸國間の通商を促進する目的を以
つて關係國引受の株式組織による資
本金一億米弗の米洲國際銀行を設立
すべく準備中であつたが右計畫の具
體案も最近に至り殆んど完成の運び
となつた模様で大體アメリカ、アル
ゼンチン及びブラジルの三國が各五
百萬米ドル他の諸國が夫々五十萬米
ドルを出資、銀行所在地はワシント
ンとなるものゝ如く其機能は左の
通りである

一、關係國政府機關及びその保証し
たる民間機關に對する長期貸付

一、政府證券の賣買

一、爲替安定の目的を以つて外國爲
替の賣買を行ふ事

一、割引及び再割引を行ふ事

而して右計畫案は委員會に於いて決
定後關係國政府に回附され總株式の
二割五分を代表する五ヶ國の批准を
得たる場合設立し得ることとなつて
ゐるが同委員會の専門家は今秋まで
に設立されるやう希望してゐる

▲廿一ヶ國(廻附 ワシントン【三
七】 米洲經濟諮問委員會は今七日資
本金一億米弗の米洲國際銀行設立案
を可決し直ちにこれを關係廿一ヶ國へ
廻附して各國の承認を要請した、
更に右設立案に關して改題を希望す
る國に對しては來る三月十五日迄に
其旨通告あるやう要請する所があつ
た、而して右設立案に何等かの改題
を加へる必要ある場合は設立豫定日

外國銀買上條項廢止案可決
たる四月十四日迄に更に右委員會の
對策が必要とされてゐる、右銀行の
株式總數は一千株(額面十萬弗)で金
又は米ドルを以つて拂込むことに
受ける、而して右加盟國の株式引
受額は米ドルに換算して一九三八年
の貿易總額の比率を基礎として決定
されアメリカ、アルゼンチン及びブ
ラジルの三國は最低限度五十株を引
受け他の諸國は夫々五株乃至廿五株
を割當られることとなつてゐる、尙
右銀行は五ヶ國政府の申込株式數が
最低百四十五株に達したる場合は直
ちに業務を開始する筈である

▲十二ヶ國贊成回答 リオデジアーネ
イロ【三九】 米洲國際銀行案に對し
ては八日迄に中南米諸國十二ヶ國が
贊成回答を發したと傳へられるが當
地では該案の發表以來まだ一切の反
響が傳はれてゐない、またアメリカ
アルゼンチン、チリ、ペルー、メキシ
コ等もまだ八日迄には回答を發して
ゐない模様である

ブラジルに工場建設計畫
ニューヨーク【三七】 傳へられる處
によるとニュー・エス・スチール會社は
今回三千萬弗を投じてブラジルに製
鋼工場を建設することに決定し既に
先發の調査隊は實地踏査の結果現業
的立場より見て右案の實現可能な
を認めると、然し乍ら一部消息
通の觀測によればスチール會社の重
役會は恐らくかかる支出を承認しな
いであらうと見てゐる、蓋しブラジ
ルがかゝる外國の投資を將來メキシ
コに於ける如く國有化しないといふ
保證は得難くかかる投資には相當の
危険を伴ふものと見られるからであ
る

ワシントン【三六】 アメリカ上院通
貨銀行委員會分科委員會はタウシ
ント上院議員提出にかゝる銀買上法
の外國銀買上條項廢止案を今八日可
決した、因みに同案は昨年會議に
提出されたが否決されたものであつ
て成行注目されてゐる

輸出入銀行の貸付擴張既に金額消化
ワシントン【三六】 アメリカ上院外
交委員會は去る七日對外融資法案を
可決し輸出入銀行の貸付限度を一億
弗方擴張することに決定したが今日聯
邦融資局長官ジェシー・ジョーンス
氏の言明によると既に諸外國より左
の如き融資の申込みありこれによつ
て今回の貸付限度擴張も殆んど金額
が消費し盡されるであらうとしてゐ
る

一、重慶政府より二千萬弗
一、フィンランドより一千萬弗
一、スエーデンより二千五百萬弗
一、ノルウェーより二千萬弗

計 七千五百萬弗

尙右の外にフィンランドへは舊臘既
に一千萬弗、同じノルウェーに一
千萬弗の貸付契約が出来てゐるから
總計は九千五百萬弗に達する譯であ
る更に支那側ではこの外にアメリカ
カ商品買付けの代償として錫の對米
輸出をなすとの條件で融資の増額を
申出でゐる模様である、一方フィン
ランドでは既に三百萬弗のアメリカ
商品を買付けたが尙この他に四百五
十萬弗の追加註文を出してゐる

ソ聯産金買上額(財務長官發表)
ワシントン【三八】 ソ聯産金の進展
につれてアメリカ政府のソ聯産金買
上政策が注目されてゐる折柄上院議
員ヴァンデンバーグ氏からの質問に
應へてモーゲンソー財務長官はアメ

リカのソ聯産金買上に關して左の如
き信書を送つた
一九三四年以來昨年三九年迄にアメ
リカのソ聯より金塊輸入は三千
六十萬弗に上る、而かも同期間中
にアメリカに到着した金塊中ソ聯
産の刻印を有するものは二億一千
六百萬弗であつた
一方ソフランシスコよりの報道に
よると今八日更に五百六十萬弗に上
る金塊がソ聯貨物船に満載されてサ
ンフランシスコ港に到着したと
ワシントン【三九】 ソ聯戦争開始以
來アメリカに於けるソ聯の不評は甚
しくこれを間接的に援助する事とな
つてゐる折柄更に大量の金塊が本
日桑港に到着し成行頗る注目されて
ゐる右に關し財務省官邊筋は論評を
避けてゐるが明らかに金塊到着の事
實は知悉して居る様である、尙商務
省の調査によれば一九三九年中に於
てソ聯産金は歐洲諸國を通じて五千
二百萬ドル輸入されたが過去二年間
を通じてソ聯から金塊が直接的にアメ
リカ向に輸送された事はないと
ワシントン【四〇】 ソ聯のアメリカ
に於ける軍需品買付けがソ聯戦争並に
對獨援助の可能性に照して論議され
てゐる折からアメリカ關稅局長官ベ
ーリール・ハリス氏は上院財政委員會
に於て米ソ貿易の現状に關し左の如
く發表した

本年になつてからアメリカのソ聯
向輸出は昨年中よりも増加して居
り昨年中に於ても最終の三ヶ月間
に於て特に増加が見られ昨年中の
輸出總額五千五百萬弗の中五割迄
は此の期間中に輸出されたもので

あり最終月たる十二月中だけでも
總額の二割の輸出が行はれた、こ
れを品目別にみると全體の中殆ん
ど九割迄は銅、居金、モリブデン
錫に集中してゐる
而して政府官邊ではこのうちどの程
度のものがドイツに再輸出されるか
否かを特に知らんと努めてゐるやう
である
金保有高百八十億弗突破
ワシントン【四〇】 アメリカへの金
流入は引續き爆まず財務省金保有高
は去る八日迄に百八十億一千六百萬
弗と百八十億弗を突破するに至つた
ワシントン【三七】 傳へられる處に
よればアメリカ綿業團體の一部は關
稅委員會に對して現行綿布關稅の引
上げを要請し事情調査方の請願を行
つたと、最近の對日禁輸運動と關聯
してこの綿業團體の動向は注目され
てゐる
英米ボータイ對米ゴム積出量
ニューヨーク【三九】 英米ボータイ
に基く棉花の積出量が二、三、四月間
停止されたに對しイギリス側のアメ
リカゴム積出しが注目されてゐる折
柄アメリカ商務省は今五日英米ボー
タイ協定に基きアメリカがイギリス
より買付けたゴムは一月廿七日迄に
一萬五千八百トンに過ぎないと發表
した、協定による數量は八萬トンで
あるから前途は遠慮である

カナダ總督トウイ
オタワ【三八】 カナダ總督トウイ
ズミニア卿は去る六日官邸の浴室で
顛倒、頭を強打し腦震盪を起して重

艦に陥つた旨八日發表された
戦時下のカナダ財況

【三】四日發行のノヴァ
スコチヤ銀行月報は戦時下のカナダ
の財況につき左の如く述べて居る
目下の業界に於ける上向歩調がこ
の儘の速度で持續する事は殆んど
期待出来ないが先行は概して良好
で更に景氣上昇が豫期されてある
尤もこれは自治領並にイギリスに
於ける戦時支出増大が景氣を促進
するものと假定した上で云はるべ
き事である、而してカナダ自治領
の戦時支出は戦争第一年度に於い
て大體三億七千五百萬弗と見積ら
れて居り又同期間中のイギリスの
カナダに於ける買付額は四億乃至
五億弗見當と見られて居る、この
外にアメリカの景氣如何はカナダ
の經濟状態に依然として重大な影
響を及ぼすであらう、昨年十二月
卅一日に終る四ヶ月間にカナダは
アメリカ向に一億四千萬弗の輸出
をして居るがこれは一九二二年來
の最高である、尙ほ此の輸出額中
には金塊は含まれてゐない



米南中

米南中

水艦の出入を禁止す、但し天候に
よる避難損傷場所の修理又は人道
的事情の場合には例外を認め
る、この場合潜水艦は國旗と領海
航行事情を指示せる國際記號を掲
揚し水面航行をなし且當該國政府
指定の水路を航行すべきものとす
一、パナマ宣言に基き豫め國旗掲揚
の上當該中立國政府指定の航路を
水面航行せんとする潜水艦及び中
立港入港の特別許可を得たる潜水
艦の領海出入は容認す
一、故意乃至過失に依る中立違反と
見做さるゝ場合戦争終結まで潜水
艦及び乗組員を抑留す

大坂商船のメキシコ寄港交渉
メキシコ市 【三】二日メキシコ外
務當局の語るところに依ればメキシ
コ政府は目下在メキシコ日本公使館
並に大阪商船リオデジャネーロ支店
との間に大阪商船の南米航路船を同
國太平洋岸のアカパルコ港に定期的
に寄港させる事に就いて交渉を進め
てゐるといはれる、この交渉が實現
すれば同國の外國貿易進展の上に多
大の便宜と與へるのみでなくメキシ
コと南米並に東洋との友好關係を緊
密ならしめるものとして歓迎されて
ゐる

メキシコでソ聯船米船から銅を積取
メキシコ・シナイ 【三】メキシコ
のマンザネロ港(太平洋岸)に於い
て目下ソ聯船マヤコフスキー號は五
千トンの銅をアメリカ船から積取中
である、同船は積取完了をウラヂオ
ストツクに向け出帆の管で同港から
更にシベリア鐵道經由ドイツに輸送
されるものとみられてゐる、因みに
十二月中にアメリカからソ聯に輸出
された銅は一萬七千五百七十七ト

の中一萬一千九百五トンはニューヨ
ーク港から殘餘の五千五百五十二ト
ン太平洋岸諸港から積出された
【三】六日日本國際觀光局
の招待を受けた日島觀善善ベンの使節
メキシコ市

アルヴァレス女史は十二日ロサンジ
エルス出帆の餘倉丸で渡日する事と
なり六日正午ロサンジェルズに向け
當地を出發した、横濱着は三月一日
の豫定であるがアルヴァレス女史の
父君は外務大臣で有名な著述家であ
り女史は既に數回に亘つて渡日した
事もある親日婦人である、一方これ
とは別個に目下メキシコ政界財界の
知名の士を集めた訪日使節團派遣の
計畫も進められてゐる
秘露の運送主義傾向顯著
【三】「郵信」ペルー政府は最近國策
的見地から外人小學教育のペルー化
を企圖しつゝあるが舊臘廿日ペルー
上院に同題旨の頑硬提案がなされ二
萬餘の當地在留邦人は之が日本人小
學校に及ぼす影響の重大なるに鑑み
その成行を注視してゐる、即ち右提
案の内容は

一、校名校歌等はすべてスペイン語
たるべく校旗、徽章等もペルーを
表出せるものとす可し
一、校長或は副校長にペルー人を任
命すべし
一、ペルー人を教師としてペルーの
歴史、地理、スペイン語、文法を
課すべし
一、いふのであるが提案者のエルネス
ト・カンセコ議員は特に提案理由説
明中に日本人小學校を例にとつてそ
の非ペルー的な點を擧げて居り若し
同案が成立すれば今後の日本人小學
校の教育方針に決定的影響を與へる

もののである、一方下院に於ては同じ
く舊臘二十八日アギラ議員からペル
ー國籍を有する外國人に兵役義務を
課すべしとの提案がなされ同案はそ
の實行の爲に二重國籍を禁止せよと
主張してゐるので教育問題と並行し
て當地在留邦人の重大關心となつて
ゐる、果して右兩案が成立するかと否
かは未だ疑問視されてゐるがこれを
契機にペルー政府の外國移民へ對す
る方針が益々國粹的傾向を帯びて來
るは必至とされてゐる
【三】アルゼンチ
ン海軍練習巡洋艦ラ・アルゼンチ
ナ(六号)は來る三月三十日ブエ
ノスアイレスを出港世界一周航海に
のぼるが途次サンフランシスコ、ハ
ワイを経由して六月二十日横濱を訪
問次いで二十六日神戸へ赴く豫定で
【三】目下中南米各
國視察の途にある河相公使は一日午
後エクアドルから空路リマに來着し
た、飛行場には北田公使以下多數の
在留邦人が出迎へ河相公使は極めて
元氣で直ちに宿舎に入つた、尙河相
公使はリマに四、五日滞在の豫定で
ある

比島新算提出
マニラ 【三】ケソン大統領は六日
夜比島議會に豫算教書を送り一九四
一四一年度豫算を發表した、同教
書に依れば歳入一億八十五萬一千
ソ、歳出九千二百一萬一千ソ、歳入
剩餘九百八十三萬ソとなつてゐる
尙議出内譯は次の通り(單位千ソ)
△公共教育二九、五七三△國防費一
六、三二〇△公債利子七、八二八△
公共衛生費五、九五二△商工業四、
四八九△行政各省費五、五八三△司
法各省費四、一三八△財務省費四、
六六七△農務省費二、三六四△治安
維持費八〇五△商務航空各省費八三
八△國民議會費一、八六〇△鑛業森
林局費一、一九四△刑務所費一、〇
五二△其の他四、三六九

右豫算中特に注目すべきは國防費が
昨年度に比し百十五萬七千ソの減
少をみたことと米本國の國防豫算が
未曾有の膨脹を示してゐる際でもあ
り獨立途上の比島として一般に奇異
の感を抱かせてゐる

瀝洲にツツク建築案
シドニー 【三】シドニーのデイリ
ー・テレグラフ紙は七日シドニーに
乾ドックを建設する計畫に關して左
の如く報道してゐる
瀝洲政府は英本國海軍當局に對し
シドニーに乾ドックを建設する工
事を何時開始するかと照會中であ
る、ステュワート海相は瀝洲に主
力艦用の乾ドックを建設すること
は極めて必要であるとの意嚮を有
してゐる

【三】シドニーの大統領は六日
夜比島議會に豫算教書を送り一九四
一四一年度豫算を發表した、同教
書に依れば歳入一億八十五萬一千
ソ、歳出九千二百一萬一千ソ、歳入
剩餘九百八十三萬ソとなつてゐる
尙議出内譯は次の通り(單位千ソ)
△公共教育二九、五七三△國防費一
六、三二〇△公債利子七、八二八△
公共衛生費五、九五二△商工業四、
四八九△行政各省費五、五八三△司
法各省費四、一三八△財務省費四、
六六七△農務省費二、三六四△治安
維持費八〇五△商務航空各省費八三
八△國民議會費一、八六〇△鑛業森
林局費一、一九四△刑務所費一、〇
五二△其の他四、三六九

右豫算中特に注目すべきは國防費が
昨年度に比し百十五萬七千ソの減
少をみたことと米本國の國防豫算が
未曾有の膨脹を示してゐる際でもあ
り獨立途上の比島として一般に奇異
の感を抱かせてゐる

右豫算中特に注目すべきは國防費が
昨年度に比し百十五萬七千ソの減
少をみたことと米本國の國防豫算が
未曾有の膨脹を示してゐる際でもあ
り獨立途上の比島として一般に奇異
の感を抱かせてゐる

右豫算中特に注目すべきは國防費が
昨年度に比し百十五萬七千ソの減
少をみたことと米本國の國防豫算が
未曾有の膨脹を示してゐる際でもあ
り獨立途上の比島として一般に奇異
の感を抱かせてゐる

右豫算中特に注目すべきは國防費が
昨年度に比し百十五萬七千ソの減
少をみたことと米本國の國防豫算が
未曾有の膨脹を示してゐる際でもあ
り獨立途上の比島として一般に奇異
の感を抱かせてゐる



海峡植民地爲管理強化

新嘉坡 【一】海峡植民地政廳では、今同官報告を示して今後爲管統制を左の如く強化する旨發表した

一、政廳の許可なき限り二五〇弗(海峽植民地)以上の海外送金を禁止する

一、許可なき限り百弗以上の個人海外携出を禁止する

一、許可なき限り外貨金塊の取得並びに金の搬出を禁止する

抗日華僑に退去命令 シンガポール 【二】海峡植民地政廳では最近在留支那人の非合法結社並にテロ行爲を嚴重監視する態度に出るが五日突如ベナン在留支那人の有力者にして抗日資金募集委員

會ベナン支部副書記長たる莊明理に對し三日間の期限附けて國外退去命令を發した、理由は發表されないが舊臘華僑有力者侯西反に對し不法結社組織の廉により退去命令を發した事實、在留華僑間にセンセーションを捲き起してゐる

シンガポールに罷業續發 パンコック 【三】對獨開戰以來英帝國國內は勿論各英國植民地の物價騰貴は甚だしく生活難の叫びは漸く勞働階級に擴がりつつあるが九日バンコックに據りしシンガポール情報に依れば昨年未シンガポールのプリンクマン機械工場男女工百五十名の賃金上げ要求に端を發した罷業はその後全市に傳播、ゴム、パイナツプル、藤細工等の各工場も相次いで罷業に入り一月十三日早朝には遂にシンガポール港務局造船所勞働者千五

百名も賃金値上げを要求し不穩の形勢を示し更に政府直營のシンガポール中央病院雜役夫四百名にも飛火した、勞働者の大部分は支那人、次が印度人であるため政廳並に支那總領事等も事件を重大視し勸告を發し中央病院だけは事人命に關するため勸告に依り直ぐ翌日復職した模様であるが前記造船所其他では警官と衝突して、當局も遂に昨年九日二日公布の國防條令を發効して對獨戰爭遂行に必要な軍務を支援せしめたる者を嚴罰すると布告してストライキの政府工場への傳播に對抗してゐるが不穩な情勢は依然繼續してゐる

ガンヂー翁印度總督と第五回會見 ボンベイ 【四】印度政廳、國民會議派、同教徒聯盟は三者鼎立の形で印度の對戰態度決定に關し紛糾を續けてゐるが會議派領袖ガンヂー翁は去る三日同派幹部の盛んな見送りに受けてワルダを出發五日ニューデリーに於てリンリヌガウ總督と歐洲戰爭開始以來第五回目の會見を遂げた會談は國、回兩派の軋轢其他一般政治情勢に關聯して前後二時間半に亘つて行はれたが三日にはシンナー同教徒聯盟總裁とリンリヌガウ總督との會談も行はれたこととて今後の成行が注目される

會見無成果 ニュー・デリー 【五】右會談後印度政廳は會談内容に關し左の如きコミニケを發表した

リンリヌガウ總督は五日ガンヂー翁と會談を遂げたが期待された印度民衆の獨立要求に關しては兩者の間に意見の一致を見ずして終了した 席上リンリヌガウ總督は獨

立問題は歐洲戰爭終結後これを考慮すべしとせる英國政府の公約を再強調したがこれに對してガンヂー翁は印度民衆は即時獨立を要求する旨を重ねて強調して遂に會談は物分れの形となつたのである

尚確聞するに五日の會談不成功の結果リンリヌガウ總督はガンヂー翁との會談進行を一時中止するに決しと云はれ今後是比较的に穩健な意見を有すると見られる同教徒聯盟との接近策を圖るものと豫想される

▲ガンヂー翁聲明發表 ボンベイ 【二六】印度の對戰協力問題を繞る國民政廳と國民會議派の折衝は五日のリンリヌガウ總督とガンヂー翁との第五次會談が決裂に終つたため一大難確に乗り上げた形となつたがガンヂー翁は六日會談決裂につき聲明を發表し英國國民會議派の主張を容れない限り平和的解決の見透しはつかない旨左の如くその強硬態度を闡明した

余とリンリヌガウ總督との會談決裂は國民會議派の要求と總督の提案との間に大きな懸隔があるためである、即ち總督は英國政府の手

に依つて印度の將來を最後的に決定せんとするのの對し國民會議派は外部からの干渉を受けずに印度の將來は印度人が決定せねばならぬと主張してゐるのである、英國が印度をして自身の憲法並にその地位を決定せしむべき時期が到來してゐることを認めるまでは如何なる平和解決の見込みもないであらうこれに反し一度これが承認された曉には國防、少數民族、王侯及び參戰等の問題は自ら解消して行くだらう、國民會議派は自

派の主要要求が容れられるまでは決して各州の内閣組織に参加しないであらう

一方シンナー同教徒聯盟はリンリヌガウ、ガンヂー會談の後を受けて六日リンリヌガウ總督を訪問一時間半に亘つて協議を遂げた

蘭印の防備強化 アムステルダム 【二七】オランダ政府は歐洲戰爭の極東波及に備へ蘭印の防備に關心してゐるが六日オランダ有力紙デーリー・テレグラフ紙の報道によればオランダ政府は今

回蘭印防備諮問委員會の勸告を容れ二萬六千噸級の巡洋艦三隻を建造すると共にスラバヤ海軍根據地の施設を擴張するに決定した模様である

▲巡洋艦建造を發表 アムステルダム 【二八】オランダ政府は十日蘭印防備強化のため巡洋艦三隻を建造するに決した旨發表した

▲蘭印は反對 パタグアイア 【二九】オランダ政府が海軍専門委員會の答申に基き蘭印防備の爲に二萬七千噸級巡洋艦三隻の建造及びスラバヤ軍港の擴張を決したとの報道に關し

パタグアイアのジャヴァ・ポデ紙は九日付夕刊に於て大艦建造反對の社説を掲げ注目を惹いた、要旨左の通り

蘭印海軍の大擴張を歓迎するものが多いが蘭印政廳の眞實に企圖する所は建造すべき軍艦が蘭印海軍の他の軍艦と調和し得るが如き巡洋艦級の建造にあることは一般の知る所である、最近辭任したフエルウエルダ蘭印艦隊司令長官の如きも艦隊の均衡を得る爲め寧ろ一萬四千乃至一萬六千噸級の中型船の建造が最適なりとの意見を有して居た、又スラバヤ軍港の擴張

についても蘭印政廳は異なる見解を有するもの如く我々も亦これに關する重要點について満足なる説明を得ざる限り直ちに巡洋艦建造に共鳴することはない、經費の問題に關しても蘭印豫算が斯かき軍艦建造費を負擔し得ざることは我々の嘗て論述せる所である

尙九日の蘭印參議會に於てヘルフリッ海軍長官は議員の質問に對し政府は今回の海軍擴張に關する新聞報道を未だ確認するを得ない旨答辯を行つた

國際勞働局ノ職を除名 ジュネーヴ 【三〇】國際勞働局理事會は五日午後會議を開催、戦時下各國の勞働諸問題を協議した後

一、イタリヤは昨年十二月十五日を以て國際勞働局より正式に脱退せる事實

一、ソ聯は昨年十二月十四日の聯盟理事會の決議に基き勞働局參加國たる資格をも喪失せる

ことを宣言した、而して右イタリヤソ聯の兩國に替るべき理事國としてはベルギー、オランダの二國を推薦するべしと決定、本年六月ジュネーヴに於て開催豫定の勞働會議に提出することとなつた

ジュネーヴ 【三一】國際勞働局は過般來理事會を開催、戦時下の勞働諸問題を討議し去る六日を以て理事會を終了したが同日國際勞働局事務局はソ聯の國際勞働局議席喪失正式に確認する左の如きコミニケを發表した

國際勞動局理事會はソ聯が昨年十月十四日を以て自動的に國際勞動局參加の資格を喪失せる事實を記録する

右はソ聯が昨年十二月十四日フィンランド問題を繞る聯盟のソ聯糾弾決議によつて聯盟より除名された際同時に國際勞動局よりも除名された事を意味するものである、尙ジュネーブ縣會は六日ソ聯代表たるスコリア聯聯事務次長が昨年十二月末以來職務を去り依然スイスに滞在在中なる事實を非難しその退去を要求した

補遺

英政府の物價騰貴防止策一週百萬磅

ロンドン 【三】戦争勃發と同時にイギリスの物價指數は急騰を演じその漸次騰勢を弛め一月初の食料品指數は昨年九月一日に比すれば著しく上位にあるが十二月とは全く同位にあつて一時騰勢を停止した感がある、右につきサイモン蔵相は昨卅一日議會において食糧省は食料品の騰貴を防ぐため毎週百萬磅の支出を費して居るとして政府のインフレーション政策を説明し今後も繼續する旨聲明した、而して運戰直後の物價急騰はボンタ減價、運費高、戰時保險昂騰の故に思惑が加つたものであるがこれを放擲する時はインフレ回避に困難とみて政府は十二月以來巨額の犠牲を拂つてこれが防止に乗出したものである、食糧原料の多數を海外に仰いでゐるイギリスがこの人為的政策に依つて何處迄物價騰貴を喰止め得るかは甚だ疑問であるが第一大戦當時生活費が十割も騰貴した

辛い經驗を痛感してゐるので政府は凡ゆる犠牲を拂つて必死に物價賃銀等の統制抑壓に努力してゐる、然し一般財界では極端な消費節約は工業不振、失業者増加を招來するので政府の政策に對しては全的支持を表明せず寧ろ輕微なインフレを要望してゐる

英國に一大貿易委員會設立計畫

ロンドン 【三】イギリス首相チェンバレン氏は一日の議會に於てイギリス輸出貿易維持促進の爲政府、財界、勞動界の代表を網羅した貿易促進委員會の創設を考慮中なる旨言明したが輸出促進委員會(エキスポート・カウンスル)は長期戦に具へる爲貿易促進の目的を以つて設置されたもので從來この種官民兩代表を以つて組織された團體が單なる諮問機關に止るのに反しこれは廣範な權限を賦與された内閣直屬の執行機關であつてその決定事項については貿易省及び商務省内の産業資材供給部に對して命令權を有してをり政府の輸出促進の目安は昨年輸出額約四億四千萬磅であつたのを六億磅程度に増加せしめんとするものでこれが爲には

△輸出向商品の生産増加△特定商品の國內消費制限△周到なる立案に基く輸出統制

が行はれる筈である、特に政府は組合に加入してゐない小企業の生産能率向上に特別の考慮を拂ふと云はれてゐる、會長にはダンカン商相、副會長にはハドソン貿易相を招へ、委員には政府側から經濟戰爭省を代表してリス・ロス氏、軍需省原料監督官バルマー氏、政府經濟顧問スタムア卿等の他大藏省、外務省その他

各省から夫々代表者が選任され、民間側からは各分野に亘つて人物經歷共に一流の實業家數名が網羅されてゐる外、勞動組合の代表者も加はる管で政府機關の一つとして斯くの如く民間代表を包含する執行機關の設置されたことは前例がなく今後の活動は頗る注目されてゐる

英海軍統制令公布

ロンドン 【三】チェンバレン首相は去る一月卅一日の閣議に於て一商船の建造及び修繕を海軍省の管轄下に置く旨發表したがイギリス政府は今二日夜右に關する法令を發布、この結果今後海軍省の特別許可なき限り政府註文以外の船舶建造はなし得ないこととなり、また凡ての船舶の修繕及び改装も海軍省の統制に服することとなつた

米に強力な貿易統制機關設置案

ワシントン 【三】政府の互惠通商政策が反對黨側の論難の的となつてゐる折柄、對日禁輸案で有名なマシガン州選出共和黨上院議員アイサー・ヴァンデンバーグ氏は關稅委員會を撤廢しこの代りに外國貿易並に政府金融機關の機能の調整を爲め六人の委員より成る新委員會を設立する案を議會に提出した、一部の意見によればこの案は政府の互惠通商政策に對する共和黨の代案であり新委員會に左の權限を與へんとするものであると

一、國內經濟を保護する爲に輸入を統制する
一、バーター制其他の方法で輸出の促進を圖る
尙同案に關しヴァンデンバーグ氏は左の如く語つた
本法案はアメリカの農業、工業、

勞動を保護する爲國務省の外交的政治的活動とは別に貿易、金融關係の仕事に従事する責任ある能率的一機關を創設せんとするものである

濠洲鐵鋼輸出解禁

ロンドン 【三】濠洲政府は歐洲戰爭勃發以來全輸出品に對し輸出制限を行つてゐたが一部より開知する處によると政府は今同層鐵鋼の輸出を當分の間自由とするに決した模様である、従つて日本への輸出も許可される譯である

日智求償通商條約成立近し

サンチアゴ 【三】日本通商使節のチリー訪問と共に日智求償通商條約締結の交渉が進められてゐるが日本政府の硝石輸入剩當未定の爲め目下右交渉は停滯に陥つてゐると云はれる、而してチリー側は當初年額十萬トンの積み出しを提議したのであるが現在では七萬トンに折れこれに對して日本側の提案が三萬トンに過ぎないのが交渉停頓の理由とみられてゐる、然しその他の細目については既に協定が成立して居り、日本側の銅買付の代金は米弗を以て支拂ひ、その他の代金は圓貨を以て支拂ふことになつたと傳へられてゐる

同盟旬報

(毎月三回發行)
定價
一部 四十錢(送料二錢)
半年分前金七十錢(送料共)
一年分同 一圓十錢(同)
半年分前金九圓十錢(送料共)
一年分同 大圓十錢(同)

編輯發行 大川幸之助
東京市京橋區淺草町三丁目十二番地一
印刷所 株式會社大倉印刷所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 社団法人同盟通信社

同盟通信社發行刊行物に關する御用はずべて左記宛に御願ひします。
東京市銀座西八ノ九
社団法人同盟通信社出版部
振替貯金口座
東京八五〇〇番

同盟旬報編輯用
銀座(57) 六〇七九
國際經濟學編輯用
時事年鑑編輯用
銀座(57) 六〇七八
寫真新聞編輯用
銀座(57) 三三三〇
營業用
銀座(57) 〇三九七

電話用專

創刊大正九年一月

國際經濟週報

每週木曜日發行

—△同盟の國內及び海外通信網
によつて成る週刊經濟雜誌▽—

二月廿二日號内容一斑

二月十五日號内容一斑

蔣政權の奥地支那經濟建設

基礎を搖がす電力・石炭問題

交通計畫の齟齬

電力調整令發動の效果と前途

物價の昂騰

日本發送電「是」か「非」か

生産第一への逆轉

石炭配給混亂の現状と應急策

奥地工業建設の實情

増産補助金制度の效果と意義

工業合作社運動

電力制限の影響をみる

經濟建設と政治的葛藤

上海工業の變態景氣

産業組合の保險進出

バルカン協商會議を繞りて

過去の資金調整實績檢討

ソ聯の對ブルガリア工作

第七十五議會の印象(第三週)

金融首腦部の異動(財界けふこの頃)

第七十五議會の印象(第二週)

第七十五議會の印象(第一週)

豊富新鮮なる

資料・統計

△内外政治、經濟ニュース、諸統計類の資料を豊富に輯録

△世界主要市場より日々入電する業界情報、市況、需給集散諸統計、諸相場を滿載

△世界經濟界の動き一目瞭然!

國內政治・財政及び經濟ニュース
滿支及び海外政治・經濟ニュース
通商貿易及び内外國際諸商品情報
内外金融・爲替・證券・商品市況
銀行會社近況
財政・貿易・物價・金融・商品統計
内外株式・公債・社價相場・金利
内外重要國際商品相場

定 價
一部 三十錢(送料一錢)
一年分(送料共)

内地・滿支十四圓五十錢
其他海外二十圓五十錢

發行

東京市京橋區銀座西八ノ九
電話銀座(設)一三五二番
振替口座東京八五〇〇番

社團 同人盟

通信社

昭和十五年版・發賣中

同盟時事年鑑

四六倍判 八百餘頁
定價 一部 三圓

送料(書留)
市內 十二錢
地方 十三錢
外地 六十二錢

二十年の傳統と權威ある内容に輝く時事年鑑が本社に繼承發行されてより茲に三歳、更に我國唯一の大通信網と完備せる機構によつて最も理想的な年鑑たる威容を整へるに至つた。本昭和十五年版より同盟時事年鑑の新名稱を以て江湖に見ゆるは實に内容の新鮮完璧を記念しての故であり、群小年鑑の上に燦然と光を放つ標準決定版を上梓し得る自信を披瀝したものである。どの頁を開いても資料の豊富、統計の正確、取材の斬新、編輯の懇切を期し、いはゆる年鑑たるのみならず一大百科全書として萬戸必備の寶典たることを主眼とした。各位の御申込を待つ所以である。

即刻御申込下さい

△△△緊要諸知識は悉く本書一冊に!

△△△十人の顧問・百人の助手より本書一冊を!

△△△如何なる疑問も直ちに氷解する年鑑!

△△△年鑑中の王座を誇る最大の綜合大年鑑!

理想的な年鑑・經濟的な年鑑 凡ゆる年鑑の標準版

發行所 東 京 東 京 銀 座
法 團 同 盟 通 信 社
番 〇 〇 〇 五 八 京 東 替 振

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地

社 法 同 盟 通 信 社

電話代表番號銀座(四)二二二番(六)
振替貯金口座東京八五〇〇〇番